

平成 26 年版

通商白書

平成 26 年 6 月

経済産業省

○本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へリサイクルできます。

概要

平成 26 年版 通商白書

平成 26 年版 通商白書

I

世界経済の動向

■ 世界経済危機後の世界経済の動向

- 世界経済は、この 5 年間で、世界経済危機、欧州債務危機という 2 度に及ぶ深刻な危機に陥った。この間、先進国経済は大きく落ち込んだが、2013 年には堅調さを示した。一方、中国をはじめ新興国はリーマン・ショック後の世界経済の成長をけん引してきたが、2011 年以降、経済成長に陰りが見られ、2013 年は全般的に景気減速が目立った。こうした状況から、2013 年の世界経済は全体的に緩やかな成長にとどまった。
- 2013 年の特徴的な動きとして、米国における金融緩和の縮小観測に伴う金融市場の動揺が挙げられる。世界経済危機後、新興国は、主要国の大規模な景気刺激策から生じた余剰資金の流入に支えられ、高い経済成長を遂げたが、その一方、いくつかの新興国では経常赤字が大幅に拡大した。2013 年 5 月、米国の量的金融緩和縮小観測が高まったことをきっかけに、資金流出が加速した。5 月下旬から 6 月末にかけて新興国の金融市場は大きく動揺したが、その後、経常収支、外貨準備、インフレ率等の状況に応じて投資家による国の選別の動きが表れた。2014 年 1 月から、米国において量的金融緩和の縮小が開始された。今後、経常収支の赤字国を始め一部の新興国において短期的な動揺が生じる可能性はあるが、過去の危機時と比べて新興国がリスクへの耐性を強めてきていること等に鑑みて、大きな混乱に至る可能性は低いと見られている。
- 今後のリスク要因としては、量的金融緩和の縮小過程において金融環境が急激に変化した場合における金融のタイト化や地政学的なリスク等がある。

■ 我が国の貿易・投資動向

- 2013 年の我が国の貿易収支は、輸出額は 2012 年末からの円安方向の動きに伴い 3 年ぶりに増加したものの、火力発電用の化石燃料の輸入額増や好調な内需等を背景に輸入額が 4 年連続で増加し過去最大となったことにより、過去最大の赤字となった。
- 2013 年の貿易赤字の最大の要因は輸入価格の上昇であり、次いで、輸出数量の減少、輸入数量の増加となっている。しかし、輸出数量に関しては弱めの動きではあるものの第 3 四半期以降緩やか

に増加してきている。

- 主要品目別の貿易収支を 2005 年、2010 年、2013 年で比較すると、鉱物性燃料の赤字幅が拡大する一方で、電気機器や一般機械の黒字幅が縮小してきている。また我が国の主要輸出品目に関して貿易特化係数等を各国と比較することにより輸出競争力を見ると、自動車、鉄鋼に関しては、引き続き高い輸出競争力を維持している一方で、電気機器、一般機械、精密機器に関しては、韓国や中国の成長の影響等もあり、輸出競争力について相対的な優位性が低下してきていると見られる。
- 為替動向と生産拠点や輸出価格に関する企業行動を見てみると、それらの間には現時点では余り強い連動性は見られず、企業は海外需要の動向や為替水準の安定性を注視している可能性がある。他方、輸出数量への影響については、為替水準にかかわらず、海外における需要動向の影響を指摘する企業が多くなっているが、円高方向に推移する中での輸出数量の減少に関しては、円高の影響により価格競争力が低下したこと、また、円安方向に推移する中での輸出数量の一定の増加に関しては、円建ての輸出価格は引き下げていないが円安方向への動きによって現地価格が下がっていることを指摘する企業が比較的多くなっている。
- 2013 年の我が国の経常収支は 1985 年以降で過去最少の黒字となった。サービス収支は赤字幅が縮小し、第一次所得収支は黒字幅を拡大したものの、貿易収支の赤字幅が拡大したことが影響した。
- 我が国が今後経常収支黒字を維持するためには、観光客誘致や知的財産権等使用料受取の拡大等により、縮小傾向にあるサービス収支の赤字幅を更に縮小し、対外直接投資の収益率を高めること等により所得収支の黒字幅を更に拡大するとともに、輸出競争力の強化や資源の安定的かつ低廉な調達等により貿易収支の赤字幅を縮小していくことが重要である。

II

各国の経済ファンダメンタルズの変化と成長戦略・構造改革の取組

■ 主要国の成長戦略・構造改革の取組

- 欧州ではようやく景気回復の兆しが見えてきたが、失業率は依然として高水準にあり、構造的問題となっている。こうした中、労働市場改革が重要な課題となっている。南欧諸国においてなされた労働市場の柔軟化（賃金調整手続きの緩和等）が注目されているが、全体としては、格差の是正（正規／非正規労働者）及び積極的労働市場政策（失業者に対する就業支援等）についても重視する方向性が見られる。改革におけるポリシーミックスの重要性が示唆される。
- 米国では、海外における賃金上昇を受けた単位労働コスト差の縮小、シェールガス・オイルの生産増による事業環境の好転などを背景に、内需向けを中心に製造拠点を米国内に戻すリショアリングの動きが見られる。他方、製造業を取り巻くマクロ経済指標を見ると、シェールガス・オイル生産の活況による影響などが一部に見られるものの、製造業の復権と言えるほどの構造的な変化は現時点では見られていない。また、雇用情勢についても、大きな改善・回復は現時点では見られず、質

の高い雇用の創出は引き続き課題となっている。リショアリングの動向に注目が集まる一方、米国企業は積極的に海外において事業展開を行っている。設備投資や研究開発費などの経営資源の在外子会社への配分を強化する動きや、進出地域の特性に応じた戦略的な事業展開など、在外子会社の活用を通じて、業務の効率化や競争力の維持・強化を図っている。

- 中国は30年以上にわたって年平均10%近い経済成長を遂げ、GDP、貿易、外貨準備など世界経済におけるプレゼンスを拡大してきた。しかし、これまでの高成長を支えてきた人口動態、賃金水準などの諸条件が変化しつつあり、最近の成長率は7%台に低下し、所得格差など成長に伴うゆがみも顕在化してきている。このような中で、今後とも中国が経済成長を続けていくためには、相互に関連した幅広い分野での構造改革（投資主導型成長モデルからの転換、過剰設備問題や国有企業問題への対応、産業高度化の推進、規制緩和や金融改革、社会保障制度の確立、地方政府債務問題への対応等）への取組が課題となっている。
- ASEAN4（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン）においては、持続的な経済成長に向けた各種構造改革への取組を行っている。タイは高付加価値産業の育成を図るとともに、最低賃金を引き上げた。マレーシアは2020年先進国入りに向けて、サービス産業の強化などを進めることとしている。インドネシアは、産業と輸出の構造改革を進めることとしている。フィリピンは成長が著しいアウトソーシング産業（BPO）を優先産業と位置付けている。

■ 新興国等の経済ファンダメンタルズの変化と成長戦略

- 過去の通貨・金融危機によって、いくつかの新興国等は深刻な経済的被害を受けた。新興国等における経済のファンダメンタルズのぜい弱性は危機発生の原因の一つであったが、近年、これらの新興国等は、経済のファンダメンタルズを改善することによって、外生的なショックに対するリスク耐性を高めてきている。また、新興国を中心とするクロス・カンントリー・データに基づいて、リスク耐性だけでなく、成長基盤も併せて分析したところ、両指標の間には正の関係が存在することが確認されるが、近年になって、この関係はやや緩やかになっており、各国間の総合的なリスク耐性及び成長基盤の差異は相対的に縮小してきていることが明らかとなった。
- 1997～98年のアジア通貨危機後、韓国経済はマクロ経済政策による景気刺激策に加え、構造改革の断行によって、比較的早期に危機による経済の落込みから回復した。大胆な構造改革によって、韓国経済は痛みを伴いながらも、経済のファンダメンタルズの改善と成長基盤の強化を目指した。なかでも注目に値するのが、積極的な対外開放戦略の推進である。韓国は、市場参入障壁の撤廃や外資参入規制の緩和、FTAの締結を相次いで実施してきた。その結果、韓国経済は、欧米式のコーポレート・ガバナンスが導入され資本市場が自由化されたほか、ベンチャー企業をはじめとする新規企業の設立が促進され新陳代謝が活発な経済となるに至った。
- メキシコとブラジルの上位10品目の輸出産品をみると、1990年代以降、メキシコでは工業製品中心の財を輸出する構造に大きく変貌する一方、ブラジルでは資源、農産物など一次産品とその加工品を中心とした輸出構造が継続しており、最近ではその傾向が更に強まってきているなど対照的となっている。この背景としては、異なる成長戦略があげられる。メキシコは、自由化・民営化といった構造改革を進めるとともに、米国と隣接する優位性をいかしつつ、対外開放政策を積極的に進めることにより、製造・輸出拠点として成長を遂げた。これに対して、ブラジルは、対内直接投資を

受け入れる一方、国内産業の育成と中間層の拡大を通じて国内市場を成長させ、近年では中国向けを中心とする資源輸出によって発展を遂げている。

- メキシコ、タイ、インドの自動車産業を見ると、メキシコは海外市場への輸出、タイは国内市場と海外市場の両方、インドは国内市場を中心とした構造となっている。3か国とも、時期、内容や程度の違いはあるが、国内産業保護政策から国際的な貿易・投資の自由化の流れの中で規制緩和、FTA 締結等を進め、地理的条件や国内市場の規模などそれぞれの特徴をいかしつつ、外資による投資を受け入れ、戦略的な生産・輸出・販売網を構築している。

■ 東アジアにおける貿易投資の深化と成長モデル転換に向けた我が国の貢献

- 東アジアの貿易構造は、域内貿易においては部品や加工品などの中間財の比率が高く、欧米向けにおいては消費財や資本財などの最終財の比率が高い。これは域内において国際的な生産分業が発達し、組立てられた最終財が欧米へ輸出されることを示唆している。このような構造については、リーマン・ショック後、最終財輸出に占める欧米のシェアの緩やかな低下、東アジアの上昇という変化の動きも見られる。東アジアの輸出国の中では、長期的には日本のシェアが低下し、中国の存在感が高まってきている。
- このような東アジアの貿易構造は、我が国企業による海外展開と密接に関係している。日系製造業はアジアを中心に直接投資による現地法人を設立し、生産拠点間の資材調達の流れが中間財貿易の背景となっている。また、我が国企業の稼ぎ方として、基幹部品等の資材輸出とともに、海外現地法人からの配当金・ロイヤリティ収入の重要性が高まっている。進出地域別に見ると、日本企業にとってアジアが資材輸出、配当金・ロイヤリティの両面で重要な地位を占めている。アジアにおいて日系現地法人は、現地販売や現地調達を拡大するとともに、研究開発活動を活発化するなど関係が深化している。
- 各国が長期的発展を遂げるために現在模索している成長モデルの転換においては、現地における裾野産業育成及び地場企業の実力強化のための高度人材育成、ハード・ソフトインフラ整備の促進、非関税障壁の撤廃による取引コストの低減等、企業の活力をいかにするための事業環境整備を進めることが重要な役割を果たす。先に示した我が国企業のアジアにおける事業展開の深化は、技術、ビジネスモデルやノウハウを提供するかたちで事業環境整備に貢献するとともに、高度化する消費者のニーズにも応えることができると考えられる。

III

我が国企業のビジネスチャンス拡大のための事業環境整備

■ 世界に広げる「経済連携の網」と多角的自由貿易体制等の構築

- 自由貿易の拡大、経済連携の推進は、日本の通商政策の柱であり、特にこれからは、TPP、

アールセップ

RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA 等の広域的 EPA を推進し、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、日本の成長にとって不可欠といえる。加えて、WTO、APEC や個別分野での有志国によるルール形成とその遵守も重要である。

- さらに、我が国企業の新興国への戦略的な事業展開促進に向けて、現地で安定的に操業できる事業環境を整備するべく、投資協定や租税条約に取り組むことが必要である。
- 我が国政府や関係機関による EPA/FTA に関する情報提供は、一定程度参照されてはいるものの、さらなる認知向上の余地があり、EPA/FTA をまだ利用していない企業にとっては、具体的な他社の利用事例などが検討開始のきっかけになる可能性がある。また、EPA/FTA を積極的に活用している企業は、様々な情報を利用し、それぞれの会社に合う方法で EPA/FTA 利用のために必要となるノウハウを、属人的なノウハウにとどめず、形式知化する努力を行っている。今後、EPA/FTA に関して提供されている情報（ホームページなど）の認知が進むことや、より多様な情報が提供されることにより EPA/FTA の利用のためのコストが低減し、EPA/FTA の利用促進につながることを期待される。

■ 新興国戦略

- 新興国の需要の獲得は、我が国企業が世界で拡大する需要を捕捉して我が国に富を還流するため、また、我が国からの製品輸出・部素材調達を促進する基盤づくりのために必要である。
- それに当たり、2013 年から、経済発展度合い、我が国企業の進出状況、他国企業との競争環境を踏まえ、新興国を 3 つのグループ（「中国・ASEAN」、「南西アジア、中東、ロシア、中南米」、「アフリカ」）に分類した上で、各地域において取組を進めている。

■ 対内直接投資の促進

- 世界各国の外国企業誘致競争が激化する中、諸外国と比べ後れをとっている対内直接投資を活性化させることは、新たな刺激によるオープンイノベーションの推進につながり、また、地域経済活性化の観点からも重要である。
- 「対日直接投資推進会議」を司令塔とし、外国企業からの意見を踏まえた規制・制度改革、ジェットロ、在外公館や先進的な地方自治体とも連携した誘致活動を展開する。

平成 26 年版通商白書 目次

凡例

第 I 部 世界経済の動向

第 1 章 世界経済危機後の世界経済の動向 3

- 第 1 節 世界経済危機後の変化（リーマン・ショック前から直近年まで） 4
- 第 2 節 米国の量的金融緩和縮小とその影響 18
- 第 3 節 リスク要因 26

第 2 章 我が国の貿易・投資動向 29

- 第 1 節 2013 年の我が国の貿易動向 30
- 第 2 節 我が国の貿易構造の変化 35
- 第 3 節 為替動向と企業行動及び輸出数量への影響 39
- 第 4 節 我が国のサービス収支動向 47
- 第 5 節 我が国の第一次所得収支動向及び対外投資の国際比較 48
- 第 6 節 我が国の経常収支動向 51

第 II 部 各国の経済ファンダメンタルズの変化と成長戦略・構造改革の取組

第 1 章 主要国の成長戦略・構造改革の取組 57

- 第 1 節 欧州における労働市場改革 58
- 第 2 節 米国における製造業・国内回帰の動きとシェール革命の影響 86
- 第 3 節 新たな成長モデルを模索する中国 113
- 第 4 節 次なる成長ステージへの転換を図る ASEAN 133

第 2 章 新興国等の経済ファンダメンタルズの変化と成長戦略 147

- 第 1 節 新興国等の経済ファンダメンタルズ 148
- 第 2 節 アジア通貨危機後の韓国における構造改革 178
- 第 3 節 メキシコとブラジルの成長戦略 185
- 第 4 節 メキシコ、タイ、インドの自動車政策 206

第3章 東アジアにおける貿易投資の深化と成長モデル転換に向けた我が国の貢献 …215

第1節 東アジアにおける貿易投資動向 …216
第2節 我が国企業と東アジアの関わり …228
第3節 我が国の貢献可能性 …243

第Ⅲ部 我が国企業のビジネスチャンス拡大のための事業環境整備

第1章 世界に広げる「経済連携の網」と多角的自由貿易体制等の構築 …263

第1節 世界経済との連結性を強化する経済連携（EPA/FTA） …264
第2節 投資協定 …279
第3節 租税条約 …283
第4節 EPA/FTA の利用状況と利用促進のための情報提供について …285
第5節 世界・地域規模でのルール形成に向けた取組 …299

第2章 新興国戦略 …311

第1節 新興国市場の3類型 …312
第2節 地域ごとの進捗と今後の方針 …314
第3節 企業支援施策 …316
第4節 分野別戦略の強化 …319
第5節 規制・制度環境の整備 …320

第3章 対内直接投資の促進 …323

付 注 …329
参考文献 …343
図表索引 …355

1. 量的金融緩和の縮小開始後の市場動向……………	24
2. 新興国における株、国債、通貨の「トリプル安」について……………	25
3. ドイツ、韓国における為替動向と輸出物価変動の関連性……………	45
4. 労働時間の柔軟性と雇用形態の多様性……………	66
5. スウェーデンの就労原則と、職務評価モデルに基づく賃金制度……………	68
6. 無期雇用への糸口としての有期雇用……………	82
7. パートタイム労働と労働参加率……………	83
8. 非在来型エネルギーの米国経済への影響……………	103
9. 新興国等の国債の信用格付の推移について……………	162
10. ブラジルのハイパーインフレーションの克服 ……………	187
11. 資源産出国の経済構造と資源依存低下のための取組—ロシア、豪州—	197
12. トルコ、モロッコ、インドの貿易投資状況からみる対外経済関係 ……	247
13. ビジネス環境の整備に関する委員会 ……………	296

凡 例

1. 略 称

主として使用している略称の正式名称は、次のとおり。

ADB	: Asian Development Bank (アジア開発銀行)
APEC	: Asia-Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力)
ASEAN	: Association of South-East Asian Nations (東南アジア諸国連合)
BEA	: Bureau of Economic Analysis (米国商務省経済分析局)
BIS	: Bank for International Settlements (国際決済銀行)
DBJ	: 株式会社日本政策投資銀行 (Development Bank of Japan)
ECB	: European Central Bank (欧州中央銀行)
ECLAC	: UN Economic Commission for Latin America and the Caribbean (国連ラテンアメリカカリブ経済委員会)
EFTA	: European Free Trade Area (欧州自由貿易地域)
EPA	: Economic Partnership Agreement (経済連携協定)
ERIA	: Economic Research Institute for ASEAN and East Asia (東アジア・アセアン経済研究センター)
ESA	: Economics and Statistics Administration (米国商務省経済統計局)
FAO	: Food and Agriculture Organization of the United Nations (国際連合食糧農業機関)
FRB	: Board of Governors of the Federal Reserve System (米国連邦準備制度理事会)
FTA	: Free Trade Agreement (自由貿易協定)
GATS	: General Agreement on Trade in Services (サービス貿易に関する一般協定)
GATT	: General Agreement on Tariffs and Trade (関税及び貿易に関する一般協定)
GCC	: Gulf Cooperation Council (湾岸協力会議)
GDP	: Gross Domestic Product (国内総生産)
GNI	: Gross National Income (国民総所得)
IEA	: International Energy Agency (国際エネルギー機関)
IEC	: International Electrotechnical Commission (国際電気標準会議)
ILO	: International Labour Organization (国際労働機関)
IMF	: International Monetary Fund (国際通貨基金)
ISO	: International Organization for Standardization, (国際標準化機構)
JBIC	: 国際協力銀行 (Japan Bank for International Cooperation)
JETRO(ジェトロ)	: 独立行政法人日本貿易振興機構 (Japan External Trade Organization)
JICA	: 独立行政法人国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency)
JOGMEC	: 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (Japan Oil, Gas and Metals National Corporation)
JST	: 独立行政法人科学技術振興機構 (Japan Science and Technology Agency)
M&A	: Merger and Acquisition (企業合併・企業買収)
NAFTA	: North American Free Trade Agreement (北米自由貿易協定)
NEDO	: 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (New Energy and Industrial Technology Development Organization)
NEXI	: 独立行政法人日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance)

NIEs	: Newly Industrializing Economies (新興工業国・地域)
OECD	: Organization for Economic Co-operation and Development (経済協力開発機構)
PPP	: purchasing power parity (購買力平価)
RIETI	: 独立行政法人経済産業研究所 (Research Institute of Economy, Trade and Industry)
TFP	: Total Factor Productivity (全要素生産性)
UNCTAD	: United Nations Conference on Trade and Development (国連貿易開発会議)
USDA	: United States Department of Agriculture (米国農務省)
USTR	: office of the United States Trade Representative (米国通商代表部)
WIPO	: World Intellectual Property Organization (世界知的所有権機関)
WTO	: World Trade Organization (世界貿易機関)
国連	: United Nations (国際連合)
世銀	: World Bank (世界銀行)*

※国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development) 及び国際開発協会 (International Development Association) の総称。

※ EPA/FTA について

自由貿易協定 (FTA) は、締約国間の関税その他の制限的通商規則等の撤廃を内容とする協定を指し、経済連携協定 (EPA) は、FTA の要素に市場制度や経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定を指す。本白書においては、特に断りが無い場合、EPA 又は FTA に関税同盟 (域内の関税その他の制限的通商規則を撤廃し、かつ域外に対する関税その他の制限的通商規則を共通にする単一の関税地域を設定する協定) を含めた総称として、EPA/FTA と表記する。

2. 資料

主として使用している外国統計の略称等は次のとおり。

(1) 世銀統計

世銀「WDI」: World Development Indicators

(2) IMF 統計

IMF「DOT」: Direction of Trade Statistics

「IFS」: International Financial Statistics

「BOP」: Balance of Payments Statistics

「WEO」: World Economic Outlook

(3) その他統計

USDA「PS&D」: 米国農務省 Production, Supply, Distribution Database。

3. 数値・数式等

- (1) 文中及び統計表中の年は、特記しない限り暦年 (1~12月) である。また、年度は特記しない限り4月~翌年3月である。
- (2) 数値は、原則として四捨五入されており、合計とは一致しないことがある。
- (3) 図表中の記号のうち、数字が後に続かず単独で使われている「—」は特記しない限り不明、もしくは計上不能または該当事項なしを意味する。また、「0」は単位未満の数値を示す。
- (4) 本白書は執筆当時の統計等に基づいている。その後の統計数値の改定等は反映していない。

4. 国・地域分類

- (1) 「国」という表現には地域を含む場合がある。
- (2) NIEs、ASEAN については、以下のとおりとする。
 - ① NIEs は、韓国、台湾、香港及びシンガポールの 4 개국・地域を指す。
 - ② そのうち前 3 개국（韓国、台湾、香港）を本白書においては、特に NIEs3 と表記することとする。
 - ③ ASEAN は、タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジアの 10 개국を指す。
 - ④ そのうち前 4 개국（タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア）を本白書においては、特に ASEAN4、前 6 개국（タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ベトナム）を本白書においては、特に ASEAN6 と表記することとする。
- (3) 「BRICs」は、ブラジル、ロシア、インド、中国の 4 개국を指す。
- (4) 「EU」について、1993 年 11 月に欧州連合条約が発効したことにより、欧州連合（EU）が創設されたが、創設当時の EU 加盟国 12 개국を EU12、95 年 1 月以降の加盟国 15 개국を EU15、2004 年 5 月以降の加盟国 25 개국を EU25、2007 年 1 月以降の加盟国 27 개국を EU27 と表記する。
- (5) 「ドイツ」という表現を用いて統一以前の西ドイツを指す場合がある。このため、各年数値に整合性がない場合がある。
- (6) 「OPEC」は、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、ベネズエラ、カタール、インドネシア、リビア、アラブ首長国連邦、アルジェリア、ナイジェリアの 11 개국が加盟している。このうち、イラクは統計が欠如しているものが多いことから、原則として、統計上の分析に当たっては、「OPEC」はイラクを除く 10 개국を指す。
- (7) 「GCC」は、サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、UAE、オマーンの 6 개국・地域を指す。
- (8) 「メルコスール」は、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ベネズエラを指す。
 ただし、ほかにボリビア、パラグアイが加盟国として存在する（注（1）及び注（2）参照。）。
 （注 1）ボリビアは 2012 年 12 月加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ち。現在議決権はない。
 （注 2）パラグアイは 2012 年 6 月からメルコスール関連会合への参加権が停止されていた。2013 年 8 月 15 日カルテス新大統領就任とともに停止は解除されたが、10 月現在まだ復帰していない。
- (9) 本資料に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

第 I 部

世界経済の動向

第 1 章

世界経済危機後の 世界経済の動向

第 1 節

世界経済危機後の変化
(リーマン・ショック前から直近年まで)

第 2 節

米国の量的金融緩和縮小とその影響

第 3 節

リスク要因

第1章

世界経済危機後の世界経済の動向

第1節

世界経済危機後の変化 (リーマン・ショック前から直近年まで)

1. 主要経済指標から見た世界経済の動向

2008年9月に米国で発生したリーマン・ショックの後、世界規模で拡大した金融危機により、世界経済は近年で最も深刻な景気後退に陥った。その後、2009年を底に急速に回復へと向かったものの、リーマン・ショックの発生からわずか1年余りの2009年10月にギリシャ債務問題が顕在化し、その後、欧州債務危機へと発展していく中、世界経済は2011年には再び失速した(第I-1-1-1図)。

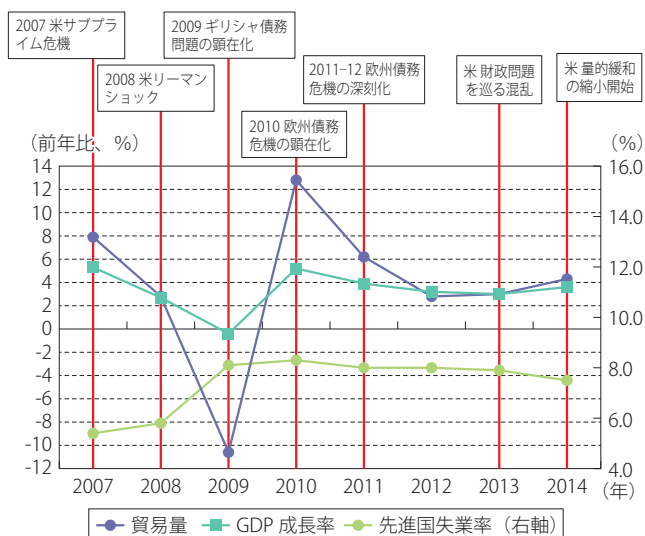
その後、欧州債務危機が長期化する中、世界全体の実質GDP成長率、貿易量は2011年以降、前年比で伸び率が低迷し、先進国の失業率も高止まりが続いた。新興国(特に中国)も、2011年には成長に陰りが生じた。2013年には米国経済が底堅く推移し、欧州も

長期的な低迷から回復へと転ずる兆しが見られるなど、先進国が堅調さを示す一方、新興国については、2013年は全般的に景気減速が目立った。こうした状況から、2013年の世界経済は全体として緩やかな成長にとどまった。

(1) GDPの動向

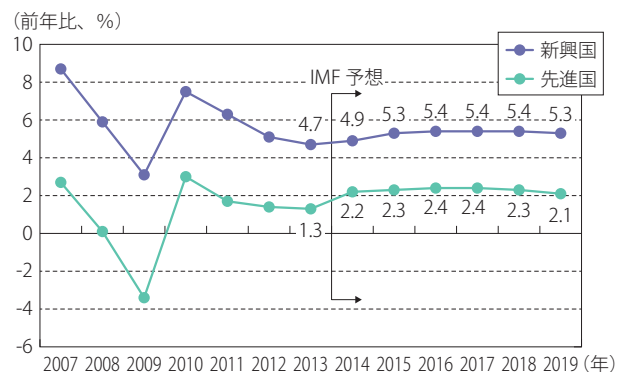
世界経済は、この5年間で、世界経済危機、欧州債務危機という2度に及ぶ深刻な危機に陥った。この間、先進国経済が大きく落ち込む一方、中国、ASEAN等をはじめとする新興国は高い経済成長を示し、リーマン・ショック後の世界経済の成長をけん引してきた。2011年以降、新興国の経済成長に陰りが見られたものの、IMFによれば¹⁾、先進国経済の回復を受けて、2014年には新興国も回復へと向かう見通しである(I-1-1-2図)。経済成長の鈍化が指摘される中国は、

第I-1-1-1図
世界の実質GDP成長率、貿易量、失業率の推移(年率)



資料: IMF「WEO, April 2014」から作成。

第I-1-1-2図
先進国と新興国・途上国の経済成長見通し



備考: 2014年以降はIMFによる推計値。

資料: IMF WEO April 2014 から作成。

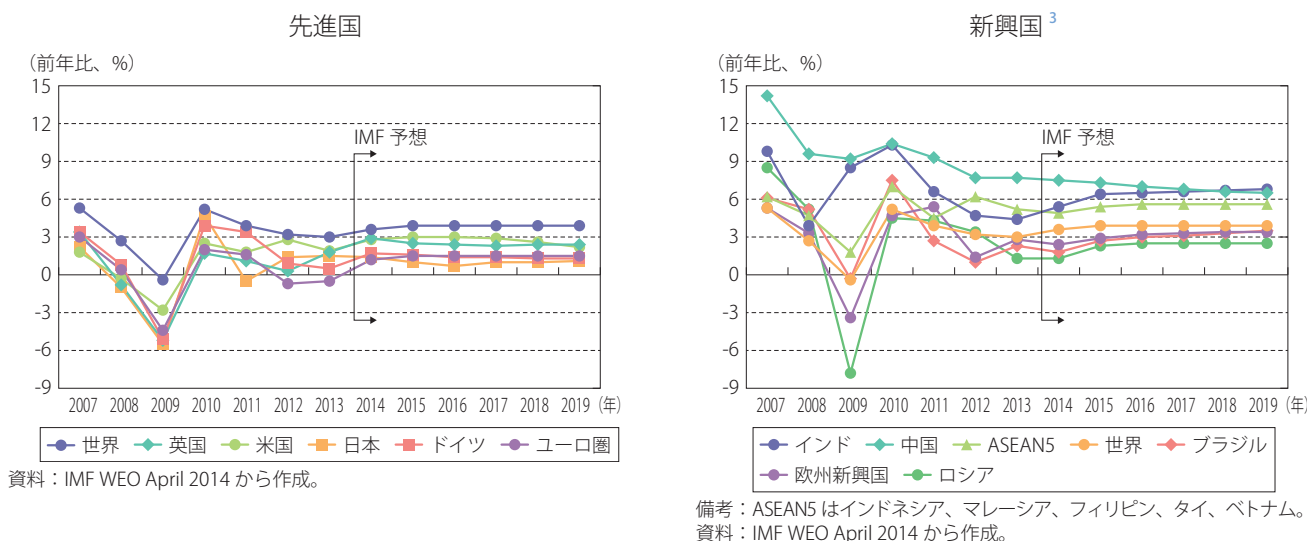
年率7%台と相対的には高い水準を維持することが見込まれており、2015年には、中国、インド、ASEAN5の経済成長率が引き続き米国を上回るとともに、ブラジルもユーロ圏や日本を上回る伸びで経済が回復に向かうことが予想されている（第I-1-1-3図²⁾。

こうした高い経済成長により、世界経済全体に占める新興国・途上国の経済規模も拡大している。2007年時点には世界のGDPの3割弱であった新興国・途上国は、2013年には4割弱を占めている（第I-1-1-4図⁴⁾）。2019年には更に高まるが見込まれており、引き続き、世界経済の回復と成長のけん引役と

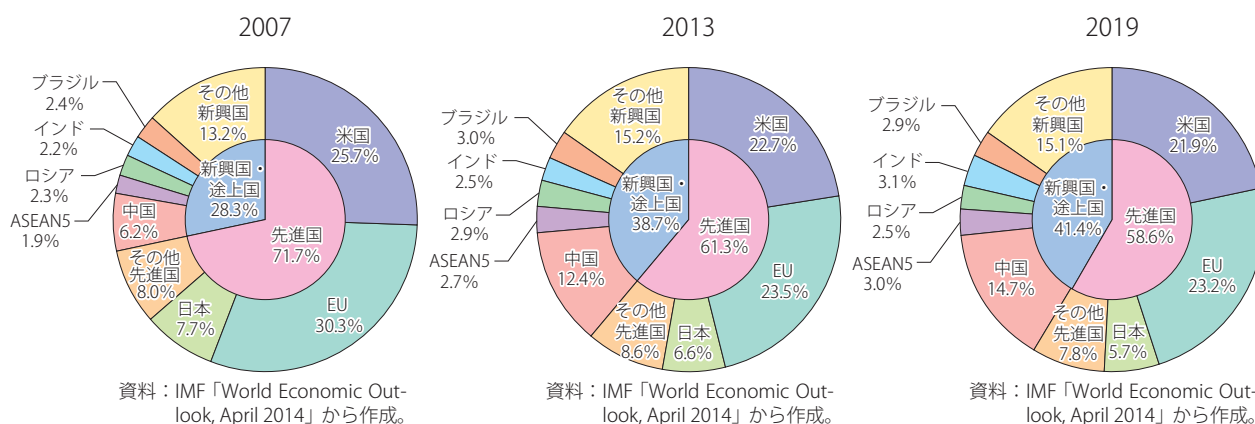
して期待されている。

世界経済全体に占める新興国・途上国の経済規模の内訳について、2019年までのIMFの見通しによれば⁵⁾、中国は、2019年には世界経済全体の14.7%を占め、新興国全体のシェア（41.4%）の3分の1を超える見込みである。ただし、拡大ペースについては、2007年から2013年まで（2010年を除く）は毎年1.0~1.2%の伸び幅であったが、2014年は0.7%となり、以後、2019年の0.1%まで、前年のシェアからの伸び幅が次第に縮小すると見られている（第I-1-1-5図）。ロシアは、2013年をピークに、世界経済に占めるシェ

第I-1-1-3図 主要国の経済成長見通し



第I-1-1-4図 世界のGDP構成比の比較（2007年、2013年、2019年）



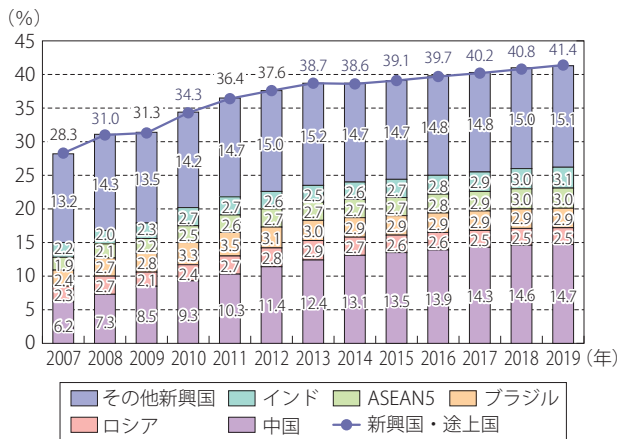
2 ユーロ圏は2014年1月のラトビアの加盟により18か国に拡大したが、同国の各種経済指標の値は極めて小さいため、データの継続性の観点から、便宜的に、2014年1月以降についても2013年12月までの17か国のデータを延長して用いることとする。

3 IMFは、2014年4月30日にロシアに関する4条協議の結果(Concluding Statement for the 2014 Article IV Consultation Mission)を公表。ロシアのGDP成長率についてWorld Economic Outlookの値を、2014年は1.3%から0.2%へ、2015年は2.3%から1.0%へと下方修正した。

4 EUは2013年7月のクロアチアの加盟により28か国に拡大したが、同国の各種経済指標の値は極めて小さいため、データの継続性の観点から、便宜的に、2013年7月以降についても2013年6月までの27か国(EU27)のデータを延長して用いることとする。

5 IMF「WEO April 2014」

第 I-1-1-5 図
世界経済に占める新興国・途上国の規模の内訳
(2007~2019年)



資料：IMF「World Economic Outlook April 2014」から作成。

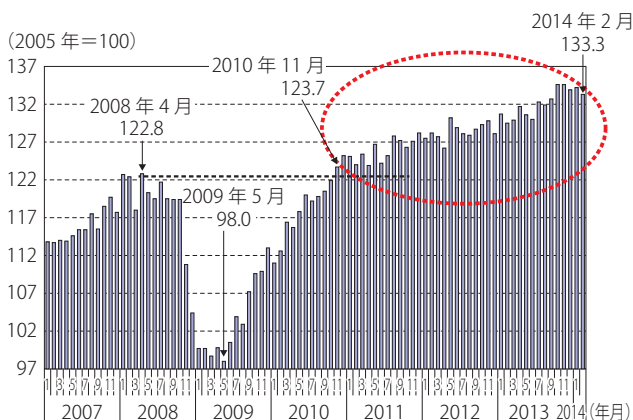
アの緩やかな縮小が見込まれ、ブラジルは、2014年以降、横ばいで推移する見込みである。一方、インドは2014年以降、また、ASEAN5は、2016年以降、シェアが緩やかに拡大する見込みであり、その他の新興国も2016年以降、緩やかな拡大が見込まれている。

このように、新興国においては、中国が引き続き存在感を示しつつも拡大ペースが緩やかになる一方、インド、ASEAN5等の比重が次第に高まる見込みである。

(2) 貿易動向

世界全体の貿易量は、2008年の世界経済危機の影響により大幅に落ち込んだが2009年5月には底を打ち、2010年11月に世界経済危機の直前の最大値(2008年4月時点)まで回復した。その後、欧州債務危機などを背景として、世界の貿易量は緩やかな伸びにとどまっている(第I-1-1-6図)。

第 I-1-1-6 図 世界の貿易量の推移



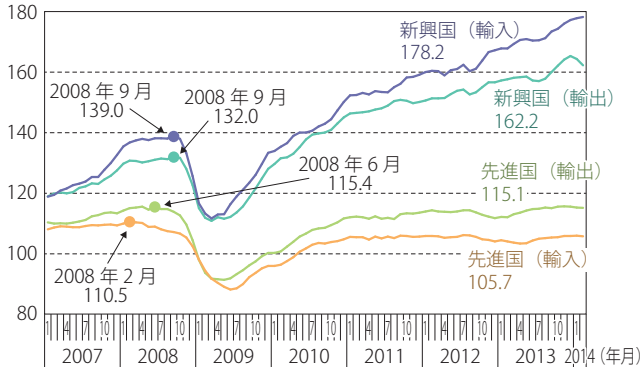
資料：Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis (CPB)「World Trade Monitor」から作成。

先進国、新興国別に見ると、新興国は、輸出入ともに世界経済危機による落ち込みから順調に回復し、その後も高い伸びが続いている(第I-1-1-7-①図)。一方、先進国は、世界経済危機及び欧州債務危機による影響の長期化を背景に、輸出入いずれもいまだに世界経済危機直前の最大値まで回復していない。輸出入別に見ると、まず輸入量について、先進国は、米国、ユーロ圏、日本のいずれも世界経済危機直前の最大値とほぼ同水準まで回復した後、おおむね横ばいで推移しているのに対し、新興国では、中東アフリカ、中東欧、アジア、ラテンアメリカのいずれも、世界経済危機前の水準を超え、その後も順調に伸びている(第I-1-1-7-②図)。輸出量を見ると、先進国では、米国が世界経済危機前の水準を超えて堅調な回復を示している一方、ユーロ圏及び日本は伸び悩みが続いている(第I-1-1-7-③図)。新興国では、いずれの地域においても世界経済危機前の水準を超える伸びが見られ、特にアジアの伸びが著しい。貿易額で見ても、アジア地域は2013年、欧州を上回る規模となった(第I-1-1-8図)。中でも中国は、世界経済危機後も輸出額が順調に拡大し、2009年にはドイツを抜いて世界一に、また、2013年には米国、カナダ、メキシコを併せた北米全体にほぼ匹敵する輸出額になった。これに対して、米国、ドイツ、日本等の先進国では輸出額の伸び悩みが続いている。

第 I-1-1-7 図 主要国・地域の貿易量の推移（指数、3ヶ月移動平均）

①先進国、新興国

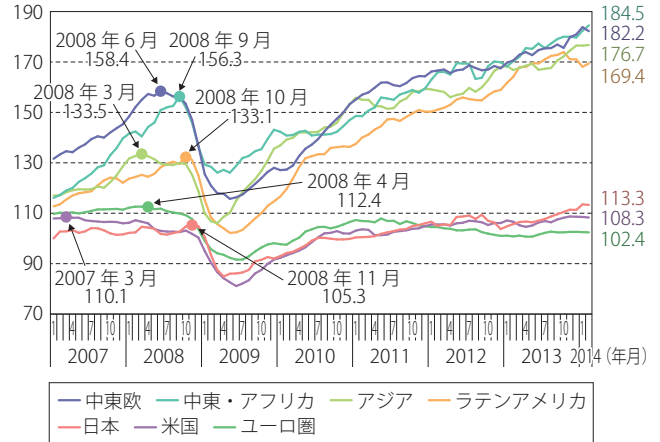
(3ヶ月移動平均、2005年=100)



資料：Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis (CPB) 「World Trade Monitor」から作成。

②輸入量

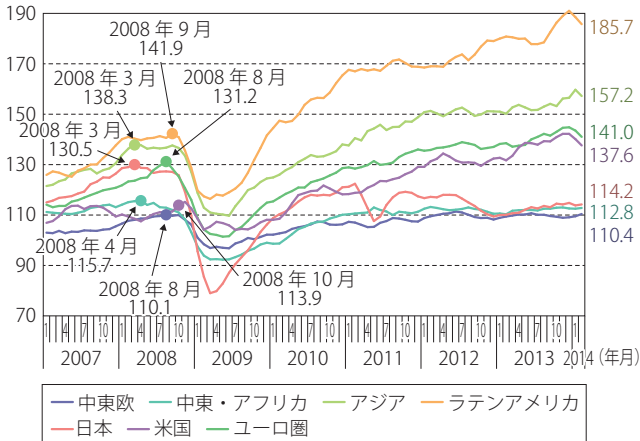
(3ヶ月移動平均、2005年=100)



資料：Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis (CPB) 「World Trade Monitor」から作成。

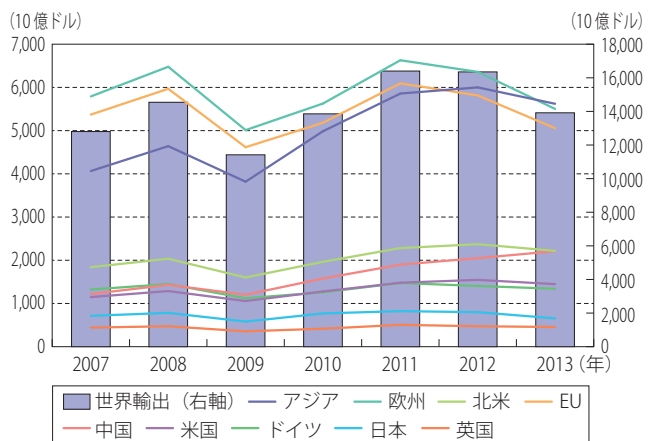
③輸出量

(3ヶ月移動平均、2005年=100)



資料：Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis (CPB) 「World Trade Monitor」から作成。

第 I-1-1-8 図 主要国・地域の輸出額の推移



資料：WTO 「short-term trade statistics」から作成。

(3) 労働市場の動向

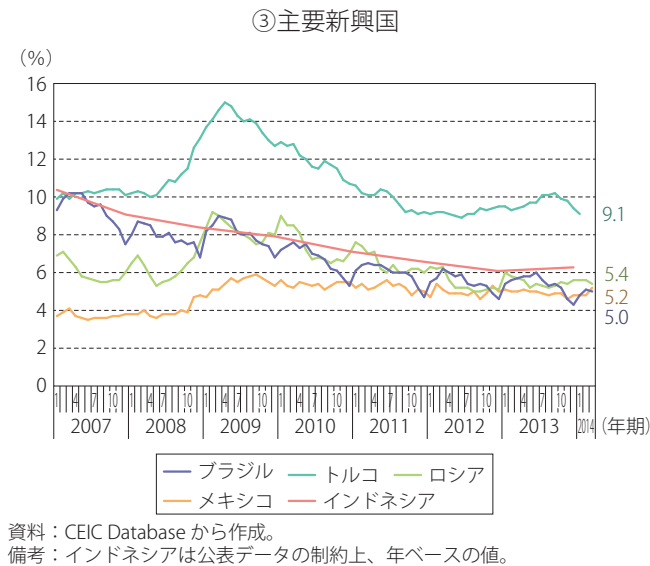
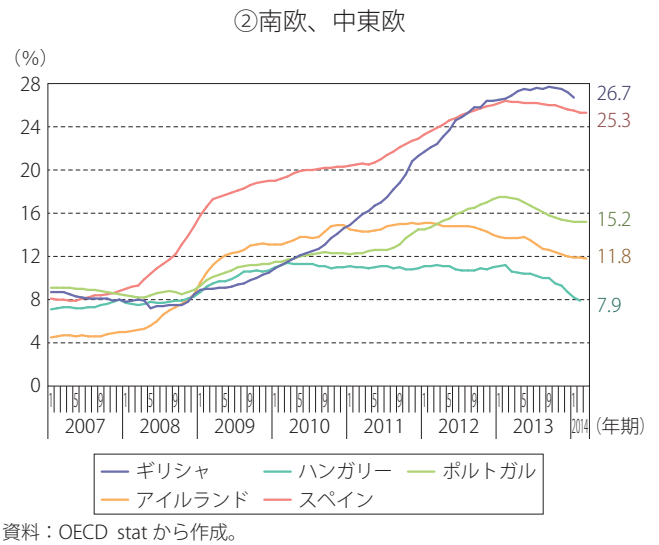
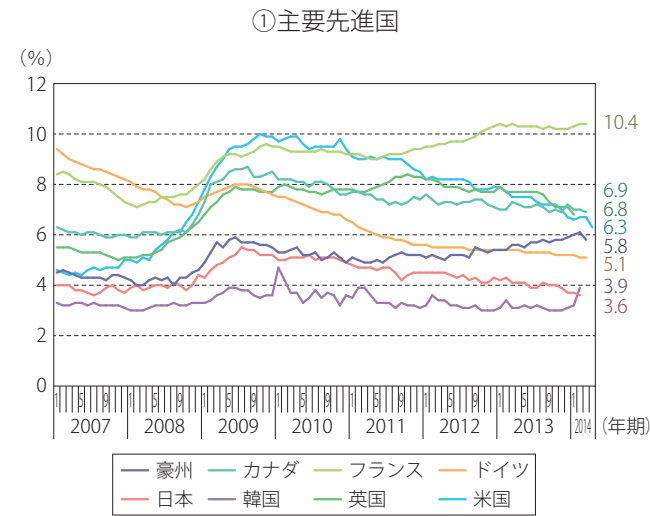
先進国における失業率は全体として緩やかな低下傾向にあるが、ドイツ、日本を除き、依然として世界経済危機前の水準を上回っている。特に、フランスは失業率が悪化しており、ギリシャ、スペインの失業率は20%台後半と極めて高い。一方、主要新興国の失業率は全体として低下傾向にある（第 I-1-1-9 図）。

なお、国際労働機関（ILO）によれば⁶、2013年の世界の失業者数は2億180万人と、初めて2億人台に達し、このうち7,450万人を15 - 24才の若年層が占めた。第 I-1-1-10 図が示すように、2013年の若年層の失業率は13.1%となり、世界経済危機発生前の2007年（11.6%）以降、悪化が続いている。また、全

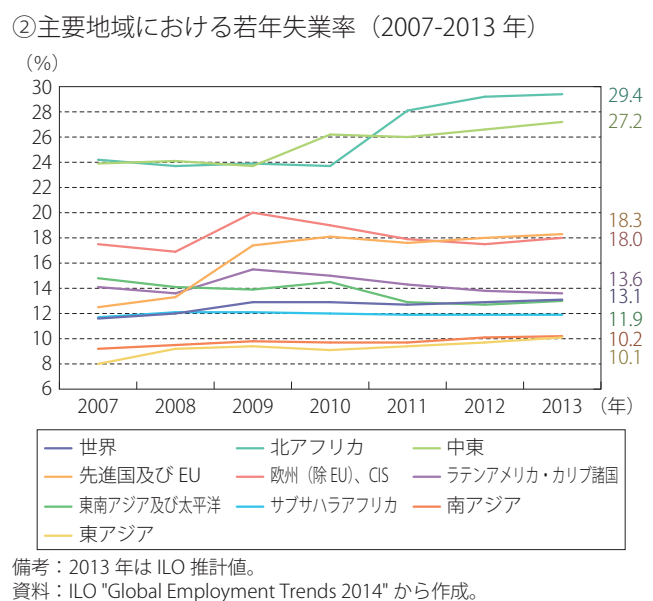
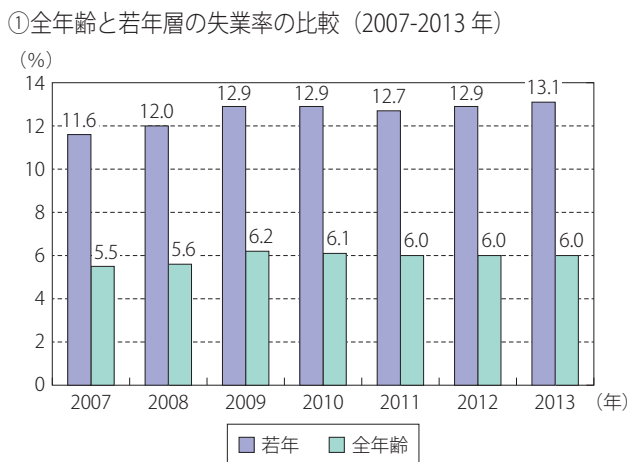
年齢での失業率との格差もこの5年間で最大となるなど、若年層の就職難が際出っており、ILOは2014年には若年層の失業率は13.2%と更に悪化すると予想している。地域別に見ると、ラテンアメリカ・カリブ諸国を除く全ての地域で、若年失業率が前年比で悪化した。ILOは「弱く不均衡な経済回復により、若者は特に影響を受け続けている」と指摘している。

6 ILO "Global Employment Trends 2014" 21 January, 2014

第 I-1-1-9 図 主要国の失業率の推移



第 I-1-1-10 図 主要地域における若年失業率の推移



(4) 生産動向

鉱工業生産指数を見ると、先進国は、世界経済危機を経て2010年12月以降、横ばいのまま長期的に伸び悩んでおり、2014年2月時点でも世界経済危機直前の最高値（2008年4月）を下回っている（第I-1-1-11図）。国別に見ると、米国は、2013年11月に、世界経済危機前のピークであった2007年12月の水準まで回復した。ユーロ圏は欧州債務危機の深刻化によって世界経済危機からの回復が腰折れし、低迷が続いている。日本はリーマン・ショック、東日本大震災の2度にわたって大きく落ち込み、2012年後半以降も欧州債務危機の深刻化等の影響により、低下が続いた。2013年に入って順調な回復をたどっているが、2014年2月時点でも世界経済危機前のピークであった2008年2月の水準をいまだに大きく下回っている。一方、新興国では全体として、2009年秋には、世界経済危機前のピークであった2008年2月の水準まで回復し、その後も順調に上昇している。地域別に見ると、アジア新興国の著しい上昇が新興国全体をけん引

したのに対し、中東欧、ラテンアメリカは伸び悩み、中東アフリカは2012年半ば以降、低下傾向が続いた。

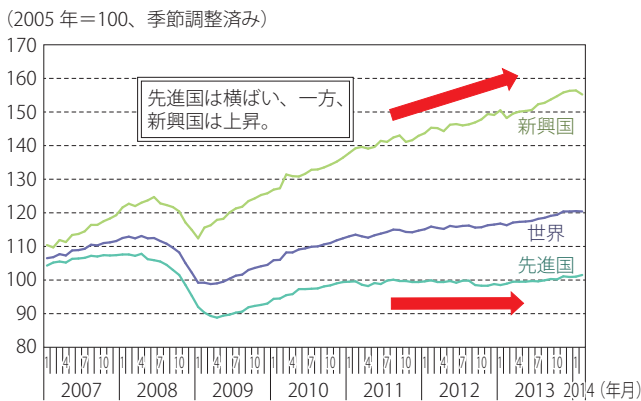
(5) 消費動向

主要国における家計の最終消費支出の伸び率（年率）を見ると、世界経済危機及び欧州債務危機の際に大きく落ち込み、その後伸び幅は回復傾向にあるが、ユーロ圏においては伸び率が低下している（第I-1-1-12図）。

また、家計消費を反映した小売の動向を自動車販売台数から見ると、世界経済危機前の2007年までは、米国の新車販売台数が突出して多かったが、世界経済危機の影響により大きく減少した（第I-1-1-13図）。2010年以降は、米国の新車販売台数は増加を続け、2013年には世界経済危機前の2007年の水準に迫るまで回復した。他方、中国の新車販売台数が急速に伸び、2009年には米国を抜いて世界最大となった。その後も、中国の新車販売台数は順調に拡大し、2013年には世界で初めて2000万台を突破した。ブラジル、イ

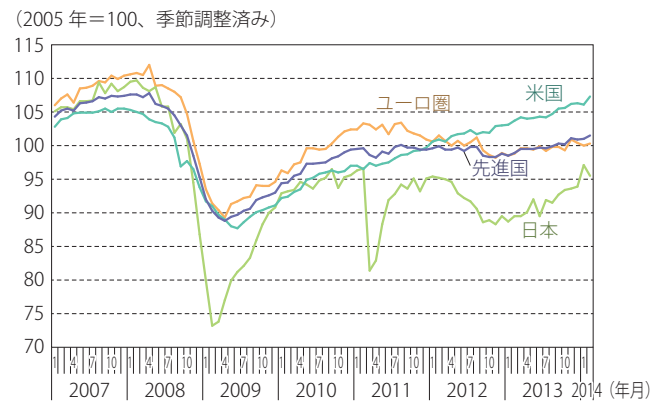
第I-1-1-11図 主要国の鉱工業生産指数の推移

①先進国・新興国



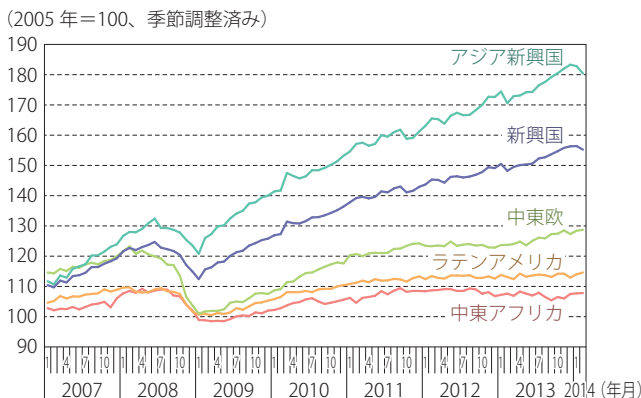
資料：Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis (CPB) 「World Trade Monitor」から作成。

②主要先進国・地域



資料：Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis (CPB) 「World Trade Monitor」から作成。

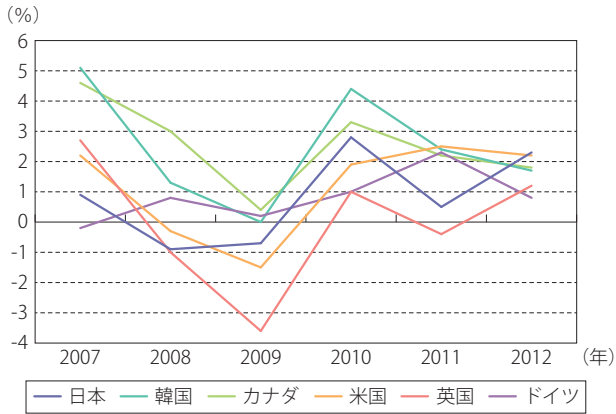
③主要新興国・地域



資料：Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis (CPB) 「World Trade Monitor」から作成。

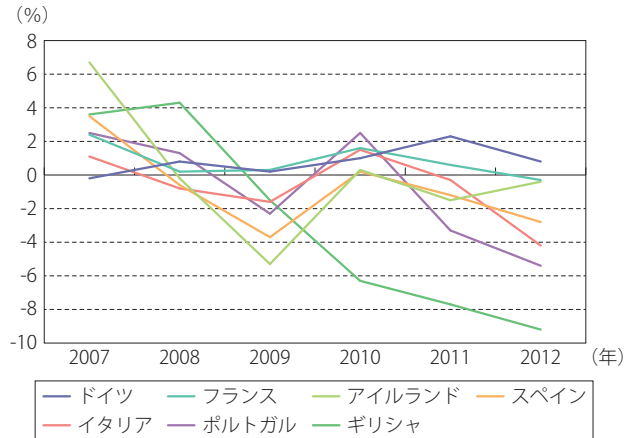
第 I-1-1-12 図 主要国における家計の最終消費支出の伸び率（年率）

①主要先進国



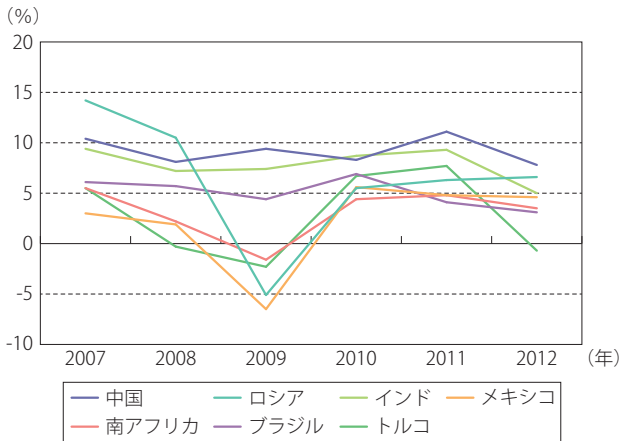
資料：世銀「World Development Indicator」から作成。

②ユーロ圏



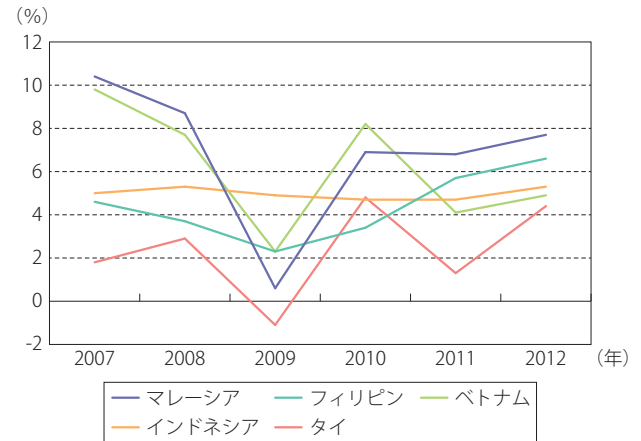
資料：世銀「World Development Indicator」から作成。

③主要新興国



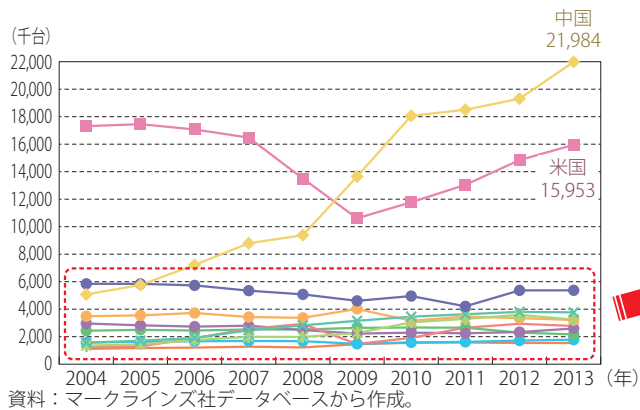
資料：世銀「World Development Indicator」から作成。

④ ASEAN5

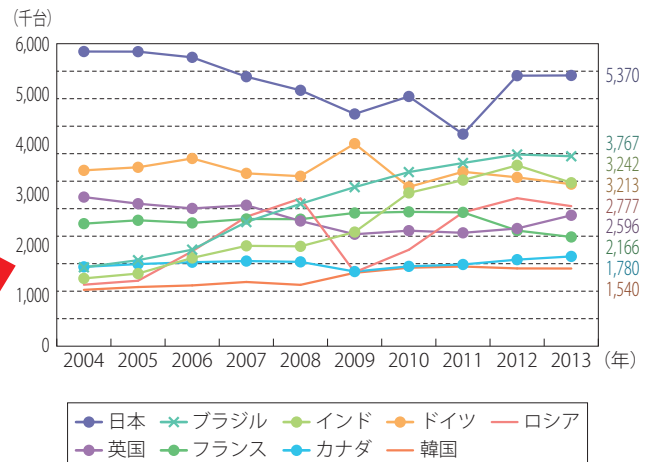


資料：世銀「World Development Indicator」から作成。

第 I-1-1-13 図 主要国における新車販売台数の推移



資料：マークライnz社データベースから作成。

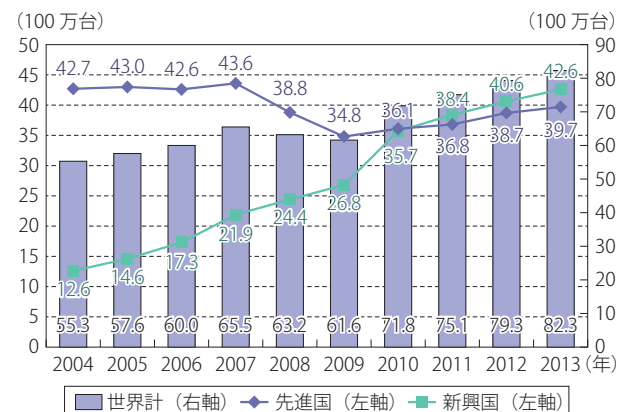


資料：マークライnz社データベースから作成。

ンド、ロシアといった主要新興国では、世界経済危機後、新車販売台数が順調に増加したが、2013年にはその伸びが抑制され、あるいは縮小した。日本では、2012年に大幅に増加したが、2013年は横ばいとどまった。韓国も横ばいでの推移が続いている。ドイツ、フランスは欧州債務危機の深刻化により2012年以降減少している。

こうした各国の動向を反映して、先進国の新車販売は、新興国に比べて緩やかな回復にとどまっており、世界経済危機前の2007年の水準まで回復していない。一方、新興国では、中国における拡大がけん引役となり、2011年、新車販売台数が先進国と逆転した。その後も先進国の伸びを上回って順調に伸びている（第I-1-14図）。

第I-1-14図 先進国及び新興国における新車販売台数の推移



備考：1. 主要先進国・地域は、アイルランド、イスラエル、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、台湾、チェコ、デンマーク、ドイツ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブル。主要新興国は、UAE、アルゼンチン、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、ウルグアイ、エジプト、クロアチア、コロンビア、サウジアラビア、タイ、中国、チリ、トルコ、パキスタン、ハンガリー、フィリピン、ブラジル、ブルガリア、ベトナム、ベネズエラ、ペラルーシ、ポーランド、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルーマニア、ロシア。
2. 途中の年からカウントされている国がある。
資料：マークラインズ社データベースから作成。

2. 世界経済危機前後の資本フローの動向

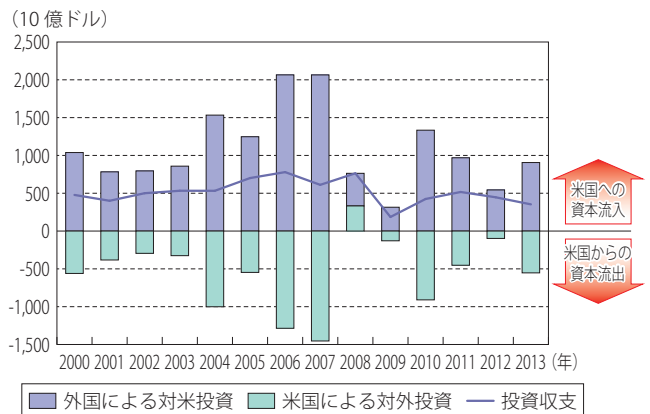
(1) 米国における資本フローの動向

世界経済危機は、金融市場にとどまらない大きなショックであり、国際的な資本フローに一定の影響を与えたと考えられる。ここでは、その前後の米国を中心とする資本フローにどのような変化があったかにつき、対米投資、米国による対外投資の順にみていく。

海外からのネット⁷での対米投資額は、2006年の2兆652億ドルをピークに、リーマン・ショック発生後の2009年には3,151億ドルへと大幅に減少し、2013年は9,061億ドルと、依然としてピーク時の半分以下にとどまっている（第I-1-15図）。

海外の公的部門からの対米投資は、2013年第2四半期の66億ドルの流出超を除き、流入超の状態が続いている。一方、海外の民間部門からの投資は、政治・経済情勢等を背景とする市場のリスクオン、リスクオフ傾向を反映して大きく変動した。特に、2008年から2009年前半は、世界経済危機の影響により、また、2012年前半は欧州債務危機の深刻化⁸により、海外民間部門が米国から資本を引き揚げた様子が見え

第I-1-15図 米国の投資収支の推移（年次）



備考：2013年は速報値。
資料：米商務省 Bureau of Economic Analysis "International transactions" から作成。

る（第I-1-16図）。

海外公的部門による対米投資の対象を見ると、米国財務省証券（いわゆる米国債）を含む米国政府証券向けが大半を占めている。（第I-1-17図）。一方、海外民間部門による対米投資の対象については、証券投資及び米金融機関へのその他投資が多く、2008年か

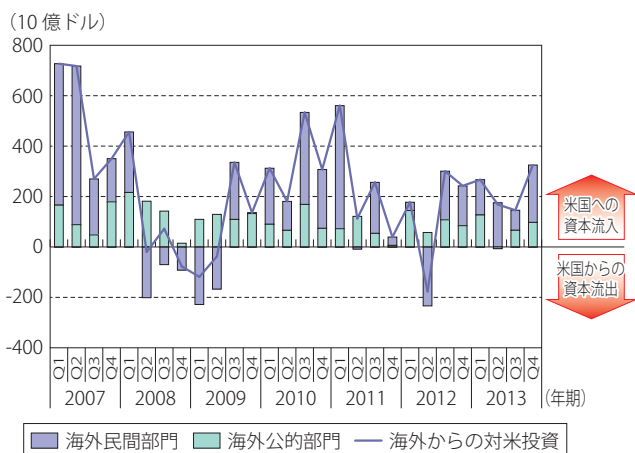
7 資本取引において、「非居住者による自国資産の買いから売りを引いたもの」及び「居住者による海外資産の買いから売りを引いたもの」を各々「ネット」として本章では扱う。
8 ギリシャのユーロ圏離脱懸念、スペインの銀行不安、独仏の協調体制維持への懸念等。

ら2009年前半及び2012年第2四半期は、金融機関へのその他投資を中心に米国からの資本流出超が続くなど、社会・経済情勢を反映した変動が見られる（第I-1-1-18図）。

次に、米国による対外投資については、民間部門による投資が中心となっている（第I-1-1-19図）。内訳を見ると、直接投資は安定的に流出超で推移している。一方、2008年後半及び2012年前半にかけては世界経済危機の影響により、米金融機関によるその他投資を中心に、引揚げ（米国への流入超）が見られる（第I-1-1-20図）。

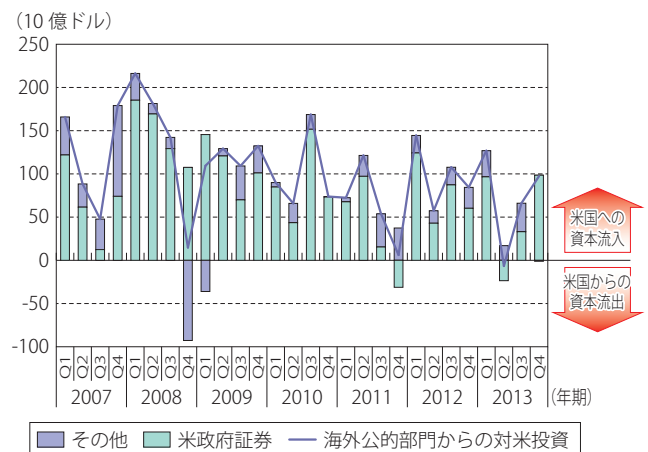
続いて対米投資の内訳を地域別に見ると、世界経済危機前の2007年は、欧州が9,567億ドルと流入額の46.3%を占めている（第I-1-1-21図、第I-1-1-22表）。2008-2009年の世界経済危機に際しては、欧州は、資本流出地域全体の7~8割を占め、また、欧州債務危機が深刻化した2012年には、米国への資本流入額の14.2%までシェアを低下させたが、2013年には、米国への資本流入に占める欧州の規模は5割を超え、再び米国のファイナンスにおいて大きな位置を占めている。また、日本と中国を含めたアジア太平洋地域は、欧州に次ぐ米国への「資本の出し手」となっており、

第I-1-1-16図 海外による対米投資（米国の対内投資）の推移



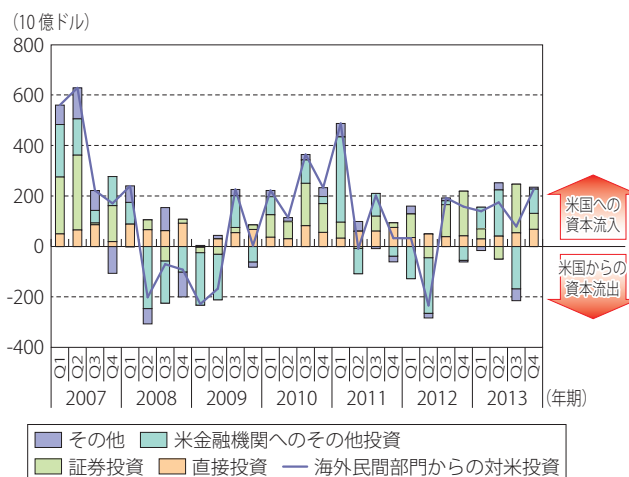
備考：2013年Q4は速報値。金融デリバティブは除く。
資料：米商務省 Bureau of Economic Analysis "International transactions" から作成。

第I-1-1-17図 海外公的部門による対米投資の内訳



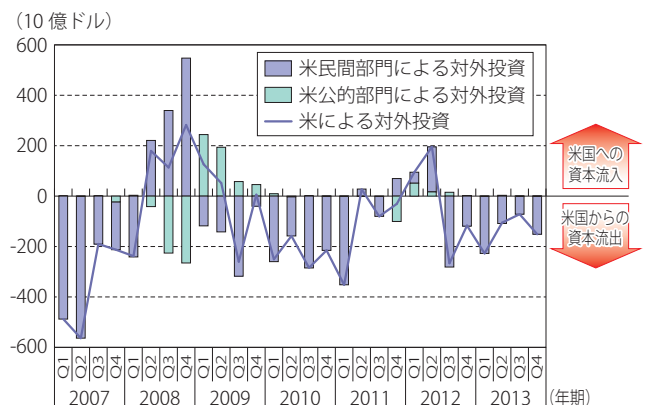
備考：2013年Q4は速報値。金融デリバティブは除く。
資料：米商務省 Bureau of Economic Analysis "International transactions" から作成。

第I-1-1-18図 海外民間部門による対米投資の内訳



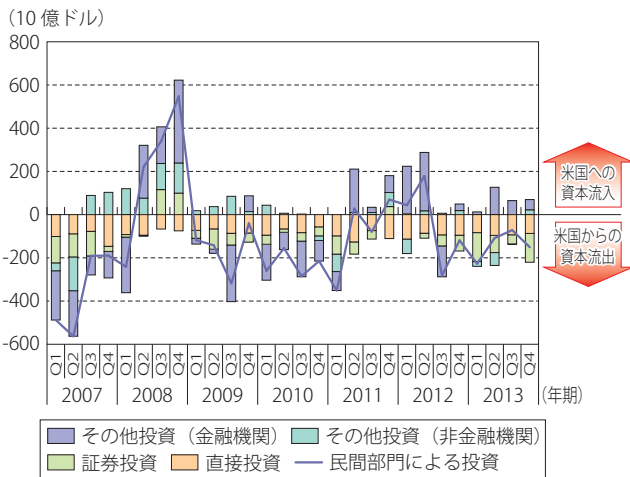
備考：2013年Q4は速報値。金融デリバティブは除く。
資料：米商務省 Bureau of Economic Analysis "International transactions" から作成。

第I-1-1-19図 米国による対外投資



備考：2013年Q4は速報値。公的部門に Official reserve assets は含まない。金融デリバティブは除く。
資料：米商務省 Bureau of Economic Analysis "International transactions" から作成。

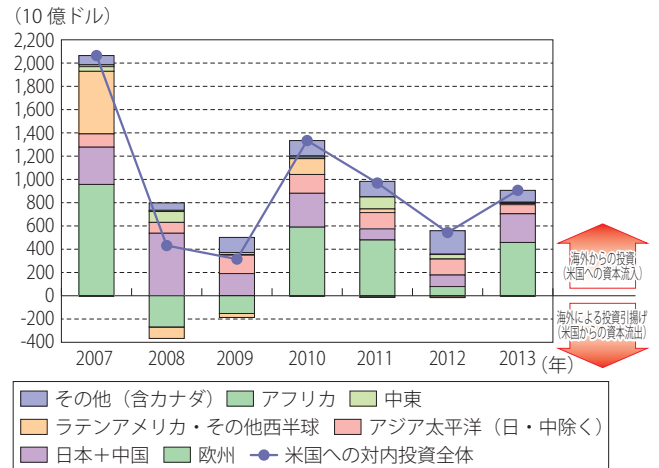
第 I-1-1-20 図 米民間部門による対外投資の内訳



備考：2013年Q4は速報値。公的部門に Official reserve assets は含まない。金融デリバティブは除く。
資料：米商務省 Bureau of Economic Analysis "International transactions" から作成。

第 I-1-1-21 図

海外による対米投資：投資元の地域の内訳（実額、年次）



備考：2013年Q4は速報値。
資料：米国商務省 Bureau of Economic Analysis "International transactions" から作成。

第 I-1-1-22 表 海外による対米投資に占める投資元の地域別シェア（%、年次）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
欧州	46.3	-73.0	-81.8	44.2	48.7	14.2	50.6
日本+中国	15.5	67.3	38.0	21.8	9.7	17.7	27.2
アジア太平洋（日・中除く）	5.5	11.7	31.6	12.1	14.3	24.5	8.6
ラテンアメリカ・その他西半球	26.0	-27.0	-18.2	10.2	3.2	-100.0	1.1
中東	2.0	11.8	0.9	1.0	10.5	7.0	0.6
アフリカ	0.7	1.3	3.5	0.9	-100.0	0.5	0.6
その他（含カナダ）	3.9	8.0	25.9	9.8	13.7	36.1	11.3

備考：年別に、対内投資額がプラス（米国への資本流入）の国とマイナス（米国からの資本流出）の国を各々足し上げ、対内投資額がプラスの国は資本流入の合計値に占める割合を、また、マイナスの国は資本流出の合計値に占める割合を求めた。
資料：米国商務省 Bureau of Economic Analysis "International transactions" から作成。

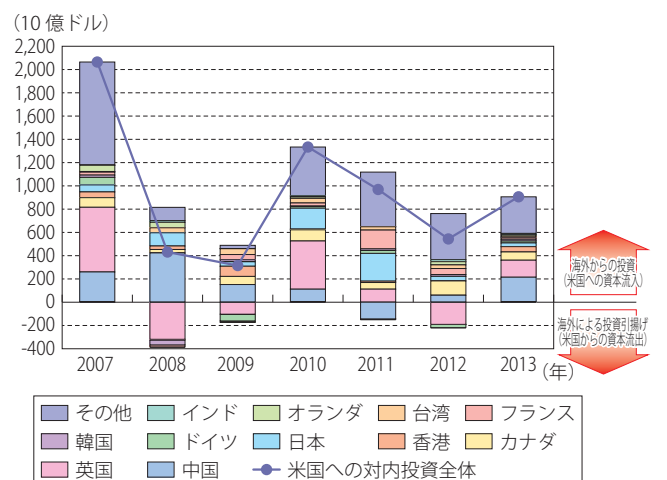
米国への資本流入に占める割合は、2007年の21%から、2013年の35.8%と大きく伸びている。特に、世界経済危機の際には、欧州の資本引揚げによる米国からの資本流出分を、日本と中国を含めたアジア太平洋地域からの投資が補完した。日本と中国を除いた場合も、アジア太平洋地域からの投資が米国への資本流入に占めるシェアは、2007年の5.5%から2009年は31.6%、2012年には24.5%となっている。

対米投資元を国別に見ると、英国、中国等のプレゼンスが高い。特に中国は、2008年、2009年の世界経済危機に際しては、米国からの資本流出とほぼ同等規模の対米投資を行っている（第 I-1-1-23 図）。

続いて、米国の対外投資先を地域別に見ると、世界経済危機が発生する前の2007年は、米国の資本流出額の66.4%を欧州が占めていたが、世界経済危機の際には、米国は欧州から投資を引き揚げている。一方、2010年以降は、同投資は再び流出超となり、2013年は資本流出の55.8%までシェアが戻っている。また、

第 I-1-1-23 図

海外による対米投資：投資元の国の内訳（実額、年次）



備考：2013年Q4は速報値。
資料：米国商務省 Bureau of Economic Analysis "International transactions" から作成。

米国の資本流出に占めるアジア太平洋地域の割合が高まっている。日本と中国を除くアジア太平洋への投資

が米国の資本流出に占める割合は、2007年の5.6%から、2009年に37.9%まで上昇した後、2010年以降は15%前後で推移している。さらに、日本と中国を加えたアジア太平洋向けの投資は、2010年以降、米国の資本流出の30%程度を占めている(第I-1-1-24図、第I-1-1-25表)。

以上のように、世界経済危機、欧州債務危機を経て、アジア太平洋地域は、米国への「資本の出し手」として、また、米国の投資先として、位置付けが高まっている。

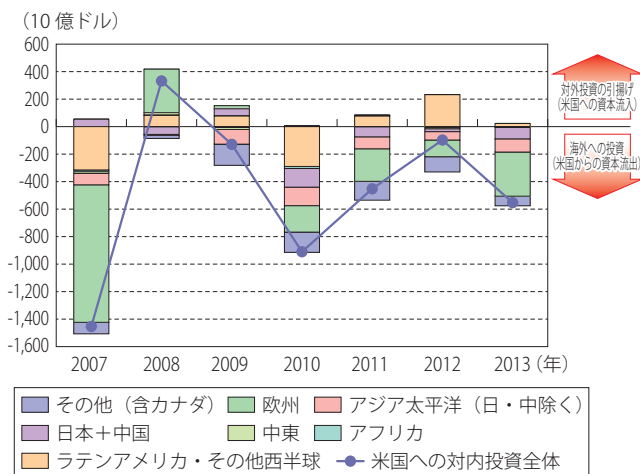
(2) 新興国への民間資本フローの動向

2000年代に入り、中国を始めとする新興国は、輸出主導で経済規模を拡大させた。2008年のリーマン・ショック以前には、直接投資を中心として新興国に資本が流入し、これが新興国の競争力を高めた(第I-1-1-26図)。

一方、2008年のリーマン・ショック時には、証券投資、その他投資がネットで流出し、民間資本全体のネットでの流入が大幅に減少した。先進国が危機対応のための金融緩和を実施した2009年以降は、新興国の高い経済成長が海外の資本を引き付け、新興国・途上国への証券投資が回復した。2011年には欧州債務危機が深刻化し、中国を始め新興国は外需低迷による景気減速に見舞われた。経済の先行きに対する懸念を背景に、2008年以降続いていた預金等の「その他投資」のネットでの流出が拡大し、民間資本全体のネットでの流入が再び減少した。こうして、2011年後半から2012年にかけて新興国へのネットでの資本流入は減少した。

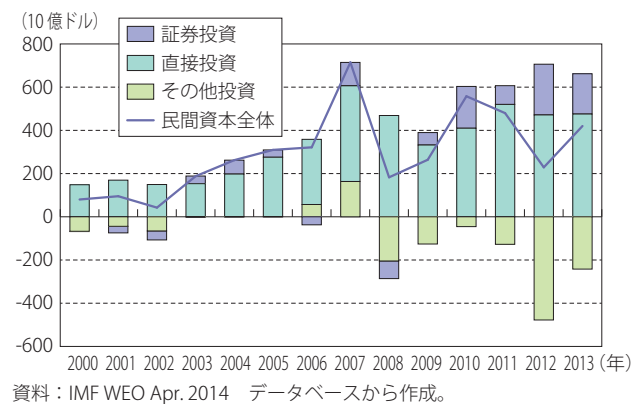
2013年に入ると、5月以降、米国において量的金融緩和の縮小開始観測が強まった。市場では流動性窮乏への懸念が高まり、新興国は大量の資本流出に見舞われた。しかし、米連邦準備制度理事会(FRB)が、

第I-1-1-24図
米国の対外投資：投資先の地域の内訳(実額、年次)



備考：2013年Q4は速報値。
資料：米国商務省 Bureau of Economic Analysis "International transactions" から作成。

第I-1-1-26図
資本フロー(ネット)の動向及び内訳(新興国・途上国)



資料：IMF WEO Apr. 2014 データベースから作成。

第I-1-1-25表 米国の対外投資に占める地域別シェア(%, 年次)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
欧州	-66.4	75.7	15.1	-21.1	-44.2	-36.8	-55.8
アジア太平洋(日・中除く)	-5.6	-4.9	-37.9	-14.7	-16.2	-18.6	-16.6
日本+中国	100.0	-65.9	34.6	-14.9	-13.9	-6.4	-14.5
中東	-0.9	4.3	-5.5	100.0	5.6	-3.4	-0.8
アフリカ	-0.6	0.5	-1.9	-1.6	1.9	-1.2	-0.2
ラテンアメリカ・その他西半球	-20.9	19.5	50.3	-31.7	92.5	100.0	100.0
その他(含カナダ)	-5.6	-29.2	-54.7	-16.1	-25.6	-33.7	-12.1

備考：年別に、対外投資額がプラス(米国への資本流入超、すなわち米国による対外投資の引揚げ超)の国とマイナス(米国からの資本流出超、すなわち米国による対外投資超)の国を各々足し上げ、対外投資額がプラスの国は資本流入の合計値に占める割合を、また、マイナスの国は資本流出の合計値に占める割合を求めた。

資料：米国商務省 Bureau of Economic Analysis, International Transactions Accounts から作成。

量的金融緩和の縮小は経済情勢次第であり、かつ、緩和的な状態は長期的に続くという趣旨のメッセージを発したことから、投資家のリスク回避姿勢が和らいだ（詳細は第1章第2節「米国の量的金融緩和縮小とその影響」参照）。加えて、2013年は、欧州における金融緩和の進展、米国における「財政の崖」回避及び良好な景気指標の持続等を背景に、先進国経済の回復傾向が強まった。こうした要因も加わって、金融市場は次第に落ち着きを取り戻した。新興国・途上国においてはその他投資のネットでの流出が縮小し、2013年は民間資本全体のネットでの流入が拡大した。

次に、新興国・途上国への民間資本のフロー（ネット）の内訳を地域別に見ていく。

まず、アジア新興国においては、リーマン・ショック以降、民間資本全体のネットでの流入が増加している（第I-1-1-27図）。その内訳を見ると、直接投資がリーマン・ショック後大きく増加し、対GDP比も2%前後で安定的に推移している。証券投資の流入も増加傾向にある。一方、2008年以降その他投資のネットでの増減が民間資本全体の増減に大きく寄与している。

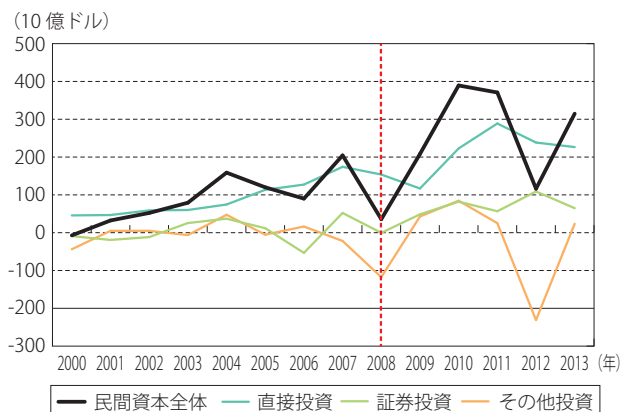
欧州新興国においては、2008年のリーマン・ショックを境に、民間資本全体のネットの流入が大きく減少した（第I-1-1-28図）。すなわち、2008年までは、

巨額のその他投資が流入したが⁹、これが2008-2009年を境に急激に引き揚げられた。その後、証券投資の流入が増加傾向にあったが、2013年ネットの流入額が減少している。民間資本全体のネットでの流入は、いまだに2007年時点の水準を大幅に下回っている。CISにおいては、2007年までは対GDP比で見ても高い水準の資本が流入超であったが、2008年にその他投資が急激に引き揚げられ、その後もネットでの流出超が続いている（第I-1-1-29図）。

ラテンアメリカ・カリブ諸国においても、リーマン・ショック後は、その他投資の流出超の状態が続いている。一方で、証券投資のネットでの流入は増加傾向で推移している（第I-1-1-30図）。また、2007年以降、ネットでの直接投資の流入が増加傾向にある。中東・北アフリカ諸国、サブサハラ・アフリカ諸国ともに、2007年以降直接投資は安定した動きを見せているものの、中東・アフリカ諸国においてはその他投資が、サブサハラ・アフリカ諸国においては、その他投資及び証券投資が流出超となっている。（第I-1-1-31図、第I-1-1-32図）。特に、サブサハラ・アフリカは2010年以降、その他投資の流出超が縮小しているのに対して、中東・北アフリカの流出超が顕著である。対GDP比で見ても、中東・北アフリカのその他投資の流出割合の高さが目立つ。

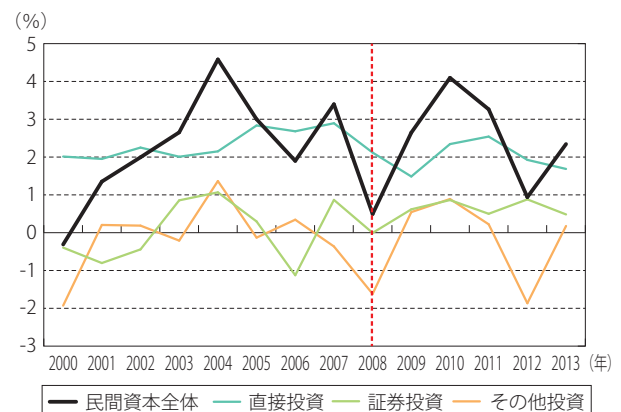
第I-1-1-27図 地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：アジア新興国

アジア新興国



資料：IMF WEO Apr. 2014 データベースから作成。

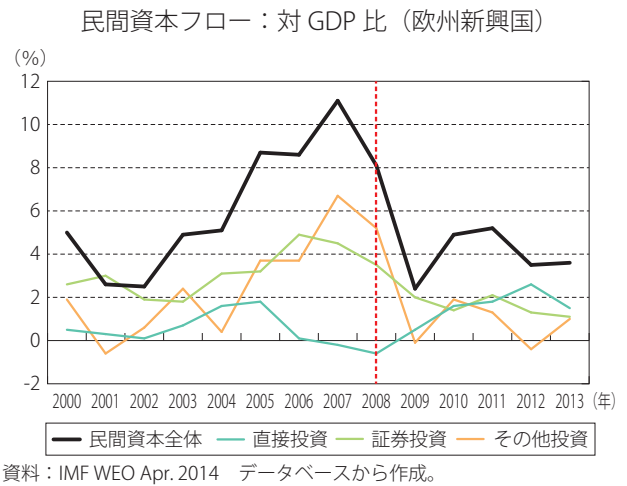
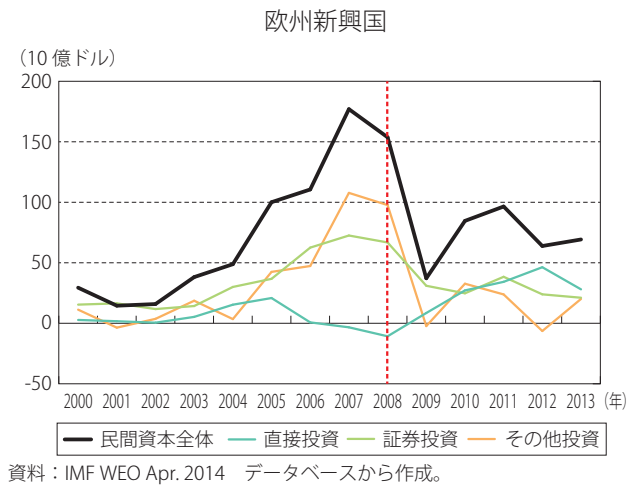
民間資本フロー：対GDP比（アジア新興国）



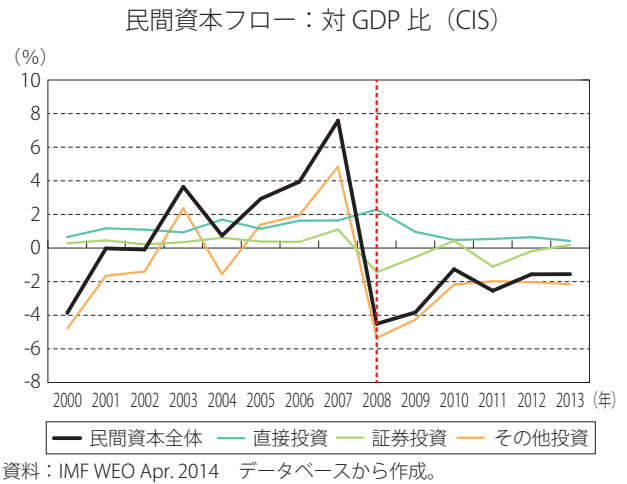
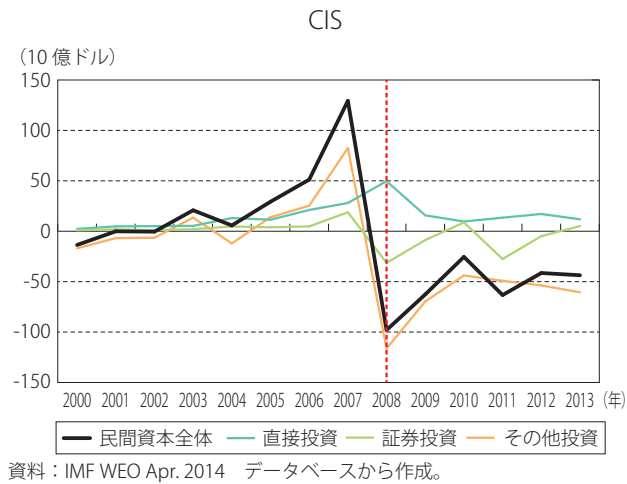
資料：IMF WEO Apr. 2014 データベースから作成。

⁹ World Bankの「Global Economic Prospects, January 2014」は、中東欧への巨額のその他投資の流入が2008年のリーマン・ショック前の時期における住宅バブルの原因となり、また、その後、その他投資が引き揚げられたまま戻らないことが中東欧の回復の遅れをもたらしたと指摘している。

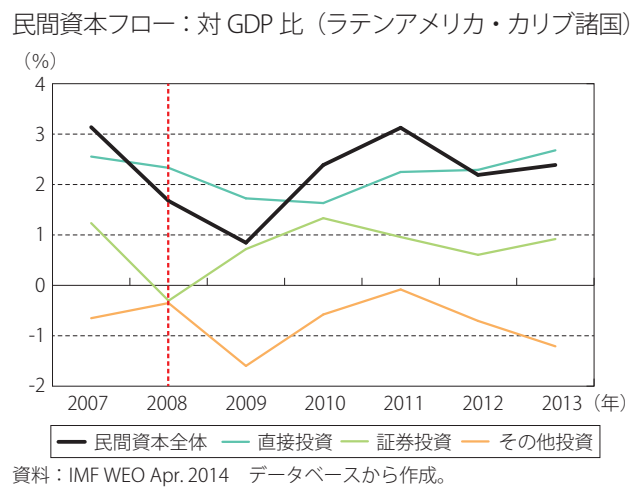
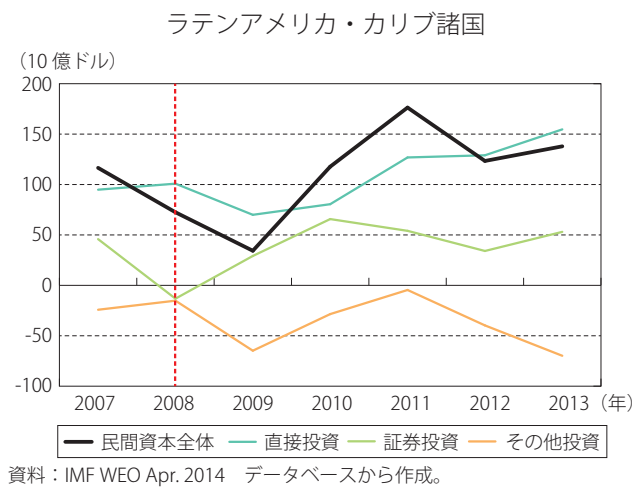
第 I-1-1-28 図 地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：欧州新興国



第 I-1-1-29 図 地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：CIS

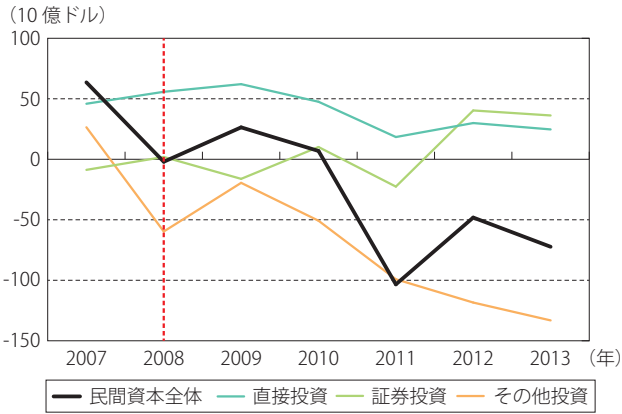


第 I-1-1-30 図 地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：ラテンアメリカ・カリブ諸国



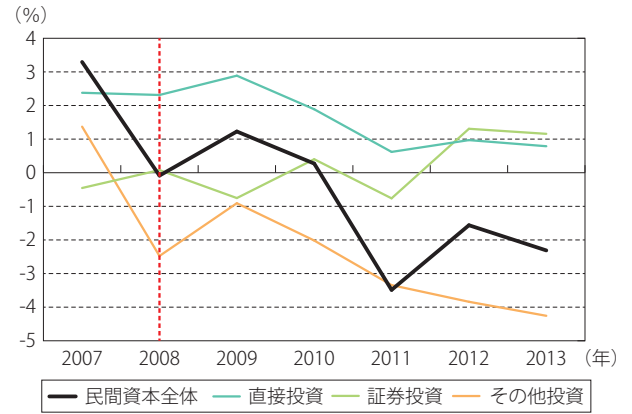
第 I-1-1-31 図 地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：中東

中東・北アフリカ



資料：IMF WEO Apr. 2014 データベースから作成。

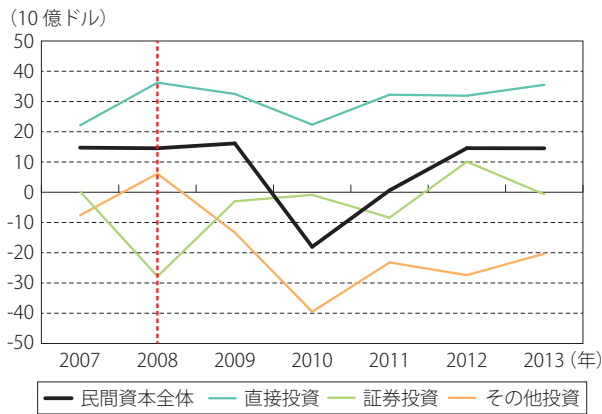
民間資本フロー：対 GDP 比（中東・北アフリカ）



資料：IMF WEO Apr. 2014 データベースから作成。

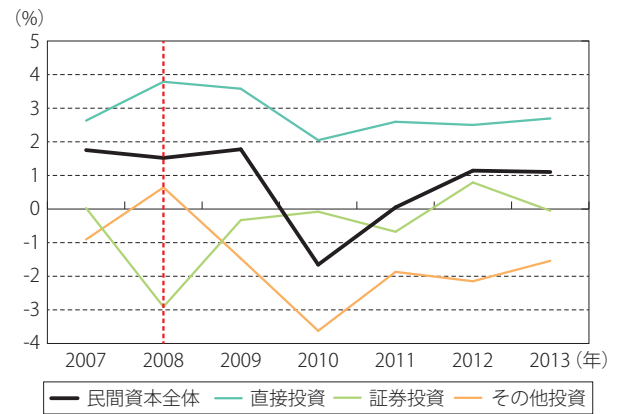
第 I-1-1-32 図 地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：サブサハラ・アフリカ

サブサハラ・アフリカ



資料：IMF WEO Apr. 2014 データベースから作成。

民間資本フロー：対 GDP 比（サブサハラ・アフリカ）



資料：IMF WEO Apr. 2014 データベースから作成。

第2節

米国の量的金融緩和縮小とその影響

世界経済危機に際して米連邦準備制度理事会（FRB）が2008年以降に講じた金融緩和策¹⁰は、金融市場の動揺を緩和するとともに経済の下支えに大きな役割を果たした。一方、緩和マネーが膨らんだことによる副作用についても指摘されていた。こうした中、2013年5月に、FRBのバーナンキ議長が量的金融緩和第3弾（2012年9月開始）の縮小可能性について

示唆したことをきっかけに、通貨ドルの窮迫懸念が生じ、新興国を中心に金融市場は大きく動揺した。

ここでは、2013年5月下旬から2014年1月にかけて、米国が量的金融緩和の縮小に向かうプロセスにおける新興国の資本流出及び通貨下落の状況を中心に見ていく。

1. 新興国の資本フローへの影響

世界経済危機に際して、主要国は、量的金融緩和や低金利政策等の金融政策及び財政政策を通じて大規模な景気刺激策を講じた¹¹。

世界経済危機の震源地となった米国においても、FRBが、2008年11月から2013年12月までの間に3段階にわたり、3兆5,050億ドル（約335兆円）にのぼる大規模な量的緩和策を講じた（第I-1-2-1表）。

米国をはじめとする主要国の潤沢な資金供給から生じた余剰資金は、投資先を求めて、高い成長力及び高金利を有する新興国へと流入した。こうした活発な緩和マネーの流入は、世界経済危機後の新興国における高い経済成長を支えてきたが、その一方で、いくつかの新興国において、経常赤字が大幅に拡大又は経常黒字が大幅に縮小した（第I-1-2-2図）。

2013年5月22日、米FRBのバーナンキ議長の発言をきっかけに、量的金融緩和の縮小観測が高まると、市場では通貨ドルの窮迫懸念が生じた。新興国では、膨らむ経常赤字を対外資金によってファイナンスしてきたことから、ドル窮迫懸念により対外債務の返済能力が改めて不安視された。加えて、米国の長期金利の上昇が見込まれる中、新興国との間の金利差縮小によって投資の魅力が低下すること、中国において金融市場の引締めによる資金窮迫懸念が高まり、景気の先行き不安が高まったこと等もあり、投資家のリスク回避姿勢が強まった。こうした背景から、2013年5月下旬から6月末にかけて新興国は大幅な資本流出に見舞われた（第I-1-2-3図）。

なお、2013年に入って以降、新興国経済への懸念

第I-1-2-1表 米国FRBによる量的金融緩和の実施及び第3弾縮小の状況

	第1弾 (QE1) (2008年11月～ 2010年6月)	第2弾 (QE2) (2010年11月～ 2011年6月)	第3弾 (QE3) (2012年9月～ 2013年12月)	緩和通減 (2014年1月)	緩和通減 (2014年2～3月)	緩和通減 (2014年4月)
米国債	3,000億ドル	6,000億ドル	5,400億ドル (毎月450億ドル ^(*))	毎月400億ドル	毎月350億ドル	毎月300億ドル
MBS ^(**)	1兆2,500億ドル		6,400億ドル (毎月400億ドル)	毎月350億ドル	毎月300億ドル	毎月250億ドル
その他	1,750億ドル					
計	1兆7,250億ドル	6,000億ドル	1兆1,800億ドル (毎月850億ドル ^(*))	毎月750億ドル	毎月650億ドル	毎月550億ドル

備考：^(*)第3弾（QE3）における米国債購入は2013年1月より開始。

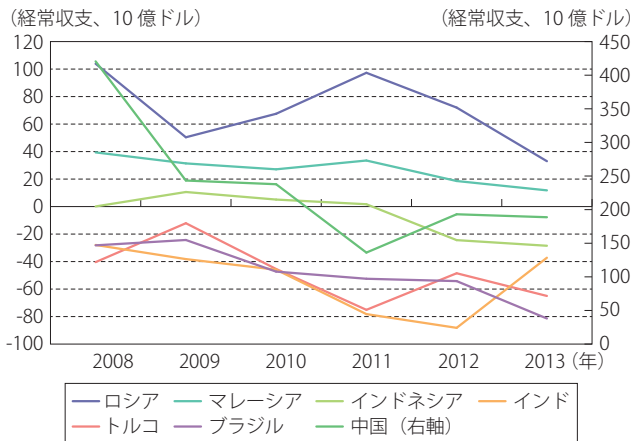
^(**)MBSとは「Mortgage Backed security」の略で貸し出した住宅ローン債権を裏付けとする住宅ローン担保証券のこと。

資料：FRB公表資料より作成。

10 政策金利の実質的なゼロ水準への引下げ（いわゆる「異例な低金利」政策）、「異例な低金利」政策の将来的な解除に関するガイダンスの提示（いわゆる時間軸政策）、大規模な資産購入（いわゆる第1～3弾量的緩和策（QE1～3））を指す。

11 通商白書2010版。IMF「WEO April 2010」によれば、各国が講じた景気刺激策は、全体で約20兆ドル、世界GDPのおよそ30%にのぼった。

第I-1-2-2図 主要新興国におけるリーマン・ショック後の経常収支の黒字縮小又は赤字拡大状況

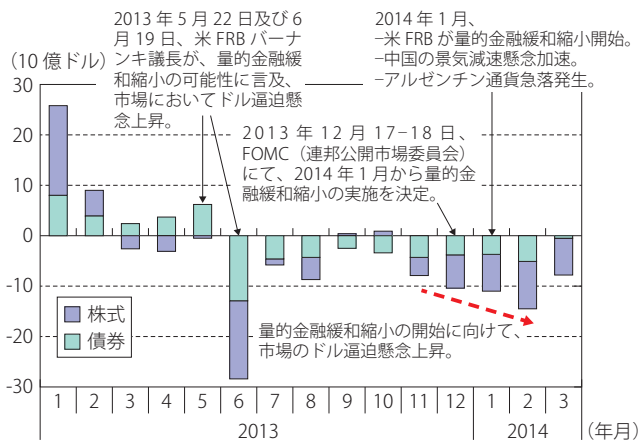


資料：IMF「WEO, April 2014」から作成。

	2008	2013	経常収支の変化額 (10億ドル)
中国	420.6	188.7	231.9 (黒字縮小)
ロシア	103.9	33.0	70.9 (")
マレーシア	39.4	11.8	27.6 (")
ブラジル	-28.2	-81.4	53.2 (赤字拡大)
インドネシア	0.1	-28.5	28.6 (")
トルコ	-40.4	-65.0	24.6 (")
インド	-27.9	-37.2	9.3 (")

資料：IMF WEO April 2014 から作成。

第I-1-2-3図 新興国への資本フロー (ネット)



資料：IMF WEO April 2014 から作成。

などから、既に新興国への資本は細ってきており、こうした流れが米国の量的金融緩和の縮小観測によって加速されたとみられる。

2. 新興国の通貨への影響

2013年5月22日及び6月19日、米FRBのバーナンキ議長が量的金融緩和の縮小の可能性に言及したことを受けて、同年5月下旬から6月下旬にかけて、ほぼ全ての新興国で一斉に通貨が下落した(第I-1-2-4図)。この際、FRBが、「量的金融緩和を縮小しても、ゼロ金利政策は継続する」、「量的金融緩和の終了と金融引締め(利上げ)は異なる」との趣旨のメッセージを発したこともあり、市場は徐々に落ち着きを取り戻した。同年8月中旬頃には、米国経済指標に改善が見られたことなどを背景に、再び量的金融緩和の縮小が意識され、新興国通貨は下落した。その後、同年9月18日、市場の予想に反して、FOMC(連邦公開市場委員会)が量的金融緩和の維持を発表すると、新興国通貨は上昇した後、やや下落した。同年10月1日には、米国において、暫定予算案及び債務上限引

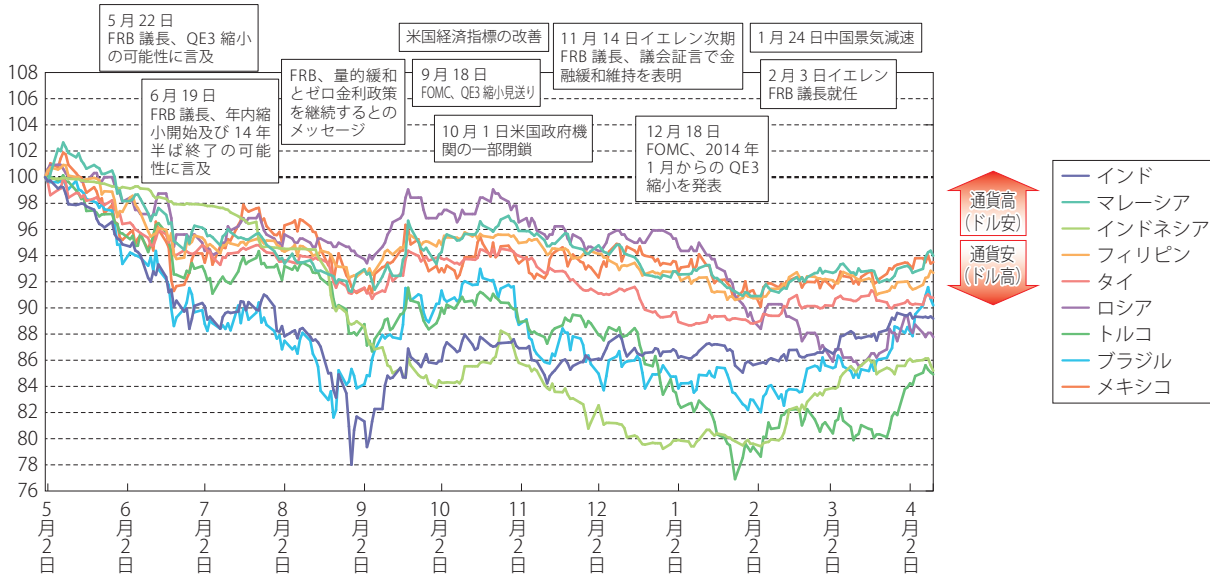
上げのための法案について与野党が合意に至らず、政府機関が閉鎖されたことから、量的金融緩和の早期縮小の可能性が低くなったとの見方が高まり、新興国通貨は上昇した。

5月下旬から6月下旬にかけては、ほぼ全ての新興国で一斉に通貨が下落したが、その後は、経常収支、成長率、外貨準備、インフレ率等の状況に応じて投資家による選別の動きが表れ、国によってその強弱に差が生じた(第I-1-2-5図～第I-1-2-10図)。特に下落率が大きいのは、インド、インドネシア、トルコ、ブラジルである(第I-1-2-11図)。

第I-1-2-12図は、第I-1-2-11図の期間における新興国通貨の下落幅と、経常収支の対GDP比との相関を示している。対外債務の返済能力への懸念が意識されやすい経常赤字国ほど通貨の下落幅が大きくなっている。

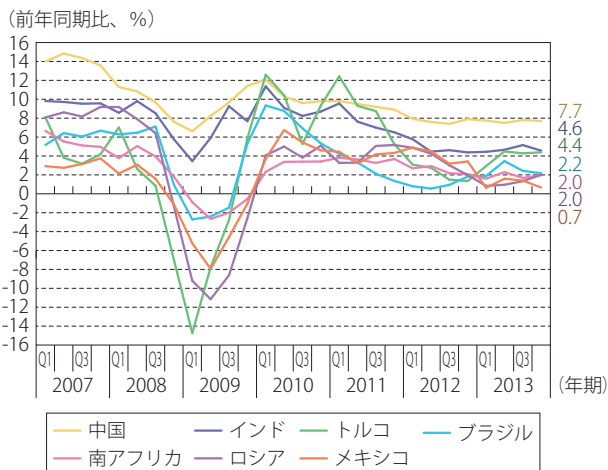
第 I-1-2-4 図 新興国の為替の推移 (対ドル)

(指数、2013年5月はじめ=100)



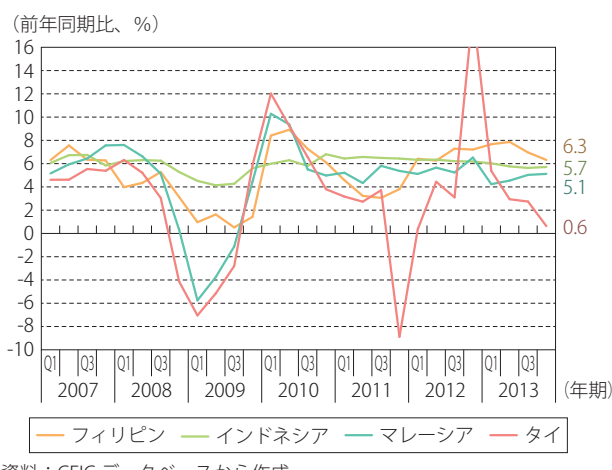
資料：Thomson Reuters ELKON から作成。データは対 US ドル。

第 I-1-2-5 図 主要新興国の実質 GDP 成長率



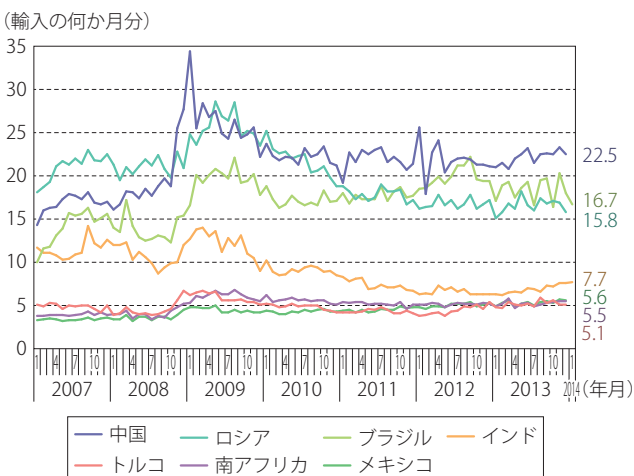
資料：CEIC データベースから作成。

第 I-1-2-6 図 ASEAN 主要国の実質 GDP 成長率



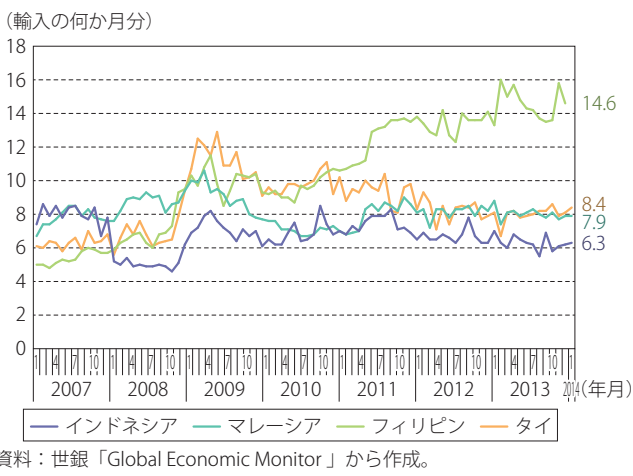
資料：CEIC データベースから作成。

第 I-1-2-7 図 主要新興国の外貨準備高



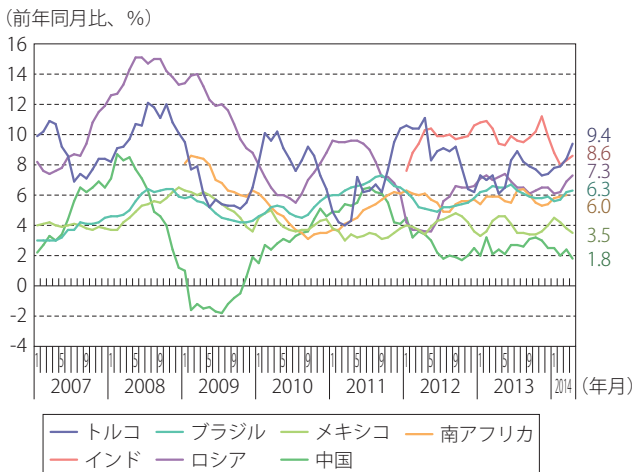
資料：世銀「Global Economic Monitor」から作成。

第 I-1-2-8 図 ASEAN 主要国の外貨準備高



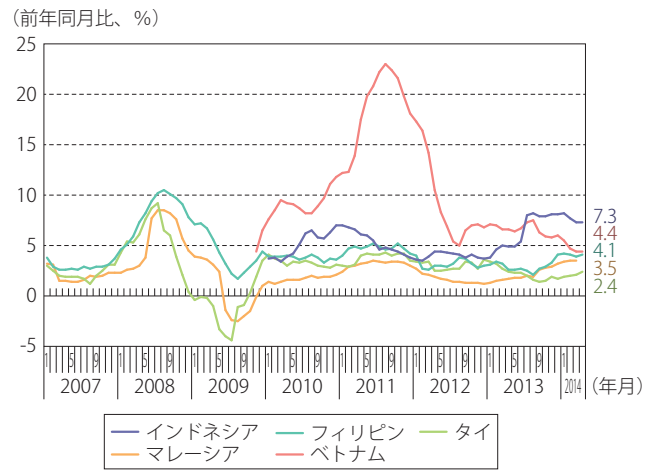
資料：世銀「Global Economic Monitor」から作成。

第 I-1-2-9 図 主要新興国の消費者物価指数



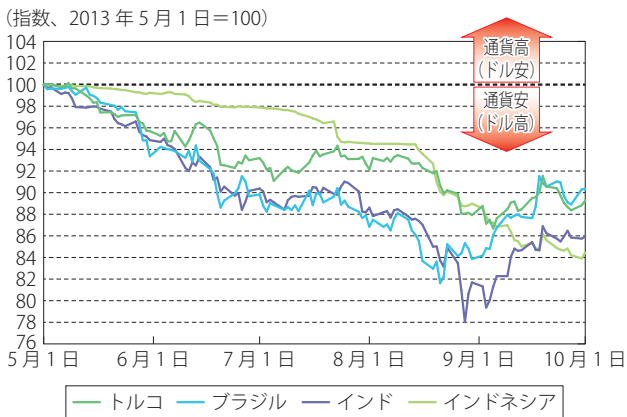
資料：CEIC データベースから作成。

第 I-1-2-10 図 ASEAN 主要国の消費者物価指数



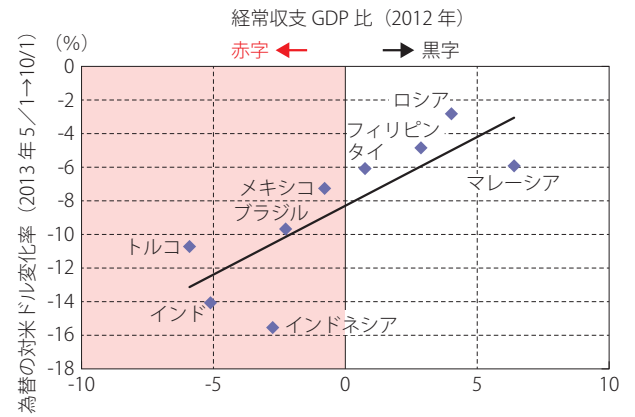
資料：CEIC データベースから作成。

第 I-1-2-11 図
通貨のぜい弱な新興国における為替推移 (対ドル)



資料：Thomson Reuters EIKON から作成。データは対 US ドル。

第 I-1-2-12 図
新興国の経常収支対 GDP 比と為替変化率



資料：IMF「WEO, April 2013」(インド及びトルコの経常収支 GDP 比は推計値)、Thomson Reuters EIKON から作成。

多額の経常赤字を抱える国には注意が必要であるが、その一方で、各国とも外貨準備を積み増すなど、過去の危機時と比べてリスクへの耐性を強めてきている。第 I-1-2-13 図は、主要新興国として、インド、ASEAN 主要国、ブラジル、メキシコ、トルコの 8 か国についての、対外債務残高、外貨準備高、短期対外債務残高の関係を見たものである¹²。外貨準備高の適正水準については、様々な見解があるが、ここでは対外ファイナンスが困難になった場合の当該年に支払期限が来る債務に対する外貨準備保有高での支払能力として、1 をベンチマークとする見解を参考に両指標をみることにする。8 か国の外貨準備高を見ると、いずれの国においても増加している。また、8 か国における外貨準備高の短期対外債務残高比を 2012 年時点で見ると、ブラジルが 11.5 倍、フィリピンが 9.9 倍と高

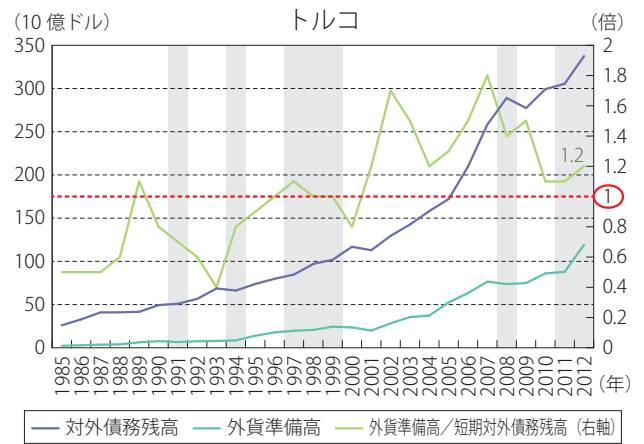
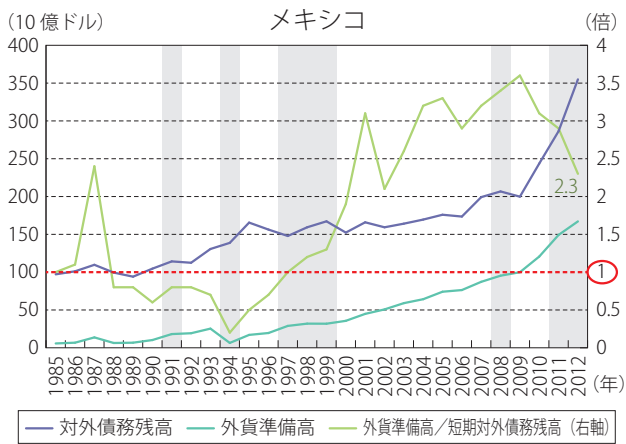
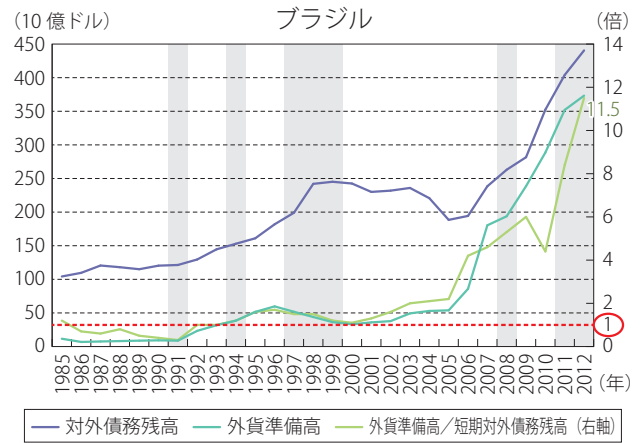
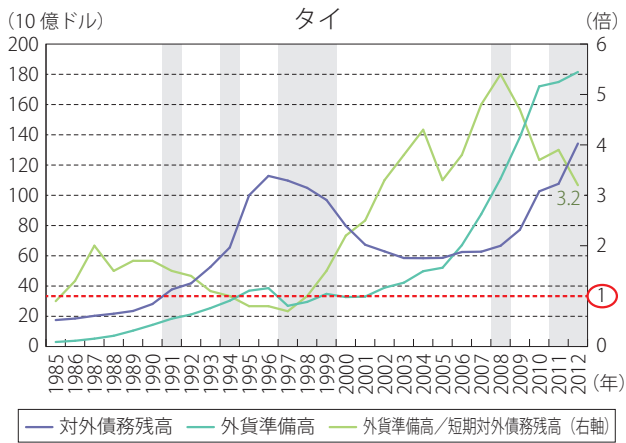
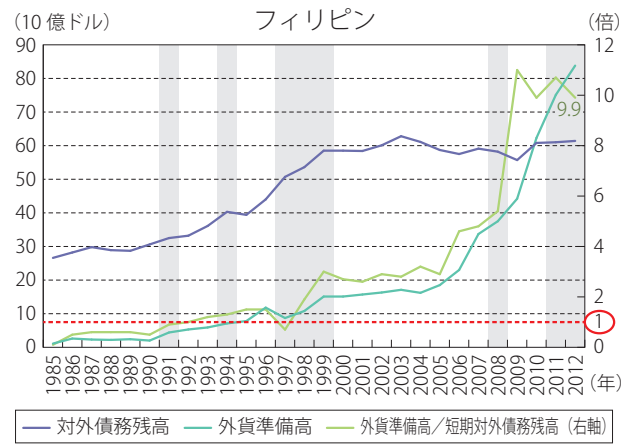
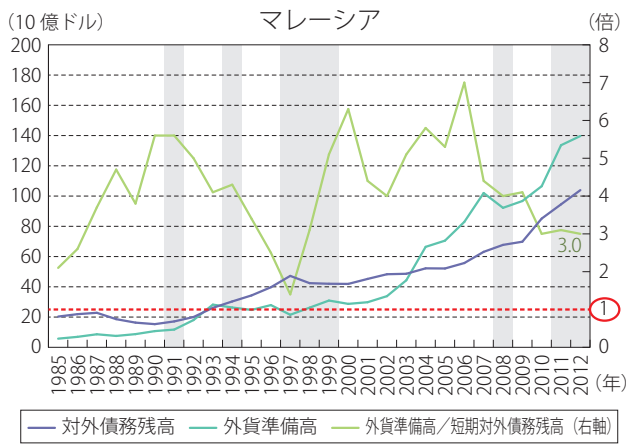
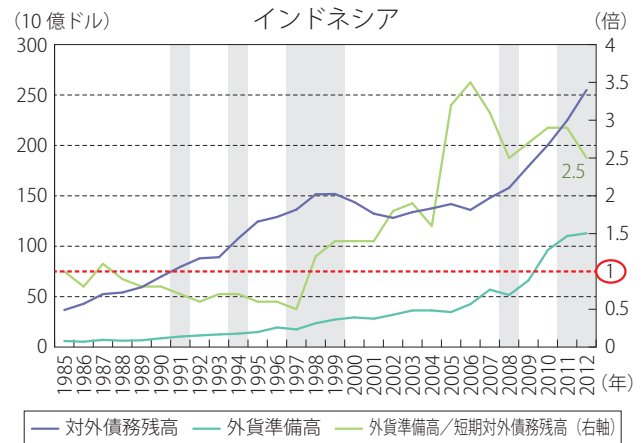
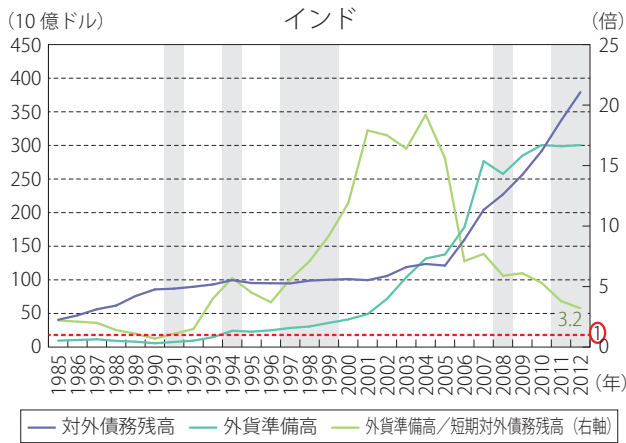
く、いずれの国もベンチマークの 1.0 倍を超える水準を保っている。

また、新興国は通貨防衛のため、政策金利の引上げ、投資優遇政策等の対策を講じた。第 I-1-2-14 表は、通貨が大きく下落したインド、インドネシア、トルコ、ブラジルについて、新興国の金融市場が大きく動揺した 2013 年 5 月末から 9 月末までに講じられた政策対応をまとめたものである。さらに、第 I-1-2-15 図では、インド及びインドネシアにおける株価及び為替の推移を通じて、2013 年 8 月から 9 月にかけて両国で講じられた対策とその効果を見ている。政策金利の引上げに伴う景気減速の影響などに注意が必要であるが、これらの対策により、通貨の下支えに一定程度成功した。

2014 年 1 月から、FRB による量的金融緩和の縮小が開始された。今後の状況により、経常収支の赤字国

12 統計の制約上、データは 2012 年までとなっている。

第 I-1-2-13 図 主な新興国の対外債務残高、外貨準備高、短期対外債務残高の推移



備考：網掛けは、1991年インド経済危機、1994年メキシコ通貨危機、1997-99年アジア・ブラジル通貨危機他、2008年リーマン・ショック、2011-12年欧州債務危機を示す。

資料：世銀 World Development Indicator から作成。

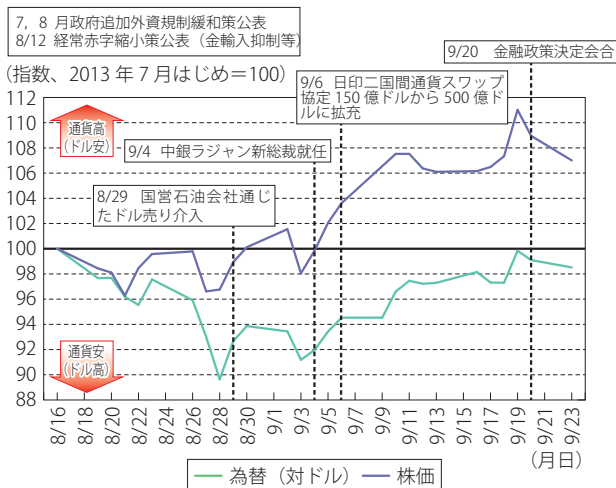
第 I-1-2-14 表 新興国における通貨下支えのための政策対応

	政策対応とその効果
インド	7月15日中銀ルピーの安定化策（民間銀行への貸出金利の一部引き上げ等）公表。7、8月政府追加外資規制緩和策、経常赤字縮小策（金輸入抑制等）公表。8月29日国営石油会社を通じたドル売り介入。9月4日中銀ラジャン新総裁就任。20日政策金利引き上げ（7.25→7.50%）。
インドネシア	6、7月連続で政策金利引き上げ（6.5%）。8月23日政府「緊急経済政策パッケージ」公表。8月29日臨時会合で政策金利引き上げ（6.5→7.0%）。9月12日政策金利引き上げ（7.0→7.25%）。
トルコ	7月23日、8月20日上限貸出金利を引き上げ。しかし、輸出への悪影響等を考慮し、8月27日にこれ以上の引き上げをしないと表明したところ、リラと株価低下、国債利回り上昇。
ブラジル	5月29日に政策金利引き上げ（7.5→8.0%）。7月10日に政策金利引き上げ（8.0→8.5%）。8月23日年内に600億ドル（週あたり30億ドル、1日あたり5億ドルの）通貨介入表明。8月28日政策金利引き上げ（8.5→9.0%）。

資料：各国政府公表資料、報道資料等から作成。

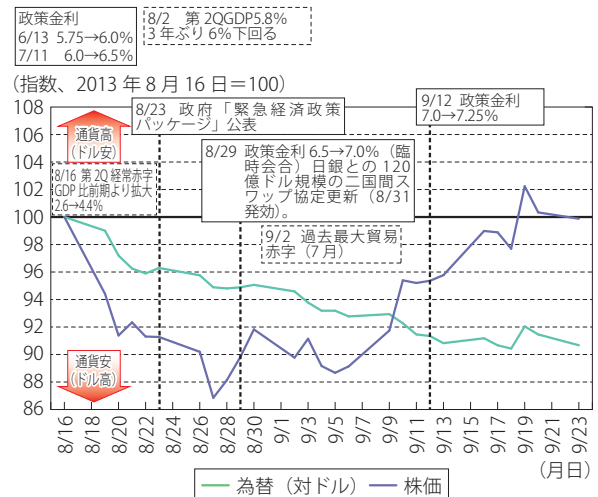
第 I-1-2-15 図 新興国の政策対応による通貨下支えの効果

インドの株価及び為替（対ドル）の推移



資料：Thomson Reuters EIKON から作成。データは対 US ドル。

インドネシアの株価及び為替（対ドル）の推移



資料：Thomson Reuters EIKON から作成。データは対 US ドル。

を始め一部の新興国において短期的な動揺が生じる可能性はあるが、過去の危機時と比較してリスク耐性を強めてきていること、迅速な政策対応が図られていること、FRBのイエレン議長が、量的金融緩和の縮小

はゆっくり進め、金利引き上げは当分先であると発言していること、米国の景気回復によるプラスの影響などから、過去の経済危機において見られたような大きな混乱が生じる可能性は低いと見られている。

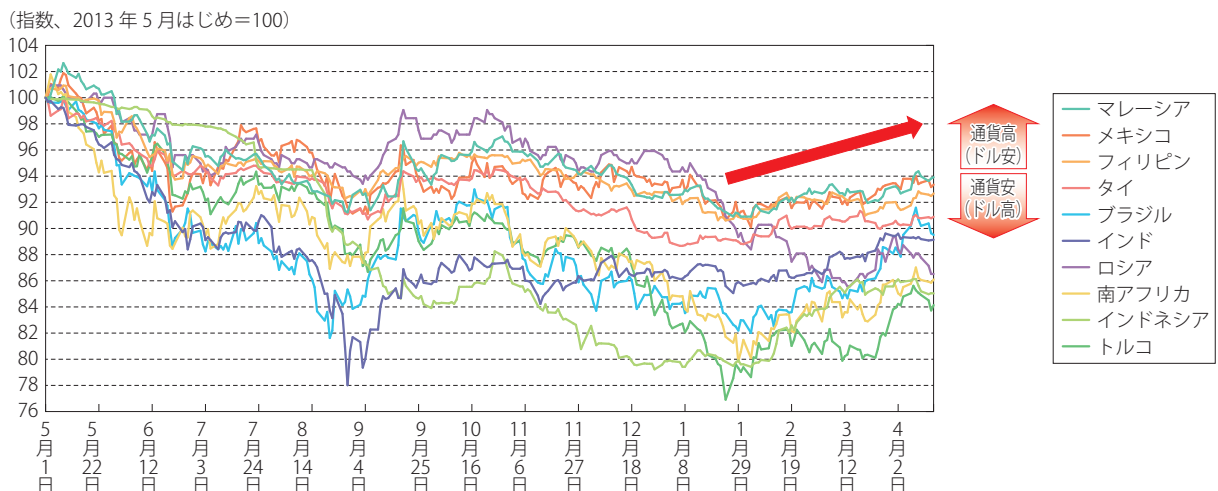
コラム
1

量的金融緩和の縮小開始後の市場動向

2013年12月17～18日開催のFOMC(連邦公開市場委員会)における決定に従い、2014年1月、米FRBによる量的金融緩和(いわゆるQE3)の縮小が開始された。新興国からの資金流出懸念に加えて、中国における景気指標の悪化¹³や「理財商品」を巡って具体的にデフォルトが懸念される案件¹⁴の発生、アルゼンチンにおける通貨急落、トルコやウクライナにおける政情不安等が重なり、新興国の通貨や株価の下落が生じた。これに対して、新興国は、市場介入、金利引上げ等を講じ、また、中国において生じたデフォルトが懸念された案件についても、直前で債務不履行が回避された。さらに、量的金融緩和縮小開始後も、イエレンFRB議長が、緩和縮小はゆっくり進めること、また、金利引上げは当分先であることを、繰り返しメッセージとして発したことも奏功し、一部新興国における通貨・株価下落は一応の落ち着きを見せた。2013年5月から6月にかけて見られたような大量の資金流出や、株、国債、通貨が一斉に下落するいわゆる「トリプル安」といった状況は生じず、2014年1月の量的金融緩和の縮小開始による新興国金融市場への影響は、比較的小幅にとどまった。

新興国通貨に関しては、2013年5月以降、下落傾向で推移していたが、2014年1月末以降、一般的に上昇傾向に転じ、特に同年3月中旬頃からは、ブラジル、インド、インドネシア、トルコ、南アフリカといった、通貨がぜい弱とされる国の回復が目立つ(コラム1-1図)。その背景を見ると、ブラジルは、2013年4月に中央銀行が政策金利引上げを開始して以降、2014年4月の通貨政策委員会まで9会合連続で政策金利を引き上げた。インド、インドネシアについては、外貨準備の増加、利上げによる物価抑制に加えて、貿易収支の拡大が経常赤字の縮小をもたらしていること、選挙後の新政権下において構造改革が推進されると期待されていること等を背景に通貨が上昇している。トルコについても、閣僚の汚職疑惑等による政情不安から、2014年1月にはリラが過去最安値となったが、大幅な利上げを実施しており、さらに、3月30日の統一地方選挙における与党(AKP)勝利によって政治的混乱が安定化するとの見方から通貨が上昇している。南アフリカは、2014年1月、通貨防衛のために5年半ぶりに利上げを実施した。

コラム第1-1図 新興国の通貨動向(2013年5月～2014年4月)



13 中国の経済指標が鈍化していく中で、特に英国大手金融機関が発表している中国の製造業購買担当者景気指数(PMI)速報値が49.6と、景気の改善・悪化の節目となる50を半年ぶりに下回った。
14 中国の大手銀行が販売し、信託会社が運用していた理財商品が、投資先の山西省の民営採炭会社の資金繰り行き詰まりにより、2013年1月末の償還が危ぶまれた。本件は直前で債務不履行が回避された。ただし、理財商品に対する懸念はその後も続いていくことになる。

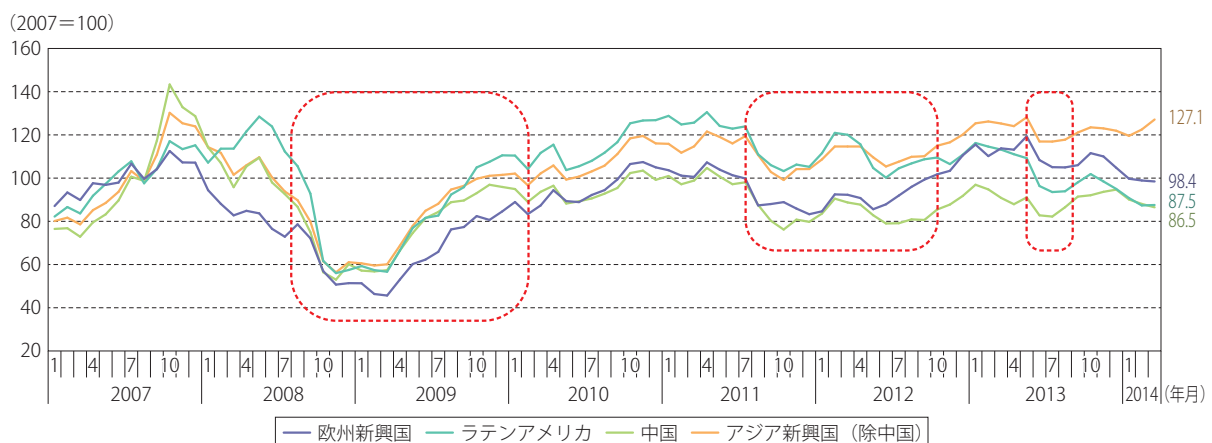
コラム 2

新興国における株、国債、通貨の「トリプル安」について

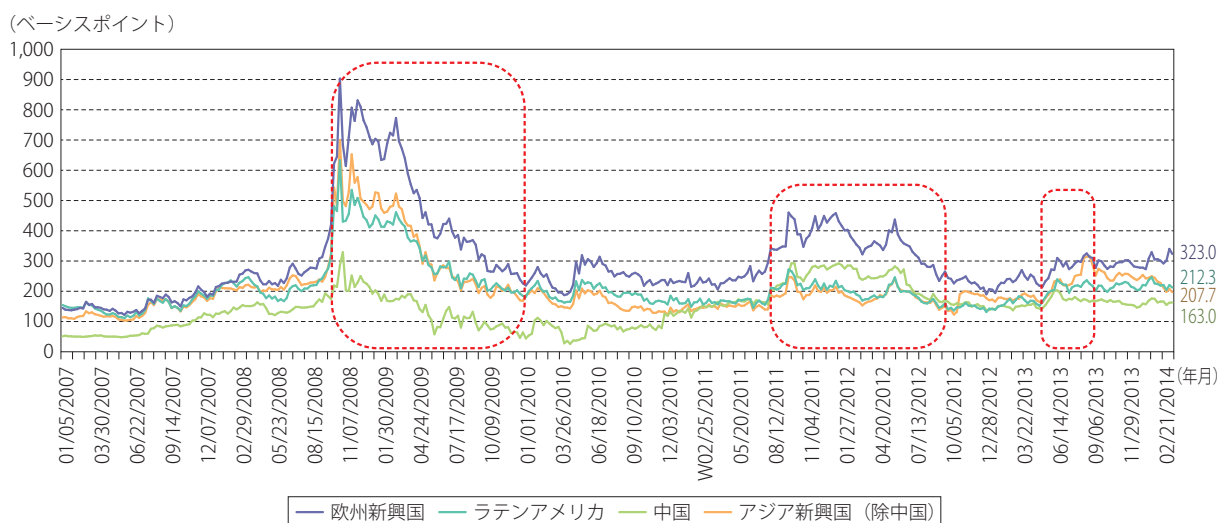
2013年5月以降の大幅な資金流出に伴い、主要新興国・地域においては株価、国債スプレッドのボラティリティが拡大した（コラム第2-1図、第2-2図）。また、通貨も大幅に下落するなど、新興国は、いわゆる株、国債、通貨の「トリプル安」に見舞われ、資金流出を背景に金融市場の不安定さが際立った。

ただし、株価指数、国債スプレッドのいずれも、世界経済危機、欧州債務危機の際の状況と比較して小幅な変動にとどまっている（コラム第2-1図、第2-2図）。また、2014年3月時点で見た場合、株価指数は、アジア新興国（除中国）において、世界経済危機前の最大値（2007年10月時点、130.2）に迫る水準まで回復している。国債スプレッドについても、アジア新興国、ラテンアメリカ、中国は2014年に入って低下しており、落ち着きが見られる。IMFは¹⁵、「これまでのところ、新興国からの資金流出が継続する兆しはみられない。実際、2013年の夏に資金流出が最大となって以降、同年後半には新興国への資金流入が緩やかに回復している」と指摘している。

コラム第2-1図 主要新興国・地域の株価指数の推移



コラム第2-2図 主要新興国・地域の国債スプレッドの推移



第3節

リスク要因

ここまで見てきたように、世界経済危機及び欧州債務危機を経て、先進国経済は回復傾向にあり、米国ではこれまでの緩和的な金融政策を縮小方向へと転換し始めた。一方、世界経済危機後の新興国の高い経済成

長を支えてきた先進国からの流入資金が減少することや、そのおそれは、ファンダメンタルズの弱い新興国の場合、さらなる景気減速を招きかねない。以下、世界経済のリスク要因について見ていく。

1. 米国の量的金融緩和縮小による金融市場の動揺

今後、量的金融緩和の縮小過程において、米国経済の予想以上の好調さ、市場の見方の変化、縮小の加速等によって急激な金利上昇が生じた場合には、いずれの国の経済活動にもネガティブな影響を及ぼすのみで

なく、国によっては深刻な財政難が生じる可能性も指摘されている。FRBによる金融政策のかじ取り次第では世界規模で金融市場に動揺が生じかねず、その場合、世界経済の回復が一層遅れるリスクがある。

2. 金融状況等による新興国の金融市場の変動性上昇

米国の量的金融緩和の縮小を巡る一連の状況が示すように、新興国の金融市場は、これまでリスクへの耐性を強めてきているが、金融環境の変動に対していまだ弱い弱である。今後、外的な金融環境の大きな変化をきっかけに、一部新興国のファンダメンタルズの弱い弱性に対する懸念が強まると、証券投資の逆流や貸

付等の引揚げが加速するおそれがある。その場合、当該国の通貨や株価の急落等、大きな動揺が生じるだけでなく、他の新興国に対する懸念が連想されることにより、動揺が生じかねない。世界経済の一体化が進む中、新興国で生じた金融市場の動揺は、瞬時に世界規模で広がるリスクがある。

3. 新興国経済のさらなる減速

新興国経済の中期見通しが予想以上に低いことから、投資家の新興国に対する懸念が強まっている。金融環境は一部の新興国においてタイト化しており、企業の資金調達コスト上昇によって、投資及び耐久財消費は予想以上に減速している。この上、金融引締め、

FRBによる量的緩和縮小の加速、投資家によるリスク回避姿勢の強まり等が加われば、金融市場の混乱、資金流出等が生じ、新興国にとって調整困難な状況となりかねない。そうした状況が広く波及し、金融ストレスが高まれば、経済成長の下押しリスクとなる。

4. 中国の景気減速

中国政府は、構造改革のため投資の抑制を行っているが、その一方で、景気を更に下押しする懸念がある。また、中国の金融面の安定性に対する懸念が高まる中、政府は信用拡大や地方政府の借入を抑制している。これらは、金融市場の弱い弱性を減少させる一方、予想

以上の速さで金融引締めが進めば、現状の見通しよりも中国の経済成長を抑制しかねない。そうなった場合、世界経済の回復が更に遅れる懸念がある。

5. 先進国を中心とした低インフレ

先進国の多くはインフレ率が目標を下回っており、経済に打撃を与えるようなショックが生じた場合、デフレに陥るリスクがある。また、インフレ率が目標を下回る状態が続けば、長期的なインフレ期待が低下する可能性がある。さらに、主な先進国では政策金利は既にゼロ近辺にあり、一層の金融緩和の余地は限られ

ていることから、実質金利の上昇によって実質的な債務負担が増加し、経済活動が阻害される懸念がある。ユーロ圏を始め先進国においては、低インフレによる低賃金、消費行動の抑制、企業の収益の伸び鈍化等により、経済成長が低迷することが懸念される。

6. ウクライナ問題を巡る地政学リスク

2014年2月、ウクライナのクリミア半島において生じた混乱により、ロシアと欧米の対立が深刻化した。欧米によるロシアへの制裁が実施されたことを受け、ロシアによる欧州向け天然ガスパイプライン停止などの対抗措置が懸念されている。さらに、ウクライナが巨額の対外債務により破綻しかねないとの懸念も生じ、金融市場の混乱も予想されるなど、世界的に緊張感が高まった。これを受けたロシア及びウクライナの

成長減速、さらに、CISへの影響拡大が懸念されている。今後、混乱が更に深刻化した場合、あるいは貿易面、金融面における制裁や対抗措置が講じられた場合に、世界の金融市場に新たなリスクがもたらされ、近隣の貿易相手国にとどまらず、他の国々の景気を下押しする懸念がある。また、天然ガス及び原油、更にトウモロコシや小麦の生産や輸送への影響も懸念される。

第 2 章

我が国の貿易・ 投資動向

第 1 節

2013 年の我が国の貿易動向

第 2 節

我が国の貿易構造の変化

第 3 節

為替動向と企業行動及び輸出数量への影響

第 4 節

我が国のサービス収支動向

第 5 節

我が国の第一次所得収支動向及び
対外投資の国際比較

第 6 節

我が国の経常収支動向

第2章

我が国の貿易・投資動向

第1節

2013年の我が国の貿易動向

1. 貿易動向の概観

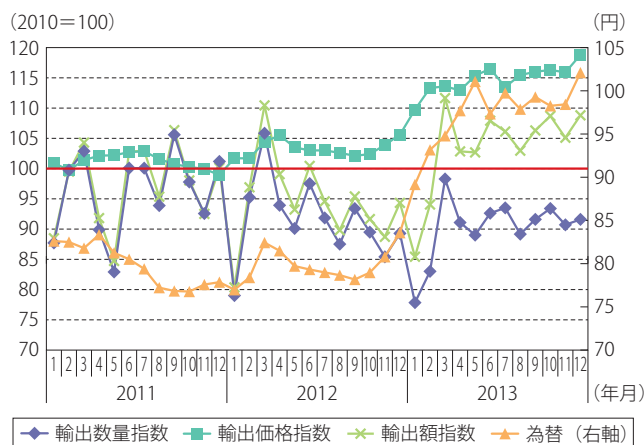
2013年の貿易収支（財務省「貿易統計」）は、-11兆4,684億円と過去最大の赤字となった。2012年に、第二次石油危機に見舞われた1980年以来32年ぶりとなる過去最大の赤字（-6兆9,411億円）となったが、2013年はそれを更に大きく上回る赤字となった（第I-2-1-1図）。

輸出額は前年比9.5%増の69兆7,742億円と3年ぶりの増加となった。一方で輸入額は火力発電用の化石燃料の輸入額増や好調な内需等を背景に、前年比14.9%増の81兆2,425億円と4年連続で増加し、過去最大の輸入額となった。この輸入額の増加が貿易赤字の大きな要因となっている。

輸出入に関する各指数の足下の推移を見ると、輸出関連の各指数に関しては、2012年末からの円安方向の動きに伴い、輸出価格指数及び輸出額指数は上昇している。他方、輸出数量指数は、円高方向に推移していた2011年、2012年と比べても低調なまま推移しているが、足下ではやや回復傾向にある（第I-2-1-2図）。輸入関連の各指数に関しては、2012年末からの

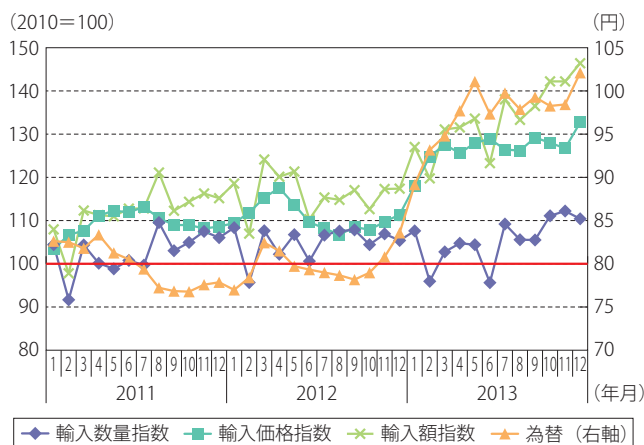
円安方向の動きに伴い、輸入価格指数及び輸入額指数は大きく上昇している。他方、輸入数量指数は、2013年に入り2012年と比べるとやや減少傾向となったが、10月以降は増加傾向にある（第I-2-1-3図）。

第I-2-1-2図 輸出関連各指数の推移



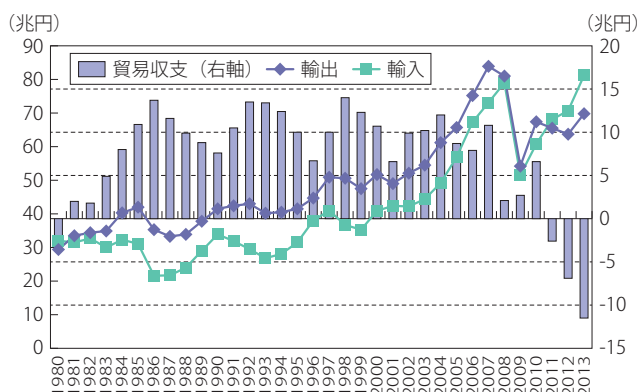
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第I-2-1-3図 輸入関連各指数の推移



資料：財務省「貿易統計」から作成。

第I-2-1-1図 貿易額、貿易収支の推移



資料：財務省「貿易統計」から作成。

2. 相手国・地域別、品目別の貿易動向

国・地域別に見ると、対米国貿易は、自動車や有機化合物等の輸出が増加したことにより、輸出額は12兆9,282億円（前年比15.6%増）と日本の輸出先として最大となった。貿易収支も6兆1,133億円の黒字となり、2年連続で黒字幅が増加した。対中国貿易は、有機化合物等を中心に輸出が3年ぶりに増加し、輸出額は12兆6,252億円（前年比9.7%増）となったものの、通信機等の輸入増加の影響で、輸入額は17兆6,600億円（前年比17.4%増）と過去最大となり、貿易収支も-5兆348億円と昨年に引き続き過去最大の赤字となった。対EU貿易は、自動車等を中心に輸出が増加したものの、医薬品・自動車等の輸入増加の影響で、貿易収支は-6,487億円と2年連続で過去最大の赤字額となった。対ASEAN貿易は、同地域の需要減の影響もあり輸出額の伸びが相対的に低調となり、貿易収支も-6,585億円と赤字となった（第I-2-1-4表、第I-2-1-5図）。

次に主要品目別に見ると、輸出額は、輸送用機器（約1.3兆円増）や化学製品（1.1兆円増）を中心に各品目とも前年と比べて増加しており、東日本大震災前の

2010年と比べても、電気機器以外は増加している。しかし、世界経済危機の影響を大きく受ける前の2008年の水準を上回っているのは化学製品のみである（第I-2-1-6図）。輸入額は、鉱物性燃料（約3.3兆円増）を中心に各品目とも前年と比べ増加しており、震災前の2010年と比べても、鉱物性燃料（約10.0兆円増）や電気機器（約2.2兆円増）を中心に各品目とも増加している。輸送用機器、電気機器、食料品は、2008年の水準を上回っている（第I-2-1-7図）。

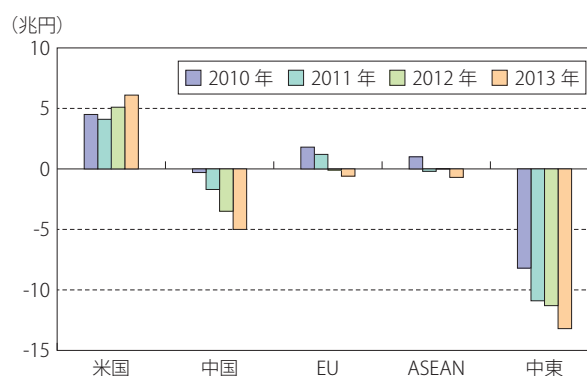
最後に貿易相手国・地域別の輸出額・輸入額の品目別増減寄与度（対前年比）を見ると、輸出に関しては、主に米国向けの輸送用機器（対前年比寄与度1.40%）や一般機械（同0.41%）、中国向けの化学製品（同0.71%）の増加が輸出額増加にプラスに寄与している一方で、ASEAN向けの一般機械（同-0.19%）や輸送用機器（同0.00%）等の減少及び伸び悩みが輸出額増加を鈍化させている（第I-2-1-8表）。輸入に関しては、主に中東からの鉱物性燃料（同2.87%）、中国からの電気機器（同1.40%）や一般機械（同0.69%）の増加が輸入額増加に寄与している（第I-2-1-9表）。

第I-2-1-4表 我が国の貿易額（相手国・地域別）

単位：兆円	輸出額	輸入額	収支	貿易額	輸出伸率	輸入伸率
米国	12.9	6.8	6.1	19.7	15.6%	12.0%
中国	12.6	17.7	-5.0	30.3	9.7%	17.4%
(EU)	7.0	7.6	-0.6	14.6	7.7%	15.2%
(ASEAN)	10.8	11.5	-0.7	22.3	4.8%	11.5%
(中東)	2.5	15.7	-13.2	18.1	9.5%	15.7%

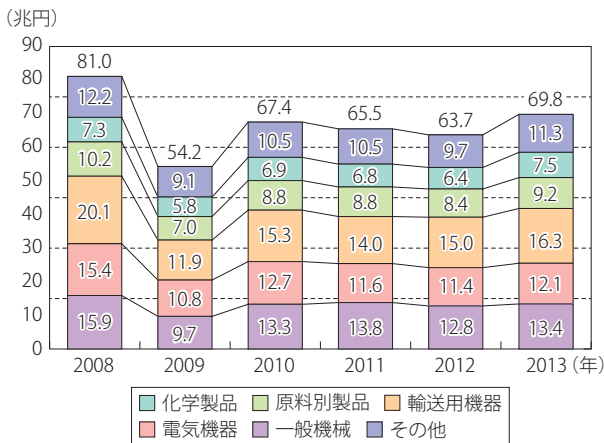
備考：伸び率は対前年比。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第I-2-1-5図 貿易収支推移（相手国・地域別）



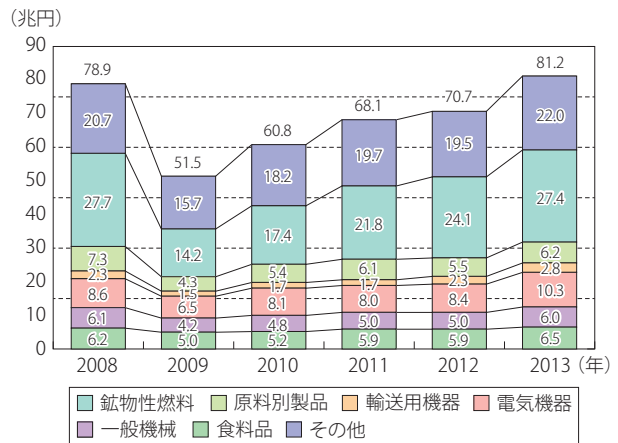
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 I-2-1-6 図 主要品目別輸出額推移



備考：一般機械：原動機、電算機類の部分品等。電気機器：半導体等電子部品等。原料別製品：鉄鋼、非鉄金属類等。化学製品：有機化合物、プラスチック等。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 I-2-1-7 図 主要品目別輸入額推移



備考：一般機械：原動機、電算機類等。電気機器：通信機、半導体等電子部品等。原料別製品：鉄鋼、非鉄金属類等。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 I-2-1-8 表 貿易相手国・地域別の輸出額増減寄与度

	総額	食料品	原料品	鉱物性燃料	化学製品	原料別製品	一般機械	電気機器	輸送用機器	その他
世界	9.45	0.13	0.23	0.80	1.79	1.15	0.81	1.01	2.10	1.43
米国	2.73	0.02	0.00	0.03	0.19	0.09	0.41	0.27	1.40	0.33
中国	1.75	0.01	0.10	0.02	0.71	0.19	0.12	0.11	0.23	0.27
EU	0.78	0.01	0.01	0.09	0.10	-0.02	0.26	0.13	0.12	0.09
ASEAN	0.78	0.00	0.04	0.14	0.18	0.37	-0.19	0.02	0.00	0.23
中東	0.34	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	-0.05	0.01	0.34	0.03
その他	3.07	0.09	0.08	0.52	0.62	0.53	0.26	0.47	0.02	0.48

資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 I-2-1-9 表 貿易相手国・地域別の輸入額増減寄与度

	総額	食料品	原料品	鉱物性燃料	化学製品	原料別製品	一般機械	電気機器	輸送用機器	その他
世界	14.93	0.88	0.83	4.75	0.76	1.04	1.37	2.65	0.67	1.98
米国	1.04	0.06	0.14	0.11	0.10	0.05	0.25	0.13	0.08	0.11
中国	3.71	0.11	0.03	0.01	0.12	0.33	0.69	1.40	0.13	0.89
EU	1.42	0.12	0.10	0.02	0.25	0.09	0.19	0.14	0.32	0.19
ASEAN	1.67	0.11	0.06	0.17	0.06	0.27	0.13	0.39	0.05	0.43
中東	3.01	0.00	0.01	2.87	0.02	0.04	0.01	0.06	0.00	0.00
その他	4.08	0.47	0.51	1.57	0.20	0.26	0.10	0.52	0.10	0.36

資料：財務省「貿易統計」から作成。

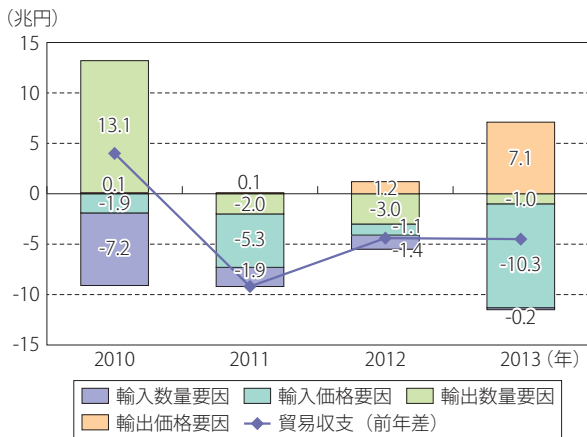
3. 価格・数量要因から見た貿易動向

2013年の貿易赤字は2012年に比べ約4.5兆円増加した。この要因を輸出数量、輸出価格、輸入数量、輸入価格に分解すると、輸出価格の上昇は貿易収支改善に寄与した一方で、貿易赤字拡大の最大の要因は輸入価格の上昇（貿易赤字増加に対する寄与分は約-10.3兆円）であり、次いで、輸出数量の減少（同約-1.0兆円）、輸入数量の増加（同約-0.2兆円）となってい

る（第 I-2-1-10 図）。

四半期ベースで同様に要因分解すると、第1四半期及び第2四半期においては、輸入価格の上昇と輸出数量の減少が貿易赤字に寄与している。しかし、第3四半期からは、輸出数量は増加に転じ、貿易収支改善に寄与している。第3四半期には輸入価格の上昇が、第4四半期には輸入価格の上昇と輸入数量の増加が貿易

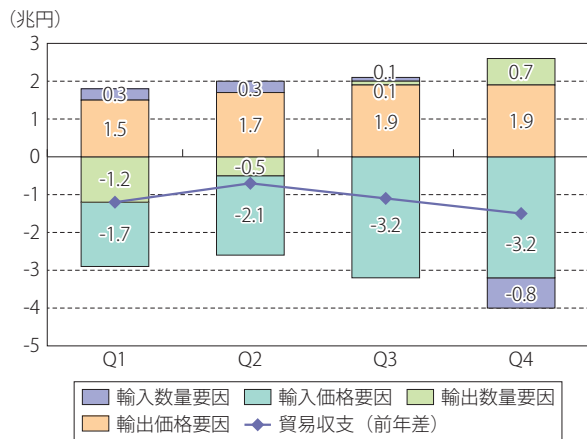
第I-2-1-10図 貿易収支（前年差）の要因分解



資料：財務省「貿易統計」から作成。

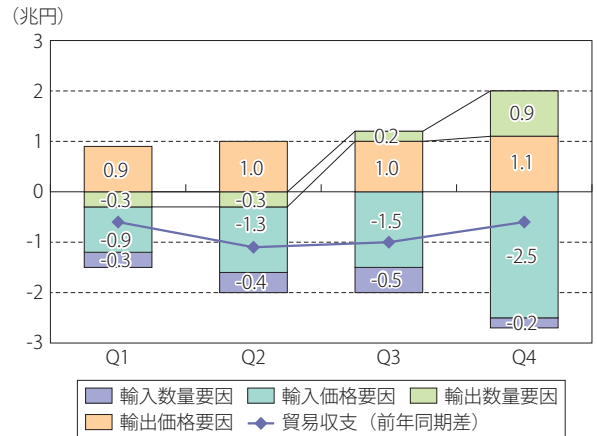
赤字に寄与している（第I-2-1-11図）。過去に円安方向に推移していた2005年を見てみると、年間を通して輸入価格の上昇及び輸入数量の増加が貿易赤字に寄与していたが、輸出数量の減少は第1四半期及び第2四半期までで、第3四半期からは2013年と同様に増加に転じ、貿易収支改善に寄与している（第I-2-1-12図）。

第I-2-1-11図 貿易収支（前年同期差）の要因分解（2013年）



資料：財務省「貿易統計」から作成。

第I-2-1-12図 貿易収支（前年同期差）の要因分解（2005年）

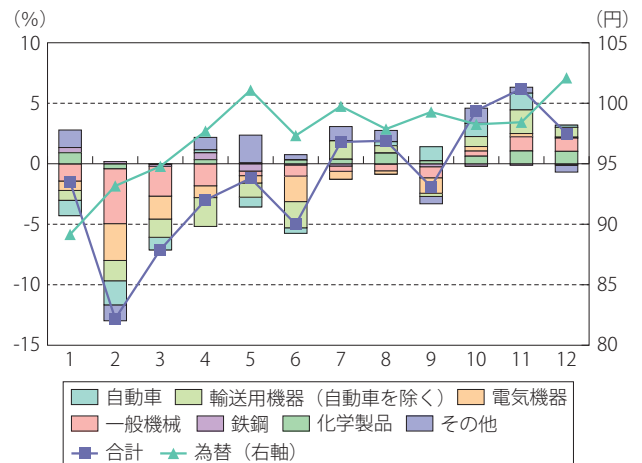


備考：税関長公示レートで2004年12月1ドル104円 → 2005年12月1ドル119円（14%円安）。2012年12月1ドル84円 → 2013年12月1ドル102円（21%円安）。

資料：財務省「貿易統計」から作成。

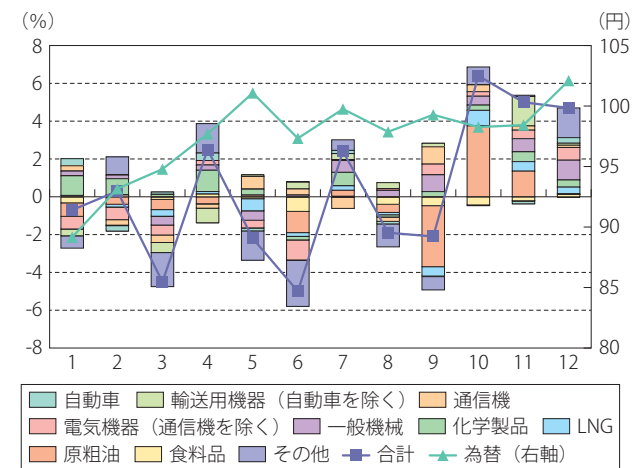
次に、2013年の貿易赤字拡大の要因となっている、輸出数量減少、輸入数量増加、輸入価格増加についてそれぞれ品目別に寄与度を見ると、まず輸出数量については、一般機械、電気機器の減少が大きな要因となっているが、これらの品目の減少幅は足下で縮小傾向にあり、10月以降は増加に転じている。また、自動車及び輸送用機器も6月までは減少していたが、7月以降持ち直し傾向にある（第I-2-1-13図）。輸入数量については、LNGや自動車等の増加が寄与した。原油については、年間では減少となったものの足下で大きく増加している（第I-2-1-14図）。輸入価格については、ほぼ全ての品目で年間を通して上昇傾向にあるが、特に原油、LNG、電気機器の寄与度が大きくなっている（第I-2-1-15図）。

第I-2-1-13図 輸出数量（前年同月比）の寄与度分解（2013年）



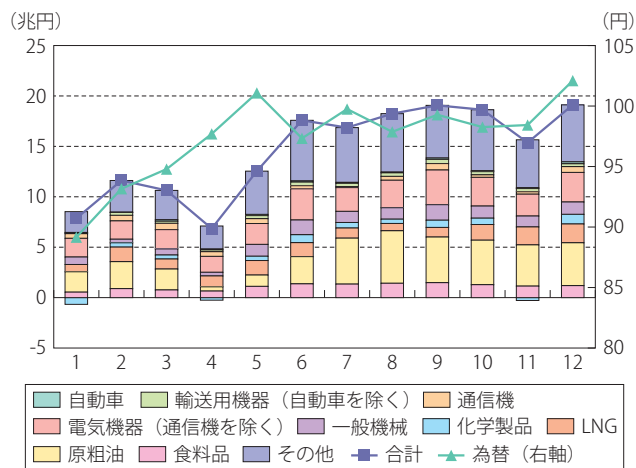
資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 I-2-1-14 図
輸入数量（前年同月比）の寄与度分解（2013 年）



資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 I-2-1-15 図
輸入価格（前年同月比）の寄与度分解（2013 年）



資料：財務省「貿易統計」から作成。

第2節

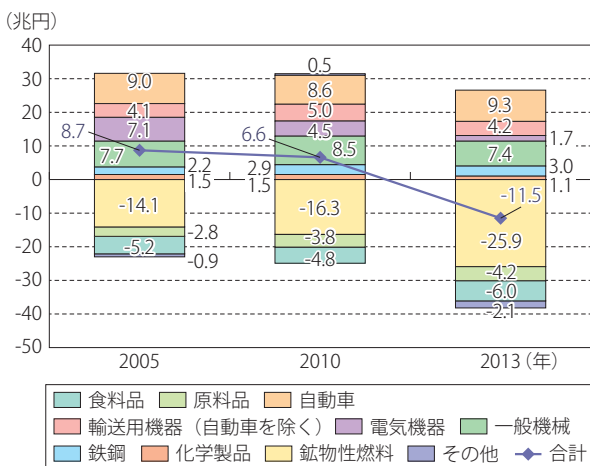
我が国の貿易構造の変化

1. 主要品目別貿易収支から見た貿易構造の変化

ここでは主要品目別の貿易収支を2005年、2010年、2013年で比較することにより貿易構造の変化を見ていく。

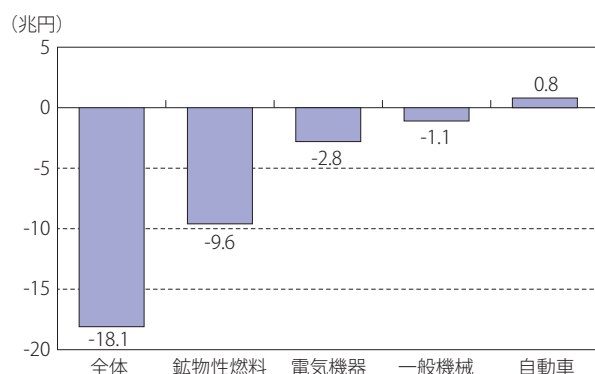
2013年の主要品目別の貿易収支は、2005年と比べて多くの品目で悪化しており、特に鉱物性燃料で約11.8兆円赤字幅が増加し、電気機器で約5.4兆円黒字幅が減少している。一方で自動車や鉄鋼などでは黒字幅が増加している。また、2010年と比べると、自動車と鉄鋼を除いて悪化しているが、鉱物性燃料(約9.6兆円赤字幅拡大)、電気機器(約2.8兆円黒字幅縮小)のほか、一般機械でも約1.1兆円黒字幅が減少している(第I-2-2-1図、第I-2-2-2図)。

第I-2-2-1図
主要品目別貿易収支の比較(2005、2010、2013年)



資料：財務省「貿易統計」から作成。

第I-2-2-2図
2010年から2013年にかけての貿易収支の増減幅

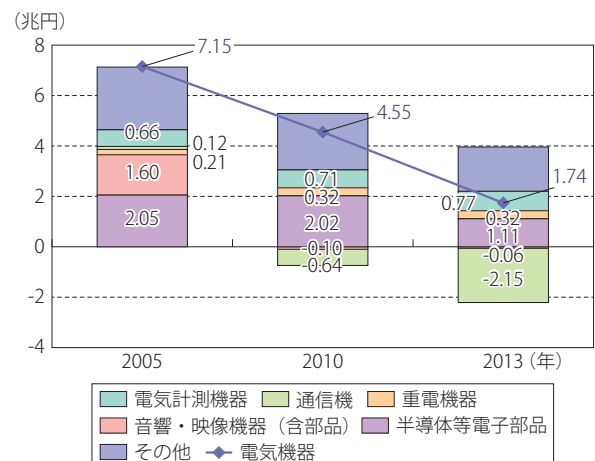


資料：財務省「貿易統計」から作成。

電気機器及び一般機械について更に細かく見ると、電気機器で大きく黒字幅が減少した背景には、2005年に約0.1兆円の黒字であった通信機(携帯電話等)で2010年には約-0.6兆円と赤字に転じ、2013年には約-2.2兆円まで赤字が増加したこと、また、2005年に約1.6兆円の黒字であった音響・映像機器(含部品)(テレビ等)で2013年には約-0.1兆円の赤字となっていること、さらに、半導体等電子部品(太陽電池等)の黒字幅が2005年の約2.1兆円から2013年には約1.1兆円まで減少していることがあげられる(第I-2-2-3図)。

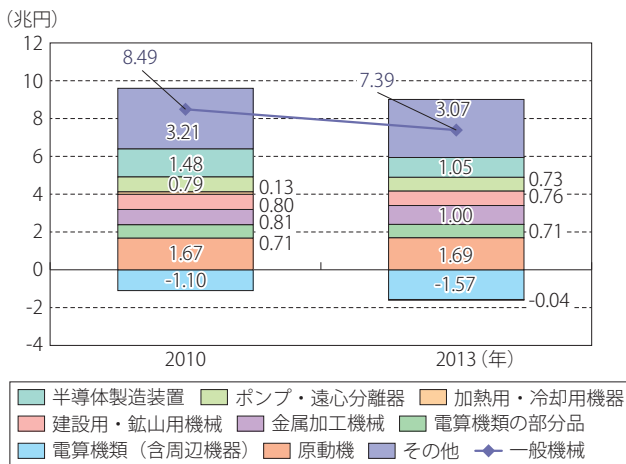
一般機械の黒字幅の減少については、2010年には約1.5兆円であった半導体製造装置の黒字幅が2013年には約1.1兆円に減少したことや、電算機類(含周辺機器)(パソコン等)の赤字幅が2010年の約-1.1兆円から2013年には約-1.6兆円に増加したこと等が影響している(第I-2-2-4図)。

第I-2-2-3図
電気機器の主要品目別貿易収支の比較(2005、2010、2013年)



資料：財務省「貿易統計」から作成。

第 I-2-2-4 図
一般機械の主要品目別貿易収支の比較 (2010、2013 年)



備考：一般機械は多くの品目で 2005 年の輸入額の数値を取ることが困難であったため、2010 年と 2013 年のみを比較。
資料：財務省「貿易統計」から作成。

2. 主要輸出品目の輸出競争力から見た貿易構造の変化

ここでは日本の主要輸出品目に関して、貿易特化係数、輸出額伸び率（対前年比）、輸出額の推移を各国と比較することにより、輸出競争力及び貿易構造の変化について見ていく。貿易特化係数¹⁶は各産業がどれだけ輸出に特化（輸出超過）しているかを示しており、「1」は完全輸出特化、「0」は輸出入均衡、「-1」は完全輸入特化となる。輸出への特化度合いにより輸出競争力を計測している。

日本の 2013 年の輸出額上位 5 品目は HS コード 2 桁ベースで見ると、自動車、一般機械、電気機器、精密機器、鉄鋼となっており、これらで日本の全輸出額の 6 割以上を占めている（第 I-2-2-5 表）。これら 5 品目に関して、貿易特化係数、輸出額伸び率（対前

年比）、輸出額が、2000 年、2005 年、2010 年、2013 年とどのように推移してきたのか、ドイツ、韓国、中国と比較しつつ見ていく。

(1) 自動車

自動車に関して、乗用車（HS8703）と自動車部品（HS8708）について見ていく。

まず乗用車について日本、ドイツ、韓国、中国を比較すると、日本の貿易特化係数は高い水準で安定しており、2013 年時点で 4 か国の中で最も高くなっている。また、輸出額伸び率（前年比）はドイツとおおむね同様の動きとなっている。韓国は、2013 年時点の輸出額は 2000 年に比べ約 4 倍に増加しているが、日本やドイツに比べ額は小さく、貿易特化係数は低下してきている。中国は、貿易特化係数は 2013 年時点で -0.82 と 4 か国の中で唯一マイナスとなっており、輸出額も 2013 年時点で 4 か国の中で最も少ない（第 I-2-2-6 図）。

第 I-2-2-5 表
日本の輸出額上位 5 品目
(HS コード 2 桁ベース、2013 年)

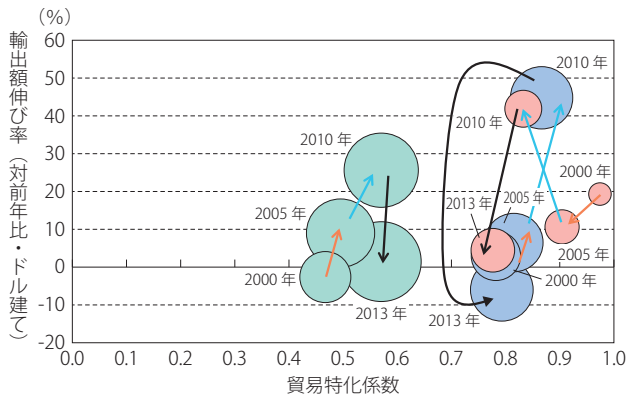
順位	品目	輸出額 (10 億ドル)	輸出額に占めるシェア
1	自動車 (HS87)	148.5	20.8%
2	一般機械 (HS84)	135.1	18.9%
3	電気機器 (HS85)	108.2	15.1%
4	精密機器 (HS90)	40.1	5.6%
5	鉄鋼 (HS72)	35.3	4.9%

資料：「Global Trade Atlas」から作成。

16 貿易特化係数 = 貿易黒字額 / 貿易総額 = (輸出 - 輸入) / (輸出 + 輸入)

第 I-2-2-6 図

日本、ドイツ、韓国の乗用車 (HS803) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、輸出額の推移

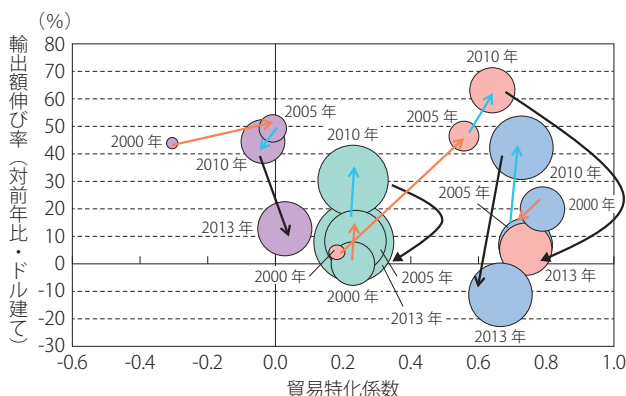


備考：円のサイズは輸出額。青：日本、緑：ドイツ、赤：韓国。
資料：「Global Trade Atlas」、国連 Comtrade から作成。

次に自動車部品について日本、ドイツ、韓国、中国を比較すると、日本の貿易特化係数は高い水準で安定しており、輸出額はドイツに次ぐ大きさとなっている。中国と韓国は輸出額及び貿易特化係数が大きく上昇している。特に韓国の貿易特化係数の伸びが大きく、2000年には日本、ドイツよりも低かったが、2013年時点では日本を抜いて4か国の中で最も高くなっている。(第 I-2-2-7 図)。

第 I-2-2-7 図

日本、ドイツ、韓国の自動車部品 (HS8708) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、輸出額の推移



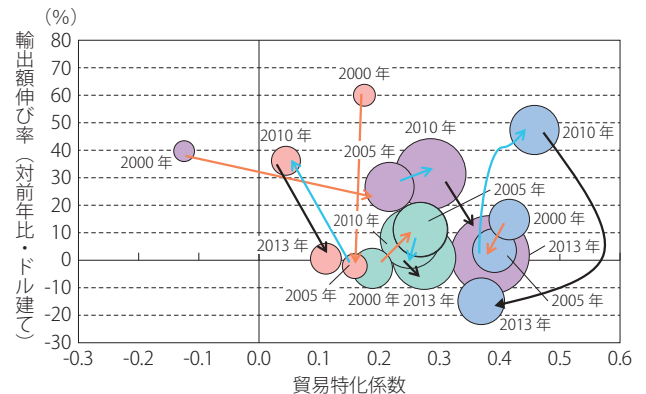
備考：円のサイズは輸出額。青：日本、緑：ドイツ、赤：韓国、紫：中国。
資料：「Global Trade Atlas」、国連 Comtrade から作成。

(2) 一般機械

一般機械について日本、ドイツ、韓国、中国を比較すると、中国の伸びが顕著である。中国の貿易特化係数は、2000年には4か国の中で最も低かったが、2013年時点では日本を抜いて4か国の中で最も高くなっている。輸出額についても、2000年には4か国の中で最も少なかったが、2013年時点では2000年比

第 I-2-2-8 図

日本、ドイツ、韓国の一般機械 (HS84) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、輸出額の推移



備考：円のサイズは輸出額。青：日本、緑：ドイツ、赤：韓国、紫：中国。
資料：「Global Trade Atlas」、国連 Comtrade から作成。

約14倍に増加し、4か国の中で最大となっている。ドイツは貿易特化係数、輸出額とも堅調に伸ばしており、輸出額伸び率 (前年比) は振れ幅が最も小さくなっている。日本については、貿易特化係数はやや低下してきているが、相対的に高い水準で安定している。輸出額伸び率 (前年比) は韓国同様振れ幅が大きい。(第 I-2-2-8 図)。

(3) 電気機器

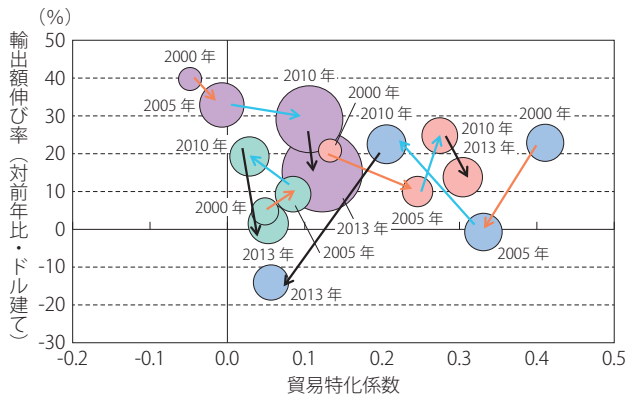
電気機器について日本、ドイツ、韓国、中国を比較すると、日本の貿易特化係数は2000年には4か国の中で突出して高かったが、2005年、2010年と低下し続け、2013年時点では中国、韓国よりも低い水準となっている。輸出額伸び率 (前年比) の振れ幅も大きくなっている。中国、韓国は貿易特化係数、輸出額共に上昇を続けている。中国の貿易特化係数は、2000年、2005年にはマイナスであったが、2013年には日本を抜き、韓国に次ぐ水準となっている。輸出額については、2000年には4か国で最も少なかったが、2013年時点では2000年比約12倍にまで増加し、4か国の中で最大となっている。韓国の貿易特化係数は、2013年時点では4か国の中で突出して高くなっており、輸出額は2013年時点では2000年比約3倍に増加している。ドイツは、輸出額は2013年時点で2000年比約2倍となっているが、貿易特化係数は4か国の中で低水準で推移している (第 I-2-2-9 図)。

(4) 精密機器

精密機器について日本、ドイツ、韓国、中国を比較すると、日本は2000年には貿易特化係数、輸出額と

第 I-2-2-9 図

日本、ドイツ、韓国の電気機器 (HS85) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、輸出額の推移

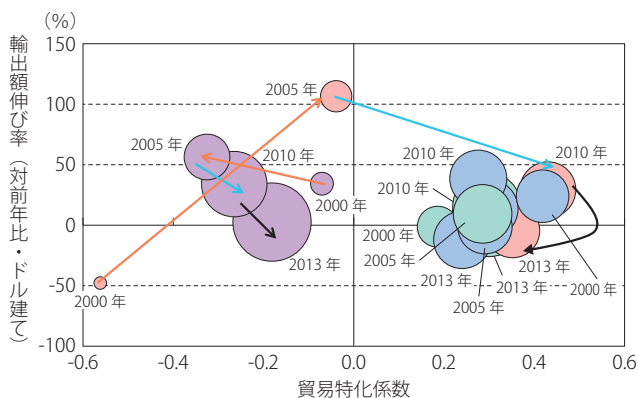


備考：円のサイズは輸出額。青：日本、緑：ドイツ、赤：韓国、紫：中国。
資料：「Global Trade Atlas」、国連 Comtrade から作成。

もに4か国の中で最も高かったが、その後輸出額は伸び悩み、貿易特化係数も低下した。最も顕著な伸びを示しているのが韓国である。2000年には貿易特化係数、輸出額ともに4か国の中で最も低い水準であったが、2005年には輸出額伸び率(前年比)が100%を超すなど急成長を遂げ、貿易特化係数は2013年時点で4か国中最も高く、輸出額は2000年比約20倍となっている。中国の貿易特化係数は上昇傾向にあるが、2013年時点でマイナス水準となっている。他方、輸出額は、2000年比約12倍となっており、4か国中最大となっている。ドイツの貿易特化係数に大きな変化はないが、輸出額は2013年時点で2000年比約3倍となっている(第I-2-2-10図)。

第 I-2-2-10 図

日本、ドイツ、韓国の精密機器 (HS90) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、輸出額の推移



備考：円のサイズは輸出額。青：日本、緑：ドイツ、赤：韓国、紫：中国。
資料：「Global Trade Atlas」、国連 Comtrade から作成。

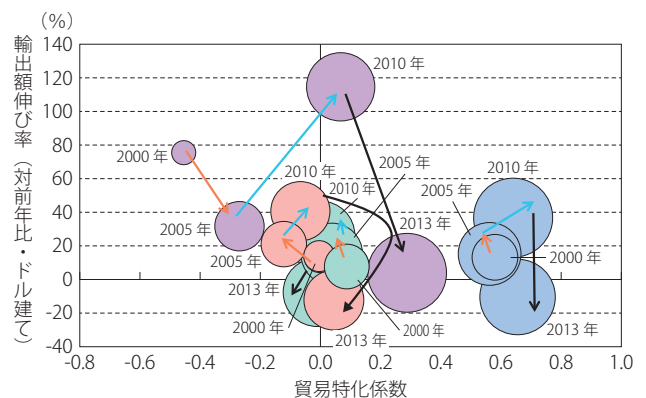
(5) 鉄鋼

最後に鉄鋼について日本、ドイツ、韓国、中国を比較すると、日本の貿易特化係数は4か国の中で最も高い水準で安定しており、輸出額も2013年時点で2000年比約3倍となっている。輸出額伸び率(前年比)が2013年に大きく下落しているが、ドイツ、韓国、中国も同様の動きを見せている。韓国は、2000年、2005年、2010年と貿易特化係数がマイナスであったが、2013年時点ではプラスとなり、輸出額も2013年時点では2000年比約4倍となっている。ドイツは、輸出額が2013年時点では2000年比約3倍となっているが、貿易特化係数は2000年、2005年とプラスであったのが、2013年時点ではマイナスとなっている。中国の貿易特化係数は2000年、2005年とマイナスであったが、2013年時点では日本に次ぐ水準となっている。輸出額も2000年には4か国中最小であったが、2013年時点では2000年比約10.7倍となり、日本に次ぐ大きさとなっている(第I-2-2-11図)。

以上5品目について見てきたが、日本は、自動車、鉄鋼に関しては、引き続き高い輸出競争力を維持している。他方、電気機器、一般機械、精密機器に関しては、韓国や中国の成長の影響等もあり、輸出競争力について相対的な優位性が低下してきていると見られる。

第 I-2-2-11 図

日本、ドイツ、韓国の鉄鋼 (HS72) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、輸出額の推移



備考：円のサイズは輸出額。青：日本、緑：ドイツ、赤：韓国、紫：中国。
資料：「Global Trade Atlas」、国連 Comtrade から作成。

第3節

為替動向と企業行動及び輸出数量への影響

ここでは、為替動向と生産拠点や輸出価格に関する企業行動の関係、輸出数量への影響について見ていく。

1. 為替動向と生産拠点に関する企業行動

まず、為替動向と生産拠点に関する企業行動の関係について見ていく。

「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」(2014)によると、2008年半ばからの円高方向への動きの中、国内の設備投資を抑制した企業、国内生産・輸出採算が合わなくなったため海外生産シフトを進めた企業は、輸送用機器や電気機器などで多くなっている(第I-2-3-1図)。

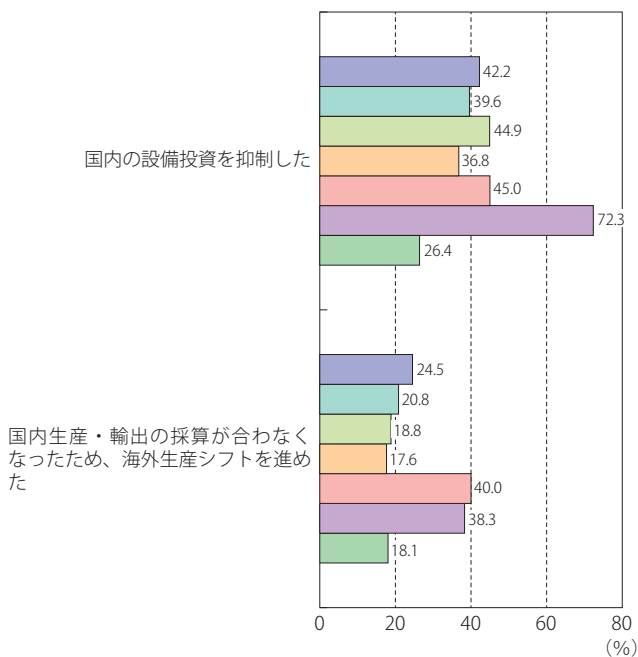
2012年11月以降円安方向に推移する中、国内の生産設備投資計画を変更していない企業の割合は82.6%、拡充・増強した企業は10.9%となっている。一方、海外の生産設備投資計画に関しては、海外に生

産拠点を持つ企業の約4分の3が変更せず、約4分の1が拡充・増強している。輸送用機器で拡充・増強している企業の割合が大きい(第I-2-3-2図、第I-2-3-3図)。

円安方向へ推移する中においても海外の生産設備投資計画を拡充または変更しない上位の理由としては、「海外需要の伸びが期待できる」点や「為替変動に企業業績が左右される事のないように、現地生産・現地販売を進めている」点となっている。業種別に見ると、電気機器や輸送用機器は「為替変動に企業業績が左右される事のないように、現地生産・現地販売を進めている」点を他業種に比べ多く理由としてあげている一方で、化学は「人口減少によって国内市場の縮小が見込まれるため、為替変動に関わらず海外シフトを進めている」点を理由としてあげている割合が他の理由よりも多くなっている(第I-2-3-4図)。

第1部
第2章

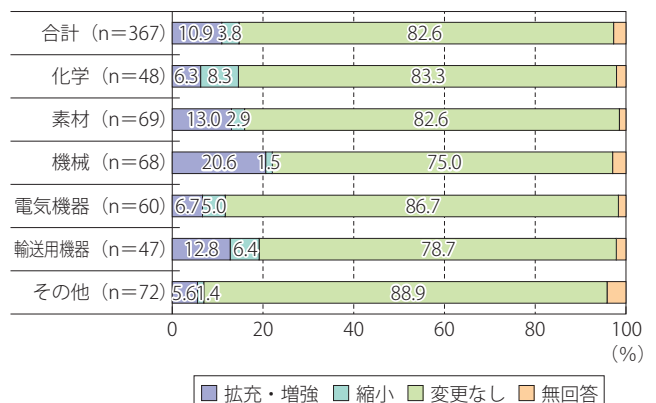
第I-2-3-1図
経営戦略への影響(2008年半ば以降(為替は円高方向に推移))



■ 合計 (n=367) ■ 化学 (n=48) ■ 素材 (n=69) ■ 機械 (n=68)
■ 電気機器 (n=60) ■ 輸送用機器 (n=47) ■ その他 (n=72)

資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

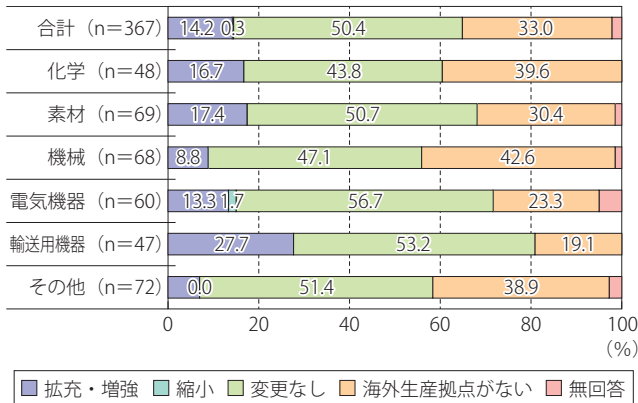
第I-2-3-2図
国内生産設備への影響(2012年11月以降(為替は円安方向に推移))



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

第 I-2-3-3 図

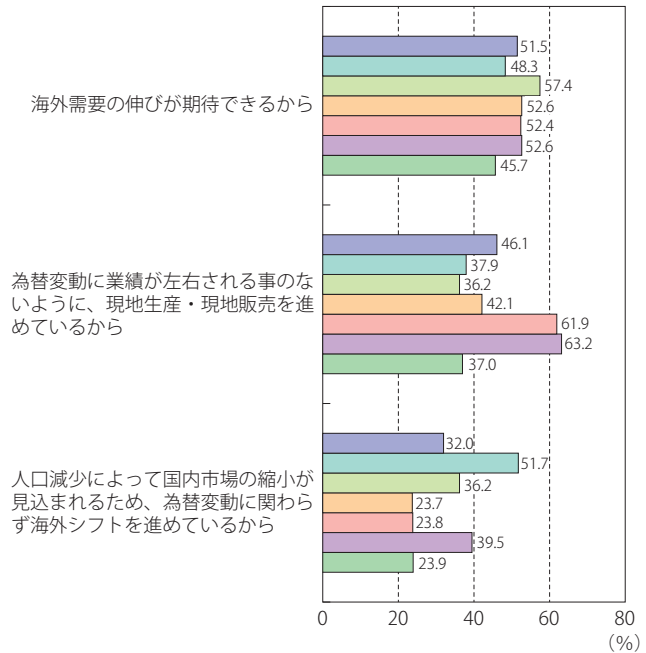
海外生産設備への影響（2012年11月以降（為替は円安方向に推移））



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

第 I-2-3-4 図

円安方向に推移する中でも海外生産設備投資計画を拡充または変更しない理由（複数回答、上位3つ）



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成

2. 為替動向と輸出価格に関する企業行動

次に、為替動向と輸出価格に関する企業行動の関係について見ていく。

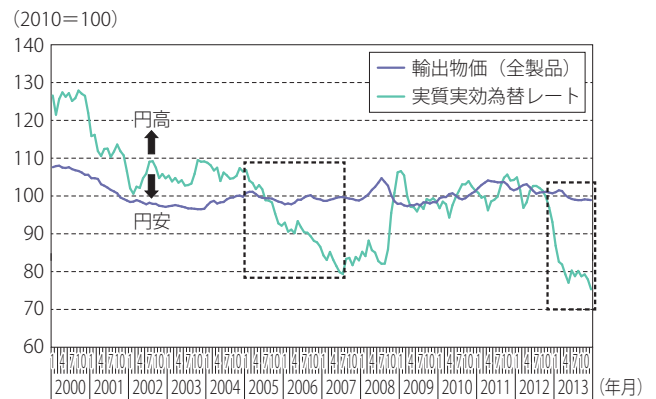
2000年代の為替動向と輸出物価（契約通貨ベース）の推移を見てみると、2005年から2007年、2012年末から2013年にかけて為替が円安方向に動く中で、輸出物価はやや低下の動きも見られるがその動きは小さい。また、2008年半ば以降円高方向に推移する中においても、輸出物価は余り上昇していない。このように、円安・円高のいずれの方向に推移しても、輸出物価は為替動向に連動した変化を余り見せていない。（第 I-2-3-5 図）。

2000年代の品目別輸出物価（契約通貨ベース）の推移を見ても、為替動向と連動して変化する傾向はほとんど見られない。電気・電子機器については、世界的な市場価格低下の動きに伴って、輸出価格が低下している動きが見られる（第 I-2-3-6 図）。

2012年から2013年にかけての動きについて、更に細分化した品目別で見ても、自動車用内燃機関・自動車部品、金属・同製品、情報通信機器等では、2013年の円安方向への動きに伴い輸出物価がやや低下しているが、現時点では多くの品目では為替動向と連動し

第 I-2-3-5 図

実質実効為替レートと輸出物価（全製品・契約通貨ベース）の動き



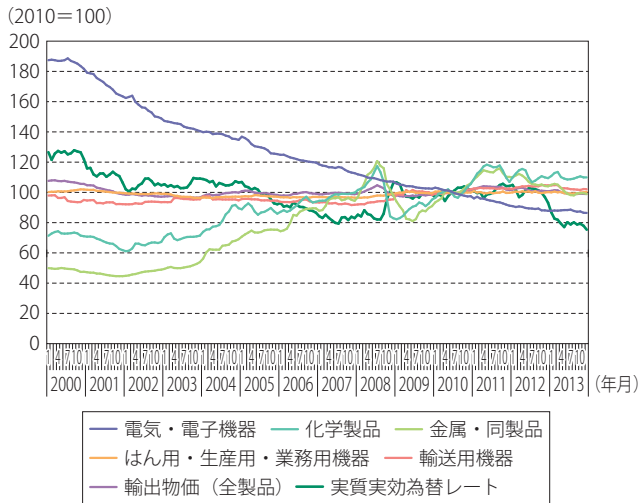
資料：日本銀行「実質実効為替レート」、「企業物価指数（2010年基準）」から作成。

た価格変化の動きは見られない（第 I-2-3-7 図）。

次にアンケート結果に基づき企業行動を見ていくと、2008年半ば以降、円高方向に推移する中で、全産業ベースで輸出価格を引き上げた企業は11.6%、輸出価格をほとんど変えなかった企業は71.6%となっている（第 I-2-3-8 図）。

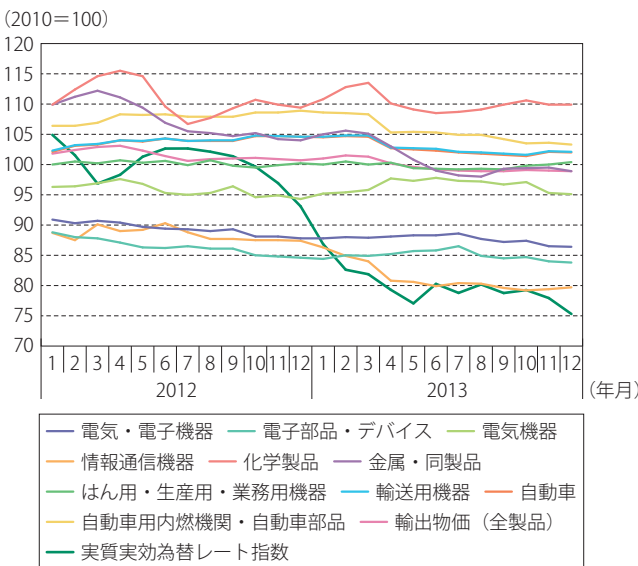
2008年半ば以降、円高方向に推移する中、輸出価

第 I-2-3-6 図
実質実効為替レートと輸出物価（品目別・契約通貨ベース）の動き



資料：日本銀行「実質実効為替レート」、「企業物価指数（2010年基準）」から作成。

第 I-2-3-7 図
実質実効為替レートと輸出物価（品目別・契約通貨ベース）の動き（2012年～2013年）

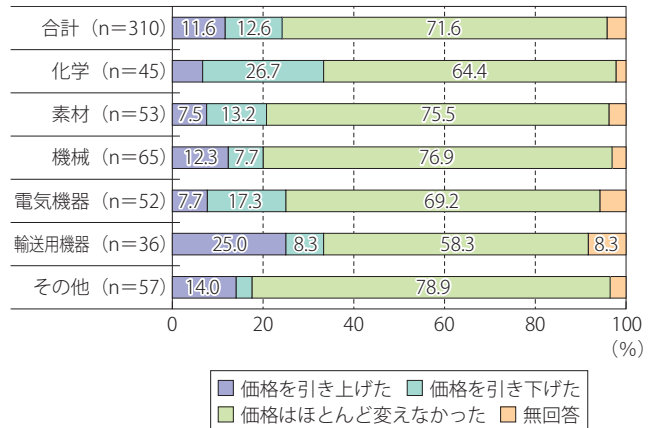


資料：日本銀行「実質実効為替レート」、「企業物価指数（2010年基準）」から作成。

格の改定を行わなかった理由としては、化学や素材では、「競合他社との価格競争が厳しく、輸出価格を引き上げると売上の減少が見込まれた」点を理由としている割合が高く、輸送用機器や機械では、「価格改定は製品のモデルチェンジ等のタイミングで行っている」点を理由としている割合も高くなっている（第 I-2-3-9 図）。

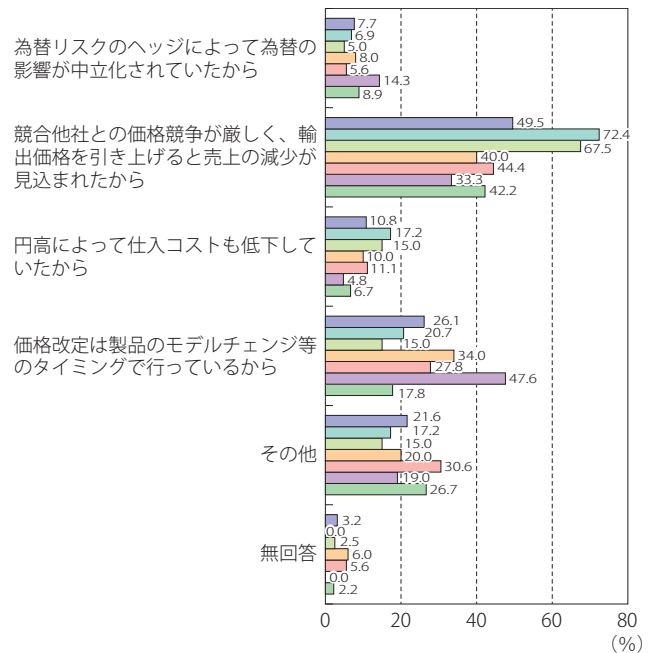
2012年11月以降の円安方向に推移する中、企業規模、輸出額によらず企業数で見ると、現在までのところ輸出価格を引き下げた企業は全産業で見ると

第 I-2-3-8 図
主要輸出製品の契約通貨建て輸出価格の改定（2008年半ばから2010年末（為替は円高方向に推移））



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

第 I-2-3-9 図
輸出価格の改定を行わなかった理由（2008年半ばから2010年末（為替は円高方向に推移））

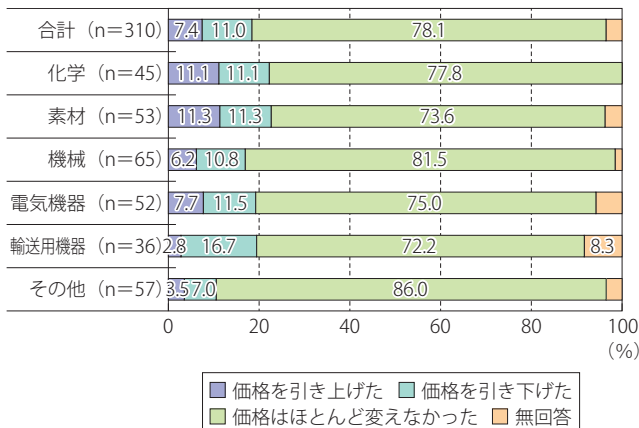


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

11.0%、輸出価格をほとんど改定していない企業は78.1%となっている。この円安方向への動きが見られる中、輸出価格改定を行っていない企業のうち87.2%が現時点では、輸出価格を引き下げる予定はないとしている（第 I-2-3-10 図、第 I-2-3-11 図）。

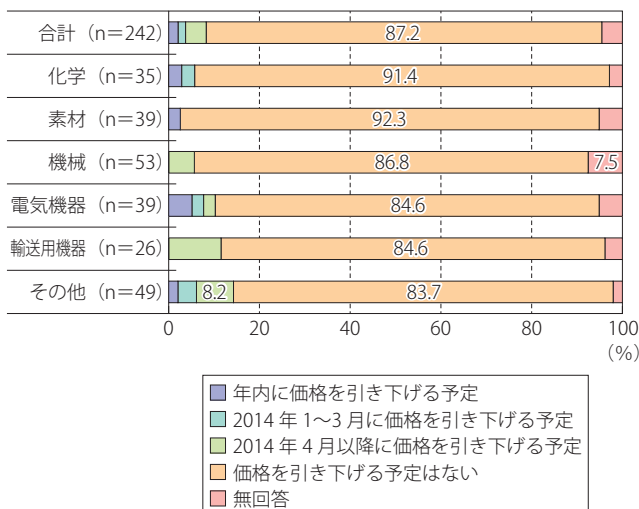
円安方向に推移する中、輸出価格を引き下げる予定がない理由としては、全産業で見ると、現時点では「価格を引き下げても売上増加が見込めない」、「価格改定

第 I-2-3-10 図
主要輸出製品の契約通貨建て輸出価格の改定（2012年11月以降（為替は円安方向に推移））



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

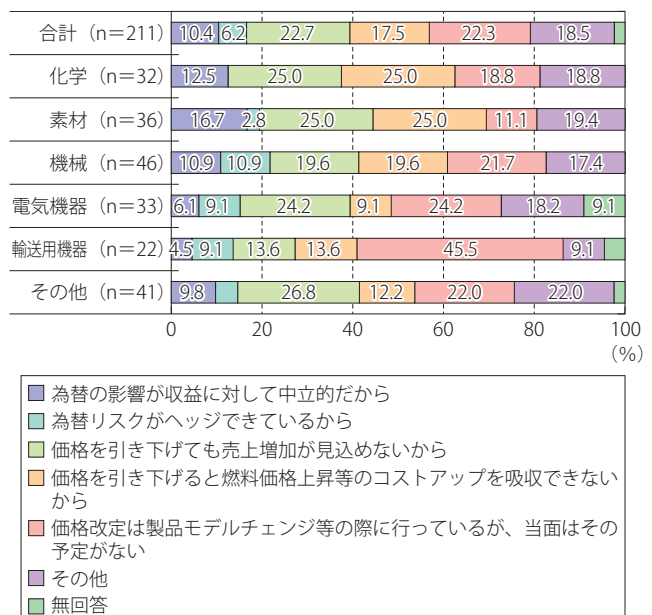
第 I-2-3-11 図
輸出価格の改定を行っていない企業の今後の輸出価格改定方針（2012年11月以降（為替は円安方向に推移））



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

は製品のモデルチェンジ等の際に行っているが当面はその予定がない」等が多くなっている。業種別に見ると、輸送用機器では、「価格改定は製品のモデルチェンジ等の際に行っているが当面はその予定がない」点を理由としている割合が高く、「価格を引き下げても売上増加が見込めない」点を理由としている割合は他業種に比べ低い。これに対して、化学や素材では、「価格改定は製品のモデルチェンジ等の際に行っているが当面はその予定がない」点を理由としている割合は相対的に低く、「価格を引き下げると燃料価格上昇等のコスト上昇分を吸収できない」点を理由としている割合が高くなっている（第 I-2-3-12 図）。一方で、今後為替の安定や世界経済の動向次第では価格を引き下げる企業が増加する可能性もある。

第 I-2-3-12 図
輸出価格の引き下げを行う予定がない理由（2012年11月以降（為替は円安方向に推移））



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

3. 為替動向に伴う企業の輸出数量の変化

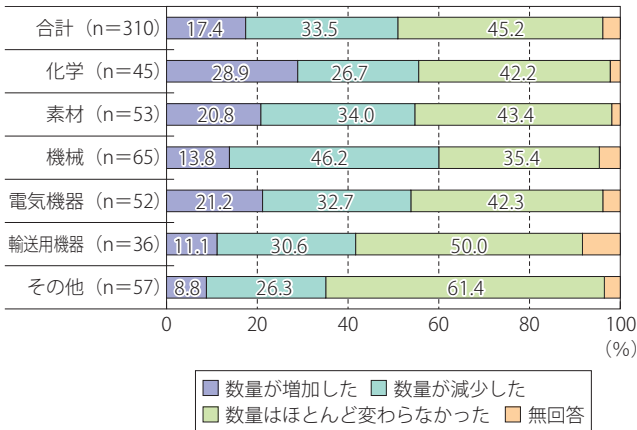
ここでは為替動向に伴う企業の輸出数量の変化についてアンケート結果に基づき見ていく。

まず、2008年半ば以降円高方向に推移する中、「輸出数量はほとんど変わらなかった」としている企業が全産業で見ると45.2%、「減少している」としている企業は33.5%となっている。業種別に見ると、機械では、「減少した」としている企業の割合が46.2%と高く、

「ほとんど変わらなかった」としている企業の割合の35.4%を上回っている。一方、化学では、「増加した」としている企業の割合が「減少した」としている企業の割合を唯一上回っている（第 I-2-3-13 図）。

「減少した」理由として、全産業で見ると「リーマン・ショックによる海外需要の減少」としている企業が最も多く、「円高による価格競争力の低下」としている

第 I-2-3-13 図
主要輸出製品の輸出数量の変化（2008 年半ばから 2010 年末（為替は円高方向に推移））



資料：三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

企業が次いで多くなっている。輸送用機器では「円高による価格競争力の低下」を理由としている企業が特に多くなっている（第 I-2-3-14 図）。

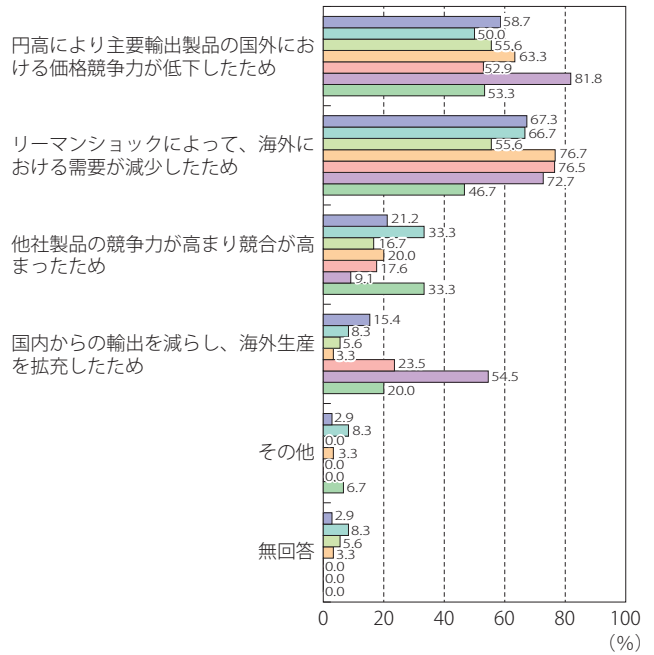
次に、2012 年 11 月以降、円安方向へ推移する中、「輸出数量はほとんど変わらなかった」としている企業が全産業で見ると 56.5%、「増加した」としている企業は 31.9%となっている。業種別に見ると、化学では「増加した」としている企業の割合が 37.8%と最も高い一方、輸送用機器では「増加した」としている企業の割合は 27.8%となっている。また、素材では、「増加した」としている企業の割合が高い一方、「減少した」としている企業の割合も他の業種に比べ高くなっている（第 I-2-3-15 図）。

「増加した」理由として、全産業で見ると、「海外需要の増加」としている企業が最も多く、「円建ての輸出価格は引き下げていないが、円安により現地価格が下がったため」としている企業が次いで多くなっている。「契約通貨建ての輸出価格を引き下げることにより競争力が高まったため」としている企業は、総じて先の 2 つの理由よりも少なくなっている（第 I-2-3-16 図）。

以上、為替動向と生産拠点や輸出価格に関する企業行動の関係、輸出数量への影響について見てきた。

為替動向と生産拠点や輸出価格に関する企業行動との間には現時点では余り強い連動性は見られなかった。企業は海外需要の動向や為替水準の安定性を注視している可能性がある。他方、輸出数量への影響については、為替水準にかかわらず、海外における需要動

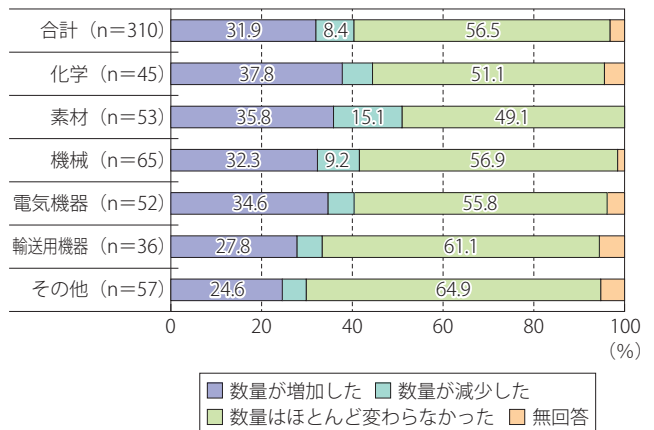
第 I-2-3-14 図
輸出数量減少の理由（2008 年半ばから 2010 年末（為替は円高方向に推移））



■ 合計 (n=104) ■ 化学 (n=12) ■ 素材 (n=18) ■ 機械 (n=30)
■ 電気機器 (n=17) ■ 輸送用機器 (n=11) ■ その他 (n=15)

資料：三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

第 I-2-3-15 図
主要輸出製品の輸出数量の変化（2012 年 11 月以降（為替は円安方向に推移））

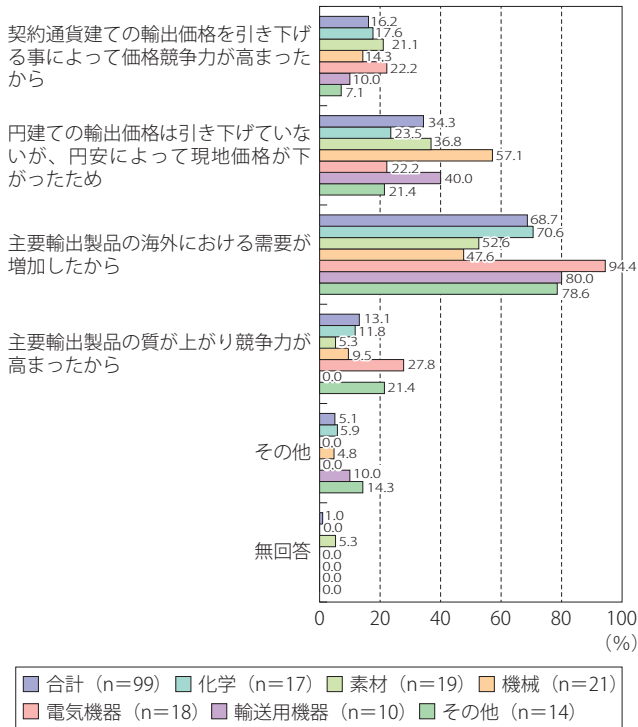


資料：三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

向の影響を指摘する企業が多くなっているが、円高方向に推移する中での輸出数量の減少に関しては、円高の影響により価格競争力が低下したこと、また、円安方向に推移する中での輸出数量の一定の増加に関しては、円建ての輸出価格は引き下げていないが円安方向への動きによって現地価格が下がっていることを指摘する企業が比較的多くなっている。

第 I-2-3-16 図

輸出数量増加の理由（2012年11月以降（為替は円安方向に推移））



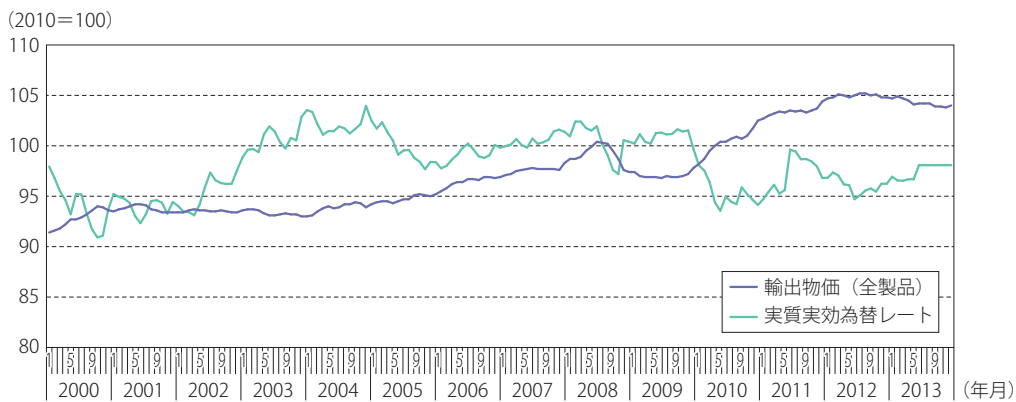
資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「為替変動に対する企業の価格設定行動等についての調査分析」から作成。

コラム
3

ドイツ、韓国における為替動向と輸出物価変動の関連性

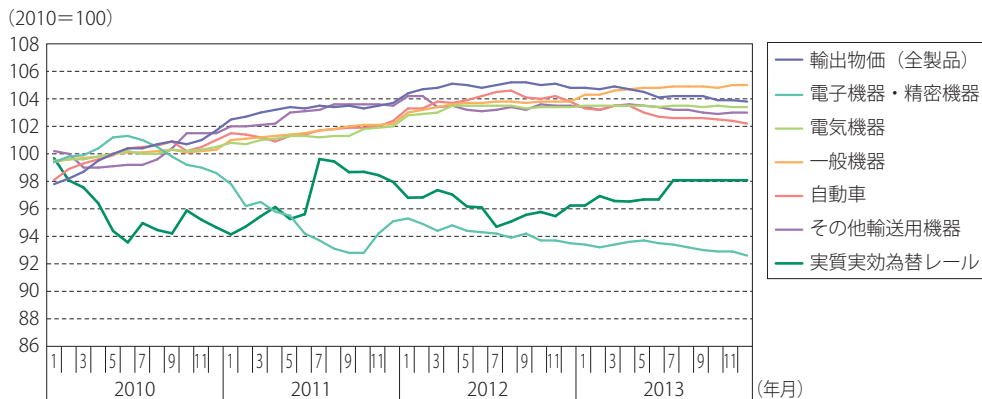
ドイツ、韓国における為替動向と輸出物価の推移について見ていく。まずドイツについては、ドイツの主要輸出先は自国と同一の通貨ユーロを使用している欧州諸国であり¹⁷、ユーロ圏向け以外の輸出においてもユーロ建て比率が高く¹⁸なっている。2000年以降の動きを見ると、為替動向と輸出物価（全製品）変動の間には余り連動性は見られない（コラム第3-1図）。また、足下4年間の品目別輸出物価の動きを見ても、為替動向との連動性は特に見られず、電子機器・精密機器では輸出物価が低下を続ける一方、他の品目では緩やかに上昇している（コラム第3-2図）。

コラム第3-1図 ドイツの実質実効為替レートと輸出物価（全製品・自国通貨ベース）の動き



資料：ドイツ統計局（Statistisches Bundesamt）「輸出物価指数（2010年基準）」、トムソンロイターより作成。

コラム第3-2図 ドイツの実質実効為替レートと輸出物価（品目別・自国通貨ベース）の動き



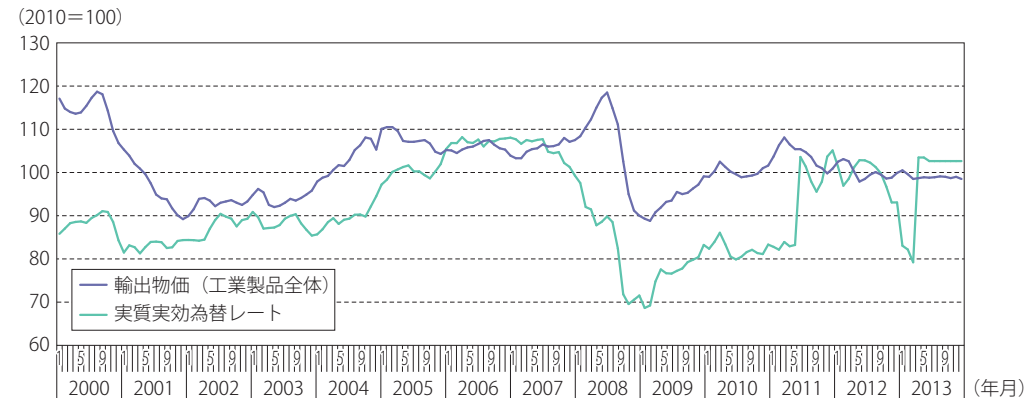
資料：ドイツ統計局（Statistisches Bundesamt）「輸出物価指数（2010年基準）」、トムソンロイターより作成。

17 ドイツの輸出額に占める EU27 向け輸出額は約 57%（2012 年時点）。

18 ドイツの輸出は約 37%がユーロ圏向けである。EU 圏外向けの輸出は約 43%であるが、ユーロ建て比率が 65%となっている。したがって、ドイツの輸出全体に占めるユーロ建ての割合は約 65%となり、日本に比べ高い。

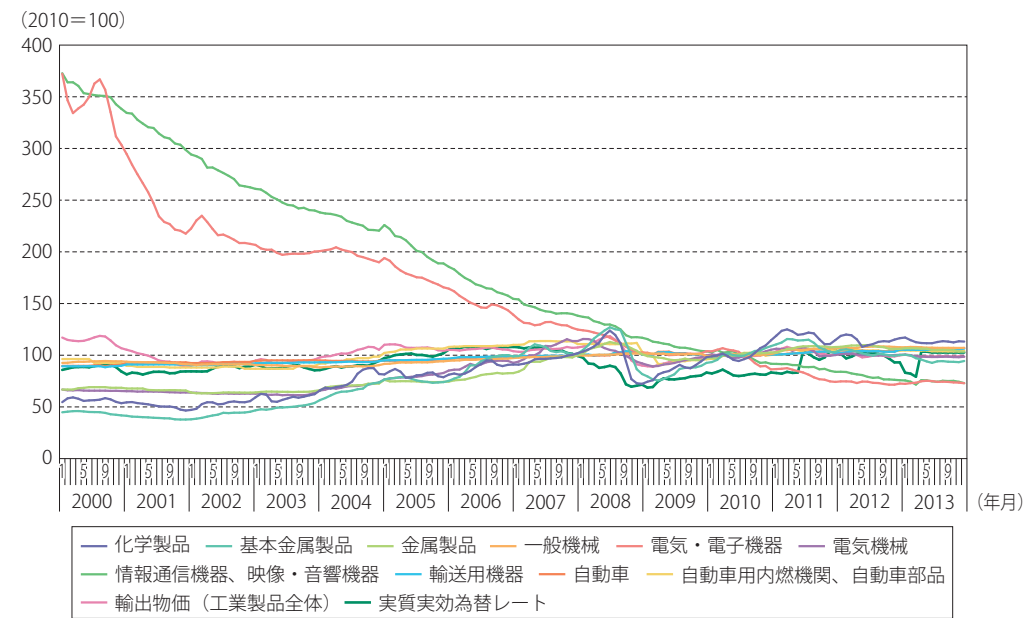
次に韓国について2000年以降の動きを見ると、2010年頃までは、為替動向と輸出物価(工業製品全体)変動は似たような動きをしているが、足下では両者の連動性は余り見られなくなっている(コラム第3-3図)。品目別に見ると、自動車用内燃機関・自動車部品、基本金属製品、化学製品などで、2010年頃まで為替動向と輸出物価変動は似たような動きをしていたが、足下ではこれらの品目でも両者の連動性は余り見られなくなっている。電気・電子機器や情報通信機器、映像音響機器では、輸出価格が大きく低下し続けている(コラム第3-4図)。

コラム第3-3図 韓国の実質実効為替レートと輸出物価(全製品・契約通貨ベース)の動き



資料：Bank of Korea「輸出物価指数(2010年基準)」、トムソンロイターより作成。

コラム第3-4図 韓国の実質実効為替レートと輸出物価(品目別・契約通貨ベース)の動き



資料：Bank of Korea「輸出物価指数(2010年基準)」、トムソンロイターより作成。

第4節

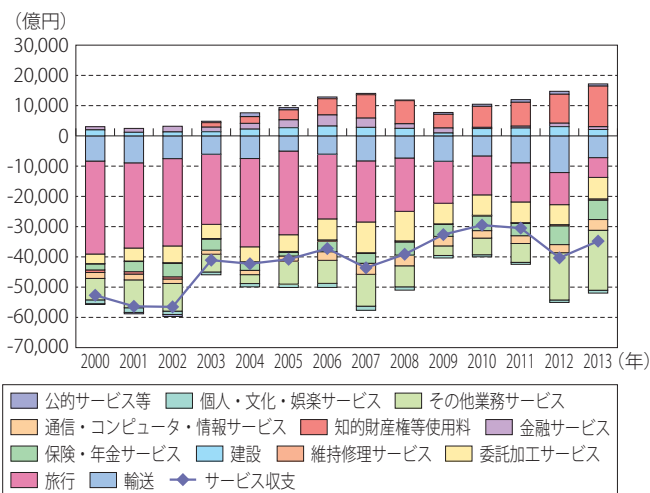
我が国のサービス収支動向

サービス収支は赤字で推移してきているが、近年赤字幅が縮小しつつある。2000年の約-5兆円から、2013年には約-3.5兆円へと約1.5兆円収支が改善している。サービス収支の赤字幅縮小への寄与が大きいのは、旅行に関する収支と知的財産権等使用料に関する収支である(第I-2-4-1図)。

旅行¹⁹に関する収支は、日本人観光客の海外での支払の減少や外国人観光客の増加に伴う受取の増加などを背景として、年々収支が改善してきている。2000年には約-3兆円であったが、2013年には-6,882億円と9年連続で赤字幅が縮小した。(第I-2-4-2図)。

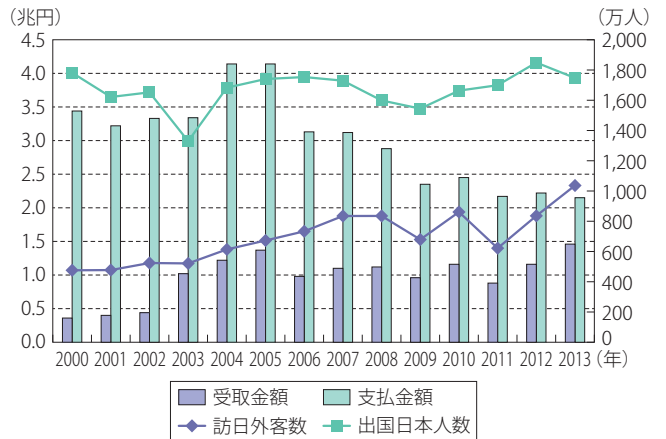
知的財産権等使用料²⁰に関する収支は、2000年には-838億円であったが、2003年には黒字に転化し、2013年時点で1兆3,348億円の黒字とサービス収支の中で最も大きな黒字額を計上している。この背景には、産業財産権等使用料の海外への支払が2000年からほぼ増加せず、他方、産業財産権等使用料や著作権等使用料の海外からの受取が大きく増加していることがある(第I-2-4-3図)。

第I-2-4-1図 サービス収支の推移(2000年~2013年)



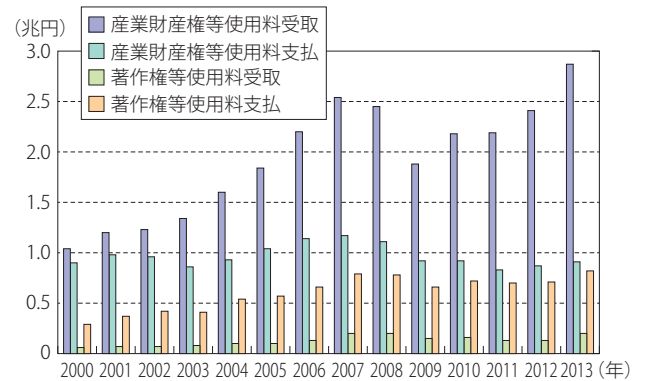
資料：財務省「国際収支状況」から作成。

第I-2-4-2図 旅行収支、訪日外客数、出国日本人数の推移(2000年~2013年)



資料：財務省「国際収支状況」、日本政府観光局「訪日外客数の動向」から作成。

第I-2-4-3図 産業財産権等使用料・著作権等使用料(受取・支払)の推移(2000年~2013年)



資料：財務省「国際収支状況」から作成。

19 滞在先での宿泊費、飲食費、娯楽費、現地交通費、土産物代等。

20 研究開発やマーケティングによって生じた財産権の使用料のほか、著作物の複製・頒布権料、上映・放映権料等。

第5節

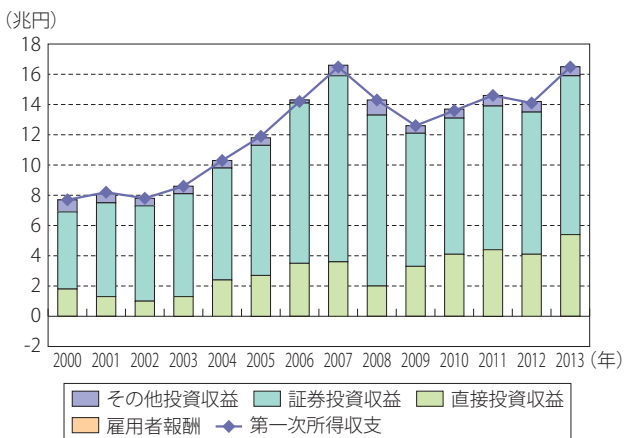
我が国の第一次所得収支動向及び 対外投資の国際比較

1. 第一次所得収支動向

第一次所得収支は主に投資収益により黒字で推移している。2000年以降の第一次所得収支の推移を見ると、世界経済危機の際に落ち込んだものの、対外投資残高の増加に伴い、直接投資収益、証券投資収益とも年々増加し、2013年の第一次所得収支は約16.47兆円の黒字と、世界経済危機前の2007年（約16.48兆円）に次ぐ過去2番目の黒字となった。我が国では、証券投資収益の比率が高くなっている（第I-2-5-1図、第I-2-5-2図）。

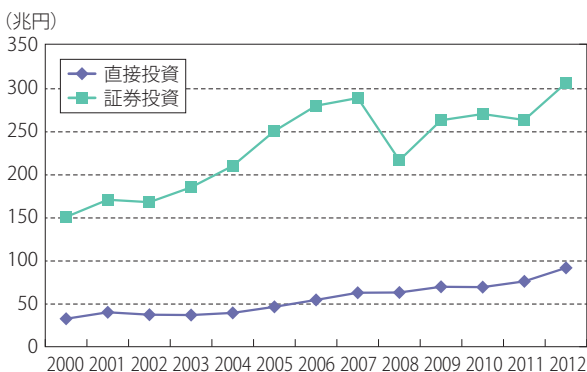
直接投資収益、証券投資収益の内訳についてそれぞれ見ていく。直接投資収益は、海外子会社などから得た「配当金・配分済支店収益」、投資先現地企業などの内部留保である「再投資収益」、貸付け・借入れ利子や債券利子である「利子所得」が構成要素となっている。2007年までは「再投資収益」の方が「配当金・配分済支店収益」よりも多い傾向にあったが、2008年以降は「配当金・配分済支店収益」の方が増加傾向が大きく、「再投資収益」を上回っている。特に2013

第I-2-5-1図
第一次所得収支の推移（2000年～2013年）



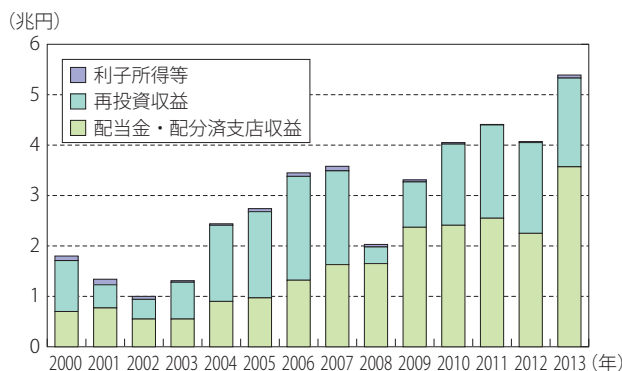
資料：財務省「国際収支状況」から作成。

第I-2-5-2図
対外投資残高の推移（2000年～2013年）



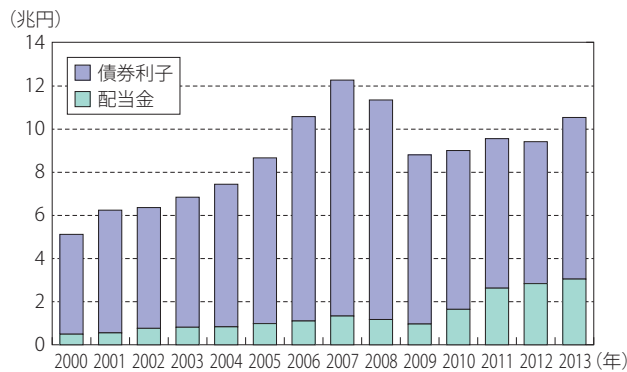
資料：財務省「国際収支状況」から作成。

第I-2-5-3図
直接投資収益の推移（2000年～2013年）



資料：財務省「国際収支状況」から作成。

第I-2-5-4図
証券投資収益の推移（2000年～2013年）



資料：財務省「国際収支状況」から作成。

年は「再投資収益」は減少したものの、「配当金・配分済支店収益」が前年比約1.3兆円増加し、直接投資収益の増加(約5.3兆円の黒字、前年比約1.3兆円増加)に大きく寄与している(第I-2-5-3図)。

証券投資収益は、「配当金」と「債券利子」から構成されている。「債券利子」の額は2013年も証券投資

収益の大きな割合を占めているものの、世界経済危機の影響などから大きく減少して以降、伸び悩みが続いている。一方で、「配当金」は「債券利子」に比べ額は小さいものの、2010年以降も堅調に増加し続けており、2013年は2007年比で2倍以上の約3兆円の黒字となっている(第I-2-5-4図)。

2. 対外投資の国際比較

まず、対外直接投資について、直接投資残高を見ると、米国で年々大きく増加しており、他国に比べ突出して多くなっている。日本でも緩やかな増加傾向にあるが、相対的に低い水準となっている(第I-2-5-5図)。

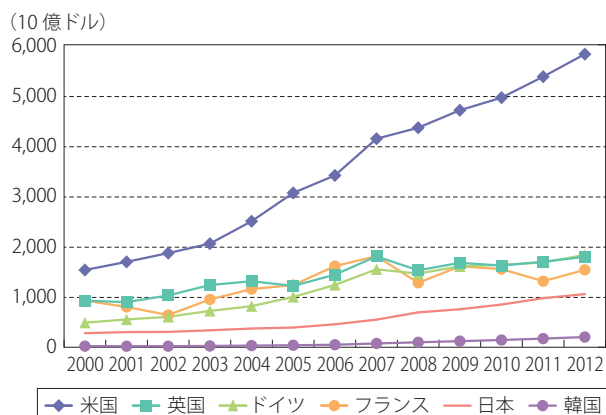
対外直接投資残高の業種別比率を見ると、日本、韓国、ドイツでは製造業の比率が最も高くなっている一方で、米国、英国、フランスでは金融業を中心としてサービス業の比率が高くなっている(第I-2-5-6図)。

対外直接投資収益率を見ると、日本では、ドイツ、フランス、韓国よりも高い傾向にあるが、米国、英国よりも低い水準となっている。(第I-2-5-7図)。

次に、対外証券投資について、証券投資残高を見ると、世界経済危機の際に落ち込んだものの、各国ともおおむね増加傾向にあるが、対外直接投資同様、米国で突出して多くなっている。日本でも増加を続け、足下では英国を上回り、5か国の中で米国に次ぐ水準となっている(第I-2-5-8図)。

対外証券投資収益率を見ると、対外直接投資収益率の高い米国や英国で収益率が低くなっている一方、日本の収益率は5か国の中で最も高い水準となっている(第I-2-5-9図)。

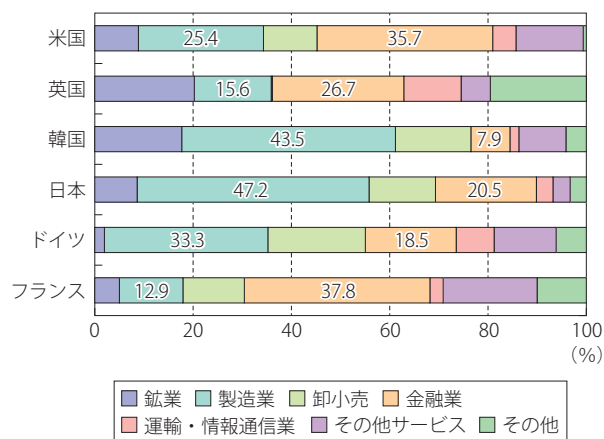
第I-2-5-5図 各国の対外直接投資残高の推移



資料：IMF「BOP」から作成。

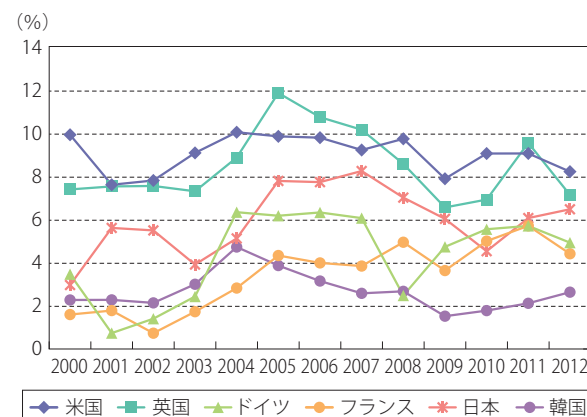
第I-2-5-6図

各国の対外直接投資残高の業種別比率(2012年)



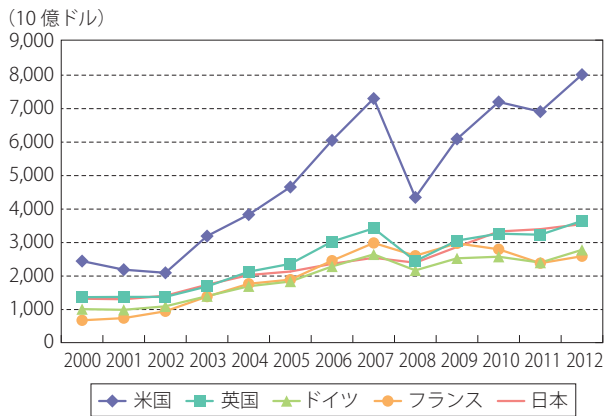
備考：ドイツはデータの制約上2011年の数値。
資料：OECD Statから作成。

第I-2-5-7図 各国の対外直接投資収益率の推移



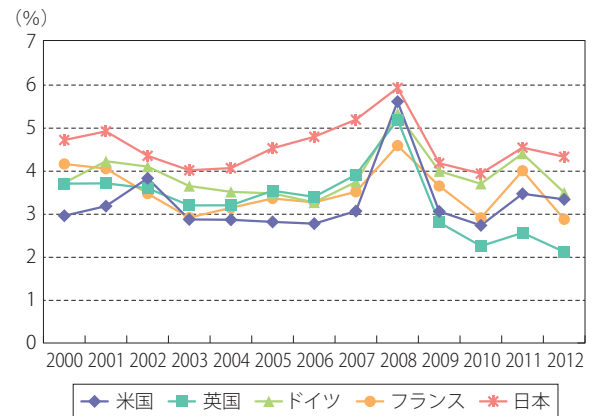
資料：IMF「BOP」、「IIP」から作成。

第 I-2-5-8 図 各国の対外証券投資残高の推移



資料：IMF「BOP」から作成。

第 I-2-5-9 図 各国の対外証券投資収益率の推移



資料：IMF「BOP」、「IIP」から作成。

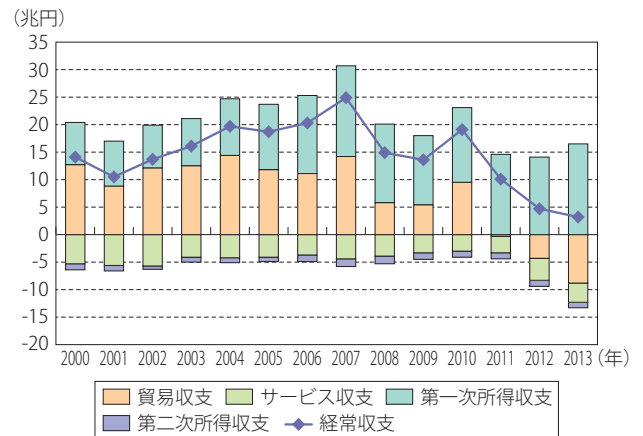
第6節

我が国の経常収支動向

1. 我が国の経常収支動向

2013年の経常収支は3兆2,343億円の黒字となり、3年連続で黒字幅が減少し、比較可能な1985年以降で最少の黒字となった。第一次所得収支は16兆4,755億円と過去2番目の黒字となり、サービス収支も赤字幅を縮小し-3兆4,786億円となったものの、貿易収支（国際収支ベース）が-8兆7,734億円と過去最大の赤字となったため、経常収支の黒字幅が縮小した（第I-2-6-1図）。

第I-2-6-1図 経常収支の推移（2000年～2013年）



資料：財務省「国際収支状況」から作成。

2. 経常収支の国際比較

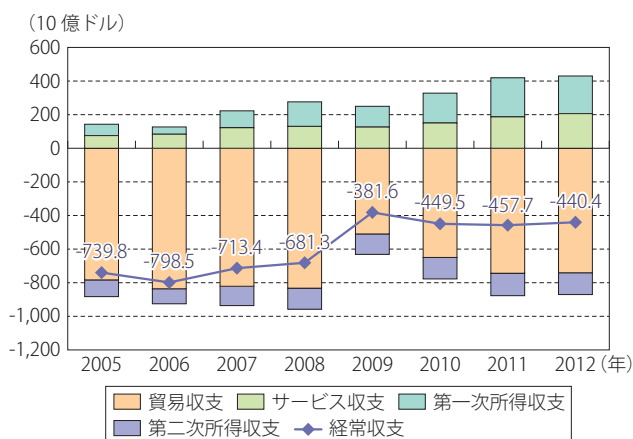
米国では、第一次所得収支とサービス収支は黒字となっているが、貿易収支がそれらを上回る大幅な赤字となっており、経常収支は赤字で推移している。しかし、足下では、貿易収支の赤字幅の縮小、第一次所得収支やサービス収支の黒字幅の拡大に伴い、経常収支の赤字幅が縮小している（第I-2-6-2図）。

英国では、米国と同様、サービス収支と第一次所得収支は黒字であるが、貿易収支がそれらを上回る大幅

な赤字となっており、経常収支は赤字で推移している。足下では、サービス収支の黒字幅が増加傾向にあるものの、貿易収支の赤字幅は横ばいとなっており、所得収支の黒字幅の増減により経常収支の赤字幅が左右される構造となっている（第I-2-6-3図）。

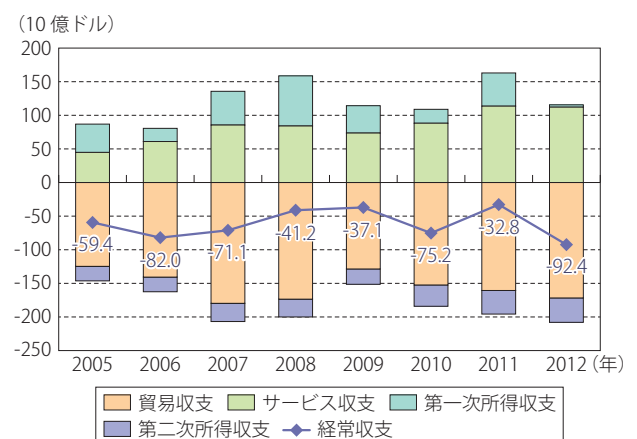
ドイツでは、貿易収支は2,000億ドル前後にのぼる黒字を維持し、所得収支も黒字であるため、サービス収支は赤字となっているものの、経常収支は黒字で推

第I-2-6-2図 米国の経常収支の推移



資料：IMF「BOP」から作成。

第I-2-6-3図 英国の経常収支の推移



資料：IMF「BOP」から作成。

移している。足下では、所得収支の黒字幅は余り伸びていないが、貿易収支の黒字幅の増加により、経常収支の黒字幅が増加している（第I-2-6-4図）。

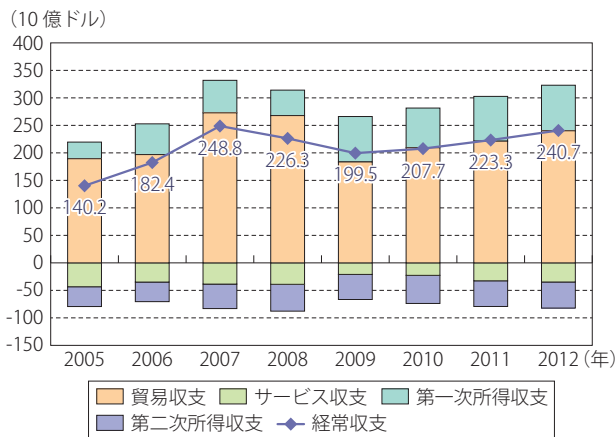
フランスでは、米国や英国と同じ構造となっており、サービス収支と第一次所得収支は黒字であるが、貿易収支がそれらを上回る大幅な赤字となっており、経常収支は赤字で推移している。足下では、サービス収支と第一次所得収支の黒字幅が伸び悩んでいることに加え、貿易収支の赤字幅が増加傾向にあるため、経常収支の赤字幅が増加傾向にある（第I-2-6-5図）。

韓国では、貿易収支の黒字により、経常収支は黒字で推移している。世界経済危機の影響で貿易収支の黒字幅が大幅に減少したことに伴い経常収支の黒字幅も大きく減少したが、2009年以降は貿易収支の黒字幅が改善したことに加え、第一次所得収支が2008年以

降黒字に転化し、更に赤字で推移していたサービス収支も2012年に黒字に転化したことにより、2012年の経常収支の黒字幅が大きく増加した（第I-2-6-6図）。

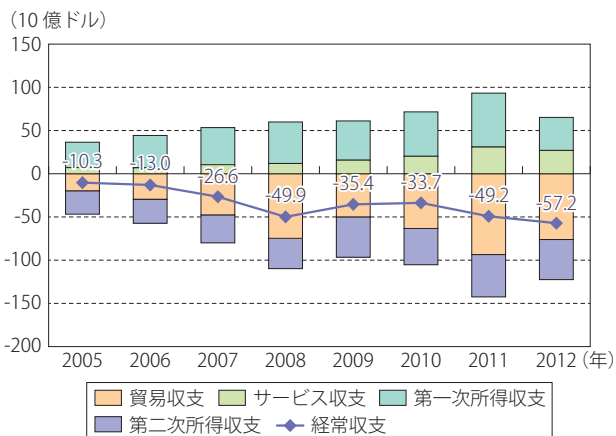
以上、日本及び各国の経常収支の動向などについて見てきた。米国、英国、フランスでは、積極的な対外投資により所得収支が黒字であり、同時にサービス収支も黒字であるが、貿易赤字分を補いきれず、経常収支赤字となっている。一方で、ドイツや韓国では、大幅な貿易黒字により経常収支黒字を維持している。日本は2011年以降、貿易赤字の拡大に伴い、経常収支の黒字幅が縮小傾向にあり、現在の経済社会状況などがこのままで推移すると、他国の事例を見ると将来的に経常収支赤字に転化する可能性があるのではないかと懸念も指摘されている。経常収支黒字を維持するためには、観光客誘致や知的財産権等使用料受取の拡大等により、縮小傾向にあるサービス収支の赤字幅を更に縮小し、対外直接投資の収益率を高めること等により所得収支の黒字幅を更に拡大するとともに、輸出競争力の強化や資源の安定的かつ低廉な調達等により貿易収支の赤字幅を縮小していくことが重要である。

第I-2-6-4図 ドイツの経常収支の推移



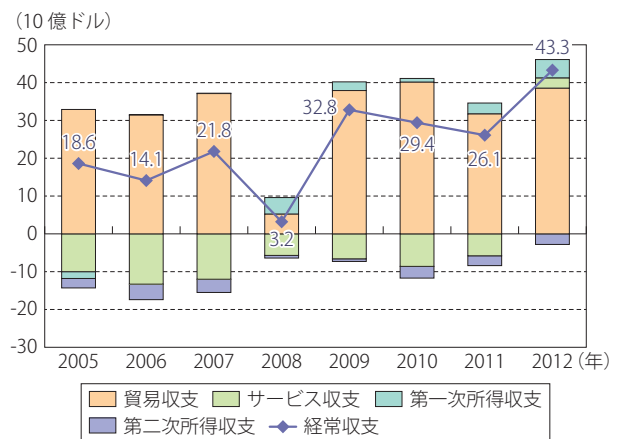
資料：IMF「BOP」から作成。

第I-2-6-5図 フランスの経常収支の推移



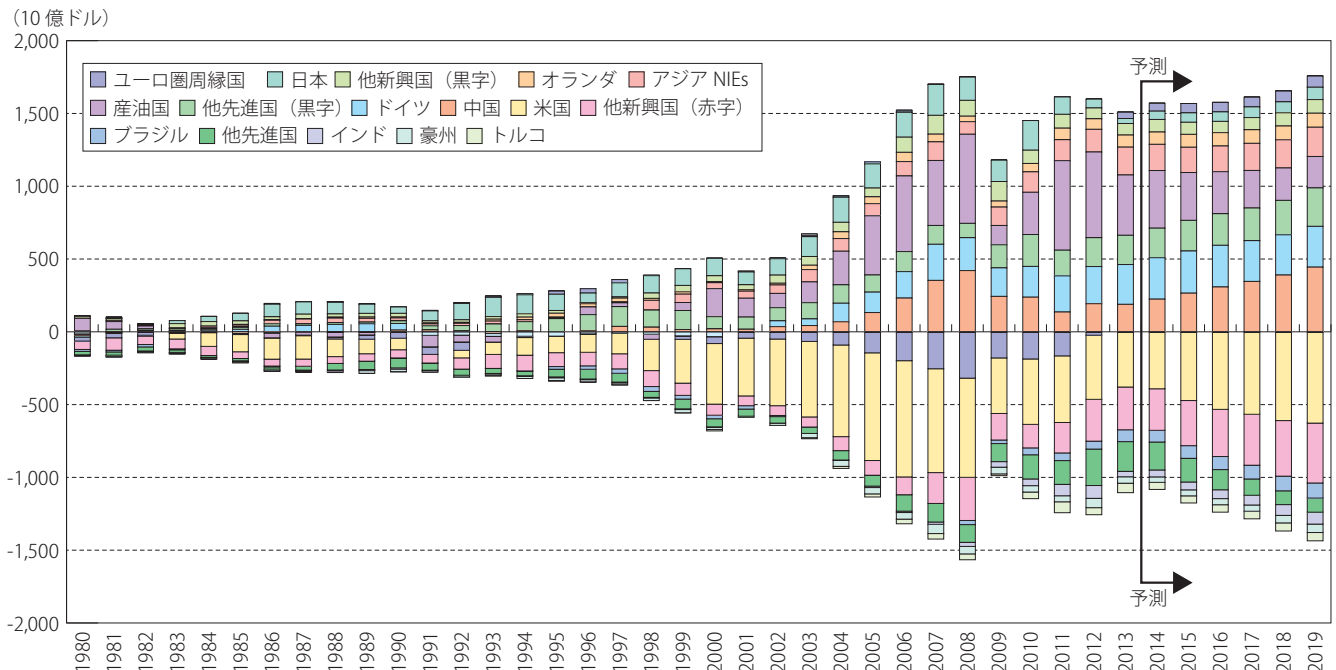
資料：IMF「BOP」から作成。

第I-2-6-6図 韓国の経常収支の推移



資料：IMF「BOP」から作成。

第 I-2-6-7 図 世界の経常収支図表



備考：他先進国、他新興国については、経常収支黒字国、経常収支赤字国の別に値を分けて計上。産油国は、サウジアラビア、ロシア、UAE、クウェート、ナイジェリア、イラク、イラン、アンゴラ、ベネズエラ、ノルウェー、カナダ、アルジェリア、カタール、カザフスタン、リビア、オマーンの16か国の合計。

資料：IMF「WEO, April 2011」から作成。

第 I-2-6-8 表 経常収支黒字拡大又は赤字縮小国

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2008～2013年 経常収支 変化額 (10億ドル)
主要先進国	米国 (右軸)	-681.3	-381.6	-449.5	-457.7	-440.4	-379.3	302.1
	スイス	11.0	53.7	81.0	59.0	60.9	62.5	51.6
	オランダ	37.5	41.3	57.5	79.1	72.6	83.2	45.6
欧州周縁国	スペイン	-154.1	-70.4	-62.3	-55.4	-14.8	9.5	163.6
	イタリア	-66.1	-42.0	-72.3	-67.2	-7.7	16.1	82.2
	ギリシャ	-51.2	-36.0	-29.9	-28.7	-5.9	1.7	52.9
	ポルトガル	-32.0	-25.6	-24.3	-16.7	-4.3	1.2	33.2
	アイルランド	-15.0	-5.2	2.4	2.8	9.3	14.4	29.4
中東欧	ルーマニア	-23.8	-6.8	-7.3	-8.2	-7.5	-2.0	21.8
	ポーランド	-35.0	-17.2	-24.0	-25.0	-17.2	-9.3	25.6
	ハンガリー	-11.4	-0.3	0.3	0.6	1.3	4.1	15.5
	ブルガリア	-12.0	-4.3	-0.7	0.1	-0.5	1.1	13.1
アジア	ベトナム	-10.8	-6.6	-4.3	0.2	9.1	11.3	22.1
	シンガポール	26.4	32.7	58.9	63.3	49.4	54.4	28.0
	台湾	27.5	42.9	39.9	41.7	50.7	57.4	29.9
	韓国	3.2	32.8	29.4	26.1	48.1	70.7	67.5
中東	UAE	22.3	7.8	7.2	50.9	66.6	59.1	36.8
	カタール	26.6	6.4	23.8	52.0	62.3	59.2	32.6
	クウェート	60.2	28.3	37.0	67.2	79.8	71.9	11.7
	パキスタン	-13.9	-9.3	-3.9	0.2	-4.7	-2.5	11.4

資料：IMF WEO April 2014 から作成。

第 I-2-6-9 表 経常収支黒字縮小又は赤字拡大国

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2008～2013年 経常収支 変化額 (10億ドル)
主要先進国	日本	159.9	146.6	204.0	119.3	60.4	34.3	-125.5
	カナダ	1.8	-40.0	-56.7	-49.0	-62.3	-58.9	-60.7
	英国	-25.5	-31.4	-61.9	-36.0	-92.7	-84.6	-59.1
	香港	29.5	18.0	12.4	12.9	7.3	8.6	-20.9
北欧	スウェーデン	43.9	25.4	29.4	32.3	31.8	32.9	-11.1
	ノルウェー	72.4	44.4	50.2	66.4	71.7	54.4	-18.0
	フィンランド	7.1	4.2	3.6	-3.9	-4.1	-2.1	-9.3
主要新興国	中国(右軸)	420.6	243.3	237.8	136.1	193.1	188.7	-231.9
	ロシア(右軸)	103.9	50.4	67.5	97.3	72.0	33.0	-70.9
	マレーシア	39.4	31.4	27.1	33.5	18.6	11.8	-27.6
	ブラジル	-28.2	-24.3	-47.3	-52.5	-54.2	-81.4	-53.2
	インド	-27.9	-38.2	-45.9	-78.2	-88.2	-37.2	-9.3
	インドネシア	0.1	10.6	5.1	1.7	-24.4	-28.5	-28.6
	トルコ	-40.4	-12.1	-45.4	-75.1	-48.5	-65.0	-24.6
	南アフリカ	-19.6	-11.5	-7.2	-9.4	-20.0	-20.4	-0.8
中東アフリカ	リビア	37.1	9.4	14.6	3.2	29.0	-1.9	-38.9
	アルジェリア	34.4	0.4	12.2	19.8	12.3	0.9	-33.5
	ベネズエラ	32.1	2.3	8.8	24.4	11.0	9.9	-22.2
	ナイジェリア	29.3	14.0	13.4	8.8	20.4	13.4	-15.8
	イラク	16.8	-8.9	4.1	22.3	14.5	0.0	-16.8
	アルゼンチン	6.0	7.5	1.0	-2.5	-0.3	-4.5	-10.5

資料：IMF WEO April 2014 から作成。

第Ⅱ部

各国の経済ファン ダメンタルズの変 化と成長戦略・構 造改革の取組

リーマン・ショック後5年を経過した2013年、米国、日本は成長軌道に戻りつつあり、欧州もマイナス成長から脱却したが、過去の回復局面と比べても成長力が盤石ではない。また、米国の量的金融緩和縮小の過程で、リーマン・ショック後の世界経済をけん引してきた新興国経済のぜい弱性も顕在化した。世界経済の成長のエンジンが明確に見えず、また、これまでの成長モデルに限界が生じている今ほど、安定的な成長のために構造改革を一歩でも前進させる必要性は高い。

第 1 章

主要国の成長戦略・ 構造改革の取組

第 1 節

欧州における労働市場改革

第 2 節

米国における製造業・国内回帰の動きと
シェール革命の影響

第 3 節

新たな成長モデルを模索する中国

第 4 節

次なる成長ステージへの転換を図る ASEAN

第1章

主要国の成長戦略・構造改革の取組

本章では、各国・地域で行われている各種構造改革について見ていく。まず、欧州について、労働市場改革に焦点を当て、各国・地域によって異なっているその特徴と効果を比較し分析する。第2節では、米国について、オバマ政権が重視している製造業の国内回帰の動きについて背景並びに現状を分析し、さらにシェールガス・オイルの経済への影響や海外事業展開

の動向について見ていく。第3節では、中国について、経済的課題を分析した上で、現在中国政府が進めているこうとしている構造改革を提示する。最後に第4節では、ASEAN4（タイ・マレーシア・インドネシア・フィリピン）で行われている持続的な成長に向けた構造改革の内容について見ていく。

第1節

欧州における労働市場改革

1. 欧州の経済状況

ユーロ圏の実質 GDP 成長率は、2013 年第2四半期に7四半期ぶりにプラス成長となった。鉱工業生産も緩やかに回復してきている。また、国債利回りは2012年秋に低下した後落ち着いており、域内向け証券投資が増大するなど、金融市場も安定してきている。

経済が緩やかに回復の兆しを見せている一方、引き続き経済を下押しするリスク要因も見られる。

消費者物価上昇率は依然として低水準で推移しており、銀行セクターに対する財務健全化要請や需要の弱さなどを背景として、民間企業向け銀行融資も依然として低迷している。

また、失業率は、2012年秋以降、ユーロ圏全体で12%、若年失業率は23%を超えて推移しており¹、一部の国では改善傾向も見られるものの、引き続き高い

水準となっている。

他方、設備投資及び個人消費が伸び悩む中、輸出が拡大し、国外からの直接投資も一部の国で増加しているが、こうした輸出の拡大や直接投資の増加は、労働市場改革の効果の表れであるとも指摘されている。

欧州債務危機により経済が低迷する中、欧州各国は財政健全化と競争力向上に向けて様々な構造改革を実施しているが、その中でも労働市場改革が注目されている。

規制の緩和と就業支援の強化などを組み合わせつつ進められている労働市場改革は、その内容やバランスにおいてそれぞれ特徴が見られる。以下では、欧州各国における労働市場改革を見ていく。

2. 近年の欧州における労働政策の方向性

1990年代以降、欧州各国では、グローバル競争を背景に、コストを低減させる必要性から非正規雇用が

増大した。こうした中、非正規雇用労働者の雇用条件の改善を図るため、1997年と1999年に、パートタイ

¹ Eurostat2014年4月時点（2月までのデータ）。

ム労働、有期雇用労働に関する欧州枠組み指令が出され、多くの国では、非正規雇用契約について、労働者の賃金や休暇に関して一定の待遇確保を図りつつ、規制緩和が実施された²。

欧州は、南欧を中心に労働市場の硬直性の問題が指摘されている。すなわち、非正規雇用については上記のとおり柔軟化が図られている一方で、正規雇用労働者については、賃金、労働時間、解雇といった調整を行うことが難しく、業況が悪化した際に企業の利益圧縮の負担が重くなるだけでなく、新たな雇用が手控えられるといった影響を生じる。このため、南欧諸国の近年の労働市場改革においては、産業ごとの最低賃金協約制度の拘束力低下や賃金調整の手續の緩和、あるいは解雇規制の緩和など、労働市場の柔軟化が図られている。

同時に非正規雇用労働者については、その割合が高いことが欧州債務危機において失業率を悪化させた要因の一つであるとの認識から、正規雇用労働者との格差を是正するため、待遇のさらなる改善が図られている。具体的には、有期雇用契約の長期化回避³、一定

期間経過後の無期雇用への転換などである。また、低賃金労働者の割合が高いドイツでは、低賃金労働者の生活水準の引上げを図るため、2014年4月に、全国一律の最低賃金を導入することが合意されている。

他方、デンマークとオランダは、1990年代半ば以降、「フレキシキュリティ (Flexicurity)」と呼ばれる労働政策を採用している。フレキシキュリティとは、①労働時間や労働市場における柔軟性 (Flexibility) を高める一方、②手厚い社会保障 (Security) により失業期間における所得を保障し、③積極的労働市場政策によって就業可能性を向上させることによって、雇用の安定を図るものである。2000年代に入り、フレキシキュリティは他国にも拡大し、中でも柱の一つである積極的労働市場政策については、ドイツ、スペインをはじめとして多くの国で導入されるようになってきている⁴。

第II-1-1-1表 近年の欧州における主な労働政策

目的	内容	実施国
労働者の雇用の安定・非正規雇用の規制強化	有期雇用契約の長期化回避 (上限期間設定、一定期間経過後の無期雇用への転換) (*2)、非正規雇用の待遇改善 (*3)、非正規雇用にかかるコスト引上げ (*4) 等	フランス 2013 年 (有)、オランダ 2012 年 (派) 2014 年 (有)、イタリア 2012 年 (有)、ドイツ 2011 年 (派)、英国 2011 年 (派)、スペイン 2010 年 (有)。
	越境派遣労働者の権利保護 (*5)	EU2014 年
	国内一律の最低賃金の導入	ドイツ 2014 年 4 月合意 (2015 年以降 2017 年までに段階的に導入)。(主要国ではイタリア、スウェーデン、デンマークを除き法定最低賃金制度を有する。)
労働市場の柔軟化	賃金調整の柔軟化 (*6)	フランス 2013 年、スペイン 2012 年
	正規雇用者の解雇規制の緩和	スペイン 2012 年、イタリア 2012 年
就労促進	失業手当 (給付期間・額・受給資格) の引締め、定年引上げ	オランダ 2015 年、イタリア 2012 年、デンマーク 2006・2010 年、スウェーデン 2008 年、ドイツ 2003・2007 年、
	職業訓練強化、積極的労働市場政策の強化	スペイン 2012 年、スウェーデン 2011 年、英国 2010 年、フランス 2010 年、ドイツ 2004 年等

(*1) 有：有期雇用に関する施策。派：派遣雇用に関する施策。
 (*2) スペインは、有期雇用の上限を3年に設定・2年後の無期雇用への転換 (2010年)。イタリアは、有期雇用の上限を3年に設定 (2012年)。オランダは、有期雇用の契約上限期間短縮等を図る法律が国会承認見込み (2014年3月時点)。
 (*3) 英国は、派遣労働者の均等待遇導入 (2011年)。ドイツは、派遣労働者の最低賃金導入 (2011年)。オランダは、派遣事業者の登録義務化 (2012年)。
 (*4) スペインは、有期雇用者の解雇保障金を引き上げた (2010年)。フランスは、無期雇用促進のため、有期雇用の失業保険料を引き上げた (2013年)。
 (*5) EU閣僚理事会は、EU域内の越境派遣労働者の労働条件確保の適正な実施をはかる指令を採択した (2014年5月)。
 (*6) スペインは、企業レベルの賃金調整を容易にするため産業ごとの賃金協約の拘束力を弱め、また賃金調整における手続きを簡素化した。フランスは業績悪化の際の労使賃金合意を可能にした。
 資料：オランダ人材派遣協会 (ABU)、Global Work Place Insider、The International Employment Lawyer、ドイツ労働の未来研究所 (IZA)、英国ビジネス・イノベーション・職業技能省 (BIS)、厚生労働省、労働政策研究・研修機構、JETRO から作成。

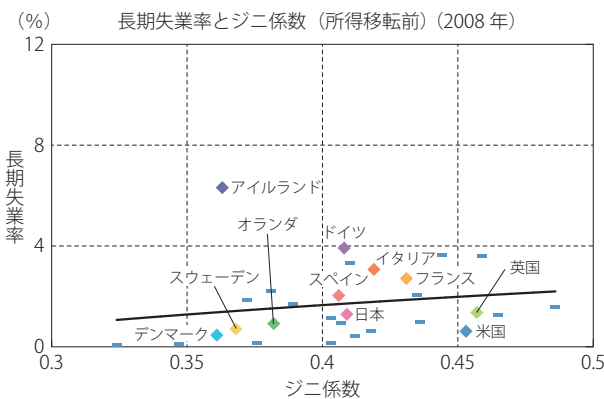
2 例えばイタリアは1997年に派遣労働を合法化するとともに、許可制、利用理由制限、均等待遇原則を規定。2003年に利用可能範囲を拡大 (濱口 (2012))。ドイツは2001年、一定の目的を有する有期契約であれば期間を問わない、2年までの期間であれば目的を問わないとすると同時に、均等待遇原則を定めた (田端 (2012))。
 3 一人の労働者が有期労働契約を繰り返して締結し、同じ職場で同様の仕事に従事し続けることを避ける目的。EUでは、無期雇用が一般的であり、有期雇用は例外的である、という考え方が基本。
 4 鈴木 (2009)。

3. 労働市場と労働政策に関する各国比較

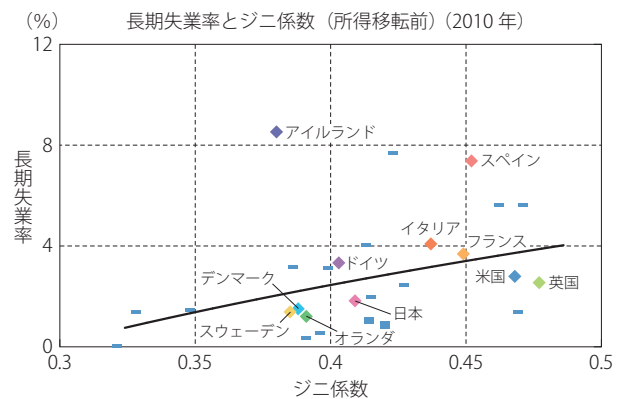
各国における労働政策は様々であるが、労働政策の影響が労働市場と国民の所得格差にどのように表れているかを確認するため、長期失業率⁵と所得移転前のジニ係数⁶を比較すると、北欧及びオランダでは、長期失業率、格差とも相対的に低く、南欧では、長期失業率、格差とも相対的に高い傾向が見られる。ドイツは、欧州の中で高い水準にあった長期失業率が近年低下し、

2012年時点では北欧及びオランダに近い水準となっている。なお、英国と米国は、長期失業率がそれほど高くない一方、格差が大きくなっている（OECD加盟国の分布の近似線から横軸（ジニ係数）方向へのかい離が大きい）（第II-1-1-2図）。日本は、長期失業率が低く、格差は北欧及びオランダ、英国及び米国との間、近年は北欧及びオランダに近いところに位置している。

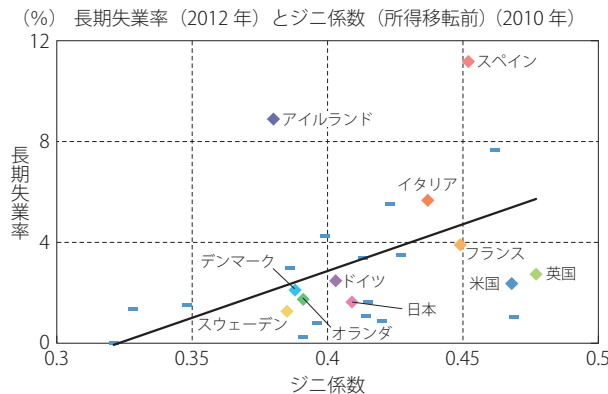
第II-1-1-2図 長期失業率と格差（所得移転前）



備考：長期失業率は、民間労働人口に対する1年以上の失業者の割合。ジニ係数（所得移転前）は18-65才人口（日本は2009年）。近似曲線はOECD加盟国の数値を対象としたもの。
資料：OECDstatから作成。



備考：長期失業率は民間労働人口に対する1年以上の失業者の割合。ジニ係数（所得移転前）は18-65才人口（日本は2009年）。近似曲線はOECD加盟国の数値を対象としたもの。
資料：OECDstatから作成。



備考：長期失業率は民間労働人口に対する1年以上の失業者の割合。ジニ係数（所得移転前）は18-65才人口（日本は2009年）。近似曲線はOECD加盟国の数値を対象としたもの。
資料：OECDstatから作成。

(1) 北欧及びオランダ

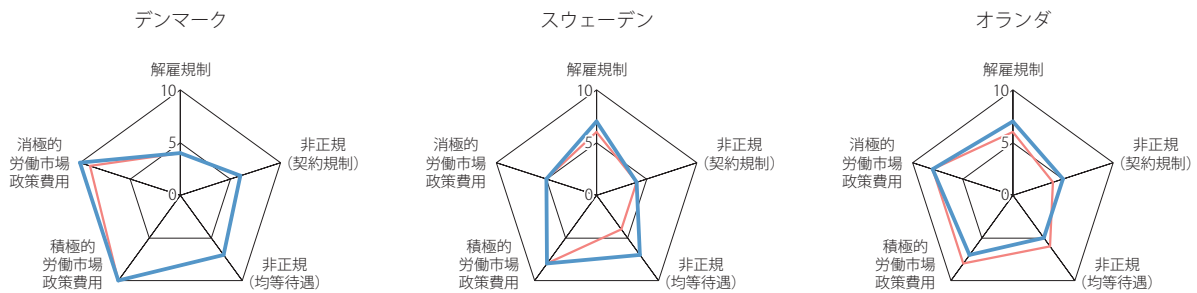
各国の労働政策に関する指標について見ると、北欧及びオランダでは、職業訓練や失業者への就労支援などに用いられる積極的労働市場政策費用が他国と比べて大きい。非正規雇用に関しては、契約規制は中程度、均等待遇は比較的高い水準に位置する。解雇規制の厳しさに関しては、スウェーデン及びオランダがOECD

平均をやや上回る一方、デンマークは欧州平均を下回っている（第II-1-1-3図）。

5 1年以上の失業者（OECDstat）。

6 公的年金や失業給付といった公的所得移転及び課税前の、18-65才に関する数値（OECDstat）。

第II-1-1-3 図 北欧及びオランダの労働政策指標



備考1：消極的労働市場政策費用（失業手当、早期退職手当）・積極的労働市場政策費用（失業者の就労支援、職業訓練、雇用創出等）は、18-65才人口一人当たり、米ドル換算。2011年（青）と2008年（赤）。数字が大きいほど額が大きい。

備考2：解雇規制（個人）は、OECDの個人解雇規制に関する指標の3区分のうち、解雇通知手続きの不便さ（書面通知や行政庁への通知の要否、解雇通知までに要する期間など）に関する区分を除き、解雇予告期間（解雇通知を行ってから実際に解雇される日までの期間）と解雇手当額、及び正当とみなされる解雇の定義や解雇訴訟に要する期間、出訴できる期間等を含む解雇の困難さを示す区分を対象とした（EPRCのバージョン3を使用）。数字が大きいほど規制が厳しい。

備考3：非正規（契約規制）は、OECDの有期雇用契約及び派遣雇用契約の、利用目的、合法業種、許可制・届出制、更新回数及び積算期間の制限に関する7指標の合計値。数字が大きいほど規制が厳しい。

備考4：特に記載が無いものは、2013年（青）と2008年（赤）。

備考5：OECD加盟国全てを対象に標準偏差を算出し、標準偏差に対する各国の分布を、10段階に区分。

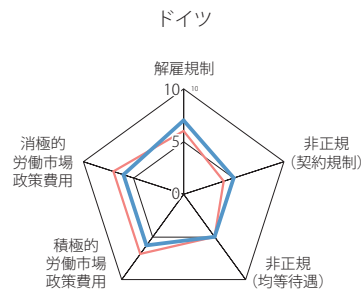
備考6：OECDの解雇規制指標の見方については、労働政策研究・研修機構「経済協力開発機構（OECD）の雇用保護指標（2013）について」を参考にした。

資料：OECDstat から作成。

(2) ドイツ

ドイツでは、積極的労働市場政策費用は上記3か国より少ないがOECD平均を上回っている。非正規雇用に関する規制は中程度、解雇規制の厳しさについてはOECD平均を上回っている（第II-1-1-4図）。

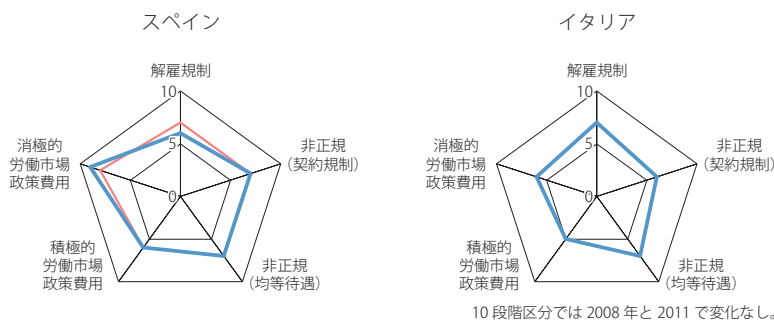
第II-1-1-4 図 ドイツの労働政策指標



(3) 南欧

南欧では、非正規雇用関連規制、解雇規制とも厳しく、積極的労働市場政策費用については、欧州平均を下回っている（第II-1-1-5図）。

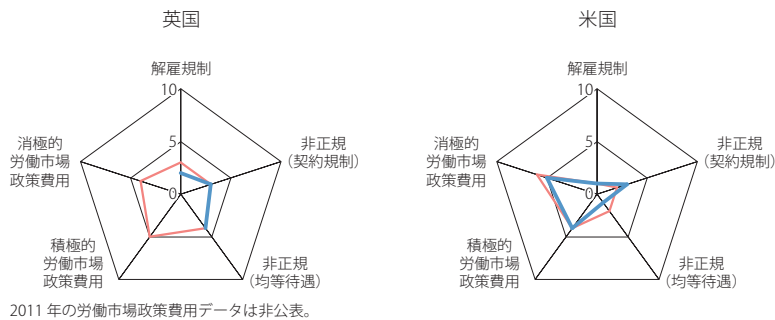
第II-1-1-5 図 南欧の労働政策指標



(4) 英国及び米国

英国及び米国では、積極的労働市場政策費用、消極的労働市場政策費用とも小さく、解雇規制や非正規雇用に関する市場規制が弱い（第Ⅱ-1-1-6図）。

第Ⅱ-1-1-6図 英国及び米国の労働政策指標



4. デンマークの労働政策

(1) 長期失業率の抑制

デンマーク経済は、主要な輸出先であるEU域内需要の低迷を背景に、2010年以降伸び悩んでいる。失業率は2009年に大幅に悪化し、2012年には7.8%となった。しかし、他国と比べると失業率の水準は低く抑制され（第Ⅱ-1-1-7図）、特に長期失業率は、最大で2012年第1四半期の2.2%と、低い水準を維持している⁷（第Ⅱ-1-1-8図）。

(2) 柔軟な労働市場と労働者の待遇確保

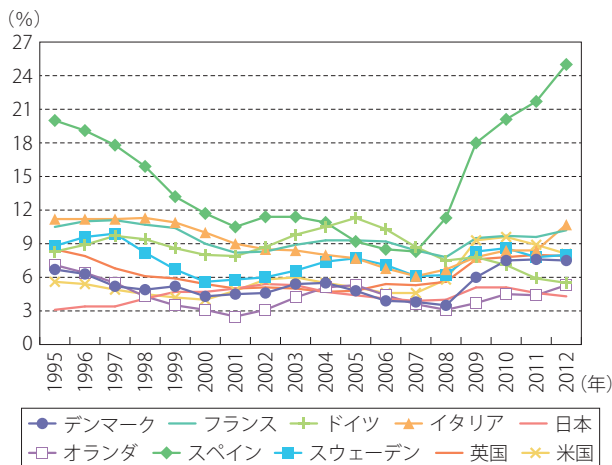
このように、デンマークでは長期失業率が低い水準

で維持されているが、同国では、1994年の労働市場改革以降、柔軟な労働市場、手厚い失業保険制度、積極的な労働市場政策を柱とする「フレキシキュリティ」と呼ばれる労働政策が実施されている。

まず、フレキシキュリティの柱の一つである労働市場の柔軟性について見ていく。

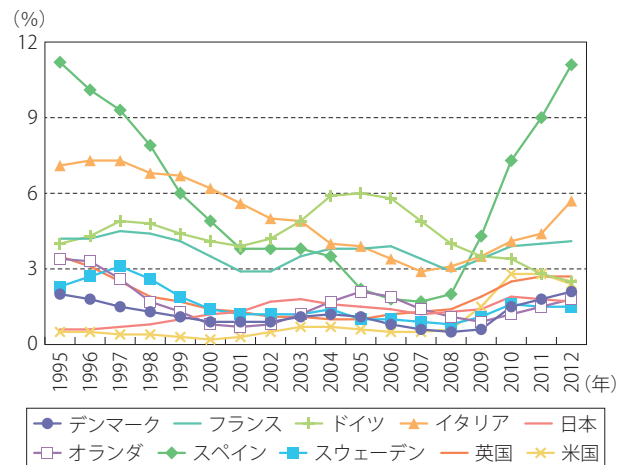
解雇規制については、経済的な理由に基づく解雇が認められているほか、解雇手当は欧州の多くの国に比べ低い。解雇予告期間は比較的長く規定されている一方、手続を踏めば企業は労働者を解雇することができる⁸。同一組織での勤続期間を見ると、デンマークで

第Ⅱ-1-1-7図 失業率の推移



資料：Eurostat から作成。

第Ⅱ-1-1-8図 長期失業率の推移



備考：長期失業者：12ヶ月以上失業している者。
資料：Eurostat から作成。

⁷ 2013年第4四半期までの数値。

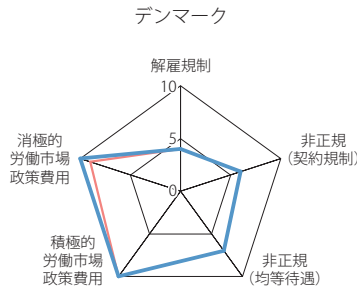
⁸ デンマークは、OECDの解雇規制に関する指標によれば、不当解雇の定義は緩いが、解雇予告期間は最大6ヶ月と長く（JETRO(2009)）、また解雇通知手続は、ドイツとオランダより規制が弱いものの、多くの欧州諸国よりも厳しいものとなっている。

は相対的に短くなっている（第II-1-1-9図）。

こうした解雇に関する柔軟性は企業にとっての負担軽減となるが、労働者が一方的に軽視されているわけではない。古く1900年代初頭に遡る労使合意において、労

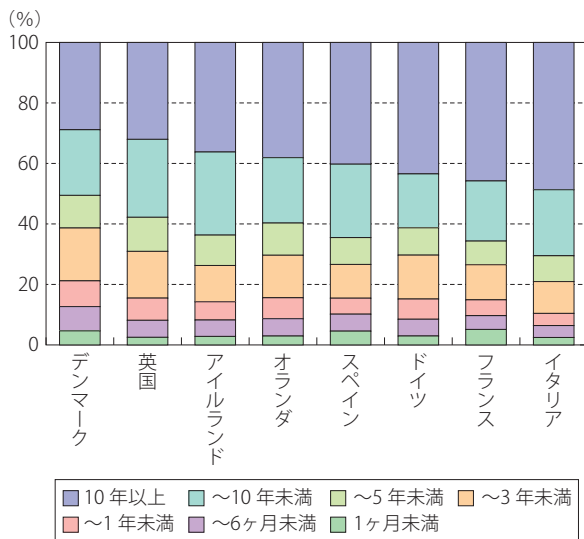
組は賃金や労働条件について交渉する権利を獲得し、現在でも、労使交渉が広く労働者の待遇確保に貢献している。労使交渉により決定される最低賃金の平均賃金に対する割合⁹は国際的に高い水準であり（第II-1-1-11図）、

第II-1-1-3図 (再掲) デンマークの労働政策指標



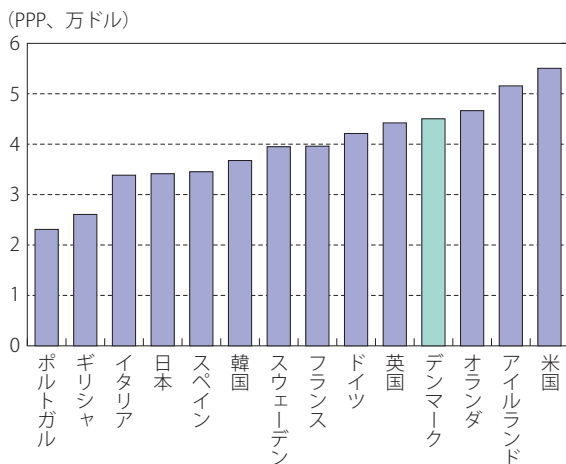
資料：OECDStat から作成。

第II-1-1-9図 各国労働者の勤続期間別割合



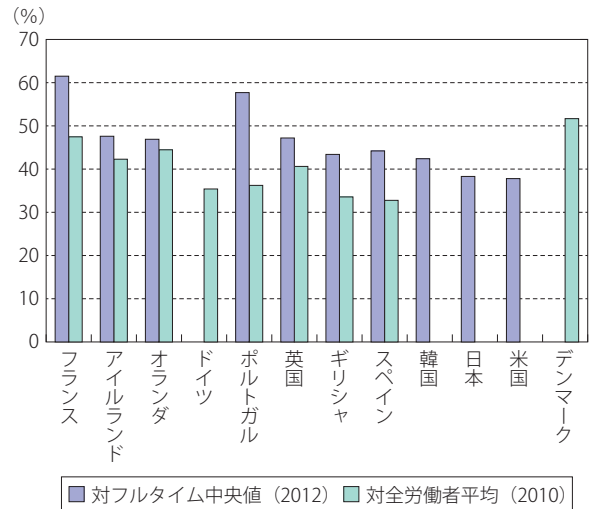
備考：2012年。
資料：OECDStat から作成。

第II-1-1-10図 年間平均賃金



備考：全労働者のフルタイム換算年間平均賃金。2012年。
資料：OECDStat から作成。

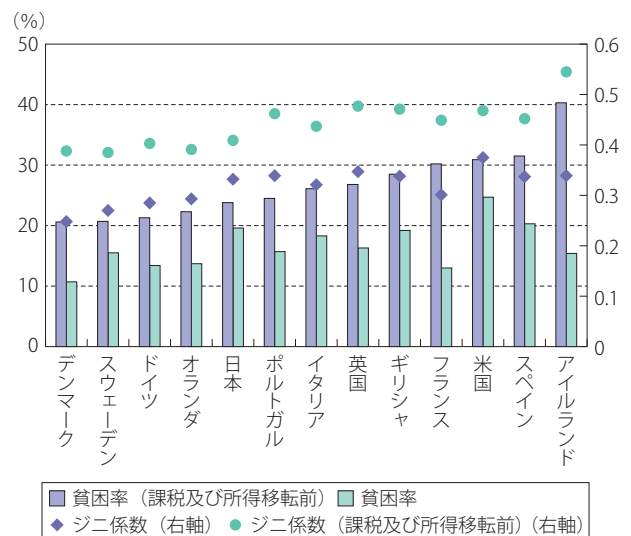
第II-1-1-11図 各国の最低賃金比率



備考1：対フルタイム中央値は、2012年の、年間最低賃金がフルタイム労働者賃金に対する割合。
備考2：対全労働者平均は、2010年の、年間最低賃金が全労働者（公共行政、防衛を除く）の平均賃金に対する割合（ドイツは政府に規定された時間あたり最低賃金の中で最も低水準である理髪業のドイツ東部における同割合。デンマークは中心的な労働協約である Industry Agreement における時間あたり最低賃金の同割合）。
備考3：日本の最低賃金比率が、他国に比べ低い比率となっているが、日本の場合、低位から中位の人の所得が高いため、中位所得も高めに突出するという指摘もあり、最低賃金・中位所得比率が低めになりやすいと考えられる。

資料：OECDstat, Eurostat, ECB(欧州中央銀行)、ドイツ統計局、Eurofound から作成。

第II-1-1-12図 貧困率とジニ係数(所得移転前後)



備考：貧困率は、所得中央値の60%を貧困ラインとしたもの。2010年（日本とアイルランドは2009年）。「課税及び所得移転前」は、障害給付、公的年金、失業給付、出産手当、家族手当、所得扶助といった公的な社会保障給付の前、かつ税金・社会保障負担の前。18-65才。
資料：OECDstat から作成。

9 中心的な労働協約である Industry Agreement における最低賃金は、全労働者平均賃金の52%と高い(Eurofound と Eurostat から試算。2010年)。

平均賃金も高い水準となっている（第II-1-1-10図）。また、有期雇用契約や派遣雇用契約も労働協約の対象となっており、非正規雇用労働者についても、原則として、正規雇用労働者と同じ待遇が確保されている。

その結果、貧困率及び所得格差を示すジニ係数は、所得移転後のみならず、所得移転前においても、主要国の中で最も低い国々の一つとなっている（第II-1-1-12図）。

(3) 積極的労働市場政策

デンマークにおいては、1990年代から2000年代を通じて、失業者に対する就労インセンティブの付与が強化されている。その柱は、「アクティベーション」と呼ばれる就労のための活動プログラムである。アクティベーションとは、失業給付受給の条件として失業者が参加を義務づけられる、就労に向けた活動で、就労支援（カウンセリング、職探し、就職活動計画作成等）、職業訓練、及び企業における職業訓練や賃金助成付きの労働が含まれる^{10, 11}。

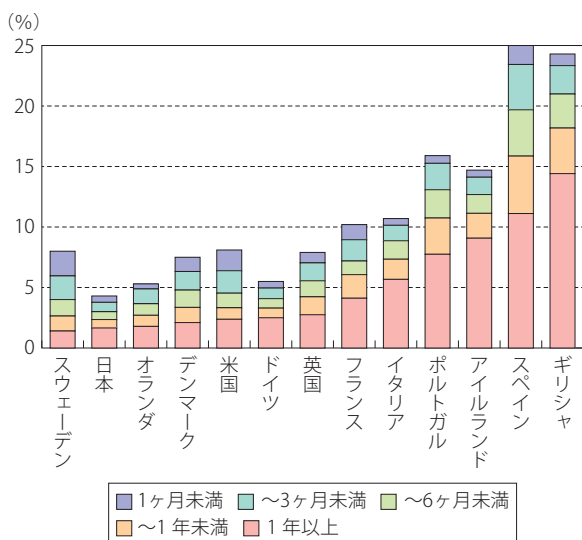
手厚い失業手当が支給される場合、失業者の就労意欲がそがれてしまう可能性があるが、このアクティ

ベーションを背景に、失業率が悪化した2012年にも、失業者のうち36%が3か月未満で再就職している（第II-1-1-13図）。

一方、失業期間を短縮し失業者の早期就労を促すために、失業手当を受給する失業者に課される条件は年々強化されている。2006年以降、失業者は毎週ジョブセンターのホームページに登録することが義務づけられた。また、アクティベーションを受ける義務と権利が発生する時期が短縮されている。さらに、2007年以降、運営の効率化を図るため、失業手当の受給者の再就職支援を行う国の職業安定所と、生活保護手当の受給者の再就職支援を行う市の施設が一体化されてジョブセンターとなり、市がジョブセンターを運営するとともに、失業手当を負担することとなった¹²。市が負担した失業手当は、その後条件付で国から還付される仕組み¹³となっており、市は、失業者の早期就業を実現するための支援に重点を置くこととなった¹⁴。

なお、一般的な職業訓練に対しては、労働市場が求める人材を創出するため、産業界が資金の一部を拠出するとともに、プログラムの作成や企業内訓練の実施などに深く関与している。

第II-1-1-13図 各国失業者の失業期間別割合



備考：失業率に失業者の失業期間別割合を乗じたもの。2012年。
資料：OECDstat から作成。

(4) 失業手当

デンマークでは、手厚い失業保険制度がフレキシキュリティの柱の一つとされており、失業手当の補償率は最大で従前賃金の90%¹⁵と高い（第II-1-1-14表）。上限額が設定されているため、実際に補償率90%が適用されるのは賃金水準が低いグループのみであるが、フルタイム労働者に対する平均補償率を算出したOECDの指標によると、2009年まではOECD加盟国の中で最も高い水準であった（第II-1-1-15図）。

受給期間についても1990年代初頭までは無期限とされ、こうしたことが失業者の就労意欲を減退させているとの問題意識から、1990年代後半から数回にわたり給付期間が短縮され、2006年には受給資格が厳格化された

10 The National Labour Market Authority (Denmark) (2010).
 11 19才未満は失業から2週間後に、30才未満の者については失業から13週間後に、30才以上の者については失業後9か月でアクティベーションを受ける義務と権利が発生する。
 12 JETRO(2011).
 13 還付額は失業手当給付期間が長くなるほど削減される。また失業者との面談やアクティベーションが規定された日程で実施されない場合には還付がなされない。
 14 早期の就労を失業者に強く求めることについては、失業期間の短縮という一定の効果は得られている一方、失業者が早く仕事に就くことが優先され、職業を選択する自由が制限される可能性も懸念されている（OECD(2012)）。
 15 従前賃金の90%、ただし週当たり3940クローネ（2012年時点、約5万4千円）を超えないこととされている（デンマーク外務省「Work In Denmark」ウェブサイト、https://www.workindenmark.dk/en/Find_information/Information_for_job_seekers/Working_in_Denmark/Unemployment_insurance/Unemployment_benefits）。

(最長給付期間は2010年に2年に短縮された)。

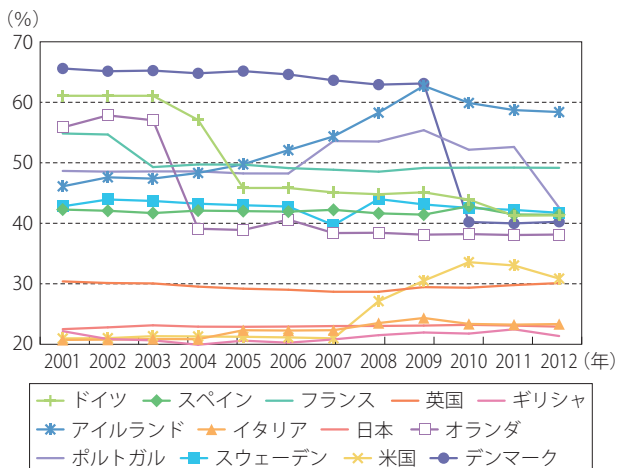
失業者一人当たりの失業手当政策費用は、2006年以降急激に低下(第II-1-1-17図)しており、同国のフレキシキュリティ政策は、失業給付よりも積極的労働市場政策により重点がシフトしていると言える。ただし、失業時の給付に社会扶助や住宅手当を含めた場合の補償率はオランダとともに65%を超え、OECD主要国の中で高い水準となっている(第II-1-1-16図)。

第II-1-1-14表 主要国の失業手当補償率(対従前賃金)

	補償率	備考
フランス	57.40%	左の率か、あるいは40.4% + 11.34€のいずれか高い方(2011年)。
イタリア	60%	最初の6ヶ月間は60%、7-8ヶ月目は50%(50才未満)、以降40%(50才以上)。上限1,000€程度(2012年)。
ドイツ	67%	扶養対象の子供がいな場合は60%。
スペイン	70%	180日を超えると60%(上限1,087.20€/月)(2011年)。
オランダ	75%	3ヶ月目以降は70%(上限197€/日)(2014年)。
日本	50~80%	賃金が低いほど率が高い。上限は年齢によって異なる(6,405~7,830円/日)。
スウェーデン	80%	最初の200日は80%、後の100日は70%。上限1日680SEK(失業保険加入者)。
デンマーク	90%	上限:3940クローネ/週(2012年)。
英国	-	受給開始時の年齢によって定められている。
米国	-	州によって異なる。

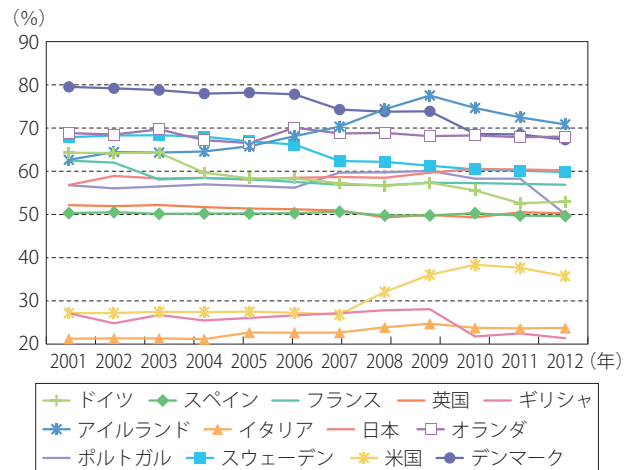
資料: 厚生労働省海外情勢報告(フランス・スペイン「2010-2011」、英国「2009-2010」)、Eurofoundウェブサイト(2013年7月)(イタリア)、スウェーデン雇用仲介庁(Arbeitsförmedlingen)(2013年9月)、デンマーク外務省「Work in Denmark」ウェブサイト(2012年)、ハローワークウェブサイト(2014年4月)、オランダ社会・雇用省資料、ドイツ連邦労働社会省「Social Security at a Glance」(2013年1月)から作成。

第II-1-1-15図 失業手当の補償率(社会扶助等除く)



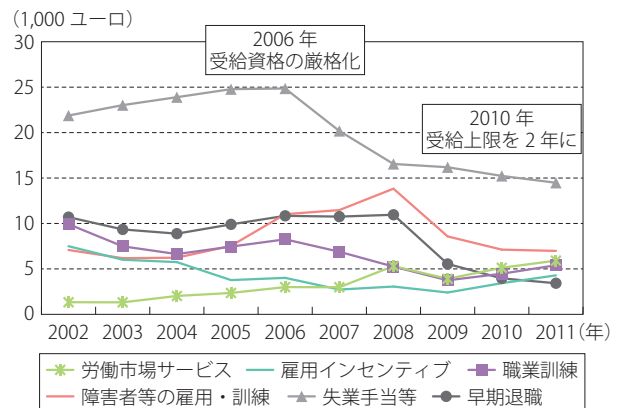
備考: 税・社会保険料差し引き後・現金給付後の従前所得に対する失業給付の割合。社会扶助と住宅手当は含まない。フルタイム労働者の平均。資料: OECD「Benefit and Wages」から作成。

第II-1-1-16図 失業手当の補償率(社会扶助等含む)



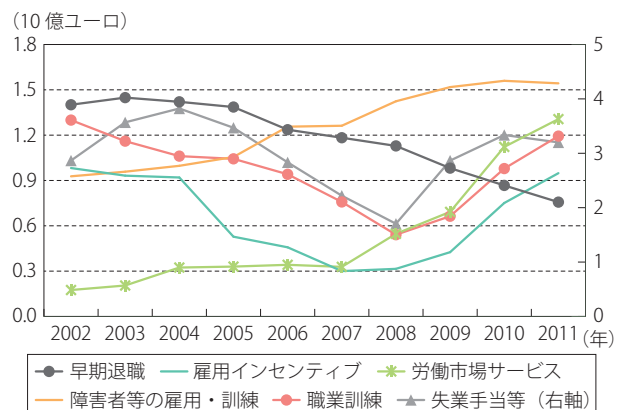
備考: 税・社会保険料差し引き後・現金給付後の従前の所得に対する失業給付の割合。社会扶助と住宅手当を含む。フルタイム労働者の平均。資料: OECD「Benefit and Wages」から作成。

第II-1-1-17図 デンマークの労働市場政策費用(失業者一人当たり)



備考1: 年平均失業者数で割った費用。
備考2: 本図における職業訓練は、失業者、非自発的失業のおそれのある者、労働市場の外にいるが就労意欲のある者を対象とし、一般的に若者が受講可能な職業訓練を含まない。
資料: Eurostat から作成。

第II-1-1-18図 デンマークの労働市場政策費用の推移



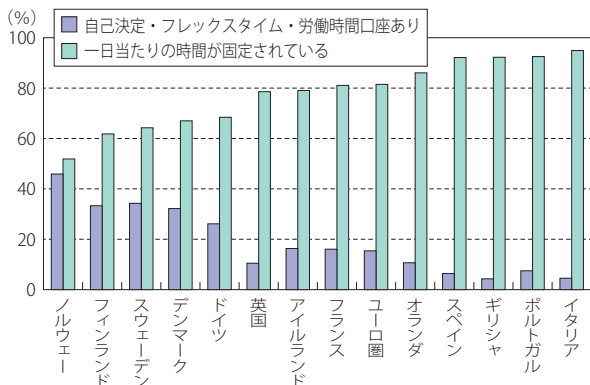
備考1: 年平均失業者数で割った費用。
備考2: 本図における職業訓練は、失業者、非自発的失業のおそれのある者、労働市場の外にいるが就労意欲のある者を対象とし、一般的に若者が受講可能な職業訓練を含まない。
資料: Eurostat から作成。

コラム
4

労働時間の柔軟性と雇用形態の多様性

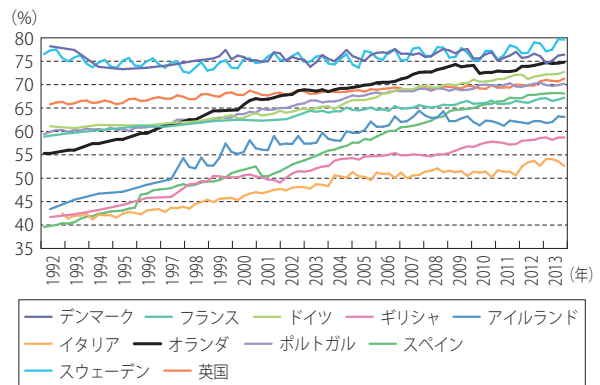
労働時間の柔軟性については、北欧諸国で高くなっており（コラム第4-1図）、女性の労働参加率も高くなっている（コラム第4-2図）。

コラム第4-1図 労働時間の柔軟性



備考：2010年のアンケート調査の回答割合。
資料：Eurostatから作成。

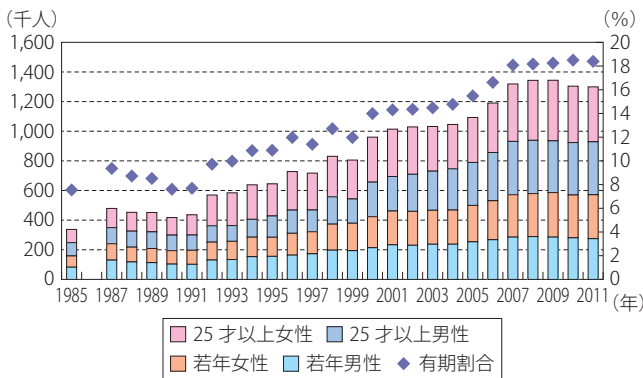
コラム第4-2図 女性の労働参加率の推移



資料：Eurostatから作成。

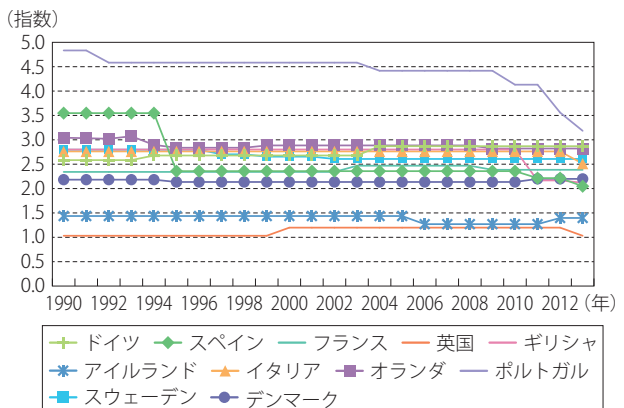
また、女性の労働参加率が1990年代から急上昇しているオランダについては、有期雇用割合の上昇が背景となっている（コラム第4-3図）。

コラム第4-3図 有期雇用者数（オランダ）



備考：有期割合は全労働者に対する全有期労働者の割合。
資料：OECDstatから作成。

コラム第4-4図 欧州の解雇規制（個人）



備考：個人の解雇に関する厳しさを示す（6が最も厳しい）。過去からの推移を見るためOECD雇用指標（EPRC）のバージョン1（出訴できる期間の評価を含まない）を使用。
資料：OECD.Statから作成。

オランダでは、1970年代の「オランダ病」と呼ばれた厳しい経済状況から脱却するため、1982年に、賃金の抑制、労働時間の短縮、雇用確保、減税及び社会保障・雇用改革に取り組むことについて、政労使の三者による政策合意（ワッセナー合意）が締結された。ワッセナー合意によって、週の労働時間が短縮され¹⁶、さらに1990年代には、労働時間の柔軟化¹⁷に加え、有期雇用契約の上限期間が拡大され、1999年には派遣労働事業の許可制が廃止された。

同国では、労働時間の柔軟化、有期雇用と派遣雇用の規制緩和とあわせて、労働者の待遇を確保する施策が実施されている。1996年、労働時間の違いによる差別の禁止が法律によって定められ¹⁸、パートタイム労働者は原則として正規雇用労働者とみなされるようになった。有期雇用契約については、上

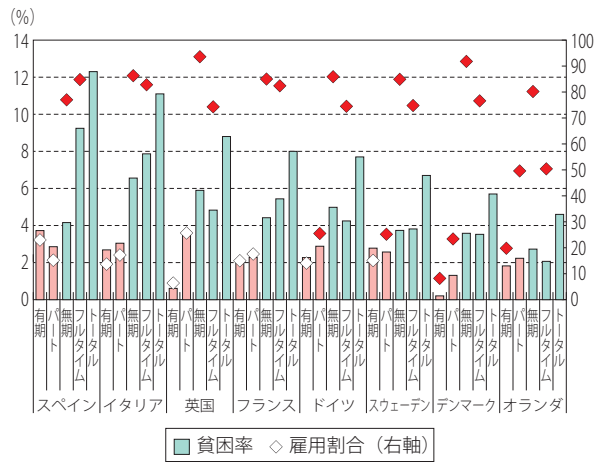
16 40時間から38時間に短縮された。

17 1996年、労働時間法が改定され、労使合意によって労働時間を変更することが可能となった（長坂（2001））。

限期間を超過した後は無期雇用に転換されることとなった。有期雇用労働者の多くを占める派遣労働者については、法的地位が強化された^{19, 20}。なお、解雇規制については、欧州主要国の中では比較的厳格な規制が維持されている（コラム第4-4図）。

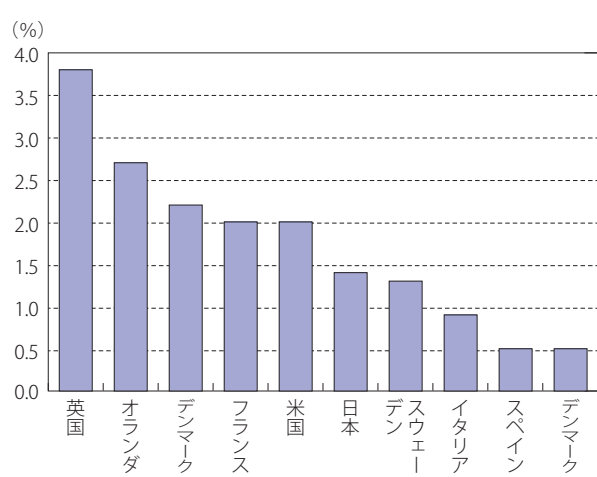
労働時間の柔軟化は、企業が景気変動に合わせて柔軟に調整を行うことを可能にしたが、同時に労働者の待遇に配慮する施策が実施された。パートタイム労働者、派遣労働者、有期雇用労働者の割合が高い一方、所得移転前の貧困率が欧州の主要国の中で最も低い水準に維持されている点については、こうした施策が影響していると考えられる（第II-1-1-12図（前掲）、コラム第4-5図、コラム第4-6図）。

コラム第4-5図 雇用形態別貧困率



備考：貧困率については、貧困の基準は、所得が、各国の中央値に対し60%未満であること。全ての雇用形態の労働者数に対する、貧困労働者の割合（所得移転後）。トータルは、労働者全体の貧困率。2012年第4四半期。雇用割合については、2012年。
資料：Eurostat から作成。

コラム第4-6図 派遣浸透率



備考：雇用者総数に占めるフルタイム換算の派遣労働者数（派遣労働者による年間総労働時間をフルタイム労働者の年間平均労働時間で割った数値）の割合。2012年。
資料：CIETT (International Confederation of Private Employment Agencies) から作成。

- 18 企業は1982年のワッセナー合意を踏まえ、パートタイム労働とフルタイム労働の均等取扱いを実施しており、1996年時点では既に労働協約の80%が賃金等について時間比例配分を導入していた（長坂（2001））。
- 19 1999年の「雇用の柔軟性と保障に関する法律」によって、派遣労働者と派遣事業者との契約を雇用契約とみなし、派遣元企業の雇用主としての責任が明確化された。就業期間が26週を超えると派遣先で同等の職務に従事する直接雇用労働者との均等待遇が適用されることとなった。なお労働者の多くを対象とする労働協約では、同法律の規定内容を緩和している（均等待遇に要する就業期間を78週に延長、有期雇用契約に導入された「3年後の無期雇用契約への転換」については78週+2年に延長）。（労働政策研究・研修機構（2011））
- 20 なお、有期雇用労働者の待遇改善、失業保険給付期間の短縮等を内容とする「Work and Security Act」が2014年2月にオランダ下院議院で承認された。上院で承認された後に発効される（EVERSHEDS International「2014年1月記事」、<http://www.eversheds.com/global/en/what/articles/index.page?ArticleID=en/global/netherlands/en/towards-more-relaxed-dismissal-law-in-the-netherlands>）、Global Workplace Insider「2014年3月6日記事」、<http://www.globalworkplaceinsider.com/2014/03/flexible-employment-reforms-in-the-netherlands/>）、The International Employment Lawyer「2014年3月13日記事」、<http://intemploy.blogspot.jp/2014/03/the-netherlands-radical-changes-in.html>）

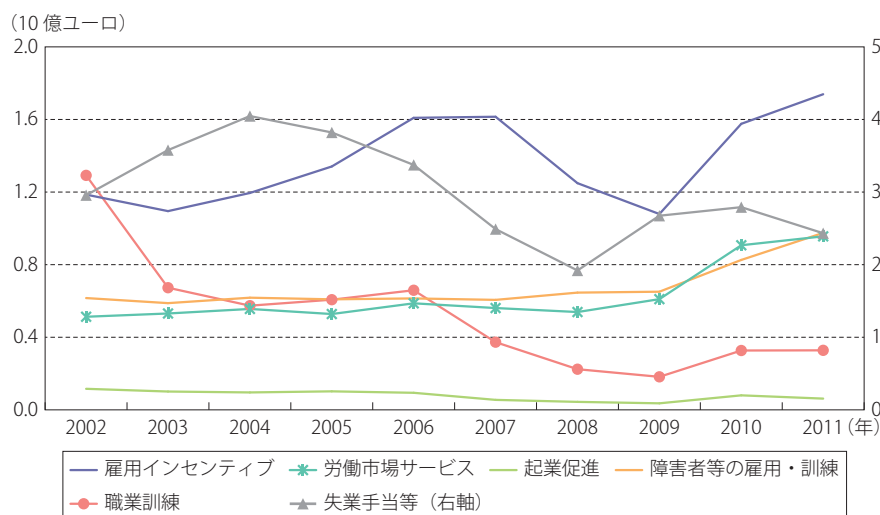
コラム 5

スウェーデンの就労原則と、職務評価モデルに基づく賃金制度

スウェーデンには、労働政策の背景にある基本的な考え方として、人々は可能な限り就労し、納税して社会福祉国家を支える、という就労原則²¹がある。こうした就労原則に基づき、同国の年金給付や失業手当などは、就労して多く収入を得ることに対するインセンティブを高める制度設計となっている²²ほか、失業者に対して、労働市場への復帰を支援する積極的労働市場政策を実施することで、高い労働参加率を誇っている²³。

積極的労働市場政策の主なものとしては、失業者に対するカウンセリングや職業訓練、職場実習、起業支援等を含む労働市場プログラムと、長期失業者の雇用に際し使用者の社会保険料負担を軽減する雇用助成等があり、政策費用では雇用助成が最も割合が高いが、労働市場サービスや、障害者等の雇用・訓練に関する政策費用も近年伸びている（コラム第5-1図）。

コラム第5-1図 スウェーデンの労働市場政策費用の推移



備考1：年平均失業者数で割った費用。

備考2：本図における職業訓練は、失業者、非自発的失業のおそれのある者、労働市場の外にいるが就労意欲のある者を対象とし、一般的に若者が受講可能な職業訓練を含まない。

資料：Eurostat から作成。

他方、従来の手厚い失業保険制度が労働者の就労意欲を阻害しているとの認識に基づき、保険料の引上げ、給付額の引下げ、及び給付要件の厳格化といった改革を実施している。

失業者一人当たりの失業手当費用を他の主要国と比較すると、スウェーデンは、フランス、イタリアよりも低い水準となっている（コラム第5-2図）。

また、国の輸出競争力を向上させるためには、低生産性部門の労働力を高生産性部門にシフトすることが合理的である、との観点から、賃金制度の基本として同一労働同一賃金の考え方が採用され、職務評価モデル²⁴に基づき、労働者間の賃金格差が正当化できるものであるかどうか判断されている。産業間あるいは企業間において同一とみなされる労働の賃金格差の縮小によって、低生産性部門の企業

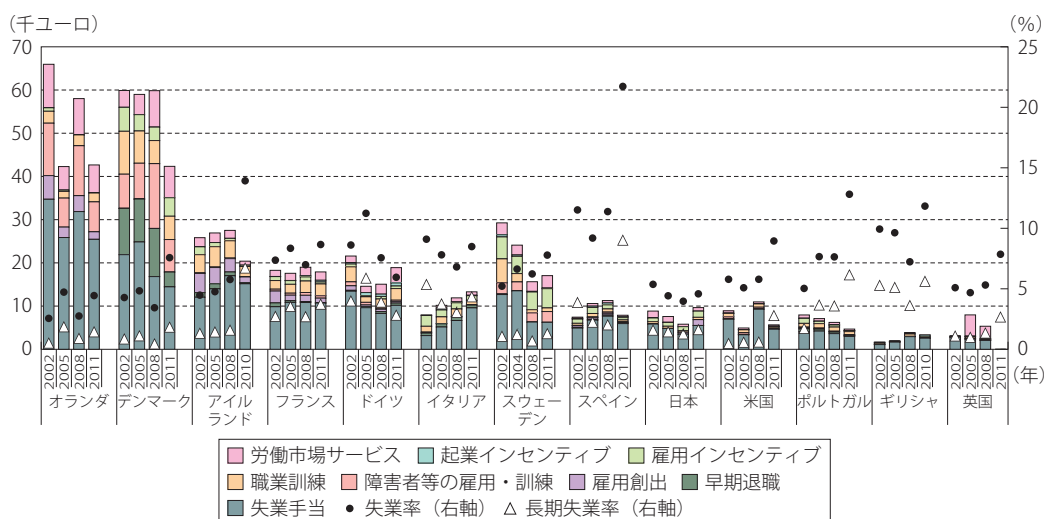
21 両角（2012）。

22 翁・西沢・山田・湯元（2012）。

23 2012年には、OECD加盟国の中では、アイスランド（85%）、スイス（83%）に次いで3番目に高い80%となっている（OECDstat）。

24 職務評価モデル（仕事に関する知識・技術・技能、職務に伴う責任・努力水準、労働環境に関して評価する）に基づいて算出されたポイントをもとにすれば、どの仕事とどの仕事と同一価値労働であるかを判断することができる仕組みとなっている（労働政策研究・研修機構（2012））。

コラム第5-2図 各国の労働市場政策費用内訳（失業者一人当たり）



備考1：各国通貨ベースの費用をユーロ換算し、年平均失業者数で割ったもの。
 備考2：長期失業率は1年以上失業している者が労働力に占める割合。
 備考3：スウェーデンは2005年の失業者数がOECDで取れないため2004年数値。直近のデータは原則2011年（アイルランド、ギリシャは労働政策費用データの直近時点。英国は費用データの直近が2009年のため、2011年の失業率のみとした）。
 備考4：本図における職業訓練は、失業者、非自発的失業のおそれのある者、労働市場の外にいるが就労意欲のある者を対象とし、一般的に若者が受講可能な職業訓練を含まない。
 資料：OECDstat、ECBから作成。

利益が圧縮され、高生産性部門に余剰利益を生むことで、産業構造の高度化を促進し、国全体の競争力が向上することを目的としている²⁵。さらに労働者の解雇に関しては、業務不足が正当な理由となり得るほか、解雇手当金が低く、また集団解雇に関する規制は、OECDの指標によれば、英国や米国よりも弱い。

産業別に生産性（一人当たり付加価値）と人件費の相関を見ると、スウェーデンは他国を大きく上回っているほか、生産性水準の中央値、製造業全体の生産性は共に高い水準となっている（コラム第5-3表、コラム第5-4図）。

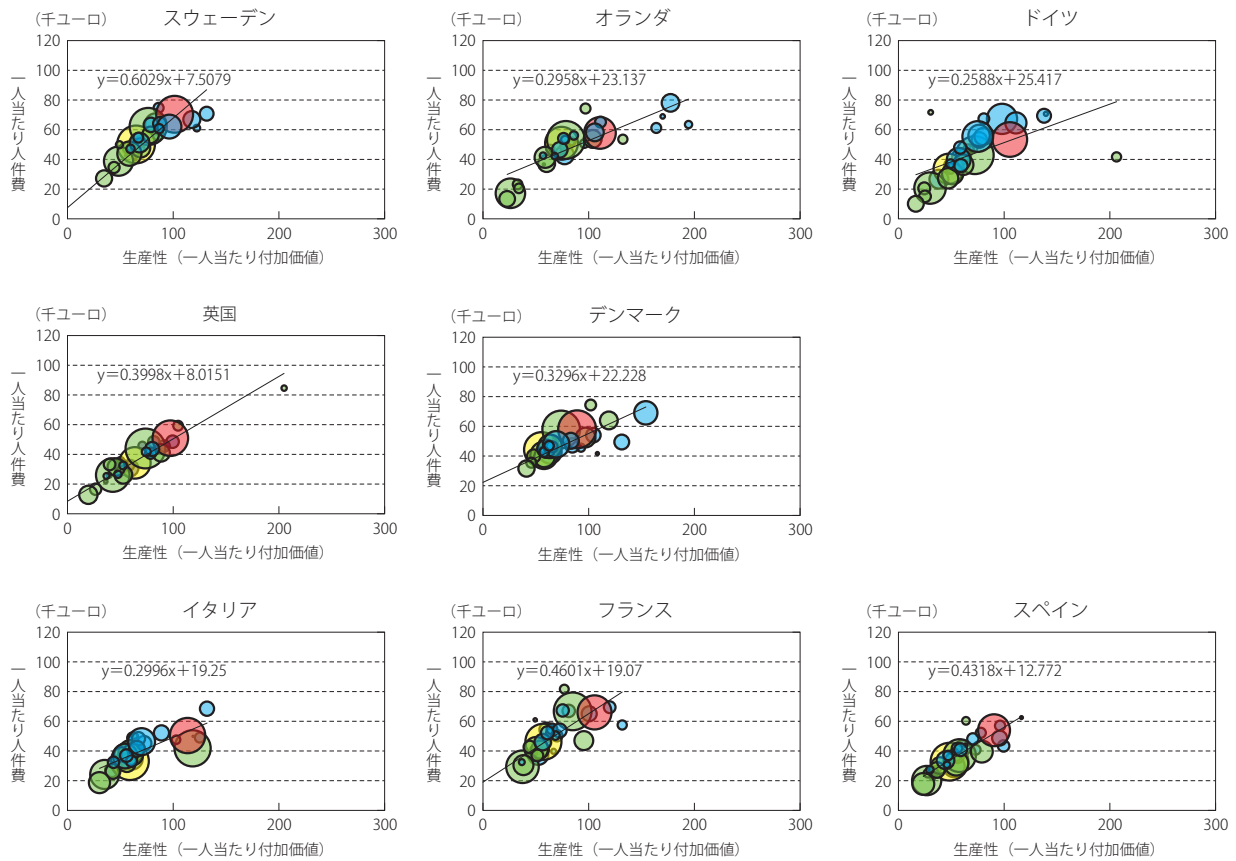
一方、このような産業構造の変化に対応した能力を労働者が身につけることができるよう、労働者に継続的な職業教育の機会を提供することが重視され、労働市場のニーズに応える高等職業教育制度が

コラム第5-3表 欧州各国の生産性（一人当たり付加価値）

	生産性と人件費の相関係数	生産性順に並べた際に「国の付加価値の中央に近い産業」の生産性（千ユーロ）	製造業の生産性（千ユーロ）
スペイン	0.43	54.7	56.9
フランス	0.46	59.9	65.7
イタリア	0.30	60.6	61.9
デンマーク	0.33	63.5	76.0
英国	0.40	70.8	70.5
ドイツ	0.26	72.2	70.4
スウェーデン	0.60	76.4	90.7
オランダ	0.30	77.8	92.2

備考：生産性と人件費（コラム第5-4図）の相関係数の傾き。産業は、製造業（英国は製菓の数値なし）、建設業、サービス業（卸小売、宿泊・飲食、専門科学技術、管理サポート、輸送・倉庫）、情報通信。金融・保険、教育、医療福祉、芸術・娯楽、家事サービスはデータなし。不動産、電力・ガス等供給、水供給・ゴミ処理、石炭・石油製品製造、鉱業は数値が極端に大きい国があるため含まない。2011年。
 資料：Eurostatから作成。

コラム第 5-4 図 一人当たり人件費と生産性の産業別分布



備考：バブルの大きさは産業別付加価値。黄緑はサービス業、青は製造業。赤は情報通信。黄色は建設業。金融・保険、教育、医療福祉、芸術・娯楽、家事サービスはデータなし。不動産、電力・ガス等供給、水供給・ゴミ処理、石炭・石油製品製造、鉱業は数値が極端に大きい国があるため含まない。英国は製業の数値なし。2011年。
資料：Eurostat から作成。

2000年代に導入されている。ブルーカラー労働者や低学歴の者など、高等教育を受ける機会が必ずしも十分になかった人々にキャリアアップの機会を開き、労働市場における格差の原因を根本的に改善することを狙いとしている。また実地教育と理論教育から成る、2年間のフルタイム教育が基本であり、プログラムの策定と実施には、実地教育を提供する使用者の関与が重視されており、企業に対して即戦力となる有能な人材を提供する制度として構想されている²⁶。

26 両角 (2012)。

5. ドイツの労働政策

(1) 1998年以降の労働市場改革

ドイツでは、1990年代まで手厚い失業給付と硬直的な労働制度が支配的であったが、経済の低迷による高失業率を背景に、「福祉から就労へ」の理念の下、2002年から2005年にかけて労働市場改革が実施された。

内容は、失業手当の減額や受給資格の厳格化を通じた失業者の就労促進、就労支援をはじめとする積極的労働市場政策、雇用契約の柔軟化と非正規雇用労働者の待遇改善までを含む包括的なものであった。

一連の労働市場改革の後に生じた世界経済危機とそれに続く欧州債務危機において、ドイツは他国と異なりGDPの縮小にも関わらず雇用を維持することができたことから「ドイツの奇跡」とも言われた。以下では、2000年代前半の労働市場改革と近年の労働政策について見ていく。

(2) 失業給付の引締めと長期失業者を対象とする失業給付IIの創設

ドイツの失業手当は従来手厚く、2004年末までは、最高32か月間受給でき、32か月経過後は従前所得の53%に相当する失業扶助を無期限に受給することができるといったものであった²⁷。このように手厚い失業手

当が失業者の就労意欲を阻害しているとの認識の下、2005年から失業手当の受給期間は最大12か月に短縮され、12か月経過後は従前所得とは切り離された失業給付IIが支給されることとなった。

失業給付IIは、通常の失業者を対象とする失業手当制度（失業給付I）とは別に新たに設けられ、従来の失業扶助受給者に加え社会扶助受給者のうち就労可能な者も対象としており、手当の支給とともに就労を要請する仕組みとなった。

一般的な失業手当の受給期間短縮と、長期失業者に対する就労要請によって、失業率の低下と社会保障費の削減が図られた²⁸。

(3) 就労支援の強化と雇用創出

先に見た失業給付の引締めは、失業者の就労インセンティブを高めることが目的であったが、失業者の早期の就労を実現するため、2002年から2003年にかけて成立した労働市場近代化法（ハルツ第I法～第IV法）によって、失業者に対する就労支援が大幅に拡充された。

主な施策としては、連邦機関が担ってきた失業扶助と、自治体が担ってきた社会扶助を統合し、長期失業者に対する手当（失業給付II）と就労支援の効率化が

第II-1-1-19表 主要国の失業手当最長給付期間

	最長給付期間	備考
英国	6ヶ月(182日)	
イタリア	8ヶ月	50才以上は12ヶ月。
スウェーデン	10ヶ月(300日)	18才未満の子供がいる場合は450日。
ドイツ	6～12ヶ月	被保険期間によって異なる。50才以上は被保険期間と年齢によって15～24ヶ月に延長される。
デンマーク	24ヶ月	
フランス	4～24ヶ月(730日)	被保険期間と同期間。50才以上は最大36ヶ月。
スペイン	4～24ヶ月	被保険期間によって異なる。
オランダ	3～38ヶ月	就労履歴によって異なる。
米国	19～28週	州によって異なる。また2008～2013年まで緊急失業給付として州によって最大47週の追加支給が可能であった。
日本	3～5ヶ月	障害者等の就職困難者は5～12ヶ月。

資料：厚生労働省海外情勢報告（フランス・スペイン「2010-2011」、英国「2009-2010」）、Eurofoundウェブサイト（2013年7月）（イタリア）、スウェーデン雇用仲介庁（Arbetsförmedlingen）（2013年9月）、デンマーク外務省「Work in Denmark」ウェブサイト（2012年）、ハローワークウェブサイト（2014年4月）、リクルートワークス研究所「米・英・独・仏の人材ビジネス2014」（米国）、オランダ社会・雇用省資料（2014年1月）、ドイツ連邦労働社会省「Social Security at a Glance」（2013年1月）から作成。

27 労働政策研究・研修機構（2006）。

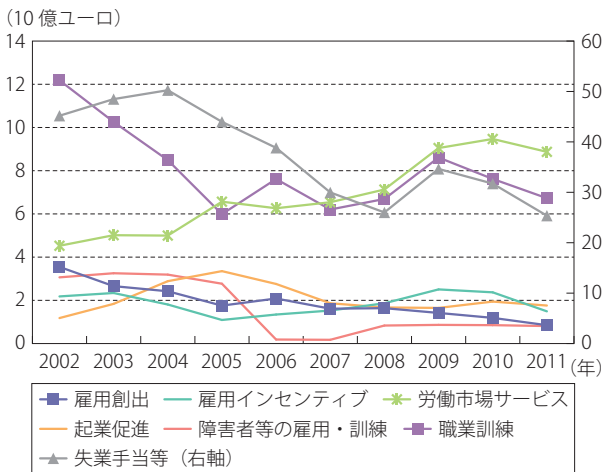
28 労働政策研究・研修機構（2006）。

図られた²⁹。失業者に対しては就労を要請する姿勢が明確化され、失業給付Ⅱを受給するためには、失業者は地域の雇用エージェンシーに登録し、就業する努力を行うことが必要となり、紹介された仕事を断った場合や職を探す努力を怠っている場合には失業給付Ⅱは停止する³⁰とされた。また、各地の雇用エージェンシーには、失業者を労働者として派遣する人材サービスエージェンシー（PSA）が設置されることとなった³¹。

さらに、低技能者や長期失業者を労働市場に統合することを目的として、使用者に対する助成や、月収が400ユーロ以下の場合に被雇用者の税・社会保険料の支払が免除されるミニ・ジョブ³²のほか、公共分野における助成付きの雇用（1ユーロ・ジョブ）などの施策が実施された（第Ⅱ-1-1-22図）。

失業者を対象とする職業訓練は、その効率化が図られ³³、2000年から2005年にかけて参加率が減少したが、他の労働市場プログラムと比較すると、失業者の参加率は最も高い水準を維持し、費用配分も高い（第Ⅱ-1-1-20図、第Ⅱ-1-1-21図）。

第Ⅱ-1-1-20図 ドイツの労働市場政策費用推移

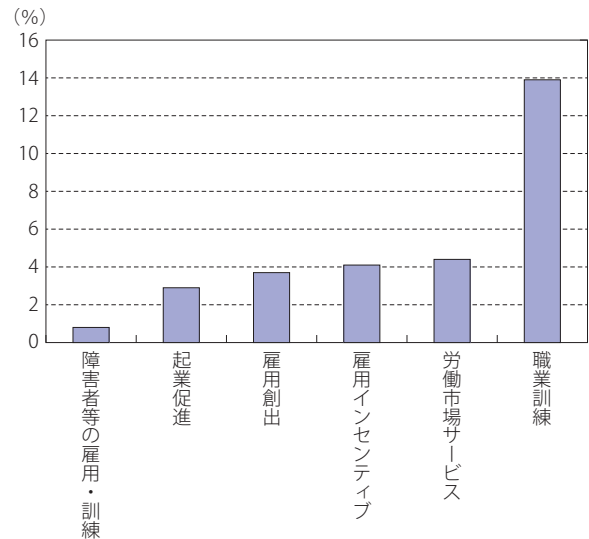


備考1：年平均失業者数で割った費用。
備考2：本図における職業訓練は、失業者、非自発的失業のおそれのある者、労働市場の外にいるが就労意欲のある者を対象とし、一般的に若者が受講可能な職業訓練を含まない。
資料：Eurostat から作成。

(4) 雇用契約の規制緩和と待遇改善

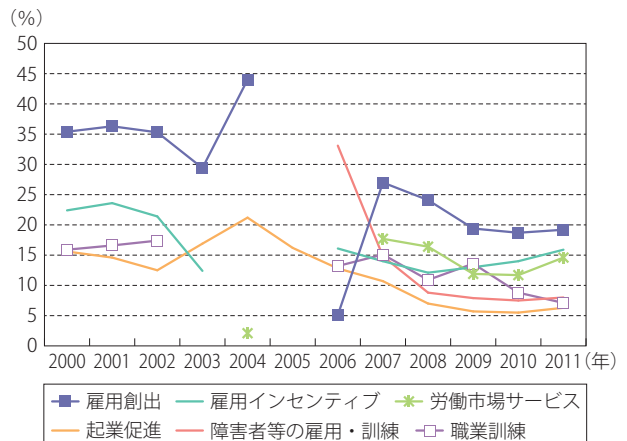
有期雇用契約については、2000年に、客観的な理由のない有期契約が可能となった。同時に、契約期間の上限は2年と定められ、これを超えると無期雇用に移行するとされた。

第Ⅱ-1-1-21図 求職者の積極的労働市場プログラム参加率（ドイツ）



備考：求職者の各プログラムへの参加割合。2011年。
資料：Eurostat から作成。

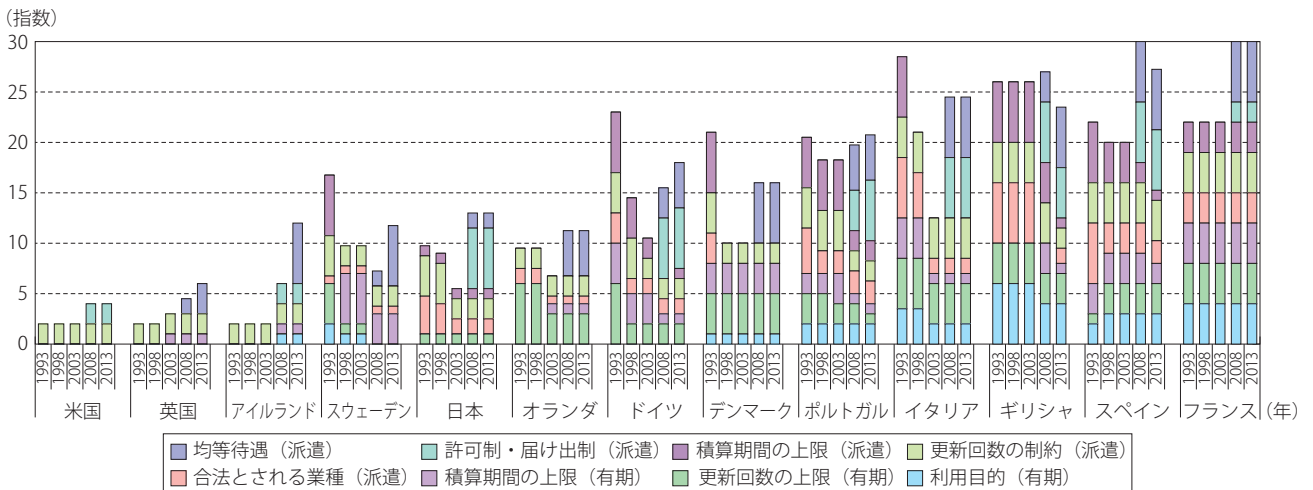
第Ⅱ-1-1-22図 労働市場プログラム参加者に占める長期失業者割合（ドイツ）



備考：各プログラム参加者のうち1年以上失業している者の割合。
資料：Eurostat から作成。

29 武田（2012）。
30 労働政策研究・研修機構（2007）。
31 2005年6月以降はPSA設置は任意となった。
32 ミニ・ジョブでは、使用者は疾病保険、年金保険、税金分として一律賃金の30.88%を負担する。月収の上限は2013年に450ユーロに引き上げられた。なお、月収800ユーロ以下（2013年以降、850ユーロ以下）で、被雇用者の税・社会保険料の支払が軽減される「ミディジョブ」も導入された。2013年1月から、ミニ・ジョブ従事者にも法定年金の加入が義務づけられることとなった（労働政策研究・研修機構「2013年1月記事」、http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2013_1/german_02.htm）、ドイツ労働社会省ウェブサイト「2014年4月2日記事」、<http://www.bmas.de/EN/Our-Topics/Social-Security/450-euro-mini-jobs-marginal-employment.html>）。
33 雇用エージェンシーの裁量に基づいて職業訓練クーポンを発行する制度により、受講者は就労可能性の高い者に集中することとなった。

第II-1-1-23 図 欧州の有期・派遣雇用契約規制



備考：各項目ごとに6が最も規制が厳しい。派遣労働者の均等待遇と許可制・届出制に関する規制のデータは2008年以降のみ。
資料：OECD.Statから作成。

派遣雇用契約については、2002年に派遣期間の上限が撤廃された。なお、賃金や休暇等に関する均等待遇原則については2002年に導入されたものの、労働協約によりこの原則を逸脱することが認められていたことから、多くの場合、低水準の賃金が適用され、2010年時点では68%の派遣労働者が「低賃金」³⁴労働であった³⁵。

解雇規制については、2003年の労働市場改革法により解雇制限法の適用除外対象が拡大され、2004年以降新規採用された労働者については、10人以下の事業所の場合、特別な理由を示すことなく解雇することができるようになった³⁶ものの、他国と比較すると厳しい水準にとどまっている（コラム第4-4図（前掲））。

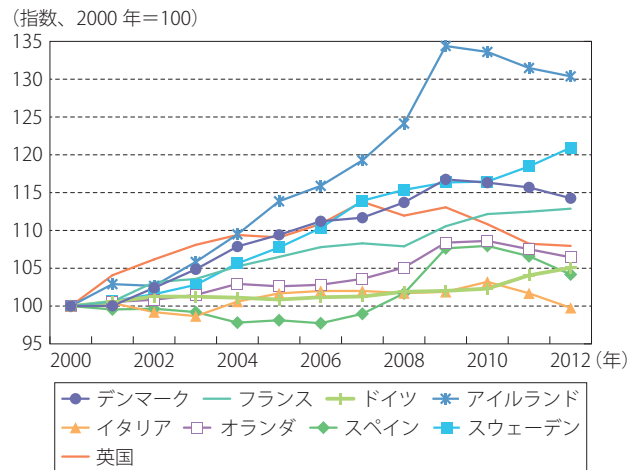
(5) 賃金の抑制

ドイツの賃金上昇率は他国に比べ低水準で推移している（第II-1-1-24図）。

賃金が抑制された背景としては、ミニ・ジョブをはじめとする非典型雇用の増加により労働コストが押し下げられたこと、1990年代以降、労働協約の拘束力が次第に低下したこと³⁷、1990年代後半以降に普及した労働時間貯蓄口座制度³⁸により、柔軟な労働時間の調整が可能になったこと等が指摘されている³⁹。

なお、賃金の変動を見ると、スウェーデンと英国で

第II-1-1-24 図 主要国の年間平均賃金の推移



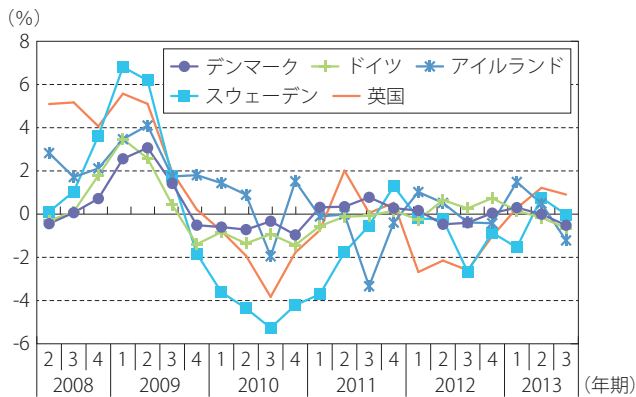
備考：PPPドルベース。
資料：OECDstatから作成。

は、景気縮小時には付加価値の低下幅以上に減少し、景気拡大時には付加価値の増加幅以上に上昇している。ドイツとデンマークでは、スウェーデンや英国ほどではないものの、景気縮小時には付加価値の低下幅以上に賃金が減少している。他方、南欧諸国では、景気縮小時にも賃金の減少幅が小さい（第II-1-1-25図）。また、スペインとイタリアでは、GDPがマイナス成長となる期間が多いにも関わらず、時間あたり賃金の伸び率がマイナスとなる期間が少ない（第II-1-1-26図）。

34 フルタイム労働者賃金中央値の3分の2を下回る賃金水準の労働者。
35 Sperrmann (2013).
36 労働政策研究・研修機構 (2006).
37 産業別労働協約から離脱して企業別労働協約を締結する企業が増加し、また産業別労働協約自体において「開放条項」を設けて企業ごとの個別な決定の余地を認めることが多くなった (齋藤 (2012)).
38 銀行口座のように労働者が実労働時間を記録して積み立て、所定労働時間との差を金銭ではなく労働時間によって清算する仕組み。
39 杉浦、吉田 (2014)。

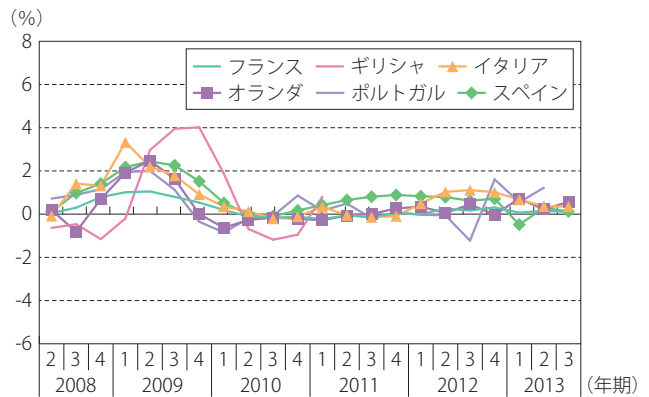
第II-1-1-25図 時間あたり賃金伸び率とGDPの伸び率の差の推移

スウェーデン、英国、ドイツ、デンマーク等



備考：四半期ごとの賃金指数の前期比伸び率(%)からGDP(名目)の前期比伸び率(%)を差し引いた値の後方3期移動平均。アイルランドの賃金指数は季節調整前。その他は季節調整後。
資料：Eurostatから作成。

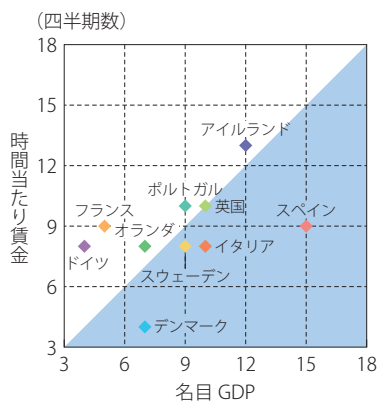
フランス、イタリア、スペイン等



備考：四半期ごとの賃金指数の前期比伸び率(%)からGDP(名目)の前期比伸び率(%)を差し引いた値の後方3期移動平均。季節調整後。ギリシャは2011年第1四半期まで。
資料：Eurostatから作成。

第II-1-1-26図

時間あたり賃金とGDPのマイナス成長期間数



備考：各項目について、2008年第1四半期～2013年第3四半期までに前期比伸び率がマイナスだった四半期の数。
資料：Eurostatから作成。

スペインとイタリアで顕著に見られるこうした賃金の方硬直性は、景気縮小時には企業の業績を更に圧迫する要素となって経済の回復を阻害する可能性があるが、その背景となる賃金調整の仕組みは、次に述べるように国によって異なっている。

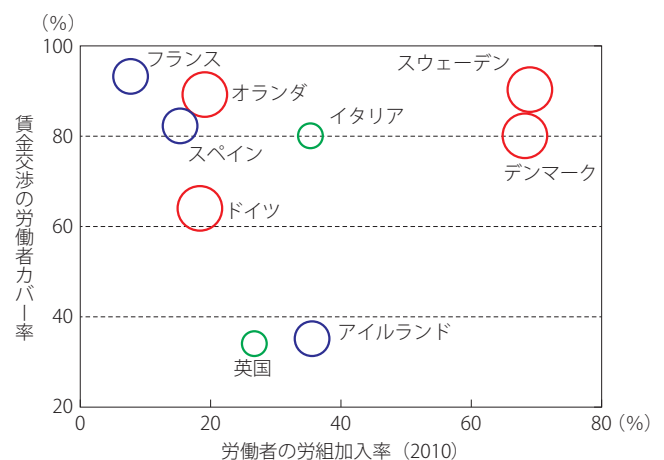
業績などに応じて賃金を柔軟に変更することを可能にする仕組みとしては、ドイツとスウェーデンでは、労働協約において、多くの場合労働協約を逸脱できる条件が規定されており、業績不振に陥った企業は労働協約を逸脱して賃金を削減することができる⁴⁰。

また、英国とアイルランドでは、南欧と異なり、集団賃金協約が適用される労働者の比率が低いことが賃金の柔軟な調整を容易にしていると考えられる。

また、労組の代表が国の意思決定に関与する権利が、南欧では弱いのにに対し、スウェーデン、デンマーク及びドイツでは強い(第II-1-1-27図)。

ドイツでは、労働者の利益を代表する仕組みとして、労働組合の他に、5人以上の事業所において設置される「事業所委員会」がある。事業所委員会は、多くの大規模事業所に存在し、現場の労働者全員を代表する。使用者から情報提供を受け協議し、また主に労働に関する事項について使用者と共同決定する権利を有しており、労使の緊密なコミュニケーションと紛争の解決に寄与しており⁴¹、企業収益を圧縮しない賃金調整に

第II-1-1-27図 労使交渉への労働者の関与



備考：バブルの大きさは、労働者代表が国の意思決定に関与する権利の強さを3段階で表す。労組加入率は2010年のOECD数値。その他は2009年。
資料：worker-participation.eu、OECDstatから作成。

40 スウェーデンでは、事業再生に際し、労働協約を逸脱して賃金を引き下げた事例(2012年)が報告されている(Eurofound(2012))。ドイツでも協約逸脱による賃金削減が報告されている(労働政策研究・研修機構(2013))。

41 ベルント・ヴァース(2013)。

結びついた可能性が考えられる。

(6) 労働市場への影響

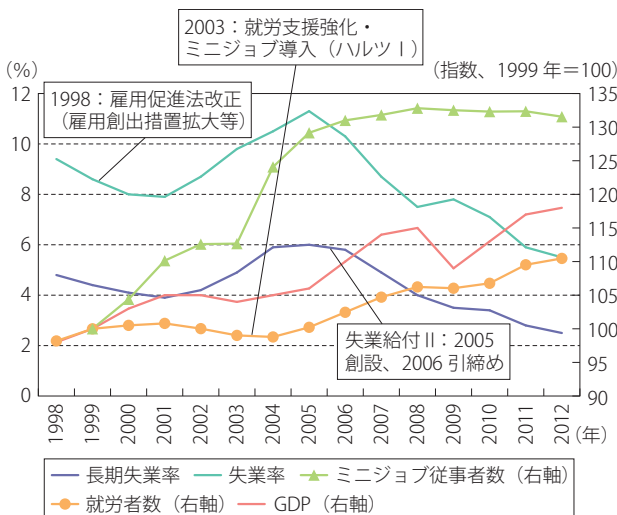
2002年からの労働市場改革において、失業給付Ⅱの創設や就労支援の強化、企業の社会保険料率の引下げ⁴²、中高年の雇用促進策⁴³の拡充などが実施される中、長期失業率は、2007年以降大きく低下し、欧州債務危機の際も上昇せず、現在では北欧やオランダに近い水準まで低下している（第Ⅱ-1-1-28図、第Ⅱ-1-1-8図（前掲））。

また欧州債務危機においては、操業短縮手当制度⁴⁴や労働時間貯蓄口座制度により、労働者を解雇する代わりに労働時間を短縮することを通じて、雇用が維持された面もある（第Ⅱ-1-1-29図、第Ⅱ-1-1-30図）。

一方で、一連の規制緩和を受けて非典型労働者⁴⁵は増加し（第Ⅱ-1-1-31図）、2000年から2012年の労働者数の伸びは、正規雇用が2%にとどまるのに対し、非典型雇用は31%となっている。特に失業給付Ⅱが導入された2005年には、パートタイム労働者、有期労働者、僅少労働者とも急激に増加している。

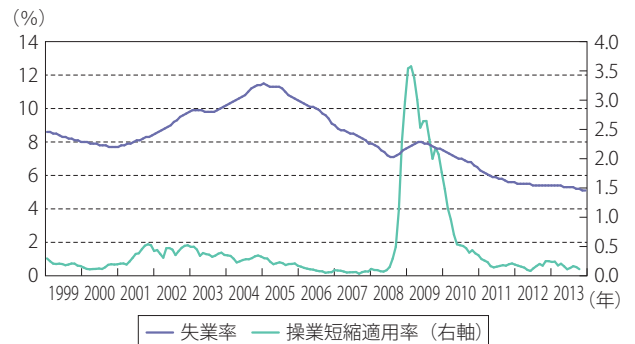
ただし、ミニ・ジョブの増加が雇用の創出につながったかどうかについては議論⁴⁶がある。また、ミニ・ジョ

第Ⅱ-1-1-28図 ドイツの失業率の推移



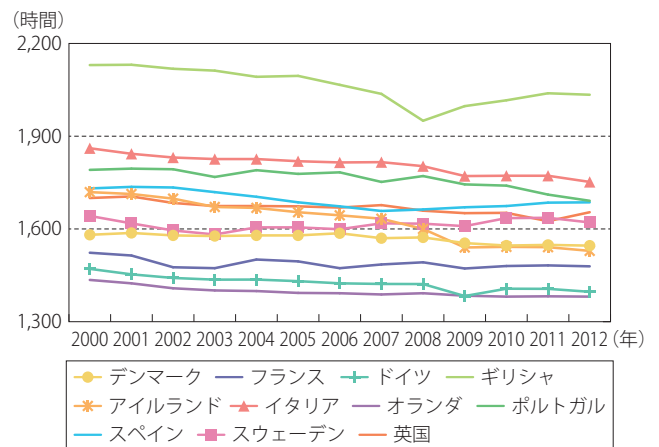
備考：長期失業者は12ヶ月以上失業している者。ミニジョブ従事者数は副業従事者を除く。
資料：Eurostat、ドイツ連邦銀行から作成。

第Ⅱ-1-1-29図 ドイツの失業率と操業短縮手当制度適用者の割合



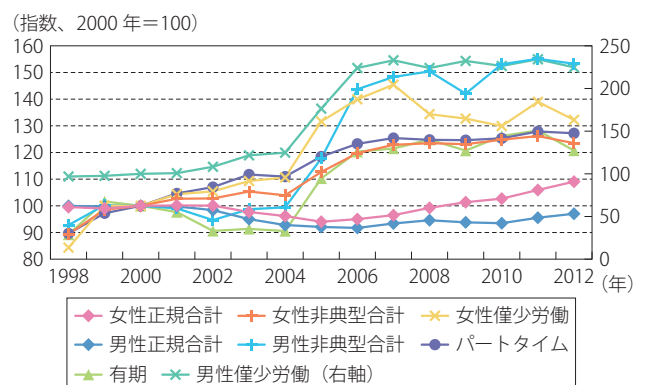
備考：操業短縮適用率は、労働者数全体に対する同制度適用者数の割合。操業短縮労働者は、季節労働のための操業短縮制度適用者を除く。失業率はeurostat(季節調整後)。
資料：ドイツ連邦銀行、CEICdatabase、Eurostatから作成。

第Ⅱ-1-1-30図 一人当たり年間労働時間の推移



資料：OECDstatから作成。

第Ⅱ-1-1-31図 ドイツの非典型労働者数の推移



備考：防衛役務や奉仕活動を除く。有期雇用とパートタイムは二重カウントを排除していない。
資料：ドイツ統計局から作成。

42 2005年の20.725%から2007年には20%に低下。2013年には19.275%となっている（単身・子供なし・平均所得世帯の総収入に対する割合）（OECDstat）。社会保険料と労働関連の課税分の企業負担の労働1時間当たり費用の伸び（2000年から2008年まで）は、欧州主要国の中で最も低く抑制されている（Eurostat）。

43 中高年の失業者雇用を促進するための使用者に対する賃金助成。

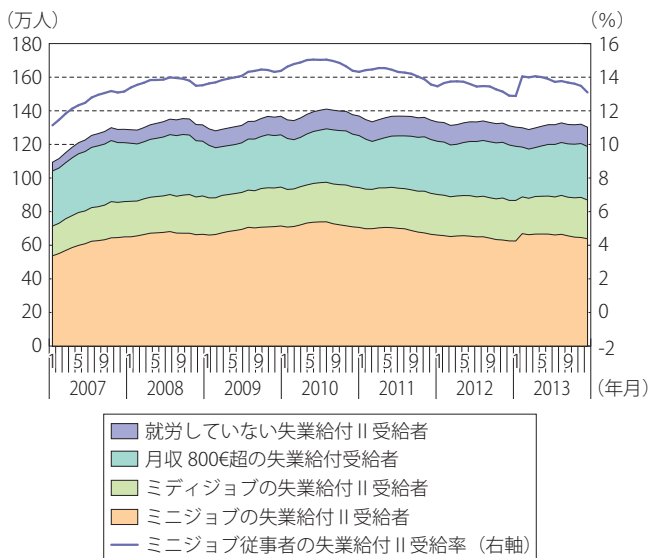
44 経済的要因又は不可抗力の出来事に起因して、事業主が従業員を解雇することなく一時的に操業短縮を行ったことにより、賃金の支払いが減少した場合に、賃金の補填のための費用を事業主に支給する制度。

45 ドイツ統計局統計の「非典型雇用」。有期労働者、僅少労働従事者、非正規パートタイム労働者を含む。

46 従来登録されていなかった「ヤミ雇用」が顕在化・合法化されミニ・ジョブとして振り替えられた、また社会保険義務のある正規の雇用関係が、低コストのミニ・ジョブに置き換えられただけであると指摘もある（労働政策研究・研修機構（2007））。

47 副業での僅少労働を除く。

第II-1-1-32 図 ドイツの失業給付II受給者の内訳



備考：「ミニジョブ従事者の失業給付II受給率」における「ミニジョブ従事者」は副業による従事者を除く。「月収800€超」の区分は2013年より850€超となっている（ミニジョブの月収上限が850€と変更されたため）。
資料：ドイツ連邦雇用庁、ドイツ連邦銀行から作成。

ブ従事者⁴⁷の1割強が就労しながら失業給付IIを受給している（第II-1-1-32図）など生活水準が低く、それ以外の雇用形態に移る割合が低いことも指摘されている。

なお、派遣労働については、2012年1月に最低賃金が導入されたほか、派遣労働の濫用を防止する規定が導入⁴⁸され、また、EU派遣労働指令を受けて派遣労働は一時的なものとする旨の規定が導入⁴⁹されるなど、規制が強化されている。

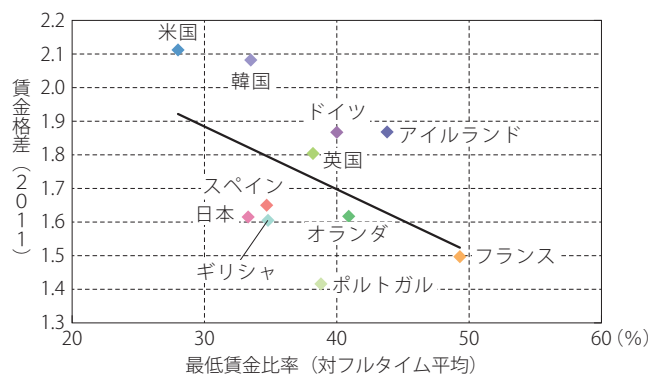
2012年の非典型雇用労働者は前年に比べ減少しており、その背景として、こうした派遣労働に関する規制の強化も指摘されている。

(7) 最近の最低賃金制度に関する動き

僅少労働者を中心とした低所得労働者の待遇を改善するため、2014年4月に、ドイツ政府は、2015年以降2017年までに段階的に全国的な最低賃金を導入することを内容とする最低賃金法について閣議決定した。

ドイツにおける最低賃金制度の導入により、賃金格差の縮小が期待される（第II-1-1-33図）一方、最低賃金比率の水準が過度に高い場合には、企業の生産性上昇に見合わない賃金上昇を引き起こす可能性もある。

第II-1-1-33 図 最低賃金比率と賃金格差



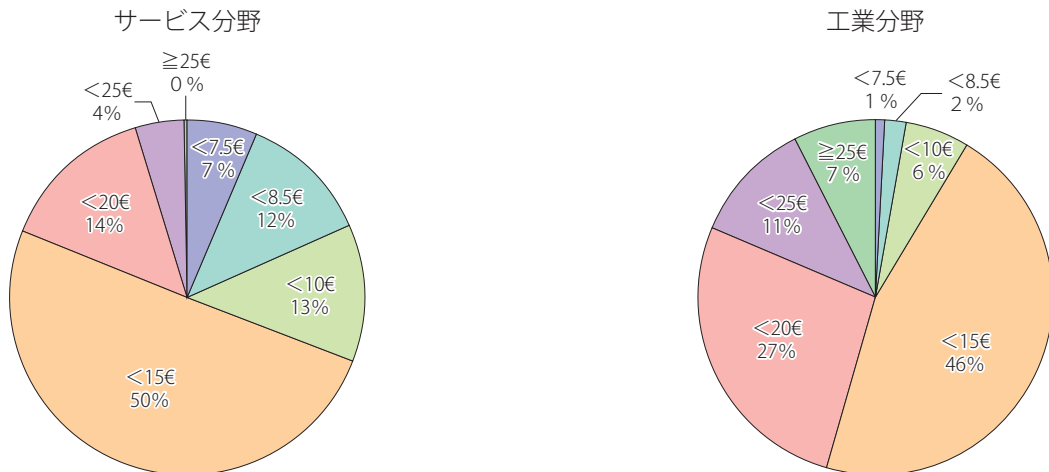
備考：ドイツの最低賃金比率は、2015年から導入予定の時給8.5ユーロに関する推計。賃金格差は、人口を所得別に10段階に分けた場合の、第1分位点（最低層）と第5分位点（中央値）の所得水準の比。フランスとオランダは2010年。
資料：Eurostat、OECDstat、ECB（欧州中央銀行）、ドイツ統計局から作成。

また、非正規雇用労働者や一部の業種、また地域によっては、1時間当たり8.5ユーロの最低賃金導入によって、賃金の引上げが生じることとなる。産業別の労働協約を見ると、サービス分野においては、2013年の協約賃金が1時間当たり8.5ユーロを下回る割合が19%、工業分野においては、サービス業に比べ大幅に低く、3%となっている（第II-1-1-34図）。ただし、労働協約のカバー率は同国の労働者の50%にとどまっており、労働協約対象外の企業における低賃金割合の方が高い可能性があることに留意する必要がある。

48 正規雇用労働者を一旦解雇して、低賃金の派遣労働者として雇用するという「回転ドア」と呼ばれる事例が見られていたが、新たな規定により、均等待遇原則を逸脱する取決めは、同一（又はコンツェルン関係にある）派遣先への派遣について、従前の派遣契約終了後6か月の間は適用されないこととなった（齋藤（2012））。

49 2011年労働者派遣法改正。2013年には、この規定に基づき、派遣労働者の利用が一時的でない認められる場合に、派遣先企業の事業所委員会は当該派遣労働者の受入れについて拒否権を行使することができる。との判断が連邦労働裁判所によって下された（労働政策研究・研修機構「国別労働トピック」、2013年8月、(http://web.jil.go.jp/foreign/jihou/2013_8/germany_01.htm)）。

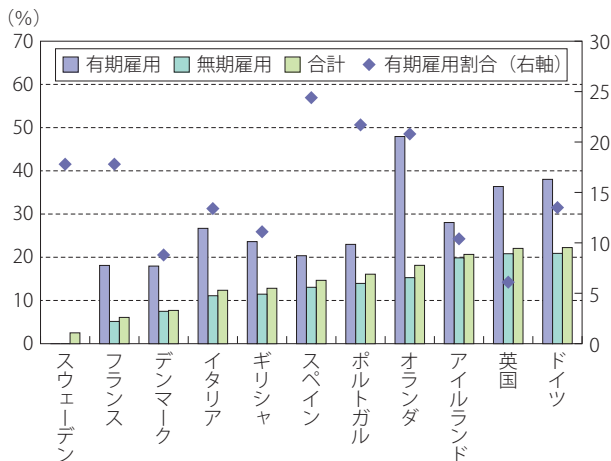
第II-1-1-34図 ドイツの協定賃金（1時間あたり賃金水準別）



備考：警備、卸・小売、理髪、クリーニング、宿泊・飲食、公共サービス、民間ゴミ処理、民間輸送業、商業銀行の産業別協定賃金（時間給）を賃金階層別に区分。2013年。
資料：WSI Tarif Archiv から作成。

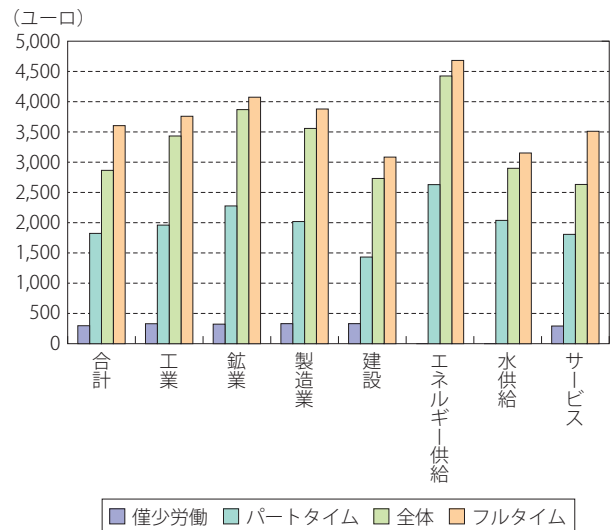
備考：化学、印刷、ファインセラミック、木材加工、自動車、プラスチック、塗装、金属・電機、金属加工、紙、繊維産業の産業別協定賃金（時間給）を賃金階層別に区分。2013年。
資料：WSI Tarif Archiv から作成。

第II-1-1-35図 低賃金労働者比率（2010年）



備考：雇用形態ごとの労働者数に占める低賃金労働者数の割合、及び労働者数に占める有期雇用労働者数の割合。低賃金の基準は、賃金が各国の中央値に対し3分の2以下であること。スウェーデンは有期と無期のデータなし。2010年。有期雇用割合は労働者数に占める有期雇用割合（2013年第3四半期）。
資料：Eurostat から作成。

第II-1-1-36図 ドイツの雇用・産業別月収比較



(備考) 2013年第3四半期。
(資料) ドイツ統計局「賃金・労働コスト」統計から作成。

6. スペインの労働市場改革

(1) 雇用状況

スペインでは、欧州債務危機を背景に雇用環境が大幅に悪化した。2013年には失業率が26%を超え、若年失業率は最大で56%を超えた。

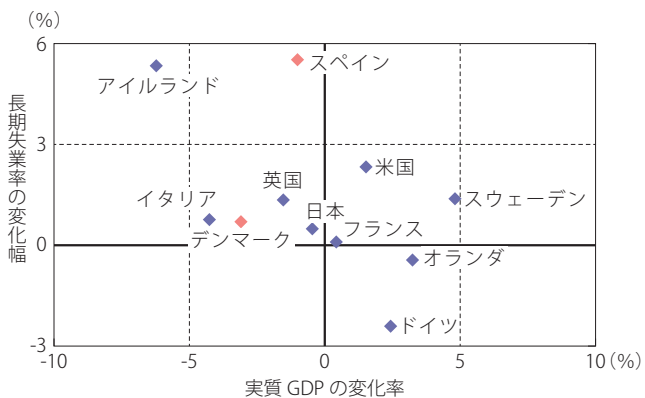
世界経済危機以降、GDPの縮小を経験した多くの国と比較しても、スペインはGDPの縮小の程度に比べ長期失業率の増加幅が突出している（第II-1-1-37図、第II-1-1-38図）。

年齢別に見ると、雇用状況の悪化は若年層において顕著である。若年層は、2009年以降労働参加率が低

下しているにもかかわらず、失業率は他の年齢層と比べ大幅に悪化した（第II-1-1-39図、第II-1-1-40図）。一方、25～64才については、女性の非労働力人口が減少（家計収入の減少を補うために働きに出る女性が増加）し、労働力人口を押し上げたにもかかわらず、失業率の上昇は若年層に比べれば抑制されている（第II-1-1-41図、第II-1-1-42図）。

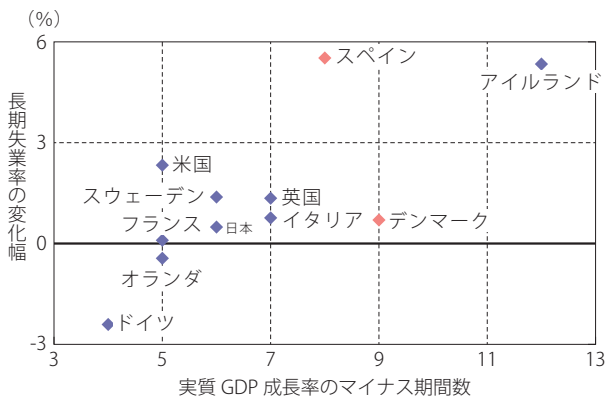
雇用契約別では、有期雇用労働者の雇用の悪化が顕著である。失業に移行した割合は、2012年には有期雇用労働者の30%に上ったが、無期雇用労働者につ

第Ⅱ-1-1-37 図 GDP（変化率）と長期失業率の変化



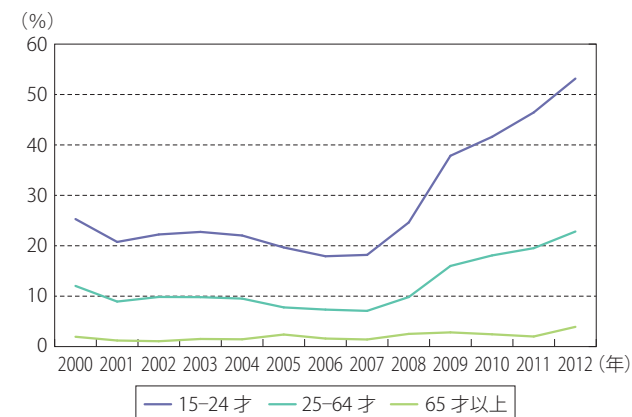
備考：2006年第4四半期から2010年第4四半期までの実質GDPの変化率と、2006年から2010年までの長期失業率（OECDベース）の変化幅。
資料：OECDstat から作成。

第Ⅱ-1-1-38 図 GDP（マイナス期間数）と長期失業率の変化



備考：2007年から2010年までの、実質GDP成長率がマイナスだった四半期の数と、2006年から2010年の長期失業率（OECDベース）の変化幅。
資料：OECDstat から作成。

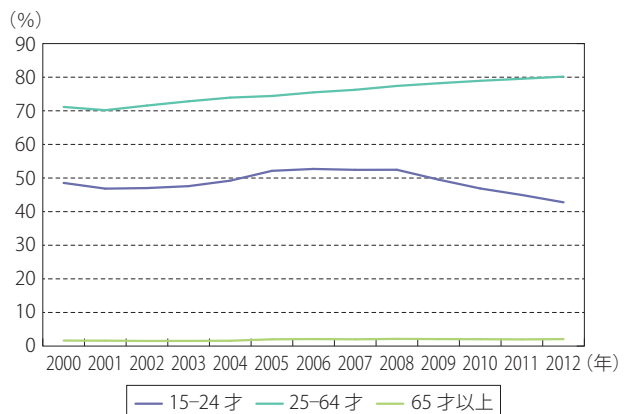
第Ⅱ-1-1-39 図 スペインの失業率推移（年齢別）



資料：OECDstat から作成。

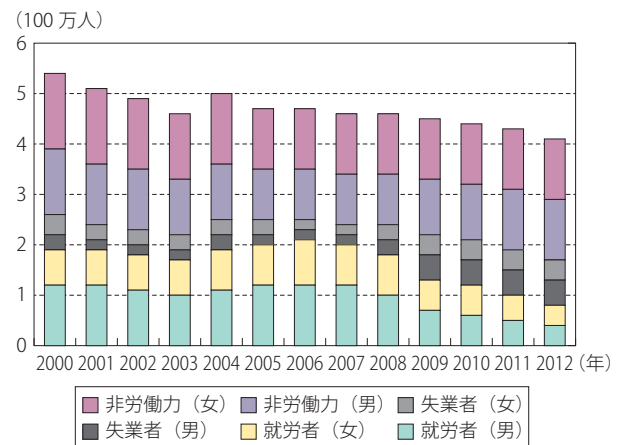
いては5%にとどまっている（第Ⅱ-1-1-43図）。また、25才以上の無期雇用労働者数が緩やかな減少にとどまる一方で、有期雇用労働者は年齢を問わず大幅に減少した（ただし2010年から2011年にかけては、25才以

第Ⅱ-1-1-40 図 スペインの労働参加率推移（年齢別）



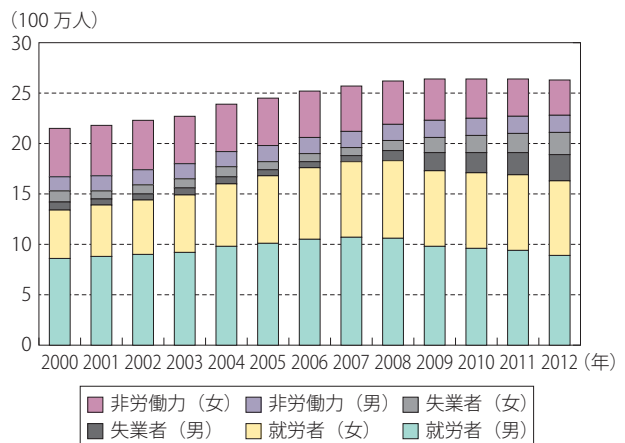
資料：OECDstat から作成。

第Ⅱ-1-1-41 図 スペインの若年労働状況



備考：15～24才を対象。
資料：OECDstat から作成。

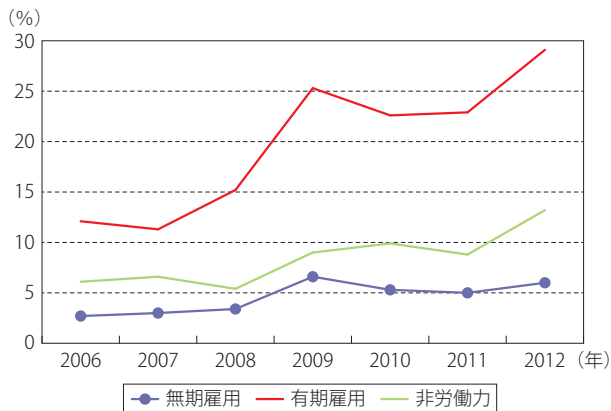
第Ⅱ-1-1-42 図 スペインの25才以上の労働状況



資料：OECDstat から作成。

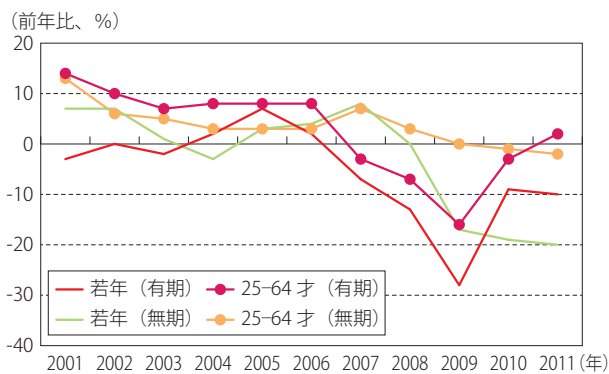
上の有期雇用労働者のみ増加している）（第Ⅱ-1-1-44図）。

第II-1-1-43図 失業に移行した者の前年の雇用形態別割合（スペイン）



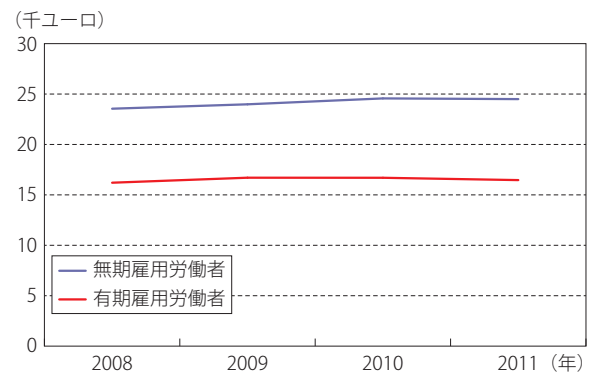
備考：前年の雇用形態別人数に占める、当年の失業者の割合。
資料：Eurostat から作成。

第II-1-1-44図 労働者の雇用形態・年齢別減少率（スペイン）



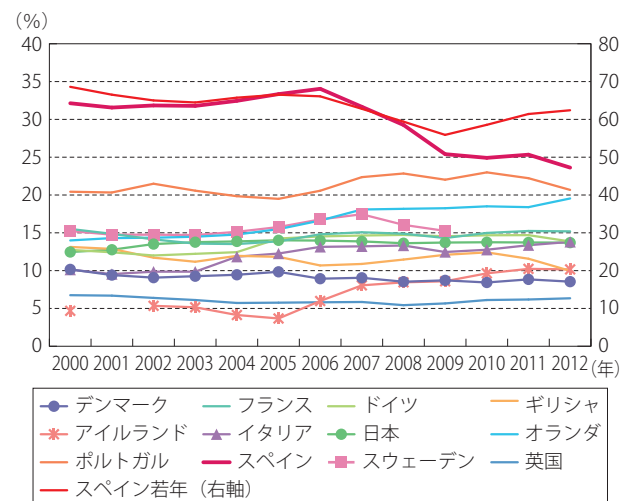
資料：OECDstat から作成。

第II-1-1-45図 スペインの平均賃金（雇用形態別）



備考：年間平均一人当たり賃金。
資料：スペイン統計局（INE）から作成。

第II-1-1-46図 有期雇用比率（右）



備考：スペインの若年層は15-24才。
資料：OECDstat から作成。

(2) 正規・非正規の格差は正及び解雇規制の緩和

スペインの失業率を大きく悪化させた要因としてまず挙げられるのは、正規雇用労働者に対する手厚い保護である。

従来、同国では、高い解雇補償金によって、正規雇用労働者の解雇は理由を問わず高いコストを必要とした。さらに解雇を正当化する定義が不明確であり、解雇の多くがより多額の解雇補償金を必要とする不当解雇として扱われ⁵⁰、企業にとって正規雇用労働者の解雇は非常にハードルが高いものであった。

一方、有期雇用労働者に関する解雇補償金は正規雇用労働者よりも低く⁵¹、賃金水準は低い（第II-1-1-45図）。企業は正規雇用労働者を採用することによるコスト増を回避するため、新規雇用の際には主に有期

雇用契約を採用した⁵²。その結果、2000年代前半の有期雇用割合は、若年労働者を中心に他国に比べ10%以上高い水準で推移した（第II-1-1-46図）。

欧州債務危機によって経済活動が縮小する中、労働力の調整は、有期雇用労働者の解雇又は契約終了が中心となり、有期雇用労働者の失業が急増することとなった。

スペイン政府は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の待遇における格差が、有期雇用契約の増加を通じ失業増大の要因となったとの認識に基づき、2011年以降の労働市場改革において、有期雇用契約締結による企業にとっての利点の軽減を図った⁵³。

また、経済的理由による解雇を正当化するための定

50 厚生労働省（2011a）。

51 厚生労働省（2011a）。

52 村田（2011）。

53 有期雇用契約の解雇補償金を段階的に引上げ（2011年より）、契約期間の上限を2年に設定した上で上限を超えた場合には無期契約を締結したものとみなすこととなった（2012年）。（Clauwaert, Schömann（2013））。

義について「3四半期連続の減収」等明確化し⁵⁴、さらに無期雇用労働者の解雇が不当と判定された場合の補償金支払額を削減⁵⁵することで、正規雇用労働者の解雇費用の軽減を図った。

(3) 賃金調整の柔軟化

スペインにおける失業率悪化の要因としては、賃金の硬直性が挙げられる(図II-1-1-25(前掲)、図II-1-1-26(前掲))。

同国では、産業別の労働協約により賃金調整が規制され、企業は、業績が悪くても賃金を下げることができなかった。

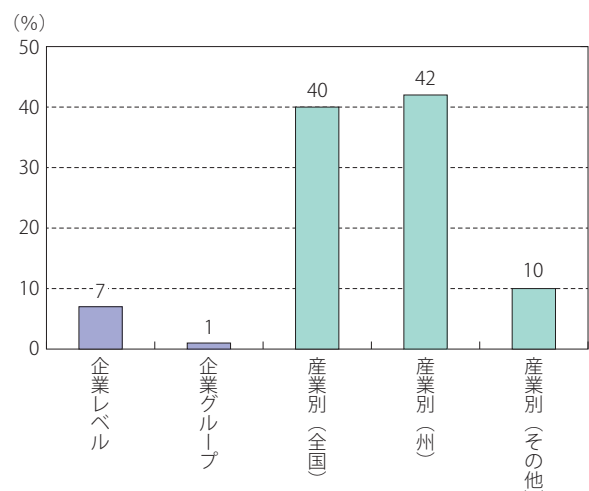
雇用悪化の背景に賃金調整の硬直性があるとの認識に基づき、2011年以降、労働協約の改革が行われた。

企業は、2四半期以上の減収があった場合には、地域や産業別の労働協約から逸脱して企業レベルで賃金や労働時間等について調整することが可能となった⁵⁶。2013年12月時点で逸脱を行った労働協約の対象となった被雇用者は全体の1.2%にとどまるが、そのうち64%(労働協約数ベースで90%)が賃金に関する逸脱であった⁵⁷。

また、企業内協約は地域・産業別の集団労働協約を遵守することが義務づけられていたが、改革によって、従来の位置関係が逆転し、企業内協約が集団労働協約よりも優先することになり、企業は集団労働協約の内容に拘束されることなく、独自に賃金や労働時間、企業内の人事異動等を含む労働条件について労働協約を締結することができるようになった⁵⁸。

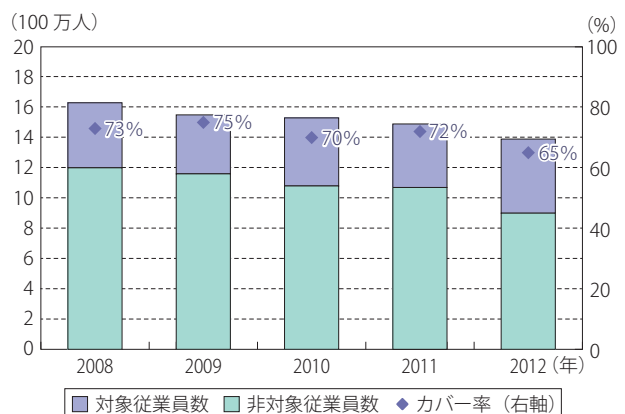
労働者カバー率は産業別の集団労働協約の比重が大きいく、企業レベルの割合は10%に満たないが(第II-1-1-47図)、新たな枠組みの下、企業レベルの労働協約が拡大し賃金調整の柔軟化が進むことが期待されている。なお労働協約による労働者カバー率は、従来70%を超えて推移していたが、2012年に低下した(第II-1-1-48図)。

第II-1-1-47図 スペインの労働協約のタイプ別割合



備考：それぞれの賃金協約タイプがカバーする労働者数の比率。一人が複数の協約の対象となる場合もある。2013年。
資料：スペイン雇用・社会保障省から作成。

第II-1-1-48図 スペインの労働協約カバー率推移



備考：労働協約がカバーする従業員数とその比率。
資料：スペイン雇用・社会保障省から作成。

(4) 労働時間規制の緩和

スペインでは労働時間についても労働協約の拘束力が強く、企業は柔軟に労働時間を調整することが困難であった。そのため、企業は労働力の調整を有期雇用労働者の契約終了に頼ることとなり、これが欧州債務危機における失業者の大幅な増大の一因となった。雇用が悪化した2009年以降に、一人当たりの年間労働時間が増加していることから、労働時間の短縮よりも有期雇用労働者の解雇又は契約終了が選択される傾向があったことがうかがえる(第II-1-1-30図(前掲))。

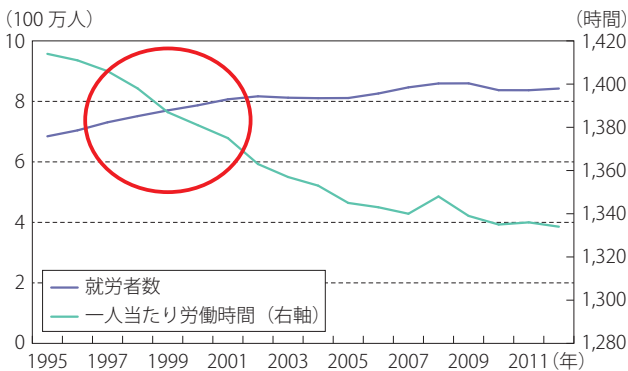
また2012年には労働時間の柔軟化が図られ、企業は、年間労働時間のうち5%までを原則自由に変更す

54 JETRO(2012a)。
55 勤続1年あたり給与45日分から33日分へ、最大42か月分から最大24か月分へ削減した(Clauwaert, Schömann(2013))。
56 JETRO(2012a)、Clauwaert, Schömann(2013)。
57 スペイン雇用・社会保障省統計より。
58 Clauwaert, Schömann(2013)。

ることができるようになった。また、一時的な労働時間の短縮や一時帰休といった雇用調整については、従来必要とされていた自治州当局による承認が不要となり、労使合意のみで行えるようになった^{59, 60}。

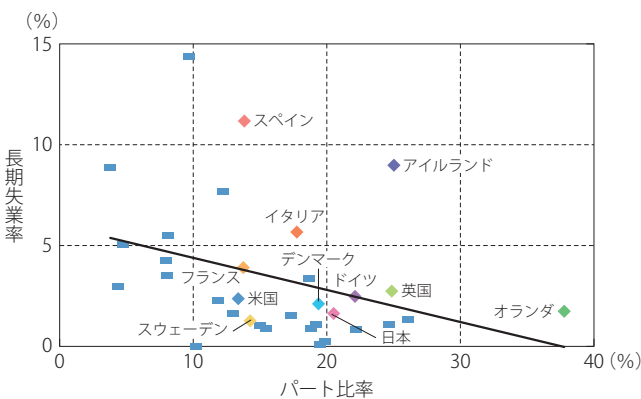
オランダでは、1990年代に一人当たり労働時間の短縮によって雇用が増加している（第II-1-1-49図）。スペインにおいても、規制緩和によって雇用が増加する可能性はあるが、パートタイム労働比率が高いことが必ずしも雇用の改善につながるわけではない（第II-1-1-50図）。

第II-1-1-49図
一人当たり労働時間と就労者数の推移（オランダ）



備考：一人当たり年間労働時間。2012年まで。
資料：Eurostat, OECDstat から作成。

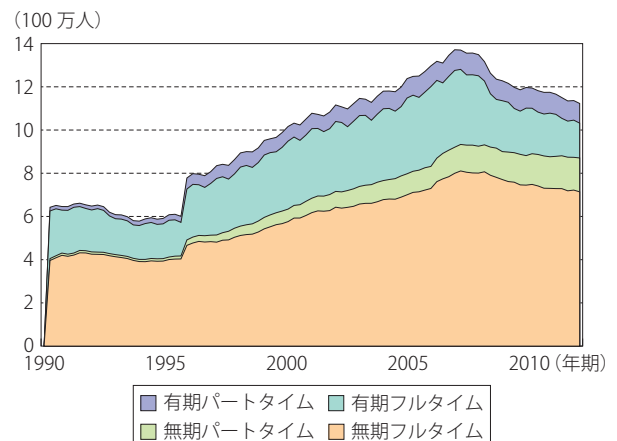
第II-1-1-50図
OECD加盟国の長期失業率とパート比率



備考：長期失業率は民間労働人口に対する1年以上の失業者の割合。2012年。
資料：OECDstat から作成。

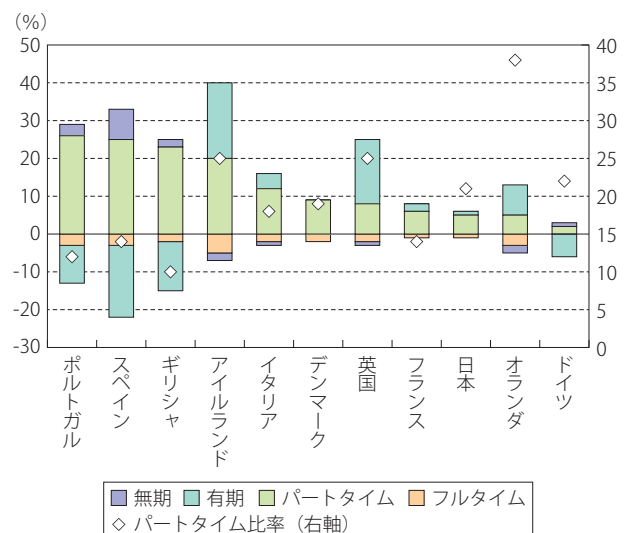
スペインをはじめとして南欧諸国では、世界経済危機以降、有期雇用労働者とフルタイム労働者が減少した一方で、パートタイム労働者は増加している（第II-1-1-51図、第II-1-1-52図）。中でも、非自主的なパートタイム労働者が大幅に増加している⁶¹ことから、フルタイム労働がパートタイム労働に置き換えられた可能性がある。

第II-1-1-51図
スペインの労働者数推移（雇用形態別）



備考：各期末に企業と雇用契約を維持している者。2013年第4四半期まで。
資料：スペイン雇用・社会保障省から作成。

第II-1-1-52図
2008-2012年の雇用形態別割合の増減



備考：2008年から2012年の労働者数の雇用形態別割合の伸び率。各雇用形態には、二重カウントが含まれる。パートタイム比率は2012年。
資料：OECDstat から作成。

59 JETRO(2012a, 2012b)。

60 また、パートタイム労働者には、従来残業が認められていなかったが、同契約利用における柔軟性の向上による雇用の促進のため、政府は、2012年から2013年にかけて、パートタイム労働者の残業を可能にし、2013年には残業時間の上限を引き上げるとともに残業の事前予告期間を短縮することで、柔軟な労働時間の配分を可能にした（JETRO(2014)）。

61 Eurostat。

コラム 6

無期雇用への糸口としての有期雇用

有期雇用契約は、賃金が低く職業訓練の機会も少なく、景気後退時に影響を受けやすいといった面がある一方、雇用の確保、仮採用期間中の現場での職業訓練を通じた能力向上、無期雇用へのきっかけとなりうるといった面も併せ持つ。

ドイツでは、若者向けの質の高い職業訓練制度（デュアルシステム）⁶²によって多くの若者が職業資格を取得するが、それが就職先の確保につながっていることが、低い若年失業率の要因の一つであると言われる。

他方、若者は職業学校入学前に訓練受入れ企業を探して雇用契約を締結しなくてはならない。この場合の雇用契約は、低賃金で、かつ一種の試用期間と捉えることもできる有期契約であり、使用者にとってハードルが低いが、訓練修了後には訓練生のうち50～60%が訓練先の企業に就職しており⁶³、有期雇用が無期雇用への橋渡しとなっていると言える。

スペインでは、2013年に発表された「若者の雇用と起業のための戦略」において、失業者を有期契約で雇用した後に無期契約に転換した場合に、使用者の社会保険負担を軽減する⁶⁴など、若者の無期雇用の促進を図っている。

一方オランダでは、雇用情勢の悪化を背景に、2010年に時限的に有期雇用規制の緩和を行った⁶⁵が、有期雇用労働者の無期雇用への転換促進につながらなかったとして、同措置は2012年1月で終了した。なお2014年7月以降、有期雇用契約について上限期間の短縮等による規制の強化が予定されている。

⁶² 義務教育（9-10年間）を修了した若者を対象とした教育制度。企業内において専門分野の実戦訓練を受け、職業学校において理論的基礎を学ぶ（経済産業省（2013））。

⁶³ Federal Institute for Vocational Education and Training (BIBB) (2012)。

⁶⁴ スペイン雇用・社会保障省 (MINISTERIO DE EMPLEO Y SEGURIDAD SOCIAL) (2013)。

⁶⁵ 通常、有期雇用契約は36か月を経過すると無期雇用契約に自動的に転換するが、若年（27才以下）雇用についてはこれを48か月まで延長した。また有期雇用契約の更新は最大2回（契約期間3回）のところ、若年雇用についてはこれを最大3回（契約期間4回）に拡大した。2010年から2011年まで実施（European Employment Observatory (2010)、Eurofound (2013)）。

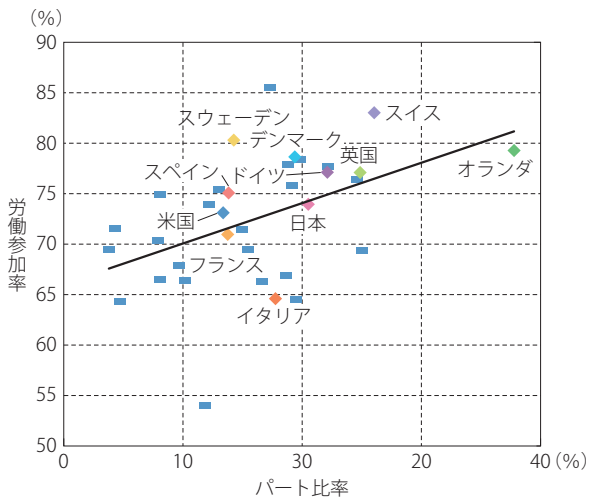
コラム
7

パートタイム労働と労働参加率

パートタイム労働は、一般に、フルタイム労働者に比べ教育訓練の機会が少ないことから、パートタイム労働の拡大は、人的資本形成を低下させ、労働生産性にマイナスの影響が生じる可能性が指摘されている。一方で、パートタイム労働比率が高い国は労働参加率が高い傾向がある（コラム第7-1図）⁶⁶。労働供給の低下が見込まれる中では、様々な事情により就業時間に制約のある者が従事しやすい働き方として、パートタイム労働の活用を促進するため、パートタイム労働者の均等・均衡待遇を確保し、労働条件の整備を進めることが必要である⁶⁷。

なおEU各国では、1997年のパートタイム労働指令に基づき、パートタイム労働であることを理由とする合理的な理由のない不利益取扱いが禁止されており、フルタイム労働者との賃金格差は抑制されている（コラム第7-2図）。

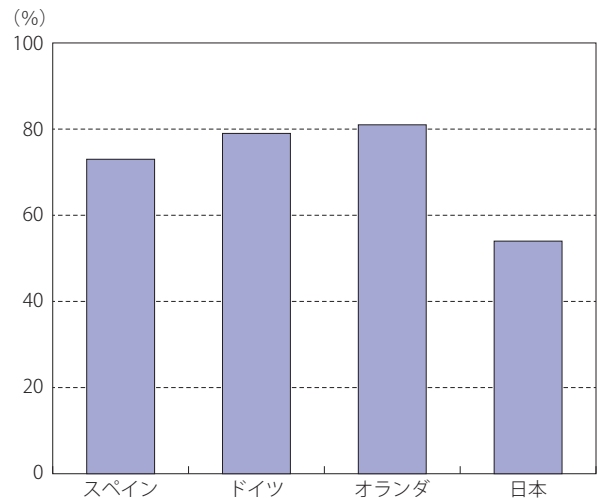
コラム第7-1図 労働参加率とパート比率



備考：労働参加率は15-64才。パート比率は全労働者。近似曲線はOECD全加盟国を対象。2012年。

資料：OECDstatから作成。

コラム第7-2図 パートタイムとフルタイムの賃金比率



備考：パートタイム労働者の時給の、フルタイム労働者の時給に対する比率。日本のフルタイム賃金は、正規雇用者の2013年の年給から推計。スペインは2010年、ドイツは2013年第3四半期、オランダは2012年の数値。

資料：スペイン国立統計局 (INE)、ドイツ統計局 (Statistisches Bundesamt)、オランダ統計局 (CBS)、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金構造基本統計調査から作成。

66 スウェーデンにおける労働参加率の高さについては、年金制度や税制の仕組みに起因するとも指摘されている(翁・石沢・山田・湯元(2012))。

67 厚生労働省(2011b)。

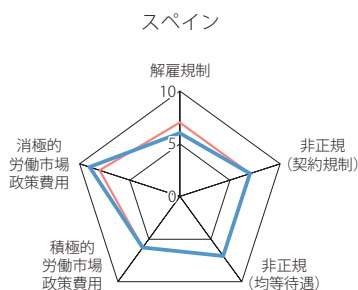
(5) 積極的労働市場政策・若年雇用の強化

積極的労働市場政策費用について見ると、スペインの水準は欧州の中では中程度であり、また、雇用促進のための費用は、緊縮財政を背景に2011年以降落ち込んでいたが、若年失業者の増大を背景に、様々な労働政策を打ち出している。

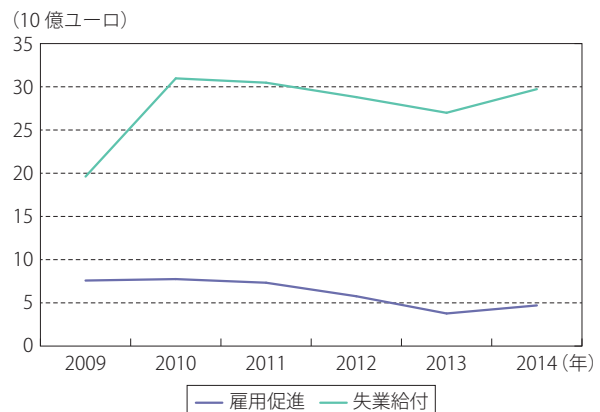
その内容は、若者や長期失業者の雇用に際し事業主の社会保険料を減免する等の雇用インセンティブ、公的雇用サービス機関の効率化と強化（地方と中央の連携構築、地方機関への予算配分の基準となる指標（効率性など）の構築、ジョブマッチングデータベースの構築、職業訓練制度の拡充（情報通信技術、外国語など市場の要請に応える人材育成、ドイツと同様の若者向け職業訓練制度（デュアルシステム）の導入、職業体験機会の拡充等）、失業給付等受給者に対する就職活動やエンプロイアビリティ向上に向けた活動の義務化、失業者の起業支援（減税、失業給付の継続等）と幅広い⁶⁸。

また、若年雇用に重点が置かれており、2012年の若年雇用対策としての費用⁶⁹は286百万ユーロであったが、2013年3月に発表された「若者の雇用と起業のための戦略」では、2016年までに年間平均871百万ユーロの支出が予定されている。また若年雇用対策を含む雇用促進のための予算は2014年に増加しており、国の予算総額が前年に比べ3%増にとどまるのに対し、25%の増加となっている⁷⁰（第II-1-1-53図）。

第II-1-1-5図（再掲） スペインの労働政策指標



第II-1-1-53図 スペインの予算額推移



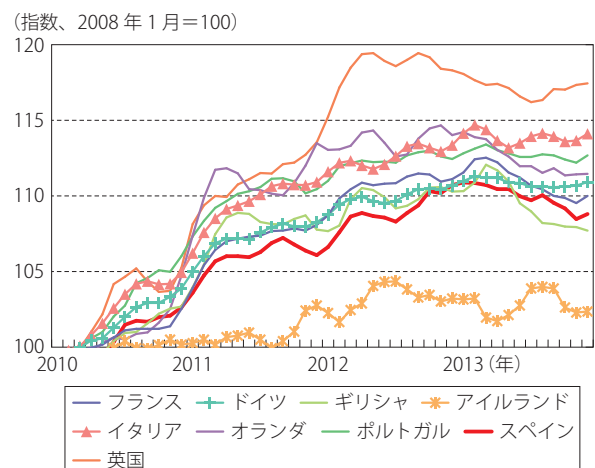
備考：雇用促進費用は、OECDの積極的労働市場政策費用と合致しない。
2011年時点で、前者は後者の78%。
資料：スペイン財務・公共行政省から作成。

(6) 労働市場改革の効果

以上に述べた労働市場改革の効果は、スペインの輸出拠点としての評価などに表れている。2011年以降、輸出単価の伸びは多くの国に比べて抑制され、輸出数量は、多くの国において大幅な低下が見られる中で小幅な低下にとどまった（第II-1-1-54図、第II-1-1-55図）。欧州委員会の製造業企業に対するアンケート調査によれば、競争力が改善していると回答する割合が、スペインでは2011年以降大幅に増加している⁷¹（第II-1-1-56図）。

また、対内直接投資が増加している（第II-1-1-57図）。世界経済の回復等も背景にある一方、スペイン

第II-1-1-54図 欧州主要国の輸出単価指数の推移



備考：2013年12月までの数値。後方3ヶ月移動平均。
資料：Eurostatから作成。

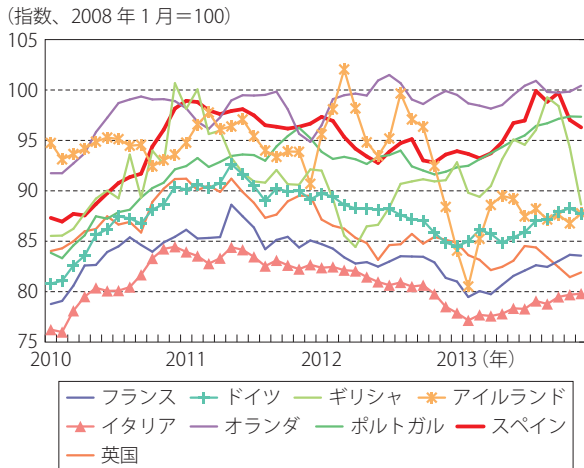
68 スペイン政府（2013）、スペイン雇用・社会保障省（MINISTERIO DE EMPLEO Y SEGURIDAD SOCIAL）（2013）。

69 ESF（欧州社会基金）からの支出。

70 スペイン財務・行政省統計。

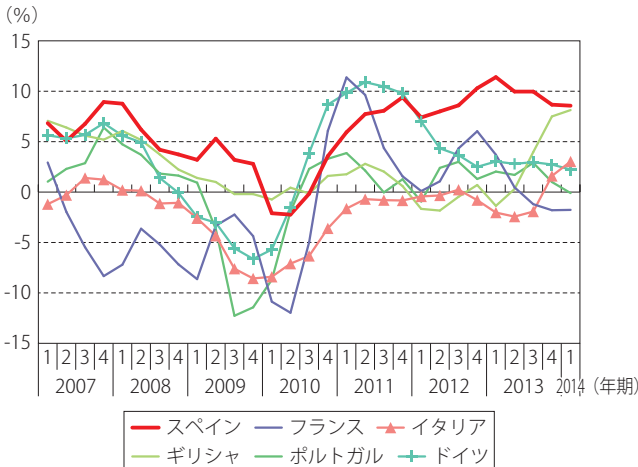
71 欧州委員会 Industry/Business Indicator より。

第II-1-1-55 図 欧州主要国の輸出数量指数の推移



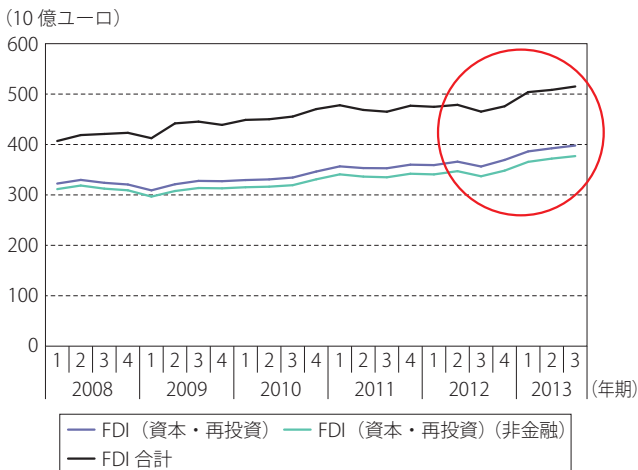
備考：2013年12月までの数値。後方3ヶ月移動平均。
資料：Eurostat から作成。

第II-1-1-56 図 EU域外における企業競争力（欧州委員会景況感調査）



備考：製造業企業に対するアンケート調査で「EU域外における過去3ヶ月の自社の競争力（competitive position）がどう変化したか、という質問に対する「改善」「悪化」「変化なし」の回答の割合の差。後方3ヶ月移動平均。
資料：欧州委員会「Industry/Business Indicator」から作成。

第II-1-1-57 図 スペイン向け海外直接投資残高

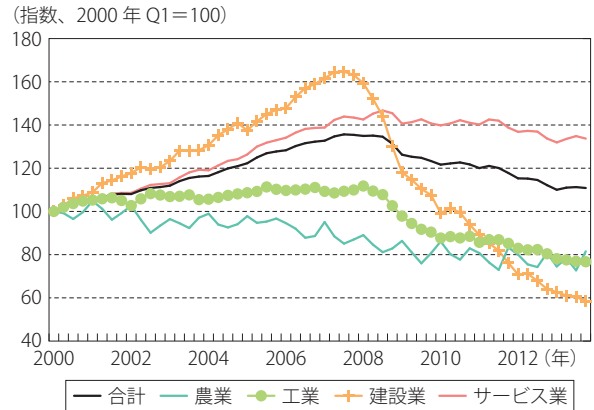


資料：Eurostat から作成。

の賃金や解雇に関する規制が緩和されるなど労働市場改革の進展を理由とした投資事例も見られる。

労働者数は、建設業と工業で減少が続いており、全体でもまだ増加に至っていない（第II-1-1-58図）ものの、労働市場の柔軟性が高まることで、今後企業活動が拡大し、中長期的に雇用が回復することが期待される。

第II-1-1-58 図 スペインの労働者数推移（産業別）



備考：2013年第4四半期まで。
資料：スペイン雇用・社会保障省から作成。

第2節

米国における製造業・国内回帰の動きと シェール革命の影響

1. 世界経済危機以降の米国経済

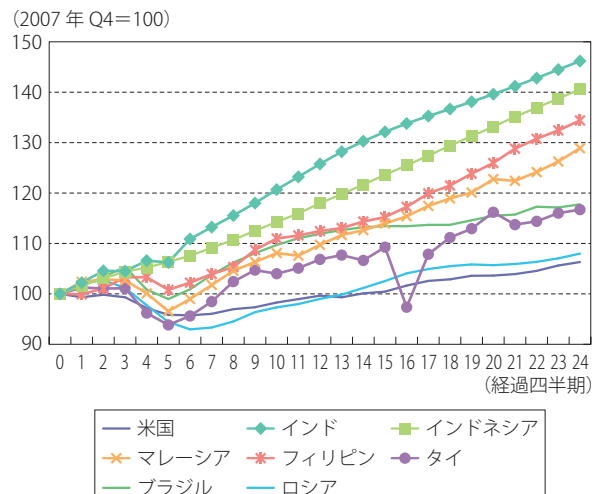
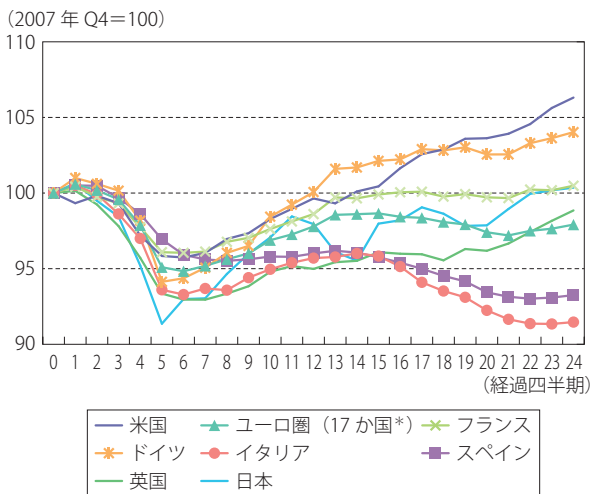
米国はサブプライム住宅ローン問題等から2007年12月に景気後退入りし、翌2008年9月には投資銀行のリーマン・ブラザーズが破綻する等、深刻な経済危機に陥った。危機さなかの2009年1月に就任したオバマ大統領は、ブッシュ前政権下の2008年10月に成立した「不良資産救済プログラム」(TARP: Troubled Assets Relief Program)に基づき、公的資金注入による自動車業界の救済等、政権発足直後から積極的な危機対策に取り組んだ。また、2009年2月に「米国再生・再投資法」(American Recovery and Reinvestment Act of 2009、以下「ARRA」と表す)を成立させ、過去最大規模の景気対策に着手した。ARRAにおいては、勤労世帯税額控除、失業保険給付期間延長等に加え、長期的な視点から経済成長や雇用創出を促進するための投資を行うこととされた⁷²。

このように迅速かつ大規模な金融・経済対策が功(こう)を奏したこともあり⁷³、米国では2009年6月に18か月にわたった景気後退期を脱出した⁷⁴。

第II-1-2-1図は、米国が景気後退期入りした2007年第4四半期を100として実質GDPの推移を先進国・地域、新興国別に見たものである。先進国の中では、米国はドイツと並んで、いち早く実質GDPを危機前の水準まで回復させていることが分かる⁷⁵。他方、新興国を見ると、インドやインドネシアでは、世界経済危機時における景気後退は余り見られず、その他の国では同時期に景気の減速が見られるものの、その後の回復ペースは米国を大きく上回っている。

米国では2011年第2四半期に実質GDPが景気後退前の水準まで回復した。過去の景気後退時と比べると、実質GDP、雇用者数ともに落ち込み幅が大きく、景気後

第II-1-2-1図 米国の景気後退期の実質GDPの推移(左:先進国・地域、右:新興国)



備考: *ラトビアはユーロ未導入期。
資料: 内閣府、米国商務省 (BEA)、Eurostat から作成。

備考: インド、インドネシア、ブラジルは CEIC データベースにて季節調整値を算出。
資料: 米国商務省 (BEA)、各国政府、CEIC データベースから作成。

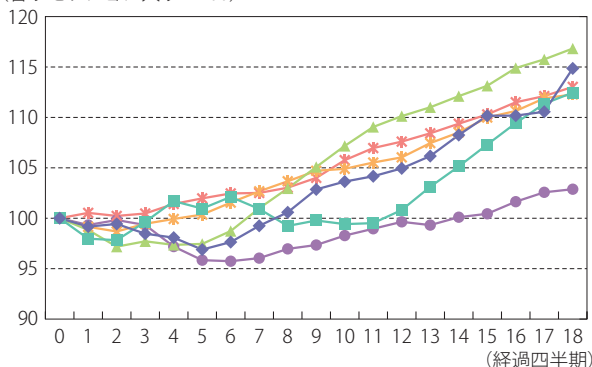
(経過四半期)

(経過四半期)

72 インフラ・科学、クリーンエネルギー、医療、教育分野等。詳細は通商白書2009第1章第2節1. バランスシート調整に直面する米国経済(4)米国の経済・金融問題への対応参照。
73 大統領経済報告(2014)においてARRAは、雇用や生産に大きなプラスの効果をもたらしたと指摘されている。ARRA単独の効果として、2009年末から2011年半ばまでにGDP水準を2から2.5%押し上げ、更にARRAとその後の景気安定財政策の効果と合わせると、2009年から2012年で、2008年第4四半期のGDPの9.5%に相当する押し上げ累積効果があったと推計している。また、短期的なマクロ経済効果のみならず、クリーンエネルギー、教育、健康管理、インフラ分野への投資を行うことでARRA終了後も長期にわたり経済成長をもたらすと分析している。
74 2010年9月、米経済研究所(NBER)の発表による。
75 大統領経済報告(2014)でも、2007年、2008年に金融危機を経験した12か国のうち、生産年齢人口一人当たりの生産量が危機前の水準を回復したのは米国とドイツのみと報告されている。

第II-1-2-2図 景気後退期からの回復推移の比較（左：実質GDP、右：雇用者数）

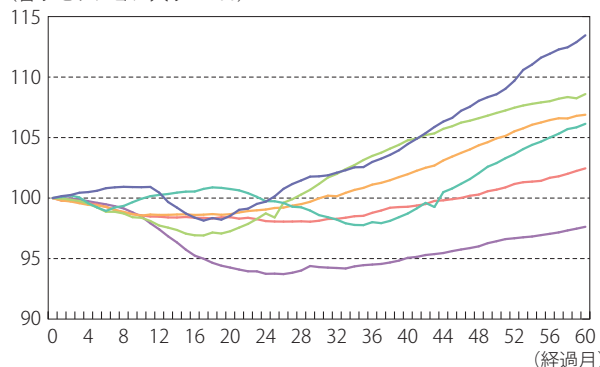
(各リセッション入り=100)



◆ 1973年11月～1975年3月 (第一次石油危機等) ■ 1980年1月～7月 (第二次石油危機等)
▲ 1981年7月～1982年11月 ◆ 1990年7月～1991年3月
★ 2001年3月～2001年11月 ● 2007年12月～2009年6月 (世界経済危機)

資料：米国商務省 (BEA)、NBER (全米経済研究所)、報道資料、CEIC データベースから作成。

(各リセッション入り=100)

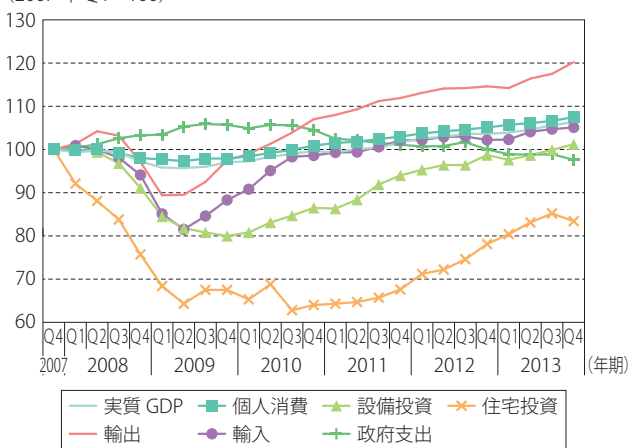


— 1973年11月～1975年3月 (第一次石油危機等) — 1980年1月～7月 (第二次石油危機等)
— 1981年7月～1982年11月 — 1990年7月～1991年3月
— 2001年3月～2001年11月 — 2007年12月～2009年6月 (世界経済危機)

備考：非農業部門雇用者数 (政府部門含む)。
資料：米国労働省、報道資料から作成。

第II-1-2-3図 需要項目別実質GDPの推移

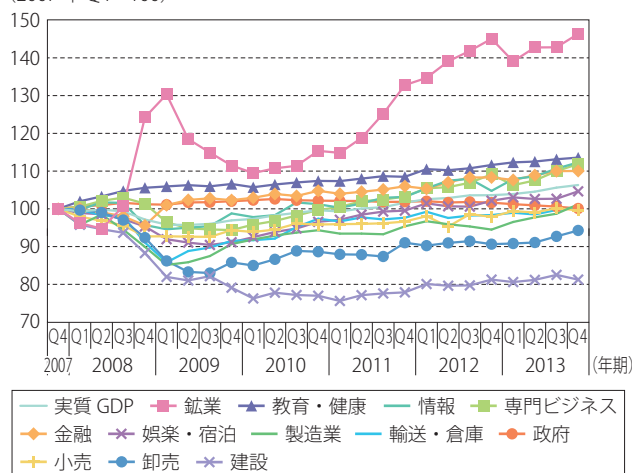
(2007年Q4=100)



資料：米国商務省 (BEA)、CEIC データベースから作成。

第II-1-2-4図 産業別実質GDPの推移

(2007年Q4=100)



資料：米国商務省 (BEA)、CEIC データベースから作成。

退前の水準に回復するまでの期間も長くなっている⁷⁶。非農業部門雇用者数はいまだ景気後退前の水準に回復するに至っていない⁷⁷ (第II-1-2-2図)。

実質GDPを需要項目別に見ると、個人消費、輸出入は景気後退前の水準を回復し、その後も伸びている。他方、住宅投資は2010年第3四半期に底を打ち、その後回復傾向にあるものの、依然として景気後退前の水準を大きく下回っており、他項目と比較してもその回復の弱さが目立っている。設備投資は2013年第4四半期によ

やく景気後退前の水準まで回復した (第II-1-2-3図)。

実質GDPを産業別に見ると、シェールガス・オイルによる効果等を背景として、鉱業の伸びがめざましい一方、建設業では回復に遅れが見られる。卸売業も、景気後退前の水準にまだ回復していない (第II-1-2-4図)。

次に雇用者数について産業別に見ると、シェールガス・オイルによる効果等を背景として、石油・ガス掘削業では景気後退期に落ち込むこともなく、雇用者数を大きく伸ばし続けている。また、教育・健康も底堅く推移して

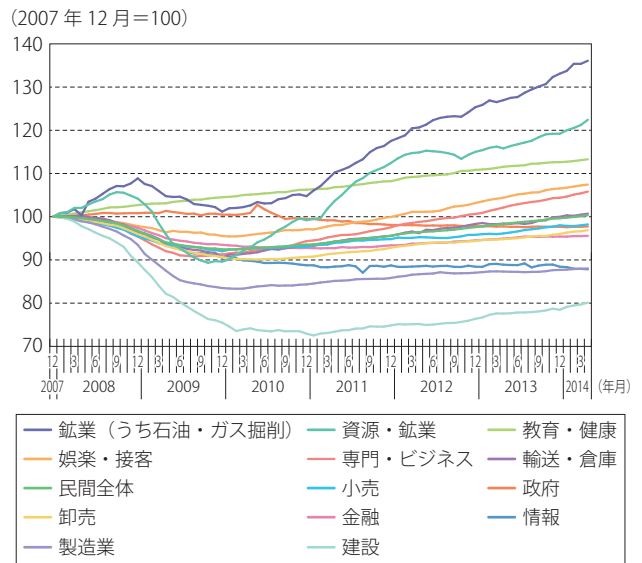
76 大統領経済報告 (2014) によると、米国の実質GDP潜在成長率は1953年第2四半期から2007年第4四半期までは平均3.3%であったが、2013年第3四半期から2024年第4四半期の潜在成長率見通しは2.3%とその水準が以前より下がっていることが指摘されている。
77 非農業部門雇用者数 (政府部門含む) は足下の2014年4月時点で1億3,825万人と景気後退入りした2007年12月の1億3,835万人をいまだに下回っている。ただし、民間部門のみ見ると、1億1,638万人と2007年12月の1億1,597万人を上回っている。

いる。他方、建設業、製造業等では、雇用者数が大きく減っており、2014年4月時点でも景気後退前の水準を大きく下回っている（第II-1-2-5図）。

オバマ政権は危機を克服していく過程において、質の高い雇用の創出を通じて中間層を強化することを最優先課題として位置づけ、その中で製造業重視の姿勢を強く打ち出している。

以下ではまず、米国における製造業の最近の動向について見ていく。

第II-1-2-5図 産業別雇用者数の推移



資料：米国労働省、CEIC データベースから作成。

2. 米国製造業を巡る動向

(1) 製造業重視

オバマ大統領は、就任当初より、イノベーションの推進と力強い中間層の実現による良質な雇用創出の鍵として、製造業を重視してきた。

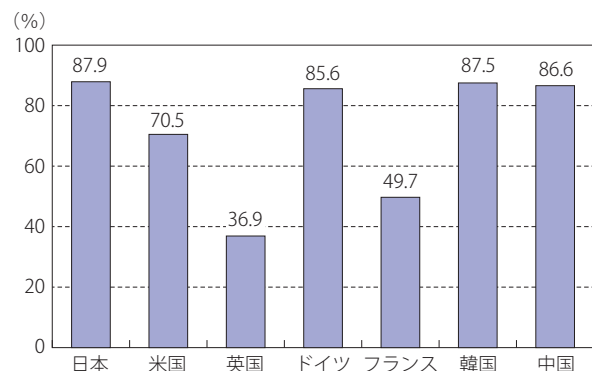
製造業が昨今見直されている理由として、①製造業の賃金水準は他産業の同程度の職と比較して高水準であり、特に十分に教育を受けていない層に対して質の高い雇用を提供し、力強い中間層を維持するために重要であること⁷⁸、②製造業の生産活動は他の経済主体にプラスの波及効果を及ぼすため、喪失することで経済的・社会的な利益を失う恐れがあること⁷⁹、③米国では民間部門の研究開発の7割は製造業で行われており、製造業の衰退によりイノベーションを喚起する土壌が失われ、イノベーションの衰退につながるおそれがあること等が挙げられる（第II-1-2-6図）。

世界全体の名目付加価値に占める国別シェアを見ると、サービス業については、米国は、2000年代に低下してきているが、依然として最大のシェアを維持している。他方、製造業については、2010年に中国に抜かれている（第II-1-2-7図）。

このような情勢の下、製造業重視の姿勢が明確に現れた2012年の一般教書演説では、「製造業を米国内に戻すには今が大きなチャンスである」と述べられており、翌2013年の一般教書演説にも、米国を製造業と雇用をひきつける磁石にするための税制改正等、国内事業環境整備に取り組む必要性を述べ、引き続き製造業の重要性を訴えている⁸⁰。

第II-1-2-6図

製造業が占める研究開発費の割合（民間部門、2011年）



備考：米国のみ2010年。

資料：OECD「Main Science and Technology Indicators」から作成。

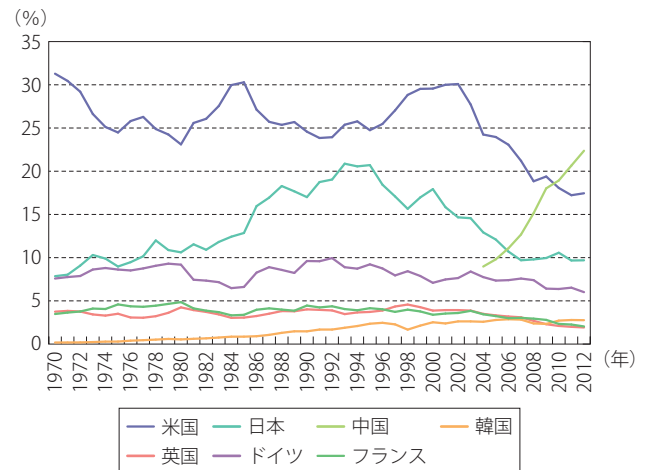
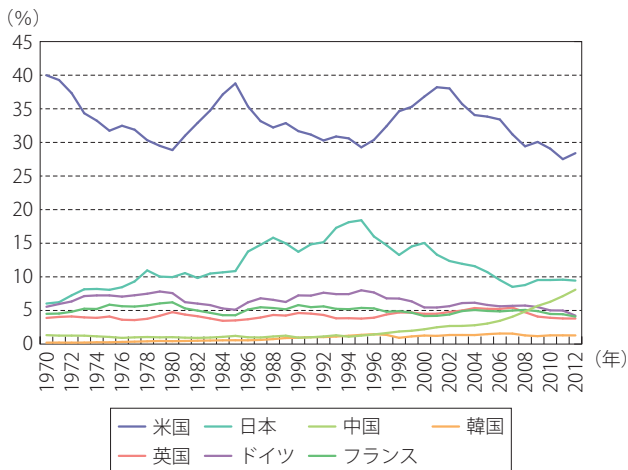
78 大統領経済報告（2013）において、教育水準、年齢、性別、人種等の諸条件を調整すると、製造業の雇用者報酬は他産業より14%高いとされている。

79 政府機関のAdvanced Manufacturing National Program Officeによると、製造活動は他のどの主要経済活動よりも波及効果が大きく、製造業へ1ドル投入すると、その他経済活動にて追加的に1.35ドルを生み出すとしている。http://www.manufacturing.gov/mfg_in_context.html

80 具体策は2013年2月ホワイトハウス Fact Sheet 参照。15の製造業イノベーション拠点の全国ネットワーク構築（1回限り10億ドル）、製造業法人税率を25%へ引き下げ、研究開発税額控除の拡大・恒久化、製造業の地域誘致支援1億1,300万ドル等の予算規模と提案が盛り込まれている。

<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/02/13/fact-sheet-president-s-plan-make-america-magnet-jobs-investing-manufacture>

第II-1-2-7図 世界全体に占める名目付加価値の各国シェアの推移（左：サービス業、右：製造業）



備考：卸売、小売、飲食・宿泊、輸送・倉庫、通信サービス、その他サービス。
資料：国連データベースから作成。

備考：中国は1970年から2003年までのデータなし。
資料：国連データベースから作成。

オバマ政権は、製造業復権の視点として、①海外に展開している米国企業の製造拠点の国内回帰（リショアリング）の奨励、②3Dプリンターの活用等による高い付加価値をもった先端製造業（Advanced Manufacturing）の育成の二つの方向性を掲げている。以下では、製造拠点の国内回帰（リショアリング）について見ていく。

① 事業環境の変化

a. 賃金コスト

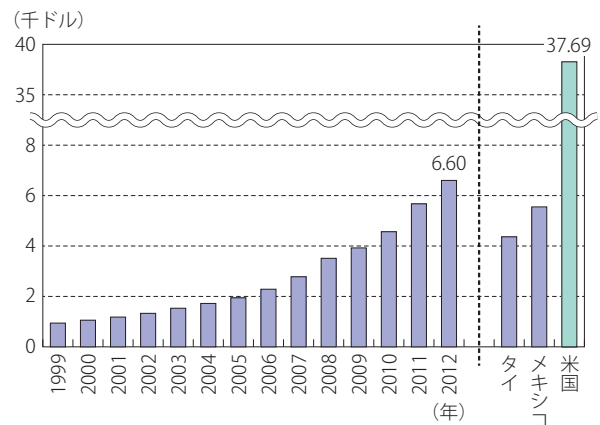
米国の国内市場向け製品の主要アウトソーシング先である中国における製造業の年平均賃金（ドルベース）は、米国約37,690ドルに対して約6,600ドルと、足下の水準にはいまだ6倍近くの差がある。しかし中国の平均賃金は1999年から2012年の間、年平均約16%のペースで上昇しており、タイやメキシコと比べて高い水準となっている（第II-1-2-8図）。製造業も含む全産業の賃金水準を

(2) 製造拠点の国内回帰（リショアリング）

2011年8月にボストンコンサルティンググループ（BCG）により“Made in America, Again -Why Manufacturing Will Return to the U.S.”が発表された。この中で、米国と中国の生産コストの差が縮小することにより、現在中国にアウトソーシングされている北米市場向け製品の生産拠点の米国回帰が予測されるとの分析がなされ、5年以内には実質的に生産コストの差が10%から15%程度になる⁸¹との結果を示し、注目を集めた⁸²。

以下では、リショアリングを促す要因として指摘されている事業環境の変化のうち、賃金コスト、輸送コスト、エネルギーコスト、その他のコストについて見るとともに、リショアリングの動きを受けて、米国経済における製造業の位置付けに実際に変化の兆しが現れているかどうか、マクロ的な視点から見ていく。

第II-1-2-8図 中国製造業の年平均賃金と伸び率（対前年比）の推移



備考：タイ、メキシコ、米国は2013年。メキシコは平均日給×労働日数を250日として算出。米国は平均ではなく、中央値（Median）。
資料：米国労働省、中国国家統計局、タイ国家統計局、メキシコ労働福祉省、CEIC データベースから作成。

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
伸び率(対前年比)	12.3	11.7	12.6	15.2	12.5	12.9	17.6	21.6	26.3	11.7	16.4	24.2	16.4

81 同じく BCG により 2013 年 8 月に発表されたレポートによると、2015 年の生産コストの差は米国を 100 とすると中国は 95 と、更に差が縮まるとの分析がなされている。

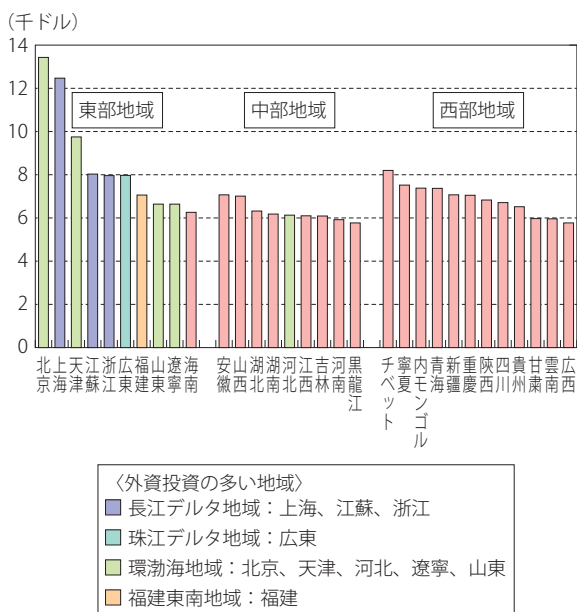
82 一方、リショアリングへの懐疑的見方も存在する。Goldman Sachs の首席エコノミスト Jan Hatzius(2013) は、米国の製造業拠点が戻ってくるとする「製造業ルネッサンス」は循環的なもので、構造的なものではないと指摘している。また、IMF(2014) も、世界経済危機以降の米国製造業の回復は著しいと認めてはいるが、成長の主エンジンになるとは見ておらず、「製造業ルネッサンス」は認められないとしている。

省別に見ると、事業環境が整備され、外資による投資も活発に行われている地域の賃金は高水準となっており、中国で生産活動を行う際の賃金コストの相対的な優位性が低下してきている（第II-1-2-9図）。

これに対して、米国では、時間当たりの雇用者報酬の伸びが先進国の中でも抑えられている。2000年には米国は賃金水準が最も高い位置に属していたが、2012年には中間程度の水準となっている（第II-1-2-10図）。

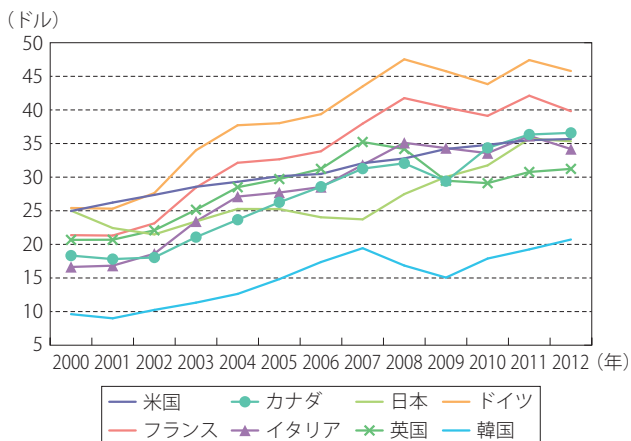
米国の雇用者報酬を地域別に見ると、ミシガン州(中西部)、オハイオ州(中西部)、テキサス州(南部)等で、低い水準となっており、特にこれらの地域でリショ

第II-1-2-9図 中国の省別の年平均賃金推移（全産業、2012年）



資料：中国国家統計局、CEIC データベースから作成。

第II-1-2-10図 製造業における雇用者報酬の各国比較（ドル換算ベース）



資料：米国労働省から作成。

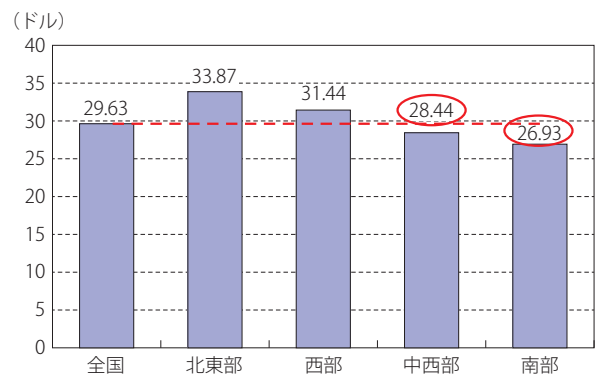
アリングの動きが見られている（第II-1-2-11図）。

米国企業が為替の影響も含めて、どこにどのように事業展開を行うのが最も効率的かという立地戦略を考えるに当たり、この労働コストを取り巻く環境変化が、コスト面における米国の事業環境の優位性を高めつつある。

米国商務省（経済統計局）によると⁸³、労働コスト（雇用者報酬）に労働生産性の視点を加えた単位労働コスト（一人当たり雇用者報酬／労働生産性、現地通貨ベース）は、米国では2000年から2011年の間に17%低下している一方、中国では同期間に85%上昇している（第II-1-2-12図）。中国では、一人当たり雇用者報酬の伸びが労働生産性の伸びを上回り、生み出す付加価値当たりの労働コストが急速に増加している。さらに、第II-1-2-12図は現地通貨ベースであり、為替の影響は考慮していないが、2010年半ば以降、対ドルレートでの人民元の値上がり（人民元高）を勘案すると、ドルベース換算では中国の単位労働コストは更に大きく上昇していることが想定される。

同期間の単位労働コストの水準は依然として米国の方が高いものの、その差は急速に縮まってきている（第II-1-2-13図）。

第II-1-2-11図 米国の地域別時間当たりの雇用者報酬（2013年12月）

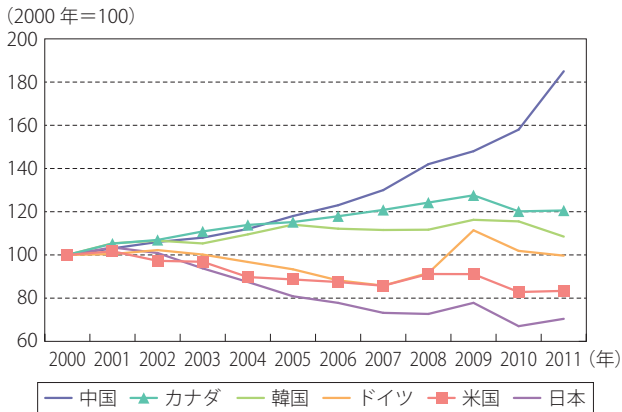


備考：北東部：コネチカット、メイン、マサチューセッツ、ニューハンプシャー、ロードアイランド、バーモント、ニュージャージー、ニューヨーク、ペンシルバニア
西部：アリゾナ、コロラド、アイダホ、モンタナ、ネバダ、ニューメキシコ、ユタ、ワイオミング、アラスカ、カリフォルニア、ハワイ、オレゴン、ワシントン
中西部：イリノイ、インディアナ、ミシガン、オハイオ、ウイスコンシン、アイオワ、カンザス、ミネソタ、ミズーリ、ネブラスカ、ノースダコタ、サウスダコタ
南部：デラウェア、ワシントンD.C.、フロリダ、ジョージア、メリーランド、ノースカロライナ、サウスカロライナ、バージニア、ウェストバージニア、アラバマ、ケンタッキー、ミシシッピ、テネシー、アーカンソー、ルイジアナ、オクラホマ、テキサス

資料：米国労働省から作成。

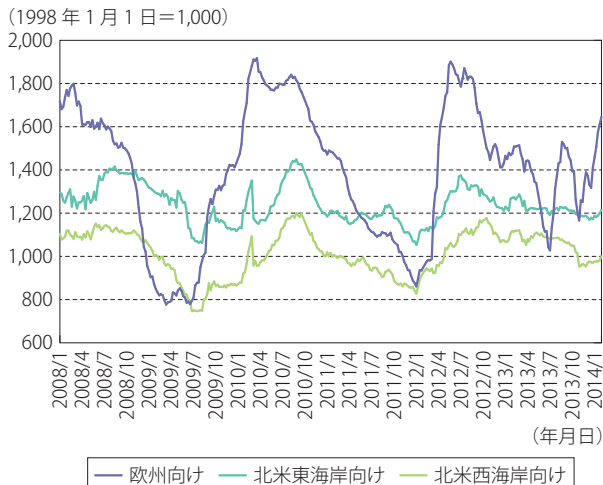
83 Langdon (2013) "Assess Costs Everywhere: Today's Cheap Labor May Be More Costly Tomorrow" <http://www.esa.doc.gov/print/Blog/2013/04/22/assess-costs-everywhere-today%E2%80%99s-cheap-labor-may-be-more-costly-tomorrow>

第Ⅱ-1-2-12 図
製造業における単位労働コストの各国比較（現地通貨ベース、2000年=100）



備考：中国は economy-wide (経済全体) の数値。
資料：米国労働省、商務省 (ESA) から作成。

第Ⅱ-1-2-14 図 中国発コンテナ船の運賃指数の推移



資料：日本郵船ウェブサイトから転載、作成。

b. 輸送コスト

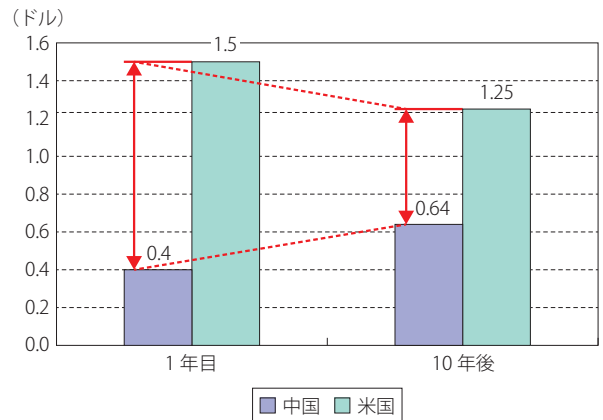
米国でリショアリングが検討され始めた2009年から2010年頃は、世界経済危機の影響で落ち込んだ北米向けのコンテナ輸送運賃が徐々に上昇し始めた時期と重なることもあり、中国で生産した製品の米国までの輸送コスト負担の増加が見られた(第Ⅱ-1-2-14図)。

また、世界経済危機以降、高止まりしている原油価格も輸送コスト負担の増加を招く懸念要因となっている(第Ⅱ-1-2-15図)。

c. エネルギーコスト

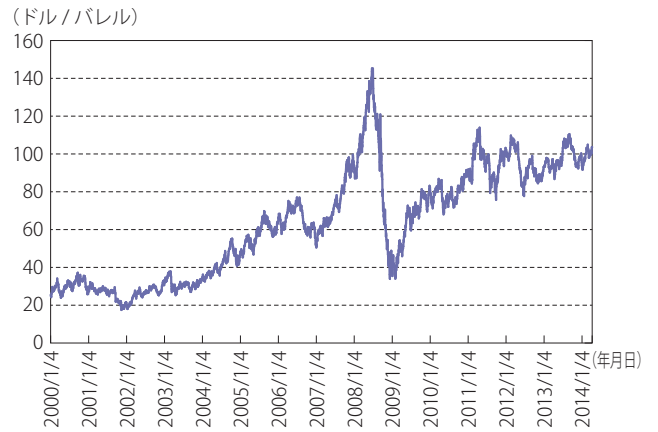
米国ではシェールガス・オイルの採掘技術の進歩により生産コストが低下し、これまで採算上困難であったシェールガス・オイルの生産が商業ベースで可能となり、2000年代半ば以降開発が加速化した(「3. シェー

第Ⅱ-1-2-13 図
製造業における単位労働コストの水準(ドル換算ベース)



資料：米国商務省 (ESA) から作成。

第Ⅱ-1-2-15 図 WTI 原油先物価格の推移



資料：Thomson Reuters EIKON から作成。

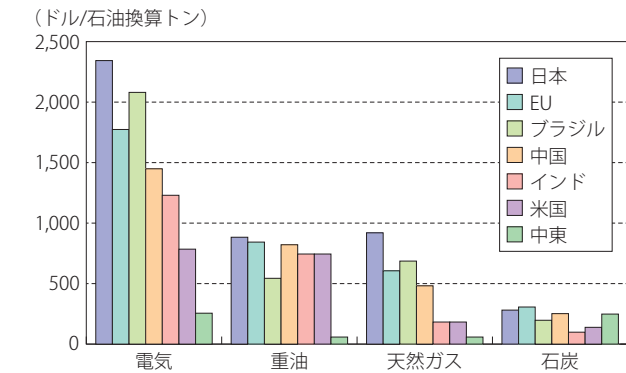
ルガス・オイルの影響」参照)。生産量の拡大により米国の天然ガス価格は大きく低下し、国内における産業向けエネルギーコストが低下することとなった。

国際エネルギー機関 (IEA)⁸⁴ は、米国の天然ガス取引価格は、EU の輸入価格の3分の1、日本の5分の1であり、また産業用電気料金も日本と EU は米国の2倍以上、中国も2倍程度高いと指摘している。こうしたエネルギー価格の地域差は今後縮小する見込みであるが、2035年においてもなお米国はエネルギーコスト面の優位性があると見込まれている(第Ⅱ-1-2-16図、第Ⅱ-1-2-17図)。

エネルギー価格の低下は、化学等のエネルギー集約型産業の国際競争力にとって有利である。IEAによれば、2035年にかけて、中国、インド等がエネルギー集約型製品の世界市場における輸出シェアを伸ばすと

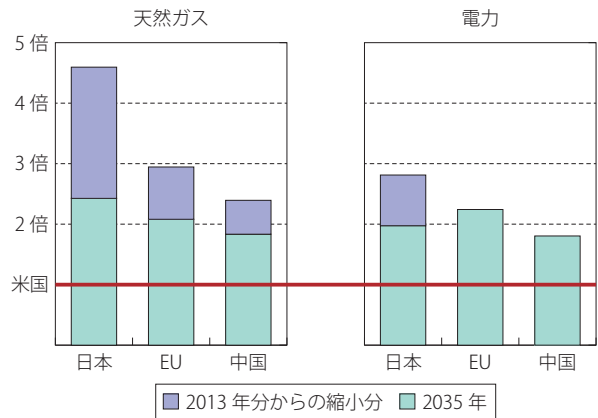
84 IEA (2013)。

第Ⅱ-1-2-16 図
2012年産業向けエネルギー価格（税込）



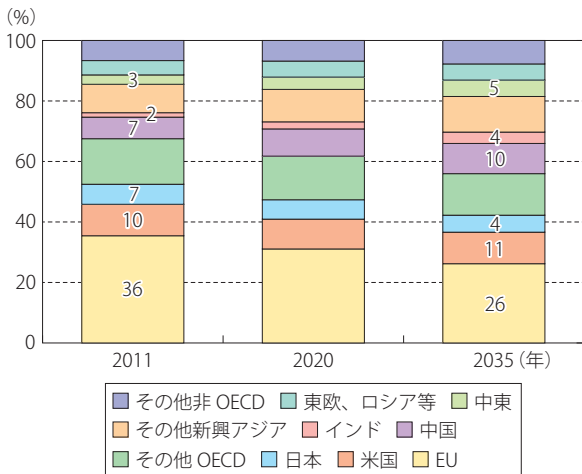
資料：IEA「World Energy Outlook 2013」から転載、作成。

第Ⅱ-1-2-17 図
産業向けエネルギー価格の対米国比



資料：IEA「World Energy Outlook 2013」概要版から転載。

第Ⅱ-1-2-18 図
エネルギー集約型製品の世界輸出市場シェアの推移



資料：IEA「World Energy Outlook 2013」から転載、作成。

見込まれるが、EUや日本がシェアを低下させる一方、米国はシェアを維持すると見られている（第Ⅱ-1-2-18図）。

このようにシェールガス・オイルの生産増によるエネルギーや原材料コストの低下を通じて、化学、金属産業、セメント等、エネルギー集約型産業が米国内で価格競争力を拡大させる可能性がある。

d. その他のコスト

オフショアリングによりコスト削減を目指す企業が増える中、当初期待したほどの効果が出ない場合があるが、その主な理由の一つは、米国外でのオペレーシ

第Ⅱ-1-2-19 表 「隠れたコスト」の例

短期的な直接的成本	長期的な直接的成本
<ul style="list-style-type: none"> 採用する従業員の増加 原材料の非効率的な使用 初回品質の低下 スクラップ率の上昇 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金インフレ 離職率の上昇に伴うコスト 現地通貨の値上がり
短期的な間接的成本	長期的な間接的成本
<ul style="list-style-type: none"> 管理費や研修費の増加 検査やセキュリティ対策の増加 輸送費の上昇 在庫コストの増加 包装費の増加 交通費や通信費の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 需要変化への対応力の低下 知的財産の喪失 調整コストの発生 パートナーとの交渉

資料：DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー 2012年6月から作成。

にに伴い現在及び将来に発生する「隠れたコスト」の存在の看過があると指摘されている。「隠れたコスト」には直接的なコストと間接的なコスト、また、即座に生じるコストと時間の経過とともに明らかになるコストがある。さらに時間の経過とともに変化し、想定外のコストを誘発することもある。具体的には、第Ⅱ-1-2-19表のような事例が指摘されている⁸⁵。

また、製造拠点とR&D拠点を切り離してオフショアリングを行う場合、コスト削減の観点のみならず、製造プロセスがイノベーションに及ぼす影響の重要度も考慮する必要があるとの見方が示された。その際、「自立度」と「成熟度」⁸⁶の二要素から作成するマトリックスに着目し、製造プロセスとイノベーションが不可欠に結びついた場合には、製造部門のオフショアリングによりイノベーションが衰退するリスク

85 Porter & Rivkin(2012)。その中でアーンスト・アンド・ヤングが2010年に行った調査「What lies beneath? -The hidden costs of entering rapid-growth markets」でも、こうした隠れたコストの存在が指摘されていることが紹介されている。
([http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/CFO_Study_Master_series_What_lies_beneath/\\$FILE/CFO_Study_Master_series_What_lies_beneath.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/CFO_Study_Master_series_What_lies_beneath/$FILE/CFO_Study_Master_series_What_lies_beneath.pdf))

86 「自立度」とは、製品の研究開発・設計に関連する情報が製造プロセスと離れていても問題ないかどうかとの観点であり、他方「成熟度」とは製造のプロセス技術に改善の余地があるかどうかとの観点である。

第II-1-2-20表 自立度と成熟度のマトリックス

高 ↑ 製造プロセスの成熟度…プロセスの深化の度合い ↓ 低	Process-Embedded Innovation プロセス一体型の製品イノベーション	Pure Product Innovation 純粋な製品イノベーション
	プロセス技術は成熟しているものの、依然として製品イノベーションと切っても切れない関係にある。したがって、プロセスに微妙な変更を施しただけで、製品特性に予測のつかない変化が生じる可能性がある。そのため、設計と製造を切り離すことは難しい。 〈具体例〉 工芸品、高級ワイン、高級アパレル、熱処理した金属加工品、先端素材の加工品、特殊化学品	製造プロセスの成熟度が高く、製品設計と製造を密接に連携させる意義は小さい。したがって、製造をアウトソーシングすることが合理的である。 〈具体例〉 デスクトップ・コンピューター、家電製品、医薬品有効成分、汎用半導体
	Process-Driven Innovation プロセス主導型の製品イノベーション	Pure Process Innovation 純粋なプロセス・イノベーション
	重要なプロセス・イノベーションが早い速度で進展しており、製品に大きな影響を及ぼす可能性がある。したがって、R&Dと製造を緊密に連携させる意義はきわめて大きい。そのため、両者を切り離した場合のリスクは極めて高い。 〈具体例〉 バイオ医薬品、ナノ素材、有機ELや電気泳動ディスプレイ、超微細組立品	プロセス技術が長足の進歩を遂げているが、製品イノベーションとの関連性は低い。したがって、製品拠点の近くで設計する必然性はない。 〈具体例〉 先端半導体、高密度フレキシブル回路
低 ← 低 → 高	自立度：製品設計に関する情報と製造プロセスの分離に関する許容度	

資料：DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー2012年6月号から作成。

が極めて大きく、製造部門を国内に維持することが必要としている⁸⁷（第II-1-2-20表）。

さらに、アウトソーシングを行うと、サプライヤー、技術を持った熟練労働者、オペレーションの経験があるマネージャー等製造活動に欠かせない「産業コモンズ（製造活動に必要な共有財産）」も同時に失われるため、一度海外にアウトソーシングした製造活動を国内に戻すリショアリングは、一筋縄ではいかないと指摘している。

このように「隠れたコスト」の存在や、製造プロセスとイノベーションの相互作用の重要性への認識が高まってきたことも、リショアリングの背景にあると見られる。

e. 事業環境の変化を受けた企業行動

ボストンコンサルティンググループ（BCG）が2013年8月、米国に拠点を有する売上高10億ドル以上の製造業企業の幹部を対象に実施した調査⁸⁸によ

ると、「中国からの製造拠点の移転を計画、または実際に検討している」との回答は54%と、前回調査⁸⁹（2012年2月）時の37%を上回った。また、現在、米国へ生産をシフトしている最中、または2年以内に米国へ生産をシフトするとの回答は21%と、前回調査時の約2倍となった。

将来の生産拠点の立地決定において重視するのは、①労働コスト（43%）、②顧客への近接（35%）、③製品の品質（34%）が多く、回答者の80%以上が少なくともこのうち1つを鍵となる要素として重視している。その他としては、熟練労働者の存在、輸送コスト、整ったビジネス環境等が挙げられている（第II-1-2-21図）。

具体的なリショアリングの事例を見ると、主な理由として、中国における労働コストの上昇や米国におけるシェールガス・オイル生産のような事業環境の変化のみならず、米国の高い技術力を持つ豊富な労働力や、世界の主要市場である米国消費者への近接等を目的と

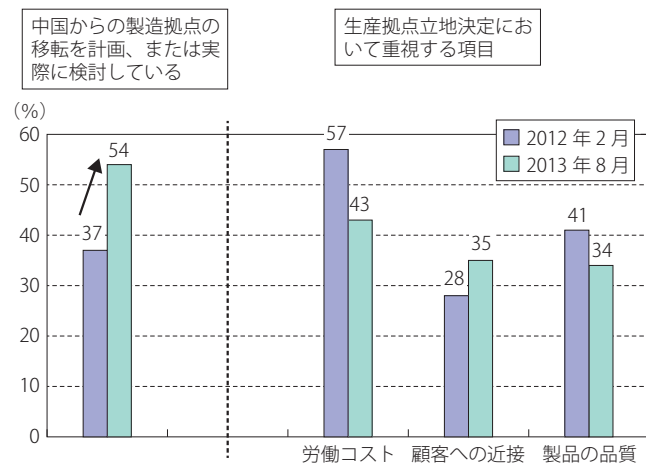
87 Pisano & Shih(2012)。製造プロセスが製品イノベーションに及ぼす可能性を軽視し、単なるコスト・センターとして積極的に製造部門がアウトソーシングしたことで、米企業のイノベーション能力が損なわれ、将来的に有望視されている環境技術やエネルギー、バイオテック、航空宇宙、ハイテク医療機器等の分野において、現在、米国の優位性が脅かされていると指摘している。

88 BCG Press Release (2013年9月24日)
<http://www.bcg.com/media/pressreleasedetails.aspx?id=tcm:12-144944>。

89 BCG Press Release (2012年4月20日)
<http://www.bcg.com/media/PressReleaseDetails.aspx?id=tcm:12-104216>。

第II-1-2-21 図

米国製造業企業幹部のリショアリングに対する見方



資料：「ボストンコンサルティンググループ」報道発表資料から作成。

したものも見られる（第II-1-2-22表）。

また、シェールガス・オイル増産や米国の将来性を目的とした米国以外の国の企業による米国への拠点新設・増強の事例も見られる（第II-1-2-23表）。

② 米国経済における製造業の位置付け

a. GDP と雇用者数

名目 GDP に占める産業別シェアの推移を見ると、製造業は、1990年代以降漸減傾向にあったが、2009年を境に下げ止まりが見られる（第II-1-2-24図）。

他方、雇用者数のシェアを見ると、製造業は1990年代以降減少傾向にあったが、2009年以降、ほぼ横ばいになっている（第II-1-2-25図）。

製造業の名目 GDP に占める業種別シェアを見ると、化学製品や石油・石炭製品等で上昇している（第II-1-2-26図）。

このようにシェールガス・オイルのプラスの影響が期待される化学産業等における事業活動の活発化に伴い、関連分野への投資の増加も見込まれるが、労働コストを抑え、オートメーション化が進むことで、雇用が限定される傾向が見られること等から、リショアリングによる雇用創出効果はそれほど大きくならない可能性もある⁹⁰。

b. 鉱工業生産指数

鉱工業生産指数の推移を見ると、鉱業はシェールガス・オイルの影響で大きく上昇している。製造業は世

第II-1-2-22表 米国企業によるリショアリング、国内投資の事例

業種	発表時期	発表内容	主な理由
ATM	2009.10	ジョージア州にテクノロジーに焦点を合わせた新工場設立。北米顧客向け生産。今後3年で約870の新規雇用を創出予定。	金融市場における ATM の将来性を鑑み、顧客との近接、企業内部の連携体制の改善、オペレーションコストの削減。
建設機械	2011.6	1.3億ドルを投資し、テキサス州にて現在建設中の油圧ショベル生産工場の生産能力を大幅に拡大。7,000万ドルの追加投資。新工場内で100の新規雇用を創出し、フル稼働時には600名を雇用する見込み。	増加が見込まれる油圧ショベルの需要への対応。
	2012.2	小型建設機械の生産を日本からジョージア州に移転。約2億ドルの投資。フル稼働時には1,400人の直接新規雇用に加え、新工場をサポートするサプライヤー等の2,800程度のフルタイム雇用を見込む。日本の工場は引き続きハイテクコンポーネント工場として存在。移転先の自治体は今後20年で3千万ドル（約30億円）の免税を実施。	米国投資により生産を拡大し、新興国の成長に備える。北米と欧州の顧客基盤に近付くため。能力の高いサプライヤーの存在や製造の経験を持つ優秀で豊富な労働力の存在。
自動車	2011.10	メキシコ、中国、日本からのオペレーション移転を含み、2015年までに米国工場で12,000人の雇用創出、62億ドルの投資を労働組合（UAW）と合意。	顧客近接。現在及び今後の自動車需要への戦略的対応のため。
エレベーター	2011.10	生産工程をメキシコとインディアナ州からサウスカロライナ州の新製造センターに統合移転。製造、エンジニアリング、物流関連を一箇所にすることで、リードタイムの短縮をはかる。360以上の新規雇用を創出。	顧客ニーズへの迅速な対応、リードタイムの短縮。
家電	2012.2 など	ケンタッキー州の工場に、中国から省エネ温水器の生産を移転。製品と工場設備に3,800万ドルの投資。移転の結果、中国製より性能がよく、300ドル小売価格を引き下げることに成功。その他の家電生産を中国やメキシコから米国内へ移転し、国内での生産に向け、2009年から2014年の間に10億ドルの投資を行い、1,300以上の新規雇用を創出予定。	中国の労働コスト上昇、サイクルタイムの短縮、製品の性能向上。
家電	2012.3	液晶テレビの新規生産を10数年ぶりに米国内（ミシガン州）にて開始。	中国の賃金高騰等。
化学	2012.4 など	事業効率化のため、世界各地の工場を閉鎖する一方、メキシコ湾岸（テキサス州、ルイジアナ州）に新工場を建設。5～7年間の一連のメキシコ湾岸投資計画を通じ、工場建設ピークに5,000人、米国経済全体で35,000以上の雇用波及効果を見込む。	米国産の安価なシェールガスを原料に使うことでの競争力強化。

資料：各社ウェブサイトから作成。

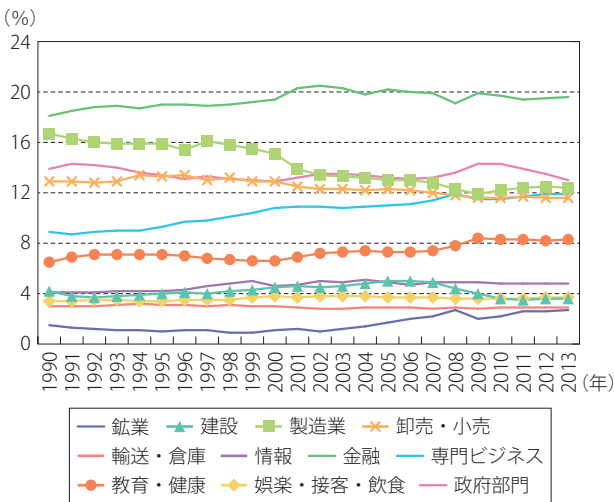
90 西川（2013）によると、名目 GDP に占める製造業のシェアの下げ止まりは構造的な変化の兆しとも言えるが、この背景には製造業デフレーターの下落傾向（製造業デフレ）の終息がある。製造業デフレの終息の背景には、労働分配率の低下（雇用者報酬の抑制）と単位労働コストの下落率縮小（労働生産性の上昇率の低下）があり、雇用・所得の改善という好循環につながりにくく、米国全体の持続的な成長力の観点からも懸念材料であると指摘している。

第II-1-2-23表 米国以外の企業による米国投資事例

業種	発表時期	発表内容	主な理由
鉄鋼 (仏)	2010.2	オハイオ州に6.5億ドル投資し、シームレス小口径油井管工場を建設。350の新規直接雇用を創出。	非在来型ガス生産の活発化に伴い、製品の長期需要を見込む。
自動車 (日)	2010.6	ミシシッピ州で新工場を設立、2011年秋に稼働開始。年間生産能力は15万台。工場での雇用は約2,000名。	北米は重要拠点であり、同社の現地化、自立化戦略の一環。
	2013.4	九州工場で生産している車種のうち、北米販売向けをケンタッキー州の工場に移管。投資額は約3.6億ドルの予定。台数は年間約5万台。新規雇用は約750名を予定。北米以外の地域向け等は引き続き九州で生産。投資額は約3.6億ドルを予定。	顧客への近接。
自動車 (独)	2011.5	テネシー州チャタヌーガに年間15万台の生産能力を持つ工場を開設。10億ドルの投資。発表時点で1,700人の従業員を雇用。	世界最大かつ最重要市場である米国でのシェア獲得を目指す基盤作り。
タイヤ (日)	2011.9	サウスカロライナ州に建設・鉱山車両用大型・超大型ラジアルタイヤの新工場を建設。これに合わせてテネシー州工場、日本の工場の生産能力も増強し、総投資額約825億円。	北米・中南米を中心に世界規模で堅調に増加する需要に迅速に対応。
ガスタービン (独)	2011.11	ノースカロライナ州にガスタービン工場建設。投資額は3.5億超ドル。700の新規雇用を創出。2014年までにさらに400の新規雇用を見込む。米国内向けのみならず、輸出拠点としての位置づけ。年間4億ドル以上の輸出増の予定。	米国市場の魅力に加え、高効率ガス発電プラントの世界的な需要の高まりへの対応。
タイヤ (仏)	2012.4	建設、採掘作業用車両向け大型ラジアルタイヤを生産するために、サウスカロライナ州に7億5000万ドルを投資し、新工場の新設及び増設。500の新規雇用を創出する見込み。北米のみならず他地域への輸出用も含む。	同製品分野での競争力の維持、強化。
パソコン (中国)	2012.10	中国からノースカロライナ州へ移転し、米国向け販売製品を生産。115の製造関連新規雇用を創出。	米国PC市場の長期的な強さを見込み、同国での成長を期待。
航空機エンジン (英)	2012.11	バージニア州の工場で2011年から航空エンジンの部品製造を行っていたが、2012年11月に工場の規模を大幅に拡大。約1.38億ドルを投資し、140の高技術職を創出。	R&Dと生産の近接。
自動車 (日)	2012.12	2013年初頭に米国にて生産を開始する100%電気自動車用リチウム電池工場を建設、2012年12月稼働開始。バッテリー及び電気自動車生産のため、これまでに300名以上の雇用創出、将来最大1,000名の追加雇用を見込む。米国エネルギー省から最大14億ドルの融資。	包括的戦略の一環。
コンプレッサ (日)	2013.10	テキサス州にコンプレッサの生産・サービス拠点を新設し、需要に迅速に応えるためのワンストップサービス機能を整備。	米国のシェール革命を背景とした石油化学プラントの新設・更新需要の獲得。

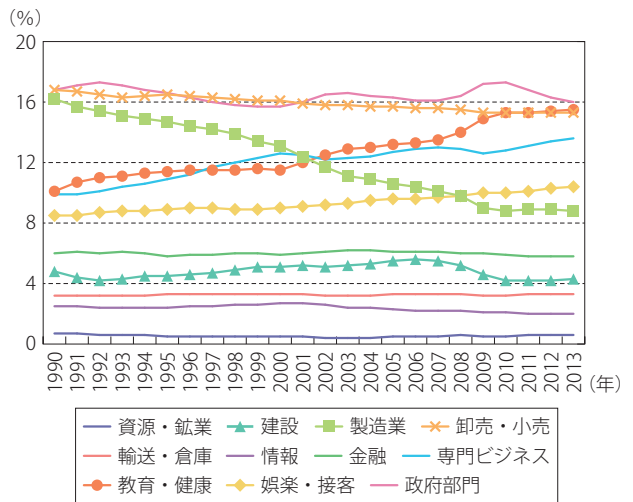
資料：各社ウェブサイトから作成。

第II-1-2-24図 名目GDPに占める産業別シェアの推移



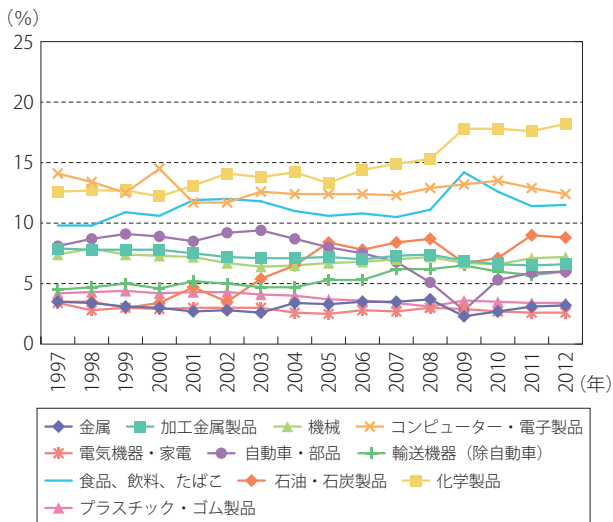
備考：1997年以降は基準が改定されている。
資料：米国商務省から作成。

第II-1-2-25図 雇用者数に占める産業別シェアの推移



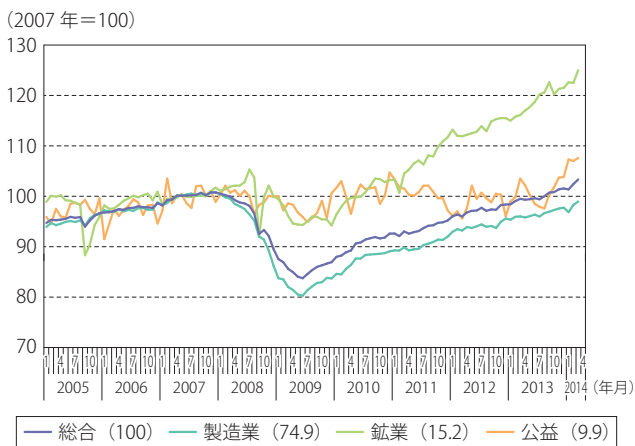
備考：雇用者数は月ごとの雇用者数の年平均数。非農業部門。
資料：米国労働省、CEICから作成。

第II-1-2-26 図
製造業の名目 GDP に占める業種別シェアの推移

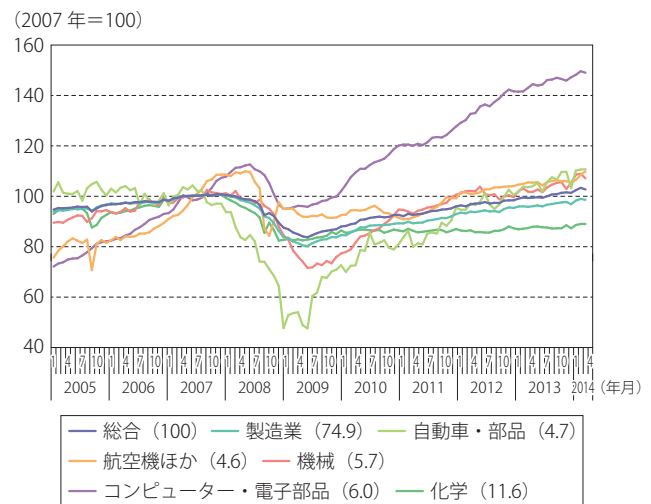


資料：米国商務省（BEA）から作成。

第II-1-2-27 図 鉱工業生産指数の推移（左：主要業種、右：主要製造業）



備考：凡例の()内数値は、総合に対するウェイト(2013年平均)を示す。
資料：FRB、CEIC データベースから作成。



備考：凡例の()内数値は、総合に対するウェイト(2013年平均)を示す。
資料：FRB、CEIC データベースから作成。

界経済危機により大きく落ち込んだ後、上昇が続いているが、2014年3月時点で、世界経済危機前の2007年の水準まで回復していない。

業種別にみると、コンピューター・電子製品、自動車・部品等で上昇が目立つ一方、シェールガス・オイルのプラスの影響が期待される化学では、前述の名目GDPシェアとは異なり、まだ回復基調は見られない(第II-1-2-27図)。

c. 対内外直接投資

対内・対外直接投資のネット額の推移を見ると、全産業では、対外直接投資が対内直接投資を上回る資本流出超の構造となっている。他方、製造業では2013年は18.7億ドルの流出超になったものの、2005年以降、対内直接投資が対外直接投資を上回る資本流入超

の状況が続いていた(第II-1-2-28図)。

業種別に見ると、シェールガス・オイルのプラスの影響が期待される化学で増加傾向となっている(第II-1-2-29図)。

また、中国向け対外直接投資額を見ると、リショアリングが検討され始めた2009年以降も米国から中国製造業への直接投資は増加傾向にある(第II-1-2-30図)。

d. 貿易収支

貿易収支の動向を見ると、赤字額が足下で縮小傾向にある。月別の貿易赤字が近年のピークであった2012年1月と足下の2014年2月を比較すると、輸出は6.1%増の一方、輸入は0.6%増となっている(第II-1-2-31図)。そのうち、工業用原材料の貿易赤字額が近年

第II-1-2-28 図
対内・対外直接投資のネット額の推移

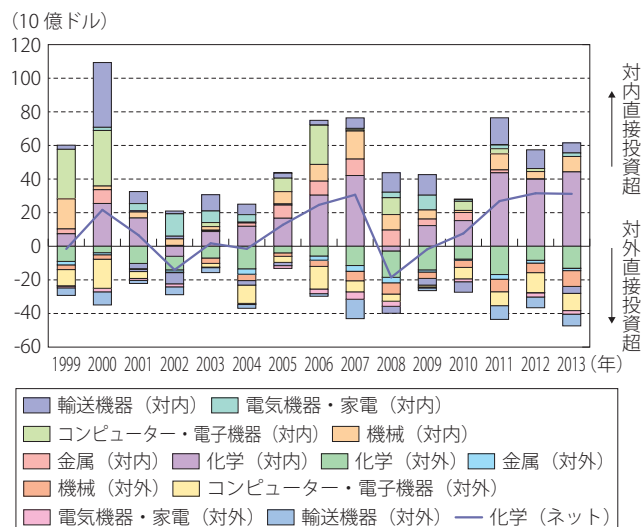


備考：対外直接投資は逆符号。
資料：米国商務省、CEIC データベースから作成。

低下傾向にある（第II-1-2-32 図）。

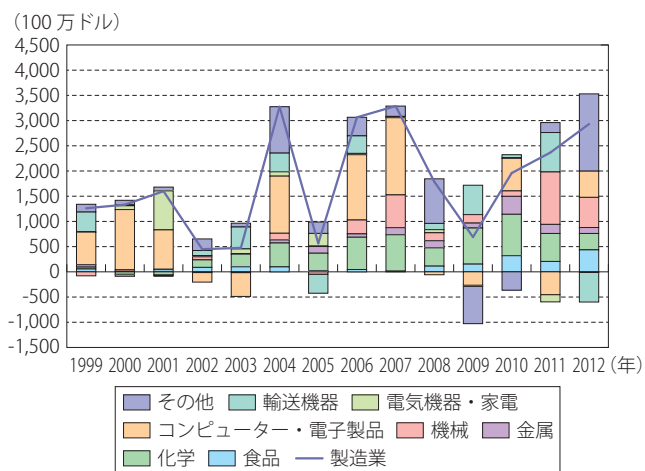
工業用原材料のうち、2000年1月から2014年2月までの輸出額の伸びが大きい上位4財は、燃料油、天然ガス、石油製品、LNG(液化天然ガス)である一方、これらの財の輸入額は縮小傾向にあり、シェールガス・オイルの生産増による影響が見られ始めている（第II-1-2-33 図）。

第II-1-2-29 図
対内・対外直接投資額（主要製造業）の推移



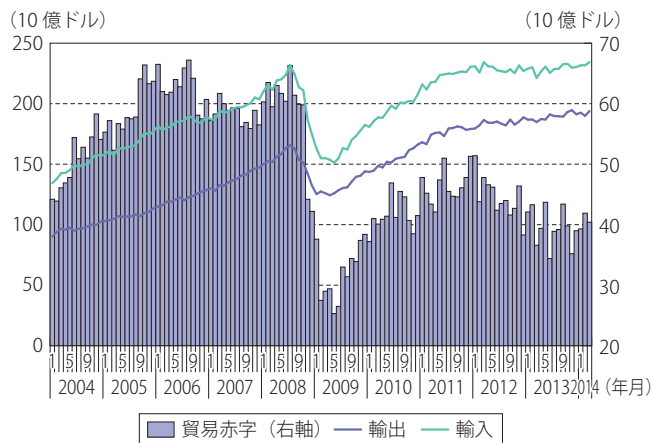
備考：対外直接投資は逆符号。
資料：米国商務省、CEIC データベースから作成。

第II-1-2-30 図
米国の中国向け対外直接投資額（製造業）



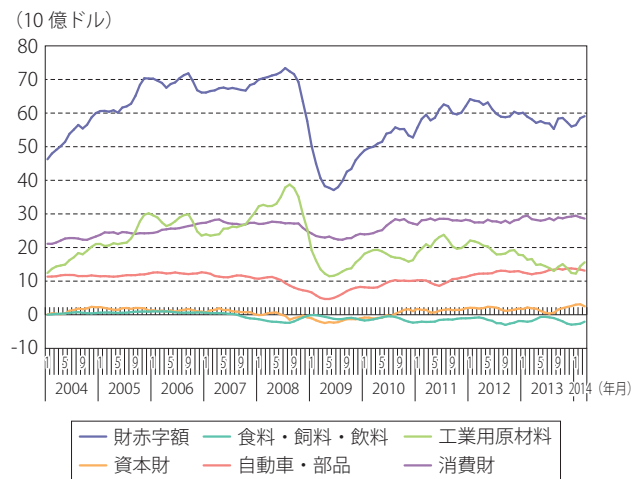
備考：1999年～2002年のその他は製造業計から各産業を引いて算出。当期費用未調整。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

第II-1-2-31 図 米国の貿易収支の推移



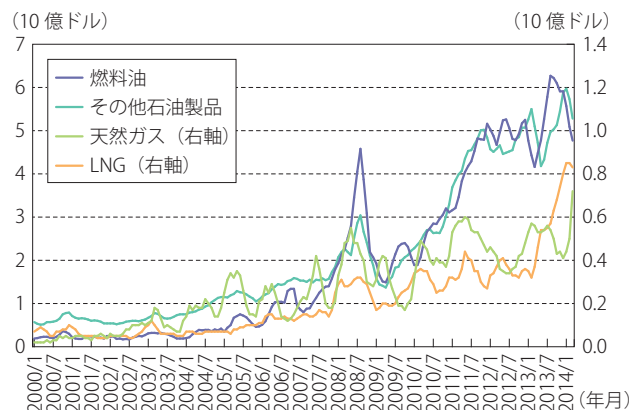
備考：国際収支ベース、季節調整済。
資料：米国商務省、CEIC データベースから作成。

第II-1-2-32 図 米国の財貿易赤字の推移

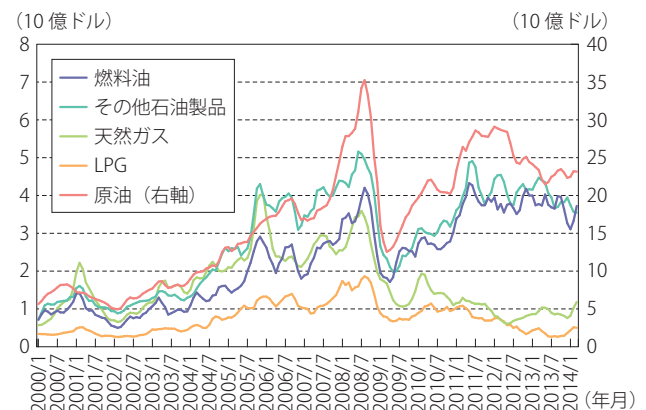


備考：縦軸は項目ごとの輸入・輸出を三か月後移動平均で算出。通関ベース、季節調整済。
資料：米国商務省、CEIC データベースから作成。

第II-1-2-33 図 主要工業用原材料の貿易推移（左：輸出、右：輸入）



備考：3か月後移動平均にて計算。通関ベース、季節調整済。
資料：米国商務省、CEIC データベースから作成。



備考：3か月後移動平均にて計算。通関ベース、季節調整済。
資料：米国商務省、CEIC データベースから作成。

e. 労働コスト

米国の時間当たり実質賃金の推移を見ると、製造業（全雇用者）では、全民間産業（全雇用者）よりも高い水準にあるが、世界経済危機後は差が縮まりつつある。

一方、製造業（生産現場雇用者）の賃金水準は大きく低下傾向にあり、2006年に全民間産業（非管理職）と水準が逆転した後、その差が開く傾向にある（第II-1-2-34 図）。

こうした背景には、労働権法（RTW 法）の導入⁹¹によるバーゲニング・パワーの低下や二段階賃金方式（Tier Wage System）の導入⁹²もあると見られ、現

場雇用者の賃上げよりも雇用確保が優先されている状況がうかがえる。

一度海外にアウトソースした仕事を米国内に戻すリショアリングでは、米国内の雇用者に対して、従来より低い賃金水準の設定や年金、医療費等を削減する例が見られる。

例えば、ある航空機メーカーは、次世代機の製造を米国内で行うと表明した。これにより数万人の雇用創出が見込まれる一方、従業員の年金契約を確定給付型から確定拠出型に変更し、企業側の負担を削減することで労働組合と合意した。また、米国内への生産移転を行った建設機械メーカーは、給与水準の高い熟練労働

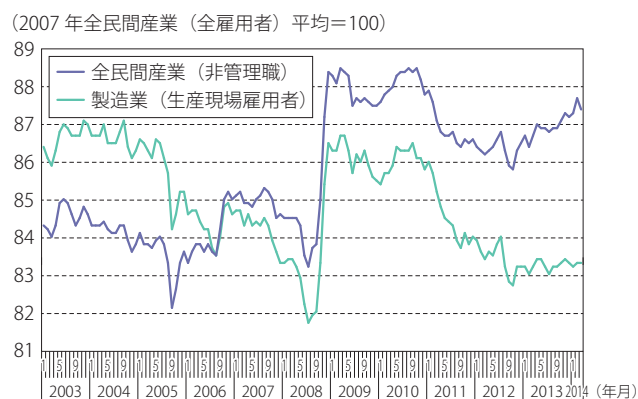
91 Right To Work Law (RTW 法) は、雇用条件として労働組合への加入を義務付けることを禁ずるとともに、全従業員からの強制的な組合費徴収を違法と定めた法律。労働組合に加入しない権利を労働者に認めるものであるが、米国労働省データによると、労働組合非加入者の賃金水準は加入者に比べて2割程度低い。

92 今後新たに雇用する従業員に対する時給水準を従前の従業員よりも低く設定する方式。

第II-1-2-34 図 米国の時間当たり実質賃金の推移 (左：全雇用者、右：生産現場雇用者・非管理職)



備考：デフレーターとして都市部の消費者物価指数 (CPI-U) を使用
資料：米国労働省、CEIC データベースから作成。



備考：デフレーターとして都市部の賃金労働者の物価指数 (CPI-W) を使用。
資料：米国労働省、CEIC データベースから作成。

働者の昇給凍結、確定給付型年金制度の廃止、医療費の従業員負担率の引き上げを含む新たな賃金契約を労働組合と合意した。

このように賃金水準や企業負担を抑えることで、利益の確保を図る企業戦略が「雇用か賃金か」の選択を迫るような例も見られる。

また、単位労働コストについては、「①事業環境の変化」で前述したように、中国との格差が縮まっており、米国における労働コストを取り巻く環境が改善していると見られている。

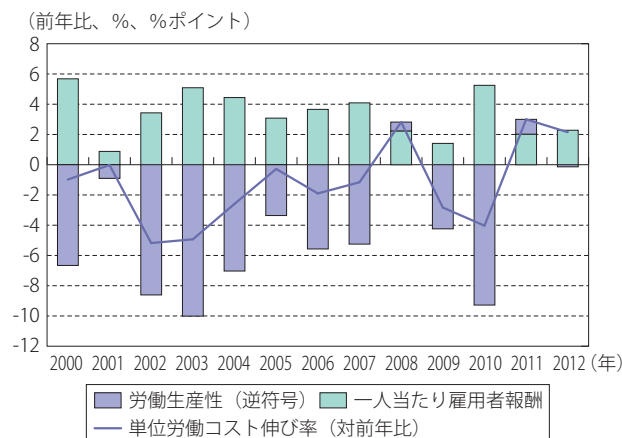
そこで、製造業における単位労働コストを一人当たり雇用者報酬と労働生産性で要因分解したところ、2007年までは、一人当たり雇用者報酬の伸びを上回る労働生産性の伸びにより、単位労働コストは下落が続いていたが、近年、一人当たり雇用者報酬の伸びの抑制にもかかわらず、労働生産性の伸びが停滞していることにより、単位労働コストに上昇傾向が見られる(第II-1-2-35図)。

f. 米国経済のマクロ的視点から見た製造業の現状

これまで見てきたように、米国においては、中国における賃金上昇を受けた単位労働コストの差の縮小、シェールガス・オイルの産出等の事業環境の好転、顧客との近接による顧客ニーズへの迅速な対応の必要性等を背景として、過去にアウトソーシングしてきた製造拠点のうち、主に米国顧客向けの生産を米国内に戻すリショアリングが注目されている。

他方、製造業を取り巻くマクロ的な経済指標を見ると、名目GDPに占める製造業の割合に下げ止まりが見られること、対内直接投資の対象としてシェールガス・オイルの効果が期待できる化学産業等への投資が活発なこと、貿易収支赤字が縮小傾向にあること等、

第II-1-2-35 図 製造業における単位労働コストの変化率 (対前年比) の要因分解



備考：労働生産性は、時間単位ではなく、雇用者一人当たりの労働生産性で算出。
資料：米国商務省 (BEA)、米国労働省から作成。

シェールガス・オイルの生産増による影響が一部見られ始めているが、鉱工業生産においては顕著な回復基調は見られていない等、その影響は限定的なものにとどまっており、製造業の復権と言えるほどの構造的な変化は現時点では見られていない。

さらに雇用情勢についても、大きな改善・回復は現時点では見られず、足下で労働生産性の伸びの停滞による単位労働コストの上昇も見られる等、質の高い雇用の創出は引き続き課題となっている。

3. シェールガス・オイルの影響

(1) シェールガス・オイル生産と貿易収支

米国では、シェールと呼ばれる頁岩（けつがん）層から天然ガスや原油を採掘する技術が進歩したことで、これまで採算がとれなかったシェールガスやシェールオイル等の非在来型資源の採掘が本格化している。

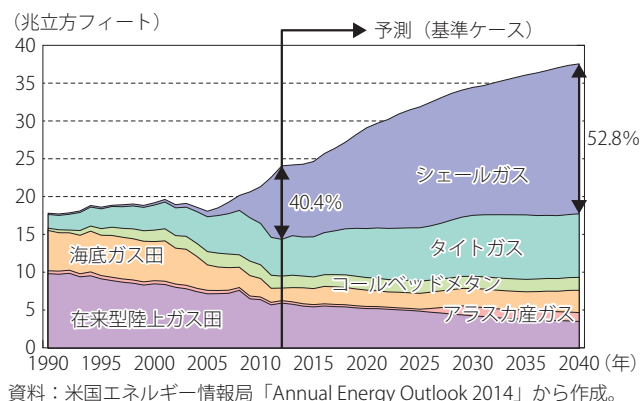
天然ガスについては、在来型ガスの生産が減少する一方、非在来型であるシェールガス等の生産が拡大し、2006年以降生産の増加が顕著になっており、2040年まで右肩上がりの増産が見込まれている。米国エネルギー情報局（EIA）によると、全生産に占めるシェールガスの割合は2012年時点で約40.4%だが、2040年には50%超まで大きく拡大する見通しである（第II-1-2-36図）。

一方、生産が減少傾向にあった原油についても、シェールオイルを含むタイトオイルの増産により、2009年以降生産の拡大が見られるが、天然ガスとは異なり2019年の日量960万バレルの生産をピークにその後減少し、2040年時点では日量750万バレルの生産予測となっている。非在来型であるタイトオイルの生産は2021年に日量480万バレルでピークに達する見通しである（第II-1-2-37図）。このようにシェール開発による天然ガス生産への影響は、原油生産に比

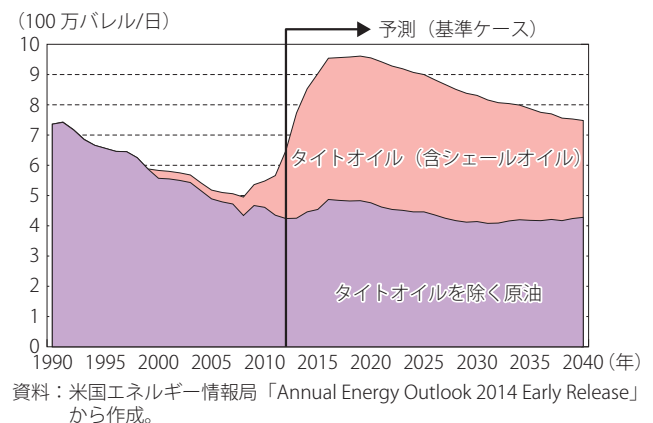
べて非常に大きい。

シェール開発による影響が大きい天然ガスについては、2018年を境に純輸出国になる見通しである。一方、石油等液体燃料については2040年時点でも輸入依存度は32.2%と、引き続き純輸入国であるものの、2005年の60.3%と比べると、輸入依存度は大きく低下すると見込まれている⁹³（第II-1-2-38図）。

第II-1-2-36図
米国の天然ガス生産量の推移と見通し

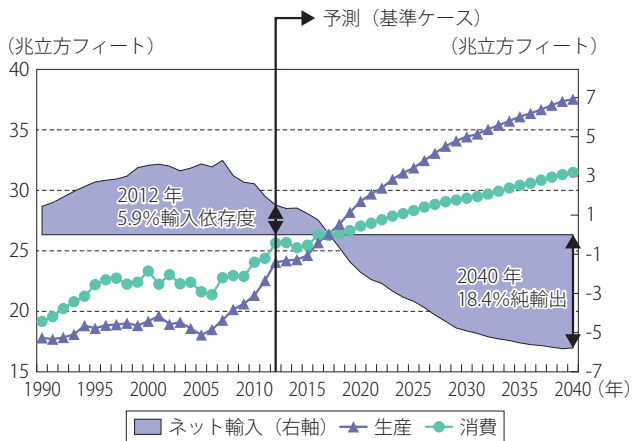


第II-1-2-37図 米国の原油生産量の推移と見通し

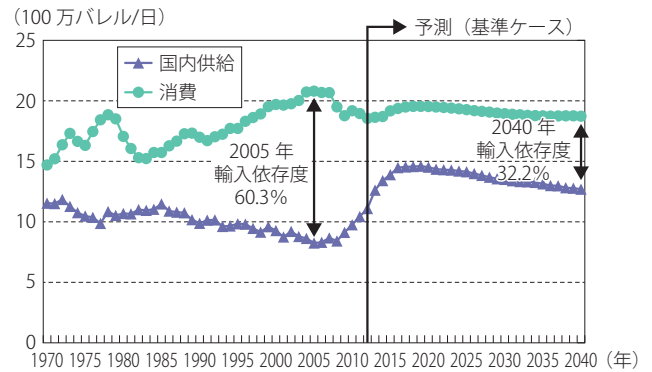


93 国際エネルギー機関（IEA）の見通し（2013年11月）においても、米国は2015年にもサウジアラビアとロシアを抜いて世界最大の産油国になり、2030年代前半まで（2035年には再度サウジアラビアが世界最大の産油国の見込み）その状況を維持しつつ原油の輸入依存度を減らすと予測されている。

第II-1-2-38 図 米国のエネルギーの国内供給量と消費量の推移予測（左：天然ガス、右：石油等液体燃料）

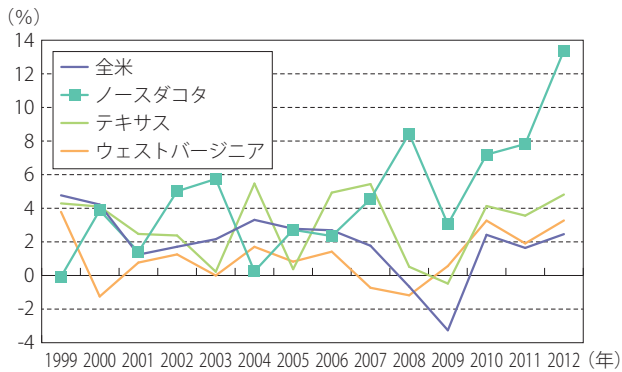


資料：米国エネルギー情報局「Annual Energy Outlook 2014」から作成。



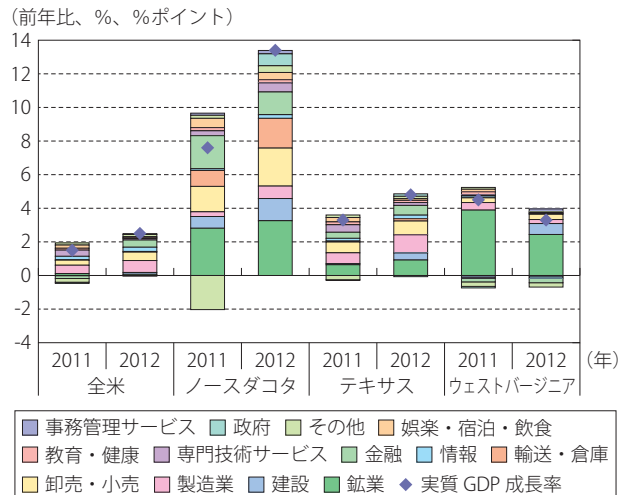
資料：米国エネルギー情報局「Annual Energy Outlook 2014 Early Release」から作成。

第II-1-2-39 図
シェールガス・オイル産出州の実質 GDP 成長率の推移図



備考：「全米」の値は、国民所得生産勘定による GDP 算出方法と異なるため、数値が異なる。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

第II-1-2-40 図
産業別実質 GDP 成長率への寄与度



備考：いずれも速報値で産出。「その他」は、農水産業、公益、その他サービスからなる。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

(2) 地域経済への影響

シェールガス・オイルの生産本格化に伴い、米国内ではエネルギーコストが相対的に低く抑えられており、リショアリングの一因として考えられている。また、このような大幅な生産の拡大を受け、シェールガス・オイルを巡る米国内の経済情勢にも変化が見られる。以下では、シェールガス・オイルの生産拡大の産出地域への影響について見ていく。

米国最大のバッケン鉱区を抱えるノースダコタ州、イーグルフォード、パーミアンベysin等多くの鉱区が存在するテキサス州、マーセラス鉱区が広がるウェストバージニア州、ナイオブララ鉱区がある中西部等、シェールガス・オイルが採掘される州、地域においては、全米平均よりも高い GDP 成長率や低い失業率を示しているところがある。

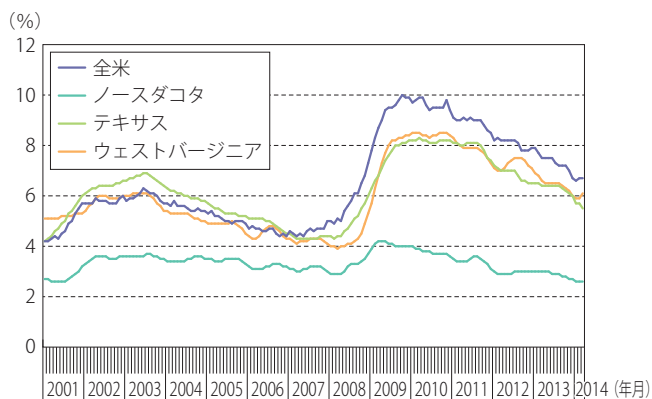
シェールガス・オイルの鉱区が広がる代表的な州の実質 GDP の推移を見ると、1999 年時点では各州とも全米の実質 GDP 成長率を下回っていたが、シェールガス・オイル産出が本格化した 2000 年代半ば以降、全米の成長率を上回る伸びを示している（第II-1-2-39 図）。

実質 GDP 成長率への産業別寄与度を見ると、州ごとに特徴はあるものの、全米との比較において、鉱業のみならず、建設業、卸売・小売業等でも高い寄与が見られ、シェールガス・オイル採掘に伴う経済への波及効果が幅広い分野に及んでいることが示される。特に 2012 年に 10% を超える実質 GDP 成長率となったノースダコタ州では、卸売・小売業（2.3%ポイント）、輸送・倉庫（1.8%ポイント）、建設（1.3%ポイント）等幅広い分野で成長への寄与が見られる（第II-1-2-40 図）。

失業率の推移を見ると、全国の失業率よりも低い水準を続けているノースダコタ州のみならず、テキサス州、ウェストバージニア州においても、シェールガス・オイルの開発が活況を帯びてきた2000年代半ば以降、常に全米の水準を下回って推移している（第Ⅱ-1-2-41図）。

このように、産出地域の経済には、シェールガス・オイルの生産拡大によるプラスの影響が見られる。

第Ⅱ-1-2-41 図
シェールガス・オイル産出州の失業率の推移



資料：米国労働省、CEIC データベースから作成。

コラム 8

非在来型エネルギーの米国経済への影響

IHS「America's New Energy Future: Volume 3: A Manufacturing Renaissance」(2013)では、エネルギー生産のバリューチェーン（上流部門⁹⁴、中流・下流部門）及びエネルギー関連化学産業における2025年までの資本的支出（設備投資）増加額、関連分野での雇用創出数、付加価値増加額、連邦・州政府歳入増加額について推計されている（コラム第8-1表）。

また、貿易収支への影響については、①エネルギー精製品輸出の増加、②原油輸入量の減少、③エネルギー価格低下によるエネルギー集約型製造業の国際競争力の改善、等輸出入両面でプラスの効果があり、2022年まで着実に貿易収支を改善し、それ以降は毎年1,800億ドル程度のプラス効果をもたらすと試算されている。特にエネルギー関連化学産業に与える利益が大きいと分析されている。

さらに、これら非在来型エネルギー生産のバリューチェーンやエネルギー関連化学産業の活発化を通じて、家庭におけるエネルギーコストの低下や賃金増加による年間可処分所得の増加につながるが見込まれている（コラム第8-2表）。

コラム第8-1表 非在来型エネルギー革命による米国経済への影響

(年)	2012	2020	2025
資本的支出（設備投資）増加額（10億ドル）	121	189	240
上流部門	87	173	228
中流・下流部門	29	7	5
エネルギー関連化学産業	5	9	7
雇用創出数（千人）	2,126	3,336	3,874
上流部門	1,749	2,985	3,499
中流・下流部門	324	74	57
エネルギー関連化学産業	53	277	319
付加価値増加額（10億ドル）	284	468	533
上流部門	238	417	475
中流・下流部門	39	9	7
エネルギー関連化学産業	7	43	51
連邦・州政府歳入増加額（10億ドル）	74	74	138
上流部門	63	63	124
中流・下流部門	10	10	2
エネルギー関連化学産業	2	2	12

コラム第8-2表 非在来型エネルギー生産増による家計の年間可処分所得増加額

(年)	2012	2020	2025
家計の年間可処分所得増加額（ドル）*	1,200	2,700	3,500

*給与の上昇、家計のエネルギーコストの低下などを積み上げて算出。

Houser and Mohan(2013)では、非在来型エネルギー生産増による影響について、相互の変化がもたらす影響にも留意しながら、地域別、産業別等多面的な分析が行われている。

非在来型エネルギーの増産は、インフラ投資と減税を同時に行う景気刺激策と同様の効果をもたらしているとし、2013年から2020年の間GDPを平均で0.6%から2.1%押し上げる効果⁹⁵（年平均0.09%か

94 上流部門については先行レポート「America's New Energy Future: Volume 1: National Economic Contributions」の中で主に分析がなされている。

95 堅実な見通し（Conservative）と楽観的見通し（Optimistic）を試算しており、予測に幅がある。

ら0.19%の押し上げ効果)があるとしている。また非農業部門雇用者数も0.5%から1.8%増加し、失業率は0.2%から0.6%の低下が見込まれている。

長期的にはエネルギー生産に必要な労働力と資本の獲得に際して、他の産業やエネルギー産業間での競争が発生し、その結果、金利と時間当たり労働コストの上昇につながるものが想定されているため、2020年を超えると影響は限定的になると見られている。2021年から2035年において、実質GDPは0.4%から1.0%、潜在成長率は0.4%から1.3%、非農業部門雇用者数は0.3%から0.6%押し上げられると見ているが、その変化の性質について、1990年代のIT革命とは本質的に異なる変化であり、持続的な成長を伴うものではないと指摘されている⁹⁶。

また、貿易収支については今後20年から30年間、米国のエネルギー輸入依存度を引き下げ、エネルギーの貿易収支赤字を縮小するが、その結果として1960年代に石油・ガスの開発と輸出増により通貨が上昇し、国内製造業が競争力を失っていった「オランダ病」に陥る懸念が指摘されている。米国においてエネルギー輸入が減少することの結果として実効為替レートが上昇し、ドル高になると、エネルギー多消費型産業ではない米国製造業の大半にとっては、国際競争力に与える効果はマイナスになる可能性もあると指摘されている⁹⁷。

96 IT産業は米国のGDPを1995年から2000年の間に3%引き上げたが、これは持続的な生産性の改善によるものであり、米国の事業活動に新たなモデルをもたらした。エネルギーにおいても、薪(まき)から石炭、石炭から電気への変化も産業活動に同様のインパクトを与えたが、現在の米国のエネルギーブームは、従来と同タイプのエネルギーを安価に提供できるというものである。その効果は過小評価すべきではないが、長期的に国全体の構造を変化させるものではないとし、一過性であり、持続的に経済成長を促すものではないと指摘されている。

97 低価格のガスのおかげで需要拡大や国際競争力の強化という恩恵を受ける産業があるのはもちろんであるが、米国の石油・ガス革命から生じる製造業の復権も、結局は米国の製造業の一部にとどまることからその効果の評価は単純ではなく、またプラスの影響が得られる産業に属する雇用者は全体から見て必ずしも多くないとも指摘している。

4. 米国の海外事業展開の動向

「2. 米国製造業を巡る動向」で見たように、内外の事業環境の変化等を背景として、製造業のリショアリングの動きが見られるが、こうした動きは米国内需向けの生産拠点に関するものが中心であることもあり、米国経済全般の動向から見ると、現段階においては限定的なものとなっている。ここでは、世界経済危機以降プレゼンスを拡大してきた新興国を始めとする海外市場への事業展開について見ていく⁹⁸。

(1) 対外直接投資の動向

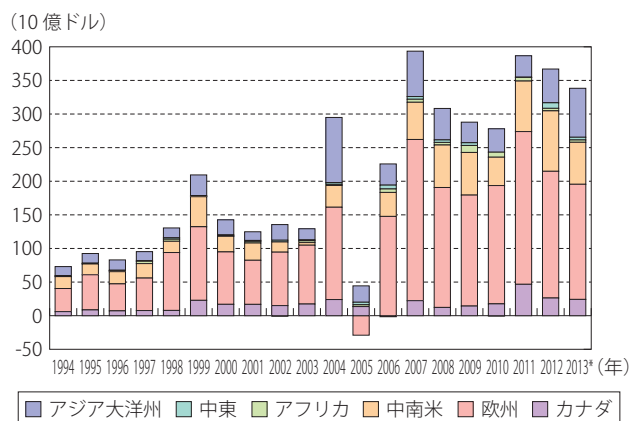
① 対外直接投資額（フロー及び残高）

対外直接投資額のフロー（国際収支ベース）の推移を見ると、2007年に過去最高の4,140億ドルに達した。世界経済危機等の影響を受け、2008年から2010年まで3

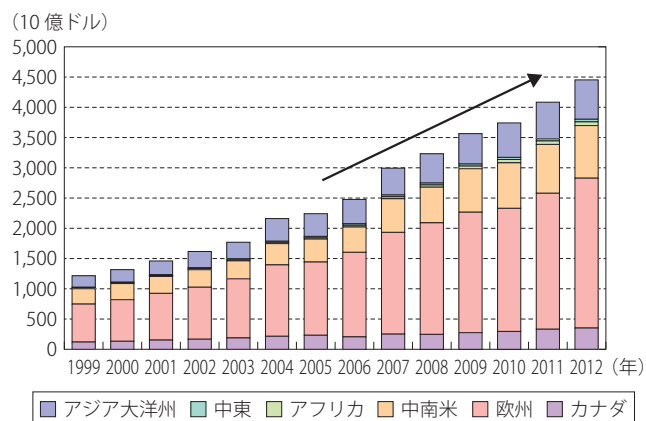
年連続で減少しているが、2010年でも3,010億ドルとなっており、日本の対外直接投資の過去最高額が2008年の13.2兆円（約1,320億ドル）であることと比べてはるかに高い水準となっている。その後、2011年には過去最高の2007年に次ぐ4,090億ドルとなり、世界経済危機前の水準をおおむね回復している⁹⁹。対象地域については、地域別では毎年欧州が5割前後、OECD加盟地域で7割超¹⁰⁰を占めており、投資先として先進地域が大きなシェアを占めている。

対外直接投資残高の推移を見ると、右肩上がりに堅調に推移している。地域別の残高構成の推移を見ると、欧州向けのシェアが最も大きく、地域別のシェアに大きな変化は見られない（第II-1-2-42図、第II-1-2-43図）。

第II-1-2-42図 米国の地域別対外直接投資額（左：フロー、右：残高）



備考：2013年は速報値。2005年の水準は本国投資法（Homeland Investment Act）の影響によるもの。
資料：米国商務省（BEA）から作成。



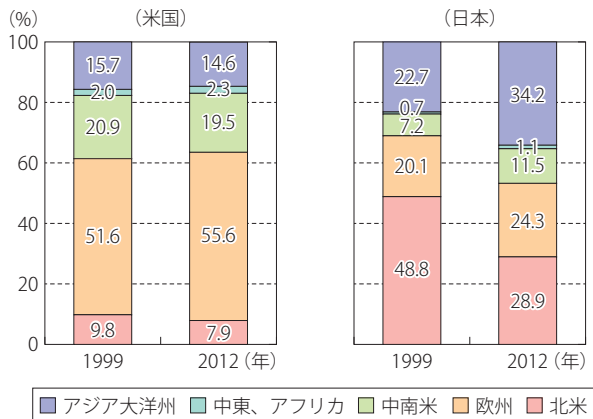
備考：Historical-Cost ベース。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

98 米国の海外事業展開については、知的財産管理会社を低税率国に置き、そこに知的財産の使用料を各国から集中させる等、データからは事業活動の実態を正確に把握することが難しい事例も報告されているが、ここでは米国商務省（BEA）が発表しているデータに基づいて検証する。

99 未分類を含むため、第II-1-2-42図の各年のフロー額の合計とは異なる。

100 対外直接投資フロー額におけるOECD加盟国（米国除く）が占めるシェアは2009年71.5%、2010年80.9%、2011年76.3%、2012年71.7%となっている。

第Ⅱ-1-2-43 図
米国と日本の直接投資残高の地域別シェア（1999年、2012年）



備考：米国の北米（凡例）はカナダを指す。Historical-Cost ベース。
日本の1999年の欧州は西欧と東欧・ロシアを加算したもの。
資料：米国商務省（BEA）、日本銀行から作成。

② 対外直接投資収益率

対外直接投資収益率を見ると、全世界では10%前後で推移している。国・地域別に見ると、近年、中東での収益率が高くなっている。また、欧州、カナダでの収益率が平均を下回る一方、アジア大洋州、アフリカ、中南米での収益率が平均を上回っている。

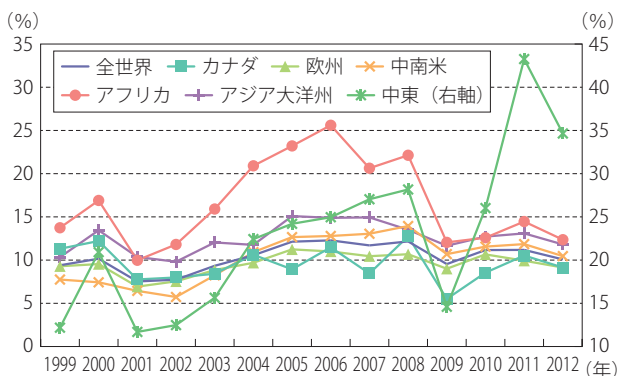
アジア大洋州を更に詳しく見ると、日本や豪州では地域全体の収益率を下回り、ASEAN4、中国等では、地域全体の水準を上回っている。インドでは、1999年の収益率は0.3%と地域全体の収益率10.3%を大幅に下回っていたが、2004年以降、地域全体の収益率を上回るようになってきている（第Ⅱ-1-2-44 図）。

(2) 米多国籍企業の動向

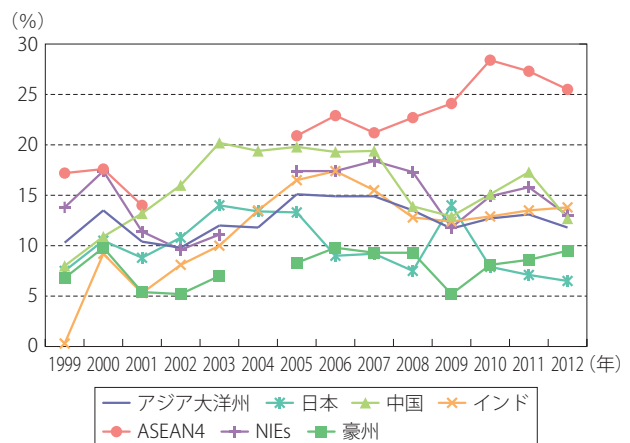
以上、米国の対外直接投資について全体の動向を確認してきたが、以下では、米多国籍企業の海外事業展開の動向を主要指標を通して見ていく。

2011年時点で米国企業が議決権の10%以上を所有する在外子会社の総資産は22.9兆ドル（対親会社の75%）、売上げ7.0兆ドル（同65.3%）、雇用者数1,368万人（同59.8%）である。このうち議決権の過半数を所有する在外子会社（MOFA: Majority Owned Foreign Affiliates）の総資産は20.7兆ドル、売上げ6.0兆ドル、雇用者数1,179万人と、それぞれ在外子会社全体の9割前後を占めている。以下、米国企業が議決権の過半数を所有する在外子会社を「在外子会社」とする。

第Ⅱ-1-2-44 図 米国の対外直接投資収益率（左：対世界、右：対アジア大洋州）



備考：直接投資残高は Historical-Cost ベース。直接投資収益は当期費用の調整なし。
資料：米国商務省（BEA）から作成。



備考：ASEAN4：インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ
NIEs：香港、韓国、シンガポール、台湾
ASEAN4の2002から2004年、アジアNIEs及び豪州の2004年はデータなし。直接投資残高は Historical-Cost ベース。直接投資収益は当期費用の調整なし。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

① 売上高

在外子会社の売上高を地域別に見ると、約5割が欧州であるが、近年、その割合は減少傾向にある一方、アジア大洋州の割合が増加傾向にある（第II-1-2-45図）。

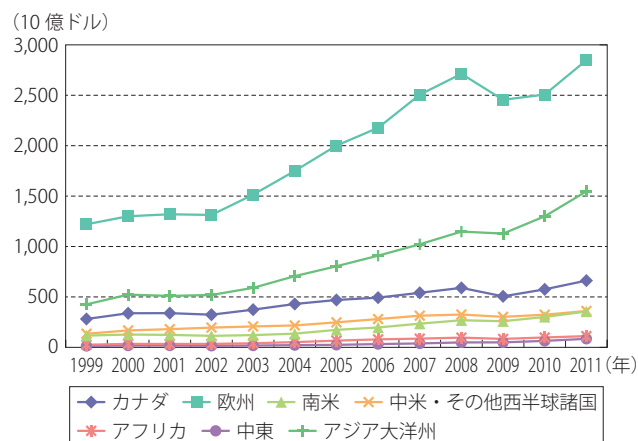
次に、各地域の在外子会社による財の販売先を見てみると、欧州の在外子会社では、米国向けは少なく、9割以上が現地向けと第三国向けとなっている。南米の在外子会社の販売先は約7割が現地向けで、米国向けは極めて少ない一方、メキシコ等中米・その他西半球諸国では、3割弱が米国向けとなっている。アジア大洋州については、日本、中国、インドでは現地向けが多い一方、マレーシアやフィリピンでは米国向けが、インドネシアでは第三国向けが多い等、その国の消費市場の規模や地域の特性に応じた事業展開が行われている（第II-1-2-46表）。

② 純利益

米多国籍企業の親会社と在外子会社の純利益の推移を見ると、親会社は2001年、2008年の景気後退期に純利益を大きく落としたが、在外子会社はその間も底堅く純利益を伸ばし、2007年以降、在外子会社の純利益が親会社を上回っている（第II-1-2-47図）。

地域別に見ると、欧州における純利益が多く、全体の約6割を占めている。また中東やアフリカにおける

第II-1-2-45図
在外子会社の地域別売上高の推移（上：額、下：シェア）



備考：1999年から2008年は銀行業を除く。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

(%)	1999年	2005年	2011年
カナダ	12.7	12.4	11.1
欧州	55.0	52.8	47.7
南米	5.3	4.6	6.0
中米・その他西半球諸国	6.1	6.5	6.0
アフリカ	1.2	1.8	1.9
中東	0.6	0.7	1.4
アジア大洋州	19.2	21.2	25.9

純利益の水準は低いものの、その割合は着実に増加傾向にある（第II-1-2-48図）。

①の売上高と合わせて見ると、中米・その他西半球諸国においては、売上高のシェアと比べると純利益のシェアが高く、売上高が純利益に結びつきやすい構造となっていると考えられる一方、アジア大洋州地域においては、売上高のシェアは比較的高いにもかかわらず、純利益のシェアが抑えられている。

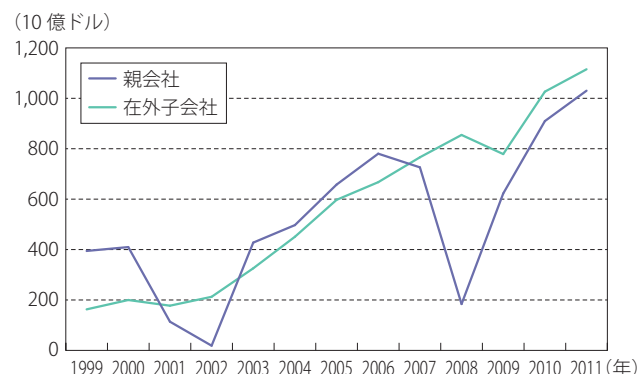
産業別に見ると、2001年以降、銀行以外の企業の管理業（Management of nonbank companies and en-

第II-1-2-46表
在外子会社による財（サービス除く）の販売先の地域別シェア（2011年）

(%)	全世界の販売に占める割合	米国向け	現地向け	第三国向け
全世界	100	10.1	55.4	34.5
カナダ	11.7	25.3	70.1	4.6
欧州	47.1	6.3	47.8	45.9
フランス	3.8	3.3	62.5	34.2
ドイツ	6.4	3.9	60.8	35.3
アイルランド	5.0	16.8	20.8	62.4
オランダ	3.8	3.5	37.6	59.0
スイス	5.1	8.5	22.6	69.0
米国	9.2	7.1	59.9	33.0
南米	6.2	4.9	70.9	24.2
ブラジル	3.6	3.0	75.9	21.1
中米・その他西半球諸国	5.5	25.7	53.2	21.1
メキシコ	3.7	28.6	62.0	9.4
アフリカ	2.2	21.4	42.8	35.9
中東	1.2	15.7	53.8	30.5
アジア大洋州	26.0	6.9	60.4	32.7
豪州	2.6	3.8	69.6	26.6
中国	3.9	8.3	72.1	19.7
インド	0.7	4.0	83.9	12.1
インドネシア	0.6	0.4	42.3	57.3
日本	4.1	2.8	87.4	9.7
韓国	1.1	8.3	58.0	33.7
マレーシア	1.1	15.7	48.6	35.7
フィリピン	0.4	27.3	50.9	21.8
シンガポール	7.6	7.4	39.1	53.5
タイ	1.2	7.0	67.3	25.6
その他アジア	0.2	9.3	72.0	18.7

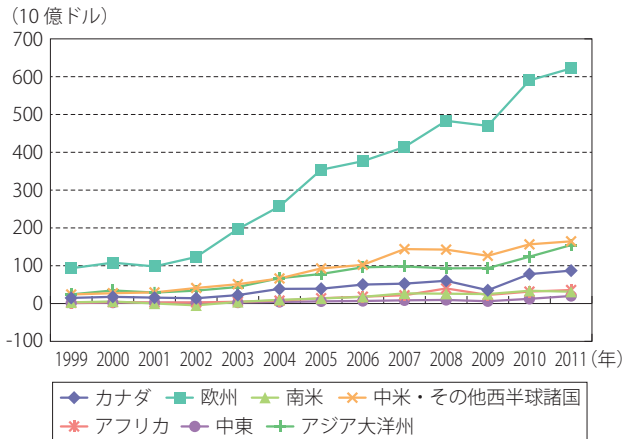
備考：地域区分は米国商務省（BEA）の区分による。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

第II-1-2-47図 米多国籍企業の純利益の推移



備考：1999年から2008年は銀行業を除く。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

第II-1-2-48図
在外子会社における地域別純利益の推移
(上：額、下：シェア)



備考：1999年から2008年は銀行業を除く。
資料：米国商務省 (BEA) から作成。

(%)	1999年	2005年	2011年
カナダ	9.1	6.6	7.8
欧州	57.3	59.2	55.8
南米	1.9	2.2	2.8
中米・その他西半球諸国	14.8	15.6	14.8
アフリカ	1.3	2.3	3.2
中東	0.7	1.0	1.8
アジア大洋州	14.9	13.1	13.9

terprises) ¹⁰¹ における純利益が製造業を上回って推移しており、2011年時点で、同部門が純利益全体の約5割に及んでいる (第II-1-2-49図)。

③ 雇用者数

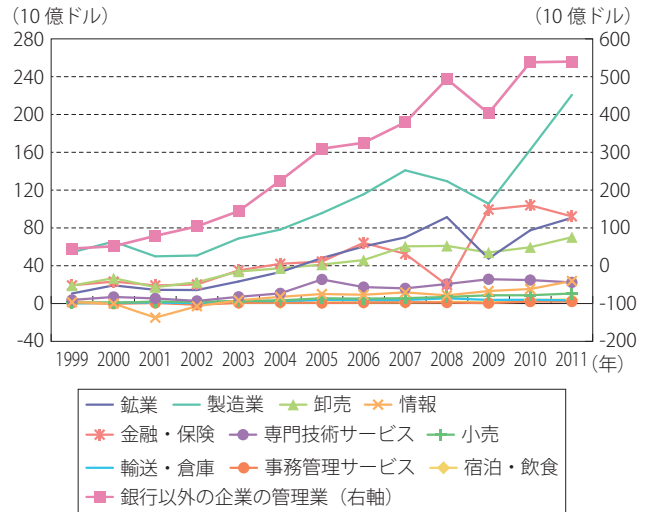
親会社と在外子会社における雇用者数の推移を見ると、1999年から2004年の間とリーマン・ショックが発生した2008年において、全体の雇用者数に減少が見られるものの、世界経済危機を経て2009年以降は緩やかではあるが増加傾向にある。

そのうち在外子会社の雇用者数 ¹⁰² が全体に占める割合は上昇傾向にあり、2011年では全体の34%を占めている (第II-1-2-50図)。

地域別に見ると、1999年時点では中南米と同水準であったアジア大洋州の雇用者数が目立って増加しており、近年欧州に並ぶ勢いを見せている (第II-1-2-51図)。さらにアジア大洋州を国別に見ると、2003年以降の中国、2008年以降のインドにおける伸びが著しい (第II-1-2-52図)。

中国では製造業の雇用者の増加が大きい一方、インドでは専門技術サービス業 (建築、エンジニアリング、

第II-1-2-49図
在外子会社における産業別純利益の推移
(上：額、下：シェア)

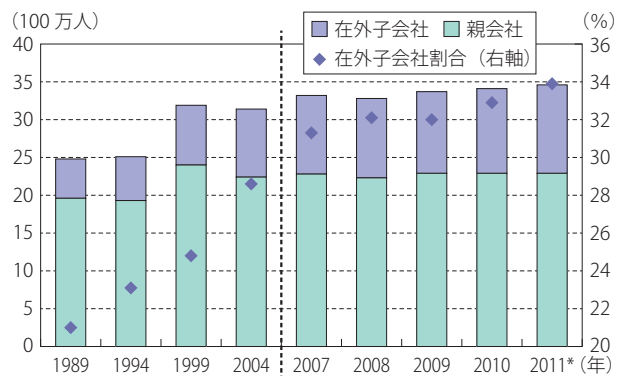


備考：1999年から2008年は「金融・保険」に銀行業は含まれていない。
資料：米国商務省 (BEA) から作成。

(%)	1999年	2005年	2011年
鉱業	6.5	8.1	8.1
製造業	33.3	16.0	19.8
卸売	11.7	6.9	6.3
情報	0.9	1.7	2.1
金融・保険	11.8	7.4	8.3
専門技術サービス	2.3	4.3	2.0
小売	0.7	0.9	1.0
輸送・倉庫	0.0	0.7	0.3
事務管理サービス	0.5	0.1	0.2
宿泊・飲食	1.2	0.2	0.4
銀行以外の企業の管理業	27.9	51.8	48.4

コンピューターシステム設計、経営管理、科学技術コンサルティング、広告業等)の雇用者の伸びが目立つ (第II-1-2-53図)。

第II-1-2-50図
多国籍企業内における親会社と在外子会社における雇用者数の推移

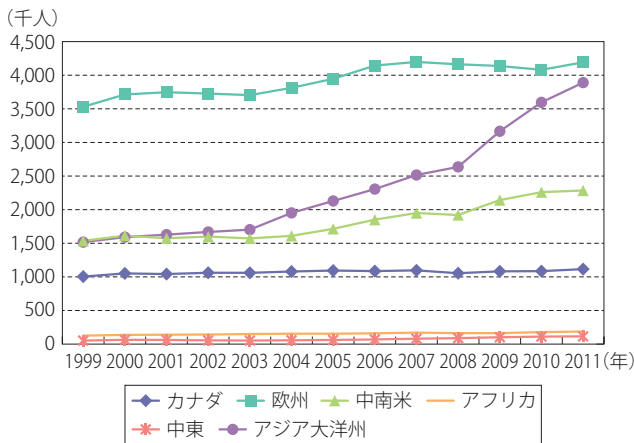


備考：1999年以降は小規模 (very small) 企業 (資産、売上、純利益が各々700万ドルに満たない子会社及びそれら子会社しか持たない親会社) を含む。*は速報値。
資料：米国商務省 (BEA) から作成。

¹⁰¹ 銀行持株会社以外の持株会社や地域統括会社等を指しており、この管理下に様々な業種の企業が属す形態。

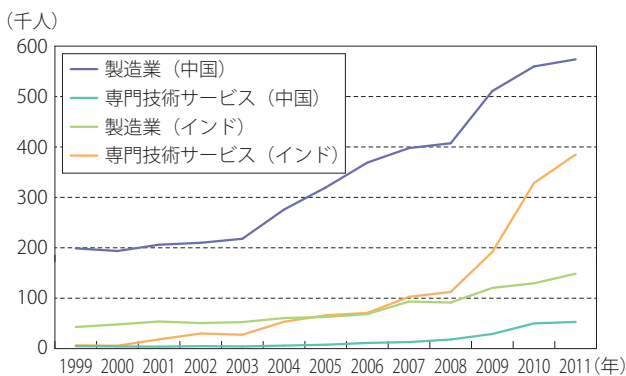
¹⁰² 在外子会社の雇用者数には、親会社から派遣されている人のみならず現地採用者も含む。

第II-1-2-51 図
在外子会社における地域別雇用者数の推移



備考：1999年から2008年は銀行業を除く。
資料：米国商務省（BEA）

第II-1-2-53 図
中国、インドの在外子会社における雇用者数の推移



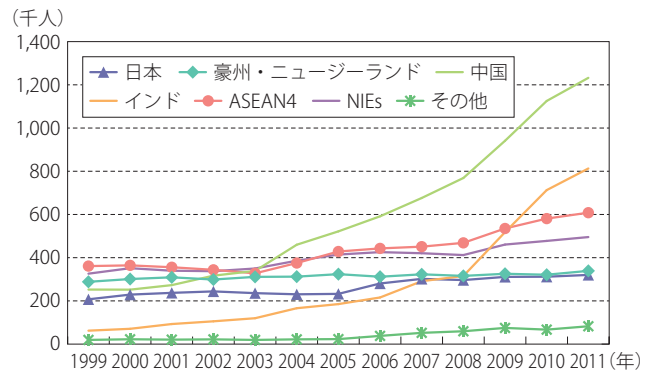
資料：米国商務省（BEA）から作成。

インドの在外子会社について、米国商務省（2012）によると、多国籍企業の業務を支える在外子会社のオペレーションは、対象サービスを低コストで提供することが可能な場所に立地することが最適であり、専門技術サービス業雇用者数は、運営コストが安く、英語が通じる等の利点を持つインドにおいて世界最多となっている。これら在外子会社を利用することで、米多国籍企業は業務の効率化を実現するとともに、海外の技術や人材を活用して競争力を強化・維持しており、米国における2007年から2009年の景気後退時には特に有益であった、と評価している。

1999年から2011年の間、在外子会社全体における専門技術サービス業の雇用者数は年平均8.5%の増加であるのに対して、インドにおける専門技術サービス業の雇用者数は年平均40%増加しており、インドにおける雇用者数の増加の要因となっている。

産業別に見ると、製造業では436万人（2000年）か

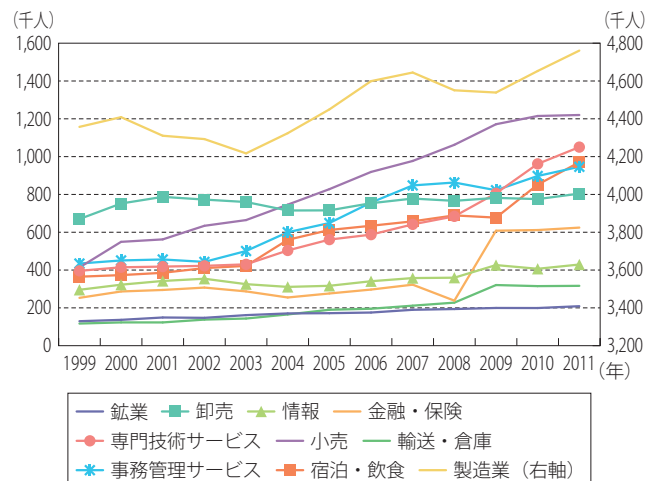
第II-1-2-52 図
アジア大洋州地域の在外子会社における雇用者数の推移



備考：1999年から2008年は銀行業を除く。
ASEAN4：インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ
NIEs：香港、韓国、シンガポール、台湾
資料：米国商務省（BEA）から作成。

ら476万人（2011年）へ、小売業では41万人（2000年）から122万人（2011年）へと増加している。産業別シェアを見ると、製造業が大きなシェアを占めている状況は変わらないものの、その割合は低下しつつあり、代わって小売業、専門技術サービス業、事務管理サービス業等でシェアが高まっている（第II-1-2-54図）。

第II-1-2-54 図
在外子会社における産業別雇用者の推移
（上：雇用者数、下：シェア）



備考：1999年から2008年は「金融・保険」に銀行業は含まれていない。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

(%)	1999年	2005年	2011年
鉱業	1.7	1.9	1.8
製造業	56.1	48.9	40.4
卸売	8.6	7.9	6.8
情報	3.8	3.5	3.6
金融・保険	3.3	3.0	5.3
専門技術サービス	5.1	6.2	8.9
小売	5.3	9.1	10.4
輸送・倉庫	1.5	2.1	2.7
事務管理サービス	5.6	7.1	8.0
宿泊・飲食	4.7	6.7	8.2

④ 付加価値（総生産）

在外子会社が現地で生み出している名目付加価値額を産業別に見ると、増加幅や世界経済危機時の落ち込み等に差はあるものの、多くの業種でおおむね増加傾向にある（第Ⅱ-1-2-55図）。

最大付加価値を生み出している製造業の全体に占めるシェアは1999年の55.8%から、2011年の43.0%まで低下しており、代わって鉱業がシェアを大きく伸ばしている。また、米国の名目GDPにおいて最大シェアを占める金融・保険業は、在外子会社の付加価値シェアでは低くなっている（前掲第Ⅱ-1-2-24図）。

製造業の内訳を見ると、化学産業、コンピューター・電子製品、石炭・石油製品、輸送機器等で付加価値を多く生み出している（第Ⅱ-1-2-56図）。

⑤ 資本的支出（設備投資）

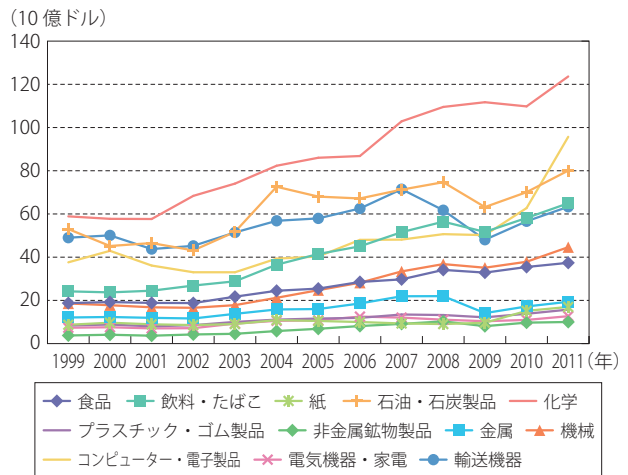
多国籍企業の中で在外子会社における資本的支出（設備投資）の割合は長期的に見ると上昇してきている（第Ⅱ-1-2-57図）。

特にアジア大洋州地域においては、2005年まではカナダとほぼ同水準であったが、それ以降、カナダを

大きく引き離し、欧州に迫る勢いで増加している。地域別シェアを見ると、欧州の割合が大きく低下する一方、アジア大洋州、中東の割合が上昇している（第Ⅱ-1-2-58図）。

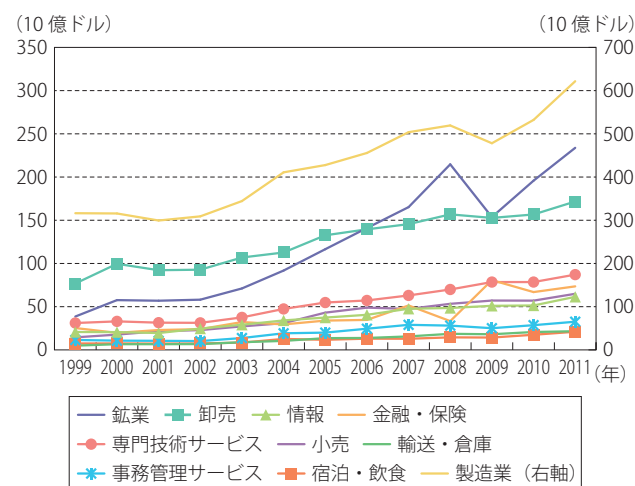
アジア大洋州を国別に見ると、豪州、中国の伸びが

第Ⅱ-1-2-56図
在外子会社における製造業名目付加価値の内訳の推移
（上：額、下：シェア）



資料：米国商務省（BEA）から作成。

第Ⅱ-1-2-55図
在外子会社における産業別名目付加価値の推移
（上：額、下：シェア）

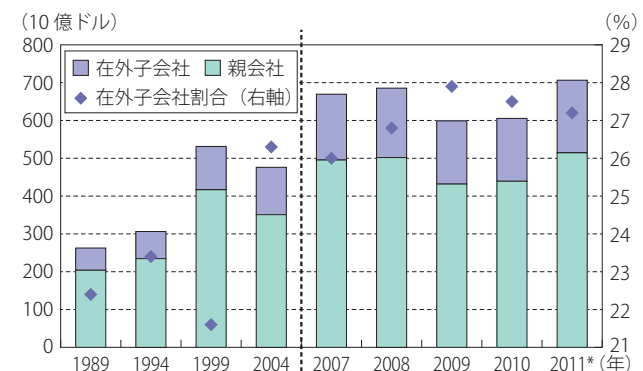


備考：1999年から2008年は「金融・保険」に銀行業は含まれていない。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

(%)	1999年	2005年	2011年
鉱業	6.8	12.8	16.2
製造業	55.8	46.9	43.0
卸売	13.6	14.5	11.9
情報	3.6	4.1	4.2
金融・保険	4.5	3.7	5.1
専門技術サービス	5.5	6.0	6.0
小売	2.6	4.7	4.5
輸送・倉庫	0.9	1.5	1.5
事務管理サービス	2.0	2.2	2.3
宿泊・飲食	1.3	1.3	1.5

(%)	1999年	2005年	2011年
食品	5.9	6.0	6.0
飲料・たばこ	7.6	9.7	10.4
紙	2.8	2.4	2.7
石油・石炭製品	16.8	15.9	12.9
化学	18.6	20.1	19.9
プラスチック・ゴム製品	2.6	2.7	2.5
非金属鉱物製品	1.2	1.6	1.6
金属	3.8	3.7	3.1
機械	5.9	5.8	7.2
コンピューター・電子製品	11.9	9.4	15.4
電気機器・家電	2.3	2.5	2.0
輸送機器	15.5	13.5	10.2

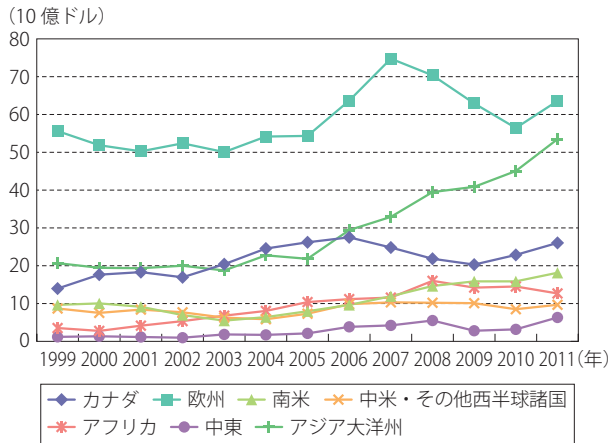
第Ⅱ-1-2-57図
多国籍企業内における親会社と在外子会社における資本的支出（設備投資）の推移



備考：1999年以降は小規模（very small）企業（資産、売上、純利益が各々700万ドルに満たない子会社及びそれら子会社しか持たない親会社）を含む。*は速報値。2007年より前は銀行業は推計値。

資料：米国商務省（BEA）から作成。

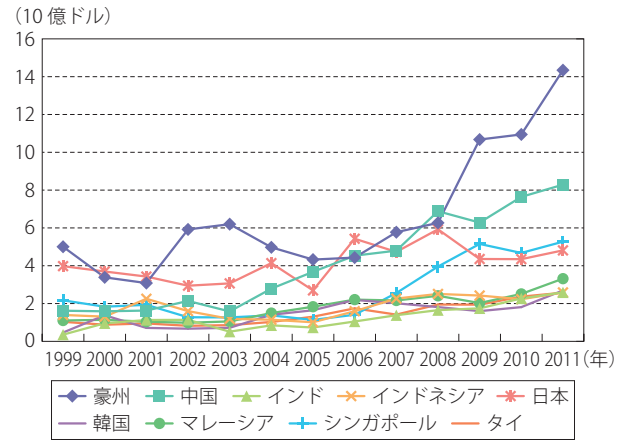
第II-1-2-58図
在外子会社における資本的支出（設備投資）の推移
（上：額、下：シェア）



備考：1999年から2008年は銀行業を除く。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

(%)	1999年	2005年	2011年
カナダ	12.3	20.1	13.7
欧州	49.1	41.8	33.5
南米	8.5	6.1	9.6
中米・その他西半球諸国	7.7	5.6	5.1
アフリカ	3.1	8.0	6.7
中東	1.0	1.6	3.3
アジア大洋州	18.3	16.8	28.2

第II-1-2-59図
アジア大洋州地域における資本的支出（設備投資）の推移



備考：1999年から2008年は銀行業を除く。
資料：米国商務省（BEA）から作成。

第II-1-2-60表 アジア大洋州地域主要国における資本的支出（設備投資）（2011年）

(百万ドル)	合計額	鉱業	製造業	卸売・小売	情報	金融・保険	専門技術サービス	その他
豪州	14,344	10,811	1,179	596	254	431	321	751
中国	8,287	772	5,042	1,123	169	36	227	919
インド	2,590	15	1,190	146	172	55	798	214
インドネシア	2,587	2,134	237	18	**	*	**	*
日本	4,812	**	1,265	1,240	230	1,034	455	587
韓国	2,692	*	1,646	96	20	68	11	*
マレーシア	3,316	1,658	1,525	30	*	3	6	*
シンガポール	5,272	88	3,790	265	142	176	111	701
タイ	2,574	*	1,005	88	**	*	6	40

*は、個人情報特定されないよう非公開。**は小額のため非公開。

目立つが、その対象業種の中心は豪州では資源投資（鉱業）、中国では製造業や卸売・小売業となっており、各国の特性をいかした配分となっている（第II-1-2-59図、第II-1-2-60表）。

⑥ 研究開発費

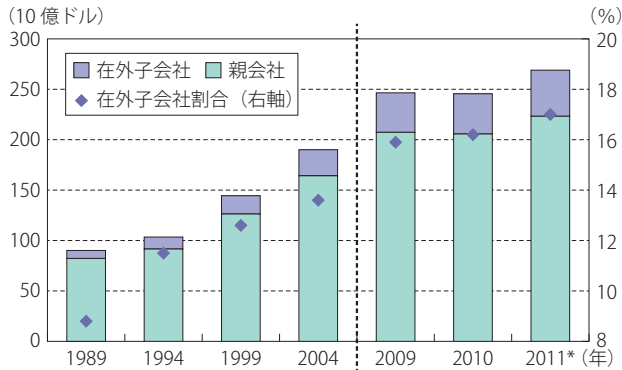
米多国籍企業の親会社と在外子会社における研究開発費の推移を見ると、在外子会社の研究開発費が全体に占める割合が上昇している（第II-1-2-61図）。

現地での研究開発を通じて、イノベーションの強化

や生産性向上を図るとともに、顧客ニーズを吸い上げ、それを製品改良に短期間で反映していく取組を進めていると考えられる。

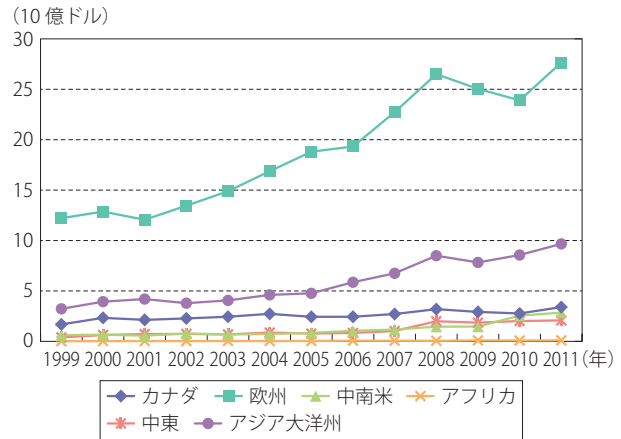
地域別に見ると、欧州向けが多いが、全体に占めるシェアは低下傾向にあり、代わって中南米、中東、アジア大洋州のシェアが拡大している（第II-1-2-62図）。アジア大洋州では、1999年時点で約5割を占めていた日本のシェアが約半分になり縮小し、中国、インドのシェア上昇が目立つ。特にインドにおける研究開発費の伸びはめざましく、2011年にはほぼ日本と並ぶ

第Ⅱ-1-2-61 図
 多国籍企業内における親会社と在外子会社における研究開発費の推移



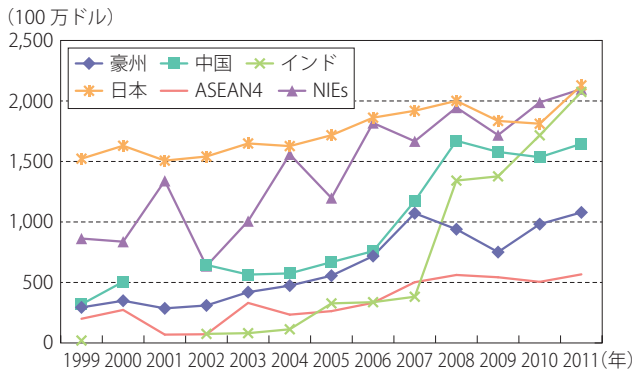
備考：1999年以降は小規模（very small）企業（資産、売上、純利益が各々700万ドルに満たない子会社及びそれら子会社しか持たない親会社）を含む。*は速報値。2009年より前は銀行業を除いて算出。
 資料：米国商務省（BEA）から作成。

第Ⅱ-1-2-62 図
 在外子会社における地域別研究開発費の推移
 （上：額、下：シェア）



備考：1999年から2008年は銀行業を除く。
 資料：米国商務省（BEA）から作成。

第Ⅱ-1-2-63 図
 アジア大洋州地域における研究開発費の推移
 （上：額、下：シェア）



備考：1999年から2008年は銀行業を除く。中国：2001年、インド：2000年、2001年はデータなし。
 ASEAN4：インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ
 NIEs：香港、韓国、シンガポール、台湾
 資料：米国商務省（BEA）から作成。

(%)	1999年	2005年	2011年
カナダ	9.3	8.8	7.4
欧州	67.3	68.0	60.4
中南米	3.4	3.0	6.2
アフリカ	0.1	0.1	0.2
中東	2.1	2.8	4.5
アジア大洋州	17.8	17.2	21.1

(%)	1999年	2005年	2011年
豪州	9.1	11.7	11.2
中国	9.9	14.0	17.0
インド	0.6	6.9	21.5
日本	47.2	36.0	22.0
ASEAN4	6.2	5.5	5.9
NIEs	26.8	25.1	21.7

⑦ 米国企業の海外事業展開の現状

米国では、リショアリングの動向が注目されているが、一方、米国企業は、リショアリングが注目を浴び始めて以降も、積極的に海外において事業展開を行っている。

近年では、多国籍企業において、在外子会社の純利益が親会社を上回っており、海外収益の重要性が増している。資本的支出（設備投資）や研究開発費等の経営資源の在外子会社への投入を強化する動きも見られる。中国における製造業、インドにおける専門技術サービスへの集中投資等、その国の持つ特性に応じた戦略的な事業展開を行い、在外子会社をうまく活用することで業務の効率化や競争力の維持・強化を図っている。

水準となっている（第Ⅱ-1-2-63 図）。前述したようにインドでは、専門技術サービス業でのパフォーマンスが秀でており、研究開発投資でも2011年合計で20.8億ドルのうち、10.3億ドルが同産業においてなされている。

第3節

新たな成長モデルを模索する中国

本項では、まず、中国がこれまで急速な経済成長を遂げ、世界的にプレゼンスを拡大していることを示し、次に、このような中国の成長を支えてきた諸条件が最

近になって変化しつつあることを指摘し、最後に今後の成長のために克服すべき構造問題・課題を見ていく。

1. 中国のプレゼンスの拡大

中国は、高い経済成長率を背景に、GDP、輸出、輸入、外貨準備など世界経済におけるプレゼンスを拡大してきている。

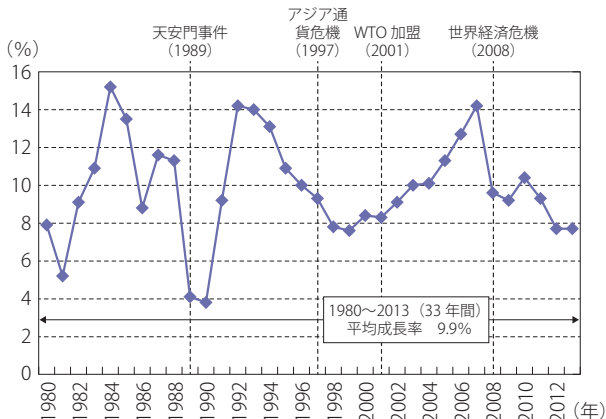
(1) GDP

中国は、1970年代末から経済の改革開放路線に踏み切り、市場経済化や外資の導入を開始、2001年にはWTOにも加盟し、30年以上にわたって年平均10%近い実質経済成長を遂げた（第II-1-3-1図）。

その結果、名目ドルベースで換算した中国のGDPは、2000年代後半に欧州主要国、2010年には日本も抜いて、米国に次ぐ世界第二の経済規模へと成長した（第II-1-3-2図）。特に世界経済危機後の5年間（2008年→2013年）、先進国が伸び悩む中で、人民元レート上昇も相まって中国の名目ドルベースGDPは約2倍に拡大した。

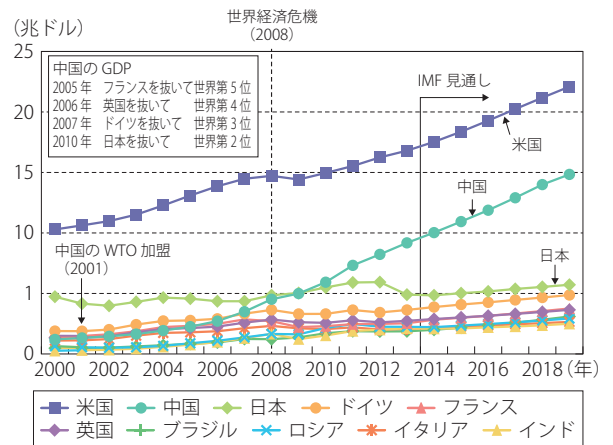
また、中国は一国としてだけではなく、省別に見た経済規模も、アジアの主要国に匹敵する規模に成長しており、周辺国に対する貿易等を通じた経済的影響力も高まっている（第II-1-3-3図）。

第II-1-3-1図 中国の実質GDP成長率の推移



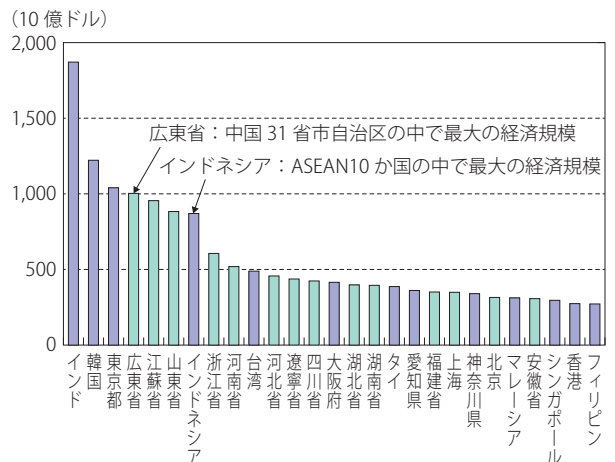
資料：IMF「WEO, April 2014」から作成。

第II-1-3-2図 主要国の名目GDP（ドルベース）の推移



備考：2013年GDPの上位10か国を表示。
資料：IMF「WEO, April 2014」から作成。

第II-1-3-3図 中国の省市とアジア主要国・地域の総生産額（2013年）

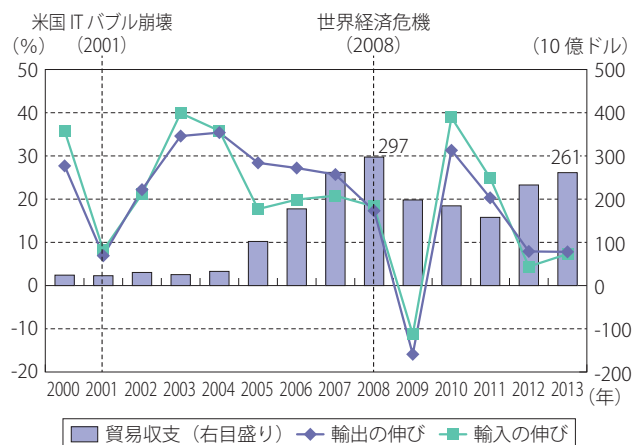


備考：1. 中国及び日本のみ国内の省・県別、その他は国・地域全体。
2. 中国の省市、日本の県別の地域総生産は、年間平均為替レートでドルに換算。
3. 日本の県別統計のみ2010年実績。
資料：IMF「WEO, April 2014」、内閣府「県民経済計算」、CEIC database、中国国家统计局から作成。

(2) 輸出

中国は貿易においても拡大が著しい。2000年代初めの米国ITバブル崩壊後、世界経済危機まで、輸出入ともほぼ20%を超える高い成長率で拡大している（第Ⅱ-1-3-4図）。特に輸出の伸びがより顕著で、2000年代中頃から大幅な貿易黒字を計上するようになった。黒字額は2008年に最大の2,974億ドル（GDP比6.6%）を計上、直近の2013年は2,614億ドル（同2.8%）であった¹⁰³。

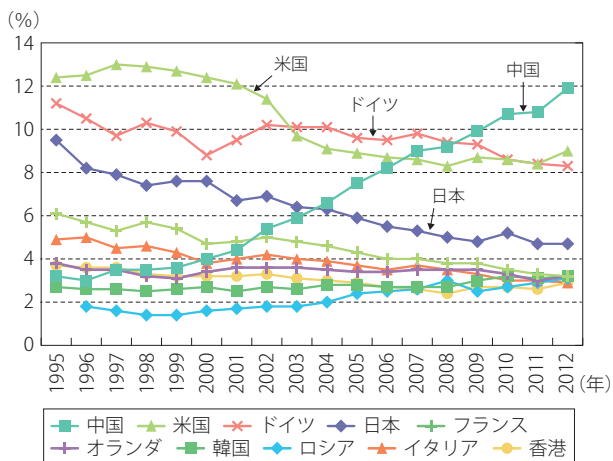
第Ⅱ-1-3-4図 中国の貿易の推移



資料：Global Trade Atlas から作成。

中国のプレゼンスの拡大を、世界輸出に占める国別シェアの推移で見ると、日本や米国のシェアが緩やかに低下する中で、中国のシェアは急速に上昇している¹⁰⁴（第Ⅱ-1-3-5図）。

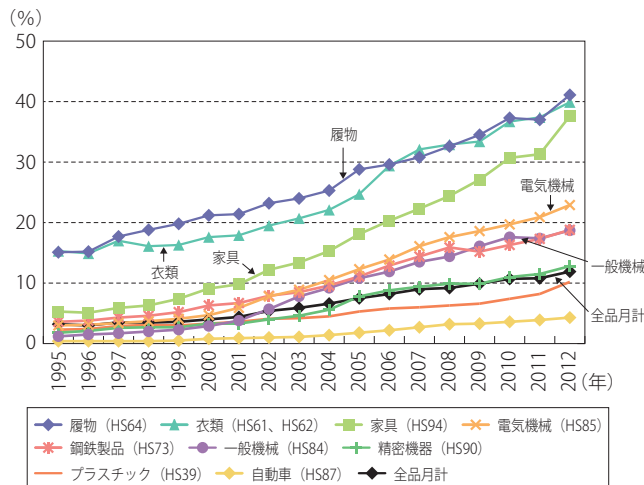
第Ⅱ-1-3-5図 世界の輸出に占める主要国のシェアの推移



備考：2012年の輸出上位10か国を表示。
資料：世銀 WITS、国連 Comtrade から作成。

このような中国のシェア上昇を品目別に見ると、衣類、履物、家具等の軽工業品にとどまらず、一般機械（パソコン等）、電気機械（携帯電話等）などの機械類でも上昇していることが分かる¹⁰⁵（第Ⅱ-1-3-6図）。

第Ⅱ-1-3-6図 中国の主要輸出品の世界輸出に占めるシェア



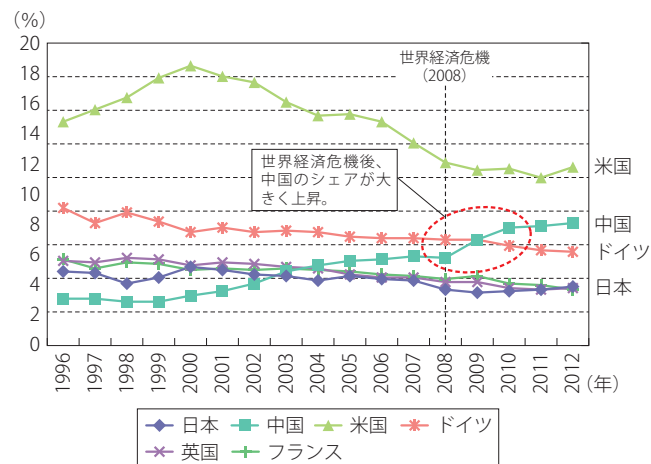
備考：HS2 桁分類で2012年の輸出上位10品目（中国の輸出総額の約67%を占める）。ただし、HS61及びHS62は衣類として合計してシェアを計算した。

資料：世銀 WITS、国連 Comtrade から作成。

(3) 輸入

また、中国は輸出とともに輸入も拡大しており、世界各国にとっての輸出先としてのプレゼンスも拡大している。特に世界経済危機直後の2009年、欧米向け輸出が金額ベースで大きく減少（前年比約25%減）する中で、中国向けは軽微（前年比約6%減）にとどまったため、相対的に中国のシェアは大きく上昇した（第Ⅱ-1-3-7図）。

第Ⅱ-1-3-7図 世界の主要な輸出先シェアの推移



資料：世銀 WITS、国連 Comtrade から作成。

¹⁰³ 中国の貿易黒字額は2008年と2013年でそれほど大きく変わっていないにもかかわらず、貿易黒字の対GDP比が大きく低下しているのは、上記に述べたように名目ドルベースのGDPが約2倍に拡大したため。なお、貿易黒字の対GDP比の最高は2007年の7.5%。

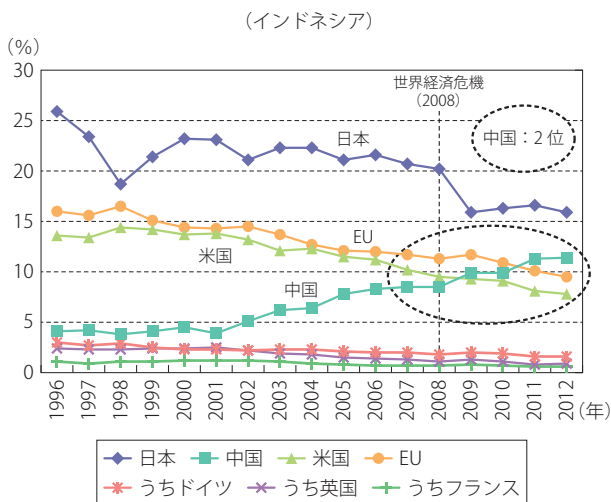
¹⁰⁴ 世界の貿易額は、世銀 WITS のシステムを通じて入手した国連 Comtrade のデータを利用した。

¹⁰⁵ ただし、中国の輸出入の半分近くは外資系企業が行っている（2013年の輸出の47.3%、輸入の44.9%が外資系企業による）。

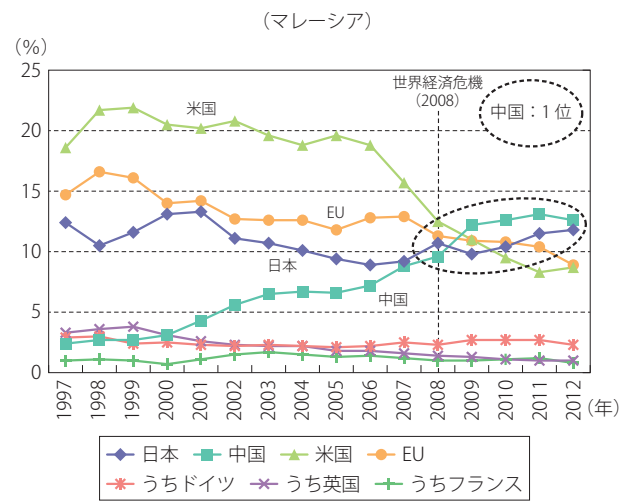
国別に見ると、中国の周辺国であるインドネシア、マレーシア、タイでは、継続的に世界経済危機前から、全輸出に占める中国向け輸出のシェアの拡大が見られる。米国においても同様の傾向が見られる（第II-1-3-8図）。また、資源国である豪州、ブラジルでは、

世界経済危機後、中国向け輸出のシェア拡大が加速している。特に両国の場合、原油、石炭、鉄鉱石など特定の品目に大きく依存しているため、輸出先の中で中国のシェアが急速に上昇し、中国経済の影響を受けやすい構造に変化している（第II-1-3-9図）。

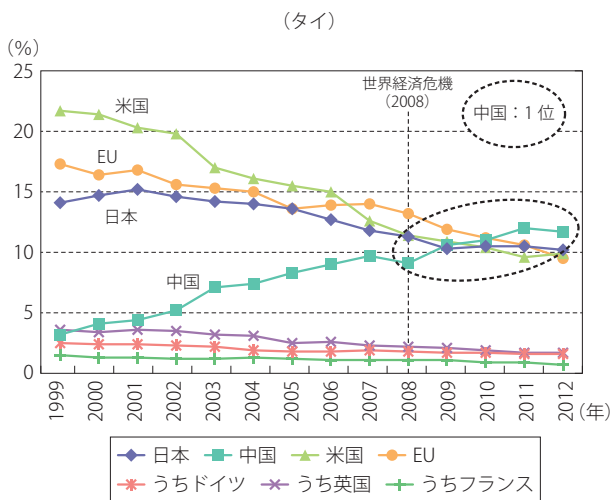
第II-1-3-8図 主要国の輸出に占める輸出先シェアの推移



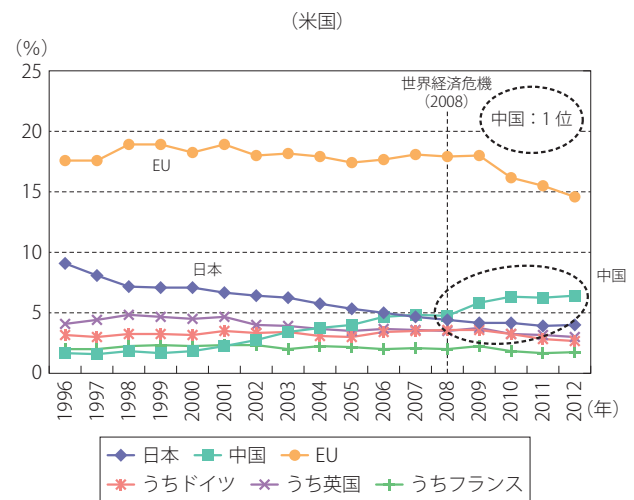
資料：世銀 WITS、国連 Comtrade から作成。



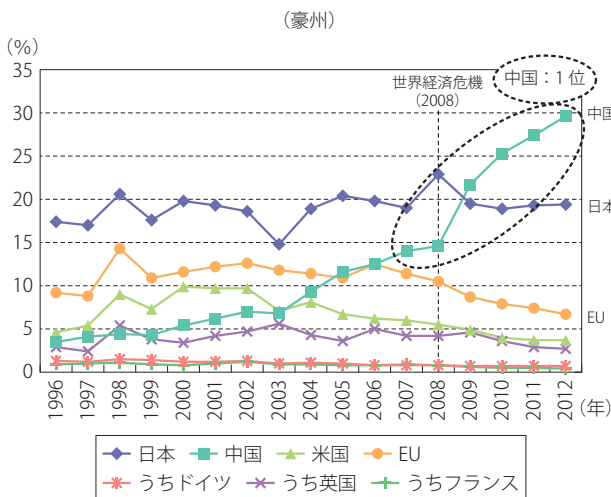
資料：世銀 WITS、国連 Comtrade から作成。



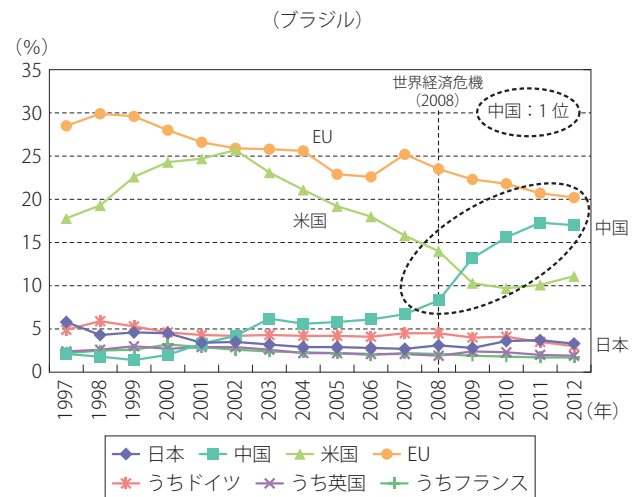
資料：世銀 WITS、国連 Comtrade から作成。



資料：国連 Comtrade から作成。

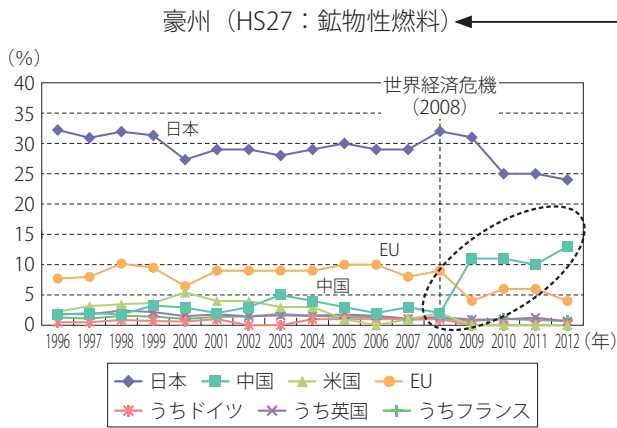


資料：世銀 WITS、国連 Comtrade から作成。



資料：世銀 WITS、国連 Comtrade から作成。

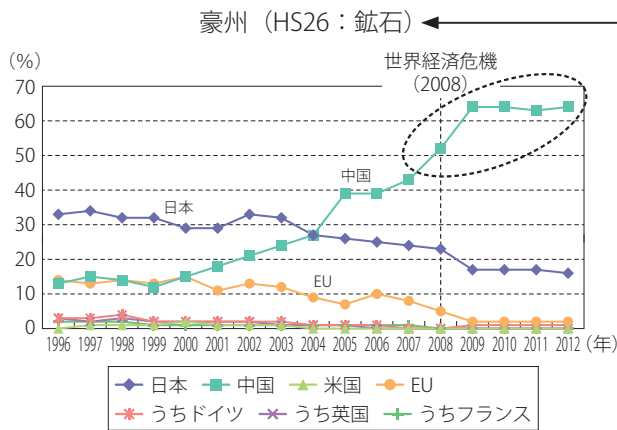
第II-1-3-9図 豪州、ブラジルの主要輸出品とその輸出先



豪州の主要輸出品 (2012)

(単位: 10億ドル, %)

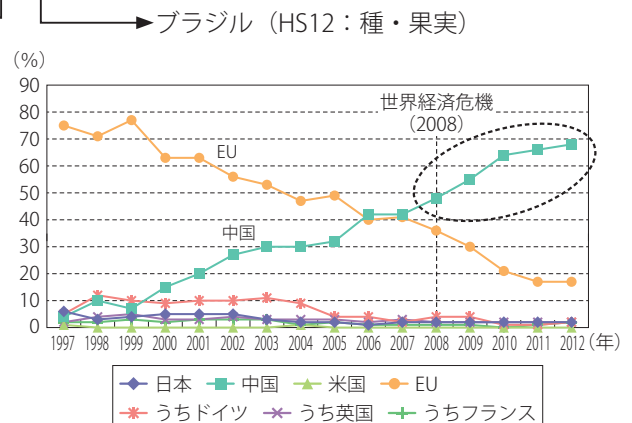
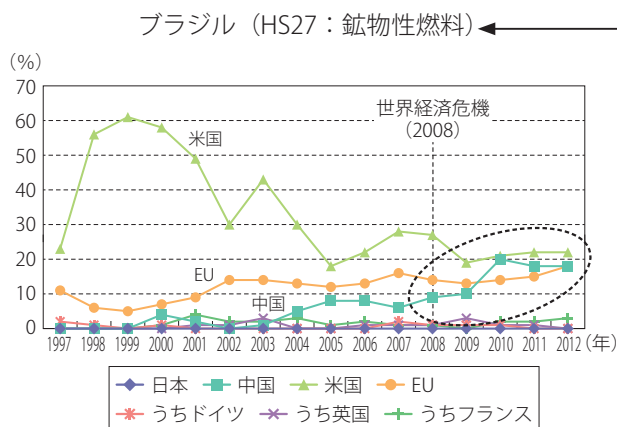
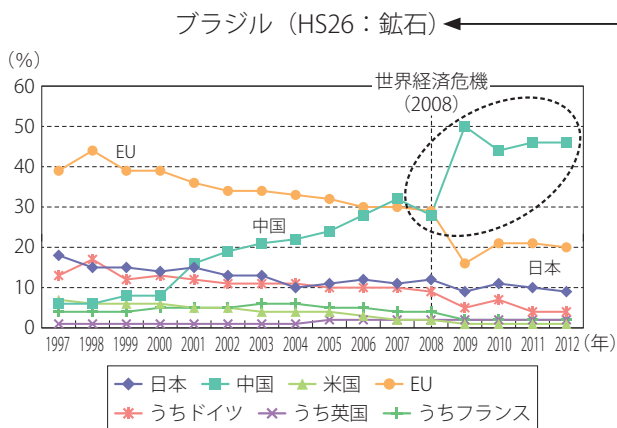
HS	品目	輸出額	シェア
27	鉱物性燃料	72.9	28.4
26	鉱石	69.6	27.2
71	種・果実	17.3	6.8
10	穀物	8.6	3.4
2	肉類	7.4	2.9
84	一般機械	6.1	2.4
28	無機化学品	5.9	2.3
76	アルミニウム	4.4	1.7
30	医療用品	4.4	1.7
74	銅	3.8	1.5
—	その他	55.8	21.8



ブラジルの主要輸出品 (2012)

(単位: 10億ドル, %)

HS	品目	輸出額	シェア
26	鉱石	33.2	13.7
27	鉱物性燃料	26.5	10.9
12	種・果実(大豆)	17.5	7.2
84	一般機械	13.8	5.7
2	肉類	13.7	5.6
17	糖類	12.8	5.3
87	自動車	12.6	5.2
72	鉄鋼	10.7	4.4
23	食品かす(大豆かす)	6.9	2.8
10	穀物	6.5	2.7
—	その他	88.3	36.4

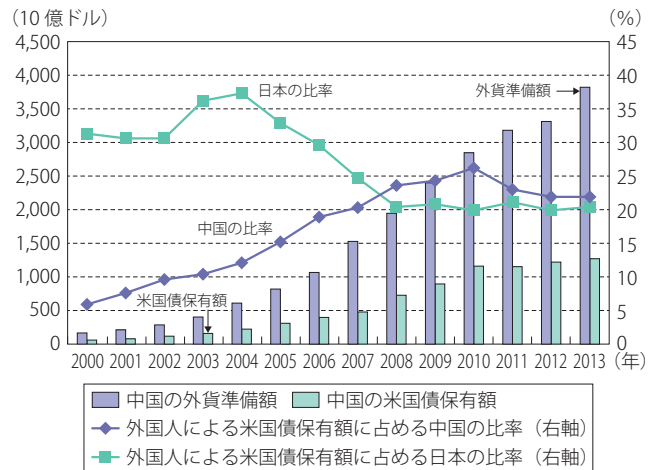


資料: 世銀 WITS、国連 Comtrade から作成。

(4) 外貨準備

中国の外貨準備は2000年代に急速に増加した。外貨準備の増大に伴って、運用資産としての米国債の保有額も急上昇しており、2008年末に日中の順位が逆転し、中国は世界最大の米国債保有国となっている(第II-1-3-10図)。

第II-1-3-10図 中国の外貨準備額と米国債保有額の推移



備考：米国債保有は外国人保有額に対する比率。
資料：CEIC database、中国人民銀行、米国財務省から作成。

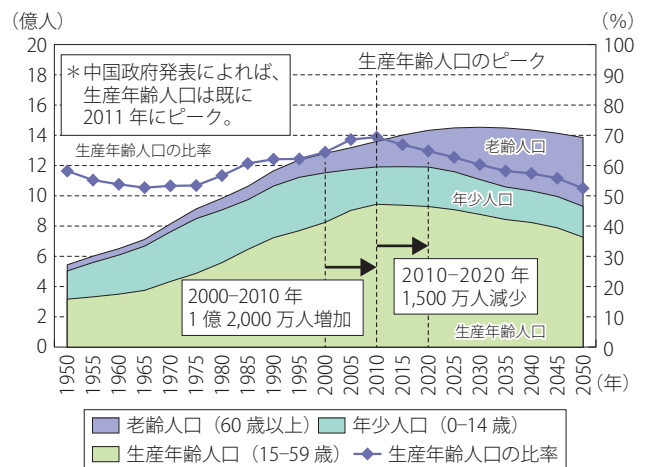
2. 中国の高成長を支えてきた諸条件の変化、成長の歪み

ここまで、中国のプレゼンスの拡大を見てきたが、最近、中国の高成長を支えてきた諸条件が変化しつつあり、成長に伴うゆがみも顕在化してきている。

(1) 人口ボーナスの喪失

これまで中国では、生産年齢にある人口が増加していたため、生産活動の拡大に有利に働いてきた(いわゆる「人口ボーナス」)が、今後は一人っ子政策の影響で高齢化が進むことが予測されている。国連の予測によれば、中国の生産年齢人口は2010年にピークを迎え、それ以降、次第に減少していくと見られている(第II-1-3-11図)。生産年齢人口の全人口に対する比率を見ても、2010年以降、低下し、反対に高齢人口比率は上昇する。このため、経済成長の鈍化や高齢化社会への対応、社会保障の問題が避けて通れないものとなっている。このような中で一人っ子政策の緩和が打ち出されたが、人口構成に効果が現れるまでには長い時間が必要である。

第II-1-3-11図 中国の人口構成の推移



備考：1. 国連による人口推計。上位・中位・下位があるが、ここでは中位推計を表示。
2. 生産年齢の定義は、2014年1月20日付け中国国家統計局プレス発表資料の「16-59歳」を勘案した。
3. 中国国家統計局発表によれば、生産年齢人口は既に2011年にピークとなり、2012年、2013年は減少している。
資料：国連「World Population Prospects : The 2012 Revision」から作成。

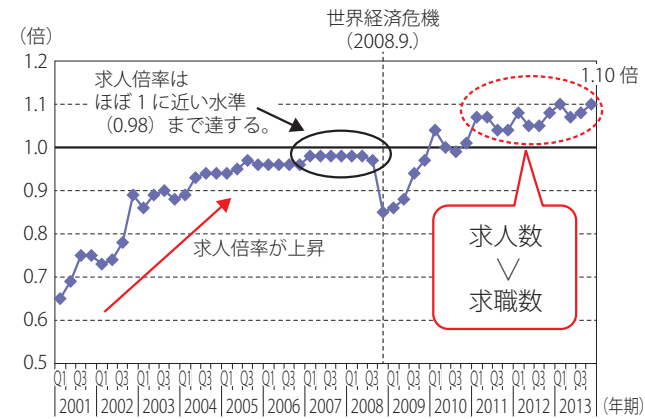
(2) 農村の余剰労働力の減少(ルイスの転換点¹⁰⁶)

総生産年齢人口のピークアウトとともに、生産年齢人口の地域別・業種別移動についても変化が生じている。これまで内陸部は、農村の余剰労働力を沿海部の都市に農民工として供給してきたが、その余剰労働力が減少してきている。農村部の余剰労働力を統計的に把握することは困難であるものの、都市部における求

106 工業化の過程で、農業部門の余剰労働力が工業部門に移動して、農業部門の余剰労働力が枯渇すると、労働需給が窮迫して賃金上昇が生じるとされる。英国の経済学者アーサー・ルイスによって提唱されたため「ルイスの転換点」と呼ばれる。

人倍率の推移を見ると、世界経済危機直前にはほぼ1.0に近い水準にまで達しており、世界経済危機後は一時低下するものの、1.0の境界を越えて更に上昇している（第II-1-3-12図）。

第II-1-3-12図 中国の求人倍率（都市部）の推移

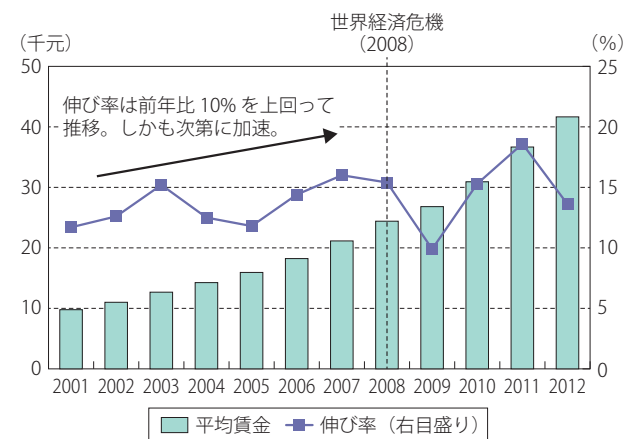


資料：中国人力資源・社会保障部、CEIC Database から作成。

(3) 賃金の上昇

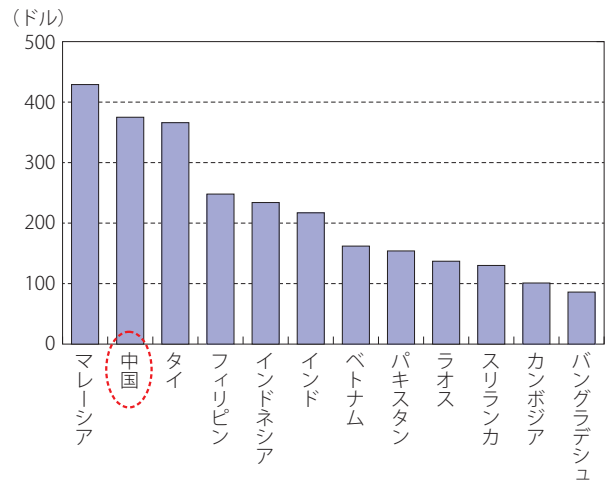
このような都市部における労働需給窮迫の中で、賃金に上昇圧力がかかっている。さらに中国政府は、国民生活向上や消費拡大のため、賃金の上昇を支持しており、このような政府の姿勢と相まって、これまで中国の強みと考えられていた低い賃金水準は、タイ、マレーシアとほぼ同じ水準まで上昇している（第II-1-3-13図、第II-1-3-14図）。

第II-1-3-13図 中国の平均賃金の推移（製造業）



資料：中国人力資源・社会保障部、CEIC Database から作成。

第II-1-3-14図 海外日系企業の基本給月額（製造業/作業員）

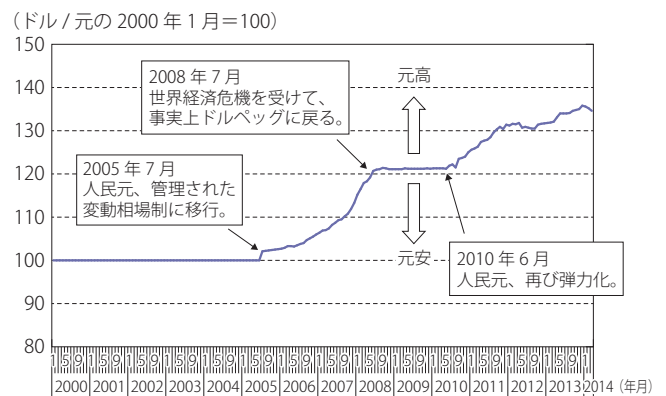


備考：諸手当を除いた給与、2013年10月時点。
資料：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査（2013年度調査）」から作成。

(4) 人民元レートの上昇

既に見たように、中国は大幅な貿易黒字を計上するようになったが、人民元の為替レートは米ドルに固定されており、諸外国からは是正を求める声があげられるようになった。中国は2005年以降、管理フロート制に移行したが、その結果、人民元レートは米ドルに対して緩やかに上昇しており、沿海部の輸出企業を中心に輸出競争力の悪化を懸念する声もあがっている（第II-1-3-15図）。

第II-1-3-15図 人民元の為替レートの推移

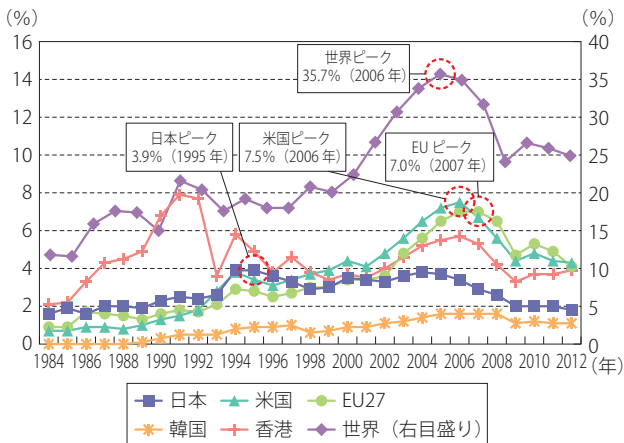


備考：月間平均。
資料：中国人民銀行、CEIC database から作成。

(5) 輸出を通じた他国経済への依存

中国の急速な輸出拡大は、別の面から見れば、輸出を通じた他国への依存が拡大しているとも考えられる。中国の輸出の対GDP比を見ると2006年にピーク（GDP比35.7%）に達している（第II-1-3-16図）。国別のピークを

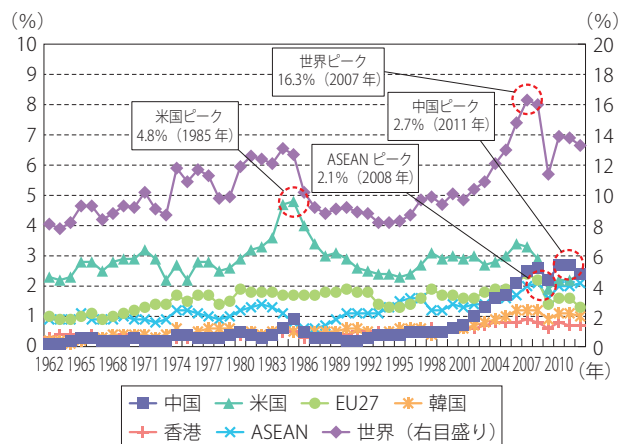
第II-1-3-16図 中国の輸出のGDP比の推移



資料：世銀 WITS、国連 Comtrade、IMF「WEO, April 2014」から作成。

見ると、米国向けが7.5%（2006年）、EU向けが7.0%（2007年）となっている。日本の輸出対GDP比のピークを見ると世界全体では16.3%（2007年）、対米では4.8%（1985年）と、中国の輸出対GDP比のピークは日本に比べて高い（第II-1-3-17図）。世界経済危機後、低下したものの、中国経済の減速が他国に影響を与えやすくなっているととも、中国自身も他国からの影響を受けやすくなっている。

第II-1-3-17図 日本の輸出のGDP比の推移



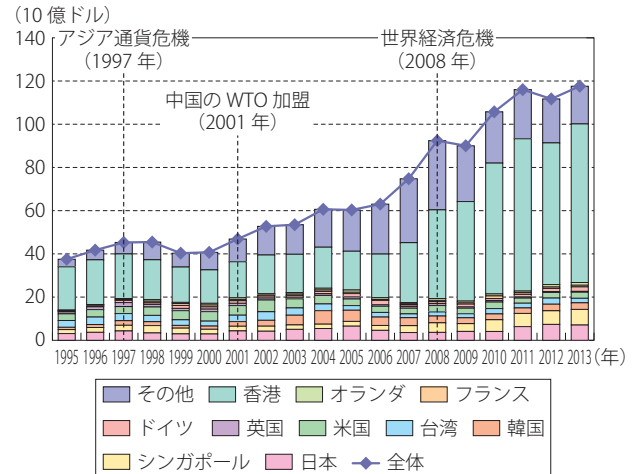
資料：世銀 WITS、国連 Comtrade、内閣府、CEIC database から作成。

(6) 対内直接投資の動向

対外開放政策の下で、外資企業による直接投資は、沿海部を中心に経済成長に貢献してきた。生産の拡大による経済成長だけでなく、内外の関連産業が集積し、技術やノウハウのスピルオーバーも進んだと指摘されている。今後、中国が産業の高度化、高付加価値化など経済成長の質を高めていくためには、直接投資の役割は重要と見られるが、近年、直接投資が頭打ちとなっている（第II

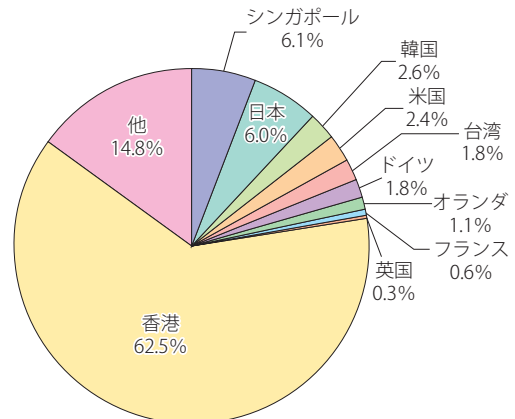
-1-3-18図）。我が国は主要な投資国であり、高いシェアを維持しているが、最近では直接投資額が減少し、伸び率（前年比）マイナスが続いている¹⁰⁷（第II-1-3-19図、第II-1-3-20図）。

第II-1-3-18図 中国の対内直接投資の推移



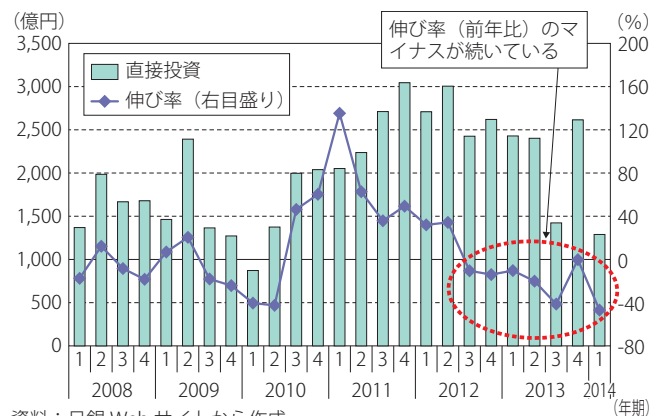
備考：その他には、ヴァージン諸島、ケイマン諸島等を含む。
資料：中国商務部、CEIC database から作成。

第II-1-3-19図 中国の対内直接投資（2013年）



備考：その他には、ヴァージン諸島、ケイマン諸島等を含む。
資料：中国商務部、CEIC database から作成。

第II-1-3-20図 日本の対中直接投資の推移



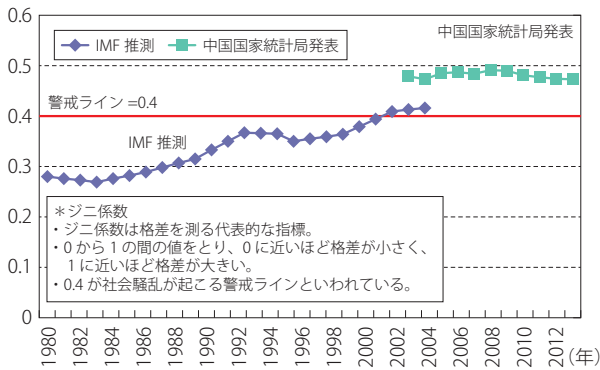
資料：日銀 Web サイトから作成。

107 日本の国際収支統計の直接投資（財務省・日本銀行発表）と中国の直接投資統計（商務部発表）では平仄（ひょうそく）が異なる。ここでは日本の国際収支統計を掲載した。

(7) 所得格差の拡大

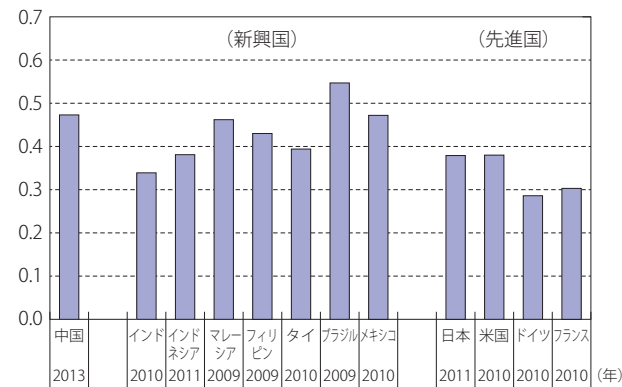
目覚ましい経済発展の過程で成長に伴うゆがみも顕在化してきている。その典型的な例が所得格差の拡大であり、格差を示す代表的な指標であるジニ係数は上昇してきた。最近はやや低下しているものの、依然として警戒ラインと言われる0.4を超えて推移している（第Ⅱ-1-3-21図）。中国のジニ係数を他の主要新興国と比較すると、ブラジルよりは低いものの、同じアジアのインド、インドネシア、フィリピン、タイよりも高くなっている。なお、日本、米国、ドイツ、フランスなどの先進国は中国よりもジニ係数が低い（第Ⅱ-1-3-22図）。

第Ⅱ-1-3-21図 中国のジニ係数の推移



備考：2004年までのデータはIMF推測（IMF「WEO, October 2007」、2003年以降のデータは中国国家統計局発表。
資料：IMF「WEO, October 2007」、中国国家統計局から作成。

第Ⅱ-1-3-22図 主要国のジニ係数の比較

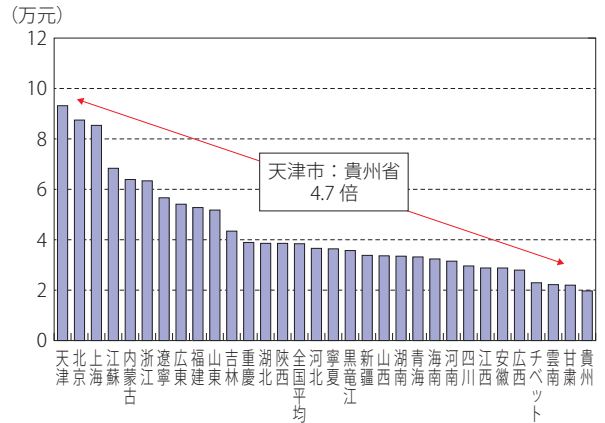


備考・資料：
1. 中国については中国国家統計局、新興国については世銀WDI、日本については厚生労働省「所得再分配調査」、日本以外の先進国についてはOECDデータベースから作成。
2. 各データベースに掲載された最新年のデータを利用したが、データの制約から国によって対象年に相違が生じている。

また、地域間や都市・農村間の格差は、縮小しつつあるものの依然として大きい。例えば、31の省・市・自治区の中で、一人当たりGDPを比べると、最も高い地域と低い地域で5倍近い差が見られる（第Ⅱ-1-

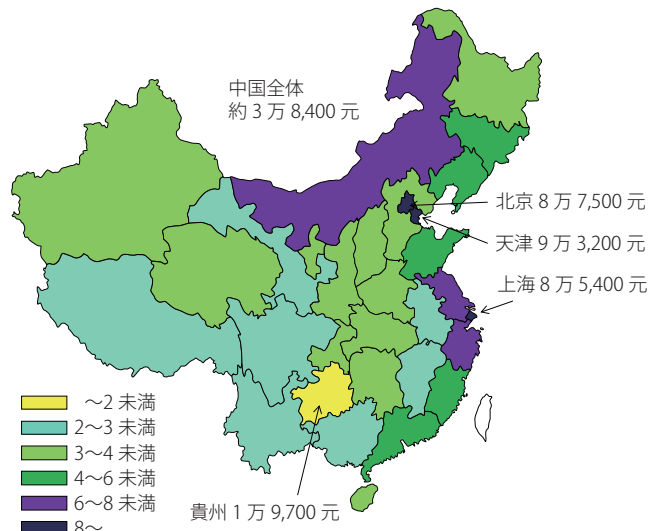
3-23図）。沿海部は輸出産業を中心に発達した高所得の地域が多く、産業基盤の弱い中西部が相対的に低所得となっている（第Ⅱ-1-3-24図）。

第Ⅱ-1-3-23図 中国の地域別一人当たりGDP（2012）



資料：中国国家統計局、CEIC Database から作成。

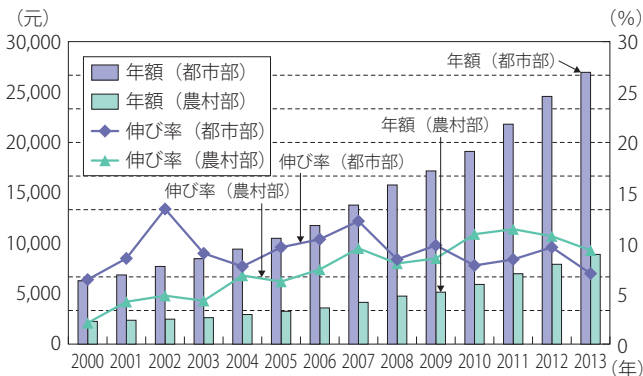
第Ⅱ-1-3-24図 中国の地域別一人当たりGDP（2012）



備考：地図は概略。
資料：中国国家統計局、CEIC Database から作成。

都市部と農村部の所得格差も依然として大きい。2000年代、農村の所得上昇率は次第に加速し、最近では都市部を上回って推移しているが、依然として金額ベースでは約3倍の開きがある（第Ⅱ-1-3-25図）。なお、戸籍制度が存在するため、農村部から都市部への自由な移動は制限されている。

第II-1-3-25 図
中国の都市部と農村部の一人当たり所得の推移



備考：都市部は一人当たり可処分所得、農村部は一人当たり純収入。伸び率は物価調整を行った実質ベース。
資料：中国国家统计局「中国統計年鑑」、プレス発表資料から作成。

3. 構造問題・課題

ここまで見てきたように、これまで中国の高成長を支えてきた諸条件が変化し、成長に伴うゆがみも顕在化してきた。中国の経済成長は、かつての10%を超える成長率から、最近は7%台に低下してきた。このような中で、今後とも中国が経済成長を続けていくための構造改革の必要性が認識されている。

特に最近の中国については、4兆元¹⁰⁸の景気対策の副作用ともいえる過剰設備問題など、昨年の中国共産党中央委員会第三回全体会議¹⁰⁹（略称：三中全会）や今年の全国人民代表大会¹¹⁰（略称：全人代）等において、幅広い分野で構造改革を進めていく方針が発表されているが、その実現には課題も多く、今後の動向を注視していく必要がある。

これらの問題は相互に密接に関係しているが、ここでは便宜的に大きなテーマごとにまとめて概観し、関係する内容は他項を言及する形で記載していく。

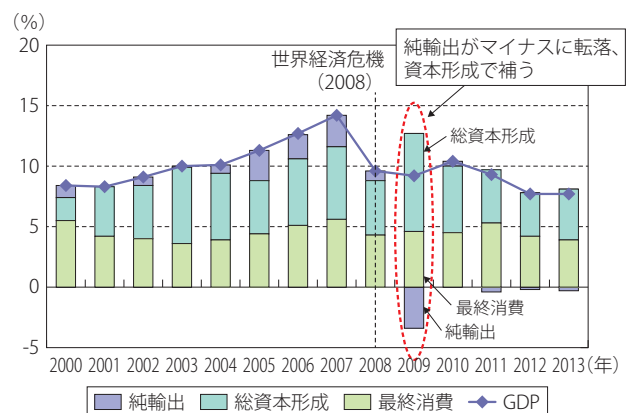
(1) 過剰設備問題

需要に対して生産設備が過剰なために、在庫の増加、価格の低下、稼働率の低下等が生じている。少しでも需要回復が見込まれると急に生産が拡大しやすいために、なかなか生産調整から抜け出せない状態が続いて

いる。以前から生じていた問題であるが4兆元の景気対策が終了した後に深刻化した。特に、鉄鋼、セメント、ガラス等の業種で顕著に表れている。その背景には、投資主導型の経済成長モデルの問題や国有企業の問題等がある。

中国の実質GDP成長率の需要項目別寄与度の推移を見ると、2000年代の中国の成長に総資本形成が大きな役割を果たしていることが分かる（第II-1-3-26図）。世界経済危機のあった2008年はGDP成長率が急減し、さら

第II-1-3-26 図 中国のGDP伸び率の寄与度の推移



資料：中国国家统计局、CEIC database から作成。

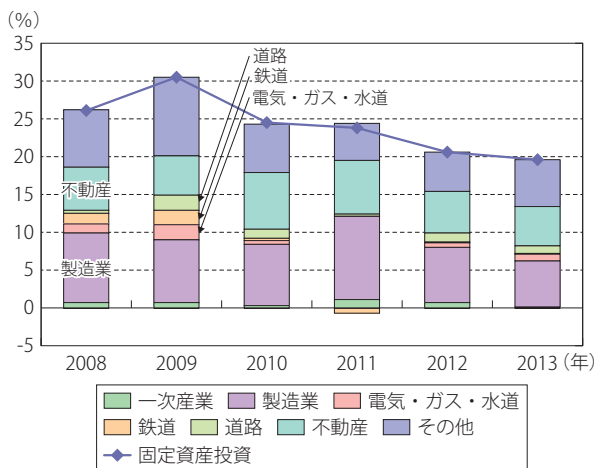
¹⁰⁸ 4兆元を当時の中国経済の規模で考えると、2009年GDP比では約12%に相当し、中央政府の年間財政収入3.6兆元を上回るほど大規模なものであった。4兆元の景気対策は2009年～2010年の2年間にわたって実施され、地方政府も負担を求められた。このような大規模な財政支出が行われた結果、景気は回復したものの、問題も生じることとなった。

¹⁰⁹ 中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議。現在の指導部を選出した第18期共産党大会（2012年）以後、3回目の中央委員会全体会議。党大会は5年ごとの開催のため、その間における党の最高意思決定機関。

¹¹⁰ 日本の国会に相当。毎年3月頃に開催される。

に翌2009年は純輸出の寄与度が大幅なマイナスに転じたが、中国政府は4兆元の景気対策で総資本形成を大幅に積み増すこと等で成長率の減速を抑えた。景気対策自体は公共工事が多かったが、その資材を供給する製造業の設備投資も行われ（第II-1-3-27図）、景気対策の終了とともに、過剰設備問題が顕在化してきた。

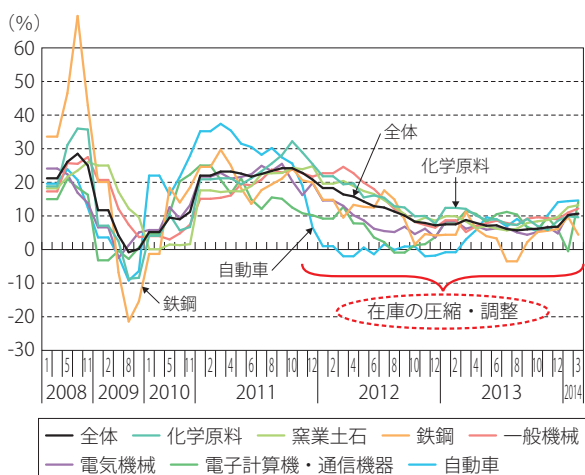
第II-1-3-27図
中国の固定資産投資の業種別寄与度の推移



備考：固定資産投資は農村部の家計の投資を除く。
資料：中国国家统计局、CEIC Database から作成。

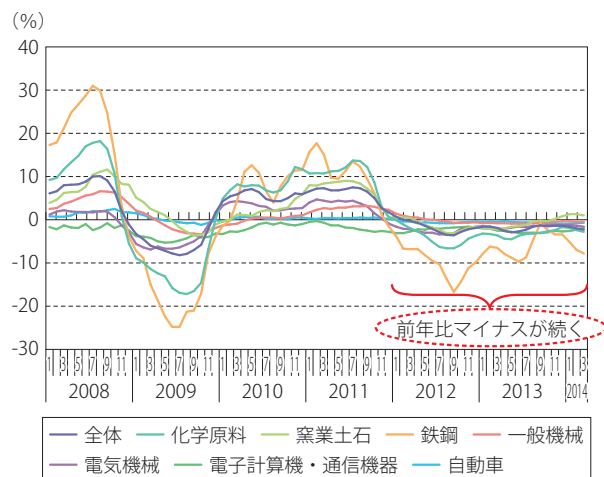
在庫と価格の動きを見ると、景気対策の対象期間であった2010年までは、在庫、生産者物価とも高い伸びを維持していたが、2011年末から伸びが低下を始め、特に生産者物価は2012年以降約2年にわたって前年比マイナスが続いている（第II-1-3-28図、第II-1-3-29図）。その結果、稼働率は低い水準にとどまっている（第II-1-3-30表）。また、中国の長期的な生産

第II-1-3-28図
中国の主要製品の在庫（前年同期比）の推移



資料：中国国家统计局、CEIC Database から作成。

第II-1-3-29図
中国の生産者物価の伸び率（前年同期比）の推移



備考：自動車については、2011年までは輸送機械、2012年以降は自動車のみの数値。

資料：中国国家统计局、CEIC Database から作成。

第II-1-3-30表 中国の設備稼働率

(単位：%)

鉄鋼	セメント	アルミ	板ガラス	船舶
72.0	73.3	71.9	73.1	75.0

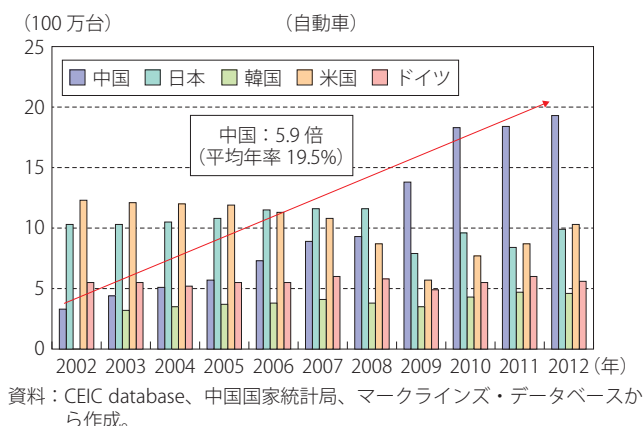
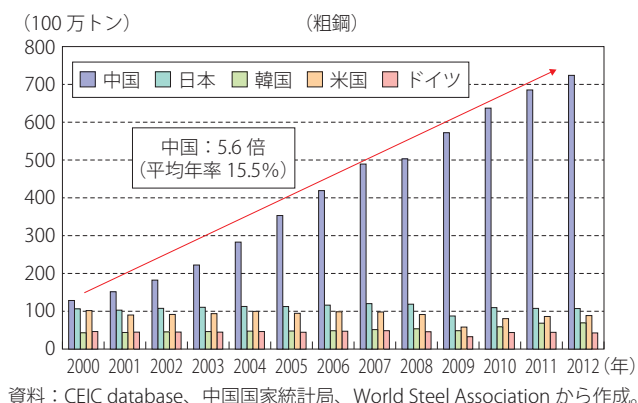
資料：国务院「深刻な生産能力過剰問題解消に関する指導意見」（2014年10月）から作成。

動向を主要国と比較すると、鉄鋼等において中国が突出して生産を拡大していることが分かる（第II-1-3-31図）。

過剰設備に陥りやすい背景には、経済成長を優先する地方政府の姿勢、国有企業は効率性の低い投資でも実行しやすいこと等が挙げられる。また、マクロ経済的要因として、労働分配率が低く、貯蓄性向が高いことから、投資が拡大しやすいこと等も挙げられる。

このような状況に対して中央政府は過剰設備解消に向けた方針を表明している。例えば、2013年10月、中国政府は鉄鋼、セメント、アルミ、板ガラス、船舶の5業種を特定して、新規増産事業の禁止、立ち後れた生産設備のとう汰、業界の再編促進、輸出拡大、技術力の底上げ等の方針を表明し、鉄鋼分野では、生産能力8000万トン削減する目標を掲げた。その実現に当たっては、地方経済の鈍化を懸念する地方政府との調整等が課題となっている。

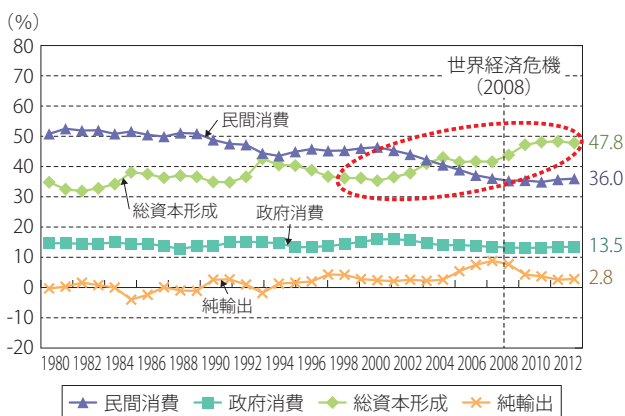
第II-1-3-31 図 主要国における鉄鋼・自動車の生産量の推移



(2) 投資主導成長モデルからの転換

過剰投資の背景には、投資主導型の経済成長モデルが影響している。すでに見たように2000年代の中国の経済成長に総資本形成は重要な役割を果たしており、不況時の景気対策においても投資が利用されてきた。中国のGDPに占める投資、消費のシェアの推移を見ると、2000年代を通じて投資のシェアが上昇しており、反対に民間消費のシェアは低下している。中国の投資シェアを他国と比較すると、日本、韓国等の高度成長期の最高値と比べても突出して高い水準に達している(第II-1-3-32図)。

第II-1-3-32 図 中国のGDP 構成比の推移



GDP に占める資本形成のシェア

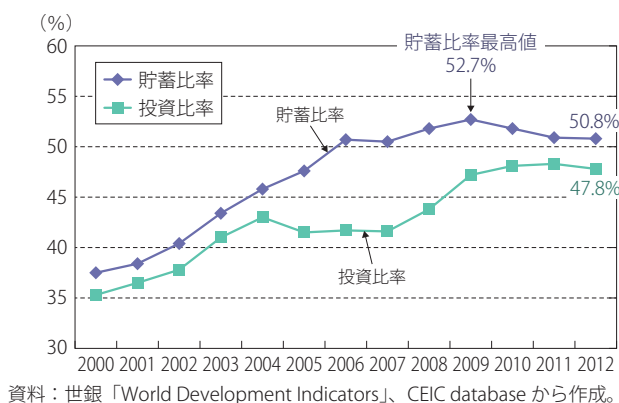
	最高値	年
日本	36.4%	1973年
韓国	38.0%	1991年
台湾	30.9%	1980年

資料：中国国家統計局、CEIC database から作成。

このような投資主導になるマクロ経済的要因としては、資金が消費より投資に回りやすいことが挙げられ

る。例えば、中国の国内貯蓄率は上昇しており、高い貯蓄率が間接金融を通じて投資を支えている(第II-1-3-33図)¹¹¹。高い貯蓄率の背景として、社会保障制度が十分に整っていないため、老後への不安等から消費を抑え貯蓄に回していることが指摘されている。

第II-1-3-33 図 中国の国内貯蓄・投資の対GDP 比の推移

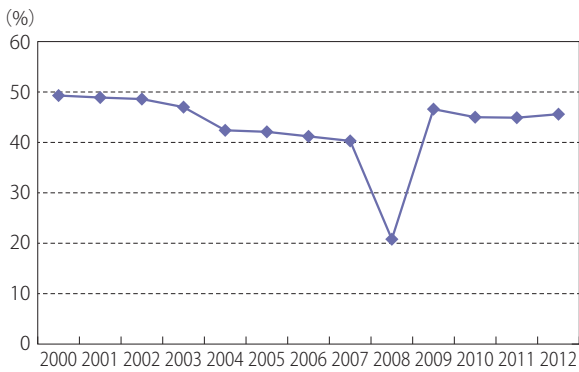


また、中国の労働分配率が低いことも影響している。中国の労働分配率は、2000年代、世界経済危機まで(2000-2007年)に10%ポイント近くも低下していた。2008年に更に大きく低下した後、2009年は回復したものの、直近でも欧米主要国の60%台に対して、中国は40%台と低い水準にとどまっている(第II-1-3-34図)。

政府としては、投資主導から、投資、消費、輸出のバランスのとれた成長への転換を方針として掲げている。しかし、そのためには、効率的な投資行動を促すような市場メカニズムの促進、消費拡大をもたらすような所得の向上・再分配、社会保障制度の整備等が関わってくるが、地方政府や既得権益層との調整、財源問題なども含め、幅広い課題に取り組む必要がある。

111 ただし、高齢化の進展のため、将来の貯蓄率が低下する可能性はある。

第II-1-3-34 図 中国の労働分配率の推移



労働分配率（2012年）

中国	43.9
日本	60.6
米国	63.7
英国	70.5
ドイツ	68.5
フランス	69.0

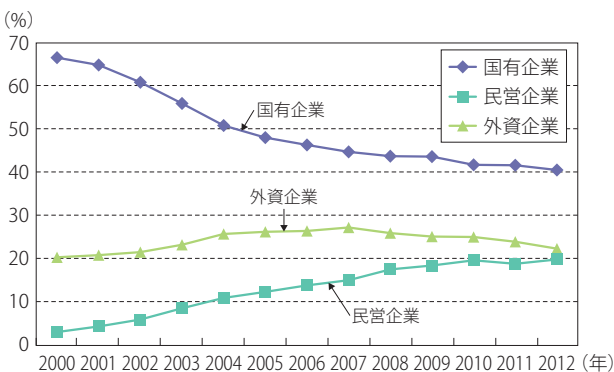
備考：1. 中国の数値は、GDPに占める雇用者所得の比率を31省市別データを合計して計算。
2. 主要国の数値は、日本、米国のみ2011年。
資料：中国国家统计局、CEIC database、OECDから作成。

(3) 国有企業問題

中国では、市場経済化の過程で、国有企業の民営化等の改革が進められてきた。その結果、企業数や総資産で見た国有企業の比率は低下してきたが、2000年代中頃から低下が緩やかになった（第II-1-3-35図）。特に4兆元の景気対策では公共事業の多くが国有企業によって受注されたとされ、「国進民退」ともいわれた。

国有企業が特定の産業分野を独占・寡占する状況が続いている。例えば、鉱工業においては、石炭、石油・天然ガスなど資源の採掘、電気、ガス、水道、鉄鋼、

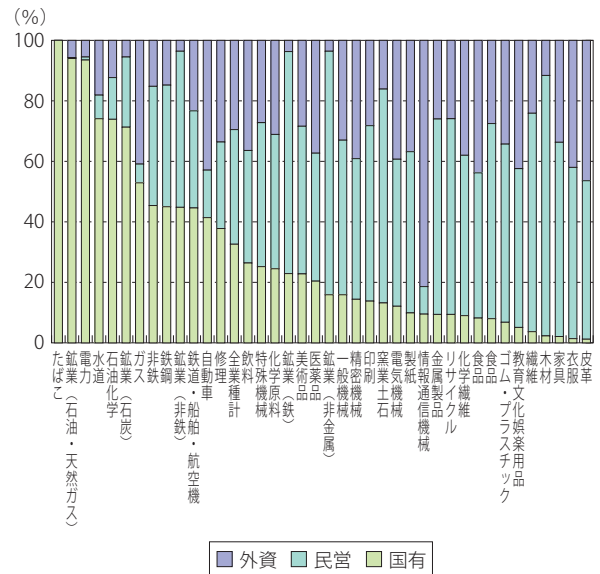
第II-1-3-35 図 中国の鉱工業分野の企業の総資産に占めるシェアの推移



備考：鉱工業は、鉱業、製造業、電気・ガス・水道を含む。
資料：中国国家统计局、CEIC databaseから作成。

非鉄金属で高いシェアを有している（第II-1-3-36図）。さらに、鉱工業以外の金融、交通、通信等でも国有企業が支配的である。

第II-1-3-36 図 中国の鉱工業分野の企業の事業収入におけるシェア（2012）

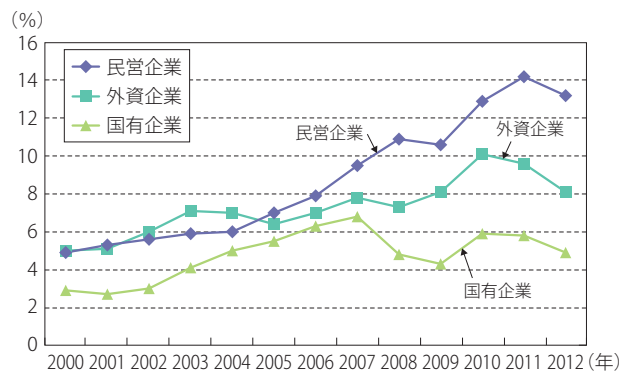


備考：主營業務からの収入。国有、民営、外資の合計に対する比率。
資料：中国国家统计局「中国統計年鑑」から作成。

国有企業の問題点として、効率性が低い点が挙げられる。例えば、企業形態別に総資産利益率を比べると、国有企業は民営企業より低い水準で推移しており、世界経済危機後、両者の差は拡大している（第II-1-3-37図）。既に述べたように過剰設備投資の背景として、国有企業が効率性の低い投資でも実行しやすいことが指摘されている。

政府の方針としては、国有企業の主体的地位を堅持する一方で、民営企業の発展も奨励している。三中全会の

第II-1-3-37 図 中国の鉱工業分野の企業の総資産利益率の推移



備考：1. 鉱工業は、鉱業、製造業、電気・ガス・水道を含む。
2. 総資産利益率は、国有・民営・外資企業の利潤総額/総資産として計算した。
資料：中国国家统计局、CEIC databaseから作成。

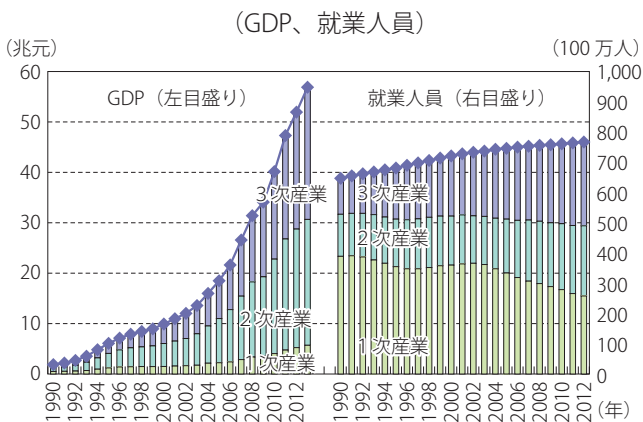
決定では、国有企業について、政治との分離、一部業務の開放及び情報公開等の国有企業改革の推進、公共財政への納付比率の30%までの引上げとともに、民营企业に対しては、潜在的な参入障壁の撤廃が決定されているが、その実現については今後注視していく必要がある。

(4) 産業の高度化

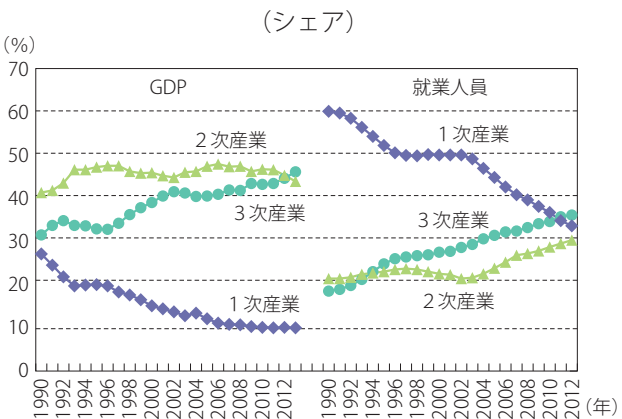
中国の生産年齢人口が減少に向かう中で、産業構造を高度化するとともに、生産性の向上や高付加価値化も重要な課題である。中国の産業構造は、GDPにおいて第2次（工業）、第3次産業（サービス業）が拡大する一方、従事者数においては依然として第1次産業（農業）が大きな割合を占めている（第II-1-3-38図）。その結果、一人あたり生産額で見ると、第1次産業が低い水準に止まっている。産業別のGDPシェアを見ると、第2次産業が半分近くを占め、経済成長を支えてきたが、第3次産業も着実に上昇し、2013年に初めて第2次産業を上回った。先進国に比べれば

依然として第3次産業のシェアが低いものの、中国においても徐々にサービス産業化が進んできている。また、第3次産業は、雇用吸収力が高く、就業人員のシェアでは1990年代半ば以降、第2次産業を上回って推移している。第3次産業の中では、公務、教育、衛生・社会サービスから、金融、不動産、情報通信、対事業所サービスなど幅広い分野で雇用が拡大している（第II-1-3-39表）¹¹²。政府としては、農業の改善を進め

第II-1-3-38図 中国の産業構造の推移



備考：就業人数については2013年の統計が未公表。
資料：中国国家統計局、人力資源社会保障部、CEIC Databaseから作成。



備考：就業人数については2013年の統計がまだ未公表。
資料：中国国家統計局、人力資源社会保障部、CEIC Databaseから作成。

第II-1-3-39表 中国の都市部における業種別就業者

(除：民营企业、個人経営)

(単位：万人、%)

	2003	2012	増加人数	伸び率 (年平均)
全産業	10,970	15,236	4,267	3.7
第一次	485	339	▲146	▲3.9
農林水産	485	339	▲146	▲3.9
第二次	4,600	7,248	2,648	5.2
製造	2,981	4,262	1,282	4.1
建築	834	2,010	1,177	10.3
鉱業	488	631	143	2.9
電気・ガス・水道	298	345	47	1.6
第三次	5,885	7,650	1,764	3.0
公務	1,171	1,542	371	3.1
教育	1,443	1,653	211	1.5
衛生・社会サービス	486	719	234	4.5
卸・小売	628	712	84	1.4
運輸・郵便	637	668	31	0.5
金融	353	528	175	4.6
研究開発	222	331	109	4.5
対事業所サービス	184	292	109	5.3
不動産	120	274	154	9.6
宿泊・飲食	172	265	93	4.9
水利・環境、公共施設管理	173	244	71	3.9
情報・通信	117	223	106	7.4
文化・スポーツ・娯楽	128	138	10	0.8
対個人サービス	53	62	9	1.8

備考：1. 同じ平仄で統計が公表されているのは2003年から。
2. 2012年の就業者数の多い順に並べた。
資料：中国国家統計局「中国統計年鑑」から作成。

(民营企业、個人経営)

(単位：万人、%)

	2008	2012	増加人数	伸び率 (年平均)
全産業	8,733	13,200	4,467	10.9
第二次				
製造	1,901	2,358	457	5.5
建築	384	600	216	11.8
第三次				
卸・小売	3,540	5,407	1,867	11.2
対事業所サービス	495	923	429	16.9
宿泊・飲食	596	838	243	8.9
対個人サービス	533	807	274	10.9
運輸・郵便	296	574	278	18.0

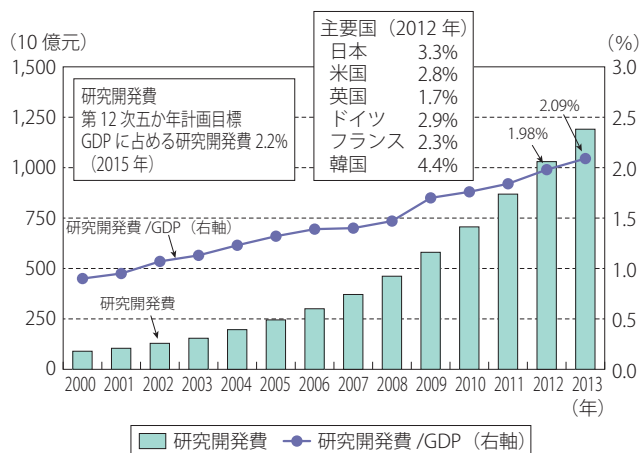
備考：1. 全ての業種が網羅されていないため、各産業の合計は全産業と一致しない。
2. 同じ平仄で統計が公表されているのは2008年から。
3. 2012年の就業者数の多い順に並べた。
資料：中国国家統計局「中国統計年鑑」から作成。

112 就業者数の業種別詳細内訳は、データの制約から近年の都市部における就業者数で分析した。

るとともに、雇用吸収力も高いサービス業の振興を図る方針を掲げている（第12次五か年計画では2015年までにサービス業の対GDP比を47%まで引き上げることが目標、2013年実績は46.1%）。

また、産業の生産性向上、高付加価値化のために研究開発は重要な役割を果たす。研究開発活動は活発化してきており、研究開発費、研究開発費の対GDP比は共に上昇してきている。研究開発費の対GDP比を主要国と比較すると、日本、米国等には及ばないものの、既に英国を上回っている（第II-1-3-40図）。

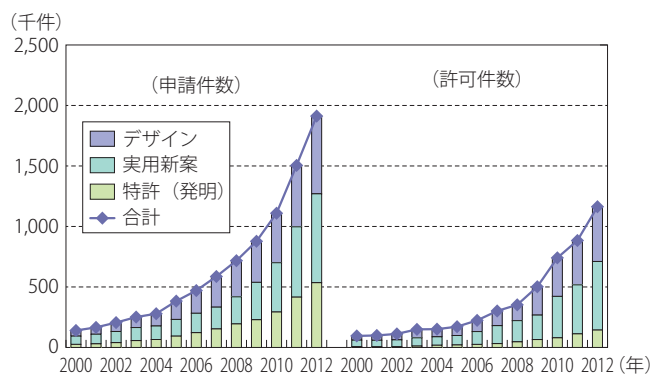
第II-1-3-40図 中国の研究開発費の推移



資料：中国国家统计局、CEIC database、OECD「Main Science and Technology Indicators」から作成。

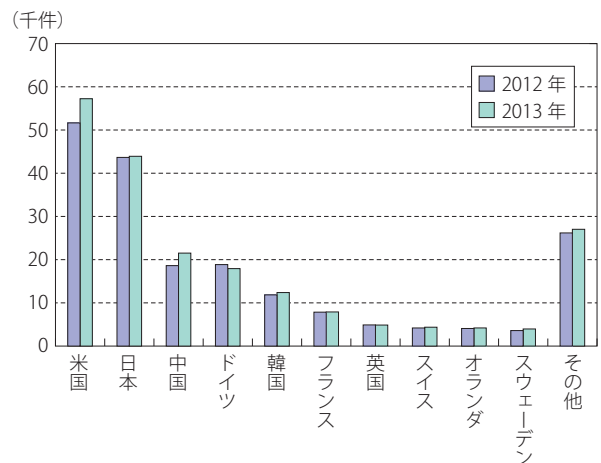
その成果としての特許（発明）等の件数も増加してきている（第II-1-3-41図）。特許の国際出願件数を主要国と比較すると、WIPO（世界知的所有権機関）発表によれば、中国は2013年にドイツを抜いて世界第3位となった（第II-1-3-42図）。また、企業別に見ても、上位10社のうち、日本は3社、中国は2社が入り、第1位は日本企業であったものの、第2位、第3位は中国企業が占めた（第II-1-3-43表）。この

第II-1-3-41図 中国の特許等の件数の推移



備考：中国国内からの特許等の件数。
資料：中国国家统计局「中国統計年鑑」から作成。

第II-1-3-42図 特許の国際出願上位10か国



備考：特許協力条約に基づく国際出願件数の上位10か国。2013年は推定。
資料：WIPO Web サイトから作成。

第II-1-3-43表 特許の国際出願上位10社の国籍

国籍	社数	業種
日本	3	電気機械(1位、6位)、自動車(8位)
米国	2	電気機械(4位、5位)
中国	2	電気機械(2位、3位)
ドイツ	1	自動車(7位)
スウェーデン	1	電気機械(9位)
オランダ	1	電気機械(10位)

備考：特許協力条約に基づく国際出願件数の上位10社。
資料：WIPO Web サイトから作成。

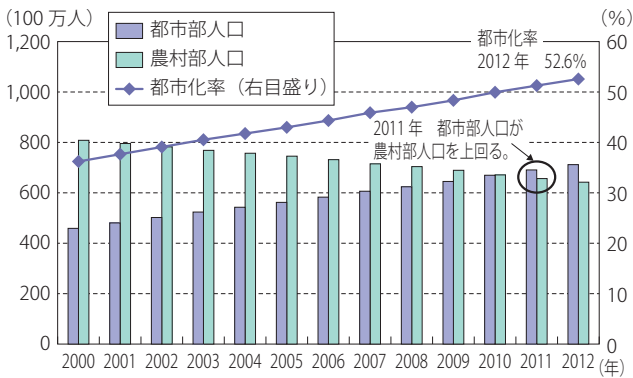
ように積極的に技術開発を行い特許取得を目指している企業も登場している。

(5) 都市化

都市化の進展は産業構造の高度化に寄与すると考えられる。都市化は、生産面では生産性の低い第1次産業から、相対的に生産性の高い第2次・3次産業への労働力移動をもたらす。また、需要面では住宅や交通網などの都市インフラ整備の投資、家電などの耐久消費財、娯楽・医療・教育などの各種サービスへの需要を喚起して経済成長を促進すると見られている。中国では2000年代を通じて、都市部の人口が増大するとともに、農村部人口の減少が進み、都市化が進展した（第II-1-3-44図）。直近では都市化率は50%を超えている。

政府としては、都市化率を更に2020年までに60%、2030年までに65~70%に引き上げることを目標としている。そのためには、農村戸籍者と都市戸籍者の差別的待遇をなくすための戸籍制度改革、公共サービス、住宅等の生活環境の整備、適正価格での土地収用を行うための土地管理制度改革、地方政府の財政問題などに取り組む必要がある。

第II-1-3-44 図 中国の都市化の推移



資料：中国国家統計局、CEIC Database から作成。

(6) 規制緩和・市場開放

依然として、サービス業など特定分野への参入制限など、民営企業、外資企業に対する規制が強く残っている。政府としては、徐々に規制緩和を行う方針を打ち出している。特に中国（上海）自由貿易試験区では、人民元の資本勘定取引の自由化や、金融、物流などサービス業への参入規制緩和（ネガティブリスト方式に移行）を試行的に先行実施し、その結果をもとに全国的に拡大実施を検討することとしている（第II-1-3-45表）。新規参入やビジネス拡大のチャンスとなり得るが、現在発表されている投資のネガティブリストは従来とほとんど変わっていないなど、今後の動きを注視していく必要がある。

第II-1-3-45表 中国（上海）自由貿易試験区の概要

①開設時期：2013年9月開設。
②対象地域：上海市の外高橋保稅区、外高橋保稅物流園区、洋山保稅港区、浦東空港綜合保稅区
③趣旨：改革・開放政策を試行的に先行実施し、その結果をもとに全国的に拡大実施を検討する。
④先行実施が想定されている政策： 次のような項目が想定されているが、具体的内容は順次公表されていく予定。 ・外国投資に関して、ネガティブリストに記載されていない項目については、事前の審査・認可が不要（届出制へ移行）。 ・金融、運輸、商業・貿易、専門（弁護士業等）、文化等のサービス業分野における拡大開放を実施。 ・人民元の自由化、金利の自由化、人民元クロスボーダー取引等を試験的に実施。 等

資料：JETRO 資料等から作成。

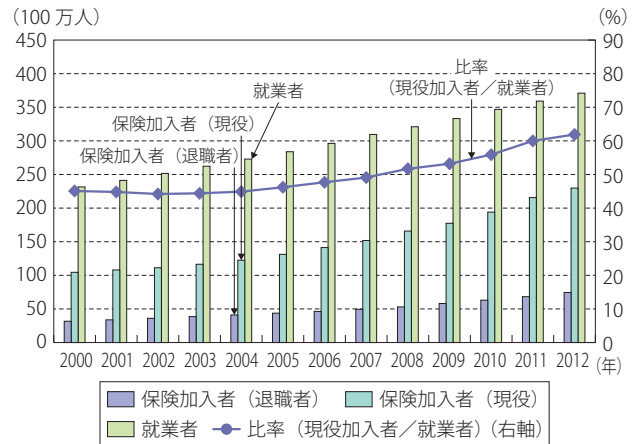
(7) 社会保障制度

中国では、社会主義計画経済の時代は、国有企業等が従業員の社会保障まで担っていたが、市場経済化とともに政府が年金や医療保険等を運営する形態に変更されて

きた。近年、都市部では年金、医療保険などの加入率が上昇してきているものの、依然として、就業者のうち、年金で4割弱、医療保険で5割弱が加入していない（第II-1-3-46図、第II-1-3-47図）。また、制度が都市戸籍・農村戸籍で分かれているため、都市に住む農民工が都市の社会保障を受けられない、全国統一の制度になっていないため、他の地域に移住した場合、それまでに支払った掛金の移動が認められないなどの問題も生じている。政府は年金加入を促進するなど社会保障整備を進めていく方針を掲げているが、戸籍制度改革や社会保障の財源問題などが課題となっている。

第II-1-3-46 図

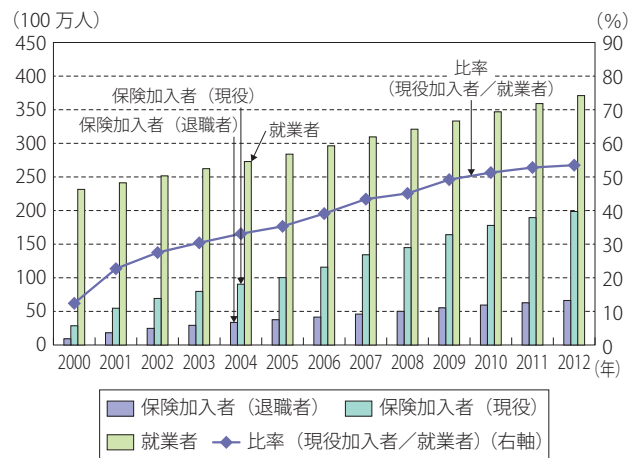
中国の都市従業者基本養老保険（年金）加入者数の推移



資料：中国国家統計局「中国統計年鑑」から作成。

第II-1-3-47 図

中国の都市従業者基本医療保険加入者数の推移



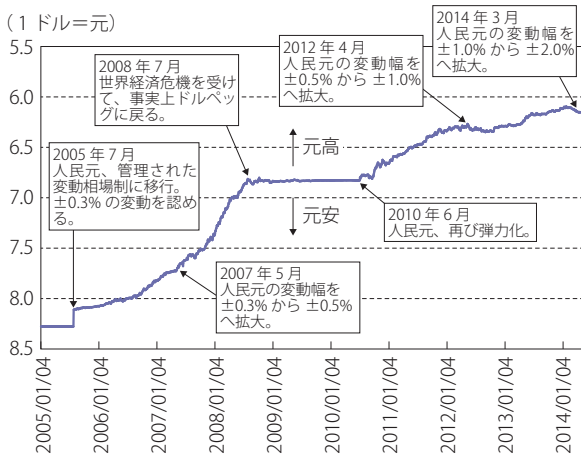
資料：中国国家統計局「中国統計年鑑」から作成。

(8) 為替相場の弾力化・自由化

人民元は2005年7月に管理された変動相場制に移行した。一時、ドルペッグに戻った期間があるものの、1日に許容される変動幅も当初は上下0.3%だったが、

徐々に拡大されており、為替レートの弾力化が進められてきた。その間に人民元は緩やかに上昇している(第II-1-3-48図)。

第II-1-3-48図 人民元の為替レートに係る制度変更

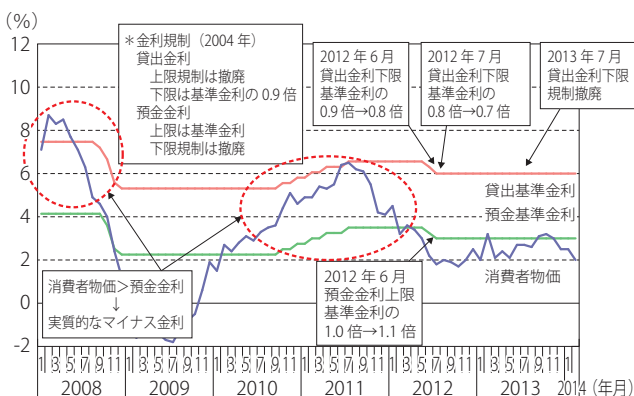


資料：中国外貨取引センター、CEIC database から作成。

(9) 金利規制とシャドーバンキング

中国では銀行の金利水準は規制されてきた。2004年以降、貸出金利については下限、預金金利については上限が設定され管理されていたが、この制度は銀行に一定の利ざやを保障する一方で、預金者には往々にして物価上昇率が預金金利を上回るといった実質的なマイナス金利を生じさせた。これは後に説明するシャドーバンキングが拡大する背景となった。次第に金利の自由化が進められ、貸出金利については2013年6月に規制が撤廃されたが、預金金利については、2012年6月に上限が引き上げられたものの、依然として上限(基準金利の1.1倍)の規制が続いている(第II-1-3-49図)。

第II-1-3-49図 中国の政策金利及び金利規制の推移

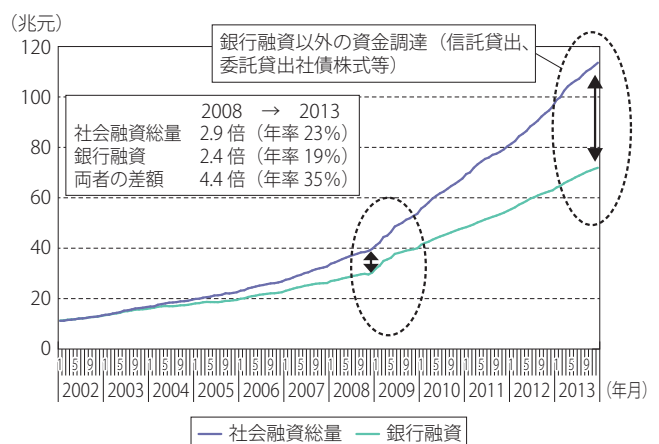


備考：1年物金利。
資料：中国人民銀行、国家統計局、CEIC Database から作成。

ただし、金利の自由化は、金融機関の競争が激化し、体力の弱い金融機関が経営困難に陥る可能性があり、金融機関破綻に備えたシステムが必要となる。

このような政府による預金金利の規制、銀行の国有企業優先の融資姿勢など、資金の出し手側・借り手側双方の要求を背景に、当局に管理されない銀行融資以外の資金調達(シャドーバンキング)が拡大している。シャドーバンキングについて、厳密な定義はないものの、おおむね銀行融資以外の資金調達を意味している。社会融資総量と銀行融資の残高を推定して比べてみると、2009年以降、両者の差は急速に拡大している(第II-1-3-50図)。

第II-1-3-50図 中国の社会融資総量・銀行融資(ストック)の試算



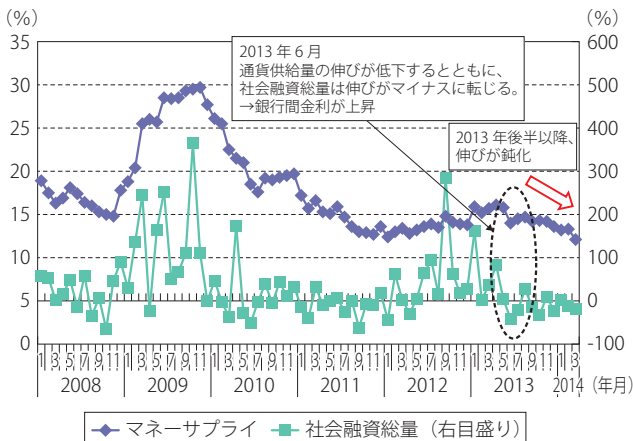
備考：1. 社会融資総量のストックは、便宜的に、2001年12月の銀行融資残高に、2002年からデータが公表されている社会融資総量(増加額)の累計として計算した。
2. 項目間の重複計算等の問題があるため、単純に差額がシャドーバンキングになるわけではない。

シャドーバンキングは銀行融資が受けられない中小民営企業への資金供給が可能になるという面があるものの、政府の監督が行き届かないため、返済が滞った際の混乱や正規の金融政策の実効性を損なうという面もある。

また、政府は、不動産価格の上昇や地方政府の債務問題への対応として、不動産、地方政府のインフラ建設への融資を制限しようとしているが、シャドーバンキングを通じて、これらの分野に資金が回っていると見られる。

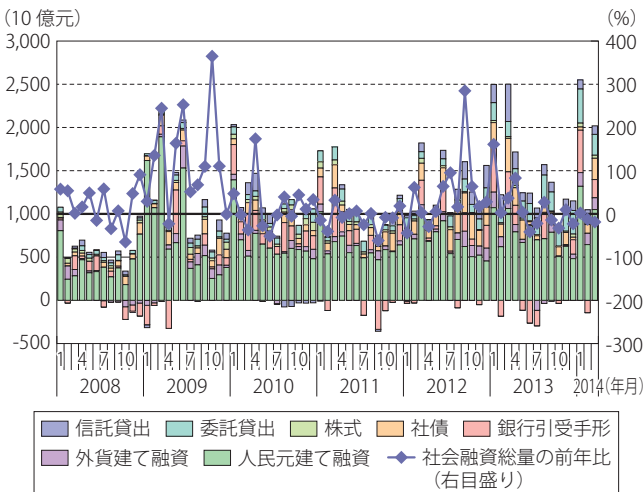
これに対して2013年後半、通貨供給量や社会融資総量の伸びは鈍化しており、余剰資金を回収しようとする政府の意図も伺える(第II-1-3-51図、第II-1-3-52図)。しかし、政府が余剰資金を回収するため、通貨供給量を絞ろうとすると、金利が過敏に反応するなど金融市場が不安定になっており、難しいかじ取りを強いられている(第II-1-3-53図)。

第II-1-3-51 図 中国の通貨供給量及び社会融資総量の伸び率



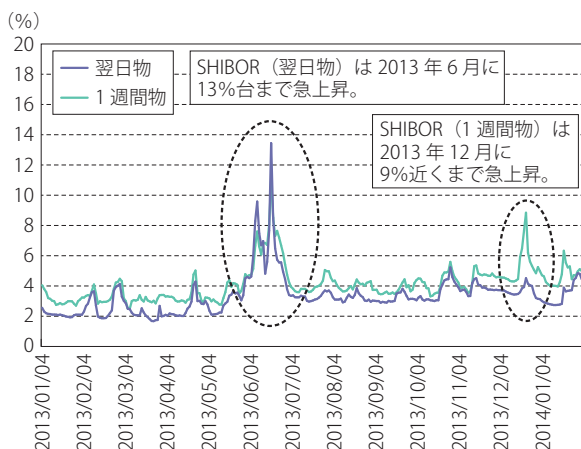
資料：中国人民銀行、CEIC database から作成。

第II-1-3-52 図 中国の社会融資総量（内訳）の推移



資料：中国人民銀行、CEIC Database から作成。

第II-1-3-53 図 中国の銀行間取引金利（SHIBOR）の推移



資料：CEIC database から作成。

このようなシャドーバンキングの規模については、正確な統計がないが、おおむね GDP の 4 割～6 割程度との見方が多い。

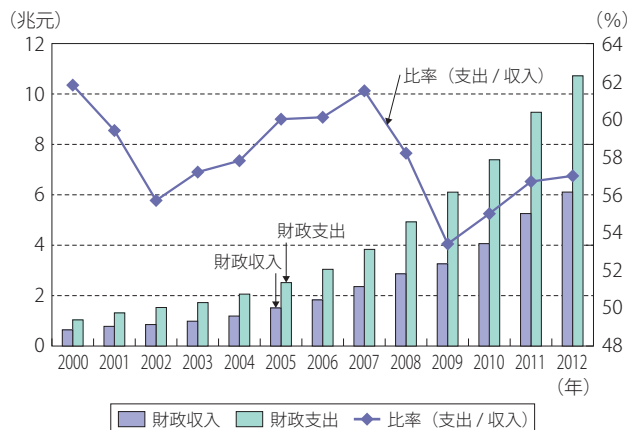
中国のシャドーバンキングは、国際的に見て必ずしも高い水準にあるわけではないが¹¹³、急速に拡大してきており、実態が不透明なため影響が予測しにくい。政府は、銀行に理财产品の報告を求めるとともに、シャドーバンキングを政府のコントロール下におく方針を示している。このような中で 2014 年 3 月に社債のデフォルトが伝えられ、政府は個別の事情によっては一部のデフォルトを容認する姿勢を示すとともに、監督を強化してシャドーバンキングをコントロールする方針を示している。

なお、現在の金融制度では中小企業に対して資金が回りにくくなっている。シャドーバンキングに対する管理を強化するとともに、中小企業に対する資金円滑化にも取り組む必要がある。

(10) 地方政府債務

地方政府は、教育、医療など、住民の生活に直結する公共サービスを提供しているものの、歳入が恒常的に不足し、中央政府からの移転だけではまかないきれなくなっている¹¹⁴（第II-1-3-54 図）。特に 4 兆元の景気対策により収入の不足が深刻化している¹¹⁵。

第II-1-3-54 図 中国の地方政府の財政の推移



資料：中国国家統計局「中国統計年鑑」から作成。

地方政府自身は、借入れや地方債の起債が認められていないため、地方政府融資平台という別法人を設立

113 Financial Stability Board の報告書「Global Shadow Banking Monitoring Report 2013」(Nov.14, 2013) では、シャドーバンキングとは全体又は部分的に通常の銀行システムの外側の活動や事業体を通じた信用仲介、端的にはノンバンクによる金融仲介と定義している。その規模は、2012 年時点で、米国 GDP の 165.9%、英国 354.4%、ドイツ 72.4%、フランス 96.2%、日本 64.4%としている。中国の場合、ノンバンクによる金融仲介という定義では、銀行が扱っている理财产品等は含まれないことになり、中国は GDP の 20%としている。仮に中国について GDP の 4～6 割としても、主要国と比べて必ずしも高いわけではない。

114 1994 年の分税制（国税、地方税に係る税制改革）導入以降、地方政府の歳入は恒常的な不足が続いている。

115 4 兆元の景気対策のうち、中央政府の負担は約 1 兆 2000 億元であり、それ以外の財源分担は地方政府等に求められた。

して、銀行融資や債権発行により資金を調達させ、公共事業や不動産開発を行ってきた。その過程での土地の払下げや不動産開発は住宅価格上昇の一因となるとともに、不動産価格の下落は地方政府融資平台の収支を通じて、地方政府債務問題の悪化にもつながる恐れがある。

このような地方政府融資平台に係る債務の実態は不透明であったが、地方政府債務に関する懸念が高まり、2011年夏、国家審計署（日本の会計検査院に相当）は、地方融資平台を含む地方政府債務が2010年末10.7兆元（GDP比26.6%）になるとの調査結果を発表した。中央政府は、地方政府に対して、融資平台の整理や債

務削減を指示していたが、昨年末に発表された国家審計署の調査結果によれば、中央政府の抑制にかかわらず、地方政府の債務は2010年末の10.7兆元から2013年6月末の17.9兆元まで年率20%という高率で拡大した（第Ⅱ-1-3-55表、第Ⅱ-1-3-56図）。調達手法も更に多様化され実態が見えにくくなっている。

中国政府は、地方政府向けの一般性移転支出（日本の地方交付税に相当）を拡大するとともに、中央政府と地方政府の権限と支出分担を調整し、財政規律を監視しながら、地方政府にも起債を認めていく方針を表明している。

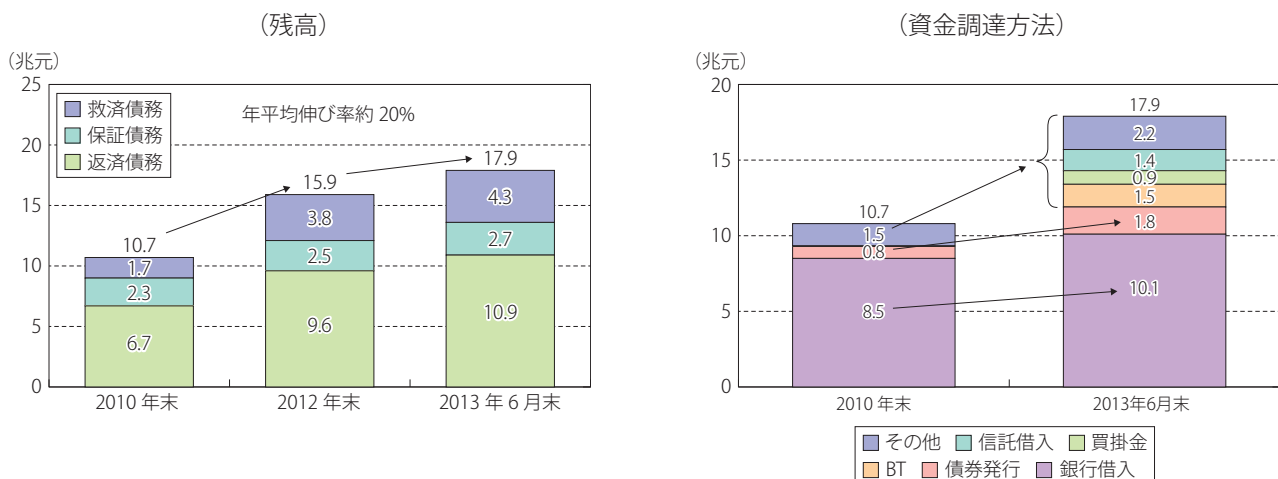
第Ⅱ-1-3-55表 中国の政府性債務残高

(単位：兆元、%)

時期	政府	返済債務	偶発債務		偶発債務を含めた債務合計	GDP比
			保証債務	救済債務		
2010年末	地方政府	6.7	2.3	1.7	10.7	26.6
2012年末	中央政府	9.4	0.3	2.2	11.9	22.9
	地方政府	9.6	2.5	3.8	15.9	30.6
	合計	19.1	2.8	5.9	27.8	53.5
2013年6月末	中央政府	9.8	0.3	2.3	12.4	-
	地方政府	10.9	2.7	4.3	17.9	-
	合計	20.7	2.9	6.7	30.3	-

備考：GDP比は、偶発債務を含めた債務合計のGDP年額に対する比率。
資料：中国審計署発表から作成。

第Ⅱ-1-3-56図 中国の地方政府性債務残高と調達方法



資料：中国審計署発表から作成。

4. 政府の対応

中国政府の構造問題に対する考え方について、昨年の三中全会、今年の全人代で基本的な方針が示されている。

(1) 三中全会

2013年11月、中国共産党は三中全会において「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」を審議・採択した。経済をはじめとする6分野（経済、政治、文化、社会、環境、国防・軍隊）にわたって、改革の全面的深化という方向性を打

ち出した。経済分野においては、「公有制が主体である」としつつ、資源配分において市場が「決定的役割」を果たすとして、財政、金融、国有企業、対外開放等の個別分野でも市場化の推進が強調されている（第II-1-3-57表）。

(2) 全人代

2014年3月、全人代において、李克強総理が政府活動報告の中で、2014年の主要経済目標を発表し、安定成長と雇用確保の下限、インフレ防止の上限を守

第II-1-3-57表 三中全会の決定概要

1. 総論
 - ① 改革の全面的深化
改革を全面的に深化させなければならない。経済体制改革は改革の重点。市場と政府の関係を整理し、市場が資源配分において決定的な役割を果たし、政府の役割をより良く発揮させる。
2. 各論
 - (1) 経済
 - ② 基本的な経済制度
公有制を主体とし、国有経済に主導的な地位を担わせるとともに、非公有経済（民営企業）は公有制と並ぶ重要な構成部分であり発展を奨励。国有企業と政治との分離、一部業務の開放及び情報公開等の国有企業改革の推進、国有資本の公共財政への納付比率を2020年までに30%まで引上げ、非公有制企業に対する不合理な規定や潜在的な参入障壁の撤廃等。
 - ③ 近代的な市場体系の完備
ネガティブリスト方式による統一市場参入制度の整備、市場が中心となった価格決定システムの整備、農村の建設用地に関する流通市場整備、人民元レートの市場化メカニズムの整備、金利の市場化の加速、資本移動の開放推進等。
 - ④ 政府機能の転換
企業の投資プロジェクトに対する政府の許可制の廃止、業績評価改革（経済成長から環境、安全、民政へ）、許認可制の廃止、地方への権限委譲等。
 - ⑤ 財政・税制改革
政府債務管理メカニズムの確立、中央から地方への一般性移転支出の増加、中央と地方の収入分配の更なる整理、個人所得税制の漸次確立、不動産税の立法加速等。
 - ⑥ 都市・農村の一体的発展
農民の土地に対する財産的権利の賦与、農民工の都市住民への転換、中小都市の定住制限緩和（大都市の人口規模は厳格にコントロール）、都市定住住民の都市住宅・社会保障システムへの取り込み等。
 - ⑦ 開放型経済新体制の構築
金融、教育、文化、医療等のサービス分野の開放、上海自由貿易試験区の建設、環境、投資、政府調達、電子商取引等の交渉の加速、シルクロード経済ベルト及び海上シルクロード建設の推進等。
 - (2) 政治
 - ⑧～⑩ 社会主義民主政治制度、法治中国、権力運営の統制
司法制度改革、反腐败等。
 - (3) 文化
 - ⑪ 文化体制メカニズム
国家の文化ソフトパワーの増強（世論の誘導メカニズムの健全化等）。
 - (4) 社会
 - ⑫ 社会事業改革、社会ガバナンス
収入分配構造（労働報酬の向上、税による所得調節機能の拡大）、公平で持続的な社会保障制度（都市と農村の年金・医療保険制度の統合、退職年齢の引上げ検討）、一人っ子政策の緩和等。
 - ⑬ 社会ガバナンス
社会統治（治理）体制の刷新。
 - (5) 環境
 - ⑭ エコ文明制度
水資源保護、損害賠償制度、責任追及制度、生態環境保護等
 - (6) 国防・軍隊
 - ⑮ 国防・軍隊改革
近代的軍事力体系の構築。
3. 実施体制
 - ⑯ 実施体制
「改革を全面的に深化する指導グループ」の立ち上げ。

備考：1. 経済構造改革を中心にポイントを要約。

2. ①～⑯は決定文原文における項目番号。その他の番号は便宜的に付したものの。

資料：三中全会「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」等から作成

り、積極的な財政政策と穏健な金融政策を実施していく方針を表明した（第Ⅱ-1-3-58表）。また、2014年の重点政策として、改革は最大のボーナスとした上で、既得権益の垣根を突き破り、資源配分において市場に決定的な役割を發揮させる等、幅広い分野にわたって改革を積極的に推し進める姿勢を示した（第Ⅱ-1-3-

59表）。

このように中国は幅広い分野で構造改革を進めていく方針を表明している。その実現に当たっては、相互に関連した多くの課題への取組が求められており、今後の動向を注視していく必要がある。

第Ⅱ-1-3-58表 中国の2014年の主要経済目標

	2014	2013	
	目標	目標	実績
GDP成長率（実質）	7.5%前後	7.5%前後	7.7%
消費者物価指数	3.5%前後	3.5%前後	2.6%
全社会固定資産投資（名目）	17.5%	18.0%	19.3%
社会消費品小売総額（名目）	14.5%	14.5%	13.1%
輸出入総額	7.5%前後	8%前後	7.6%
財政赤字規模	1兆3,500億元	1兆2,000億元	1兆2,000億元
マネーサプライ（M2）	13%前後	13%前後	13.6%
都市部新規就業者数	1,000万人以上	900万人以上	1,310万人
都市部登録失業率	4.6%以下	4.6%以下	4.1%

第Ⅱ-1-3-59表 2014年の構造改革関係の重点活動（全人代政府活動報告から）

- 行政体制
行政の簡素化と下部への権限委譲を進める。投資審査・認可制度の改革を深化させ、事前審査・認可の手続きの取り消し・簡素化を行い、企業の投資自主権を確保し、投資・起業の利便化を進める。行政審査・認可事項に関しては、詳細リスト制度を確立し、当該リスト以外の審査・認可の実施を一律に禁じる。
- 財政・税務
オープンで透明な予算制度を実施する。中央と地方の権限と支出責任を調整し、地方政府の借入れによる資金調達の仕事みを構築し、地方政府債務を予算管理に組み入れ、政府総合財務報告制度を執行し、債務リスクを防ぐ。
- 金融
金利の市場化を進める。人民元為替レートの変動許容幅を広げ、資本勘定における人民元の交換性を高めていく。預金保険機構を構築し、金融機関のリスクに対する対応の仕組みを整える。
- 国有企业
国有資産管理体制を充実させ、収益から公共財政予算への繰り入れ割合を引き上げる。中央企業の投資プロジェクトへの非国有資本の参入規則を策定し、金融、石油、電力、鉄道、電信、資源開発、その他公益事業の分野で非国有資本に向けた投資プロジェクトを数多く打ち出す。
- 対外開放
サービス業の開放を促進し、内資企業と外資企業が平等な待遇を受け、公正に競争する市場環境を維持する。中国（上海）自由貿易試験区を整備・管理する。サービス貿易協定、政府調達協定、情報技術協定などの交渉を推し進める。
- 内需拡大
消費を内需拡大の最も重要な力点とする。住民所得を増やすことで消費能力を高める。サービス消費を拡大する。
- 都市化の推進
農業からの移転人口の市民化を秩序立てて進める。戸籍制度の改革を促進し、都市規模に基づいて受入数に差をつける差別化移転政策を実施する。都市部で就労・商売を長年続けている農民工は徐々に都市部の戸籍にしていく。都市部の出稼ぎ労働者の子供が滞在先で進学できるようにする。
- 経済構造の最適化・高度化
産業構造の調整に当たっては「増強」と「削減」を並行して進める。「増強」は、生産者向けのサービス業を優先的に発展させる。「削減」は、市場競争を通じた優勝劣敗を堅持し、企業の合併・再編を奨励する。生産能力過剰が深刻な業種に対しては、環境保護、エネルギー消費、技術などの基準を強化し、各種の優遇策を整理して、既存の生産能力の一部を廃棄し、新規増設を厳しく規制する。
- 医療・衛生
都市と農村の住民の基本医療保険制度を整理・統合する。夫と妻のいずれかが一人っ子である夫婦が子供を二人持てるようにする。
- 社会保障
統一された都市・農村住民基本養老保険制度を確立する。
- 環境問題
環境対策の強化に力を入れる。石炭火力発電所に脱硫・脱硝装置、集塵装置を取り付ける。

等

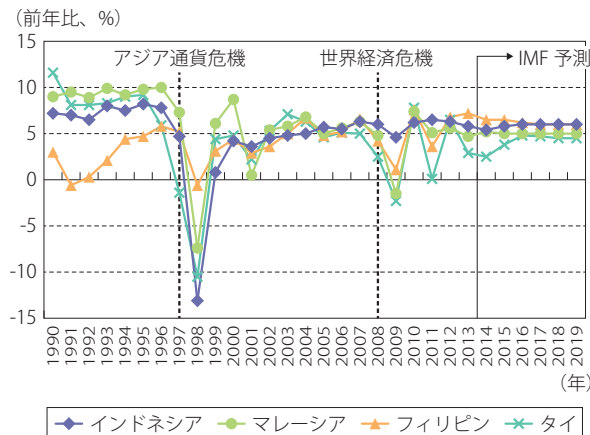
備考：政府活動報告の中から、構造改革に関する項目を中心にまとめた。項目の順番は報告に記載された順番に従った。
資料：全人代政府活動報告から作成。

第4節

次なる成長ステージへの転換を図る ASEAN

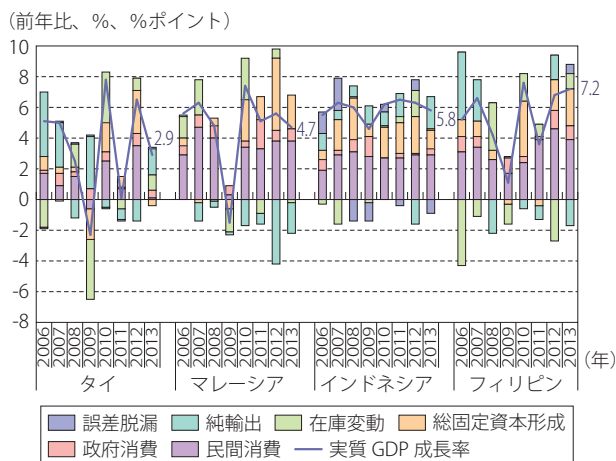
ASEAN4（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン）は、1997年のアジア通貨危機による大きなマイナス成長を経験した後、世界経済の中では比較的堅調な経済成長を維持している¹¹⁶。2013年、タイ¹¹⁷を除く3か国は、民間消費や投資が下支えして前年比4.7-7.2%と比較的高い成長率を記録した（第II-1-4-1図～第II-1-4-3図）。

第II-1-4-1図 ASEAN4の実質GDP成長率の推移

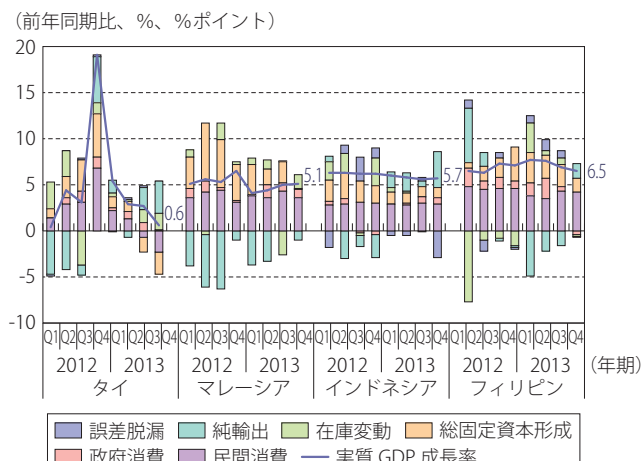


備考：2014年以降は予測。
資料：IMF「WEO, April 2014」から作成。

第II-1-4-2図 ASEAN4の実質GDP成長率及び需要項目別寄与度の推移（左：年ベース、右：四半期ベース）

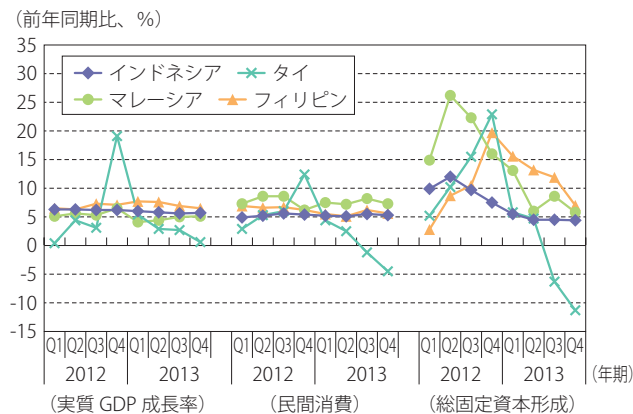


資料：各国政府統計、CEIC Database から作成。

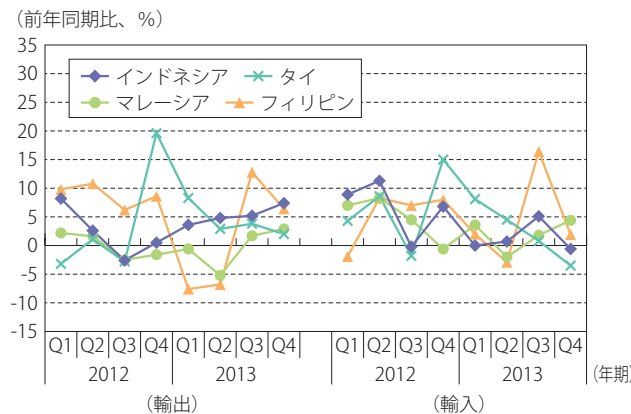


資料：各国政府統計、CEIC Database から作成。

第II-1-4-3図 ASEAN4の実質GDP成長率及び需要項目の推移（前年同期比）



資料：各国政府統計、CEIC Database から作成。



資料：各国政府統計、CEIC Database から作成。

¹¹⁶ アジア通貨危機については第2章第1節「新興国等の経済ファンダメンタルズ」、世界経済の動向については第I部第1章第1節「世界金融危機後の変化」を参照。

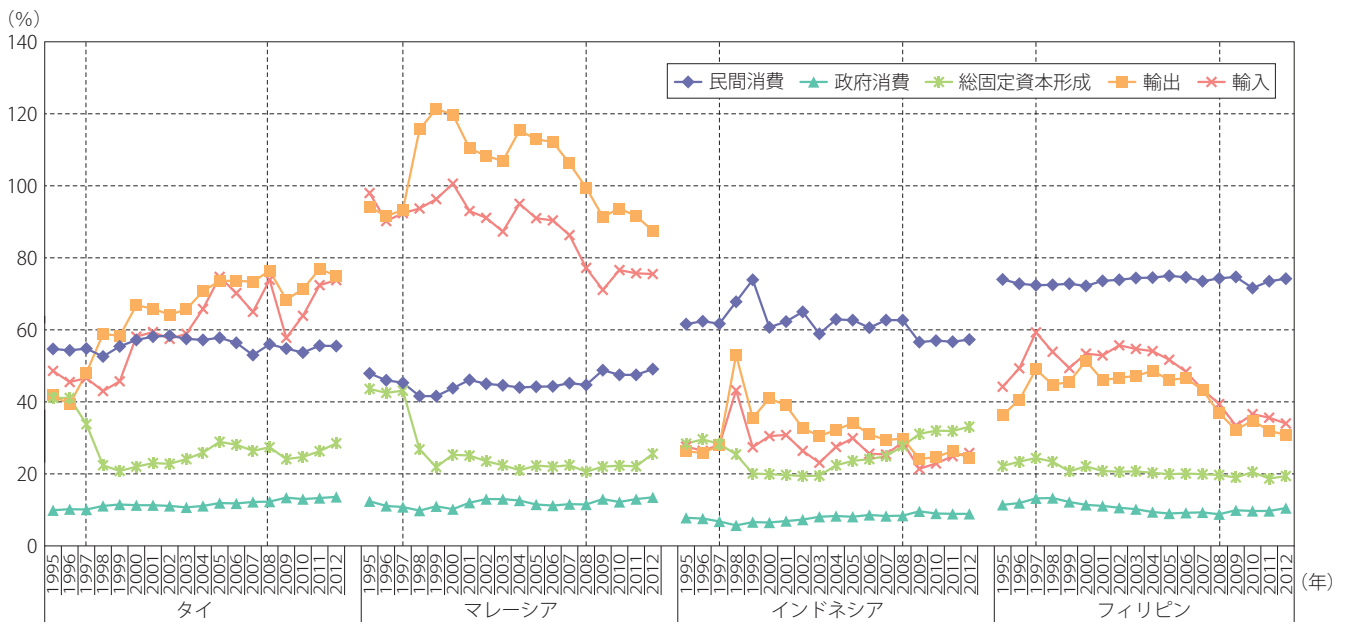
¹¹⁷ タイでは2012年の成長を押し上げた洪水復興需要の剥落、2012年末までの初回自動車購入支援策の終了、2013年10-12月期の反政府デモの激化などにより内需が低迷し、2013年の実質GDP成長率は前年比2.9%であった。

各国の経済構造の特徴を見ると、需要項目別では、タイ及びマレーシアは輸出のシェアが他の項目に比較して高く、インドネシア及びフィリピンは民間消費のシェアが同様に高い（第Ⅱ-1-4-4図）。また、産業別では、タイの製造業のシェアが足下にかけて上昇している一方、他の3か国の製造業のシェアは低下している。インドネシアは製造業を除く第二次産業（鉱業など）、マレーシア及びフィリピンは第三次産業（サービス業）のシェアが上昇している（第Ⅱ-1-4-5図）。

各国の経常収支の推移を見ると、フィリピンは労働者送金（第二次所得収支に計上）やサービス貿易の黒字を下支えとして経常黒字が拡大している一方、他の3か国は主に財貿易黒字の縮小に伴い、経常黒字が縮小又は経常赤字が拡大している（第Ⅱ-1-4-6図）。

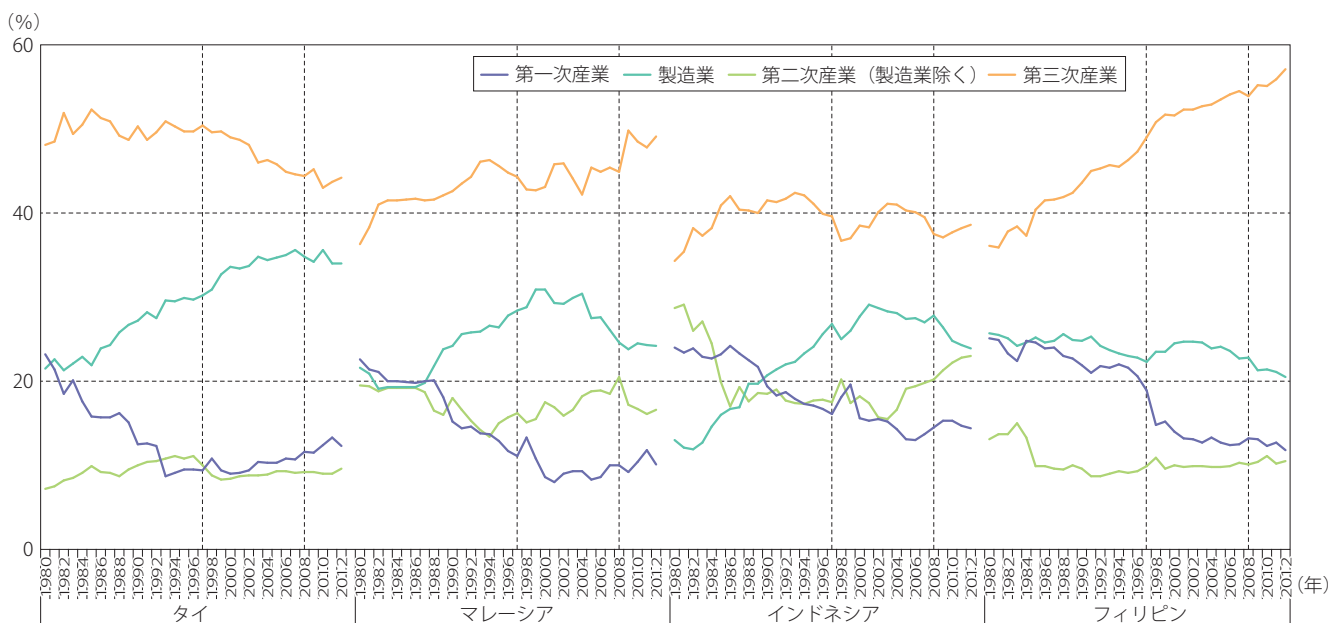
このようにそれぞれの経済構造の特徴や経済状況が異なる中、各国政府は持続的な経済成長に向けて、有望な産業を見据えた構造改革への取組を表明している。それらの内容について、国別に見ていく。

第Ⅱ-1-4-4図 ASEAN4の名目GDPの需要項目別構成比の推移（1995-2012年）



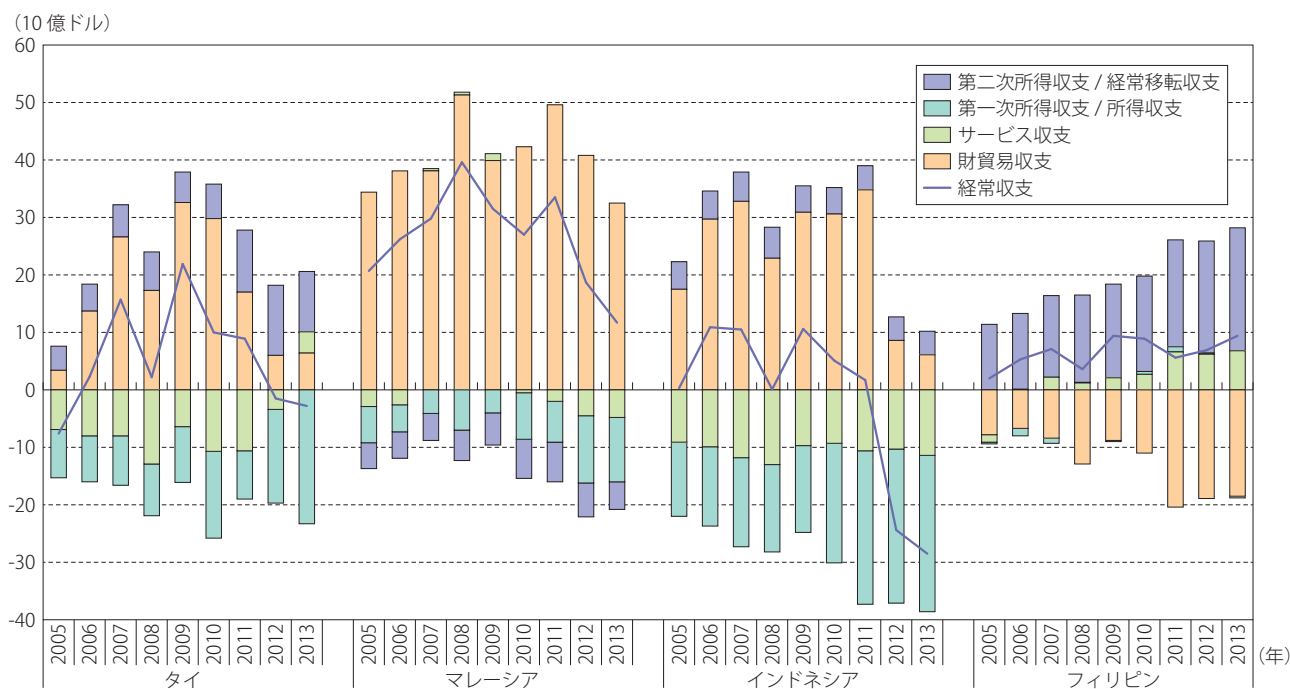
備考：縦の点線は、1997年（アジア通貨危機）と2008年（世界経済危機）を示している。
資料：世銀「WDI」から作成。

第Ⅱ-1-4-5図 ASEAN4の名目GDPの産業別構成比の推移（1980-2012年）



備考：1. 第二次産業（製造業除く）は、鉱業、建設、電気、水道、ガス。
2. 縦の点線は、1997年（アジア通貨危機）と2008年（世界経済危機）を示している。
資料：世銀「WDI」から作成。

第II-1-4-6図 ASEAN4の経常収支の推移



備考：インドネシアはIMF国際収支マニュアル第5版ベース（所得収支、経常移転収支）、その他は同第6版ベース（第一次・第二次所得収支）。
資料：各国統計、CEIC Database から作成。

1. タイ

タイは、アジア通貨危機の経験から、海外との資本取引を規制する一方で、外資の積極的誘致や輸出の促進による成長を実現してきた。タクシン政権（2001-2006）は内需と外需の両方の成長を取り入れる「Dual Track 政策」を掲げ、2002年に発足させた国家競争力強化委員会において、タイが既に一定の産業基盤を有しており、差別化を通じて世界市場で競争できる潜在性がある戦略産業として、自動車、ファッション、食品、観光、ソフトウェアの5つを指定した。加えて自由貿易協定（FTA）と外資誘致を組み合わせて戦略産業のクラスター化の促進を図った。その後、AFTA(ASEAN自由貿易協定)やASEAN+1のFTAによって域内の関税撤廃が進んだこともあり、タイでは特に部品産業を含めた自動車産業の集積が加速し、ピックアップトラックの世界的な生産拠点となった¹¹⁸。タイは2013年の5トン以下貨物自動車¹¹⁹の輸出額が世界第一位となっている¹²⁰（第II-1-4-7図、第II-1-4-8表）。

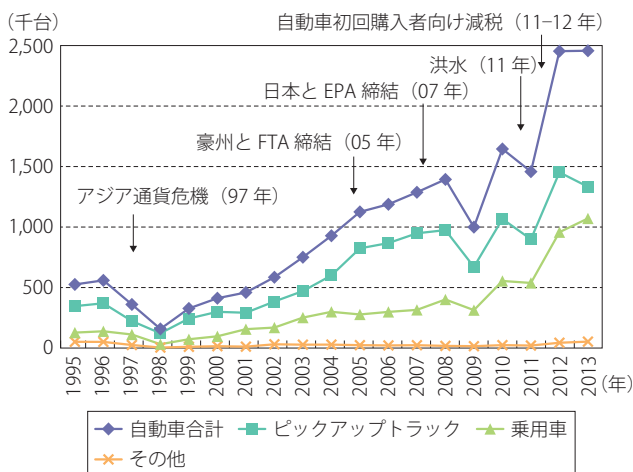
政府は、タイを電気・電子産業の東南アジアにおける生産・輸出拠点とする考えを打ち出し、同分野における投資優遇策を相次いで発表した。タイ投資委員会

(BOI)は、2004年にハードディスクドライブ(HDD)産業に対する投資優遇策を導入したほか、2006年には設備投資が長期にわたる電気・電子産業に対して最長13年間法人税を免税するなど、他の産業に比べて手厚い恩典を与えた¹²¹。

このような政策を背景として、アジア通貨危機以降減少傾向にあった対内直接投資額は、2003年より増加に転じた（第II-1-4-9図）¹²²。また、同時期、電子機器、農水産加工品、自動車を中心に製造業の輸出も増加したことにより（第II-1-4-10図）、名目GDPに対する輸出シェアは上昇傾向となった（前掲第II-1-4-4図）。2006、2007年には、クーデターなど政局の混乱により内需が低迷した一方で、輸出が成長を支えた（前掲第II-1-4-2図）。

タイ国家経済社会開発庁(NESDB)は2011年10月に発表した「第11次経済社会開発計画(The Eleventh National Economic and Social Development Plan(2012-2016))」で、タイはこれまで外国からの投資や輸出、安い労働力に依存した経済構造のために競争力の向上が制約されてきたと分析し、競争力強化のための高付加価値産業を奨励する方針を示した。こ

第II-1-4-7図 タイの自動車生産台数の推移



備考：ピックアップトラックには、pick up passenger van を含む。
資料：タイ工業連盟 (FTI)、CEIC Database から作成。

第II-1-4-8表 5トン以下貨物自動車の主要輸出国

	輸出額	シェア
合計	61.1	100.0
タイ	7.5	12.2
ドイツ	5.0	8.3
スペイン	4.2	6.8
イタリア	3.4	5.6
フランス	3.3	5.4
メキシコ	2.0	3.2
韓国	1.7	2.8
日本	1.7	2.7
ポーランド	1.5	2.4
ベルギー	1.3	2.1
英国	0.9	1.5
中国	0.8	1.2
その他	28.1	45.9

備考：HS870421。
資料：Global Trade Atlas から作成。

118 経済産業省 (2004)、大泉 (2013)。

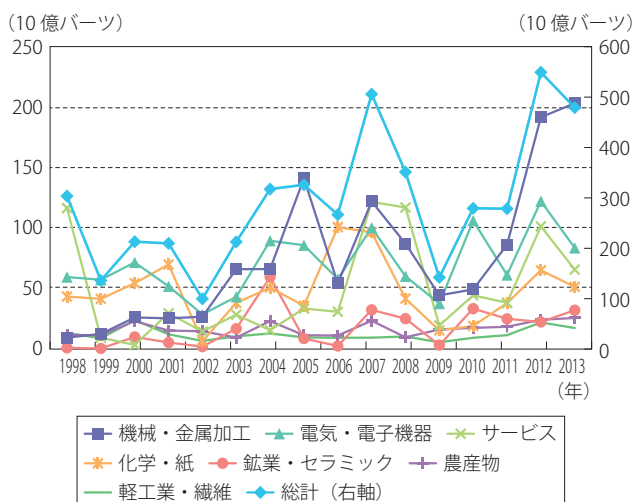
119 HSコード870421 (1トンピックアップトラックを含む)。

120 タイの自動車政策については、第2章第4節「メキシコ、タイ、インドの自動車政策」を参照。

121 JETRO (2006, 2007)。世界のHDD生産台数におけるタイのシェアは第一位の43% (2010年) (経済産業省 (2012))。

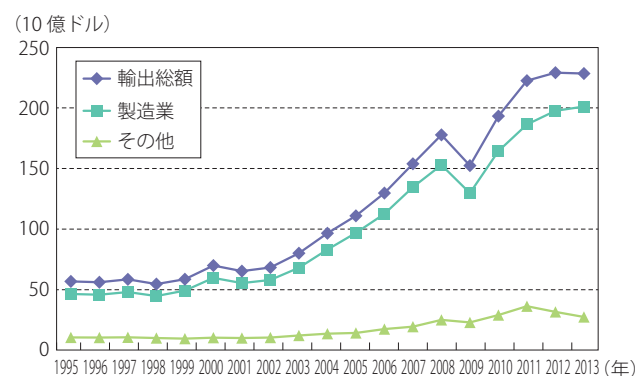
122 対内直接投資の業種分類のうち、自動車は「機械・金属加工」に含まれる。

第II-1-4-9 図 タイの対内直接投資額の推移（業種別）

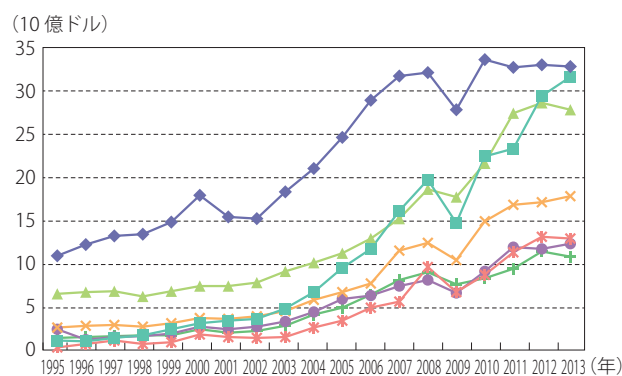


備考：認可ベース。
資料：タイ投資委員会（BOI）、CEIC Database から作成。

第II-1-4-10 図 タイの輸出額の推移（左：総額、右：主要製造業別）



資料：タイ中央銀行、CEIC Database から作成。



資料：タイ中央銀行、CEIC Database から作成。

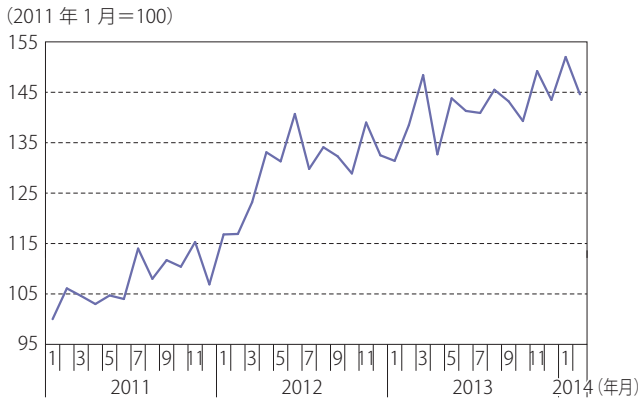
うした方針に基づき、タイ投資委員会（BOI）は2013年1月、投資奨励10分野（①基礎インフラ・物流業、②基礎的産業、③医療機器・科学的装置、④代替エネルギー・環境サービス、⑤産業のサポートサービス（研究開発など）、⑥先端コア技術、⑦食品・農産品加工、⑧ホスピタリティ・福祉（観光、スポーツ振興）、⑨自動車・輸送機器、⑩電気・電子）を発表した¹²³。また、2012年から2013年にかけて最低賃金が大幅に引き上げられた。タイ労働省は2012年10月、「最低賃金は国民経済の全体的な拡大を阻害するものでも、業務や民間投資に影響するものでも、失業率上昇や解

雇につながるものでもない。反対に労働者の収入を増やし、生産性向上により生活の質、購買力、仕事意欲を上昇させるのに貢献するものである」との調査結果を示している¹²⁴。2014年2月のタイの製造業平均賃金は、2011年1月時点より約45%上昇している（第II-1-4-11図）。

2013年には2013～2020年にわたる総額4兆パーツ（2012年名目GDPの約40%に相当。2兆パーツの借入れを含む¹²⁵）のインフラ開発計画が発表されるなど、これまで様々な政策が打ち出されてきたが、今後の政治情勢による影響などに留意する必要がある。

¹²³ http://www.boi.go.th/upload/content/2013-01-16%20seminar%20news_FINAL_84913.pdf
この新投資奨励策は当初2013年央の導入を予定していたが、2015年1月1日まで延期することになっている。
http://www.boi.go.th/upload/content/2013-05-22%20press%20release%20-%20new%20strategy%20time%20frame%20ENG_80177.pdf
¹²⁴ http://www.mol.go.th/sites/default/files/downloads/pdf/Wage_2013_Eng.pdf
¹²⁵ 2014年3月、タイ憲法裁判所により、インフラ開発計画のための2兆パーツの借入れ法案が違憲とされた。

第II-1-4-11 図 タイの製造業平均賃金の推移



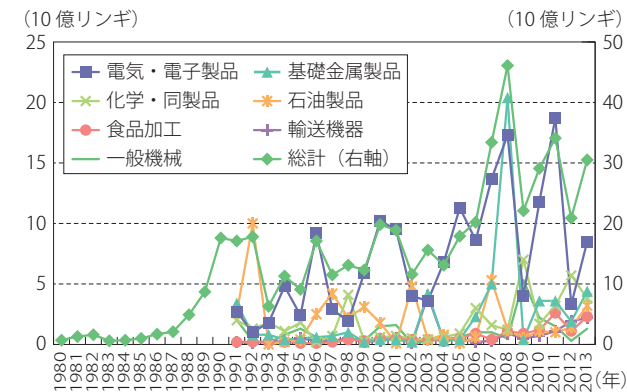
資料：タイ国家統計局、CEIC Database から作成。

2. マレーシア

マレーシアでは、1980年代末からの対内直接投資の増加（第II-1-4-12図）に伴い、1990年代には電気・電子部門などの輸出産業が発展し（第II-1-4-13図）、成長をけん引した。この期間、実質GDP成長率は9%台とASEAN4の中でも高い水準で推移した¹²⁶。アジア通貨危機を経て、2000年代に入ってから、実質GDP成長率は世界経済危機の時期を除いておおむね5%前後で推移している（前掲第II-1-4-1図）。この期間の名目GDPの産業別構成比を見ると、製造業のシェアは低下傾向にあり、その中でもかつて成長をけん引した電気・電子産業のシェアが低下傾向にある（第II-1-4-14図）。この背景としては、2000年以降、安価な人件費を強みとする中国、タイ、ベトナムなどに家電メーカーの生産拠点がシフトしたことが挙げられる¹²⁷。輸出総額に占める電気・電子産業のシェアも低下傾向にあり¹²⁸、その一方で鉱物性燃料など資源の輸出シェアが上昇傾向にある（前掲第II-1-4-13図）。他方で、卸売・小売業や金融業などを中心にGDPの約50%を占めるサービス産業のシェアは、長期的に上昇傾向にある（第II-1-4-15表、前掲第II-1-

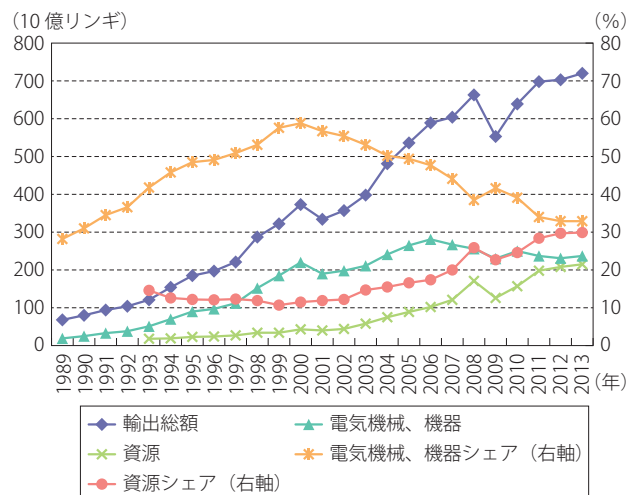
ん引した電気・電子産業のシェアが低下傾向にある（第II-1-4-14図）。この背景としては、2000年以降、安価な人件費を強みとする中国、タイ、ベトナムなどに家電メーカーの生産拠点がシフトしたことが挙げられる¹²⁷。輸出総額に占める電気・電子産業のシェアも低下傾向にあり¹²⁸、その一方で鉱物性燃料など資源の輸出シェアが上昇傾向にある（前掲第II-1-4-13図）。他方で、卸売・小売業や金融業などを中心にGDPの約50%を占めるサービス産業のシェアは、長期的に上昇傾向にある（第II-1-4-15表、前掲第II-1-

第II-1-4-12 図 マレーシアの製造業対内直接投資額の推移（業種別）



備考：1. 製造業。認可ベース。
2. 業種別データは1991年から。
資料：マレーシア工業開発庁（MIDA）、CEIC database から作成。

第II-1-4-13 図 マレーシアの輸出額の推移



備考：1. 資源は、パームオイル（製品含む）、原油、石油製品、液化天然ガスの合計。
2. 資源のデータは1993年から。
資料：マレーシア統計局、CEIC Database から作成。

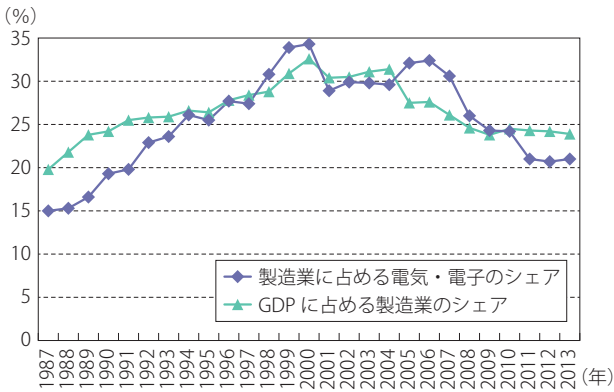
¹²⁶ 小野沢（2009）は、製造業の業種別の付加価値額構成比のうち、90年代には裾野産業（機械、金属加工、基礎金属）の構成比が上昇したことを示し、電気・電子部門などの輸出産業が裾野産業にも波及効果をもたらしたと指摘している。

¹²⁷ 国際協力銀行（2014）。

¹²⁸ 電気・電子産業の中では、集積回路や太陽光発電など省エネルギー関連機器のシェアが伸びている。電気・電子産業の輸出額に占める熱電子管、チューブ、太陽電池などのシェアは2002年の36.6%から2013年には47.0%に上昇している。

第II-1-4-14 図

マレーシアの名目 GDP に占める製造業のシェア及び製造業名目 GDP に占める電気・電子産業のシェアの推移



備考：2005年より基準が改定されている。
資料：マレーシア統計局、CEIC Database から作成。

第II-1-4-15 表

マレーシアの名目 GDP の産業別構成比 (2013年)

	(%)
GDP	100
農林水産業	9.3
鉱業	10.0
製造業	23.9
建設業	4.2
サービス業	51.4
卸売・小売	13.6
金融	5.5
不動産・ビジネスサービス	5.2
通信	3.3
輸送・倉庫	3.2
政府	8.6
その他サービス業	12.0
輸入関税	1.1

資料：マレーシア統計局、CEIC Database から作成。

4-5 図)。このような状況について、2013年6月発表の世銀「マレーシア経済モニター」では、マレーシアの最近の経済動向や短期見通しは、コモディティ部門に負うところが大きく、他方で製造業やサービス部門の貿易において競争力を失うリスクも生じていると指摘されている。そして、このようなリスクを軽減するには、生産性を高めるような構造改革の実行を早めて非コモディティ部門においても生産性を高める必要があると指摘されている¹²⁹。

マレーシアの経済政策は、1991年2月にマハティール首相が発表した「2020年ビジョン」がベースとなっており、2020年までにマレーシアが先進国入りをするとの目標が示されている。2009年4月に成立したナジブ政権は、2010年3月に「新経済モデル(NEM)」¹³⁰と呼ぶ経済政策の新指針を発表した(第二部¹³¹を同年12月に発表)¹³²。政府はこの中で、同国の成長率が鈍化し、アジア通貨危機以降、他国よりも成長率が低く、投資が回復しない背景として、マレー

シアでのビジネスが困難であることから投資先としての魅力を失いつつあること、未熟練労働者が多いこと、生産性の伸びが非常に遅いこと、技術革新が不十分であること、経済格差が広がっていること、などを指摘し、2020年先進国入りに向けて、8つの戦略的改革イニシアティブを提示した。また、2010年6月には「第10次マレーシア計画」¹³³、同年10月には「経済変革プログラム(ETP)」¹³⁴を相次ぎ発表し、産業の高付加価値化を進める方針を示している(第II-1-4-16表)。政府は2011年から2015年の間に毎年6%程度の経済成長率を持続させる目標を立てており、サービス部門が経済をけん引すると見込んでいる(同表)。政府は経済の国際化が進む中、サービスの自由化により対内直接投資の増加や競争力の強化などによる成長が期待できるとして、2009年4月にコンピューター・関連サービス、保健・社会サービス、観光、輸送など8業種27分野の自由化を決定し、更に2012年以降の18分野の自由化を決定している¹³⁵。

129 World Bank(2013)。

130 http://www.pmo.gov.my/dokumenattached/NEM_Report_I.pdf

131 https://www.pmo.gov.my/dokumenattached/NEM_Concluding_Part.pdf

132 「2020年ビジョン」以降、「国民開発政策」(NDP、1991-2000年)と「国民ビジョン政策」(NVP、2001-2010年)の二つの長期経済政策が発表されていた。

133 http://www.pmo.gov.my/dokumenattached/RMK/RMK10_Eds.pdf

134 http://etp.pemandu.gov.my/About_ETP@-Overview_of_ETP.aspx

135 <http://myservices.miti.gov.my/web/guest/autonomous>

第Ⅱ-1-4-16表 マレーシアの経済政策の概要（2010年発表）

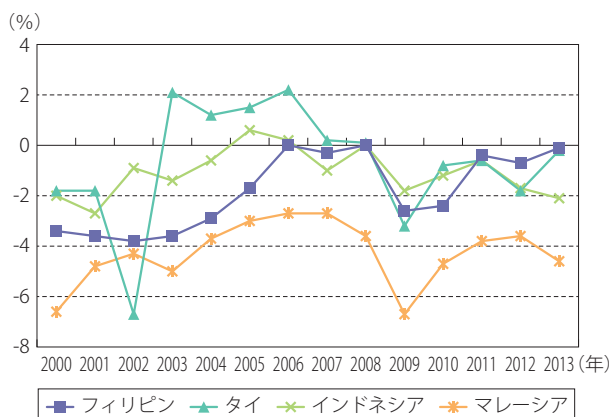
発表年月	政策	概要
2010年3月12月	新経済モデル (NEM) New Economic Model for Malaysia	<ul style="list-style-type: none"> マレーシアを「中所得国の罠」から脱却させ、2020年先進国入りに向けて、「高所得」、「国民全体の発展」及び「持続可能な発展」の目標を同時に達成し、国民生活の質の向上を図るための方向性を示す。 実現のための8つの戦略的改革イニシアティブ (Strategic Reform Initiatives : SRI) を提示 (①民間セクターの再活性化、②質の高い人材育成・外国人労働者への依存縮小、③経済競争力の強化、④公共セクターの強化、⑤透明で市場志向的なアファーマティブ・アクション、⑥成長に向けた基礎 (知識・インフラ) の強化、⑦今後の成長部門の後押し、⑧持続可能な成長の確保)。
2010年6月	第10次マレーシア計画 Tenth Malaysia plan 2011-2015	<ul style="list-style-type: none"> 2011-2015年の開発予算 (総額2,300億リンギ、うち55%を経済部門に割当て)、政策方針、具体的な目標などを提示。 2011-2015年目標：実質GDP成長率6.0% (サービス部門成長率が7.2%で経済をけん引、製造部門成長率は5.7%)、2015年に一人当たりGNI12,140ドル、民間投資の年率12.8%での増加、政府の財政赤字削減など。
2010年10月	経済変革プログラム (ETP) Economic Transformation Programme	<ul style="list-style-type: none"> NEMの実施工程表を示す。 主な目標は、2020年までに①一人当たりGNIを15,000ドルに引き上げる、②4,440億ドルの投資を呼び込み、330万人の追加的雇用を創出する。 12の国家重点分野 (National Key Economic Areas (NKEAs) の実施を通じて目標を実現する (①オイル・ガス、②パームオイル・関連製品、③金融サービス、④小売・卸売、⑤観光、⑥情報通信技術、⑦教育、⑧電気・電子、⑨ビジネスサービス、⑩ヘルスケア、⑪農業、⑫クアラルンプール首都圏の開発)。

資料：マレーシア政府資料、外務省ウェブサイト「最近のマレーシア情勢と日本・マレーシア関係」、その他各種資料から作成。

マレーシアはASEAN4の中でも財政赤字のGDP比が大きく (第Ⅱ-1-4-17図)、財政健全化が急務となっている。政府は2013年9月にはガソリン、ディーゼル油の補助金を削減し、同年10月には砂糖の補助

金の廃止を表明した。2014年1月には商工業用電力料金を引き上げた。2015年4月には消費税 (物品・サービス税：GST) の導入を予定するなど、政府は構造改革への取組を進めている。

第Ⅱ-1-4-17図 ASEAN4の財政収支 (GDP比) の推移



備考：2013年のマレーシアは予測値。
資料：IMF「WEO, April 2014」から作成。

3. インドネシア

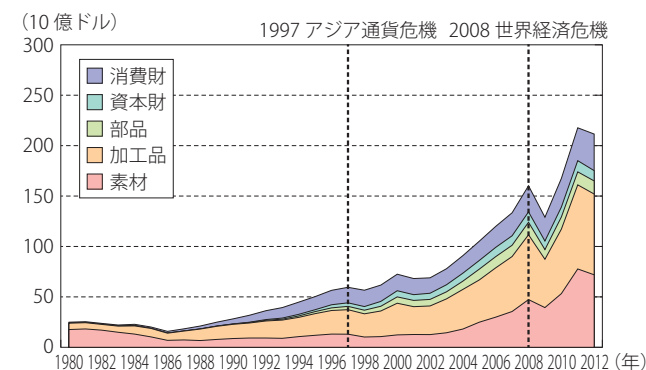
名目 GDP の産業別構成比の推移を見ると、スハルト政権時代（1968-1998年）の工業化政策により、2000年代初めにかけて製造業のシェアが拡大し（1980年13%→2001年29%）、2002年以降は縮小傾向にある（2002年29%→2012年24%）。他方、中国など新興国の資源需要拡大に伴い、製造業を除いた第二次産業（鉱業など）のシェアが拡大傾向にあり、製造業のシェアとほぼ同じ水準となっている（同16%→同23%）¹³⁶（前掲第II-1-4-5図）。

輸出財の構成についても同様の傾向を示している¹³⁷。1980年代から2000年代初めにかけて縮小傾向にあった素材のシェアが、その後拡大している（第II-1-4-18図）。これを産業別で見ると、石油・石炭及び関連の鉱業の輸出額が2004年頃から急増している（第II-1-4-19図）。このため、資源の需要動向や価格の影響を受けやすい構造となってきた。中国・インドなどの資源需要減速とそれに伴う資源価格の下落の影響を受けて、2012年のインドネシアの輸出額は前年比減少した。その一方で、国内の旺盛な需要により

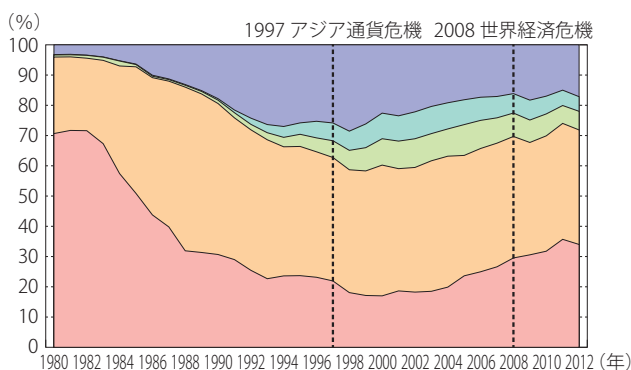
輸入額は増加し、結果として、2012年の財貿易収支（通関ベース）は赤字に転じた。2012年は経常収支も赤字に転じており¹³⁸、2013年5月から始まった米国の量的金融緩和の縮小観測に伴う通貨ルピアの下落の背景ともなった¹³⁹。2013年通年で見ると、輸出額の減少及び輸入額の増加により貿易赤字は前年から拡大した。同様に、経常赤字も前年から拡大した（貿易収支の推移は第II-1-4-20図、経常収支の推移は前掲第II-1-4-6図）。ただし、四半期ベースで見ると、足下にかけて経常赤字は縮小傾向にある¹⁴⁰。

インドネシアは再び産業と輸出の構造改革期に入っている。2011年5月、政府は「インドネシア経済開発加速・マスタープラン2011～2025年」（MP3EI）を発表した。具体的には、全国各島をインフラ網で連結し、各地の特性に合わせて選ばれた22の優先業種を振興する計画である。この中で政府は「2025年までに世界の十大経済国になり、2050年には世界の六大経済国になることを目指す」と表明している¹⁴¹。

第II-1-4-18図 インドネシアの生産工程別財輸出額及びシェアの推移（左：輸出額、右：シェア）



資料：RIETI-TID から作成。



資料：RIETI-TID から作成。

¹³⁶ 佐藤（2011）は、スハルト体制が、政府主導で強力に推進した工業化政策、いわば「上からの工業化」を推し進めるに当たって、軽工業、資源加工業から重工業までをフルセットで国内に構築することを目指したのに対して、現在の民主主義体制の下では、一つの明確な成長主導産業を設定しているわけではなく、投資主体がそれぞれの特性に応じた利益追求行動を始め、全体として相互に補完的な投資行動をとった（言い換えれば成長のエンジンが複数の産業に分散し、結果としてフルセット志向の産業発展パターンが現れている）ことを指摘している。

¹³⁷ 使用した RIETI-TID では、貿易財を生産工程別に、素材、中間財（加工品、部品）、最終財（資本財、消費財）の3つのカテゴリー（5つのサブカテゴリー）に分類している（付注1、2参照）。

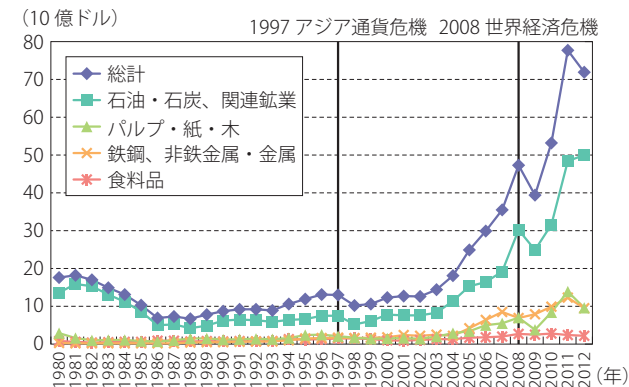
¹³⁸ 2012年、通関ベースでの財貿易収支は赤字に転じ、2013年には更に赤字が拡大した（2011年261億ドル→2012年▲17億ドル→2013年▲41億ドル）。経常収支を構成する国際収支ベースでの財貿易収支も黒字が縮小した（2011年348億ドル→2012年86億ドル→2013年61億ドル）。

¹³⁹ 第I部第1章第2節「米国の量的金融緩和の縮小とその影響」を参照。

¹⁴⁰ 経常赤字は、2013年4-6月期（101億ドル）をピークに、7-9月期（86億ドル）、10-12月期（43億ドル）、2014年1-3月期（42億ドル）と縮小傾向にある。

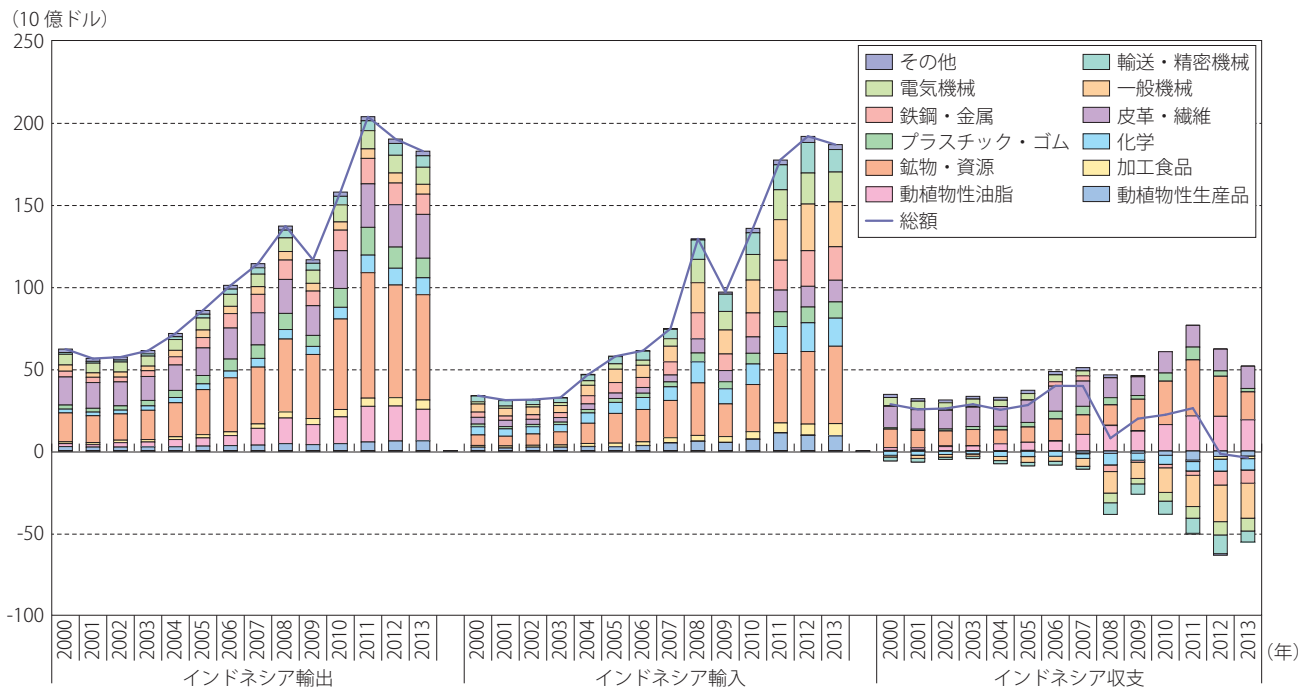
¹⁴¹ インドネシア外務省（http://www.kemlu.go.id/rome/Documents/MP3EI_PDF.pdf）、佐藤（2011、2014）。優先業種は、農林水産業7業種、鉱業5業種、製造業5業種、観光、海運、IT・通信、2つの戦略地域開発戦略。

第II-1-4-19図
インドネシアの素材の輸出額の推移（産業別）



資料：RIETI-TID から作成。

第II-1-4-20図 インドネシアの貿易額の推移（財別）



備考：動植物性生産品はHSコード1-14、動植物性油脂は同15、加工食品は同16-24、鉱物・資源は同25-27、化学は同28-38、プラスチック・ゴムは同39-40、皮革・繊維は同41-67、鉄鋼・金属は同68-83、一般機械は同84、電気機械は同85、輸送・精密機械は同86-92、その他は同93-99を合計。
資料：Global Trade Atlas から作成。

また、政府は2013年6月、財政を圧迫する要因とされていた燃料補助金の削減を決定した。同年8月、12月には経済政策パッケージをまとめており、内需を抑えるとともに、輸出を促進することとしている(第II-1-4-21表)。そして政府は新鉱業法(2009年公布・施行)及び同法の運用に関する各種政令及び大臣令により、2014年1月よりニッケルなどの鉱物資源につき国内高付加価値化義務を課し、未加工鉱石の輸出を禁止した。銅精鉱については、輸出禁止の実施が2017年1月に延期され、当面輸出税及び輸出許可制

が導入された。インドネシアは、そのほかにも一定の鉱物資源につき国内供給優先義務を課している¹⁴²。

インドネシアの対内直接投資額を見ると、2010年以降、大きく増加している。特に鉱業や輸送機械など第二次産業の伸びが大きい(第II-1-4-22図)。2013年の対内直接投資額(実行ベース)は286億ドル(前年比16.5%増)であり、そのうち我が国からの直接投資額は47億ドル(前年比91.8%増)と、国別では1位の16.5%を占める(第II-1-4-23図)。

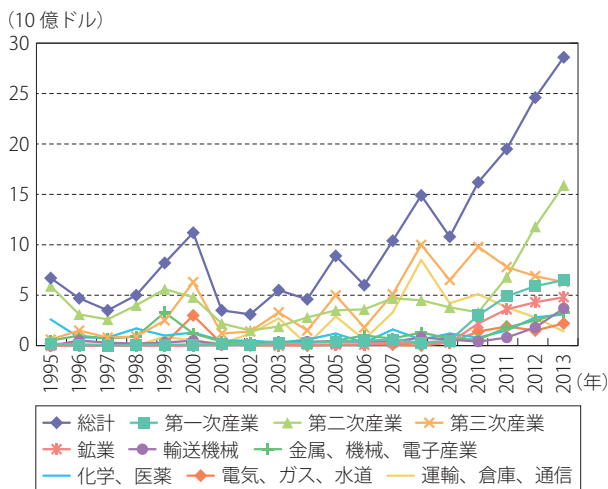
¹⁴² なお、本措置について、我が国は、二国間協議やWTOの委員会において継続的に是正を求めてきており、今後とも是正を求める取組を継続する方針である(経済産業省「2014年版不正貿易報告書」)。

第II-1-4-21表 インドネシアの政策パッケージ

- ・2013年8月 緊急経済対策発表
 - ①輸出の促進及び輸入の抑制（労働集約的輸出産業に対する減税、バイオ燃料の利用による燃料輸入の抑制、輸入品への奢侈税引上げ、鉱物資源の輸出促進など）
 - ②物価の抑制（牛肉、園芸作物の輸入規制緩和）
 - ③外国からの直接投資の促進
- ・2013年12月 経済対策パッケージ第2弾発表
 - ①輸入に係る前払い法人所得税の改定（携帯電話など、生産過程に組み込まれない物品502種について、税率を輸入額の2.5%から7.5%に引き上げる）
 - ②輸出目的の輸入品に対する関税など便宜措置の見直し

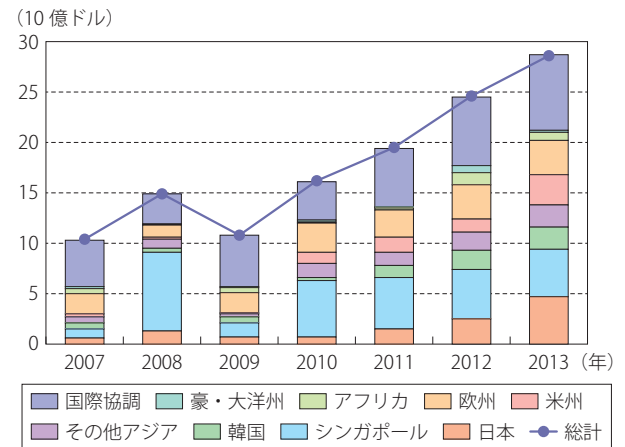
資料：各種資料から作成。

第II-1-4-22図 インドネシアの対内直接投資額の推移（主要産業別）



備考：実行ベース。
資料：インドネシア投資調整庁、CEIC Database から作成。

第II-1-4-23図 インドネシアの対内直接投資額の推移（主要国・地域別）



備考：実行ベース。
資料：インドネシア投資調整庁、CEIC Database から作成。

2013年11月に公表された国際協力銀行の報告書¹⁴³によると、我が国製造業企業の中期的な有望国として、インドネシアが初めて1位となった。一方、同報告書では、インドネシアの課題として、「労働コストの上昇」「インフラの未整備」「不透明な法制的運用」などが挙げられている。また同年12月に公表されたJETROの調査¹⁴⁴でも、インドネシアに進出している日系企業（製造業・非製造業）の投資環境面でのリスクとし

て、同様に「人件費の高騰」「インフラの未整備」「法制度の未整備・不透明な運用」が挙げられるなど、インドネシアにおける投資環境整備の必要性が示されている。

インドネシアでは2014年4月に総選挙を実施しており、7月には大統領選が予定されている（新大統領の就任は10月）。選挙の結果に伴い、今後構造改革がどのように進展するか、注目される。

143 国際協力銀行（2013a）。

144 JETRO(2013)。

4. フィリピン

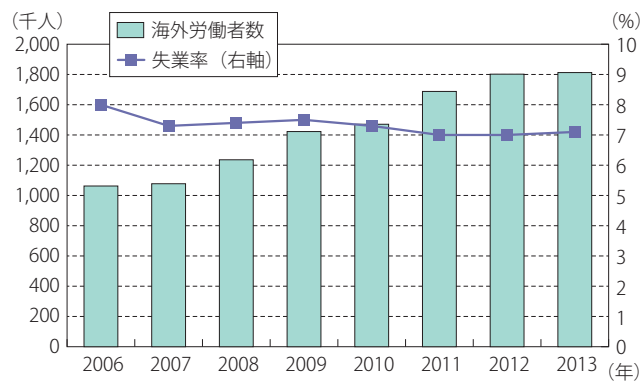
2013年の実質GDP成長率は前年比7.2%と、ASEAN4の中で最も高い。需要項目別では民間消費、産業別ではサービス産業が主導する経済構造となっている。

まず、需要項目別では、民間消費が名目GDPの7割を超える一方で、総固定資本形成は2割弱となっている（前掲第Ⅱ-1-4-4図）。民間消費は海外労働者からの送金にも支えられている。フィリピンでは出生率が高い¹⁴⁵が、国内雇用が少なく、ASEAN4の中で最も成長率が高い一方で失業率が最も高くなっている¹⁴⁶。海外で働くフィリピン人の数は、2012年にフ

ローでは約180万人（第Ⅱ-1-4-24図）、ストックでは約450万人いると推定されている¹⁴⁷。本国への労働者送金額は、インド及び中国に次ぐ世界第3位であり、GDP比では9.8%（2012年）と、他国と比較しても高水準にある（第Ⅱ-1-4-25図）。このため、フィリピンは労働者送金を支えに経常黒字を継続している（前掲第Ⅱ-1-4-6図）。

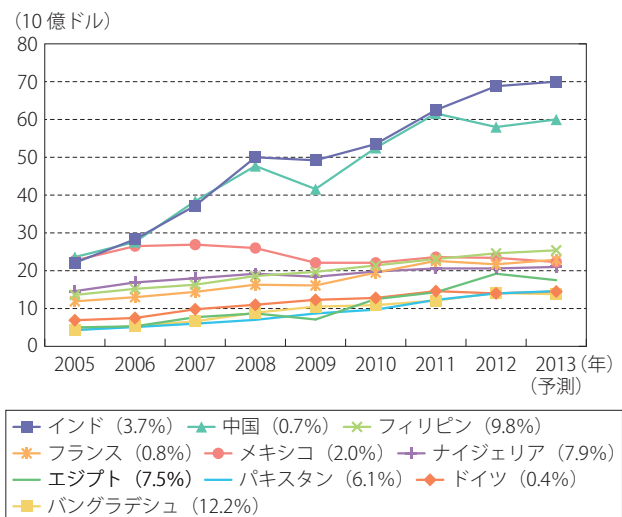
次に産業別では、製造業のシェアが約2割で低下傾向にあるのに対して、第三次産業は6割弱あり、そのシェアは上昇傾向にある（前掲第Ⅱ-1-4-5図）。

第Ⅱ-1-4-24図
フィリピンの海外労働者及び失業率の推移



資料：フィリピン海外雇用庁、労働雇用省（2013年海外労働者数）、IMF「IFS」、CEIC Database から作成。

第Ⅱ-1-4-25図
海外労働者送金額の推移（2013年予測上位10か国）



備考：凡例の（ ）は、2012年送金額のGDP比を示す。
資料：世銀「Annual Remittances Data (Migrant remittance inflows) updated as of April 2014」から作成。

¹⁴⁵ 世銀（WDI）によると、2011年の1,000人当たり出生率は、フィリピンが24.8人、インドネシアが19.6人、マレーシアが17.6人、タイが10.7人。また、同年の合計特殊出生率は、フィリピンが3.1人、インドネシアが2.4人、マレーシアが2.0人、タイが1.4人。

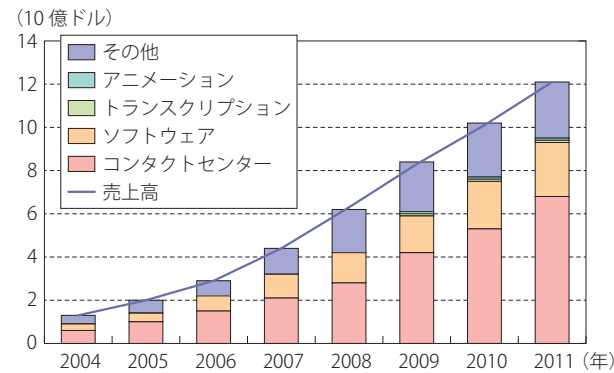
¹⁴⁶ IMFデータ（WEO April 2014）によると、2013年の失業率は、フィリピンが7.1%、インドネシアが6.3%、マレーシアが3.1%、タイが0.7%。

¹⁴⁷ 海外移住者（定住者）も含めると、在外フィリピン人は900万人超（全人口の約1割）に達していると推定されている（鈴木（2013））。

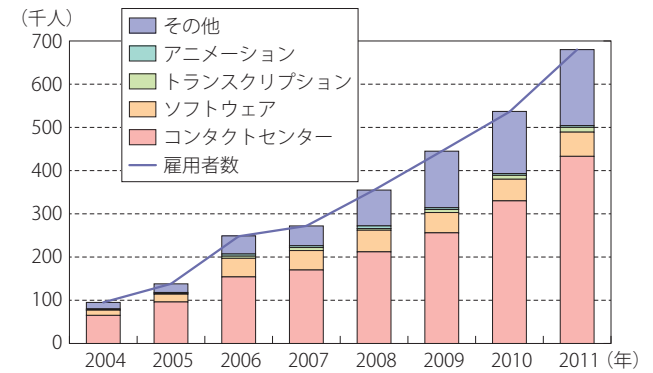
サービス産業の中でも、アウトソーシング産業（BPO: Business Process Outsourcing）の成長が著しい。フィリピンのITアウトソーシング産業¹⁴⁸の売上高を見ると、コンタクトセンター（コールセンターなど）¹⁴⁹の他、ソフトウェア開発やトランスクリプション（医療事務など）といった領域へと広がりを見せている。これによって2011年には約68万人の雇用が創出された（第II-1-4-26図）。ITアウトソーシ

ング産業は主に欧米から対内直接投資を受け入れている（第II-1-4-27図）。売上高の9割以上は輸出によるものであり¹⁵⁰（第II-1-4-28図左）、その多くは米国向けである（2011年輸出額のうち、76%が米国向け）（同図右）。BPO産業は、観光、電子産業、海外労働者送金と並んでフィリピンの4大外貨収入源の一つとされており¹⁵¹、政府は開発計画（2011-2016）の中で、BPO産業を優先産業に位置付けている¹⁵²。

第II-1-4-26図 フィリピンのITアウトソーシング産業の売上高（左）と雇用者数（右）の推移



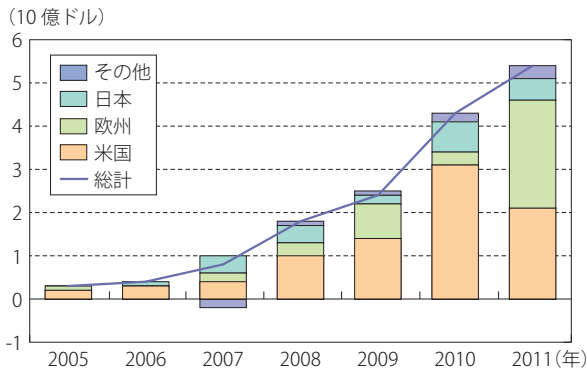
資料：フィリピン中央銀行、CEIC Database から作成。



資料：フィリピン中央銀行、CEIC Database から作成。

第II-1-4-27図

フィリピンのITアウトソーシング産業への対内直接投資額の推移（投資国別）



資料：フィリピン中央銀行、CEIC Database から作成。

148 フィリピン中銀の報告「Measuring the Contribution to the Philippine Economy of Information Technology-Business Process Outsourcing (IT-BPO) services」

(<http://www.bsp.gov.ph/downloads/publications/2012/BS2012.pdf>) によると、フィリピンのITアウトソーシング産業の総売上高対GDP比は2004年の1.4%から2011年には同5.4%に伸びており、国全体の雇用者に占める同産業の雇用者の割合は2004年の0.3%から2011年には1.8%に伸びている。

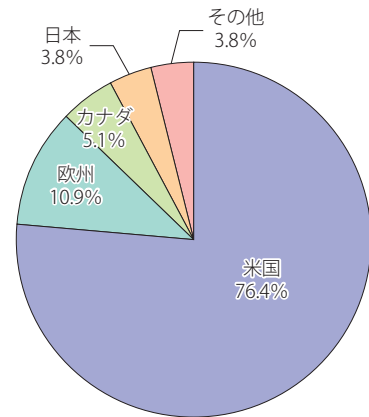
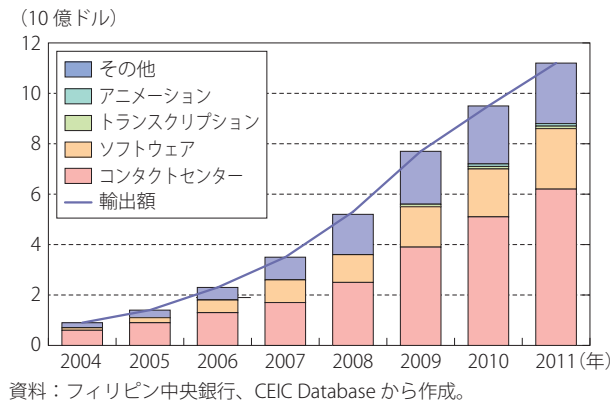
149 フィリピンを拠点とし、様々なオフショアサービスを世界中の顧客に向けて主に英語で提供するノウハウの蓄積が進み、成熟度が高くなった結果、コールセンター部門の売上高はインドを抜いて世界第一位となっている（国際協力銀行（2013b））。

150 2011年売上高121億ドルのうち、輸出によるものが112億ドル。

151 鈴木（2013）

152 フィリピン国家経済開発庁（NEDA）「Philippine Development Plan 2011-2016」(<http://www.neda.gov.ph/?p=1128>)。

第II-1-4-28図 フィリピンのITアウトソーシング産業の輸出額の推移（左）と2011年輸出先国シェア（右）



第2章

新興国等の経済ファン ダメンタルズの変化と 成長戦略

第1節

新興国等の経済ファンダメンタルズ

第2節

アジア通貨危機後の韓国における構造改革

第3節

メキシコとブラジルの成長戦略

第4節

メキシコ、タイ、インドの自動車政策

第2章

新興国等の経済ファンダメンタルズの変化と成長戦略

本章では、まず、2000年代の新興国等の経済ファンダメンタルズの変化を比較する。それをふまえ、ファンダメンタルズの違いを生むきっかけとなった、長期の成長基盤強化につなげるべく通貨危機など大きな

ショックを契機として各国で行われた構造改革及び政策を韓国、メキシコ、ブラジル、タイ、インドについて見ていく。

第1節

新興国等の経済ファンダメンタルズ

新興国においてビジネスを展開する際には、当該国に内在する政治、経済、社会的リスクやぜい弱性と共に、今後の成長基盤を検討することが必要である。このような認識の下、本項では過去の通貨・金融危機の原因、経過（危機の波及・伝播）及び各国の政策対応について簡単に振り返ることから始める。次に、過去の通貨・金融危機によって大きな被害を受けた新興国

を中心として、経済のファンダメンタルズに関わる多様な統計・データを用いて、各新興国のリスク耐性と成長基盤をスコアリングし、各国間で相対評価する。最後に、韓国を事例として、危機からの脱却に向けて断行された各種の構造改革について、その内容と成果を定性的に評価する。

1. 過去の経済危機と政策対応

本項では、過去の通貨・金融危機としてメキシコ通貨危機、アジア通貨危機及びリーマン・ショックに端を発する世界経済危機の3つを取り上げる。第II-2-1-1図は、国際通貨研究所が算出・公表しているGlobal Market Volatility Index（以下、世界市場ボラティリティ指数という）の推移を描いている¹⁵³。この指数は、株式、債券及び為替の各市場の変動性（ボラティリティ）を算出したものであり、世界の金融・資本市場のリスクストレス度を表している。このグラフからも、過去の危機時あるいは直後に各指数が大幅に上昇し、市場の不安定性が大きく高まっていることが分かる。

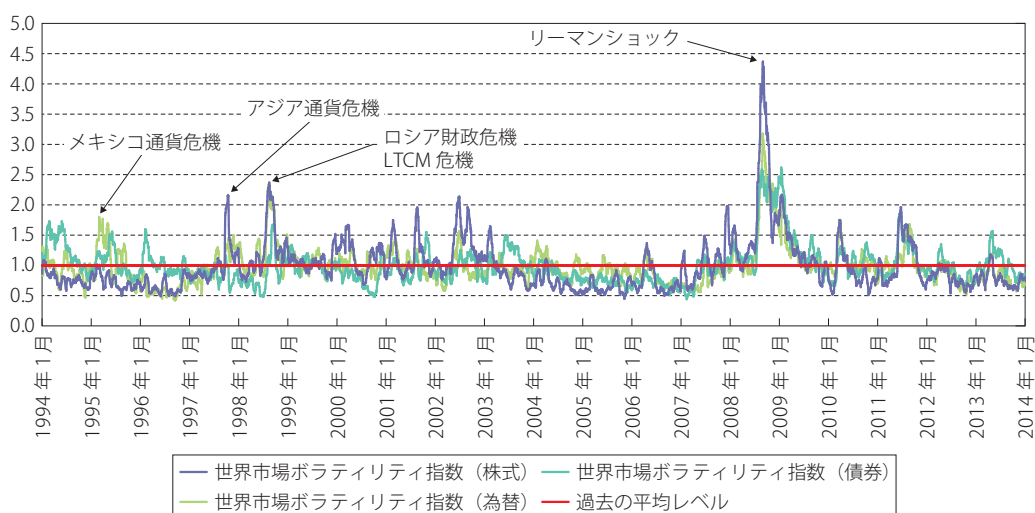
(1) メキシコ通貨危機

通貨危機発生前の1982年8月に、メキシコは債務危機を経験している。1970年代半ばに大規模な石油の埋蔵が発見されたメキシコは、国際金融市場における信用力が高まった結果、対外借入れが容易となり対外債務が増加していった。メキシコは油田の発見及び石油価格の高騰（第二次オイルショック）に乗って、対外借入れによってファイナンスされた公共事業を中心とした開発投資が実行され、高い経済成長率を達成していた。しかし、石油価格が下落すると、米国における金利上昇、資本流出によるメキシコ・ペソの下落等によって対外債務の返済負担が増加し、対外債務返済の不履行（デフォルト）を宣言するに至った。

第II-2-1-2図はこの時期のメキシコのデット・サー

¹⁵³ 世界市場ボラティリティ指数の見方や作成方法等については、国際通貨研究所が公表している次の資料を参照。<http://www.iima.or.jp/Docs/ppp/index/kaisetsu.pdf>

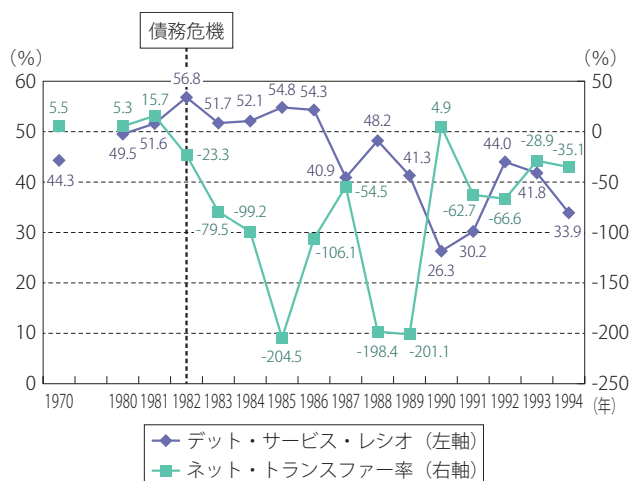
第Ⅱ-2-1-1 図 世界市場ボラティリティ指数の推移 (1994年1月28日~2014年3月14日)



資料：国際通貨研究所

第Ⅱ-2-1-2 図

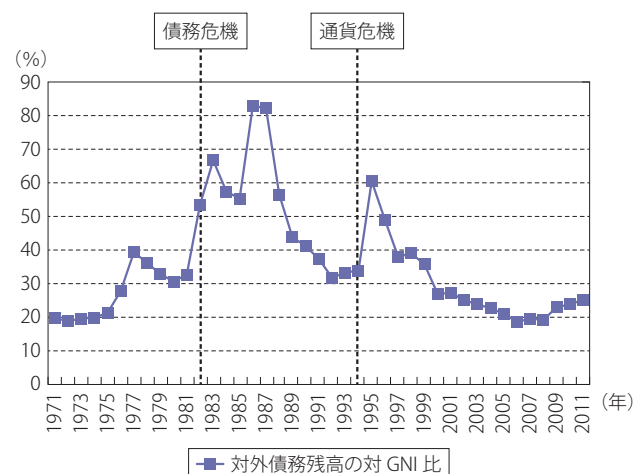
メキシコのデット・サービス・レシオとネット・トランスファー比率の推移



資料：片岡 (1998a) より作成。

第Ⅱ-2-1-3 図

メキシコの対外債務残高の対 GNI 比の推移



資料：世銀『WDI 2013』

ビス・レシオ¹⁵⁴とネット・トランスファー比率¹⁵⁵の推移を示している。債務危機発生の前年である1981年におけるデット・サービス・レシオは51.6%であり、輸出額の半分以上が対外債務の返済に充てられる計算となる。また、同年のネット・トランスファー比率は15.7%であり、新規融資額のうち自由に使えるのは約15%しかなく、新規融資額の約85%が元利返済に充てられる計算となる。このことから、いかに当時のメキシコの対外債務の返済負担が重かったかが分かる。

第Ⅱ-2-1-3 図はメキシコの対外債務のGNI(国民総

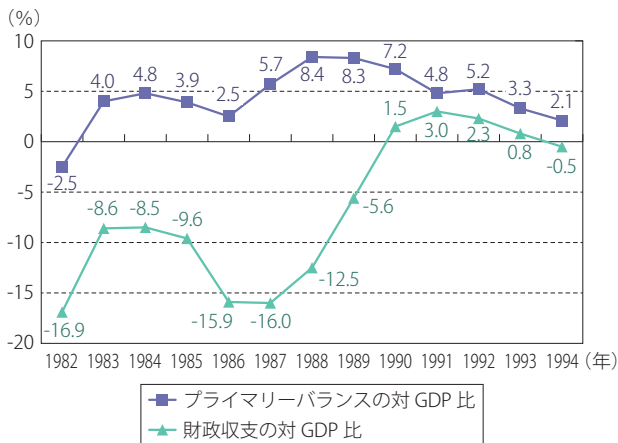
所得)に対する比率の推移を示している。1982年時点でメキシコの対外債務はGNIの50%を超える水準(53.4%)まで上昇しており、石油価格の下落とメキシコ大地震が発生した1986年に82.9%のピークに達した。

既述のように、1970年代に大規模な石油の埋蔵が発見されたメキシコは、国際金融市場における信用力が高まった結果、対外借入れが容易となり対外債務が増加していった。第Ⅱ-2-1-4 図はメキシコのプライマリー・バランス及び財政収支の対GDP比の推移を

¹⁵⁴ デット・サービス・レシオは債務返済額を輸出額で割った値で、対外債務の返済可能性を示す指標の一つ。値が高いほど債務返済の負担が重いことを表す。

¹⁵⁵ ネット・トランスファー比率は新規融資額と元利返済額との差を新規融資額で割った値で、元利返済の負担を示す指標の一つ。値が小さいほど元利返済の負担が重いことを表す。

第Ⅱ-2-1-4 図
メキシコのプライマリー・バランス及び財政収支の対 GDP 比の推移



資料：北島（2003）。元は Banco de Mexico「The Mexican Economy（1996, 1999）」

示したものであるが、1982～87年にかけて、プライマリー・バランスの対 GDP 比が1982年を除いて黒字であるのに対して、財政収支の対 GDP 比はプライマリー・バランスの対 GDP 比から大きくかい離して大幅な赤字となっており、金利返済負担の重さを物語っている。

債務危機の経験以来、メキシコはIMFの勧告を受け入れ、輸入代替工業化政策からの脱却を図り改革・開放路線へと歩み始め、1986年にはGATT(現WTO)へ加盟した。1988年に発足したサリナス政権は国営企業の民営化・売却、金融制度の自由化、インフラ整備等、国内経済の自由化を推進し、1994年1

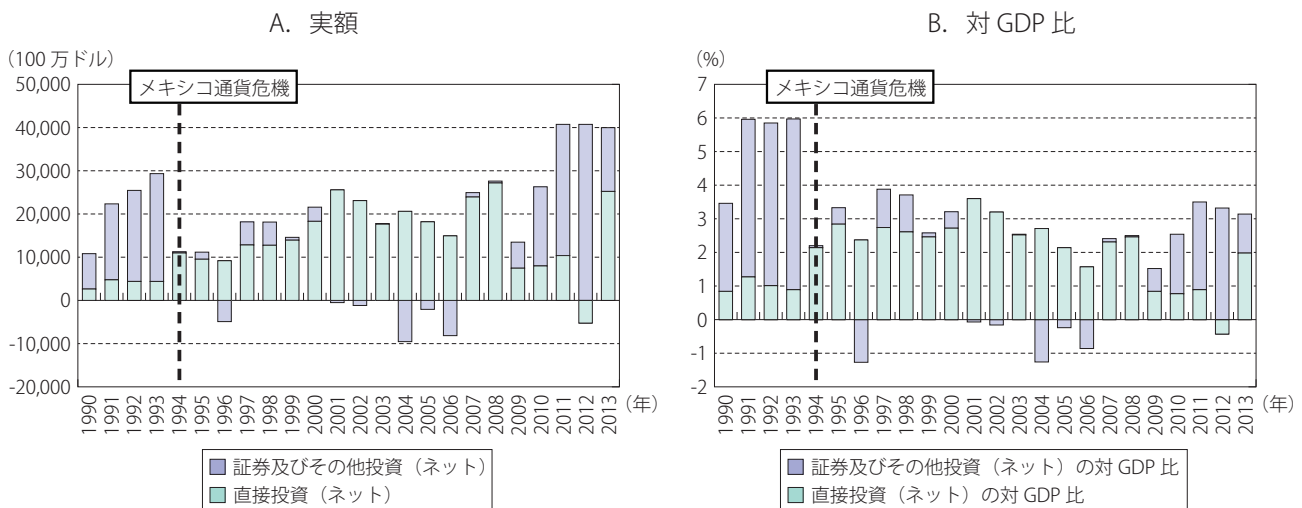
月1日にNAFTA(北米自由貿易協定)が発効する礎を築いた。

債務危機が収束に向かう中、1994年12月に発生することとなるメキシコ通貨危機以前の数年間、メキシコには大量の資本が流入していた。特に、1990～1993年にかけて、直接投資におけるインフロー(ネット)がほぼ一定で安定している一方、証券及びその他投資におけるインフローが大きく増加している(第Ⅱ-2-1-5図パネルA参照)。これは対GDP比で約5%に相当する。1993年の資本流入額は約300億ドルに上り、これは中南米諸国全体への資本流入額の約半分を占めていた。

これを反映して、メキシコの資本収支の対GDP比率は、1993年には6.6%に達した。他方、経常収支の対GDP比率は、同年▲4.8%となっており、経常収支の赤字を上回る資本が流入していたことが分かる(第Ⅱ-2-1-6図パネルA)。これを受けて、メキシコの外貨準備は増加していた(第Ⅱ-2-1-6図パネルB¹⁵⁶)。伊藤(2007)で指摘されているように、当時、外貨準備が増加している経済は健全であることを示していると考えられていた。しかし、急激な資本流出が生じた際に、固定為替を維持するために為替介入によって対抗しようとする、いずれ外貨準備は枯渇し、固定為替を維持することができなくなる。

メキシコ通貨危機は、1994年12月20日、メキシコ政府が通貨ペソの大幅な切下げをアナウンスしたことに端を発する金融危機である。メキシコを震源とし

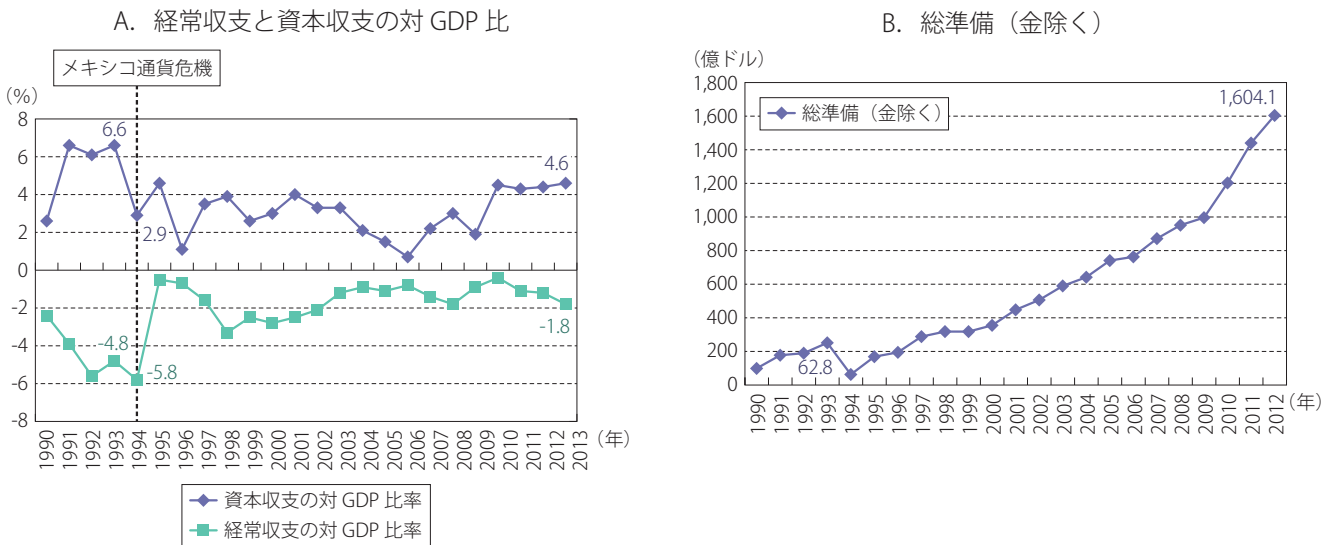
第Ⅱ-2-1-5 図 メキシコの直接投資と証券及びその他投資のインフローの推移(ネット)



備考：その他投資は、短期・長期信用供与、銀行預金、売掛債権、買掛債務等。
資料：Inter-American Development Bank「Latin American and Caribbean Macro Watch」

156 図では総準備(金除く)の推移が示されている。

第Ⅱ-2-1-6 図 メキシコの経常収支と資本収支の対 GDP 比と総準備（金除く）の推移



資料：Inter-American Development Bank『Latin American and Caribbean Macro Watch』、世銀『WDI 2013』

た金融不安は、ブラジル、アルゼンチンといった中南米諸国、香港、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシアといったアジア諸国、欧州の一部の国にもその影響が波及し、この現象は「テキーラ効果」と言われた。また、メキシコ通貨危機は、1980年代の資本移動の自由化により資本が瞬時にかつ大量に流出入するようになったことによって生じた危機であり、従来の経常収支赤字を問題とする危機とは異なり、「21世紀型の資本勘定型の危機」と言われた¹⁵⁷。

通貨切下げのアナウンス後、投資家は一斉に資本を引き揚げ始めた。メキシコ政府は為替介入により通貨価値の維持を図ろうとしたが、外貨準備が十分ではなく、同年12月22日には変動為替相場制への移行を余儀なくされ、これによりメキシコ・ペソは大幅に減価した(第Ⅱ-2-1-7図)。最終的には、1995年1月31日、米国、IMF及びG10諸国を中心とした、総額500億米ドルのメキシコに対する支援パッケージが策定され、メキシコ通貨危機は収束に向かった¹⁵⁸。

通貨危機を教訓として、メキシコは国内の構造改革を進め、経済のファンダメンタルズを改善させてきている。前掲第Ⅱ-2-1-6図のパネルA及びパネルBに見られるように、経常収支は赤字ではあるものの、その対GDP比は2013年時点で-1.8%と小幅にとどまっている(パネルA)。また、総準備の額も2012年時点で、財・サービスの輸入額の5か月分に相当する約

第Ⅱ-2-1-7 図 メキシコ・ペソの実質実効為替レート（ナローベース）の推移



備考：ナローベースの実質実効為替レートは、26か国（自国除く）を対象として、貿易量をウェイトとした物価調整後の為替レートの幾何平均値として計算されている¹⁵⁹。
資料：BIS

1,600億ドルまで積み上げている(パネルB)。

また、前掲第Ⅱ-2-1-5図のパネルA及びパネルBに見られるように、対内直接投資は2010年頃から証券及びその他投資による資本流入が増加していたが、2013年には直接投資による資金流入の方が大きくなっている。

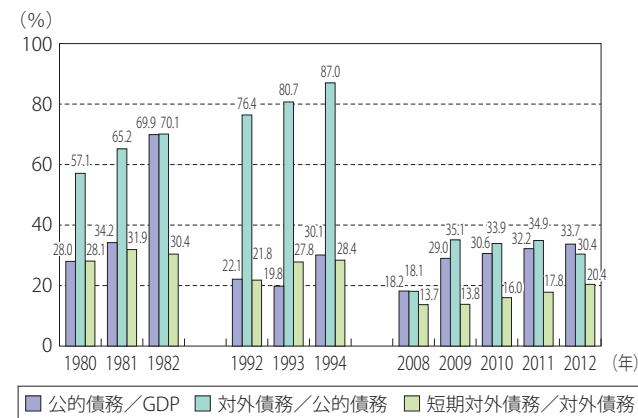
対外債務構造にも変化が見られる。第Ⅱ-2-1-8図は、メキシコの債務構造（公的債務/GDP、対外債務/公的債務、短期対外債務/対外債務）を債務危機時、通貨危機時及び世界経済危機の3つの年代別に分

¹⁵⁷ 伊藤(2007)、伊藤・織井(2006)。当時、IMFの専務理事であったカムドシュがメキシコ通貨危機を「21世紀型の危機」と名付けた。

¹⁵⁸ 伊藤(1997)。

¹⁵⁹ 詳細は Bank for International Settlements のホームページを参照。http://www.bis.org/statistics/eer/

第Ⅱ-2-1-8 図 メキシコの債務構造の年代別比較



資料：メキシコ中央銀行、INEGI (国立統計地理情報院)、世銀『WDI 2013』より作成。

けて示している。通貨危機時には、対外債務/公的債務が1980年代の債務危機時よりも高い値となっており、政府のファイナンスにおいて対外的な依存度が高まっていたことが分かる。メキシコ通貨危機時と世界経済危機時を比較すると、対外債務/公的債務及び短期対外債務/対外債務の比率が低下してきている。このことから、通貨危機以来、メキシコ政府は対外借入れの割合を縮小させ、国内で資金調達を行うようになってきていることが分かる。また、対外債務における短期の借入れの比率も低下しており（短期資金への依存度が低下している）、より期間の長い借入れを行うようになってきている。

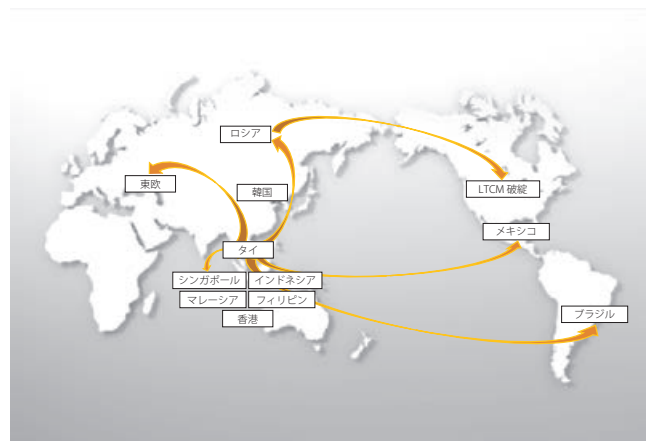
(2) アジア通貨危機

アジア通貨危機は、1997年7月、タイの通貨バツが急落したことに端を発し、金融不安がアジア各国（インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、香港等）、さらにはロシアや中南米、東欧諸国にも伝播した金融危機である（第Ⅱ-2-1-9図参照）¹⁶⁰。1990年代前半には、多くのアジア諸国は「東アジアの奇跡」と呼ばれる高成長を遂げていたが、1990年代後半には、アジア通貨危機による経済危機を経験することとなった。以下では、アジア通貨危機により深刻な金融危機を経験した国について、それらの国々が抱えていたリスク・ぜい弱性の共通要因と個別要因に着目して、危機の発生、伝播及び収束過程を振り返る。

アジア通貨危機の影響を受けた国は為替レート的大幅な下落に直面した。第Ⅱ-2-1-10図は、アジア通貨

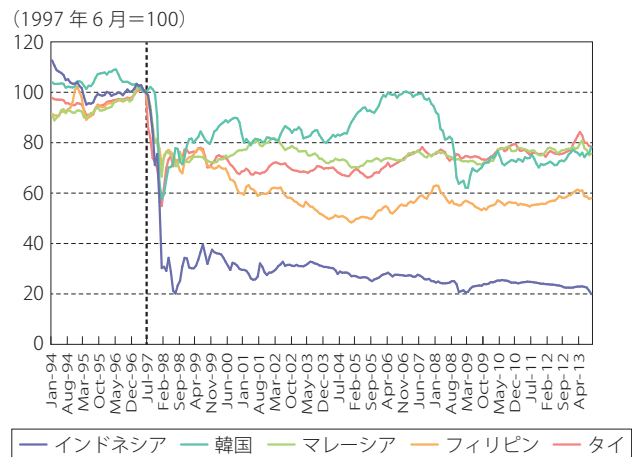
第Ⅱ-2-1-9 図

伝染効果：アジア通貨危機の影響の伝播状況



第Ⅱ-2-1-10 図

アジア5か国の実質実効為替レート（ブロードベース）の推移



備考：ブロードベースの実質実効為替レートは、60か国（自国除く）を対象として、貿易量をウェイトとした物価調整後の為替レートの幾何平均値として計算されている¹⁶¹。

資料：BIS

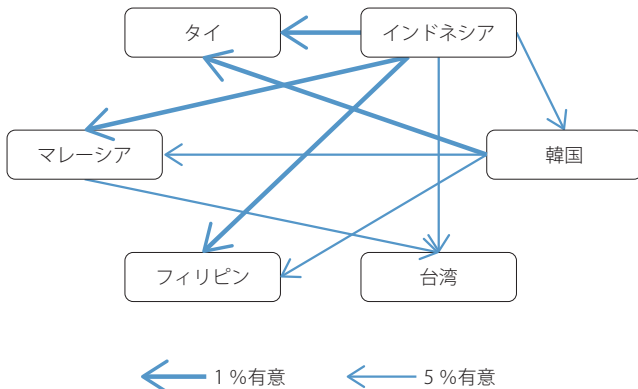
危機の影響が大きかったインドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン及びタイ（以下、アジア5か国と言う）の実質実効為替レートの推移を示している。全ての国で実質実効為替レートは大きく下落しているが、特にインドネシアにおける下落は突出しており、1998年7月には、1997年6月の水準から約8割も下落している。韓国を除く4か国の実質実効為替レートは現在に至るまで、アジア通貨危機時に下落した水準と同程度の水準で推移している。韓国の実質実効為替レートは、アジア通貨危機後緩やかに上昇を続けたが、2008年9月のリーマン・ショックによる世界経済危機によって再び大きく下落した。

¹⁶⁰ 内閣府経済社会総合研究所（2002）でも述べられているように、危機の伝染に関する因果関係は必ずしも明らかではないが、一般的には、タイ・バツの急落が危機の発端であると考えられている。

¹⁶¹ 詳細は Bank for International Settlements のホームページを参照。http://www.bis.org/statistics/eer/

第II-2-1-11図は、Ito and Hashimoto(2002)による、アジア通貨危機時のアジア諸国において為替レート変動がどこからどこに伝播したかという因果関係の特定を分析した結果を表している。図において、矢印が太い方が統計的により信頼できることを表している。この結果によると、タイ・マレーシアの下落はアジア通貨危機のきっかけとはなかったが、危機の最中においては他の国の為替レートに有意な影響を与えておらず、むしろ為替レートの変動を引き起こしていたのは、インドネシア・ルピア（他の全ての通貨に影響を及ぼしている）あるいは韓国ウォン（台湾ドル以外の他の全ての通貨に影響を及ぼしている）であることが分かる¹⁶²。

第II-2-1-11図
アジア諸国における為替レート変動の伝播の因果関係



資料：Ito and Hashimoto (2002)

アジア通貨危機においても、メキシコ通貨危機時のメキシコと同様に、危機発生前に大量の資本がアジア諸国に流入していた。第II-2-1-12図は、アジア5か国の投資収支の推移を示している。アジア通貨危機が発生する前、5か国全ての国で資本が流入超であったことが分かる。インドネシア、韓国、フィリピンでは証券投資の割合が高く、マレーシアでは直接投資が、タイではその他投資の割合が高い。各国ごとに内訳は異なるものの、アジア通貨危機もメキシコ通貨危機と同様に、直接投資に比して証券及びその他投資の割合が高いという類似性を持っていた。アジア通貨危機が発生した1997年以後、インドネシア、マレーシア及びタイでは、その後数年に渡って資本が流出するという状況が続いた。韓国は1998年に僅かに流出超に転

じたが、すぐに持ち直した。フィリピンでは、資本の流出入という観点からは、アジア通貨危機の影響は軽微であった。

第II-2-1-13図は、アジア5か国の経常収支の対GDP比の推移を示したものである。1993年の韓国を除いて、アジア通貨危機まで全ての国が経常収支赤字となっており、特に、タイやマレーシアでは経常収支の対GDP比が▲8%を超える年もある。

続いて、第II-2-1-14図は、アジア5か国の対外債務残高に関連する指標の推移を示している。パネルAは総対外債務残高の対GNI比、パネルBは短期対外債務が総対外債務残高に占める割合、パネルCは外貨準備高の短期債務残高に対する割合を示している。まず、パネルAを見ると、アジア通貨危機発生時の1997年において最も高い総対外債務残高の比率を示しているのはタイの74.6%であり、インドネシアが65.1%、フィリピンが58.3%と続く。これらの値は、前段で見たメキシコの債務危機が生じた際の値を上回っている。一方、パネルBを見ると、1997年の時点で最も短期債務残高の割合が高いのは、パネルAと同じくタイの34.5%であるが、次いでマレーシア（31.6%）と韓国（30.4%）となっている。最後に、パネルCを見ると、1997年の時点で、マレーシアを除いて全ての国で100%を割り込んでいる。特に、韓国は30%程度の水準しかなく、パネルBと併せて見ると、韓国における短期債務への依存度が高かったことが分かる¹⁶³。

前掲の第II-2-1-2図と同様に、アジア通貨危機時におけるアジア5か国のデット・サービス・レシオの推移を示したのが第II-2-1-15図である。メキシコの債務危機時ほどではないが、インドネシアでは1997年時点で30.3%に達している。

アジア通貨危機に見舞われた国々には、各国に共通した複数の要因と各国ごとの個別の要因が存在する。まず、第II-2-1-16表は、特に影響が大きかったタイ、インドネシア及び韓国について、アジア通貨危機の概要とIMFプログラムの内容を一覧にしてまとめたものである。

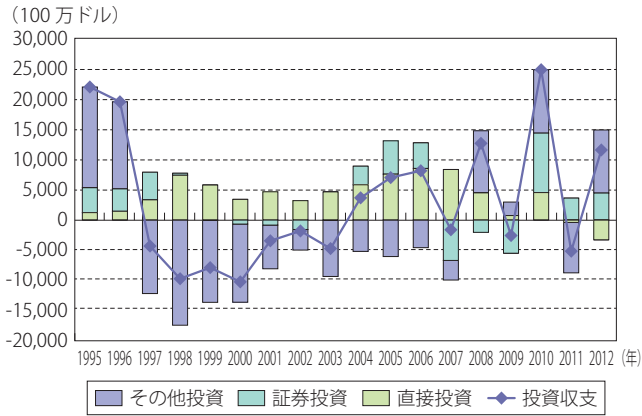
続いて、第II-2-1-17表には、アジア通貨危機に見舞われたこれらの国に共通していた要因及び各国の個

¹⁶² 伊藤・橋本（2005）も参照。

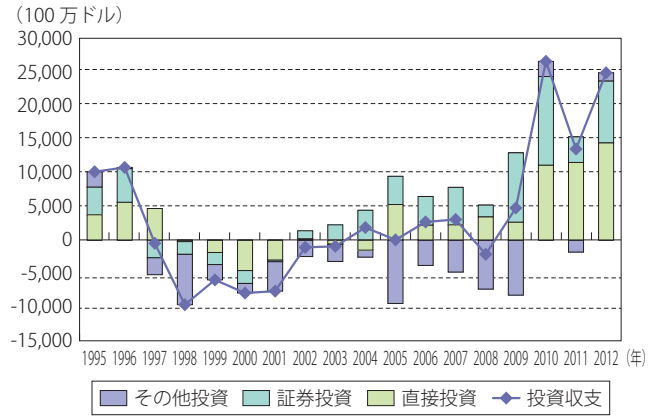
¹⁶³ 本段の論旨から外れてしまうが、パネルAに見られるように、2005年以来韓国の総対外債務残高の比率が上昇してきている。しかし、パネルBに見られるように、短期債務残高の割合は減少してきており、対外債務が長期の債務でファイナンスされるようになってきていることが分かる。

第Ⅱ-2-1-12 図 アジア5か国の投資収支の推移

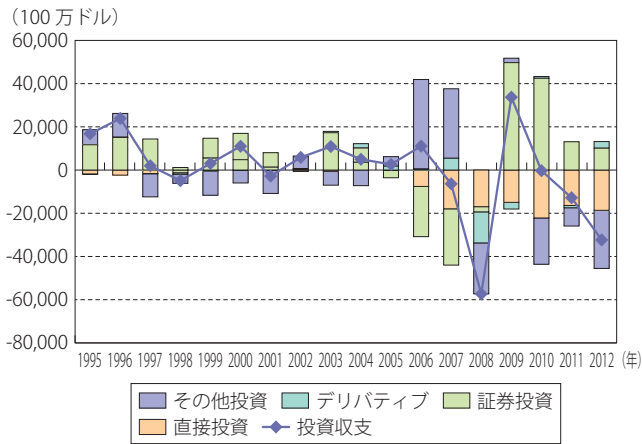
(タイ)



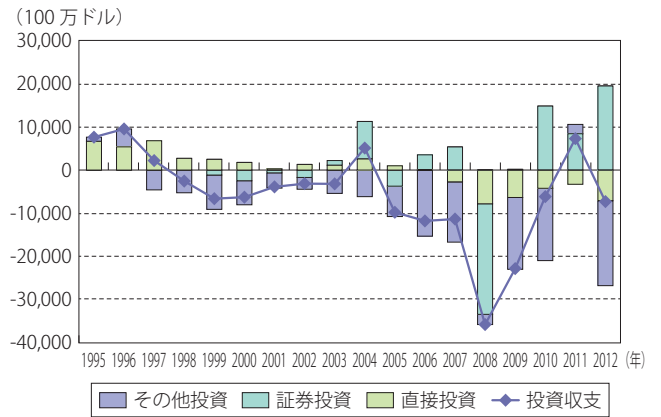
(インドネシア)



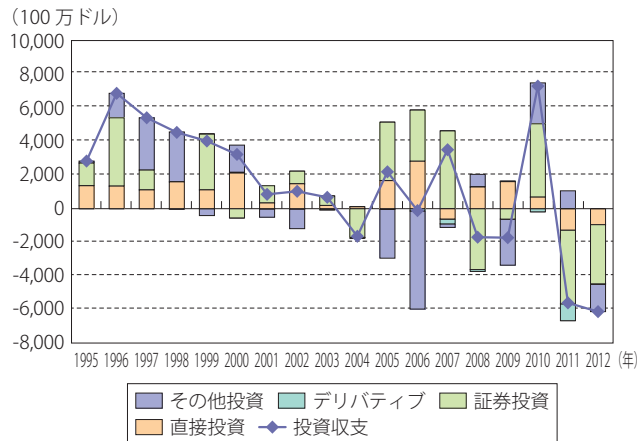
(韓国)



(マレーシア)

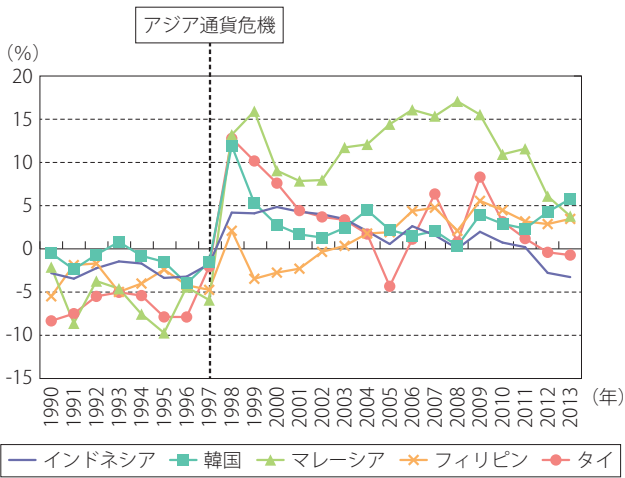


(フィリピン)



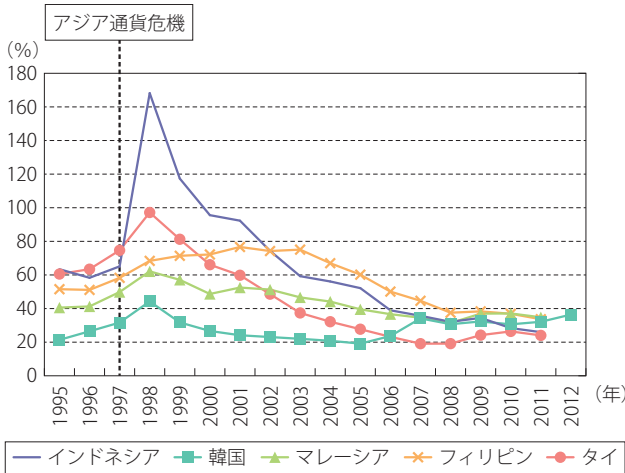
備考：マレーシアについては、1998年以前の証券投資に関するデータなし。
資料：ADB『Key Indicators for Asia and the Pacific 2013』

第II-2-1-13図
アジア5か国の経常収支の対GDP比の推移

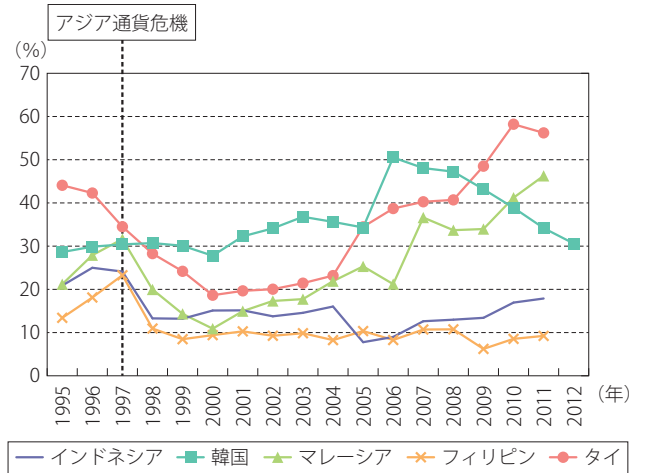


第II-2-1-14図 アジア5か国の対外債務残高関連指標の推移

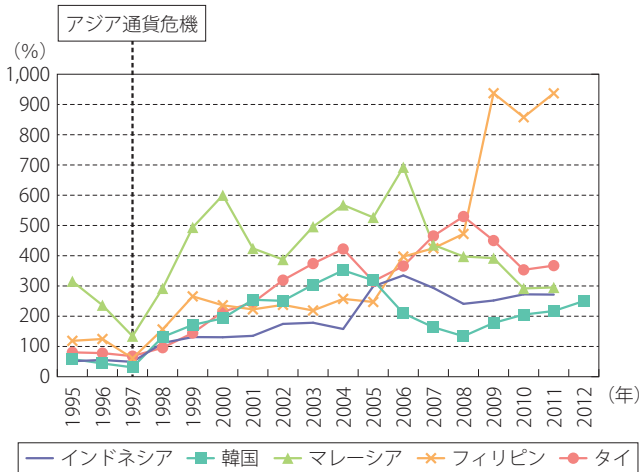
A. 総対外債務残高の対GNI比



B. 対外債務残高に占める短期債務残高の割合

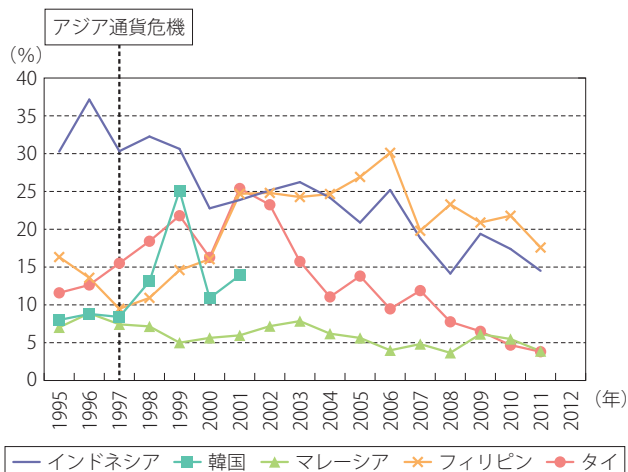


C. 短期債務残高に対する外貨準備高の割合



備考：データは全て期末値。
資料：ADB『Key Indicators for Asia and the Pacific 2013』

第Ⅱ-2-1-15 図
アジア5か国のデット・サービス・レシオの推移



資料：ADB『Key Indicators for Asia and the Pacific 2013』

第Ⅱ-2-1-16 表 アジア通貨危機の概要とIMFプログラムの比較

	タイ	インドネシア	韓国
危機的状況の時期	1997年7月2日-1997年12月	1997年10月-1998年6月	1997年11月-1998年1月
マクロ構造問題	経常収支赤字と脆弱な金融システム(バブル)	脆弱な銀行システム	財閥の過剰投資と脆弱な銀行システム
短期対外債務	銀行部門の借入	企業部門の借入	銀行部門の借入
外貨準備	固定為替維持のため、先物ポジションで失う	失わず	銀行部門の債務返済のため貸出し、失う
危機のきっかけ	ヘッジファンドによる投機	資本逃避と伝染効果	ロールオーバー拒否と伝染効果
IMF支援プログラム策定	1997年8月20日	1997年11月5日。 追加合意1998年1月15日	1997年12月3日。 追加合意12月24日
IMF支援	総額172億ドル	総額400億ドル	総額580億ドル
IMF支援パッケージ内訳	IMF40億ドル 日本40億ドル 世銀15、ADB12、中国10、豪10、 香港10、マレーシア10、シンガポール10、 韓国5、インドネシア5、ブルネイ5 (協調融資) (当初発表167億ドル)	IMF100億ドル 世銀45、ADB35、インドネシア自身50 合計230億ドル 第二線準備 日本50、シンガポール50、米国30、 豪10、マレーシア10、ブルネイ12など162億ドル超	IMF210億ドル 世銀100、ADB40 合計350億ドル 第二線準備 日本100、米国50、ヨーロッパ50 など二線準備合計230億ドル
IMFのコンディショナリティ	経常収支の黒字化 財政収支の黒字化 インフレ率を一定にするべく金融政策を行う 外貨準備の積み増し 金融改革を行う	経常収支の黒字化 財政収支の黒字化 インフレの抑制 金融政策の引き締め 外貨準備の積み増し 金融改革を行う 市場の開放	経常収支の黒字化 財政収支の改善 インフレの抑制 財政目標を達成するための金融政策の引き締め 外貨準備の積み増し 金融改革を行う

資料：伊藤(1999a)からの抜粋及び中村・永江・鈴木(2011)に基づき作成。

第Ⅱ-2-1-17 表
アジア通貨危機発生の各国の共通要因と個別要因

原因	国
通貨の過大評価	全てのドル・ペッグ国
脆弱な銀行・非銀行の監督	全ての国
過大な短期資本の流入	全ての国
外貨準備の管理の失敗	タイ、韓国
銀行間の過剰な外貨建て借入れ	タイ、韓国
弱いコーポレート・ガバナンス	韓国、インドネシア

資料：Ito(2001)に基づき作成。

別要因がまとめられている。共通要因としては、①ドル・ペッグによる通貨の過大評価、②ぜい弱な銀行・非銀行の監督及び③過大な短期資本の流入が挙げられる。個別要因としては、タイ、韓国では外貨準備の管理の失敗、韓国、インドネシアでは弱いコーポレート・ガバナンスが挙げられる¹⁶⁴。

第II-2-1-18表は、Summers¹⁶⁵(2000)において分析された、アジア通貨危機発生国における各国のぜい弱性をスコアリングした結果を示している¹⁶⁶。固定為替制度あるいは外貨準備に関しては、全ての国が「非常に深刻」(あるいはそれ以上)とされている。経常収支赤字については、タイが「非常に深刻」、インドネシアは「深刻」、韓国は「深刻ではない」と、三者三様となっている。財政赤字については、メキシコ通貨危機の場合とは異なり、アジア通貨危機ではそれほど問題ではなかった。一方、銀行・金融機関のぜい弱性については、全ての国が「非常に深刻」な状態であった。政府の短期債務については、タイ以外の国では深刻ではなかったが、対外短期債務総額及びガバナンス問題については、全ての国で「深刻」あるいは「非常に深刻」とされている。

第II-2-1-18表
アジア通貨危機における各国のぜい弱性の要因

要因	国		
	タイ	インドネシア	韓国
固定為替制度(外貨準備減耗)	1	0.5	0.5
経常収支赤字	1	2	3
財政赤字	3	3	3
銀行・金融機関の脆弱性	1	1	1
政府の短期債務	2	3	3
対外短期債務総額	1	1	1
ガバナンス問題	2	1	2

備考：数値の意味：1=非常に深刻、2=深刻、3=深刻ではない。
資料：ティエロール(2007)より抜粋。元の出所は Summers(2000)。

各国事情

(タイ)

タイにおける危機は、事前にある程度予測されていた。IMFは、タイ経済が抱えるリスクへの懸念から、

タイに対してより柔軟な為替制度(変動幅の拡大、変動相場制への移行)を求めている¹⁶⁷。タイでは、経常収支の対GDP比が▲8%を超える中、輸出が急減速したことにより、通貨の切下げ観測が台頭した。1997年5月12~14日には、ヘッジファンドによる大規模なパーツ売りが行われ、タイ政府は通貨防衛のため為替介入(先物市場でのドル売り・パーツ買い)及び資本規制を導入したものの、同年7月2日に変動相場制(管理為替フロート制)へ移行した。

その後、タイ政府はIMFに支援を求め、同年8月13日にIMFプログラムに大筋で合意した。しかし、タイ中央銀行の先物市場でのドル売りポジションが公表されると、IMFプログラムの合意内容では対処しきれないと市場に受け止められた。このため、IMFプログラムの発表後もパーツの下落は止まらず、為替レートを基準としてみる限り、IMFプログラムは有効に機能しなかった。

1997年12月にタイ政府が国内金融機関の再編を発表すると、タイ・パーツは、危機発生から対米ドルで約50%減価したところで下げ止まり、その後若干増価した後、1998年4月頃から安定して推移するようになった。為替の大幅な下落と深刻な景気後退によって、タイの経常収支は大きく改善し、その結果外貨準備が大きく積み上がっていった。そして、1999年8月、タイはIMFからの支援を停止することを決定した¹⁶⁸。

タイにおける通貨危機発生の原因としては、マクロファンダメンタルズのぜい弱性とその悪化、すなわち、経常収支赤字の持続可能性に疑問が持たれ、实体经济における輸出の伸び率及びGDP成長率の鈍化が背景にあったと考えられる¹⁶⁹。(インドネシア)

アジア通貨危機が発生した当初、通貨ルピアは下落していたものの、それほど大きな影響を受けていたわけではなかった。しかし、インドネシア政府は予防的な措置として1997年10月、IMFへ支援を要請し、同年11月5日にIMFプログラムが理事会に承認された。このことが結果的に国内の政治問題とも絡み合っており、インドネシア・ルピアの暴落を招くこととなる。

IMFプログラムにより短期的にインドネシア・ル

¹⁶⁴ Ito(2001)を参照。

¹⁶⁵ 元ハーバード大学学長。米国財務長官、国家経済会議委員長も歴任。

¹⁶⁶ オリジナルである Summers(2000)の論文では、メキシコ通貨危機時におけるメキシコ、アジア通貨危機後に危機的状況に陥ることとなるロシアとブラジルについても分析対象に含められている。

¹⁶⁷ 伊藤(2007)。

¹⁶⁸ Sussangkarn and Vichyanond(2007)。

¹⁶⁹ 伊藤(1999b)。

ピアの下落は止まったものの、長期的な効果はなかった。1998年1月15日には、IMFと追加的な合意がなされ、IMFは構造改革をインドネシアに対する信頼の回復の中心に据えた。しかし、このIMFのコンディショナリティには実効性に乏しいものまで含まれていた。その後、当時のスハルト大統領がIMFとの合意を実行する意思がないことを示唆すると、再びルピアは下落することとなり、結果的に、アジア通貨危機時において最も大きな通貨の下落に見舞われたのはインドネシア・ルピアであった¹⁷⁰。

通貨危機が進行する中、インフレーションの高進や国内での暴動等によって、1998年5月、スハルト大統領は退陣することとなった。1999年6月、インドネシアでは初めてとなる民主的な選挙が行われ、同年10月にワヒド政権が発足した。その後、2001年7月にメガワティ大統領が就任し政情不安が収まると、インドネシア・ルピアの下落もようやく下げ止まることとなった。

(韓国)

タイで通貨危機が起こった後でも、韓国で通貨危機が起こるとはほとんど考えられていなかったが¹⁷¹、韓国の短期対外債務が外貨準備に比して巨額に上ることが認識されたことで金融危機に発展した。韓国の銀行は、日米欧の銀行から短期の借入れを行っていたが、上記事実が認識されると、日米欧の銀行は韓国の銀行の借換え（ロールオーバー）の要請を一齐に拒否するようになった。1997年11月下旬には韓国ウォンが急落することとなり、韓国政府はIMFへ支援を要請、同年12月4日、IMFプログラムが理事会に承認された。

韓国においても、韓国ウォンはIMFプログラム合

意後も下落を続け、タイと同様に、為替レートを基準とするとIMFプログラムの実効性はほとんどないに等しかった。同年12月24日、IMFとG7諸国による緊急措置（日米欧の銀行に対する韓国向け貸出しの強制借換え（ロールオーバー））が行われることとなり、これによってようやくウォンの下落に歯止めがかかった。

韓国における通貨危機は、投資家のパニックによって引き起こされた流動性の危機であったという側面も見られる¹⁷²。

アジア通貨危機後、これらアジアの国々は、危機を教訓としてファンダメンタルズの改善・強化に向けて様々な政策を採った。まず、為替に関して、アジアの多くの国は変動為替相場制へと移行した。よく知られているように、①固定為替相場制、②自由な資本移動、③独立した金融政策の3つを同時に実現することは不可能であり、これは国際金融のトリレンマ又はImpossible trinityと呼ばれている。

アジア通貨危機前のアジア各国で採用されていた政策は、この国際金融のトリレンマへの挑戦であったと見なすこともできる¹⁷³。アジア通貨危機後、韓国、フィリピン、タイ、インドネシアは変動為替相場制へと移行した。これら各国は、自由な資本移動と独立した金融政策を継続する代わりに、固定為替相場を放棄した。つまり、第II-2-1-17表で挙げたアジア通貨危機の共通要因の一つであった通貨の過大評価をもたらしたドル・ペッグを放棄したことになる。他方、1998年9月、マレーシアは資本の流出に対する規制を行った（第II-2-1-19表参照）。

前掲第II-2-1-17表でアジア通貨危機の共通要因の二つ目に挙げた金融システムのせい弱性（せい弱な銀

第II-2-1-19表 国際金融のトリレンマに対する各国の対応

対応	固定為替相場制	自由な資本移動	独立した金融政策	該当国
国際金融のトリレンマ	○	○	○	中国、香港を除く、アジア通貨危機前のアジア諸国
変動為替相場制	×	○	○	タイ、インドネシア、韓国、フィリピン
資本規制	○	×	○	マレーシア、1998年9月以降の中国
カレンシー・ボード	○	○	×	香港

備考：表中の○は表側の制度・体制において表頭の条件が満たされることを、×は満たされないことを意味する。
資料：Ito (2001) に基づき作成。

¹⁷⁰ より包括的な文献としては Hill and Shiraishi (2007) を参照。

¹⁷¹ 伊藤 (2007)。

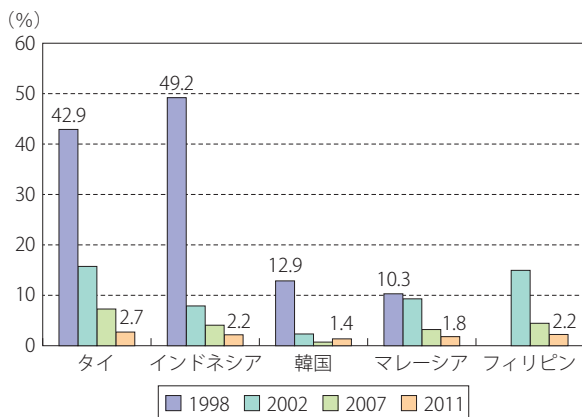
¹⁷² 伊藤 (1999b)、伊藤 (2007)。

¹⁷³ 伊藤 (1999b)。

行・非銀行の監督)については、アジア通貨危機以降、アジア5か国で銀行の不良債権比率(商業銀行の融資残高に占める不良債権額)は低下傾向を示している。特に、タイやインドネシアでは、1998年時点で不良債権比率が40%を超えていたものが、2011年には2~3%弱まで激減した(第II-2-1-20図)。

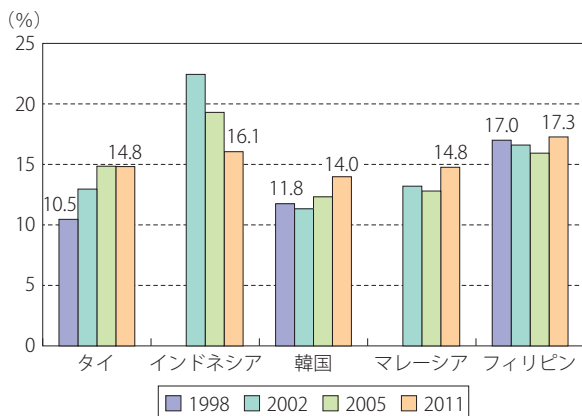
また、銀行の経営基盤の健全性を示すリスク調整後自己資本比率(自己資本/総資産)は多くのアジア諸国で上昇傾向を示している。インドネシアのみ低下傾向を示しているが、それでも他のアジア諸国と比較して相対的に高い水準を維持している(第II-2-1-21図参照)。

第II-2-1-20図
不良債権の商業融資残高に対する比率の推移



備考：韓国の1998年は1999年のデータ。フィリピンは2002年以前のデータなし。
資料：ADB Asia Regional Integration Center『Economic and Financial Indicators』

第II-2-1-21図
リスク調整後自己資本比率の推移

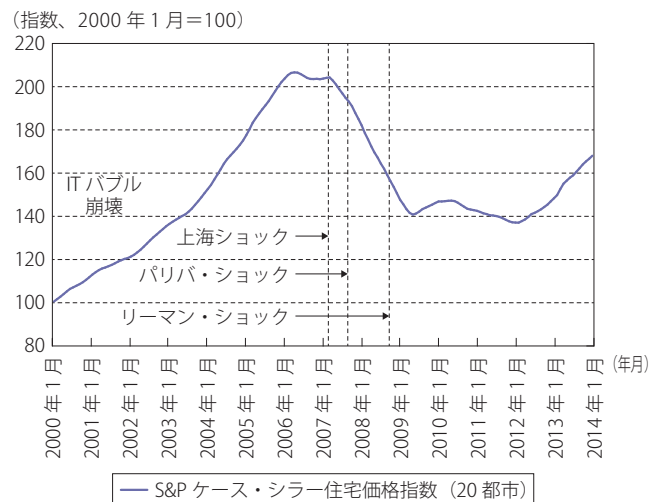


備考：韓国とフィリピンの1998年は1999年のデータ。フィリピンの2011年は2010年のデータ。インドネシアとマレーシアは2002年以前のデータなし。
資料：ADB Asia Regional Integration Center『Economic and Financial Indicators』

(3) 世界経済危機

世界経済危機は、2007年夏以降、前年からの米国の住宅価格下落(第II-2-1-22図参照)によるサブプライム・ローンの焦げ付きによって仏大手銀行BNPパリバ傘下のファンドが凍結されたことに端を発し、2008年3月の米大手投資銀行ベア・スターンズの破綻・救済、同年7月のファニーメイ、フレディマックといったGSE(政府支援企業)の国有化、そして同年9月の米大手投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻、AIG(アメリカン・インターナショナル・グループ)のFRBによる救済へと至る、世界的に金融市場が混乱した金融危機である¹⁷⁴。

第II-2-1-22図
S&Pケース・シラー住宅価格指数(20都市)の推移

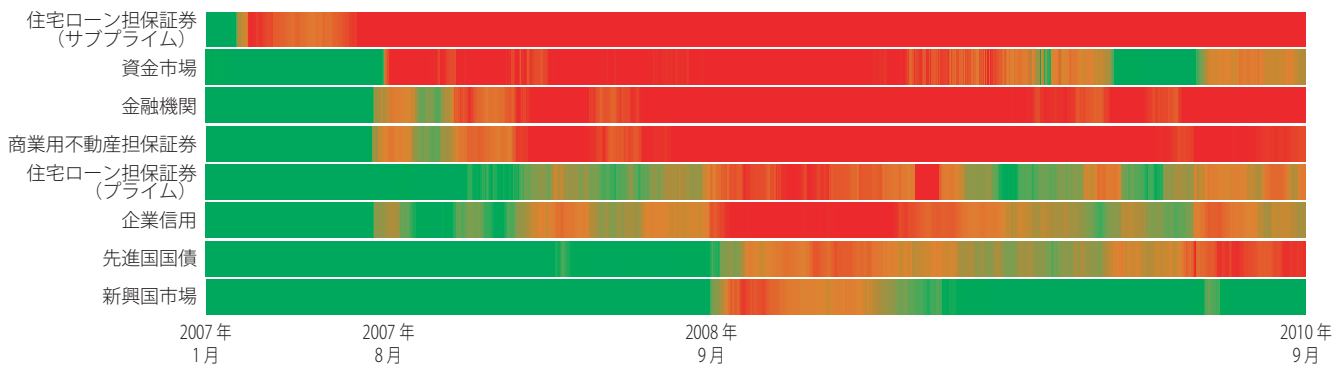


資料：Federal Reserve Bank of St. Louis『FRED』

世界経済危機が発生した発端は米国のサブプライム・ローンの焦げ付きであったが、その影響は世界の金融市場に波及した。第II-2-1-23図は、IMFの試算による、様々な資産クラスにおける市場のボラティリティ(変動性)の推移を示しており、緑色→橙色→赤色の順に、市場のボラティリティが高まっていることを表している。サブプライム・ローン問題が明るみに出ると、まずボラティリティはABS(資産担保証券)モーゲージで高まった。その後、2007年7~8月にかけてサブプライム・ローン問題の深刻さが認識されるとCMBS(商業用不動産担保証券)、金融機関、先進国市場とボラティリティが急激に高まり始め、米大手投資銀行ベア・スターンズが破綻した2008年3月頃からは、プライムのRMBS(住宅ローン担保証券)や

174 竹森(2007)は、アジア通貨危機からサブプライム問題へと続く金融危機の流れを整理している。

第II-2-1-23 図 ボラティリティ・ヒートマップ



資料：IMF『Global Financial Stability Report, October 2010』から作成。

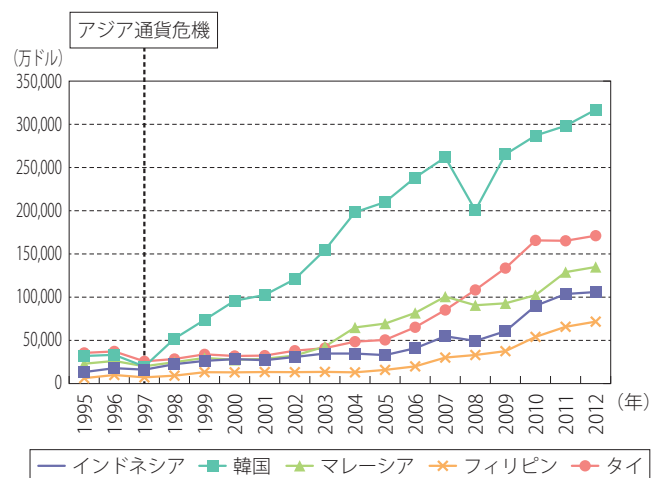
企業信用に関わる市場のボラティリティが大きく高まり始めた。そして、2008年9月に米大手投資銀行リーマン・ブラザーズが破綻すると、米国発の危機は新興国にまで飛び火し、新興国市場のボラティリティも上昇した。

世界経済危機は、先進国である米国の住宅バブルの崩壊を根源としており¹⁷⁵、その影響の規模と範囲からも上記2つの通貨危機とは異なる性格を有しているが、背後に金融システムの混乱があったということは共通している。

新興国自身の金融機関における証券化商品等の保有は限定的であったにも関わらず、欧米発の金融危機が新興国に飛び火したのは、欧米の金融機関が先進国と新興国における共通の貸手になっていたためである。そのため、欧米の金融機関におけるバランスシート圧縮の動きやリスク回避的な投資行動を通じて、新興国にも危機が伝播することとなった¹⁷⁶。アジアを中心とした新興国は、過去の通貨危機の経験を教訓に、経常収支の黒字化（前掲第II-2-1-13図参照）や「自己保険」としての外貨準備の積み増し（第II-2-1-24図参照）等によって対外経済に関わるファンダメンタルズを改善していた¹⁷⁷。しかしながら、2008年9月のリーマン・ショック以降、相対的に信用力の低い新興国は急激な資本流出に見舞われ、韓国やインドネシアのような海外からの資金調達に対する依存度が高まっていた国々では、通貨の大幅な減価や株価の急落、外貨準備の減少に直面した¹⁷⁸。

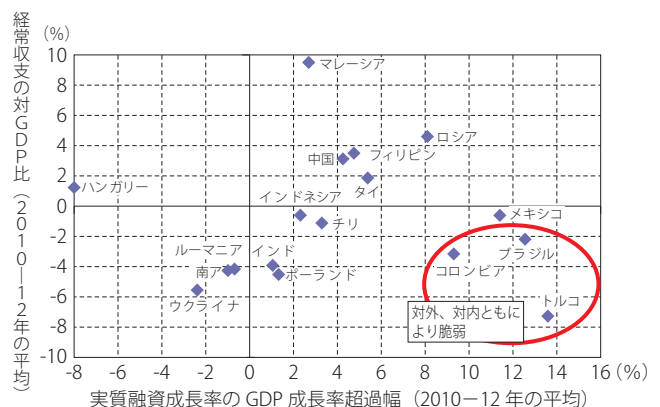
IMFのレポートによる第II-2-1-25図は、新興国の対外的及び対内的ぜい弱性を散布図で表している。第

第II-2-1-24 図 外貨準備高（期末値）の推移



資料：ADB『Key Indicators for Asia and the Pacific 2013』

第II-2-1-25 図 新興国の対外及び対内ぜい弱性



資料：IMF『Global Financial Stability Report, October 2013』から作成。

II-2-1-25図の縦軸には、経常収支の対GDP比、横軸には実質融資成長率のGDP成長率超過幅¹⁷⁹がと

175 伊藤（2009）。

176 内閣府（2009b）。

177 伊藤（2007）。一見して分かるように、韓国の外貨準備高の増加が著しい。しかし、第II-2-1-14図のパネルCで見たように、短期対外債務に対する比率で見ると、アジア諸国の中では相対的に低水準にとどまっている。

178 みずほ総合研究所（2009）。

179 GDP成長率を大きく上回る融資が続けば、経済の成長に見合う以上に信用が膨張しており、いわゆる資産バブル発生についての一つの尺度になると考えられる。

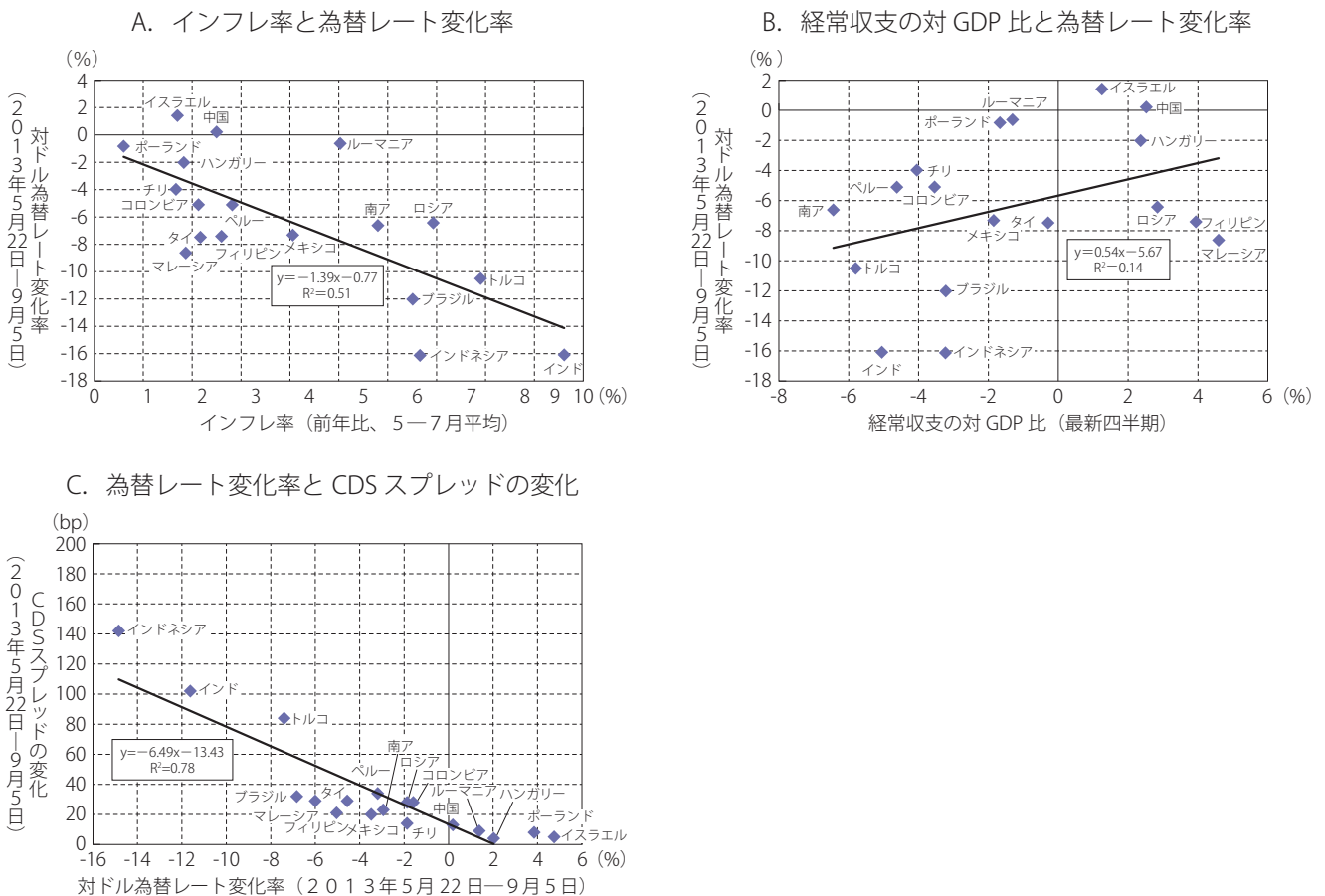
られている（共に2010-12年の平均値）。図の第4象限に位置する国ほど対内・対外ともにぜい弱性が高いことを表しており、ブラジル、コロンビア、トルコといった国々が相対的に高いぜい弱性を抱えていることが分かる。

第II-2-1-26図は、新興国におけるインフレ率、経常収支の対GDP比及びCDSスプレッドと対ドル為替レート変化率との関係を図示したものであるが、例えばパネルAによると、インフレ率が高い国ほど為替レートの減価率が大きい傾向があることが分かる。同様に、パネルBは、経常収支の対GDP比の赤字幅

が大きいほど為替レート減価率も大きいという関係が緩やかながらも成立していることを示している。最後にパネルCはCDSスプレッドの拡大幅が大きい国ほど為替レートが大きく減価する傾向があることが見てとれる。

多くの新興国では、過去の通貨・金融危機を教訓に、国内経済のファンダメンタルズの強化や対外的なショックに対する備えを進めてきているが、その進捗状況やそれぞれの国における政策の方向性・優先順位などには相違が見られ、そうしたことも背景となって、現在のリスク耐性や成長基盤の特徴となって表れてきている。

第II-2-1-26図 新興国における最近の金融ストレス



資料：IMF『Global Financial Stability Report, October 2013』から作成。

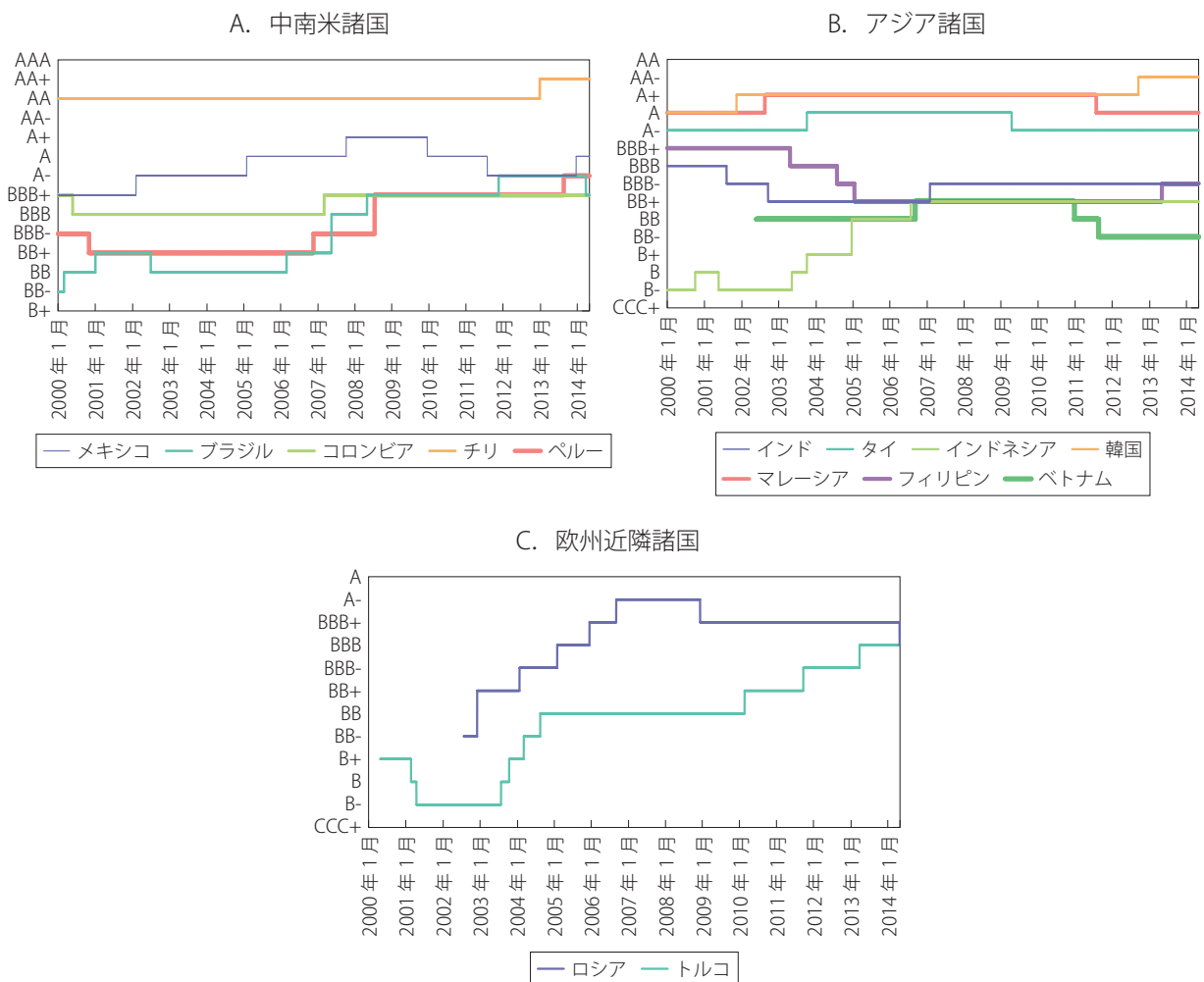
コラム
9

新興国等の国債の信用格付の推移について

経済のファンダメンタルズや対外的なショックに対する耐性等を複合的に加味して算出されていると考えられる国債の信用格付を見る。コラム第9-1図は、代表的な格付機関の一つであるS&P rating servicesによる各新興国の長期発行体格付（自国通貨建て）の推移を地域グループ別（中南米諸国（パネルA）、アジア諸国（パネルB）、欧州近隣諸国（パネルC））に示している。

中南米諸国では、2000年以來、ブラジル及びペルーが格付を大きく上げてきている（ブラジルは2014年3月25日に1ノッチ引き下げられている）ほか、チリは高位を維持している。アジア諸国では、インドネシアが、投資適格級とされるBBBクラスまでは及ばないもの、大きく格付を上げてきている一方、フィリピン及びベトナムは格下げ傾向にある。他方、韓国、マレーシア及びタイは高位で安定している。欧州近隣諸国では、ロシア、トルコ両国とも格上げ傾向にあるが、ロシアは2014年4月25日に1ノッチ引き下げられている。

コラム第9-1図 新興国等の発行体信用格付の推移（2000年1月1日～2014年4月28日）



メキシコ	ブラジル	コロンビア	チリ	ペルー	インド	タイ
A	BBB+	BBB+	AA+	A-	BBB-	A-
インドネシア	韓国	マレーシア	フィリピン	ベトナム	ロシア	トルコ
BB+	AA-	A	BBB-	BB-	BBB	BBB

備考：S&P rating servicesによる自国通貨建ての長期発行体格付。図下の表は、2014年4月28日現在の各国の格付。
資料：Thomson Reuters Eikonから作成。

2. 新興国等の経済ファンダメンタルズ

(1) リスク耐性分析

本段では、前項における過去の通貨・金融危機の経験を踏まえ、新興国を中心に各国が抱える内在的なリスク・ぜい弱性を指標化し、各国間の相対的なリスク耐性についてスコアリングすることを試みる¹⁸⁰。以下ではまず、本節での分析と同様に、各国におけるリスク・ぜい弱性と金融危機との関連を分析した先行研究を幾つか概観する。

伊藤（2009）は、世界経済危機のアジア諸国への影響を分析している。伊藤（2009）によると、世界経済危機は、主に貿易を通じてアジア諸国へ影響を及ぼしたが、金融を通じた影響は一部の国（インドネシアや韓国）を除いて大きくなかったとされる。通貨の大きな下落を経験した国も一部にとどまり、世界経済危機のアジアへの伝播は軽微であった。また、通貨の下落と成長率の落ち込みの間には、ほとんど相関がなかったことが報告されている。この要因としては、アジア通貨危機以来、アジア諸国は金融セクターの健全化や外貨準備の蓄積によって対外的なショックからの耐性を高めており、金融面からの影響を最小限にとどめることができたとしている。

Goldstein and Xie(2009a) では、経済・金融データの中から66のぜい弱性指標を定義し（第II-2-1-27表参照。赤枠で囲った指標は本稿における分析でも使用する指標若しくは内容が近いもの）、世界経済危機（2007-09年）時におけるアジア各国のぜい弱性について分析し¹⁸¹、様々なチャネルを通じたショックに対してぜい弱な国をランキングしている（第II-2-1-28表参照）。また、その結果に基づき、総合的なぜい弱性ランキング指標（数値が低下するほどぜい弱性が高い）とGDP成長率の低下との間に正の相関関係があるとしている（第II-2-1-29図参照）。Goldstein and Xie(2009a) の分析は、本稿における分析と最も関連が深いものと考えられる。

Board of Governors of the Federal Reserve System(2014) は、①経常収支の対GDP比率、②政府債務の対GDP比率、③過去3年間の平均インフレ率、④民間への銀行信用の対GDP比率の過去5年間の変

化、⑤対外債務残高の輸出（年換算）に占める割合及び⑥外貨準備の対GDP比率の6つの指標から、ぜい弱性指標（vulnerability index）を構築し、新興国経済の足下におけるぜい弱性指標と為替レートの変化率の関係を分析している。当レポートは、ぜい弱性指標が高い（ぜい弱性が高い）ほど為替レートの減価率が大きいことを示しており、ファンダメンタルズの改善のために、幾つかの新興国では財政・金融政策及び構造改革の推進が必要とされると述べている。

それでは、以下で新興国を中心に各国に内在するリスク・ぜい弱性を評価した結果を見ていくこととする。指標の選択に当たっては、前項で見たように、過去の通貨・金融危機においてリスク・ぜい弱性の先行指標として考えられた代表的なファンダメンタルズ指標及び経済・金融指標を中心に選択した。リスク耐性指標として選択した指標の一覧は第II-2-1-30表にまとめられている。本分析では、これまでの既存研究では余り採り上げられてこなかった「（輸出先の）国・地域の偏り」、「資源・一次産品依存」といった貿易構造におけるリスク・ぜい弱性、政府や経済・社会制度の質に関する「ガバナンス」といった指標も取り入れることとした。なお、以下では、スコアリングの上昇/低下を基準として、当該指標の改善/悪化ということがある。

第II-2-1-31図は、付注6で説明されている手続きに従って各国のリスク耐性指標をスコアリングし、結果をレーダーチャートによって表示したものである。

第II-2-1-32表は、第II-2-1-30表における5つのグループ¹⁸²及び全体の合計6グループについて、各国のスコアの単純平均値を1~1.99、2~2.99、3~3.99、4~5に区分して示している。

まず総合平均（各評価項目の単純平均値）の場合、全ての国が2~2.99若しくは3~3.99の間に位置しており、それぞれちょうど7か国ずつ分類される。2~2.99に位置する国は、インド、フィリピン、ベトナム、ブラジル、メキシコ、トルコ、コロンビアとなり、これらの国は、各指標を総合（平均）的に見ると、平均的なパフォーマンスを下回っていることとなり、外生的なショックに対して相

180 ファンダメンタルズのスコアリング及び相対評価の方法については、付注6で述べられている。

181 Goldstein and Xie (2009b) も参照。

182 各グループはそれぞれ、マクロ経済（実質GDP成長率、失業率、インフレ率）、政府部門（ガバナンス、財政収支対GDP比、政府債務対GDP比）、対外経済（経常収支対GDP比、貿易収支対GDP比、短期対外債務/総準備）、貿易構造（国・地域の偏り、資源・一次産品依存）、資本構成（対内証券投資比率）と定義している。

第Ⅱ-2-1-27表 ぜい弱性指標のリスト

グループ (指標 ID)	指標	グループ (指標 ID)	指標
グループ1	外国貿易によるリンク	34	総準備（金除く）の減少
1	対米輸出の対 GDP 比	35	Cline-Williamson 実質実効為替レートの過大評価
2	対米+対欧輸出の対 GDP 比	36	バラッサ・サミュエルソン効果から見た実効為替レートの過大評価
3	商品貿易におけるコモディティの平均輸出額	37	Aggregate Effective Currency Mismatch (AECM) 指数
4	交易条件の変化	38	短期対外債務の準備額に対する比率
5	製造品輸出の対 GDP 比	39	総準備によって輸入がまかなえる月数
6	GDP 成長率と輸出成長率の相関係数	グループ4	銀行、金融セクターの脆弱性
7	GDP 成長率と純輸出成長率の相関係数	40	総融資に占める不良債権
8	旅行収支の対 GDP 比	41	リスク資産に占める規制資本
9	海外送金の対 GDP 比	42	銀行の ROA (総資本収益率)
グループ2	国際資本フロー、外国資産の保有、ファイナンスコスト	43	国内預金に対する融資額
10	サブプライム損失額の対資本比	44	総債務に対する融資額
11	米国株式へのエクスポージャー	45	国内預金に対する外国債務
12	米国債券へのエクスポージャー	46	民間国内信用の対 GDP 比
13	米国債務へのエクスポージャー	47	民間国内信用の成長率
14	資本の純流入額の対 GDP 比	48	民間モニタリング指数
15	資本流入に占める FDI のシェア	49	対外ファイナンスにおける融資、株式、債券の集中度 (ハーフィンダール指数)
16	GDP に占める FDI のシェア	50	外国銀行の所有権
17	短期債務の流入の対 GDP 比	51	PER (株価収益率)
18	民間資本流入の変化	52	PBR (株価純資産倍率)
19	資本移動の測度	53	米国のショックによって説明される株式収益率の分散のシェア
20	国際準備の対 GDP 比	54	家計債務の対 GDP 比
21	債券全体に占める外貨建て債券のシェア	55	実質住宅価格の変化率
22	輸出の対 GDP 比	グループ5	財政・金融政策による刺激策実施の余地
23	対外ソブリン債のサービス (対 GDP 比)	56	中央政府の財政赤字の対 GDP 比
24	国内ソブリン債のサービス (対 GDP 比)	57	公的債務の対 GDP 比
25	ソブリン債全体のサービス (対 GDP 比)	58	対外債務の対 GDP 比
26	民間セクターの対外債務サービス (対 GDP 比)	59	利子支払いの対 GDP 比
27	経常収支の対 GDP 比	60	デット・サービス・レシオ
28	BIS 報告銀行の国際支払額 (対 GDP 比)	61	財政刺激計画の成長へのインパクト (推計値)
29	BIS 報告銀行の国際支払額 (対国際準備)	62	消費者物価上昇率
30	外国証券投資の国内資本市場に対する比率	63	インフレ・ターゲット
グループ3	通貨への圧力とミスマッチ	64	為替レートのボラティリティ
31	対ドルレート減価率	65	実質利子率
32	対円レート減価率	66	M2 の成長率
33	JP Morgan 実質実効為替レート減価率		

資料：Goldstein and Xie (2009a)

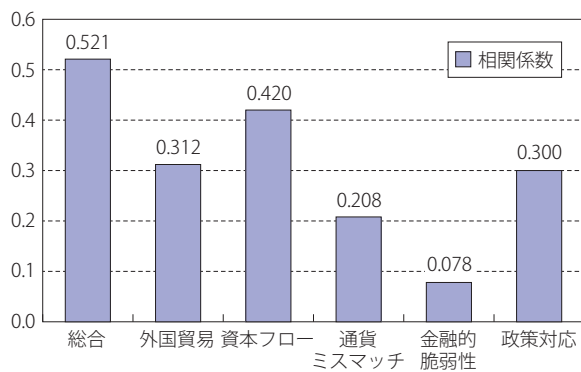
第Ⅱ-2-1-28表 各チャネルを通じたショックに対するぜい弱性ランキング

	総合	外国貿易	資本フロー	通貨ミスマッチ	金融的脆弱性	政策対応
1	香港	マレーシア	シンガポール	韓国	ベトナム	マレーシア
2	ベトナム	香港	フィリピン	インドネシア	中国	シンガポール
3	マレーシア	ベトナム	香港	ベトナム	マレーシア	フィリピン
4	韓国	シンガポール	韓国	香港	香港	香港
5	シンガポール	タイ	ベトナム	タイ	韓国	インドネシア
6	インドネシア	インドネシア	インドネシア	フィリピン	シンガポール	ベトナム
7	タイ	フィリピン	中国	マレーシア	タイ	タイ
8	フィリピン	中国	マレーシア	シンガポール	インドネシア	韓国
9	中国	韓国	タイ	中国	フィリピン	中国

備考：総合のランキングは右の各グループにおけるぜい弱性指標の単純平均。ランキングが上位であるほどぜい弱性が高い。
資料：Goldstein and Xie (2009a)

第Ⅱ-2-1-29図

GDP 成長率の減速とぜい弱性指数との相関



備考：相関係数が1に近いほど、ぜい弱性指標とGDP成長率の間の相関が高い。

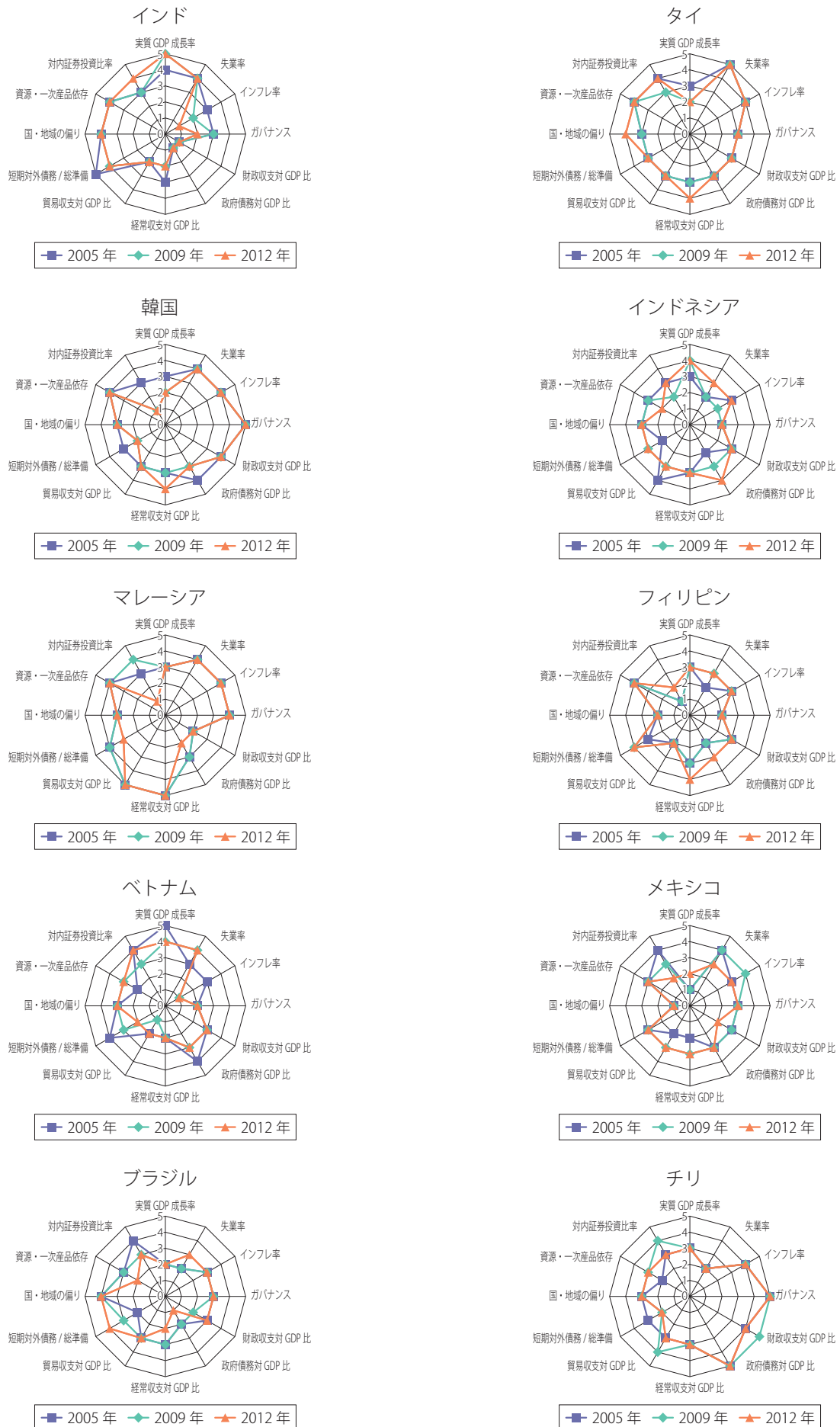
資料：Goldstein and Xie (2009a)

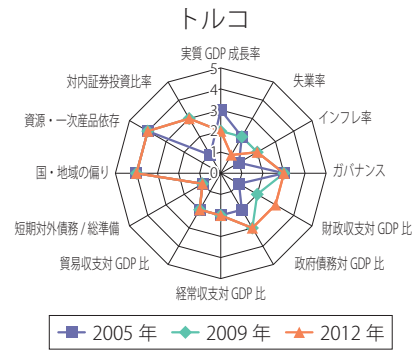
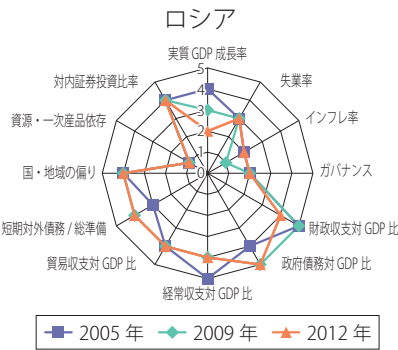
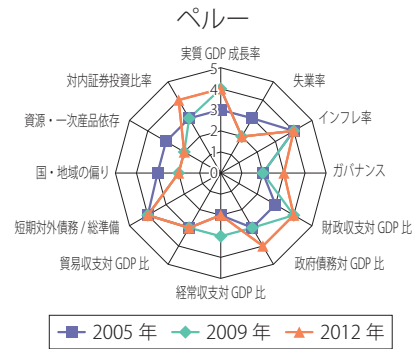
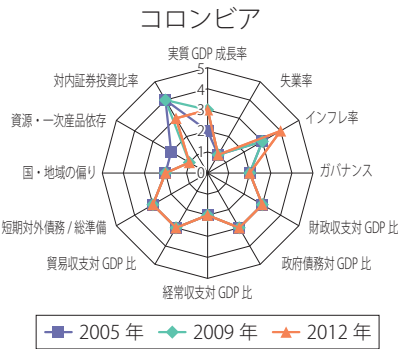
第Ⅱ-2-1-30表 リスク耐性指標のリスト

グループ	指標	寄与	備考
1. マクロ経済			
	#1. 実質 GDP 成長率	+	実質 GDP の成長率
	#2. 失業率	-	労働力人口に占める失業者の比率（国によって若干定義が異なる）
	#3. インフレ率	-	消費者物価指数（期末値）の上昇率
2. 政府部門			
	#4. ガバナンス	+	政治への参加と説明責任、政治的安定と暴力／テロの脅威、政府の有効性、規制の質、法の支配、政治的腐敗の抑制に関する指標の合計値
	#5. 財政収支対 GDP 比率	-	財政収支（歳入－歳出）の GDP に対する比率
	#6. 政府債務対 GDP 比率	-	政府総債務残高の GDP に対する比率
3. 対外経済			
	#7. 経常収支対 GDP 比率	+	経常収支の GDP に対する比率
	#8. 貿易収支対 GDP 比率	+	貿易収支の GDP に対する比率
	#9. 短期対外債務／総準備	-	短期対外債務の総準備（外貨準備、金準備、IMF リザーブポジション、特別引当権の合計）に対する比率
4. 貿易構造			
	#10. （輸出先の）国・地域の偏り	-	上位5カ国への輸出額が輸出総額に占める割合
	#11. 資源・一次産品依存	-	資源・一次産品の輸出が輸出総額に占める割合
5. 資本構成			
	#12. 対内証券投資比率	-	対内証券投資額 / (対内直接投資額 + 対内証券投資額)

備考：寄与の項目における＋／－は、当該指標の数値が大きくなったときにスコアリングが上昇／低下することをそれぞれ表す。

第II-2-1-31 図 リスク耐性指標のレーダーチャート





備考：各線で囲われるレーダーチャートの面積が大きい（小さい）ほど、総合的なリスク耐性が強い（弱い）と考えられることを表している。
 資料：IMF『WEO, April 2014』、世銀『WDI 2013』、『The Worldwide Governance Indicators (WGI) project』、ADB『Key Indicators for Asia and the Pacific 2013』、Inter-American Development Bank『Latin American and Caribbean Macro Watch』、CEIC データベース、UN Comtrade、World Economic Forum『World Competitiveness Report』より作成。

第II-2-1-32表 各グループにおけるリスク耐性指標の評価（スコアの単純平均値（2012年））

総合平均				マクロ経済			
1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5	1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5
	インド	インドネシア		トルコ	ロシア	インド	
	フィリピン	韓国			ブラジル	インドネシア	
	ベトナム	マレーシア			メキシコ	韓国	
	ブラジル	タイ			コロンビア	マレーシア	
	メキシコ	ロシア				タイ	
	トルコ	チリ				フィリピン	
	コロンビア	ペルー				ベトナム	
						チリ	
						ペルー	
政府部門				対外経済			
1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5	1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5
インド	マレーシア	インドネシア	韓国	トルコ	インド	インドネシア	マレーシア
	フィリピン	タイ	チリ		ベトナム	韓国	ロシア
	ブラジル	ベトナム			チリ	タイ	
	トルコ	ロシア			コロンビア	フィリピン	
	コロンビア	メキシコ				ブラジル	
		ペルー				メキシコ	
						ペルー	
貿易構造				資本構成			
1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5	1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5
コロンビア	インドネシア	韓国	インド	韓国	フィリピン	インドネシア	インド
	ベトナム	マレーシア	トルコ	マレーシア	メキシコ	ブラジル	タイ
	ロシア	タイ				トルコ	ベトナム
	メキシコ	フィリピン				チリ	ロシア
	ペルー	ブラジル				コロンビア	ペルー
		チリ					

資料：第II-2-1-31図のレーダーチャートから作成。

対的に弱いと考えられる。一方、3~3.99に位置する国は、インドネシア、韓国、マレーシア、タイ、ロシア、チリ、ペルーとなり、各指標を総合（平均）的に見ると、これらの国は外生的なショックに対して相対的に耐性が強いと考えられる。

各グループ別に見ると、それぞれのグループで最もスコアが低い部類に属するのは、マクロ経済と対外経済ではトルコ、政府部門ではインド、貿易構造ではコロンビア、資本構成では韓国及びマレーシアとなる。反対に、最もスコアが高い部類に属するのは、マクロ経済では4以上のスコアの国はなく、3~3.99の間に9か国が集中しており、アジア諸国は全てこの区分に該当し、中南米諸国からはチリとペルーが該当する。政府部門では韓国とチリ、対外経済ではマレーシアとロシア、貿易構造ではインドとトルコ、資本構成ではインド、タイ、ベトナム、ロシア及びペルーが相対的に高いスコアを示している。

以下では、各国の個別のファンダメンタルズの時系列的な変化について、特徴的な点を述べることにする。アジア諸国（特に、ASEAN 諸国）及び中南米諸国（特に、ブラジルとメキシコ）については、後節でより詳細に議論する。

対外経済指標

まず、メキシコ通貨危機及びアジア通貨危機の際に重視された指標の一つである経常収支赤字（対GDP比）を取り上げる。アジア通貨危機に見舞われたアジア5か国（タイ、韓国、インドネシア、マレーシア、フィリピン）では、第II-2-1-33表に見られるようにおおむね経常収支対GDP比が改善傾向、あるいは相対的に良好なパフォーマンスを示している。タイ、韓国及びフィリピンは、2005年の3から2012年には4にスコアが上昇している。また、マレーシアは、一貫して最高評価の5となっている。これらの国々では、アジア通貨危機後、景気の悪化による輸入の減少、為替レートの減価による輸出の拡大等も相まって、急速に経常収支が改善した。メキシコにおいても、2005年から2009年にかけてスコアが2から3に改善し、2012年も3の評価を維持している。一方、インド、ベトナムといったアジア諸国、ブラジル、コロンビア、ペルーといった中南米諸国、欧州近隣諸国ではトルコといった国々では、2005年から2012年にかけて、経常収支対GDP比が悪化、あるいは相対的に悪いパ

第II-2-1-33表
経常収支対GDP比のスコアの推移

	2005年	2009年	2012年
タイ	3	3 →	4 ↑
韓国	3	3 →	4 ↑
インドネシア	3	3 →	3 →
マレーシア	5	5 →	5 →
フィリピン	3	3 →	4 ↑
インド	3	2 ↓	2 →
ベトナム	2	2 →	2 →
ブラジル	3	3 →	2 ↓
メキシコ	2	3 ↑	3 →
コロンビア	2	2 →	2 →
ペルー	2	3 ↑	2 ↓
トルコ	2	2 →	2 →

資料：第II-2-1-31図のレーダーチャートから作成。

フォーマンスが継続している。

同じく過去の通貨危機の際に短期対外債務の深刻さを測る指標として注目された短期対外債務／総準備のスコアの推移を見ると（第II-2-1-34表）、アジア諸国では韓国、マレーシア、ベトナム、中南米諸国ではチリが2005年時よりも相対的なパフォーマンスが悪化している¹⁸³。また、トルコは一貫してスコアが1となっており、比較国中最も低いパフォーマンスが続いている。一方、ブラジルは2005年の2から1ポイントずつスコアを上げてきており、2012年では相対的に健全であると評価される4となっている。インドネシア及びフィリピンも、2005年と比較して、2012年時点でスコアを1ポイント上昇させている。

第II-2-1-34表
短期対債務／総準備のスコアの推移

	2005年	2009年	2012年
タイ	3	3 →	3 →
韓国	3	2 ↓	2 →
インドネシア	2	3 ↑	3 →
マレーシア	4	4 →	3 ↓
フィリピン	3	4 ↑	4 →
ベトナム	4	3 ↓	2 ↓
ブラジル	2	3 ↑	4 ↑
チリ	3	2 ↓	2 →
トルコ	1	1 →	1 →

資料：第II-2-1-31図のレーダーチャートから作成。

¹⁸³ 石川（2009）、森川（2011）も参照。

政府部門指標

続いて、財政収支対 GDP 比のスコアを比較してみると（第Ⅱ-2-1-35表）、多くのアジア諸国は、2005年以降、一定のスコアを維持している。2012年時点でマレーシア、ベトナム及びインドのスコアが2以下となっている。マレーシアは財政再建に向けた取り組みを始めているものの、2005年以降、スコアが2を継続している。ベトナムは2009年から2012年にかけてスコアが3から2へ低下している。最も評価が低いのはインドであり、手厚い農業支援等による補助金の増加等によって慢性的な財政赤字体質となっていることもあり¹⁸⁴、2005年以降、一貫してスコアが1となっている。一方、ブラジル、トルコでは改善の傾向が見られる。

政府債務対 GDP 比の比較では（第Ⅱ-2-1-36表）、2012年時点で、インド、ブラジルが最低評価の1となっている。マレーシアは先に見たように財政収支対 GDP 比が改善していないことを反映して、2009年か

第Ⅱ-2-1-35表
財政収支対 GDP 比のスコアの推移

	2005年	2009年	2012年
タイ	3	3 →	3 →
韓国	4	4 →	4 →
インドネシア	3	3 →	3 →
マレーシア	2	2 →	2 →
フィリピン	3	3 →	3 →
ベトナム	3	3 →	2 ↓
インド	1	1 →	1 →
ブラジル	3	2 ↓	3 ↑
トルコ	1	2 ↑	3 ↑

資料：第Ⅱ-2-1-31図のレーダーチャートから作成。

第Ⅱ-2-1-36表
政府債務対 GDP 比のスコアの推移

	2005年	2009年	2012年
タイ	3	3 →	3 →
韓国	4	3 ↓	3 →
インドネシア	2	3 ↑	4 ↑
マレーシア	3	3 →	2 ↓
フィリピン	2	2 →	3 ↑
インド	1	1 →	1 →
ブラジル	2	2 →	1 ↓

資料：第Ⅱ-2-1-31図のレーダーチャートから作成。

ら2012年にかけて3から2にスコアが低下している。また、韓国では、2005年から2009年にかけてスコアが4から3へと低下している。一方、インドネシアは比較年ごとにスコアを上げてきているほか、フィリピンも2012年に2から3へとスコアを上げている。

マクロ経済指標

続いて、失業率とインフレ率について概観する。まず、失業率の推移を見ると（第Ⅱ-2-1-37表）、チリ、コロンビア、ペルー及びトルコの4か国のスコアが2以下となっており、中南米諸国に相対的に失業率が高い国が多く見られる。2012年時点で、相対的に最もパフォーマンスの悪い国はコロンビアとトルコであり、2005年以降、両国とも慢性的に10%前後の失業率が継続している。

第Ⅱ-2-1-37表 失業率のスコアの推移

	2005年	2009年	2012年
チリ	2	2 →	2 →
コロンビア	1	1 →	1 →
ペルー	3	2 ↓	2 →
トルコ	2	2 →	1 ↓

資料：第Ⅱ-2-1-31図のレーダーチャートから作成。

次に、インフレ率の推移を比較してみると、インフレ率はここで取り上げた多くの国で安定的に推移しているが、第Ⅱ-2-1-38表に見られるように、2012年時点で、インド、ベトナム、ロシア及びトルコの4か国においてスコアが2以下となっている。特に、ベトナムは2005年から2009年にかけて2ポイント下落している。近年、インドやベトナムでは、利上げや物価抑制策によってインフレ率の安定化を図っているが、相対的に高いインフレ率が継続している。逆にインフレ率が改善傾向を示しているのがロシアとトルコであ

第Ⅱ-2-1-38表 インフレ率のスコアの推移

	2005年	2009年	2012年
インド	3	2 ↓	2 →
ベトナム	3	1 ↓	1 →
ブラジル	3	3 →	3 →
ロシア	2	1 ↓	2 ↑
トルコ	1	2 ↑	2 →

資料：第Ⅱ-2-1-31図のレーダーチャートから作成。

184 内閣府（2012）。

る。ロシアは、2009年までは2桁のインフレ率を記録する年が多かったが、近年、インフレは鎮静化に向かっている。また、ブラジルも、1980年代後半から1990年代前半までは年率2,500%（消費者物価、期末値）に迫るハイパー・インフレーションを経験したが、1990年代半ば以降、インフレ率は比較的穏やかに推移している。

貿易構造指標

続いて、輸出の資源・一次産品への依存度を見ると（第Ⅱ-2-1-39表）、2012年時点でスコアが2以下なのは、インドネシア、ブラジル、コロンビア、ペルー、ロシアの5か国であり、中南米諸国に多く見られる。インドネシア、ブラジル、コロンビア、ペルーはいずれも、2005年と比較してスコアが悪化しており、資源・一次産品への依存度が相対的に高まっている。最もスコアが低いのはロシアで、2005年から通時的にスコアが1となっており、石油に代表される一次産品輸出に依存する貿易構造となっている。

国・地域（輸出先）の偏りは、フィリピン、メキシコ、コロンビア、ペルーが2012年時点で2以下のスコアを記録しており、輸出の資源・一次産品への依存と同様に、中南米諸国が多い（第Ⅱ-2-1-40表）。アジア諸国の中では唯一フィリピンが2以下を記録しているが、この背景には、フィリピンが他のアジア諸国

第Ⅱ-2-1-39表 資源・一次産品依存のスコアの推移

	2005年	2009年	2012年
インドネシア	3	3 →	2 ↓
ブラジル	3	3 →	2 ↓
ロシア	1	1 →	1 →
コロンビア	2	1 ↓	1 →
ペルー	3	2 ↓	2 →

資料：第Ⅱ-2-1-31 図のレーダーチャートから作成。

第Ⅱ-2-1-40表
（輸出先の）国・地域の偏りのスコアの推移

	2005年	2009年	2012年
フィリピン	2	2 →	2 →
メキシコ	1	1 →	1 →
コロンビア	2	2 →	2 →
ペルー	3	2 ↓	2 →

資料：第Ⅱ-2-1-31 図のレーダーチャートから作成。

と比べて日本及び米国への輸出が相対的に高くなっていることがある。国・地域（輸出先）の偏りが最も顕著なのはメキシコであり、NAFTAの締結による米国との結び付きが非常に強く、2012年時点で輸出額の8割弱が米国向けとなっている。

資本構成指標

最後に、対内証券投資比率のスコアの推移を見ると（第Ⅱ-2-1-41表）、2005年と比較して、2012年にはアジア諸国では韓国とマレーシア、中南米諸国ではメキシコにおいてスコアが2ポイント以上低下している。過去の通貨・金融危機発生時にも急速な資本逃避が生じたように、足の速い証券投資への依存度が高い場合、資本逃避が生じたときの影響が大きくなり、国際金融市場が混乱するような事態に陥った際にリスクを内包する経済構造であると考えられる¹⁸⁵。一方、トルコは2005年時のスコアは1であったが、同期間においてスコアが2ポイント以上上昇し、対内証券投資への依存度を低下させている。

第Ⅱ-2-1-41表 証券投資比率のスコアの推移

	2005年	2009年	2012年
タイ	4	3 ↓	4 ↑
韓国	3	1 ↓	1 →
インドネシア	3	2 ↓	3 ↑
マレーシア	3	4 ↑	1 ↓
フィリピン	1	1 →	2 ↑
メキシコ	4	3 ↓	2 ↓
トルコ	1	3 ↑	3 →

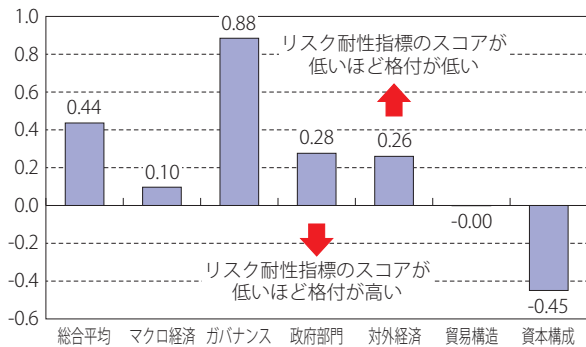
資料：第Ⅱ-2-1-31 図のレーダーチャートから作成。

第Ⅱ-2-1-42 図は、以上で構築された各国のリスク耐性指標と国債の信用格付との間の相関係数を示している¹⁸⁶。国債の信用格付と最も相関が高いのはガバナンス指標で0.87という大きな正の値（ガバナンスが弱い弱なほど国債格付が低い）となっている。政府部門及び対外経済とは正の相関を示しているが関係は緩やかである（0.30~0.32）。一方、資本構成とは緩やかながら負の相関（対内証券投資比率が高いほど国債格付が高い）を示している。これは、証券投資比率が相対的に高い国は短期的に資本が多く流入してきている一種のブーム状態にあると考えれば、そのような国の格付が高くなりやすい傾向にあることを意味している。

¹⁸⁵ 石川（2009）、森川（2011）も参照。

¹⁸⁶ ここでは、政府部門の中の指標からガバナンスのみを取り出している。

第II-2-1-42 図
リスク耐性指標（2012年）と国債の信用格付との相関



備考：2012年の各カテゴリーのリスク耐性指標の単純平均値と2014年4月28日時点の国債の信用格付（Standard & Poor's rating servicesによる自国通貨建て長期発行体格付）との間の相関係数。格付については便宜的に、AA-：2.5、A+：2、A：1.5、A-：1、BBB+：0.5、BBB：0、BBB-：-0.5、BB+：-1、BB-：-2として相関係数を算出。対象国はブラジル、チリ、コロンビア、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、ロシア、タイ、トルコ、ベトナムの14か国。

資料：第II-2-1-31図のレーダーチャート、Standard & Poor's rating servicesから作成。

(2) 成長基盤分析

前段では、各国が抱える内在的なリスク・ぜい弱性を指標化し評価・分析を行った。次に本段では、各国の成長基盤に焦点を当て前段と同様のスコアリングによる評価・分析を試みる。各国の将来の成長基盤指標として選択した指標の一覧は第II-2-1-43表にまとめられている。指標の選択に当たっては、既存研究を参

考にしつつ、多角的な観点から中・長期的な経済の成長・開発と相関が高いと考えられる指標を選択した。

第II-2-1-44図は、リスク耐性指標のスコアリングと同様に、各国の成長基盤指標についてスコアリングした結果をレーダーチャートによって表示している。

第II-2-1-45表は、第II-2-1-43表における成長基盤指標を5つのグループ¹⁸⁷と指標全体の合計6グループについて、各国のスコアの単純平均値を1～1.99、2～2.99、3～3.99、4～5に区分して示している。

総合平均（各評価項目の単純平均値）の場合、ほとんどの国が2～2.99及び3～3.99の間に位置しているが、韓国とマレーシアは4以上のスコアとなっている。2～2.99の間には、インド、ブラジル、コロンビア、ペルー、ロシア及びトルコの6か国が該当する。中南米諸国及び欧州近隣諸国が多くなっている。一方、3～3.99の間には、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、メキシコ及びチリの6か国が該当し、これらの国々は相対的に成長基盤が強いと評価される。アジアの国々の多くがこの区分に該当し、中南米諸国からはメキシコとチリが該当する。

各グループ別に見ると、それぞれのグループで最もスコアが低い部類に属するのは、マクロ経済ではフィリピン、ブラジル、コロンビア、ペルー、ロシア及びトルコ、人的資源ではインド、タイ、ベトナム及びトルコ、開発度ではロシア、経済・社会制度ではインド、フィリピン、ベ

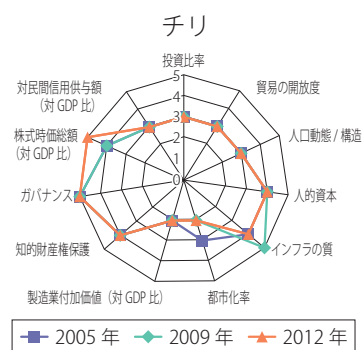
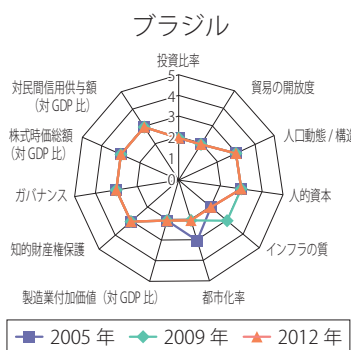
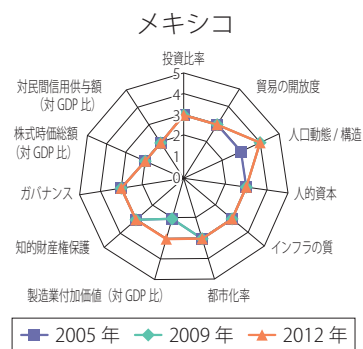
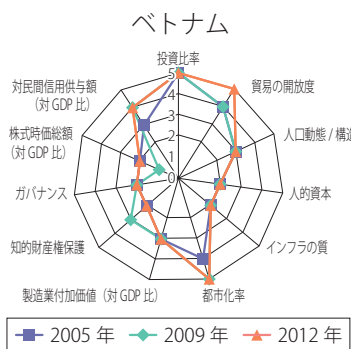
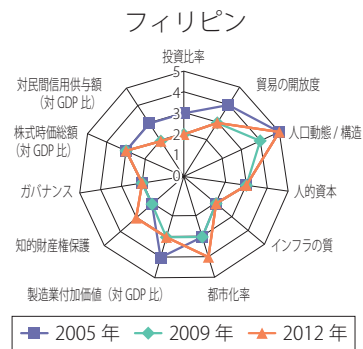
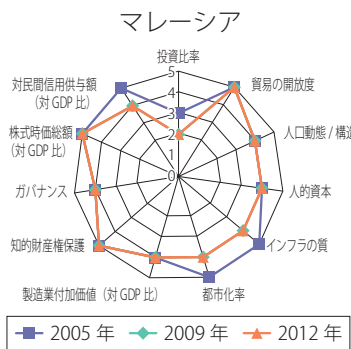
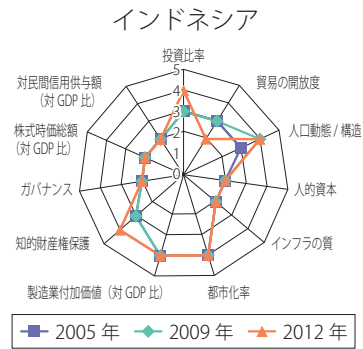
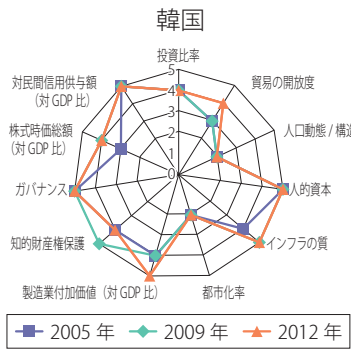
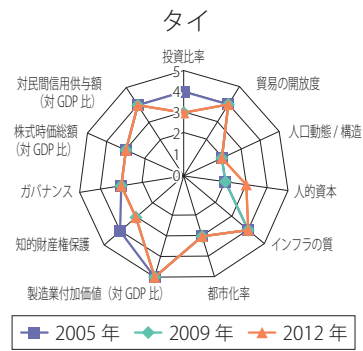
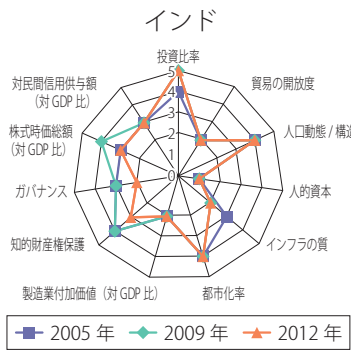
第II-2-1-43表 成長基盤指標のリスト

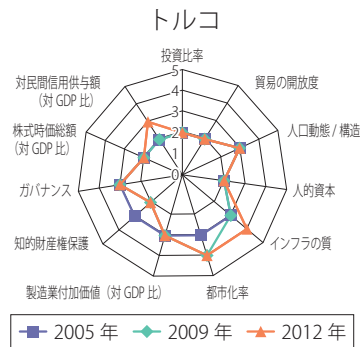
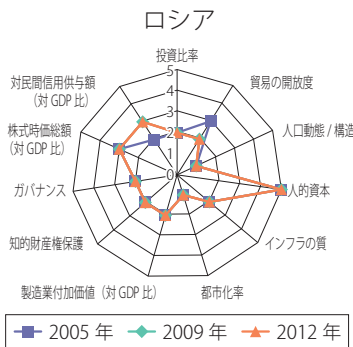
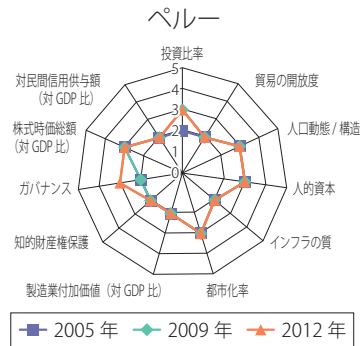
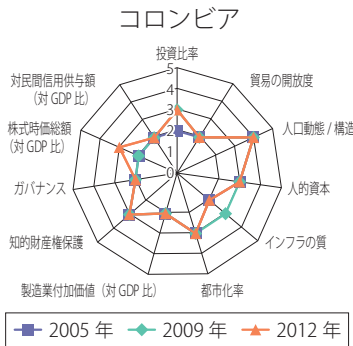
グループ	指標	寄与	備考
1. マクロ経済	#1. 投資比率	+	総投資のGDPに対する比率
	#2. 貿易の開放度	+	総貿易額（輸出額+輸入額）のGDPに対する比率
2. 人的資源	#3. 人口動態／構造	+	人口成長率、若年層割合（15歳未満人口/生産年齢人口）それぞれについてのスコアの単純平均値
	#4. 人的資本	+	教育期間と教育の収益率に基づく一人当たり人的資本指数
3. 開発度	#5. インフラの質	+	全体的なインフラの質（陸路、海路、空路、通信）
	#6. 都市化率	+	都市人口の平均変化率（年率）
	#7. 製造業付加価値（対GDP比）	+	製造業の付加価値がGDPに占める比率
4. 経済・社会制度	#8. 知的財産権保護	+	知的財産権保護の程度
	#9. ガバナンス	+	政治への参加と説明責任、政治的安定と暴力/テロの脅威、政府の有効性、規制の質、法の支配、政治的腐敗の抑制に関する指標の合計値
5. 金融深化	#10. 株式時価総額（対GDP比）	+	株式時価総額のGDPに対する比率
	#11. 対民間信用供与額（対GDP比）	+	銀行の民間に対する信用供与額のGDPに対する比率

備考：寄与の項目における+は、当該指標の数値が大きくなったときにスコアリングが上昇することを表す。

¹⁸⁷ 各グループはそれぞれ、マクロ経済（投資比率、貿易の開放度）、人的資源（人口動態／構造、人的資本）、開発度（インフラの質、都市化率、製造業付加価値（対GDP比））、経済・社会制度（知的財産権保護、ガバナンス）、金融深化（株式時価総額（対GDP比）、対民間信用供与額（対GDP比））と定義している。

第II-2-1-44 図 成長基盤指標のレーダーチャート





備考：各線で囲われるレーダーチャートの面積が大きい（小さい）ほど、総合的な成長基盤が強い（弱い）と考えられることを表している。
 資料：IMF『WEO, April 2014』、世銀『WDI 2013』『The Worldwide Governance Indicators (WGI) project』『World Urbanization Prospects: The 2011 Revision』、ADB『Key Indicators for Asia and the Pacific 2013』、CEIC データベース、UN Comtrade、World Economic Forum『World Competitiveness Report』、Penn World Table 8.0 より作成。

第II-2-1-45表 各グループにおける成長基盤指標の評価（スコアの単純平均値（2012年））

総合平均				マクロ経済			
1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5	1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5
	インド	インドネシア	韓国		フィリピン	インド	韓国
	ブラジル	タイ	マレーシア		ブラジル	インドネシア	ベトナム
	コロンビア	フィリピン			コロンビア	マレーシア	
	ペルー	ベトナム			ペルー	タイ	
	ロシア	メキシコ			ロシア	メキシコ	
	トルコ	チリ			トルコ	チリ	

人的資源				開発度			
1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5	1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5
	インド	インドネシア	マレーシア	ロシア	インド	インドネシア	韓国
	タイ	韓国	フィリピン		ブラジル	フィリピン	マレーシア
	ベトナム	メキシコ			チリ	ベトナム	タイ
	トルコ	ブラジル			コロンビア	メキシコ	
		チリ			ペルー	トルコ	
		コロンビア					
		ペルー					
		ロシア					

経済・社会制度				金融深化			
1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5	1~1.99	2~2.99	3~3.99	4~5
	インド	インドネシア	韓国		インドネシア	インド	韓国
	フィリピン	タイ	マレーシア		フィリピン	タイ	マレーシア
	ベトナム	メキシコ	チリ		メキシコ	ベトナム	チリ
	コロンビア	ブラジル			コロンビア	ブラジル	
	ペルー				ペルー	ロシア	
	ロシア				トルコ		
	トルコ						

資料：第II-2-1-44図のレーダーチャートから作成。

トナム、コロンビア、ペルー、ロシア及びトルコ、金融深化ではインドネシア、フィリピン、メキシコ、コロンビア、ペルー及びトルコとなる。反対に、最もスコアが高い部類に属するのは、マクロ経済では韓国とベトナム、人的資源ではマレーシアとフィリピン、開発度では韓国、マレーシア及びタイ、経済・社会制度及び金融深化では韓国、マレーシア及びチリとなる。

第II-2-1-46 図は、各国の成長基盤指標の各グループと一人当たり実質 GDP (PPP 換算) との間の相関を、2005 年、2009 年及び 2012 年それぞれについて見たものである。期間を通じて、一人当たり実質 GDP 水準と正の相関を示しているのは人的資源、経済・社会制度及び金融深化であり、マクロ経済及び開発度とはほとんど相関が見ら

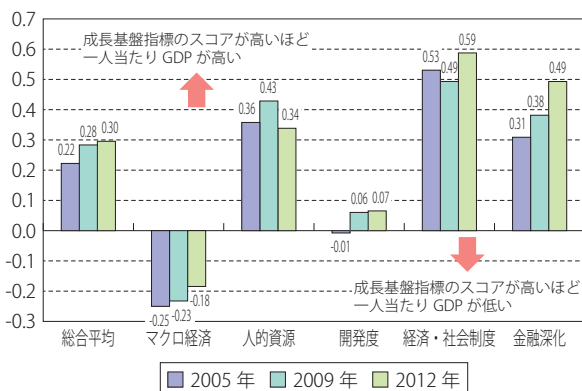
れない。人的資源や経済・社会制度の中には経済成長の源泉となる人口成長率や人的資本の蓄積、法の支配の強さ等が含まれており、経済成長に関する研究分野で重要視されている変数との相関が緩やか～中程度観察される。金融深化との相関は年を追うごとに上昇してきており、経済の成長・発展にとって市場あるいは銀行を通じた金融環境の発達といった要因の重要性がより高まってきていることを示唆する¹⁸⁸。総合平均との相関は全期間において約 0.2~0.3 で一定となっている。

近年、経済成長理論の分野では、一国の経済成長・開発に対して政治・経済的制度が果たす役割を強調する研究が注目を集めている¹⁸⁹。そこで以下では、より詳細にガバナンス指標に焦点を当て、各国の経済成長・開発との関係を見ていく。

第II-2-1-47 表は、上の分析でも用いた世界銀行が算出・公表している各国・地域における 6 つのガバナンス指標の内訳（「政治への参加と説明責任」、「政治的安定と暴力／テロの脅威」、「政府の有効性」、「規制の質」、「法の支配」、「政治的腐敗の抑制」）とその定義を一覧にして示している。

第II-2-1-48 図は、各ガバナンス指標について一人当たり実質 GDP (PPP 換算) との相関関係を図示している¹⁹⁰。政治への参加と説明責任（パネル A）及び政治的安定と暴力／テロの脅威（パネル B）については一人当たり実質 GDP と有意な関係が見いだされなかったが、その他の 4 指標（パネル C からパネル F）については一人当たり実質 GDP と有意な正の関係が見いだされた。一人当たり実質 GDP と最も相関が高いガバナンス指標は規制の質 (0.732)、続いて政府の有効性 (0.664) となり、政府の統治能力が経済の成長にとって重要な要因として機能していることがうかがわれる¹⁹¹。

第II-2-1-46 図
新興国の成長基盤指標と一人当たり実質 GDP (PPP 換算) との相関



備考：2005 年、2009 年及び 2012 年の各カテゴリーの成長基盤指標の単純平均値と 2005 年、2009 年及び 2012 年それぞれについての一人当たり実質 GDP (PPP 換算、後方 5 年移動平均値 (対数)) との間の相関係数。対象国はブラジル、チリ、コロンビア、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、ロシア、タイ、トルコ、ベトナムの 14 か国。
資料：第II-2-1-44 図のレーダーチャート、IMF『WEO, April 2014』から作成。

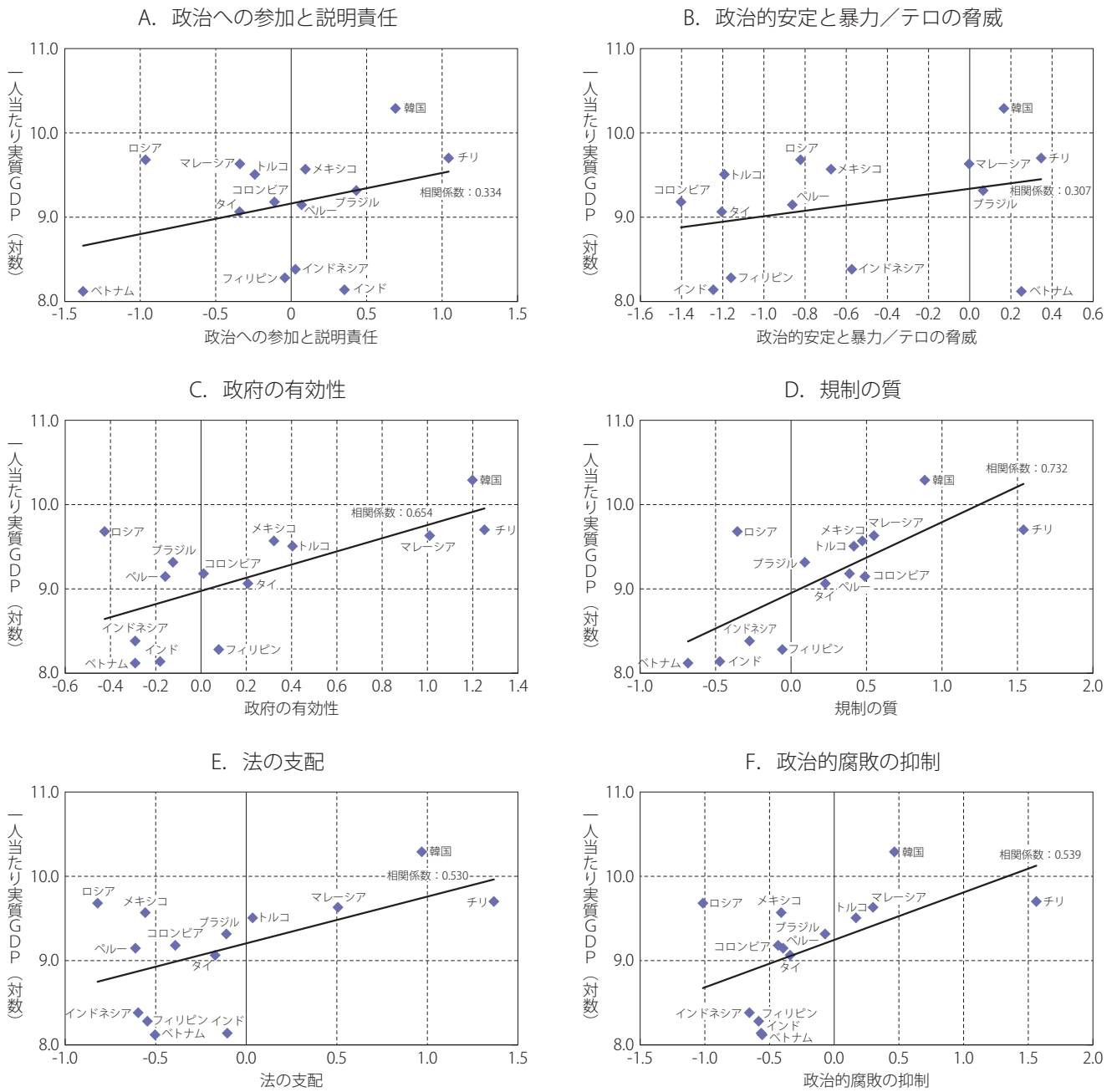
第II-2-1-47 表 各ガバナンス指標の定義

指標	定義
政治への参加と説明責任	国民の政府の選択への参加、表現の自由、結社の自由、報道の自由の程度。
政治的安定と暴力／テロの脅威	違憲のあるいは暴力的な手段／テロによる政府の分権化もしくは転覆の可能性。
政府の有効性	公的サービスの質、市民的サービスの質、政治的圧力からの独立性の程度、政策の形成と施行の質、政府の政策へのコミットメントの信用性。
規制の質	政府の健全な政策と民間部門の開発・発展を許可・促進する規制の形成と施行能力。
法の支配	社会のルールの遵守と信頼、特に契約の履行、財産権（私的所有権）、警察、裁判所、犯罪や暴力の可能性等についての質。
政治的腐敗の抑制	大小の腐敗を伴う民間の利益のための公的な力の行使の程度。

資料：Kaufmann et al. (2010) より作成。

188 金融深化（銀行及び市場を通じた金融の発達）が経済成長を促進することについては、Beck and Levine(2004)、岡部・光安（2005）でもより広範なサンプルを用いた回帰分析のもとで示されている。
189 例えば、福味（2006）、Acemoglu et al. (2003)、Acemoglu et al. (2005)、Rigobon and Rodrik (2005)、Rodrik et al. (2004) を参照。また、「中所得国の罫」の観点から、制度と経済成長の関係を分析したものとして山澤（2013）がある。
190 ガバナンス指標の概要、算出方法等については、Kaufmann et al. (2010) で解説されている。
191 もちろん、一人当たり実質 GDP が高くなるほど政治的安定が促されるという逆の因果関係も考えられる。また、本文における結果は、現在分析対象としている 14 か国に限定した場合の結果であり、サンプルに含まれる国の変更等によって結果が変わりうることに留意。

第II-2-1-48図 ガバナンス指標と一人当たり実質GDP(PPP換算)との間の相関関係



	政治への参加と説明責任			政治的安定と暴力/テロの脅威			政府の有効性		
	推定値	標準誤差	t値	推定値	標準誤差	t値	推定値	標準誤差	t値
定数項	9.162***	0.177	51.755	9.337***	0.248	37.596	8.975***	0.152	58.902
係数	0.363	0.295	1.228	0.326	0.292	1.119	0.781***	0.261	2.992
自由度修正済み決定係数	0.038			0.019			0.380		

	規制の質			法の支配			政治的腐敗の抑制		
	推定値	標準誤差	t値	推定値	標準誤差	t値	推定値	標準誤差	t値
定数項	8.951***	0.138	65.030	9.205***	0.161	57.097	9.245***	0.164	56.284
係数	0.841***	0.226	3.722	0.555**	0.256	2.164	0.563*	0.254	2.214
自由度修正済み決定係数	0.497			0.221			0.231		

備考：一人当たり実質GDPは購買力平価(PPP)換算による米ドル建て(2012年)で自然対数をとっている。*、**及び***は、それぞれ有意水準1%、5%及び10%で統計的に有意であることを表す。

資料：世銀『The Worldwide Governance Indicators (WGI) project』、IMF『WEO, April 2014』

(3) リスク耐性と成長基盤の双方から見る経済ファンダメンタルズ

リスク耐性指標を横軸に、成長基盤指標を縦軸にとり、2005年、2009年及び2012年それぞれについて散布図を描いたのが第II-2-1-49図のパネルAからパネルCである。リスク耐性指標及び成長基盤指標それぞれの平均である3を中心とした散布図を見ると、右上の領域は相対的にリスク耐性が強く成長基盤も強い国、左上の領域は相対的にリスク耐性は弱い成長基盤は強い国、左下の領域は相対的にリスク耐性が弱く成長基盤も弱い国、右下の領域は相対的にリスク耐性は強いが成長基盤は弱い国となる。

リスク耐性指標と成長基盤指標の間の相関係数は、2005年時点（パネルA）では0.593、2009年時点（パネルB）では0.597、2012年時点（パネルC）ではやや相関が低下し0.451となっている。したがって、リスク耐性が強い国の方が成長基盤も強く、リスク耐性が弱い国の方が成長基盤も弱いという基本的な傾向が観察される。また、2005年時点（パネルA）では各新興国を表す点が比較的散らばって位置しているが、年を追うごとに各点が中心付近に寄ってきていることが確認できる。

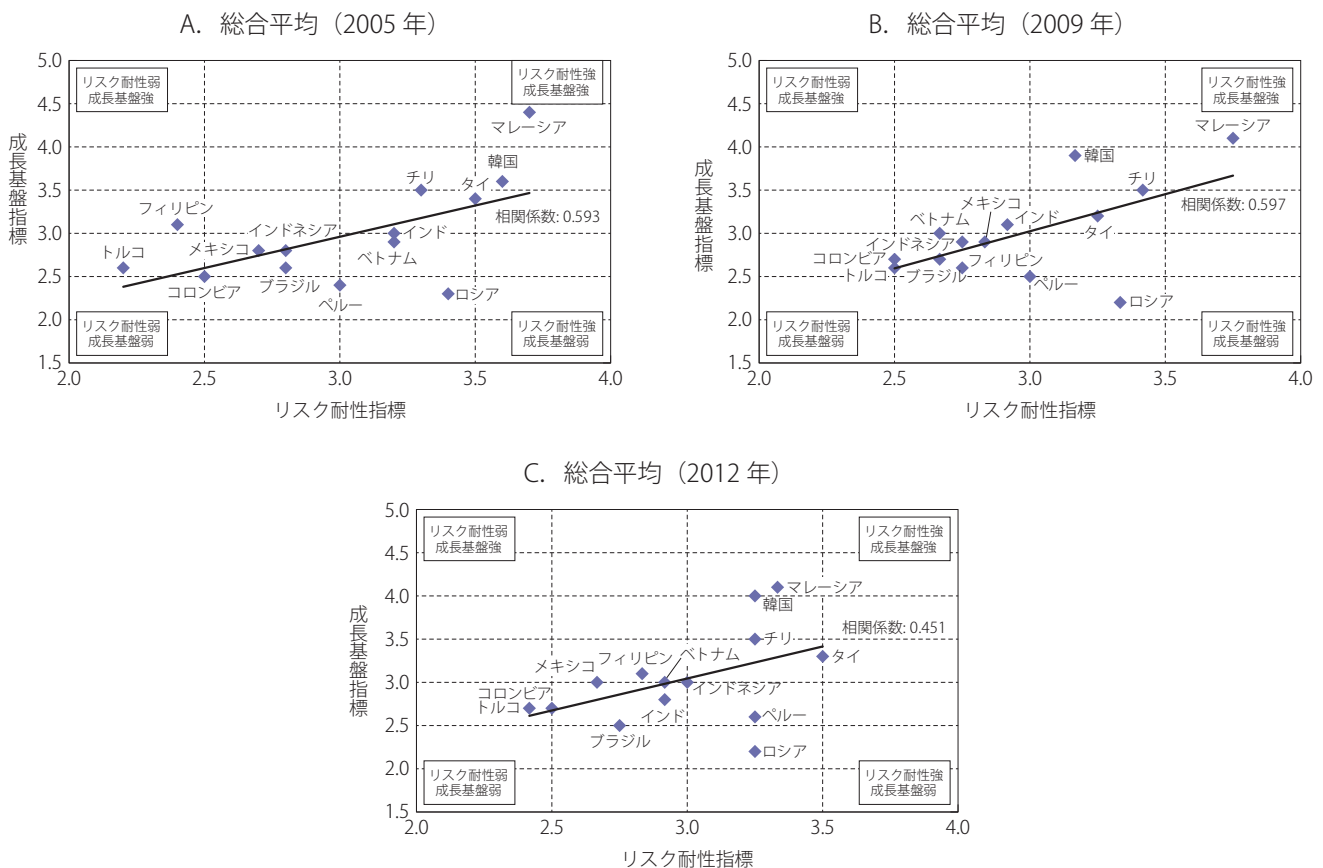
より詳細に各国の動向を追跡するために、第II-2-1-50図は前掲第II-2-1-49図のパネルAからパネルCを一つの図に重ね合わせ、各国について時系列の推移を線で結んでプロットしたものである。この図によると、幾つかの国の位置が時間を通じて大きく動いていることが分かる。

まず悪化傾向を示している国であるが、リスク耐性指標については、2005年時点からマレーシア、韓国、ベトナム、インドが比較的大きいスコアの低下を示している。成長基盤指標については、マレーシアとインドで2005年時点から比較的大きくスコアが低下している。マレーシアは両指標ともに悪化しているが、依然として最も右上の領域に位置している。

一方、改善傾向を示している国もある。リスク耐性指標については、2005年時点と比較してインドネシア、フィリピン、ペルー、トルコで比較的大きくスコアが改善している。成長基盤指標については、唯一韓国が比較的大きなスコアの改善を示しており、2005年時点より改善している国としては、ベトナム、メキシコ、ペルー、トルコが挙げられる。トルコは両指標ともに改善しているが、依然として最も左下の領域に位置している。

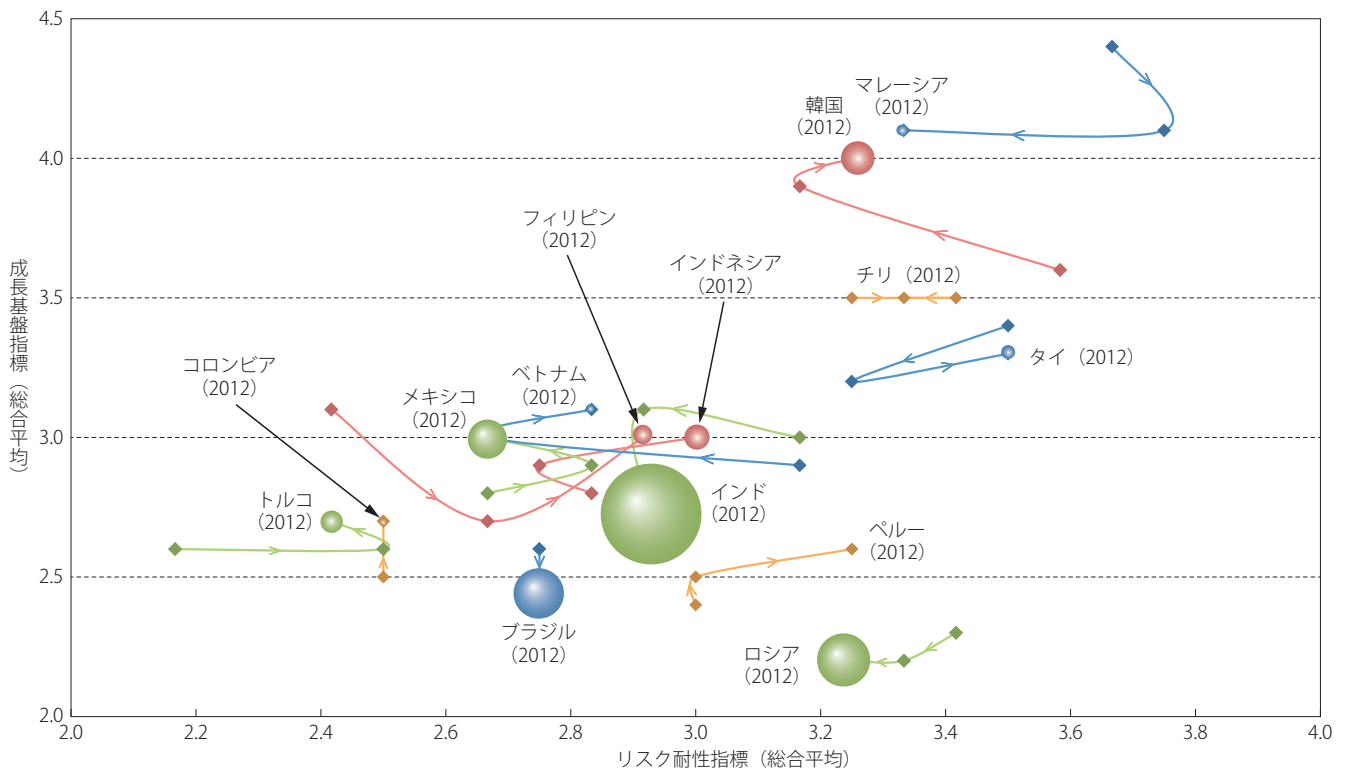
全体的に見ると、アジア諸国の多くは中心付近から

第II-2-1-49図 リスク耐性指標と成長基盤指標の散布図



備考：図の各点は各国のリスク耐性指標と成長基盤指標（それぞれ総合平均）の組合せを表す。
資料：第II-2-1-44図のレーダーチャートから作成。

第II-2-1-50図 リスク耐性指標と成長基盤指標の散布図（2005～12年）



備考：各点と線は各国の2005年から2012年にかけてのリスク耐性指標と成長基盤指標（それぞれ総合平均）の組合せの推移を表す。バブルチャートは2012年時点の各国の14か国内におけるGDPシェア（PPP換算）を表す。
資料：第II-2-1-44図のレーダーチャートから作成。

右上の領域に多く分布しており、反対に、中南米諸国は中心付近から左下に比較的多く分布しており、唯一「南米の優等生」と言われる¹⁹²チリのみが右上の領域に位置している。また、当初相対的に右上に位置していた国は左～左下へ、相対的に左下に位置していた国は右～右上へ移動している。つまり、2005～12年の期間、元々相対的にリスク耐性が強かった国のリス

ク耐性は低下し、相対的にリスク耐性が弱かった国のリスク耐性は改善しているという傾向も読み取れる。加えて、近年、ぜい弱性が指摘されている国々¹⁹³は、図の中心付近から左下に位置しており、リスク耐性が相対的に弱いだけでなく成長基盤も相対的に弱くなっている。

¹⁹² 例えば、西川（2014）。

¹⁹³ 特にインド、インドネシア、ブラジル、トルコ及び南アフリカ（本分析には含まれていない）の5か国。

第2節

アジア通貨危機後の韓国における構造改革

以下では、経済の構造改革によってファンダメンタルズ及び成長基盤の強化を進めた事例としてアジア通

貨危機後に韓国で行われた改革について見ていく。

1. マクロ経済状況の改善

アジア通貨危機発生後、マクロ経済的には、韓国は、タイやインドネシアなどアジア通貨危機に見舞われた他の国々と比較して、経済の落ち込みから早期に回復した。1998年代半ば、韓国はIMFによって課せられた緊縮的なコンディショナリティ（第Ⅱ-2-2-1表参照）から拡張的な財政・金融政策にスタンスを転換し、これによるマクロ経済政策及び構造改革プログラムが回復に大きく寄与した。また、1998年は落ち込んだ

ものの、為替の減価によって輸出が早期に回復したことも追い風となった。第Ⅱ-2-2-2図は、財・サービスの輸出（2005年価格基準の実質）の伸び率の推移を表しているが、この時期の韓国の輸出は、同じアジア通貨危機に見舞われたタイや同時期の日本よりも高い伸びを示している。

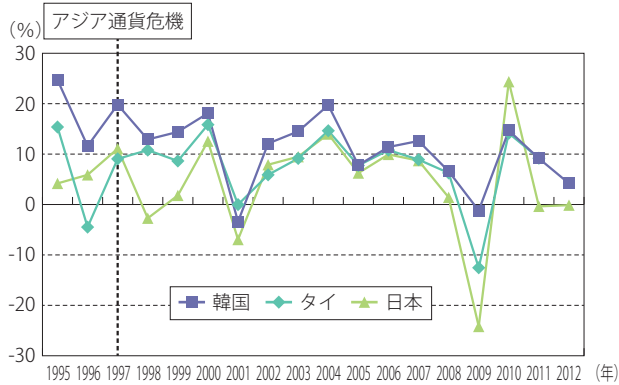
第Ⅱ-2-2-3図は韓国における失業率の推移を示している。アジア通貨危機前年の1996年には2.0%で

第Ⅱ-2-2-1表 IMFのコンディショナリティ

カテゴリー	内容
マクロ経済目標	経常収支赤字を98～99年に対GDP比1%以内に維持 物価（上昇率）を5%以内に維持 成長率を98年3%以内、99年には潜在成長率水準に回復
通貨・金利	通貨緊縮基調に転換 市場金利は市場状況によって上昇容認
財政	税率上げ及び付加価値税課税範囲拡大 財政支出削減及び優先順位の低い資本支出削減
金融機関構造調整	回復可能性の無い金融機関閉鎖 国際的に認定された会計法人の監査義務強化 外国人銀行現地法人、証券社設立98年中盤までに許容 健全性監督基準をBIS監督核心原則に合わせて上向き調整 預金保証制度を部分保証制に転換
企業構造調整	国際会計原則適用で財務諸表透明性向上 政府の銀行経営と貸出決定介入禁止 負債比率縮小 系列社間の相互債務保証慣行是正 労働市場の柔軟性向上と雇用保険制度機能強化
資本及び貿易自由化	貿易関連補助金、輸入承認制、輸入多辺化制度廃止 外国人株式投資限度を97年末まで50%、98年末まで55%に 外国銀行による国内銀行株式4%超過買入許容 民間企業の海外借入制限撤廃

資料：金（2010）より転載。

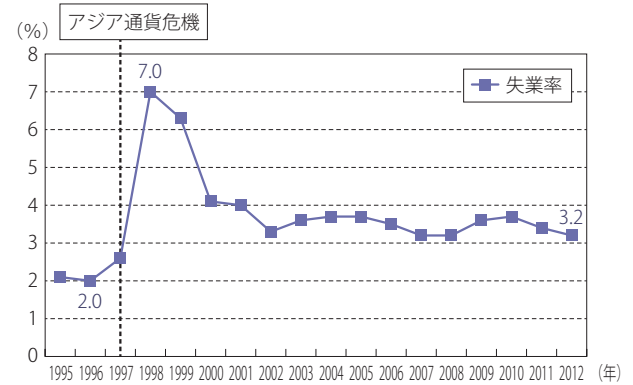
第II-2-2-2 図 韓国の財・サービスの輸出伸び率の推移（タイ、日本との比較）



備考：2005年価格基準の実質伸び率。
資料：ADB『Key Indicators for Asia and the Pacific 2013』

あったが、アジア通貨危機発生直後の1998年には7.0%まで悪化しており、わずか2年で5.0%ポイントも上昇している。しかし、翌年の1999年には低下に

第II-2-2-3 図 韓国の失業率の推移



資料：ADB『Key Indicators for Asia and the Pacific 2013』

転じ、2000年には急速に改善し4%まで低下している。その後2002年に更に低下した後はほぼ横ばいで推移しており、アジア通貨危機前の水準よりは高いものの、2012年時点では3.2%となっている。

2. 構造改革の推進

アジア通貨危機発生直後、韓国政府は、不良債権、過剰供給能力、財閥のオーバー・レバレッジの問題に取り組み、これが金融機関や企業が抱える様々な問題の解決に寄与した¹⁹⁴。アジア通貨危機の最中に発足した金大中政権は、IMFによるコンディショナリティと平行して、国内経済の四大改革を推し進めた。四大改革とは、金融部門、企業（財閥）部門、労働市場及び公共部門における4つの改革のことである。以下では、金融、企業（財閥）、労働市場における改革について見ていく。

（金融部門）

金融部門においては、巨額の不良債権を抱えた銀行を中心とした金融システム全体について、経営基盤の健全化と業界再編のための改革が行われた。その特徴としては、①大規模な再編による集約化、②外資の出資比率の上昇、③米国型のコーポレート・ガバナンスの採用が挙げられる¹⁹⁵。

アジア通貨危機発生後から2001年末までに、韓国政府は、銀行が抱える不良債権の処理及び自己資本の拡充による体力の回復のために、GDP比で30%に上る155.3兆ウォンの公的資金を投入した。このような

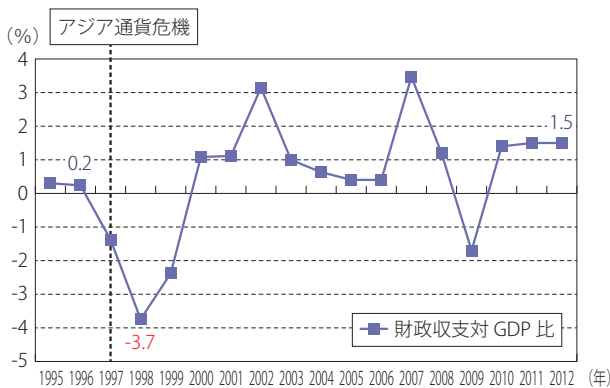
巨額の財政出動を行うことができた背景としては、アジア通貨危機前から健全財政を維持していたことが挙げられる（第II-2-2-4図参照）。金融監督院は、公的資金投入に当たって、BISの基準である8%以上という条件を満たしているかどうかを検査し、この条件を満たさない銀行は他の銀行に合併されることとなった。この公的資金の投入によって、前掲第II-2-1-20図で見たように、銀行の不良債権比率（不良債権の商業融資残高に対する比率）は大きく減少した。また、不良債権処理については、アジア通貨危機後に政府資金のファイナンスのために設立された資産管理公社（KAMCO：Korea Asset Management Corporation）による買取りが順次進められた。このようにアジア通貨危機後の韓国における金融部門の健全化には、政府主導による迅速な整理・統廃合が大きく寄与し、銀行業界の集約化が進んだ。

また、アジア通貨危機後、欧米金融機関の韓国市場への進出が拡大したことによって、金融機関における外資の出資比率が高まることとなった。さらに、米国型のコーポレート・ガバナンスを採り入れたことによって、大規模な企業や金融機関では、社外取締役を

¹⁹⁴ Lee and Rhee(2007)。

¹⁹⁵ 高(2008)。

第Ⅱ-2-2-4 図 韓国の財政収支対 GDP 比の推移



資料：ADB「Key Indicators for Asia and the Pacific 2013」

中心とする諸委員会の設置が義務付けられることとなった¹⁹⁶。

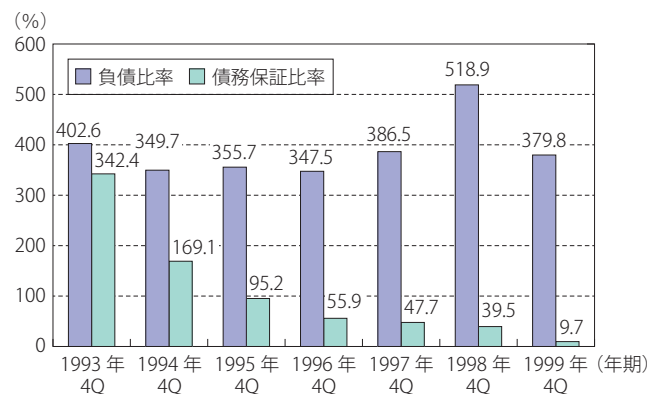
(企業 (財閥) 部門)

韓国では「ビッグ・ディール」と言われる財閥企業に対する構造改革が断行された。金大中大統領は財閥がアジア通貨危機の発生の主因であるとみなし、財閥企業に対して、①過剰債務の解消 (財務リストラ) ②過剰多角化の解消 (事業リストラ) による選択と集中 (いわゆる「ビッグ・ディール」) 及び③コーポレート・ガバナンスの強化を求めた¹⁹⁷。

①の過剰債務の解消について、アジア通貨危機発生直後の1998年の第4四半期には、30大財閥の負債比率は約519%に達していた¹⁹⁸ (第Ⅱ-2-2-5図参照)。金大中政権は30大財閥に対して、1999年末までに負債比率を200%以下に低下させることを求めた。また、財閥企業は、銀行から融資を受ける際に系列企業間で債務保証を行っていたが、金大中政権は2000年3月までにすべての系列企業間での債務保証を解消することを求めた¹⁹⁹ (第Ⅱ-2-2-5図参照)。

②の過剰多角化の解消による選択と集中について、金大中政権は政府主導の政策によって、多角化した財閥企業の事業に対して選択と集中による大規模な事業集約 (いわゆる「ビッグ・ディール」) を断行した。最終的に、半導体、鉄道車両、精油、発電設備、船舶用エンジン、航空機、石油化学、自動車、電子部門の

第Ⅱ-2-2-5 図 韓国の30大財閥の主要経営指標



備考：債務保証比率は自己資本に対する債務保証額の比率。負債比率は自己資本に対する負債の比率で前年末基準 (金融保険業を除く)。
資料：高 (2002) に基づき作成。

9業種で事業集約が進められ、鉄道車両、精油、発電設備、船舶用エンジン、航空機では1999年までに事業集約が完了した²⁰⁰。この選択と集中による集約化によって、それぞれの市場は1~2社に集約された。この結果、1社当たりの市場規模を日本と比較すると、乗用車1.5倍、鉄鋼1.5倍、携帯電話2.2倍となっている (携帯電話は2009年見込み。その他は2008年実績)²⁰¹。このように、「ビッグ・ディール」によって財閥企業の経営・財務状況が改善し、これが競争力の基盤の一つとなっている²⁰²。

業界再編は財閥企業以外にも進んだ。特に繊維・アパレル、金融、建設といった業種で非効率な企業の市場とうたがが進み、繊維・アパレルと金融では上場企業数が約3割、建設部門では約2割減少した²⁰³。

③のコーポレート・ガバナンスの強化について、金大中政権は、IMFからの勧告によって、敵対的買収を容認することとなった²⁰⁴。その結果、アジア通貨危機以降、韓国の30大財閥の株式の内部所有比率は、創業者一族が保有する割合が低下した一方、系列企業における保有割合が上昇することとなった (第Ⅱ-2-2-6図参照)。また、企業経営の透明性の向上を図るため、少数株主権行使要件の緩和や社外取締役制度の導入・拡大など、各種のコーポレート・ガバナンスに関わる改革を行った²⁰⁵。

¹⁹⁶ 高 (2008)。

¹⁹⁷ 高 (2002)、高 (2008)。

¹⁹⁸ 一般に、負債比率は50%以上になると経営の健全性が損なわれると言われる。

¹⁹⁹ 高 (2002)。

²⁰⁰ 高 (2002)。

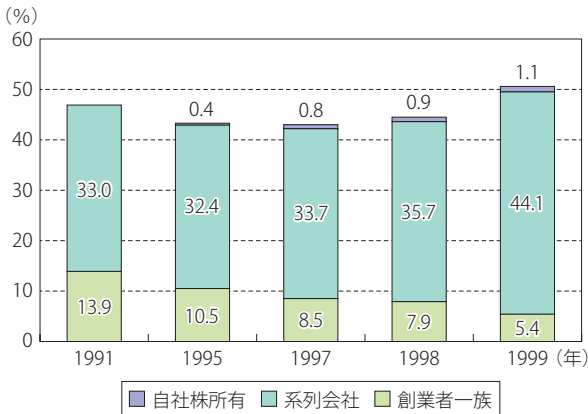
²⁰¹ 佐野 (2011) 及び経済産業省 (2010)。

²⁰² 「ビッグ・ディール」により、独占市場や寡占市場が現れることとなり、自由な市場での競争が制限され、割高な国内価格や下請への不当行為など独占によるゆがみも指摘されている (佐野 (2011))。

²⁰³ 佐久間 (2002)。

²⁰⁴ 高 (2002)。

第II-2-2-6図 韓国の30大財閥の株式の内部所有比率



備考：内部所有比率は、創業者一族、系列企業、自己所有の株式の合計額の資本金に対する比率（各年4月時点）。1991年については、自社株所有のデータなし。
資料：高（2002）に基づき作成。

（労働市場）

韓国はもともと、非常用雇用については柔軟な労働市場を持っていたが、常用雇用者についても、1998年2月、政府、企業、労働組合の三者協調路線の下、真にやむを得ない経営存続上の理由がある場合には常用雇用者の解雇も認めるという内容の合意が行われ、労働市場の柔軟性が以前より高まることとなった。上で述べた「ビッグ・ディール」等の事業集約化は失業の増加という副作用をもたらしたが、非常用雇用の増

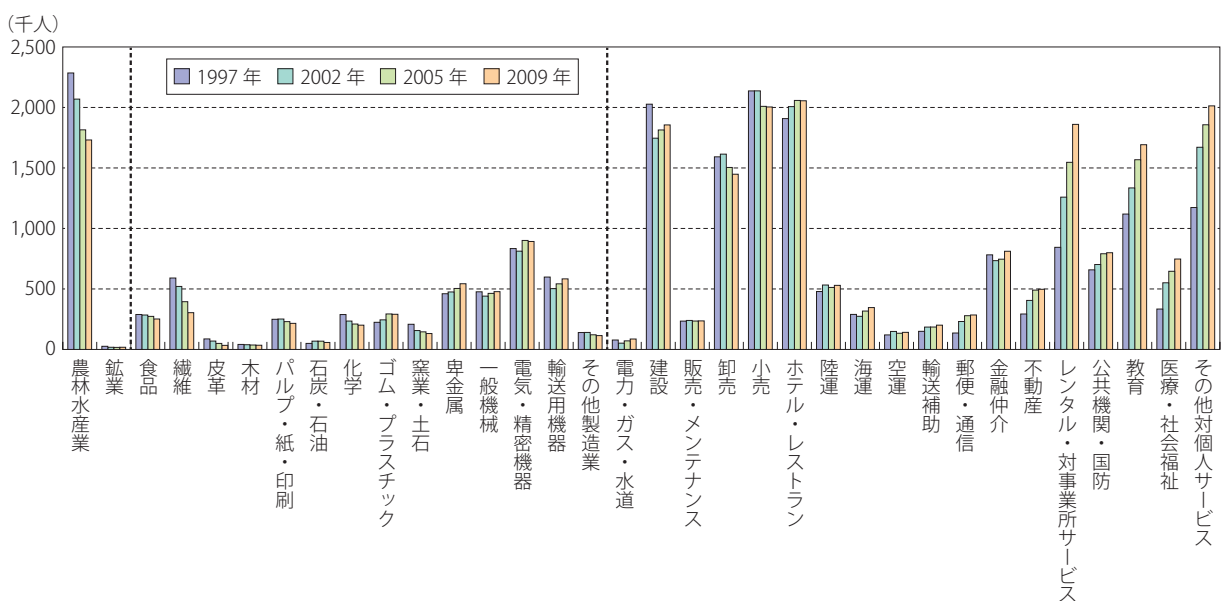
加が一部吸収したと考えられる。また、政府は失業者の再就職のための政策として再就職訓練プログラムを実施し、雇用対策に費やされた財政負担はGDP比で7%に上った²⁰⁶。

第II-2-2-7図は、韓国における産業別従業者数の推移を1997年、2002年、2005年及び2009年の4時点について示している。アジア通貨危機が発生した1997年から構造改革が行われた2002年にかけては、農林水産業、建設のほか、繊維をはじめとする多くの製造業種で従業者が減少している。代わりに大きく雇用の伸びているのは、レンタル・対事業所サービス、教育、医療・社会福祉、その他对個人サービスといったサービス業であり、これらの産業が構造改革によって増加した失業者を吸収したと考えられる。また、2002年以降は、電気・精密機器、輸送用機器、卑金属、ゴム・プラスチックといった製造業種では従業者数が増加しており、製造業においても一定程度雇用が維持されている。

（対外開放戦略）

以上のように、アジア通貨危機以降、韓国は金融、企業（財閥）、労働市場といった国内経済の主要なセクターにおいて、各種の構造改革を断行してきた。これらは国内経済に関わるものであるが、韓国のアジア通貨危機以降における政策で注目に値するのが、積極

第II-2-2-7図 韓国の産業別従業者数の推移



資料：World Input-Output Database『Socio Economic Accounts』2012年2月版より作成。

205 高（2008）によれば、主要な財閥を中心としてコーポレート・ガバナンスに関わる法令違反が相次いでおり、コーポレート・ガバナンスに関する改革には依然課題が残っている。

206 佐久間（2002）。

的な対外開放戦略である。韓国は国内市場が比較的小さいこともあり、アジア通貨危機以降、対外開放路線を推し進めると同時に、積極的に FTA の締結を推進

してきた。第Ⅱ-2-2-8 表は、韓国の FTA 締結の状況をまとめたものである。

第Ⅱ-2-2-8 表 韓国の FTA の締結状況

ステージ	相手国	発行年月	2012 年の韓国からの輸出に占めるシェア (%)
発行済み	チリ	2004 年 4 月	0.4
	シンガポール	2006 年 3 月	4.1
	EFTA(欧州自由貿易連合)	2006 年 9 月	0.3
	ASEAN	2007 年 6 月 (商品分野) 2009 年 5 月 (サービス分野) 2009 年 9 月 (投資分野)	14.3
	インド	2010 年 1 月	2.2
	EU	2011 年 7 月	9.0
	ペルー	2011 年 8 月	0.3
	米国	2011 年 3 月	10.7
交渉妥結	トルコ	2011 年 5 月	0.8
交渉中	コロンビア		0.3
交渉準備もしくは共同研究中	カナダ、メキシコ、GCC(ペルシャ湾岸協力会議)、豪州、ニュージーランド、中国、ベトナム、インドネシア、日中韓、日本		カナダ (0.9) メキシコ (1.6) GCC(3.5) 豪州 (1.7) ニュージーランド (0.3) 中国 (24.3) ベトナム (2.9) インドネシア (2.5) 日中韓 (31.4) 日本 (7.0)
交渉準備もしくは共同研究中	MERCOSUR(南米南部共同市場)、イスラエル、中米、マレーシアほか		—

資料：日本政策投資銀行（2013）、経済産業省資料から作成。

(規制緩和の推進)

アジア通貨危機以降、金大中政権は、市場参入障壁の撤廃や外資参入規制の緩和といった規制緩和策も積極的に実施した。第Ⅱ-2-2-9 図は、韓国についての FDI 制限指標²⁰⁷を産業別に示している。2013 年における韓国の FDI 制限指標を 1997 年時のデータと比較すると、ほぼ全ての産業で FDI 制限指標が大きく低下しており、韓国の対外開放戦略が抜本的な規制緩和を伴う政策であったことが分かる。全産業を総合した FDI 制限総合指数（第Ⅱ-2-2-9 図中右端の棒グラフ）は、1997 年の 0.54 から 2013 年の 0.14 へと 0.39 ポイント低下している。これは、他の先進国、新興国と比較してもかなり大きな低下である²⁰⁸。

1998 年には、外国人による株式取得に対する限度額が撤廃されたほか、外国人投資促進法の施行によって、外国人の投資に対する規制は大きく緩和された。

その他、中小企業の活性化や技術・人材開発の促進のための特別税制も導入された（第Ⅱ-2-2-10 表参照）。

こうした各種の規制緩和やインセンティブ政策はベンチャー企業などの設立を促進し、新興企業が多く上場する KOSDAQ 市場における上場企業数が急増した（第Ⅱ-2-2-11 図参照）。2001 年時点で、KOSDAQ 市場の上場企業数が KOSPI 市場における上場企業数を上回っており、この動向は 2013 年時点でも変わっていない。KOSPI 市場に対する KOSDAQ 市場の時価総額の比率は、2004 年の 13.2% をピークにその後低下し、2005 年以降は 10% 前後で安定している。

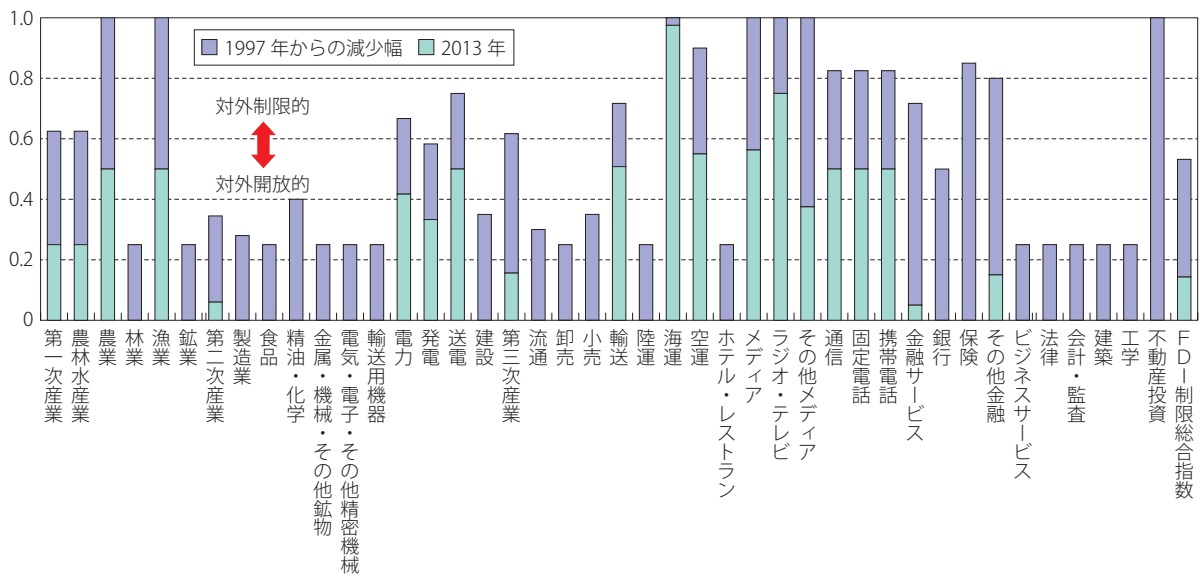
積極的な対外開放政策はグローバル競争を促し、外資出資比率も高まっている²⁰⁹。第Ⅱ-2-2-12 図は、韓国全上場企業の株式時価総額に占める保有主体別の割合の推移を表している。1998～2007 年までの 10 年間、その他に含まれる政府・公共機関や個人による株式保

207 OECD が算出・公表している対内直接投資に対する各種の制限や規制の強さを指数化した指標。数字が 0 に近いほど、より対外的に開放されていることを表す。FDI 制限指標の算出方法等については、Golub(2003)、Kalinova, Palerm, and Thomsen(2010)、Koyama and Golub(2006) に解説がある。

208 例えば、同期間における減少幅は、日本 0.03 ポイント、米国 0.00 ポイント、メキシコ 0.09 ポイント、ブラジル 0.02 ポイント、インドネシア 0.17 ポイント、マレーシア 0.30 ポイントとなっている。OECD(2011) も参照。

209 高 (2008)。

第II-2-2-9 図 韓国の産業別のFDI制限指標（1997年と2013年の比較）



備考：FDI 制限指標は、0 は対外的に完全に開放されていること、1 は対外的に完全に閉鎖されていることを意味する。
資料：OECD『FDI Regulatory Restrictiveness Index』から作成。

第II-2-2-10 表 特別税制の導入施策（1999年5月）

中小企業のためのインセンティブ

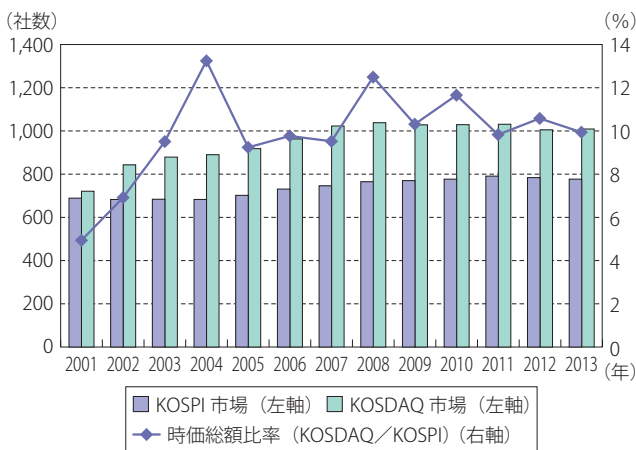
- ・新規設立中小企業向け：設立後5年間の法人税と固定資産税の50%免除。設立後2年間の取得税・登録税の免除。
- ・製造業の中小企業の法人税20%免除。

技術開発・人材開発のためのインセンティブ

- ・特許権の移転に伴う収入の50%を控除。
- ・ベンチャーキャピタル投資のキャピタルゲインの非課税
- ・中小企業やベンチャー企業スタートアップに投資する個人投資家の所得控除
- ・海外からの技術者の税免除

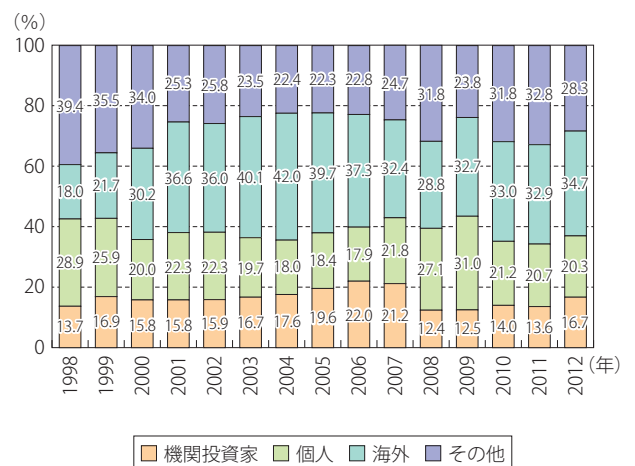
資料：佐久間（2002）より転載。

第II-2-2-11 図 韓国株式市場の上場企業数と時価総額比率



備考：時価総額比率は、KOSDAQ市場の時価総額をKOSPI市場の時価総額で割って算出。
資料：韓国証券取引所公表のデータに基づき作成。

第II-2-2-12 図 韓国上場企業の株式の保有主体別割合（時価総額基準）



備考：保有主体別の株式時価総額に占める割合。
資料：2006年までは高（2008）、2007年以降は韓国証券取引所公表のデータに基づき作成。

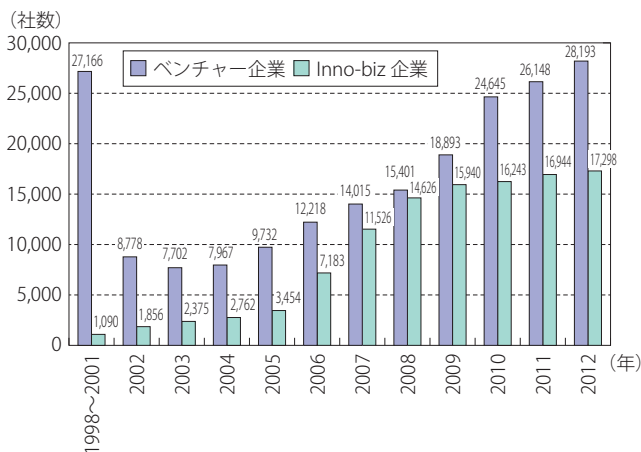
有が減少傾向にある一方、海外の株式保有比率が上昇傾向にある。2008年のリーマン・ショック以降、その他に含まれる政府・公共機関の保有比率が再び拡大しているが、海外保有も30%代半ばを維持しており、個人や機関投資家の保有比率が低下している。

こうした外資の参入による圧力は、経営者が経営の効率化や株主への説明責任を果たそうとするインセンティブを高めることにより、企業の競争力の強化に資するものであると考えられる。

2008年9月のリーマン・ショック後の世界経済危機以降も、韓国政府は様々な政策対応によって企業の競争力強化を図っている。例えば、法人税の減税や電

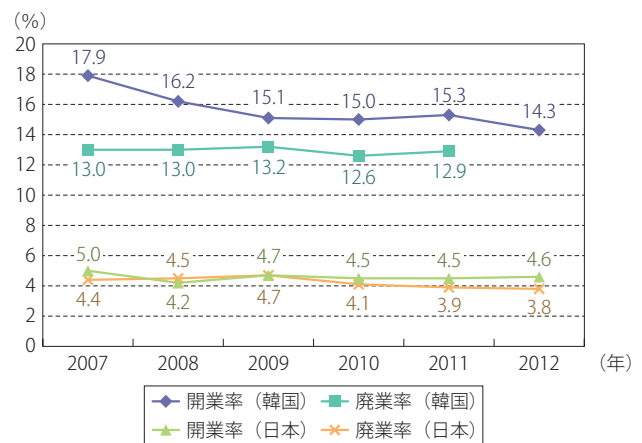
子申告化による納税の負担の軽減といった事業環境の整備、破産法の改正による事業再生・継続の促進、最低資本金の撤廃等による起業の促進など、主に中小企業を対象とした規制緩和策を実行した²¹⁰。第Ⅱ-2-2-13図及び第Ⅱ-2-2-14図は、韓国におけるベンチャー企業とInno-biz企業²¹¹の推移と企業の開廃業の推移を示しているが、これらの政策による効果もあり、韓国において新興企業の設立や新規企業の創業が非常に活発であることが分かる。開廃業率については、単純に水準を比較できないものの、日本よりも3倍程度高くなっており、経済の新陳代謝が活発であることがうかがわれる²¹²。

第Ⅱ-2-2-13図 韓国におけるベンチャー企業とInno-biz企業の推移



資料：Small & Medium Business Administration のデータに基づき作成。

第Ⅱ-2-2-14図 韓国における企業の開廃業率の推移（日本との比較）



備考：両国における統計の性質や定義が異なるため、単純に比較することはできない。日本は年度ベース。

資料：中小企業庁（2014）、Statistics Korea『Business demography statistics in 2012』（2012）

²¹⁰ Doing Business(2012)。

²¹¹ Inno-biz 企業とは、ベンチャー企業よりも更に革新的な技術を持つ企業のことをいう。

²¹² 中小企業庁（2014）によると、2010年時点における米国の開業率と廃業率はそれぞれ9.3%と10.3%、2012年時点における英国の開業率と廃業率はそれぞれ11.4%と10.7%となっている。

第3節

メキシコとブラジルの成長戦略

ブラジルとメキシコは、1970年代まで高成長を続けたが、その後ハイパーインフレーションや債務危機、通貨危機などを経験し、経済は大きく減速することとなった。これらの危機に直面する中で、両国が選択した政策の方向性は極めて対照的である。両国の輸出上位10品目の推移を見ると、1970年代から1980年代までは両国とも一次産品が中心であったが、1990年代以降は大きく異なっている（第II-2-3-1表）。すなわち、ブラジルにおいては、資源、農産物など一次産品とその加工品を中心とした輸出構造が継続しており、最近ではその傾向が更に強まってきている。これに対して、メキシコにおいては、工業製品中心の財を輸出する構造に大きく変貌している。また、ブラジルのGDPはメキシコよりも大きい、輸出額はメキシ

コの方が大きく、輸出額の対GDP比はブラジルの約1割に対してメキシコでは約3割となっている（第II-2-3-2図）。

以下では、経済危機を経験した両国がそれぞれどのように乗り越え、その結果どのような経済構造を有するに至ったのかについて見ていく。

第II-2-3-1表 ブラジル及びメキシコの輸出構造

ブラジルの主要輸出品

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011
1位	コーヒー34.6%	粗糖 11.4%	コーヒー12.4%	コーヒー9.2%	鉄鉱石 7.7%	鉄鉱石 5.5%	航空機 6.3%	鉄鉱石 6.2%	鉄鉱石 14.3%	鉄鉱石 16.3%
2位	鉄鉱石 7.7%	鉄鉱石 10.8%	鉄鉱石 7.7%	鉄鉱石 6.5%	大豆かす 5.3%	大豆かす 4.4%	鉄鉱石 5.5%	大豆 4.5%	原油 8.0%	原油 8.4%
3位	綿花 5.7%	コーヒー10%	大豆かす 7.5%	石油製品 6.3%	果汁 4.8%	コーヒー4.2%	大豆 4.0%	石油製品 4.1%	大豆 5.4%	大豆 6.4%
4位	粗糖 4.7%	大豆 8%	粗糖 4.7%	大豆かす 4.7%	コーヒー3.5%	粗糖 3.1%	自動車 3.2%	自動車 3.7%	粗糖 4.6%	粗糖 4.5%
5位	とうもろこし 3.0%	果実・ナッツ 5.6%	石油製品 3.0%	果汁 3.1%	靴・同部材 3.5%	木材パルプ 3.1%	大豆かす 3.0%	原油 3.5%	鶏肉 2.6%	石油製品 3.7%
6位	カカオ 2.9%	カカオ 2.6%	自動車 3.0%	靴・同部材 3.5%	アルミニウム 3.0%	粗鋼 2.9%	コーヒー2.8%	鶏肉 3.0%	コーヒー2.6%	コーヒー3.1%
7位	大豆かす 2.8%	石油製品 2.1%	大豆油 2.2%	大豆 3.0%	大豆 2.9%	自動車 2.9%	木材パルプ 2.8%	航空機 2.7%	鶏肉 3.1%	鶏肉 3.1%
8位	牛肉 2.6%	木材パルプ 1.9%	大豆 2.0%	エンジン 2.5%	エンジン 2.8%	アルミニウム 2.7%	靴・同部材 2.5%	大豆かす 2.4%	大豆かす 2.3%	大豆かす 2.2%
9位	木材 2.5%	靴・同部材 1.9%	靴・同部材 1.9%	自動車 2.4%	粗鋼 2.4%	自動車部品 2.6%	自動車部品 2.2%	通信機器部品 2.3%	木材パルプ 2.3%	木材パルプ 1.8%
10位	コーヒー抽出液 1.6%	大豆油 1.8%	果汁 1.8%	大豆油 2.4%	石油製品 2.2%	果汁 2.4%	アルミニウム 2.1%	コーヒー2.1%	自動車 2.2%	自動車 1.7%
占有率	68.10%	56.10%	46.20%	43.60%	38.10%	33.80%	34.40%	34.50%	47.80%	50.90%

2,560億ドル

メキシコの主要輸出品

	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011
1位	粗糖 7.7%	原油 15.3%	原油 60.9%	原油 57.2%	原油 33.9%	自動車 9.5%	自動車 9.9%	原油 13.2%	原油 12.0%	原油 14.1%
2位	綿花 7.0%	コーヒー6.8%	天然ガス 4%	石油製品 7.4%	自動車 9.9%	原油 9.3%	原油 8.9%	自動車 6.3%	自動車 7.7%	自動車 7.6%
3位	コーヒー6.3%	綿花 6.1%	コーヒー2.9%	エンジン 7.1%	エンジン 5.3%	絶縁ケーブル 4.3%	計算機 4.9%	テレビ 4.8%	テレビ 7.0%	テレビ 5.4%
4位	海老蛸 5.5%	海老蛸 5.1%	海老蛸 2.6%	コーヒー2.4%	石油製品 2.4%	テレビ 3.7%	絶縁ケーブル 4.0%	自動車部品 4.6%	通信機器 6.1%	自動車部品 4.8%
5位	牛肉 3.6%	生鮮トマト 4.3%	銀 2.4%	銀 1.7%	生鮮野菜 1.7%	エンジン 3.5%	通信機器 3.1%	計算機 4.3%	自動車部品 4.6%	計算機 4.7%
6位	生鮮トマト 3.0%	粗糖 4.1%	綿花 2.0%	海老蛸 1.6%	生鮮トマト 1.6%	自動車部品 2.8%	テレビ 3.5%	通信機器 3.7%	計算機 4.5%	通信機器 4.5%
7位	石油製品 2.6%	銅 2.3%	石油製品 1.6%	自動車部品 1.1%	自動車部品 1.4%	電機部品 2.6%	自動車部品 3.5%	絶縁ケーブル 3.4%	トラック 3.6%	トラック 3.6%
8位	生牛	自動車部品 1.9%	自動車部品 1.3%	生牛 0.8%	コーヒー1.4%	通信機器 2.6%	電機部品 3.1%	トラック 3.3%	絶縁ケーブル 2.2%	金 2.3%
9位	鉛 2.3%	長石 1.9%	生鮮野菜 1.1%	生鮮トマト 0.8%	計算機 1.3%	トラック 2.3%	トラック 2.9%	電機部品 2.6%	エンジン 2.0%	絶縁ケーブル 2.2%
10位	長石 2.4%	鉛 1.6%	銅鉱石 1.1%	ポリエチレン 0.7%	生牛 1.3%	発電機 2.2%	発電機 2.8%	エンジン 2.2%	電機部品 2.1%	エンジン 2.2%
占有率	43%	49.40%	79.90%	80.80%	60.20%	42.80%	47.50%	48.40%	51.80%	51.40%

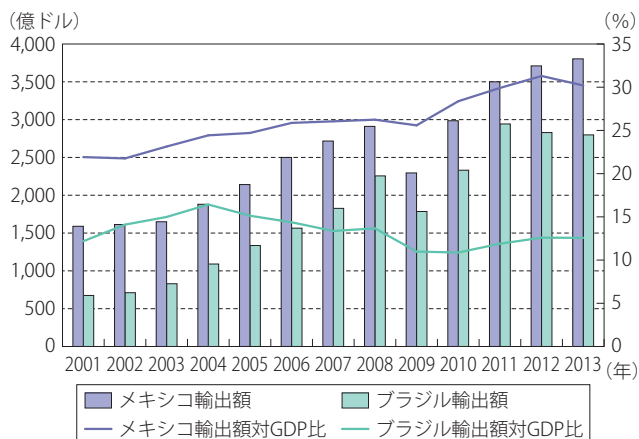
3,495億ドル

備考：表の下の%の数字は輸出上位10品目の全輸出に占める割合。全額は2011年における両国の輸出額。

緑色は一次産品及びその加工品。黄色は工業製品。

資料：国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 2013年年度報告から作成。

第Ⅱ-2-3-2 図
ブラジル及びメキシコの輸出額、対 GDP 比の推移



資料：IBGE（ブラジル地理統計院）、INEGI（メキシコ統計地理情報院）、CEIC データベースから作成。

1. リスクへの耐性

経済構造のぜい弱性が危機を招く要因となった過去の教訓を踏まえ、ブラジル、メキシコとも、経済ファンダメンタルズの強化に取り組み、危機に際しての政策対応能力を高めてきた。この結果、近年は、外部金融環境の急激な変化などにより動揺が生じる可能性はあるものの、第Ⅱ-2-3-3表に示すように過去の経済

危機時と比較してリスクへの耐性が強化されている。例えば、ブラジルのインフレ率は、現時点においても相対的に高い水準にあるが、ハイパーインフレーション時と比べてはるかに安定している。また、メキシコの経常収支も改善している。

第Ⅱ-2-3-3 表 ブラジル及びメキシコの過去の危機時の経済指標との比較

国名 / 比較項目	ブラジル			メキシコ		
	1990年	1999年	2013年	1982年	1994年	2013年*(1)
経常収支 (10 億ドル)	- 3.8	- 25.3	- 81.4	- 5.9	- 29.7	- 1.6
経常収支 (GDP 比 %)	- 0.8%	- 4.3%	- 3.6%	- 2.7%	- 5.6%	- 0.5%
インフレ率 年率平均 (%)	2,948%	4.9%	6.4%	59.2%	7.0%	3.8%
財政収支 (GDP 比 %)	1990年 - *(2)	1999年 - 5.3%	2013年 - 3.3%	1982年 - 14.7%	1994年 - 0.1%	2013年 - 3.9%
短期対外債務 (対外貨準備高比)*(3)	1990年 260%	1999年 75.4%	2013年 9.1%	1982年 -	1994年 39.3%	2013年 22.6%
米国とのスワップ協定	2008年 300 億ドル			2008年 300 億ドル		
IMF からの融資枠 (Flexible Credit Line)				730 億ドル *(4)		
銀行自己資本比率 (%)	2001年 14.9%	2012年 16.7%		2001年 14.7%	2013年*(5) 16.6%	

備考

- (1) ブラジルの 1990 年はハイパーインフレーションが最も激しかった年、1999 年はアジア通貨危機の年。メキシコの 1982 年は債務危機、1994 年は通貨危機の年（過去の経済危機と 2013 年時点との比較）。
- (2) 財政収支に関するブラジルの 1990 年のデータは不明。
- (3) 世銀及び各国中銀のデータに基づき計算。
- (4) Flexible Credit Line は経済実績の良好な国を国際金融危機から保護するための融資枠制度。メキシコには総額 730 億ドルを設定。事前審査をパスすれば無条件に引き出し可能。メキシコがこれを引き出したことはないが事実上の外貨準備となり得る。2009 年に新設。2011 年に更新され、2012 年に総額 730 億ドル。ブラジルには過去には IMF からの融資等があったが既にパリクラブ債権も含め完済し、純債権国としての地位を得ている。
- (5) 2013 年 3 月現在。2001 年のブラジル（ブラジル中央銀行からの数字）を除き、IMF IV 条協議の資料から作成。

資料：IMF、世銀、メキシコ中央銀行、ブラジル中央銀行から作成。

コラム
10

ブラジルのハイパーインフレーションの克服

ブラジルは、1940年代以降、首都ブラジリアの建設などインフラ整備を積極的に行い成長を遂げたが、需要加熱と財政の悪化によりインフレを招いた（年平均31%）。こうしたことを背景として、社会的な混乱が生じ、1964年のクーデターにより軍事政権が発足した。

軍事政権の下、当初は緊縮政策が行われインフレも抑制されていたが、その後積極的な公共投資が行われ、「ブラジルの奇跡」と呼ばれる経済成長を遂げた。しかし、二度にわたる石油危機に見舞われ、「失われた10年」と呼ばれる経済低迷を経験することとなった。1970年代のインフレ率はおおむね10～60%で推移した。

1985年に民政に移管すると、ポピュリズム的な財政運営が行われ、インフレを更に昂進（こうしん）させることとなった。物価・賃金・為替レートを凍結するクルザード・プランなどの対策が講じられたが、その効果は限定的で、1980年代末からハイパーインフレーションに突入し、1990年には2,948%のインフレ率となった。ハイパーインフレーションは、1994年に米ドルとリンクさせるレアル・プランが導入されると劇的に沈静化し、1996年には16%までインフレ率が低下した。現在も他国と比べてやや高めの水準であるが、おおむね一桁台で推移している²¹³。

このようなハイパーインフレーションの経験から、ブラジルでは、現在の金融政策もインフレ圧力に敏感に反応して行われている。政策金利を用いてインフレ率を目標値（4.5%±2%）に誘導するインフレターゲット政策を行っているほか、財政規律の維持に努めようとしている。

213 二宮康史（2011）『ブラジル経済の基礎知識』、第2版、P2-P7 JETRO
近田亮平編（2013）『躍動するブラジル—新しい変容と挑戦』、P55-65 アジア経済研究所
IMF「世界経済見通し」データベース 2014年4月、ブラジル中央銀行

2. 成長戦略

(1) 対外経済政策

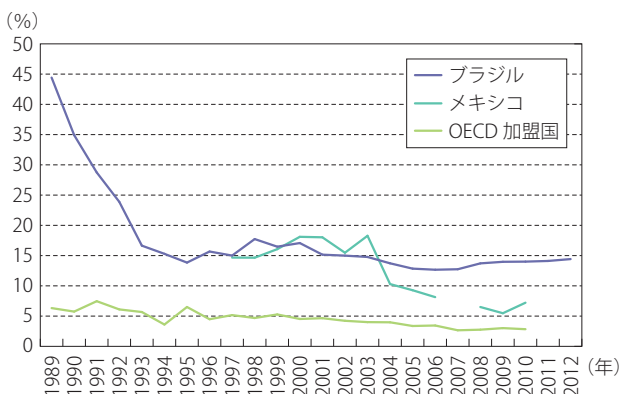
メキシコは、1982年の債務危機を契機として、これまでの国内産業の保護・育成を目的とした輸入代替政策から自由貿易政策へと転換した。まず、1985年に輸入ライセンス制の元にあった品目のうち8割を数量制限に移行させた。1986年にGATT(現WTO)に加盟し、加盟議定書等にしながら、輸入数量制限品目を1985年初頭83%あったのを86年には約27%までに削減した。また、国際競争によってインフレーションを安定化させるとの観点から最高関税率を20%まで引下げを行うなどの貿易の自由化を進めていった²¹⁴。他方、ブラジルはGATT(現WTO)に1948年に加盟しているが、メルコスール(1991年署名、1995年発効)とともに域内関税と域外関税を設定してきた。なお、世銀による適用関税率(単純平均ベース)を見ると2003年までは両国ともおおむね15%台の平均関税率で推移してきたが、2010年時点でメキシコが2.8%、ブラジルが7.2%になっている(第II-2-3-4図)。一方、メキシコは1994年のNAFTAへの加盟を始め、中南米諸国、欧州諸国、日本など21の国と地域で17のFTAを締結するなど世界各国・地域との自由貿易網を積極的に構築し、各国との経済連携を強化していった。他方、ブラジルにおいては、国内産業の保護・育成が長く続き、経済連携の動きも

基本的には南米諸国を中心としたものになっている(第II-2-3-5表)。

また、メキシコは、外資参入規制の緩和、民営化などの改革も進めた結果、対内直接投資も増加し、資源の輸出国から工業製品の製造・輸出拠点へと成長した(第II-2-3-6図)。ブラジルへの直接投資も近年増加している(第II-2-3-7図)。メキシコでは製造業に対する直接投資が特に伸びているのに対して、ブラジルではサービス業、鉱業、農業に対する直接投資が多くなっている。

ブラジルの製造業については、国際的な競争力を有する企業も存在するが、近年の資源需要の増加、資源価格の上昇などを背景として、輸出に占める一次製品の割合が上昇し、輸出に占める工業製品の割合は低下している。工業製品の輸出割合が低下した背景として、コモディティブームに伴う割高なレアルや²¹⁵、インフレ圧力への懸念から高水準で推移している政策金利・国内貸出金利が製造業の生産・輸出を下押ししていることも考えられる(第II-2-3-8図)²¹⁶。

第II-2-3-4図 関税率の推移



備考：メキシコのグラフデータで途切れている箇所はデータが無いことを意味する。単純平均。

資料：世銀 (World Bank Indicator) から作成。

214 P. Aspe (1993) Economic Transformation the Mexican Way, The MIT Press, L.A. and C.A. McDaniel (2002) "The NAFTA Preference and U.S.-Mexico Trade" U.S. International Trade Commission

215 近田亮平編 (2013) 『躍動するブラジル—新しい変容と挑戦』、P72-75 アジア経済研究所 実質実効為替レート(第II-2-3-9図)を見るとメキシコの方が高い傾向にあるが、冒頭第II-2-3-1表で示した主要輸出品の推移で分かるようにメキシコが90年代には工業製品を主力輸出品にしていたのに対して、ブラジルが一次産品への依存が高い輸出構造であり、通貨高になると貿易をあまり必要としないサービスに依存する経済構造になり結果として消費にけん引される内需主導型経済になったと考えられる。

216 「第II-2-3-10図メキシコの政策金利とインフレ率の推移」比較参照。

第II-2-3-5表 メキシコとブラジルのFTA締結状況

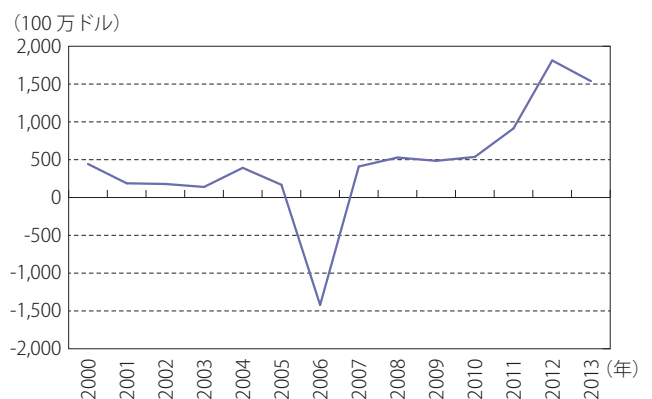
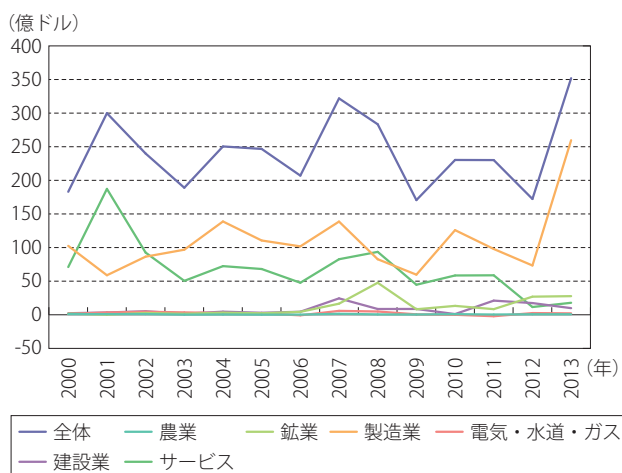
メキシコ	ブラジル
NAFTA：米国、カナダ（1994）	メルコスール：アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ（注5）（1991）
コロンビア、ベネズエラ（1995）（注1）	チリ（メルコスール）（1996）
コスタリカ（1995）（注2）	ボリビア（メルコスール）（1996）
ニカラグア（1998）	メキシコ（メルコスール・自動車協定）（2002）
チリ（1999）	ペルー（メルコスール）（2005）
グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス（2001）	アンデス共同体（コロンビア、エクアドル、ベネズエラ）（メルコスール）（注6）（2005）
ウルグアイ（2004）	キューバ（メルコスール）（2007）
グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ホンジュラス、ニカラグア（2011）	ウルグアイ（経済補完協定）（注7）（2008、2011）
ペルー（2012）	イスラエル（メルコスール）（2010）
イスラエル（2000）	インド（メルコスール）（2009）
EFTA（欧州自由貿易連合）：ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン（2001）	
EU（2000）15か国（注3）	
EU（2004）10か国追加（注4）	
EU（2007）2か国追加（ブルガリア、ルーマニア）	
EU（2013）1か国追加（クロアチア）	
日本（2005）	
太平洋同盟（2014に署名・未発効）	

（注1）ベネズエラは2006年離脱
 （注2）コスタリカ、ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスは2011年に単一の協定を締結。2013年発効。従来の個別協定は失効している。
 （注3）ベルギー、デンマーク、ドイツ、ギリシア、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、英国、スウェーデン
 （注4）チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア
 （注5）パラグアイは前大統領の政策を巡り資格停止。現政権において会合の参加資格を得ている。
 （注6）ベネズエラはメルコスール正式加盟に向けアンデス共同体を脱退。
 （注7）メルコスール域内の自動車政策発効までの協定。
 （メルコスール）1991年域内関税撤廃を目標にしたアスシオン条約署名後、95年に関税同盟として発足。自動車・同部品及び砂糖を除き域内関税はゼロ（ただし各国ごとに例外品目有り）。約85%の品目に対して対外共通関税を設定している関係からブラジル単独でFTAを締結するのは困難。

（ ）は発効年

資料：JETRO サイト「WTO・他協定加盟状況」から作成。

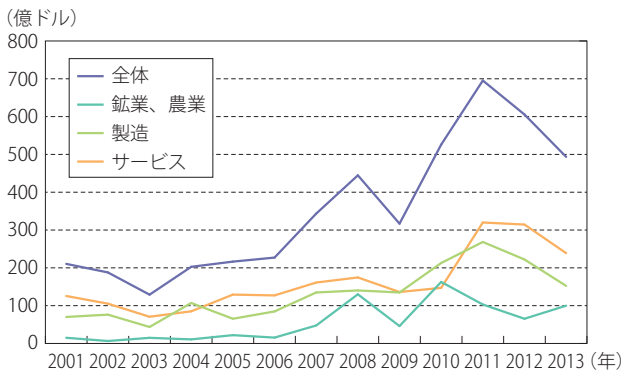
第II-2-3-6図 メキシコへの対内直接投資とメキシコへの日本からの直接投資



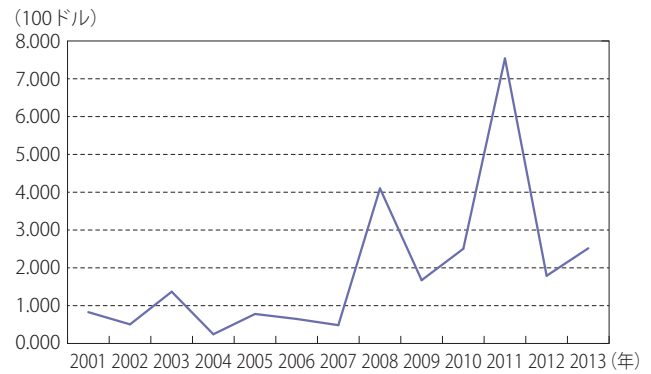
資料：INEGI（国立地理情報統計院）、CEIC データベースから作成。

備考：マイナスはメキシコからの引上げ超過
 資料：メキシコ経済省外国投資局から作成。

第Ⅱ-2-3-7 図 ブラジルへの対内直接投資とブラジルへの日本からの直接投資

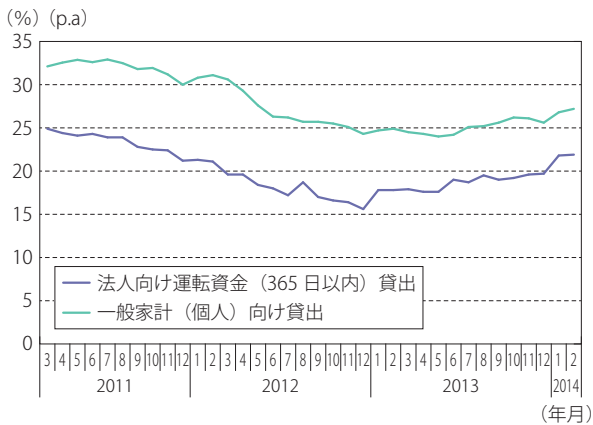


資料：ブラジル中央銀行、CEIC データベースから作成。

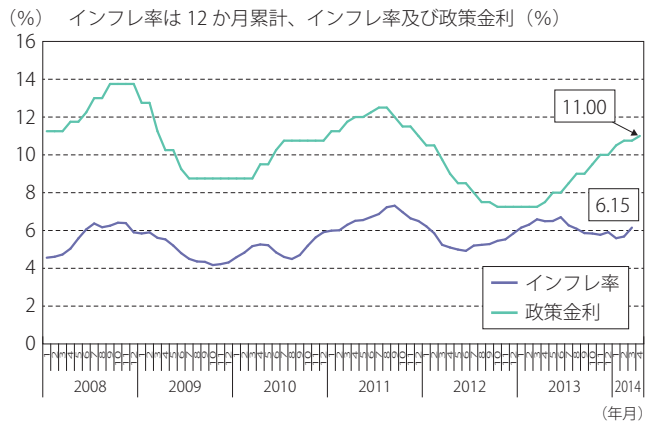


資料：ブラジル中央銀行、CEIC データベースから作成。

第Ⅱ-2-3-8 図 ブラジルの国内貸出金利の推移（左）、政策金利とインフレ率の推移（右）

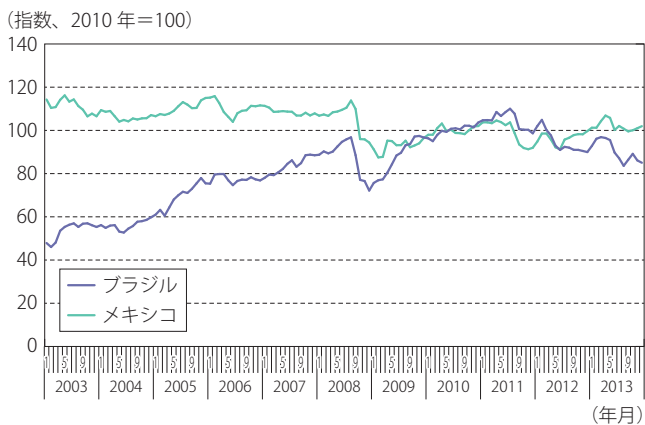


資料：ブラジル中央銀行、CEIC データベースから作成。



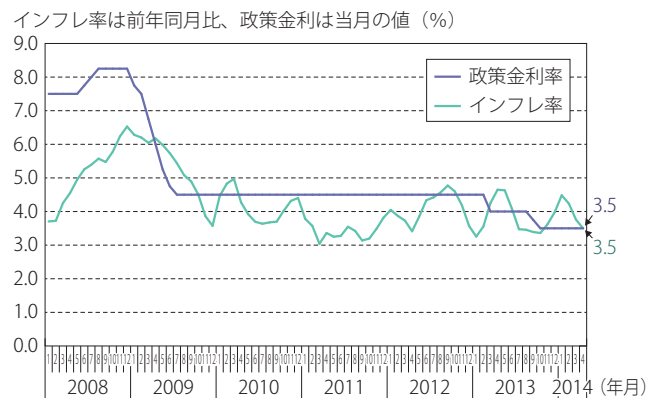
資料：ブラジル中央銀行、IBGE(ブラジル地理統計院)、CEIC データベースから作成。

第Ⅱ-2-3-9 図
ブラジルレアルとメキシコペソの実質実効為替レート



備考：ブロードベース。
資料：BIS(国際決済銀行) から作成。

第Ⅱ-2-3-10 図
メキシコの政策金利とインフレ率の推移



資料：メキシコ中央銀行、CEIC データベースから作成。

(2) 国内市場育成

メキシコ政府が行った調査によると、メキシコに所在する事業所の約96%が従業員数10人以下の事業所となっている。製造業で見ると、10人以下の事業所が約93%、10人以下の事業所の売上額は約4.3%となっており、小規模事業所が多くなっている(第II-2-3-11図)²¹⁷。

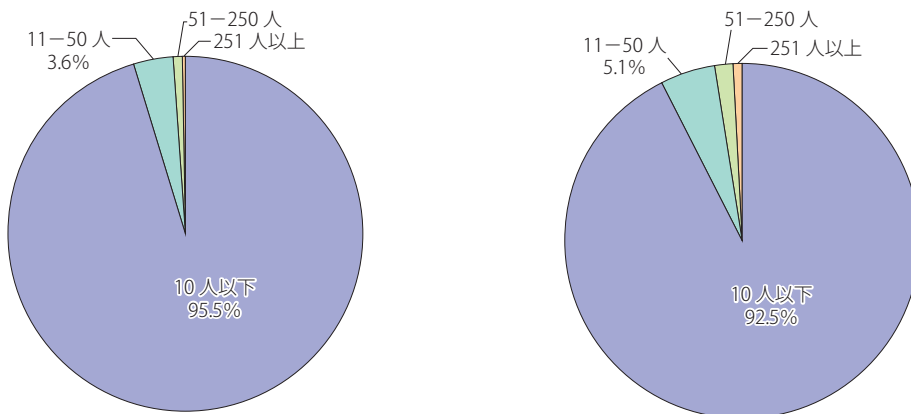
メキシコは、低賃金などコスト面での優位性から製造・輸出拠点へと成長する一方、所得格差の問題が指摘されている。メキシコ政府の家計調査による10段階の所得階層で見ると、上位20%(IX及びX)で所得総額の5割を占めている(第II-2-3-12表)。これは非正規雇用者(特にインフォーマルセクター²¹⁸の労働者)が多く存在していることが考えられる。

なお、所得階層意識について、AMAI(メキシコ市場・世論調査機関協会)によれば、自分は「中間層(中流

の上、下)である」とする層が約53%となっている(第II-2-3-13図)。

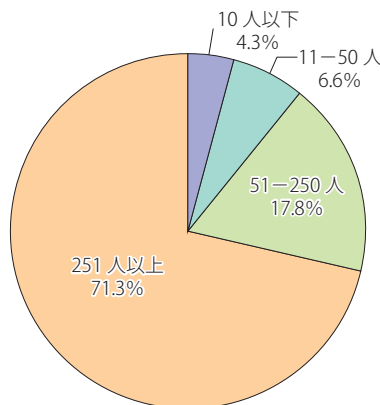
他方、ブラジルは、コモディティブームに伴う雇用(特に正規雇用)の確保、最低賃金の引上げ、低所得者層に対する「ボルサ・ファミリア」という貧困対策(子供に健康診断を受けさせ、就学させる義務を果たせば現金給付を受けることができる制度²¹⁹)などにより、「C層」と分類される中間層に相当する人口が著しく増加し、人口の半数を超えるようになった。こうした中間層は、消費者信用の増加にも支えられて消費のけん引役となり、ブラジル経済は世界が注目する一大市場へと成長した(第II-2-3-14図、第II-2-3-15図、第II-2-3-16図)。

第II-2-3-11図 メキシコの大企業と製造業の事業規模



資料：INEGI(国立地理情報院) 2008年経済センサスから作成。

資料：INEGI(国立地理情報院) 2008年経済センサスから作成。



資料：INEGI(国立地理情報院) 2008年経済センサスから作成。

217 我が国の場合、従業員数10人未満の事業所は約78%を占め、製造業で見ると約69%(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス―活動調査産業横断的集計」統計表データ)。

218 メキシコ当局の定義では「法人格を持たない家内工業的な性格を有するすべての活動主体」を指す。

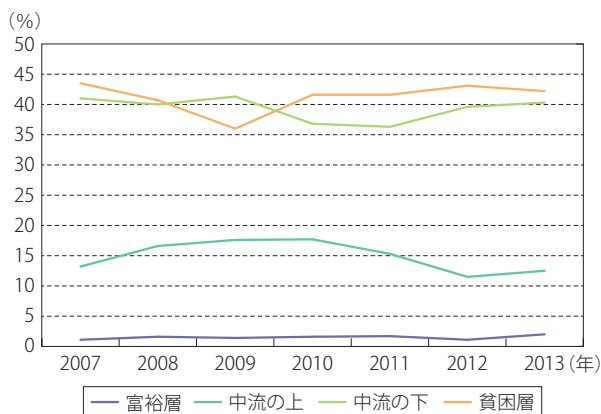
219 GDPに対する支出規模に比して人々を貧困から救済したとの評価がある(F.V. Soares(2011))。ボルサ・ファミリアは2013年にILOの関連非営利国際機関であるISSA(国際社会保障協会)からAward for Outstanding Achievementを受賞。

第Ⅱ-2-3-12表 メキシコの家計調査

所得階層 (度数分布)	階層別平均所得 (月額) 推移 (ペソ)				2012年				
	2006	2008	2010	2012	構成比	累積構成比	増減率		
標本の10%刻み	所得額	所得額	所得額	所得額			2006年比	2008年比	2010年比
I	2,599	2,379	2,211	2,332	1.8%	100%	- 10.3%	- 1.9%	5.5%
II	4,502	4,153	3,891	3,931	3.1%	98.2%	- 12.7%	- 5.3%	1.0%
III	5,927	5,597	5,204	5,245	4.1%	94.0%	- 11.5%	- 6.3%	0.8%
IV	7,387	6,995	6,550	6,504	5.1%	88.9%	- 11.9%	- 7.0%	- 0.7%
V	9,024	8,543	7,991	7,971	6.3%	82.6%	- 11.7%	- 6.7%	- 0.2%
VI	10,870	10,500	9,686	9,621	7.6%	75.1%	- 11.5%	- 8.4%	- 0.7%
VII	13,452	13,127	11,868	11,857	9.3%	65.7%	- 11.9%	- 9.7%	- 0.1%
VIII	16,929	16,695	15,030	14,950	11.8%	54.0%	- 11.7%	- 10.5%	- 0.5%
IX	23,065	23,053	20,378	20,338	16.0%	38.0%	- 11.8%	- 11.8%	- 0.2%
X	51,095	51,842	42,438	44,334	34.9%	34.9%	- 13.2%	- 14.5%	4.5%
平均総所得 (計)	14,566	14,288	12,525	12,708			- 12.8%	- 11.1%	1.5%

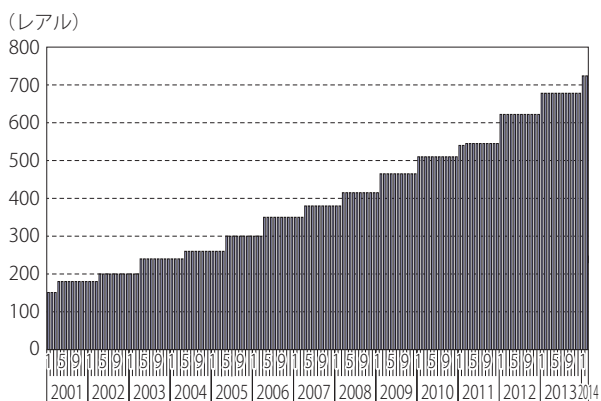
備考：所得階層は、世帯を所得の低い方から高い方へ並べ10等分したもの。構成比は各階層の所得合計が全家計所得に占める割合。
資料：INEGI(国立統計地理情報院) ENIGH(家計調査) 2012から作成。

第Ⅱ-2-3-13図 所得階層意識

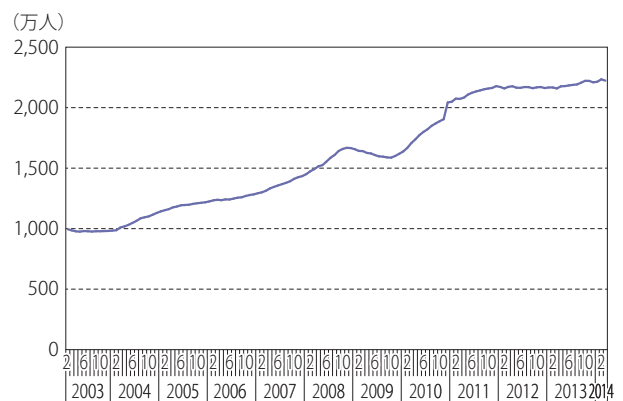


備考：「あなたは富裕層ですか、中流層ですか、貧困層ですか？」の意識調査。
資料：AMAI(メキシコ市場・世論調査機関協会) から作成。

第Ⅱ-2-3-14図 ブラジルの最低賃金(左図)と正規雇用者数の推移(右図)

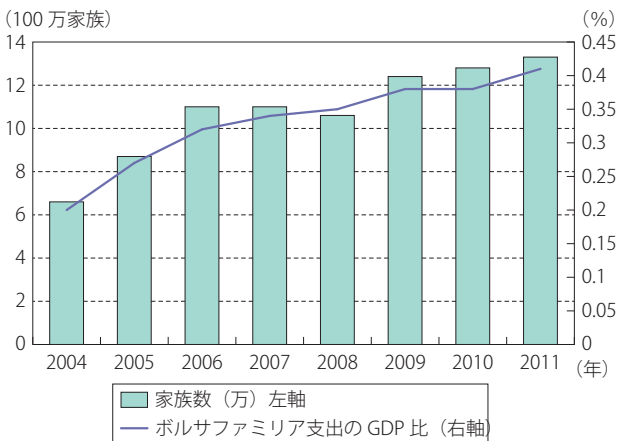


資料：ブラジル労働雇用省、CEIC データベースから作成。



資料：ブラジル労働雇用省、CEIC データベースから作成。

第II-2-3-15図
ボルサ・ファミリア（普及家族数・GDP比支出規模）



資料：ブラジル社会開発飢餓撲滅省（MDS）から作成。

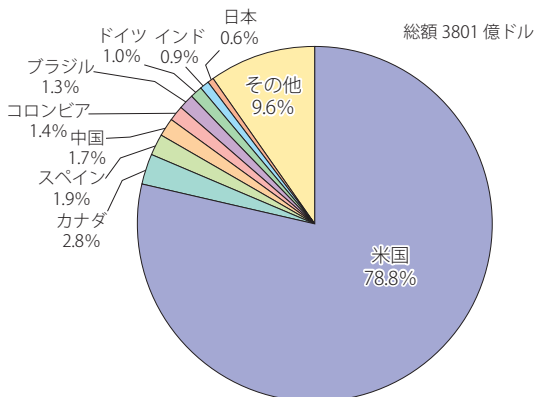
(3) 貿易構造

メキシコは、世界各国・地域と FTA を締結しているが、巨大消費市場の米国に隣接している優位性からも、米国経済との結びつきが強く、メキシコの輸出の79%を米国が占めている。また、近年は中南米諸国への玄関口としても注目されている（第II-2-3-17図）。

米国の主要輸入相手国・地域を見ると、米国にとって最大の輸入相手国は中国で19%、メキシコは12%となっている（第II-2-3-18図）。

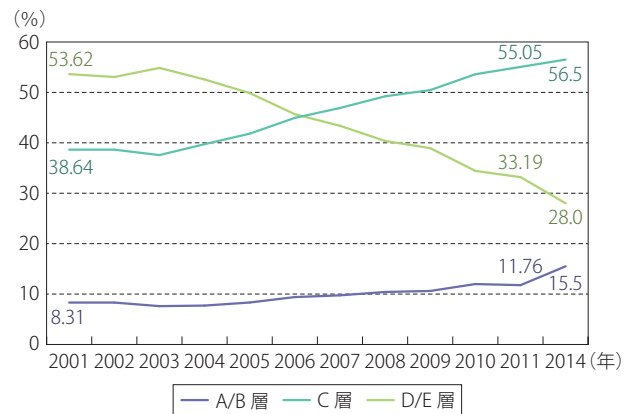
メキシコと中国の米国への輸出上位10品目を見ると、5品目で競合しており、そのうち3品目は上位1位から3位までを占めている（第II-2-3-19表）。近年、メキシコは、米国経済から影響を受けやすい構造を緩和すべく、輸出先の多角化を模索している（第II-2-3-20図）。

第II-2-3-17図 メキシコの輸出相手国



資料：Global Trade Atlas から作成。

第II-2-3-16図
ブラジルの所得階層別人口割合の推移



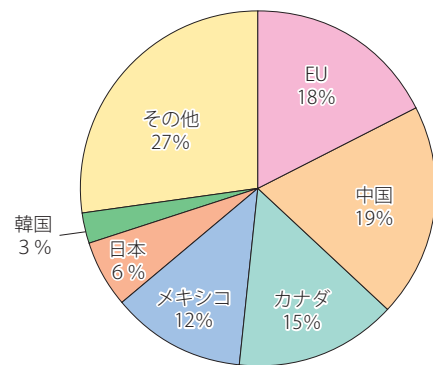
備考：2014年の値（各グラフの一番右端の数字）は推計値。残りの数字は2011年の値。

資料：FGV(ジェットウリオ・ヴァルガス経済財団)「New Middle Class Prospects in Brazil」から作成。

これに対して、ブラジルでは、中国など新興国における一次産品需要が飛躍的に増大したため、特に中国向けの輸出が増加し、2009年には中国が最大の輸出相手国となり、主要輸出品目も鉄鉱石、大豆、原油といった一次産品が占めるようになった（第II-2-3-21図）²²⁰。

特に2008年から2010年に中国向け輸出が急速に伸び、それに伴いブラジルのGDP成長率も急回復した。減税策²²¹などの効果もあったと見られるが、中国からの旺盛な需要がブラジル経済をけん引したものと考えられる。ブラジルの輸出依存度はGDPに対して高くはないが、中国経済や国際商品価格の動向から影響を受けやすい構造となっている（第II-2-3-22図、第II-2-3-23図）。

第II-2-3-18図
2013年時点の米国の主要輸入国・地域



資料：Global Trade Atlas から作成。

220 欧州の国をEUとしてみるとEUが1位だが中国とは僅差。

221 自動車に対する工業製品税（IPI）減税。

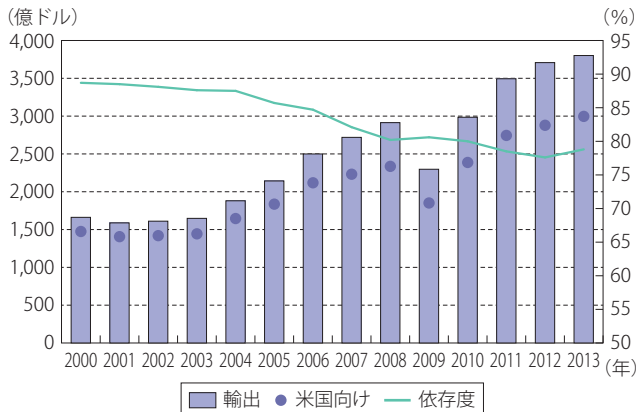
第II-2-3-19表 米国の中国とメキシコからの輸入品

中国からの輸入	440,434	シェア%
テレビ、携帯電話など	117,532	26.7
ノートパソコンなど電子機械	100,445	22.8
家具	24,124	5.5
玩具	21,678	4.9
靴・履物	17,009	4.0
衣料品、セーター、オーバー等	15,578	3.5
女性用衣料品	14,901	3.4
プラスチック製品	12,928	2.9
自動車	9,813	2.2
鉄鋼製品	9,523	2.2

メキシコからの輸入	280,455	シェア%
自動車	53,509	21.2
テレビ、携帯電話など	56,816	20.5
ノートパソコンなど電子機械	42,314	15.2
原油	39,823	12.4
医療機器	10,354	3.8
金	7,838	3.0
家具	9,633	2.5
その他消費財	5,644	2.0
トマト、キュウリその他野菜等	4,458	1.8
プラスチック製品	3,774	1.5

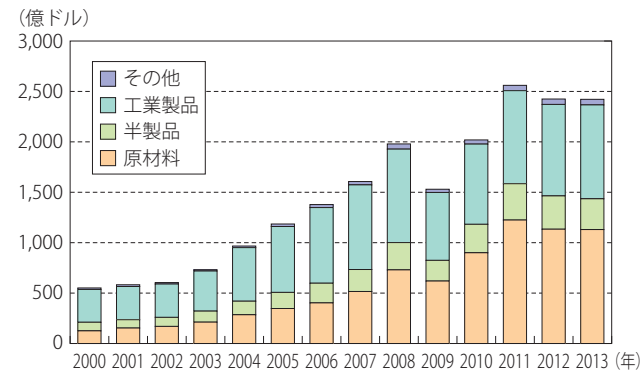
単位：100万ドル シェアは%表示。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第II-2-3-20図 メキシコの輸出における米国依存度

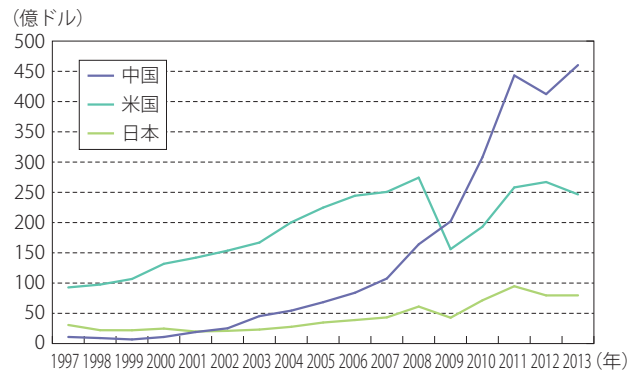


資料：メキシコ中央銀行、CEIC データベースから作成。

第II-2-3-21図 ブラジルの輸出品の推移と輸出先の動向

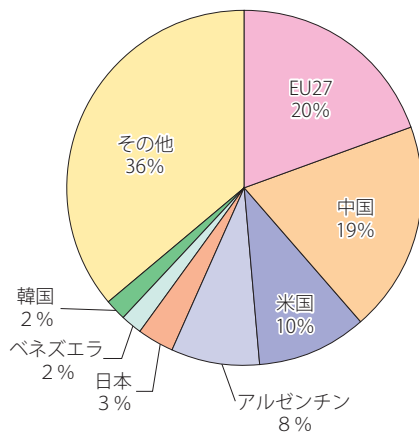


資料：ブラジル開発商工省から作成。

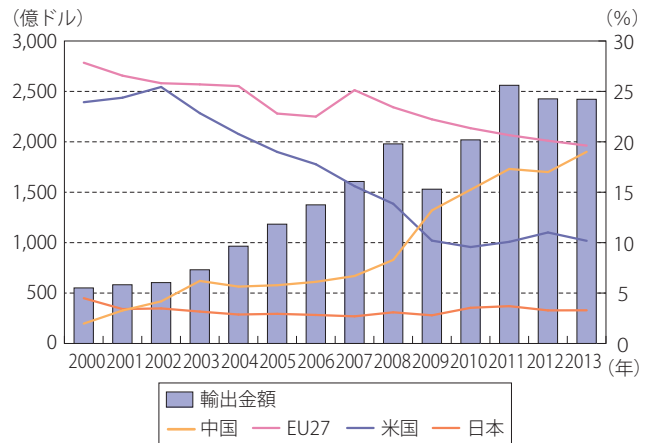


資料：Global Trade Atlas から作成。

第II-2-3-22 図 ブラジルの輸出相手国（2013年）と推移

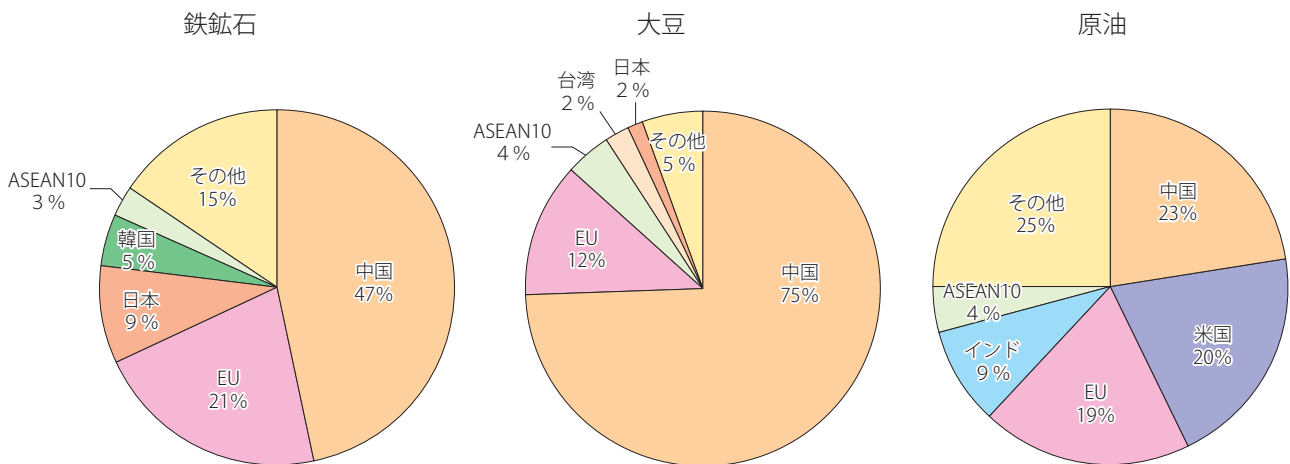


資料：Global Trade Atlas から作成。



資料：Global Trade Atlas から作成。

第II-2-3-23 図 ブラジルの鉄鉱石、大豆、原油の輸出先（2013年）



資料：Global Trade Atlas から作成。

(4) 今後の課題

メキシコ、ブラジルとも、経済危機などを契機として改革を進めることとなった。メキシコは、1982年の債務危機、1994年の通貨危機などを経て、自由化・民営化といった構造改革を進めるとともに、米国と隣接する優位性を最大限いかしつ、対外開放政策を積極的に進めることにより、製造・輸出拠点として成長を遂げた。これに対して、ブラジルは、対内直接投資を積極的に受け入れる一方、国内産業の育成と中間層の拡大を通じて国内市場を成長させ、さらに近年では資源輸出によって貿易黒字を維持しつつ発展してきた。それぞれ独自の成長戦略を展開してきているが、課題も多い。

メキシコについては、所得格差の問題やエネルギー分野などにおける構造改革が課題である。この点、ペニャ・ニエト大統領の構造改革への取組に期待が高まっており、これまでの取組に対して市場からも一定

の評価を得ている（第II-2-3-24表）。

一方、一般に中南米諸国の貯蓄率は、アジア新興国と比べて低いとされるが、特にブラジルは中南米諸国の中でも貯蓄率が低い。貯蓄率を高めて投資を促進し、「ブラジルクスト」のひとつであるインフラの整備を進め、インフレを抑制していくことが必要である（第II-2-3-25表）。

ブラジルは、国内市場の成長に伴い輸入が増加し、経常収支の赤字が続いていることで、外部金融環境の変化の影響を受けやすくなっている。また、米国格付

第II-2-3-24表 メキシコとブラジルの外貨建借債格付

	ブラジル	見通し	メキシコ	見通し
S&P	BBB -	安定的	BBB +	ポジティブ
Moody's	Baa2	ポジティブ	A3	安定的
Fitch	BBB	安定的	BBB+	安定的

2014年3月25日現在

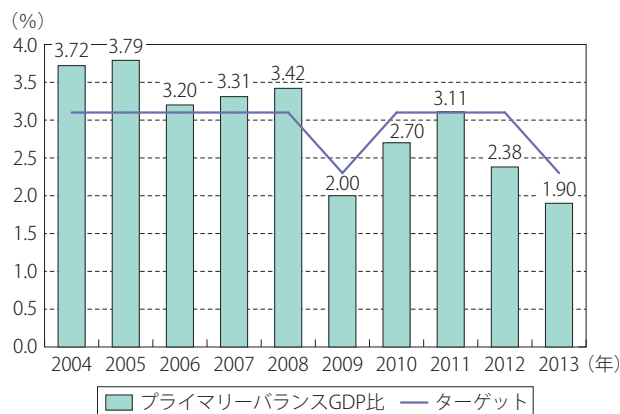
第Ⅱ-2-3-25表 国内総貯蓄率（アジア新興国との比較）

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
ブラジル	17.8	18.0	18.4	19.0	16.3	18.0	17.6	15.1	14.7
チリ	23.5	25.3	24.7	22.3	22.4	24.1	22.5	21.6	20.5
コロンビア	18.9	20.5	20.1	20.7	20.4	19.1	20.9	20.4	20.9
メキシコ	21.3	22.7	22.0	22.6	22.0	21.7	21.2	22.0	20.4
インド	33.5	34.7	36.8	32.0	33.7	33.8	31.4	30.0	32.7
インドネシア	25.6	28.0	26.5	27.8	33.0	33.0	33.1	32.0	30.4
タイ	27.1	29.4	32.8	29.9	29.5	29.1	27.8	29.3	28.5
マレーシア	36.8	38.8	38.8	38.5	33.4	34.2	34.9	31.9	30.1

単位 (%)
資料：IMF「WEO, April 2014」から作成。

機関によりブラジル国債の外貨建て長期債の格付が引き下げられたが、財政規律を維持することができるかどうか注目される（第Ⅱ-2-3-26図）。

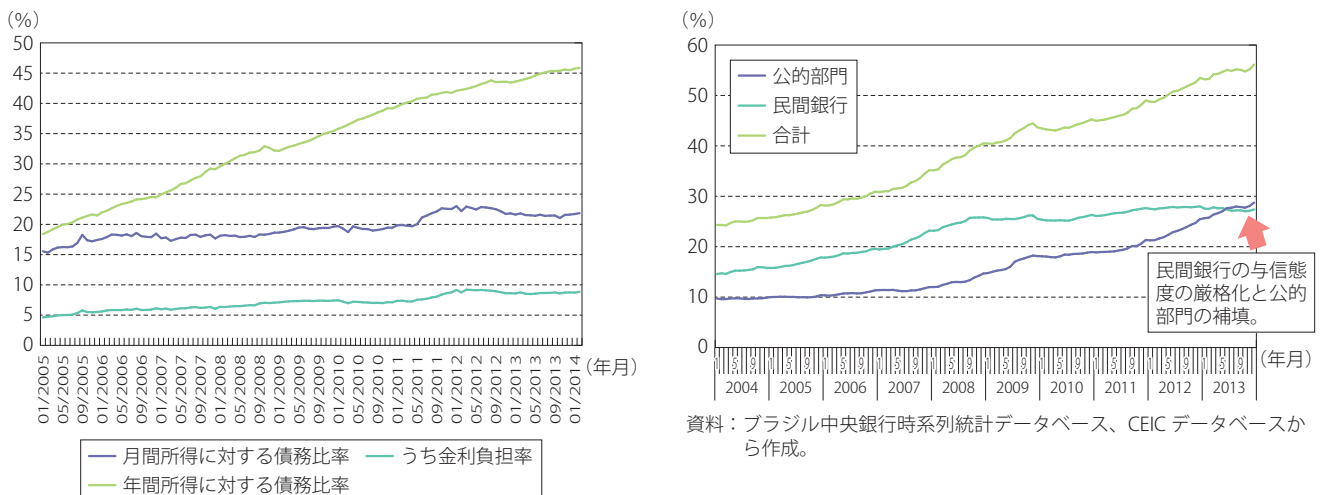
第Ⅱ-2-3-26図
ブラジルのプライマリーバランス対 GDP 比の推移と目標値



備考：数字は実績値。（プライマリーバランスの GDP 比）
資料：OECD、ブラジル中央銀行から作成。

また、ブラジルでは、近年、家計の負債比率は上昇している一方、民間銀行の貸出残高が伸び悩んでいる（第Ⅱ-2-3-27図）。中間層の負債は、主要中南米諸国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、ペルー、メキシコ）の平均値を超えており、民間による資本形成が進んでいないとも指摘されている²²²。ブラジルでは、近年、中間層が出現し、その旺盛な消費意欲によって、例えば自動車の国内販売台数がドイツを抜いて世界4位となるなど、国内市場が大きく成長してきた。ブラジルは、こうした大きな国内市場を有していること、多様な資源に恵まれている点で、メキシコと比較し限定的な対外開放路線を歩むことが可能であった面もあると考えられるが、対外経済関係も含め、国内消費がけん引する内需主導型経済の持続可能性をどのように確保していくのか注目される。

第Ⅱ-2-3-27図 ブラジルの家計の債務負担（左図）及びブラジルの銀行貸出し残高の GDP 比推移（右図）



資料：ブラジル中央銀行時系列統計データサービスから作成。

²²² Ferreira, Francisco H G., Julian Messina, Jamale Rigolini, Luis-Felipe Lôpez-Calva, Maria Ana Lugo and Renos Vakis (2013) "Economic Mobility and The Rise of The Latin American Middle Class" World Bank

コラム
11

資源産出国の経済構造と資源依存低下のための取組—ロシア、豪州—

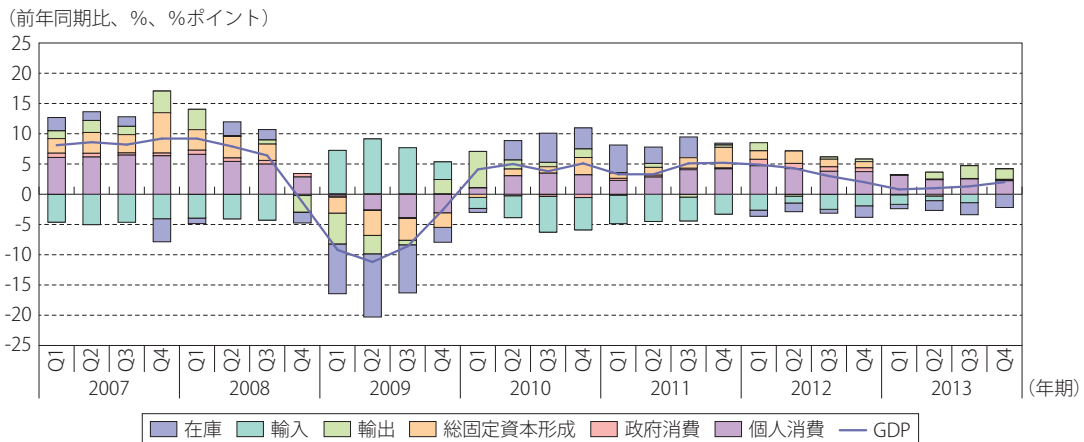
一般に、資源産出国は一次産品価格の影響を受けやすいという点で脆弱であると指摘されるが、ロシアと豪州は、どちらも資源産出国であるものの、リーマン・ショック後の世界経済情勢悪化の影響には差異が見られた。本コラムでは、両国の資源依存の態様や違いを明らかにし、両国政府の取組について紹介する。

(1) ロシア

① 資源依存の現状

ロシアの実質 GDP 成長率の動きを需要項目別に見ると、リーマン・ショック前の高成長率を支えたのは個人消費であったことが分かる。しかし、リーマン・ショック直後には個人消費、総固定資本形成、輸出、在庫が全てマイナス成長となり、2009年第2四半期では、▲10%と大幅なマイナス成長となった。その後、2010年第1四半期にはプラス成長へと回復し、それ以降、おおむね4%前後の経済成長で推移しており、個人消費及び輸出が継続的なプラス成長へ寄与している。特に、輸出増加の背景を見ると、原油価格(WTI)の上昇が要因であると考えられる(コラム第11-1図)。

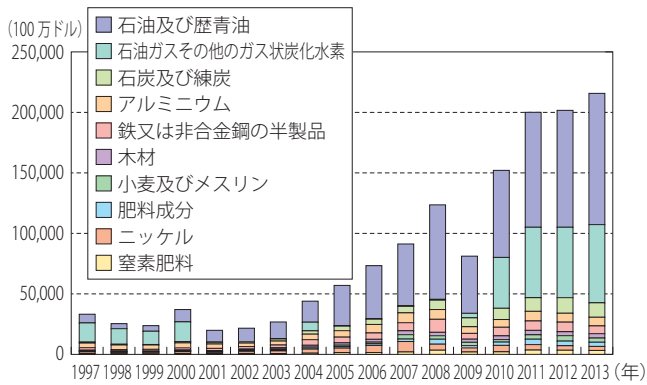
コラム第11-1図 ロシアの実質 GDP 成長率 (寄与度分解)



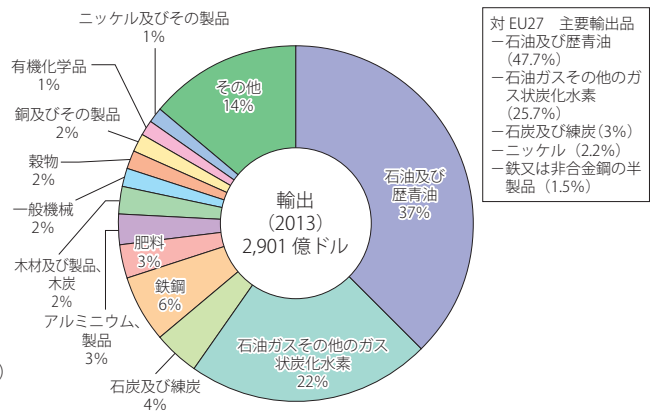
備考：2008年を基準年とした実質値。
資料：Federal State Statistics Service、CEIC データベースから作成。

2013年の輸出を品目別に見ると、石油、石油ガス、石炭といった鉱物性燃料品が約6割（1,862億ドル）を占めており、ロシアの輸出は資源品目に大きく依存している。逆に輸入は、一般機械、自動車、電気機械など工業品が約4割（1,256億ドル）を占めている（コラム第11-2図、コラム第11-3図）。

コラム第11-2図 ロシアの輸出品目

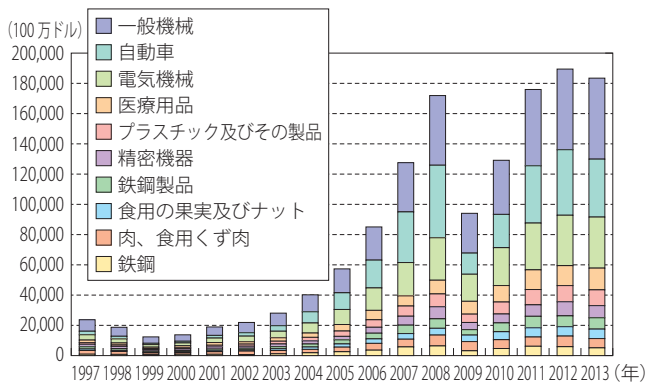


資料：Global Trade Atlas から作成。

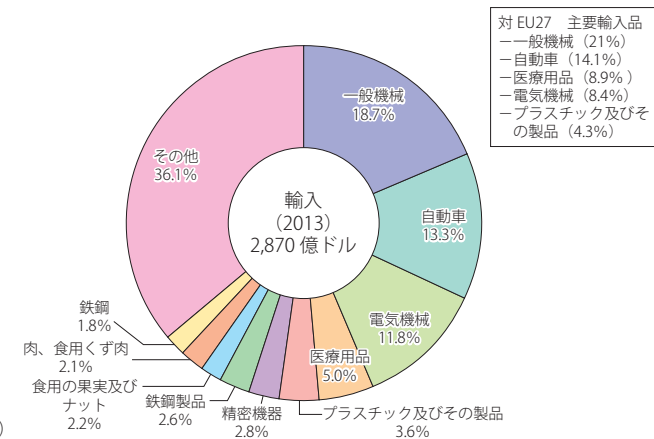


資料：Global Trade Atlas から作成。

コラム第11-3図 ロシアの輸入品目



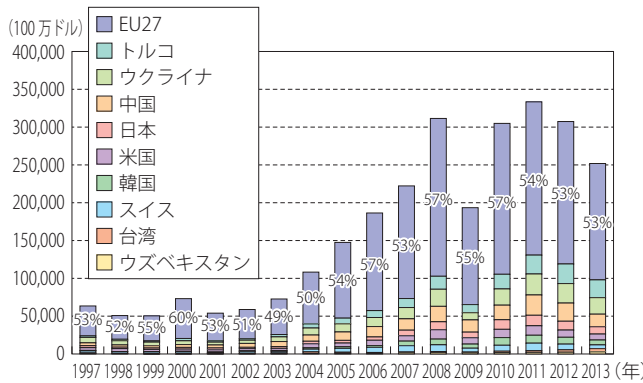
資料：Global Trade Atlas から作成。



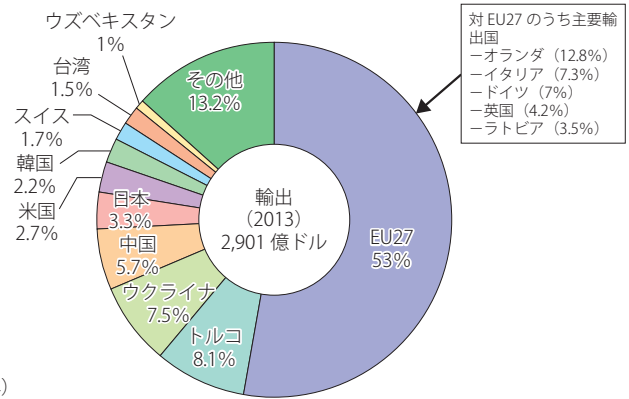
資料：Global Trade Atlas から作成。

貿易相手国については輸出の約5割、輸入の約4割を欧州が占めており、その割合は、おおむね一定レベルで推移している。ロシアの貿易相手国は、欧州域内の国に大きな偏りはないものの、その大部分を欧州諸国が占めている。このため、ロシアの貿易動向は欧州経済の影響を受けやすいことが分かる（コラム第11-4図、コラム第11-5図）。

コラム第11-4図 ロシアの輸出国

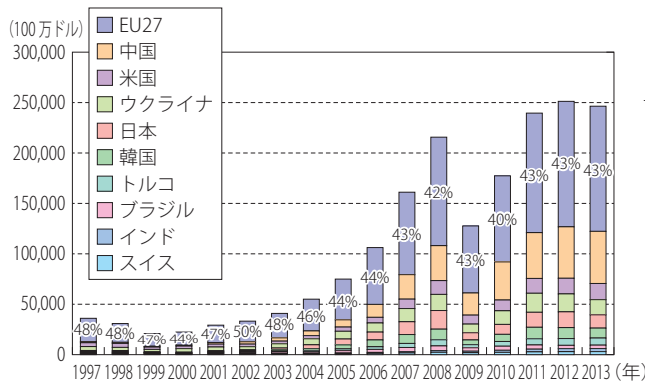


資料：Global Trade Atlas から作成。

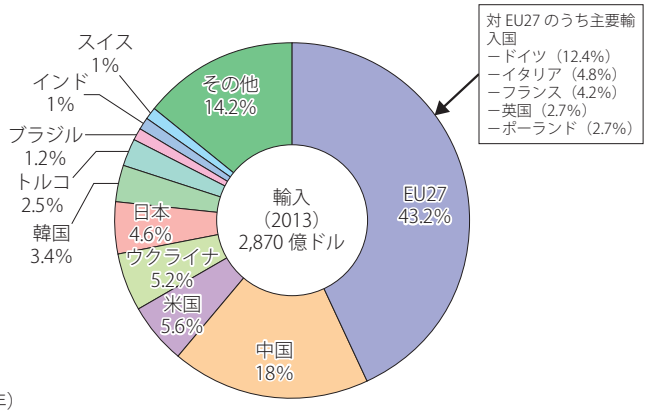


資料：Global Trade Atlas から作成。

コラム第11-5図 ロシアの輸入国



資料：Global Trade Atlas から作成。



資料：Global Trade Atlas から作成。

続いて、原油価格の変動がロシア経済に与える影響について見ていく。ロシアの国家予算の内訳を見ると、歳入のうち約5割が石油、天然ガス関連であることが分かる。他の一次産品輸出国と比較しても、ロシアの歳入に占める資源関連の割合は特に高い（コラム第11-6表）。

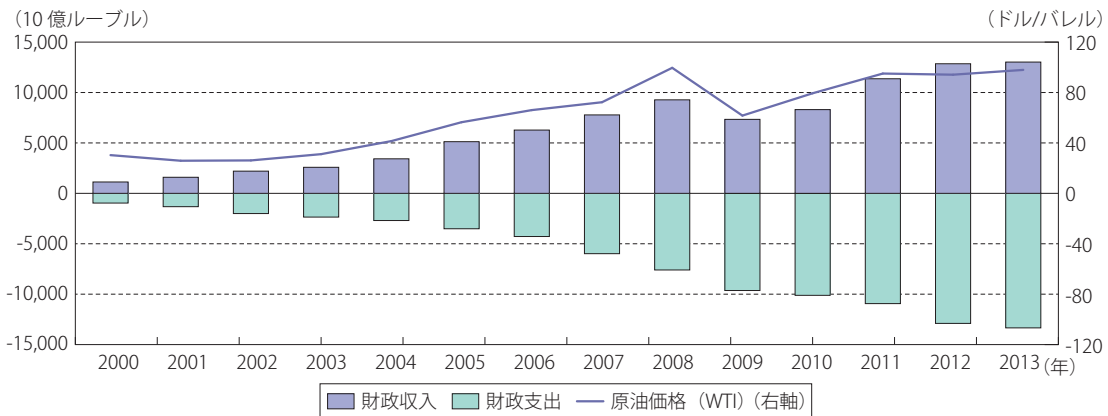
コラム第11-6表 ロシアの国家予算（歳入）の内訳（2013年1-12月）

	ロシア				マレーシア	インドネシア	メキシコ
	2012年(1-12月)		2013年(1-12月)		2011~2013年		
	予算 (10億ルーブル)	比率(%)	予算 (10億ルーブル)	比率(%)	比率(%)		
石油、天然ガス関連	6,453.2	50.2%	6534	50.2%	18.0%	21.7%	33.3%
歳入	12,853.7		13,019.9				

備考：マレーシア、インドネシア、メキシコについては3年後方移動平均値。インドネシアは2010年~2012年の3年後方移動平均値。
資料：Economic expert group (<http://www.eeg.ru/pages/148>) から作成。

原油価格（WTI）と財政収支の動きについて見ると、原油価格の動きに連動して、ロシアの財政収入は増加しており、ロシア財政は原油価格の動きに影響を受けやすいことが分かる（コラム第11-7図）。

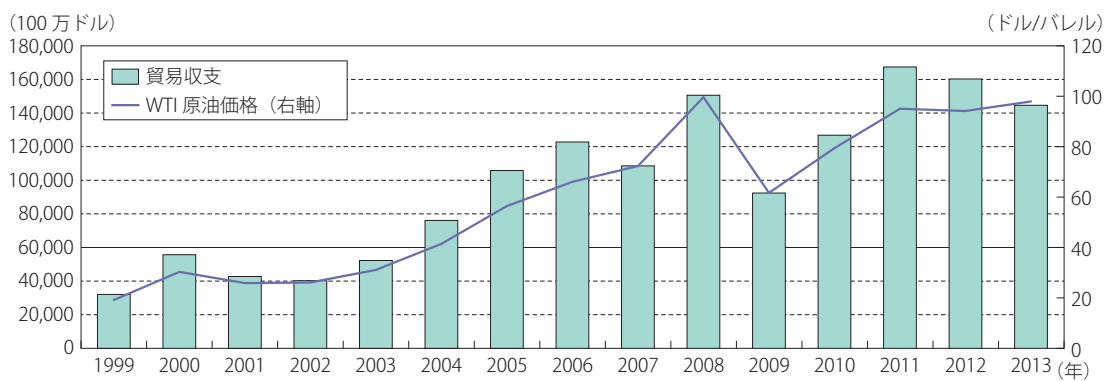
コラム第11-7図 原油価格（WTI）とロシアの財政収支



資料：Ministry of Finance of the Russian Federation, CEIC データベースから作成。

輸出の約6割を資源が占めるロシアにおいて、原油価格の上昇は貿易黒字増加による経常収支黒字及び内需を拡大させ景気を支える原動力となっている。2008年には100ドル/バレルの大台を超えたものの、2009年にはリーマン・ショックの影響から原油価格が暴落し、ロシアの貿易黒字も縮小した。その後、原油価格はリーマン・ショック直前のレベルまで回復している（コラム第11-8図）。

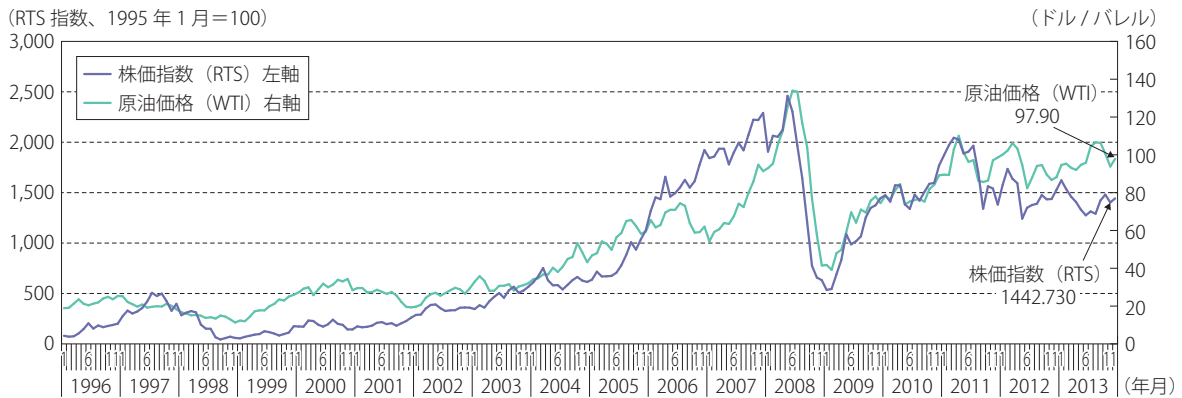
コラム第11-8図 原油価格（WTI）とロシアの貿易収支



資料：IMF、CEIC データベースから作成。

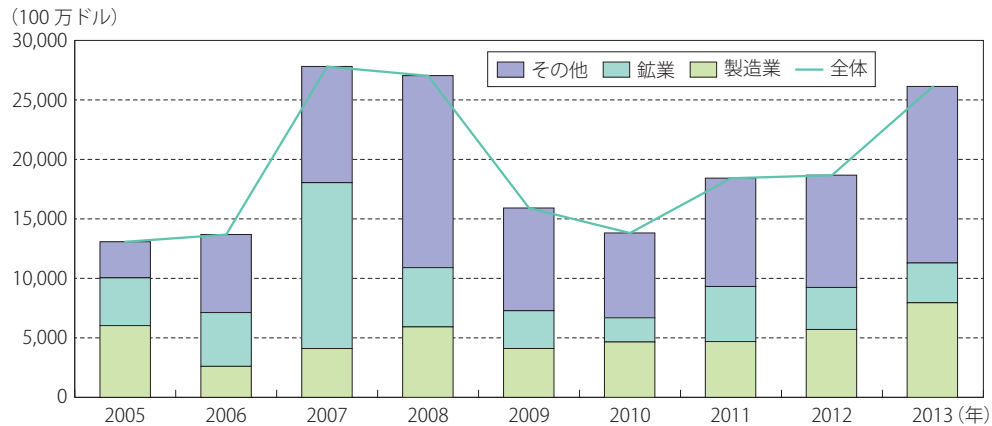
原油価格は、株価指数にも大きな影響を与えている。リーマン・ショックにより原油価格が急落すると、それに連動するかのようにロシア株価も下落したが、原油価格が再び上昇に転じると、ロシア株価も回復している（コラム第11-9図）。

コラム第 11-9 図 原油価格 (WTI) とロシア株価指数の推移



ロシアの製造業の対内投資動向を見ると、対内投資額の半分を製造業及び鉱業が占めている。製造業は 2009 年に一旦落ち込んだものの、その後は増加傾向にあることが分かる (コラム第 11-10 図)。

コラム第 11-10 図 ロシアの製造業の対内投資動向 (フローとストック)



② 政府の取組

ロシア政府は国内外からの投資を促進し、2015 年には GDP25% 以上、2018 年には GDP27% 以上の総投資を実現すること、2018 年までに労働生産性を 2011 年比で 1.5 倍に拡大すること、2020 年までに 2,500 万人の雇用を創出することを目標²²³に掲げている。これらの取組によって、資源価格の市場変動に依存しないロシア経済の体制づくりを目指していると考えられる。

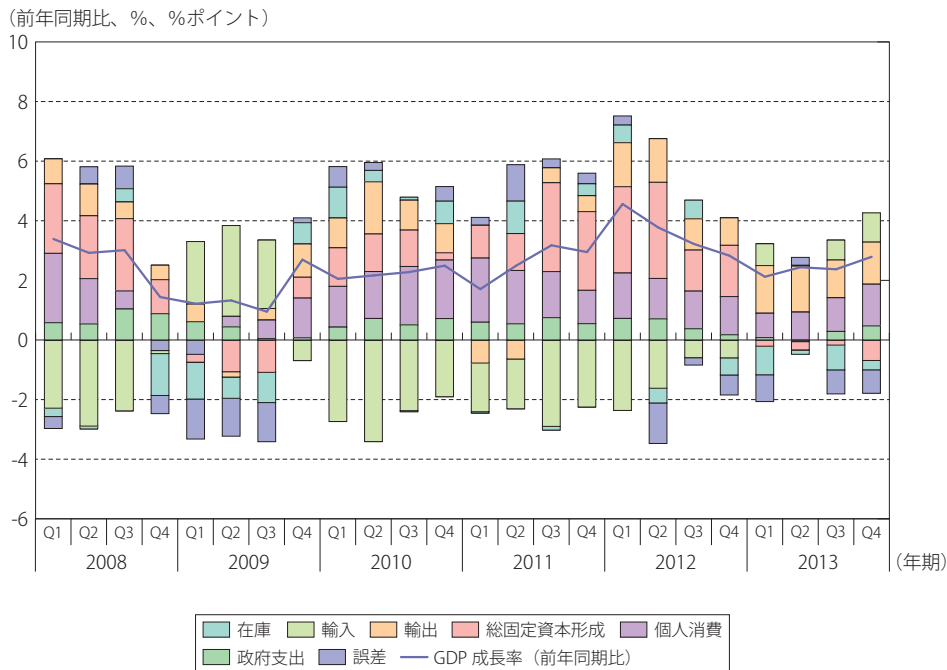
(2) 豪州

① 資源依存の現状

豪州の実質 GDP 成長率を需要項目別に見ると、2013 年はそれまで大きくプラスに寄与していた総固定資本形成がマイナスに寄与する一方で、個人消費、輸出の増加が実質 GDP 成長率上昇に寄与している (コラム第 11-11 図)。

223 2012 年 5 月 7 日付けの長期経済計画に関する大統領令の中でプーチン大統領の掲げた目標。

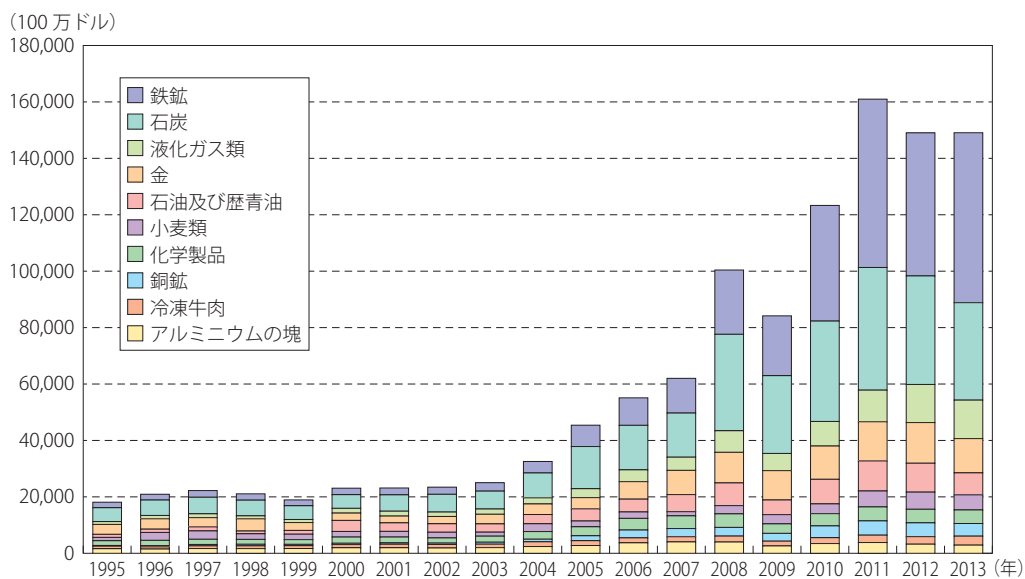
コラム第 11-11 図 豪州の実質 GDP 成長率（寄与度分解）



資料：Federal State Statistics Service から作成。

豪州の輸出を時系列、品目別に見ると 2008 年以降、鉄鋼、石炭といった資源品目の輸出が特に増加傾向にあることが分かる。また 2008 年と 2013 年の輸出品目別割合を比較すると、2008 年には石炭（20.4%）、鉄鋼（13.6%）と約 3 割を占めていたが、2013 年には鉄鋼（26.5%）、石炭（15.2%）と資源品目が占める割合が増加しており、豪州の輸出は資源品目への依存度を高めていることが分かる（コラム第 11-12 図、コラム第 11-13 図、コラム第 11-14 図）。

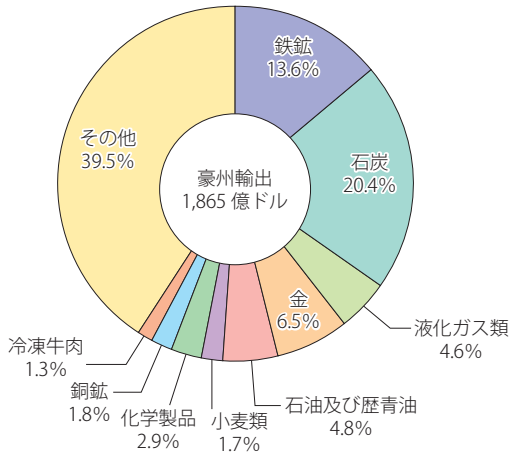
コラム第 11-12 図 豪州の輸出品目別構成の推移



資料：Global Trade Atlas から作成。

コラム第 11-13 図

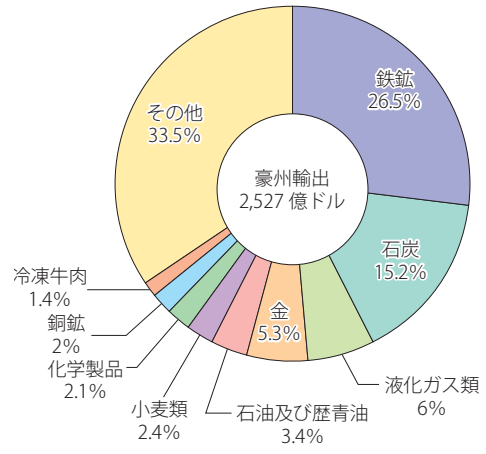
豪州の輸出品目別構成 2008 年



資料：Global Trade Atlas から作成。

コラム第 11-14 図

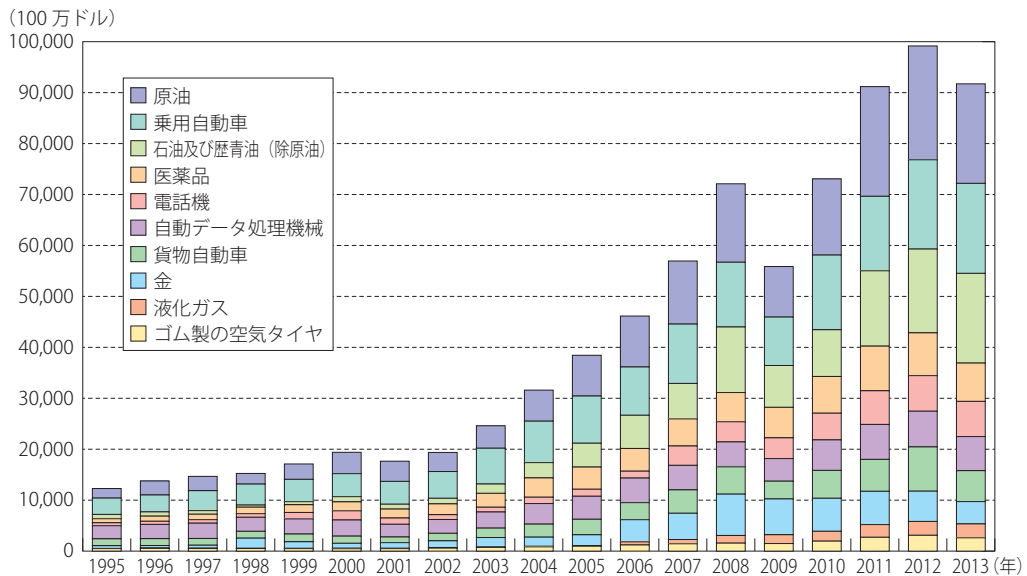
豪州の輸出品目別構成 2013 年



資料：Global Trade Atlas から作成。

なお、輸入品目について見ると、原油、乗用車、石油及び歴青油が約 2 割を占めており、シェアに大きな変化は見られない（コラム第 11-15 図、コラム第 11-16 図、コラム第 11-17 図）。

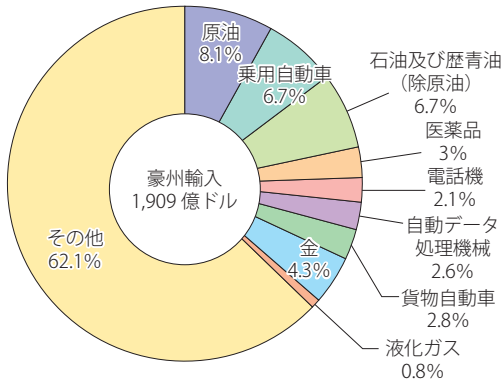
コラム第 11-15 図 豪州の輸入品目別構成の推移



資料：Global Trade Atlas から作成。

コラム第 11-16 図

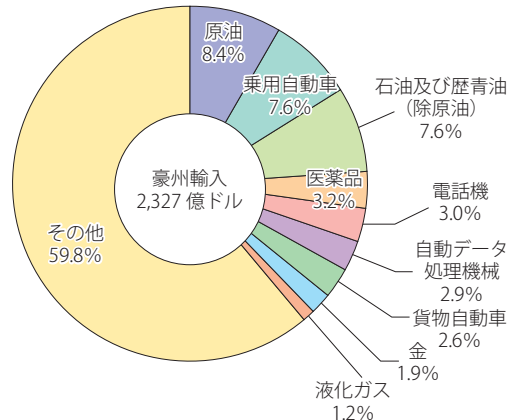
豪州の輸入品目別構成 2008 年



資料：Global Trade Atlas から作成。

コラム第 11-17 図

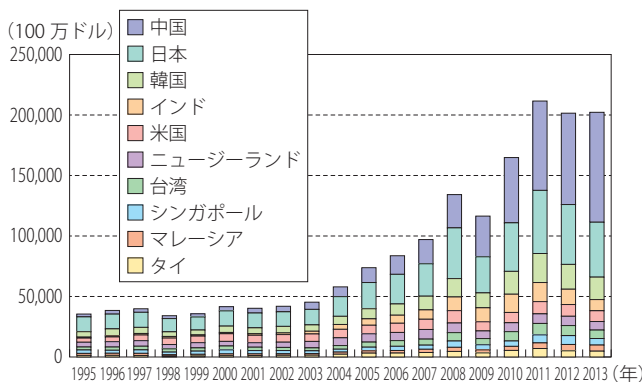
豪州の輸入品目別構成 2013 年



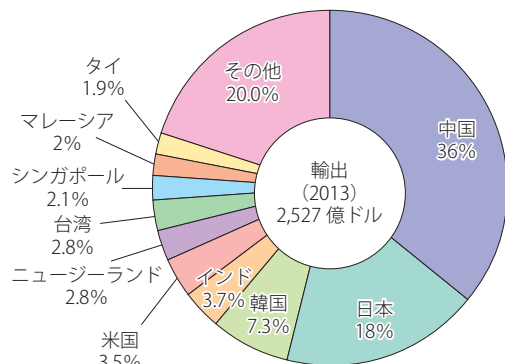
資料：Global Trade Atlas から作成。

輸出品目における資源の依存の高まりが、中国一国への輸出増加によっておこっていることが豪州の特徴といえる。2013年の豪州の輸出国別を見ると、中国（36%）を筆頭に、日本（18%）、韓国（7.3%）と北東アジア諸国が約6割を占めている。輸入国を見ても対中国への輸入割合が大きい（コラム第 11-18 図、コラム第 11-19 図）。

コラム第 11-18 図 豪州の輸出国

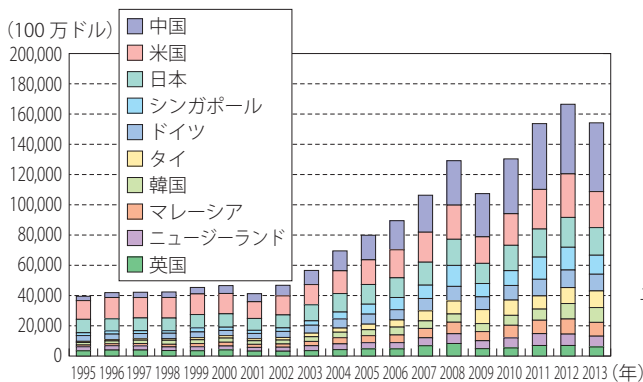


資料：Global Trade Atlas から作成。

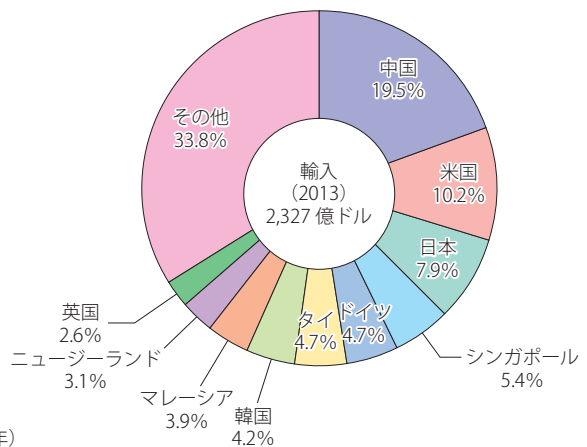


資料：Global Trade Atlas から作成。

コラム第 11-19 図 豪州の輸入国



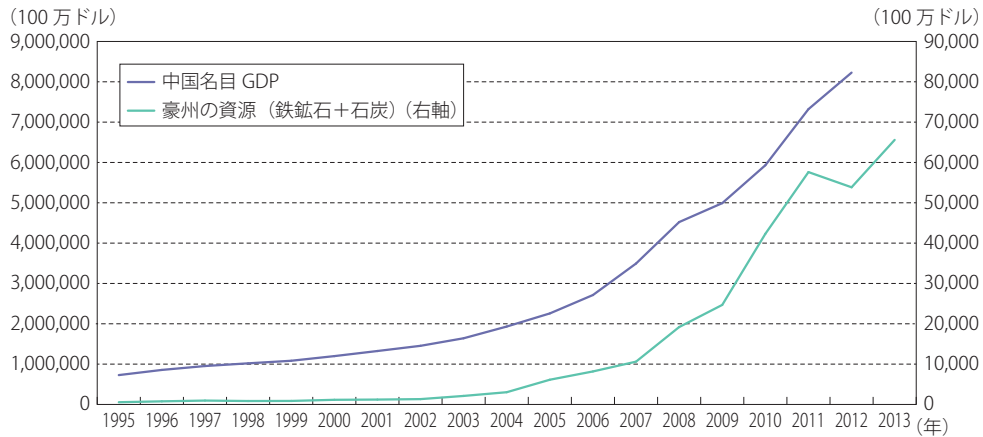
資料：Global Trade Atlas から作成。



資料：Global Trade Atlas から作成。

中国名目 GDP と豪州の資源（鉄鉱石、石炭）輸出額の動きを見ると、2000年代に中国名目 GDP の伸びとおおむね対応するかたちで、豪州の資源（鉄鉱石、石炭）輸出額が上昇している。2012年にその動きが変わったものの、2000年代を通じて中国の GDP が上昇すると、中国の輸入が増加し、豪州の資源輸出増加につながったことが示唆される。中国の成長率が鈍化する中、今後の輸出の大幅な伸びは期待しにくい（コラム第 11-20 図）。

コラム第 11-20 図 中国名目 GDP と豪州の資源（鉄鉱石、石炭）輸出額比較



資料：Global Trade Atlas、OECD から作成。

② 政府の取組

豪州政府は、東アジア諸国との経済連携を進める方針を示している²²⁴。これは、資源のみならず、農産品も含めた豪州産品の輸出促進に資するものであり、資源の需要変動による国内経済への影響を低減することにもつながると考えられる。

224 Australian Government (2012), "Australia in the Asian Century" White paper 2012 October

第4節

メキシコ、タイ、インドの自動車政策

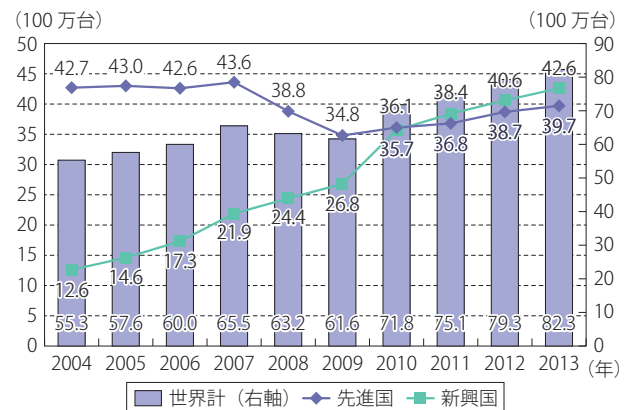
世界の自動車販売台数の推移を見ると、先進国の販売台数減少の影響を受けて2008年、2009年に落ち込んだものの、2010年には再び増加に転じた。その後は堅調に推移し、2013年には8千万台を超えた。新興国の販売台数は2008年、2009年も増加を続け、2011年以降は先進国を上回って推移している（第II-2-4-1図）²²⁵。2013年の自動車販売台数を国別に見ると、新興国では中国（世界第1位）、ブラジル（同4位）、インド（同5位）が上位にきている（第II-2-4-2表）。株式会社フォーインの予測によると、インドは、2019年には米国、中国に次いで世界第3位となる見通しである。また、ASEANも2024年には世界第4位となる見通しである（第II-2-4-3表）。今後も販売市場としての新興国の重要性が増すと見られる。

2012年の世界の自動車生産台数を見ると、上位10か国のうち新興国が半分を占めており、2005年と比べて新興国の伸びが目立っている。中国は世界第3位から同1位へ、インドは同12位から同6位へ、ブラジルは同9位から同7位へ、メキシコは同11位から同8位へ、タイは同14位から同10位へ、それぞれ上昇している（第II-2-4-4表）。

メキシコは他の新興国に比較して自国内での販売台

数が頭打ちにある中、輸出を軸に生産台数を伸ばしており、2013年の自動車関連品目の輸出額では世界第4位と、新興国の中では最も上位にある（第II-2-4-5表）。

第II-2-4-1図 先進国・新興国の自動車販売台数の推移



備考：1. 主要先進国・地域は、アイルランド、イスラエル、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、台湾、チェコ、デンマーク、ドイツ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク。主要新興国は、UAE、アルゼンチン、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、ウルグアイ、エジプト、クロアチア、コロンビア、サウジアラビア、タイ、中国、チリ、トルコ、パキスタン、ハンガリー、フィリピン、ブラジル、ブルガリア、ベトナム、ベネズエラ、ペラルーシ、ポーランド、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルーマニア、ロシア。
2. 途中の年からカウントされている国がある。
資料：マークライنزから作成。

第II-2-4-2表 世界の自動車販売台数（2005年、2013年）

2005年			2013年		
	販売台数	シェア (%)		販売台数	シェア (%)
総計	57,629,349	100.0	総計	82,279,420	100.0
1 米国	17,455,520	30.3	1 中国	21,984,079	26.7
2 日本	5,841,694	10.1	2 米国	15,952,523	19.4
3 中国	5,758,189	10.0	3 日本	5,370,251	6.5
4 ドイツ	3,547,618	6.2	4 ブラジル	3,767,254	4.6
5 英国	2,825,686	4.9	5 インド	3,242,301	3.9
6 イタリア	2,497,519	4.3	6 ドイツ	3,212,518	3.9
7 フランス	2,497,494	4.3	7 ロシア	2,777,447	3.4
8 スペイン	1,798,625	3.1	8 英国	2,595,713	3.2
9 ブラジル	1,704,526	3.0	9 フランス	2,166,273	2.6
10 カナダ	1,627,774	2.8	10 カナダ	1,779,860	2.2
11 インド	1,439,613	2.5	11 韓国	1,539,855	1.9
12 ロシア	1,298,342	2.3	12 イタリア	1,389,203	1.7
13 韓国	1,173,463	2.0	13 タイ	1,264,273	1.5
14 メキシコ	1,131,768	2.0	14 インドネシア	1,196,375	1.5
15 豪州	988,269	1.7	15 豪州	1,136,227	1.4
16 タイ	701,181	1.2	16 メキシコ	1,100,757	1.3
17 南アフリカ	575,640	1.0	17 アルゼンチン	943,950	1.1

資料：マークライنزから作成。

225 第I-1-1-14図再掲。

第Ⅱ-2-4-3表 世界の自動車販売台数予測（2019年、2024年）

2019年		2024年			
	販売台数（千台）		販売台数（千台）		
1	中国	29,495	1	中国	34,055
2	米国	17,500	2	米国	18,500
3	インド	7,000	3	インド	13,000
4	ブラジル	5,100	4	ASEAN	6,753
5	日本	4,800		（うちインドネシア）	3,400
6	ASEAN	4,795		（うちタイ）	1,800
	（うちインドネシア）	2,000	5	ブラジル	5,300
	（うちタイ）	1,550	6	日本	4,700
7	ロシア	3,850	7	ロシア	4,500
8	ドイツ	3,600	8	ドイツ	3,600
9	英国	2,700	9	英国	2,850
9	イタリア	2,700	10	フランス	2,800
11	フランス	2,530	11	イタリア	2,600
12	カナダ	1,740	12	イラン	2,000
13	韓国	1,570	13	カナダ	1,830
14	イラン	1,500	14	メキシコ	1,700
15	メキシコ	1,400	14	スペイン	1,700

資料：株式会社フォーイン「世界自動車統計年刊 2013」から作成。

第Ⅱ-2-4-4表 世界の自動車生産台数（2005年、2012年）

2005年			2012年				
	生産台数	シェア (%)		生産台数	シェア (%)		
	総計	66,141,739	100.0		総計	82,736,295	100.0
1	米国	11,946,653	18.1	1	中国	19,271,808	23.3
2	日本	10,799,659	16.3	2	米国	10,332,626	12.5
3	中国	5,707,688	8.6	3	日本	9,886,368	11.9
4	ドイツ	5,499,060	8.3	4	ドイツ	5,611,269	6.8
5	韓国	3,699,350	5.6	5	韓国	4,557,738	5.5
6	フランス	3,549,008	5.4	6	インド	4,144,529	5.0
7	スペイン	2,752,467	4.2	7	ブラジル	3,174,131	3.8
8	カナダ	2,676,378	4.0	8	メキシコ	3,022,947	3.7
9	ブラジル	2,530,840	3.8	9	カナダ	2,463,364	3.0
10	英国	1,803,053	2.7	10	タイ	2,453,717	3.0
11	メキシコ	1,690,878	2.6	11	ロシア	2,239,545	2.7
12	インド	1,631,058	2.5	12	フランス	1,982,273	2.4
13	ロシア	1,356,633	2.1	13	スペイン	1,927,517	2.3
14	タイ	1,125,316	1.7	14	英国	1,527,146	1.8
15	イタリア	1,038,352	1.6	15	チェコ	1,091,468	1.3

資料：マークラインズから作成。

第II-2-4-5表 主要国・地域の自動車関連品の輸出額の推移

2013年順位	(年)	輸出額 (10億ドル)			前年比 (%)			2013年輸出額 シェア (%)
		2011	2012	2013	2011	2012	2013	
	世界	2,147.6	2,202.3	2,295.5	20.9	2.5	4.2	100.0
1	ドイツ	248.7	236.8	243.9	21.0	-4.8	3.0	10.6
2	日本	155.4	169.9	155.0	1.2	9.3	-8.7	6.8
3	米国	118.4	131.0	132.9	18.5	10.7	1.4	5.8
4	メキシコ	68.1	76.0	85.1	19.6	11.6	12.0	3.7
5	韓国	70.6	73.6	76.1	27.3	4.2	3.5	3.3
6	カナダ	54.6	62.8	60.7	7.5	15.1	-3.5	2.6
7	英国	48.5	49.5	53.8	21.5	2.0	8.8	2.3
8	フランス	56.0	49.0	48.8	11.4	-12.4	-0.4	2.1
9	スペイン	52.2	44.1	48.2	18.4	-15.5	9.4	2.1
10	中国	38.7	43.6	46.4	32.0	12.7	6.5	2.0
11	ベルギー	40.9	38.9	41.3	20.6	-4.9	6.2	1.8
12	イタリア	35.5	32.6	35.3	17.7	-8.2	8.3	1.5
13	チェコ	29.7	28.8	30.5	21.0	-3.1	5.7	1.3
14	タイ	19.3	25.5	26.8	-2.8	31.7	5.1	1.2
15	ポーランド	28.1	24.1	25.5	15.7	-14.0	5.8	1.1
16	スロバキア	18.3	20.3	22.5	30.4	11.1	11.1	1.0
17	ハンガリー	17.4	16.7	19.0	21.2	-4.2	13.7	0.8
18	オーストリア	19.2	17.0	18.5	22.4	-11.4	8.6	0.8
19	スウェーデン	19.5	16.7	17.1	36.2	-14.5	2.6	0.7
20	ブラジル	15.3	13.9	15.1	13.6	-9.2	8.9	0.7
21	オランダ	14.8	13.8	13.4	29.5	-6.5	-3.1	0.6
22	ルーマニア	9.9	9.8	12.5	24.0	-0.2	26.9	0.5
23	インド	10.2	10.5	10.8	21.7	3.4	2.6	0.5
24	ポルトガル	7.4	6.4	6.3	28.0	-13.3	-2.1	0.3
25	台湾	4.7	5.2	5.3	18.0	11.3	1.5	0.2

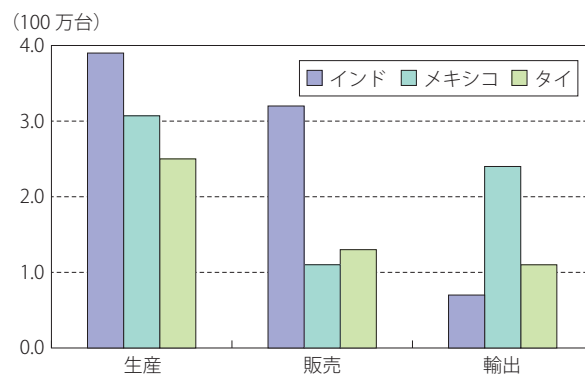
備考：HSコード8702-8704,8706-8708,840731-840734,840790,840820,840991,840999,854430の合計。
資料：Global Trade Atlasから作成。

メキシコ、タイ、インドにおける2013年の生産台数、国内販売台数、輸出台数を見ると、3か国の中で最も生産台数の多いインドでは、国内市場規模の拡大に伴い販売台数を大きく伸ばしてきた²²⁶一方、他の2か国に比べて輸出台数は少ない。インドに次いで生産台数の多いメキシコでは、国内販売台数は2009年には78万台と低迷し、2013年には2007年以來の110万台を突破したが、他の2か国と比較して販売台数が少ない。他方、輸出台数は国内販売台数の2倍以上で、3か国の中で最も多い。タイでは、他の2か国に比べて国内販売台数と輸出台数の差が小さくなっている（第II-2-4-6図。各国データの推移は、後の第II-2-4-8図～第II-2-4-10図に示す）。

これらは、メキシコは海外市場への輸出、インドは国内市場、タイは輸出と国内市場の両方を中心とした構造であることを示している。

また、メキシコ、タイ、インドにおける国内販売台数のメーカー別シェアを見ると、メキシコ、タイでは外資系がほぼ100%となっている一方、インドでは現

第II-2-4-6図
メキシコ、タイ、インドの自動車生産台数、国内販売台数及び輸出台数（2013年）

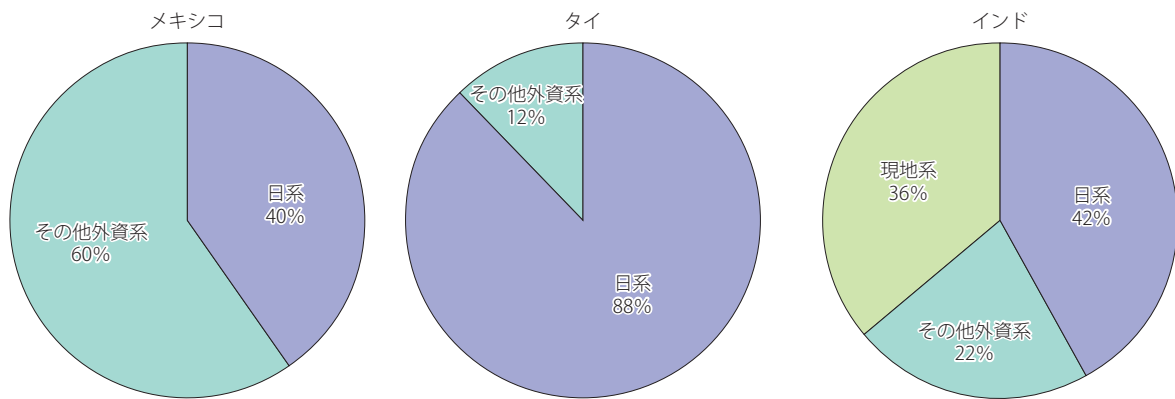


備考：メキシコの輸出は、輸出用生産台数。
資料：生産、販売はマークラインズ、輸出はインド自動車工業会 (SIAM)、メキシコ自動車工業会 (AMIA)、タイ工業連盟 (FTI)、CEIC Databaseから作成。

地系が約36%のシェアを占めている（第II-2-4-7図）。各国がこのような異なる構造を持つに至った背景として、それぞれの自動車産業政策の特徴を見ていく。

²²⁶ インドとタイの2013年の国内販売台数は2012年を下回った。インドでは景気低迷が長引く中、燃料費の高騰や金利の高止まりを背景に買い控えが続いている。タイでは自動車初回購入者向け減税の実施により2012年の販売台数が急増しており、2013年にその反動が見られた。

第II-2-4-7図 メキシコ、タイ、インドの完成車メーカー別国内販売シェア（日系企業、その他外資系企業、現地系企業別。2013年）



備考：メキシコ、タイの現地系企業のシェアは1%に満たないため、省略した。
資料：マークラインズから作成。

1. 対外経済政策と成長

メキシコでは、1960年代以降、輸入代替政策（完成車や部品に対する国産化規制、部品メーカーに対する外資出資比率規制等）など国内保護政策がとられていたが、1982年の債務危機を契機として、IMF勧告を受け入れ、改革・対外開放路線へと歩み始めた。1986年にはGATT(現WTO)に加盟し、関税引下げや輸入規制緩和を行い、また、外資参入規制の緩和、国営企業の民営化、金融の自由化などの改革も進められた。巨大市場である米国に隣接している優位性も活かして製造・輸出拠点化を進め、1994年のNAFTA加盟でこうした動きがさらに加速した。こうした中、日本、米国、欧州諸国などの外資系企業が相次いで進出し、完成車メーカーに加え、部品メーカーの参入も進んだ。その後も、中南米諸国、欧州諸国、日本など世界各国・地域との自由貿易網を積極的に構築し、各国との経済連携の強化を図っている(第II-2-4-11表)。

タイでも、1960年代以降、輸入代替政策（完成車や部品に対する国産化規制、外資参入規制、生産モデル数制限、輸入禁止・高率関税賦課等）など国内保護政策がとられていたが、1990年代に入ると、国内需要の拡大と需要増に対応するための技術水準の向上や量産体制の整備の必要性などから、部品産業に対する外資による直接投資を奨励するなど一部自由化の動きが進んだ。1997年のアジア通貨危機を契機として、国内市

場が低迷する中、輸出強化に取り組むようになり、2000年代に入ると、AFTAなど貿易自由化の流れの下、部品に対する国産化規制を撤廃するなど、自由化の流れがさらに加速した²²⁷。ASEANの中で輸出強化の取組にいち早く着手したタイは、「東洋のデトロイト」構想を掲げ、外資誘致や各国とのFTA締結などを積極的に推進し、東南アジアにおける一大生産・輸出拠点へと成長を遂げた。タイはピックアップトラックの世界的な生産拠点となっているが²²⁸、近年は小型乗用車にも力を入れており、ピックアップトラックに続く戦略としてエコカー分野における強化を図っている。

インドでは古くからインド現地企業が設立され、1947年の独立以降、国産化規制、外資参入規制、輸入規制など国内保護政策が徹底された。当時既にインドに進出していた外資系企業は、こうした厳しい国産化規制などに対応することができず撤退を余儀なくされ、インド現地企業による寡占構造が長く続くこととなった。1980年代に入ると、鈴木自動車工業株式会社(現スズキ株式会社)とインド政府との国営企業マルチ・ウドヨグ社²²⁹の四輪車合弁契約の調印に見られるように、外資系企業に対する規制が一部緩和されるようになった。1990年代には、日本、欧米諸国、韓国などの外資系企業がインドに相次いで進出したが、外資系企業に対して、インド政府とのMOU(覚書)

²²⁷ タイなどASEANの自動車産業は、域内の自動車部品の補完支援によって進展してきた。1988年からのBBC(ブランド別自動車部品相互補完流通計画)やその発展形態である1996年からのAICO(アセアン産業協力計画。個別企業のASEAN域内での相互輸出プロジェクトについて、関係国政府が認可して、5%以下の特惠関税を供与するスキーム)による関税恩典、AFTAによる関税引下げなどを利用して主要な部品を補完することにより、各自動車メーカーはASEAN大での自動車生産を進めてきた(清水(2010))。

²²⁸ タイの5トン以下貨物自動車(HS870421)の輸出額(2013年)は75億ドルと、世界第1位である。

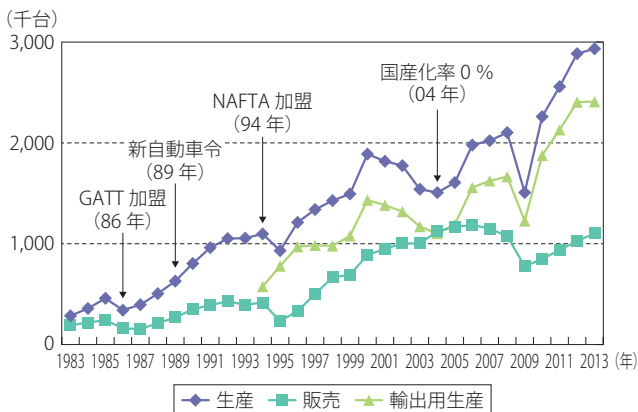
²²⁹ 2006年12月にインド政府が全保有株式の売却を決定し、その後完全民営化された。2007年には社名がマルチ・スズキ・インディア社に変更された。

に基づき、国産化義務、輸出入均衡義務などが引き続き課されていた。2000年代に入り、こうした規制がWTO違反とされ²³⁰、インドは、従来の政策を修正し、対外自由化を加速させることとなった。2002年に打ち出した新自動車政策においては、外資系企業による出資に関する最低投資金額規制の撤廃、100%外資の参入可、国産化率達成義務の撤廃などが行われるとともに、小型車・二輪車・自動車部品をインド自動車産業の基幹分野と位置づけ、輸出や研究開発を促進する方針が示された²³¹。2006年には「自動車ミッションプラン2006-2016 (Automotive Mission Plan 2006-2016)」²³²を策定し、2016年までの中長期的な数値目標を設定した。この中で、自動車生産台数の世界順位を2016年までに7位にするとしていたが、2009年に

達成されるなど、インドの自動車産業は急拡大している。2013年には「国家電動モビリティ促進策2020 (National Electric Mobility Mission Plan 2020)」²³³を策定し、電気自動車などの生産・開発拠点を目指すこととしている。

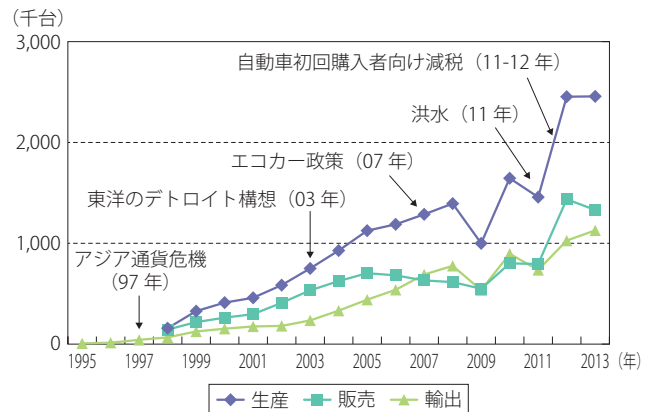
このように、対外自由化の時期、内容や程度には3か国の間で相違があり、それが現在の異なる構造を持つに至った背景ともなっているが、3か国とも国際的な貿易・投資自由化の流れの中で、規制緩和、FTA締結などを進めることにより、輸出を拡大してきた。また、地理的条件や国内市場の規模などそれぞれの特徴をいかしつつ、外資による投資を受け入れ、戦略的な生産・輸出・販売網のプラットフォームの構築を図ることで発展を遂げている。

第II-2-4-8 図
メキシコの自動車生産、販売、輸出用生産台数の推移



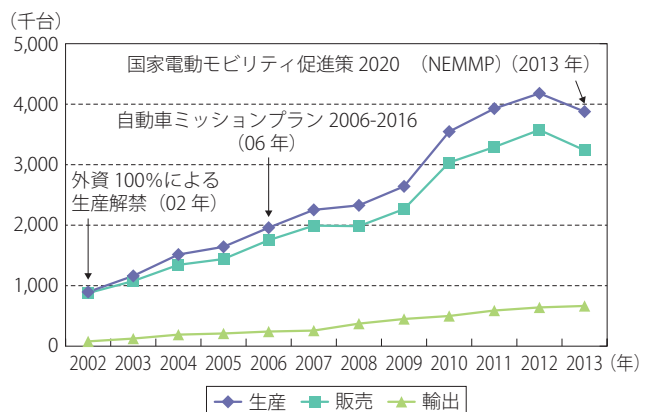
備考：1. 大型バス・トラックを除く。
2. 生産台数は、1993年までは INEGI、1994年以降は AMIA のデータを使用。
資料：メキシコ自動車工業会 (AMIA)、国家統計・地理・情報局 (INEGI)、CEIC database から作成。

第II-2-4-9 図
タイの自動車生産、販売、輸出台数の推移



資料：タイ工業連盟 (FTI)、CEIC database から作成。

第II-2-4-10 図
インドの自動車生産、販売、輸出台数の推移



資料：インド自動車工業会 (SIAM)、CEIC database から作成。

230 本ケースは2013年不正貿易報告書第II部第8章で紹介されている。
http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/pdf/2013_02_08.pdf
231 中小企業基盤整備機構 (2006)
232 http://www.dhi.nic.in/Final_AMP_Report.pdf
233 <http://www.pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=91444>

第II-2-4-11表 メキシコ、タイ、インドのFTA/EPA締結国と発効年

メキシコ		タイ		インド	
北米	北米自由貿易協定 (NAFTA)/1994	中南米	ペルー/2011	アジア 大洋州	スリランカ/2000
中南米	コロンビア (旧 G3)/1995	アジア 大洋州	日本 (ASEAN/2008、二国間/2007)		シンガポール/2005
	チリ/1999		ASEAN/1992 (2010年に原加盟6か国の共通効果特恵関税 (CEPT) が0%に)		SAARC (南アジア地域協力連合)/2006
	ウルグアイ/2004		中国 (ASEAN/2003)		※ SAARC 加盟国は、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタン。
	ペルー/2012		韓国 (ASEAN/2007)		ASEAN/2010
	メキシコ・中南米単一 FTA/2013 ※ コスタリカ/1995、ニカラグア/1998、中米北部3か国 (グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル/2001) の5か国との3つの協定の一本化。2013年9月までに全ての国で発効したため、従来の個別協定は失効している。		インド (ASEAN/2010)		韓国/2010
アジア 大洋州	日本/2005	豪州 (ASEAN・ニュージーランド/2010、二国間/2005)	マレーシア/2011		
欧州	EU/2000 ※ 2000年以降も、加盟国が追加されている。	ニュージーランド (ASEAN・豪州/2010、二国間/2005)	日本/2011		
	EFTA (欧州自由貿易連合：ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン)/2001				
その他	イスラエル/2000				

資料：JETRO「世界貿易投資報告」、JETRO ウェブサイト「WTO・他協定加盟状況」から作成。

2. 輸出先の多角化

メキシコではいち早く輸出強化戦略をとり、NAFTAを軸としつつ、世界各国・地域との自由貿易網を構築することで輸出市場の獲得に努めてきた。タイ、インドにおいても、輸出強化に向けた取組が進められている。ここでは、メキシコ、タイ、インドの完成車の輸出先や部品貿易の動向にどのような変化があるのか見ていく。

メキシコ、タイ、インドの完成車の輸出先別シェアを見ると、メキシコは、世界各国・地域と幅広くFTAを締結しているが、米国のシェアが、2000年の88.8%から2013年の75.8%へと低下しているものの、引き続き突出して高くなっている。他方、近年はブラジルをはじめ南米諸国のシェアが高まってきている。

タイは、2000年には欧州のシェアが39.7%と高かったが、2013年には3.5%と大きく低下している。代わってアジア大洋州及び中東アフリカのシェアが高まっているが、2000年にもシェアが高かった豪州²³⁴を除き、輸出先は多様化されている。

インドも、2000年には欧州のシェアが46.9%と高かったが、2013年には21.8%と低下している。代わって中南米及び中東アフリカのシェアが高まっているが、最大の輸出先も変わるなど多様化されている（第

II-2-4-12表）。

次に、メキシコ、タイ、インドの自動車部品貿易を見ていく（第II-2-4-13図）。

メキシコの輸出先は、2000年、2013年とも米国のシェアが90%前後と突出して高いが、やや低下している。輸入先についても米国のシェアが高くなっているが、輸出に比べると2013年63.8%と低く、2000年からの低下幅も大きくなっている。他方、日本、中国、韓国のシェアがやや高まっている。

タイの輸出先は、アジア大洋州、特にASEAN諸国のシェアが高まる一方、日本、米国のシェアが大きく低下している。輸入先については、日本のシェアが突出して高くなっているが、2000年の76.6%から2013年の62.8%へと低下している。代わって中国、インドネシアのシェアが高まっている。

インドの輸出先は、米国、欧州のシェアが高く、2000年、2013年で大きなシェアの変化は見られない。他方、トルコを除いて中東アフリカのシェアが低下している。輸入先については、欧州、ASEAN諸国のシェアが高まっている。国別に見ると、日本のシェアが大きく低下する一方、韓国、ドイツ、中国、タイのシェアが高まっている（第II-2-4-14表）。

234 タイから豪州への完成車輸出額は、タイ-豪州FTAが発効した2005年に11.7億ドル（前年比69%増）と、対世界輸出（51.5億ドル、同35%増）の伸びを大きく上回った。

第Ⅱ-2-4-12表 メキシコ、タイ、インドの完成車輸出額及びシェア（主要国別、2000年、2013年）

メキシコ (単位：100万ドル、%)

2000年			2013年		
上位国、地域	輸出額	シェア	上位国、地域	輸出額	シェア
世界	21,480	100.0	世界	50,028	100.0
ASEAN	0	0.0	ASEAN	70	0.1
EU27	572	1.1	EU27	2,514	5.0
1 米国	19,083	88.8	米国	37,899	75.8
2 カナダ	1,557	7.2	カナダ	2,299	4.6
3 ドイツ	570	2.7	ドイツ	2,075	4.1
4 その他	270	1.3	ブラジル	1,991	4.0
5			中国	1,386	2.8
6			アルゼンチン	835	1.7
7			コロンビア	825	1.6
			その他	2,718	5.4

タイ (単位：100万ドル、%)

2000年			2013年		
上位国、地域	輸出額	シェア	上位国、地域	輸出額	シェア
世界	1,616	100.0	世界	16,977	100.0
ASEAN	128	7.9	ASEAN	3,887	22.9
EU27	642	39.7	EU27	593	3.5
1 豪州	435	26.9	豪州	4,075	24.0
2 イタリア	109	6.7	サウジアラビア	1,398	8.2
3 ベルギー	95	5.9	インドネシア	1,361	8.0
4 スペイン	75	4.6	フィリピン	982	5.8
5 ドイツ	71	4.4	UAE	698	4.1
6 ニュージーランド	63	3.9	マレーシア	626	3.7
7 シンガポール	62	3.8	オマーン	496	2.9
8 ポルトガル	62	3.8	日本	479	2.8
9 英国	58	3.6	ニュージーランド	454	2.7
10 トルコ	53	3.3	ラオス	438	2.6
11 イスラエル	38	2.4	チリ	433	2.6
12 キプロス	38	2.4	ペルー	342	2.0
13 チリ	34	2.1	南アフリカ	270	1.6
14 ギリシャ	28	1.7	イラク	247	1.5
15 ドミニカ共和国	24	1.5	メキシコ	239	1.4
16 フランス	23	1.4	ロシア	229	1.3
17 サウジアラビア	22	1.4	クウェート	208	1.2
18 スウェーデン	21	1.3	トルコ	208	1.2
19 オーストリア	20	1.2	カタール	179	1.1
20 ハンガリー	16	1.0	英国	155	0.9
その他	269	16.6	その他	3,460	20.4

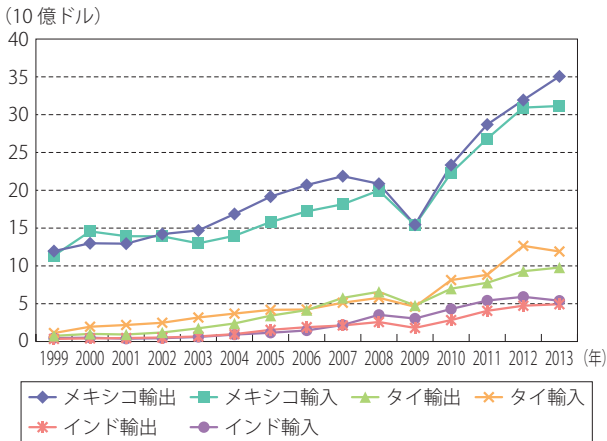
インド (単位：100万ドル、%)

2000年			2013年		
上位国、地域	輸出額	シェア	上位国、地域	輸出額	シェア
世界	243	100.0	世界	5,880	100.0
ASEAN	10	4.1	ASEAN	221	3.8
EU27	114	46.9	EU27	1,279	21.8
1 スリランカ	33	13.6	南アフリカ	863	14.7
2 イタリア	27	11.1	英国	647	11.0
3 英国	24	9.9	メキシコ	385	6.5
4 オランダ	19	7.8	アルジェリア	323	5.5
5 スペイン	15	6.2	スリランカ	233	4.0
6 トルコ	13	5.3	豪州	205	3.5
7 バングラデシュ	11	4.5	チリ	198	3.4
8 ポルトガル	8	3.3	バングラデシュ	179	3.0
9 UAE	7	2.9	UAE	165	2.8
10 インドネシア	6	2.5	ナイジェリア	161	2.7
11 ネパール	5	2.1	オランダ	152	2.6
12 東ティモール	5	2.1	イタリア	142	2.4
13 ギリシャ	4	1.6	ペルー	112	1.9
14 ベルギー	4	1.6	サウジアラビア	112	1.9
15 アルゼンチン	4	1.6	エジプト	111	1.9
16 マルタ	4	1.6	スペイン	107	1.8
17 スイス	4	1.6	ドイツ	93	1.6
18 スウェーデン	4	1.6	リビア	90	1.5
19 チリ	3	1.2	ネパール	76	1.3
20 ドイツ	3	1.2	コロンビア	74	1.3
その他	40	16.5	その他	1,452	24.7

米州
欧州
アジア大洋州
中東アフリカ

備考：1. HSコード 8702,8703,8704 の合計額。
 2. メキシコはシェアが1%に満たない国を省略。
 資料：Global Trade Atlas から作成。

第II-2-4-13図
メキシコ、タイ、インドの自動車部品貿易額の推移



備考：原動機付きシャシ（HS8706）、自動車車体（HS8707）、自動車部品（HS8708）、エンジン・同部品のうち主に自動車用に用いられるもの（HS840731-840734,840790,840820,840991,840999）、ワイヤーハーネス（HS854430）の合計。
資料：Global Trade Atlas から作成。

第II-2-4-14表 メキシコ、タイ、インドの自動車部品貿易の主要相手国、地域（2000年、2013年）

メキシコ輸入

2000年			2013年		
上位国、地域	輸入額	シェア	上位国、地域	輸入額	シェア
世界	14,562	100.0	世界	31,144	100.0
ASEAN	5	0.0	ASEAN	239	0.8
EU27	1,767	12.1	EU27	3,720	11.9
1 米国	10,949	75.2	1 米国	19,856	63.8
2 ドイツ	1,565	10.7	2 日本	2,108	6.8
3 日本	758	5.2	3 ドイツ	1,740	5.6
4 カナダ	703	4.8	4 中国	1,401	4.5
5 ブラジル	285	2.0	5 カナダ	1,105	3.5
6 その他	302	2.1	6 ブラジル	773	2.5
7			7 韓国	758	2.4
8			8 ニカラグア	518	1.7
9			9 イタリア	407	1.3
10			10 スペイン	402	1.3
			その他	2,076	6.7

メキシコ輸出

(単位：100万ドル、%)

2000年			2013年		
上位国、地域	輸出額	シェア	上位国、地域	輸出額	シェア
世界	12,992	100.0	世界	35,059	100.0
ASEAN	5	0.0	ASEAN	133	0.4
EU27	454	3.5	EU27	877	2.5
1 米国	12,077	93.0	1 米国	31,346	89.4
2 カナダ	289	2.2	2 カナダ	1,209	3.4
3 ドイツ	268	2.1	3 ブラジル	494	1.4
4 その他	358	2.8	4 その他	2,010	5.7

タイ輸入

2000年			2013年		
上位国、地域	輸入額	シェア	上位国、地域	輸入額	シェア
世界	1,957	100.0	世界	11,906	100.0
ASEAN	152	7.8	ASEAN	1,388	11.7
EU27	223	11.4	EU27	998	8.4
1 日本	1,499	76.6	日本	7,476	62.8
2 ドイツ	160	8.2	中国	760	6.4
3 フィリピン	101	5.2	インドネシア	675	5.7
4 米国	45	2.3	ドイツ	429	3.6
5 スウェーデン	30	1.5	フィリピン	421	3.5
6 インドネシア	29	1.5	米国	305	2.6
7 マレーシア	21	1.1	韓国	252	2.1
8 その他	72	3.7	インド	228	1.9
9			スウェーデン	140	1.2
10			フランス	138	1.2
			その他	1,082	9.1

タイ輸出

(単位：100万ドル、%)

2000年			2013年		
上位国、地域	輸出額	シェア	上位国、地域	輸出額	シェア
世界	1,007	100.0	世界	9,783	100.0
ASEAN	231	22.9	ASEAN	3,525	36.0
EU27	111	11.0	EU27	506	5.2
1 日本	238	23.6	インドネシア	1,450	14.8
2 米国	207	20.6	日本	1,196	12.2
3 南アフリカ	91	9.0	マレーシア	1,153	11.8
4 インドネシア	82	8.1	南アフリカ	629	6.4
5 マレーシア	67	6.7	ブラジル	577	5.9
6 インド	41	4.1	インド	573	5.9
7 スウェーデン	41	4.1	米国	526	5.4
8 ベルギー	39	3.9	ベトナム	393	4.0
9 フィリピン	36	3.6	豪州	329	3.4
10 ベトナム	28	2.8	台湾	318	3.3
11 台湾	15	1.5	フィリピン	299	3.1
12 豪州	10	1.0	アルゼンチン	279	2.9
13 その他	112	11.1	中国	212	2.2
14			パキスタン	182	1.9
15			英国	129	1.3
16			エクアドル	122	1.2
17			エジプト	121	1.2
18			カンボジア	118	1.2
19			ロシア	98	1.0
20			ベルギー	96	1.0
			その他	1,667	17.0

インド輸入

2000年			2013年		
上位国、地域	輸入額	シェア	上位国、地域	輸入額	シェア
世界	507	100.0	世界	5,398	100.0
ASEAN	19	3.7	ASEAN	679	12.6
EU27	131	25.8	EU27	1,925	35.7
1 日本	262	51.7	韓国	967	17.9
2 ドイツ	35	6.9	ドイツ	877	16.2
3 イタリア	34	6.7	日本	759	14.1
4 米国	29	5.7	中国	623	11.5
5 英国	28	5.5	タイ	567	10.5
6 ブラジル	25	4.9	米国	208	3.9
7 韓国	21	4.1	スペイン	189	3.5
8 フランス	12	2.4	ルーマニア	183	3.4
9 シンガポール	8	1.6	フランス	134	2.5
10 タイ	7	1.4	イタリア	132	2.4
11 スペイン	6	1.2	チェコ	99	1.8
12 その他	40	7.9	ポーランド	79	1.5
13			英国	74	1.4
14			スウェーデン	66	1.2
15			トルコ	52	1.0
			その他	389	7.2

インド輸出

(単位：100万ドル、%)

2000年			2013年		
上位国、地域	輸出額	シェア	上位国、地域	輸出額	シェア
世界	412	100.0	世界	4,934	100.0
ASEAN	21	5.1	ASEAN	476	9.6
EU27	108	26.2	EU27	1,361	27.6
1 米国	102	24.8	米国	1,065	21.6
2 英国	32	7.8	トルコ	406	8.2
3 バングラデシュ	32	7.8	英国	299	6.1
4 ドイツ	30	7.3	ドイツ	292	5.9
5 スリランカ	22	5.3	イタリア	243	4.9
6 UAE	15	3.6	タイ	234	4.7
7 イタリア	14	3.4	ブラジル	234	4.7
8 ナイジェリア	10	2.4	日本	161	3.3
9 エジプト	9	2.2	インドネシア	137	2.8
10 南アフリカ	9	2.2	エジプト	134	2.7
11 メキシコ	7	1.7	メキシコ	133	2.7
12 フランス	7	1.7	中国	127	2.6
13 ベルギー	7	1.7	フランス	120	2.4
14 トルコ	6	1.5	UAE	103	2.1
15 日本	6	1.5	南アフリカ	74	1.5
16 マレーシア	6	1.5	バングラデシュ	72	1.5
17 豪州	6	1.5	ベルギー	71	1.4
18 シンガポール	6	1.5	ロシア	69	1.4
19 スペイン	5	1.2	ネパール	57	1.2
20 韓国	5	1.2	マレーシア	54	1.1
			その他	849	17.2

米州
欧州
アジア大洋州
中東アフリカ

備考：1. 原動機付きシャシ (HS8706)、自動車車体 (HS8707)、自動車部品 (HS8708)、エンジン・同部品のうち主に自動車用に用いられるもの (HS840731-840734,840790,840820,840991,840999)、ワイヤーハーネス (HS854430) の合計。

2. シェアが1%以上(上位20か国まで)の国を抽出。

資料：Global Trade Atlas から作成。

第 3 章

東アジアにおける貿易投資の深化と成長モデル転換に向けた我が国の貢献

第 1 節

東アジアにおける貿易投資動向

第 2 節

我が国企業と東アジアの関わり

第 3 節

我が国の貢献可能性

第3章

東アジアにおける貿易投資の深化と成長モデル転換に向けた我が国の貢献

本章では、東アジアのサプライチェーンの深化について各種データを用いて詳細に分析し、その後、第II部の分析のまとめとして、今までの分析を総括しつつ、

東アジア諸国において始まりつつある成長モデルの転換に向けた取組（第1章3節及び4節）に我が国がどのように貢献できるか考察する。

第1節

東アジアにおける貿易投資動向

1. 世界貿易における東アジア

東アジアと世界主要地域との貿易フローを俯瞰（ふかん）すると、東アジアは、国際的な生産分業が発達し、東アジア域内の貿易では中間財の比率が高く、欧米向けには最終財の比率が高い（第II-3-1-1図）。これは東アジアの中で、日本・韓国から中間財が中国・ASEANに輸出されるとともに、ASEAN域内、中国・ASEAN間においても相互に中間財が輸出され、組み

立てられた最終財が中国・ASEANから欧米へ輸出されることを示唆している。このような基本的な構造は、2000年、2012年ともに見られ、金額ベースで拡大している。特に、中国の貿易額が大きく増加し、その存在感が高まっている。

このような東アジアの貿易構造を次項以下で更に詳しく見ていく²³⁵。

2. 東アジアの貿易構造の特徴

東アジアの貿易構造を分析するに当たって、まず、域内貿易と域外貿易の比重の置き方、域内の経済的結びつきを分析し、次に域内貿易、域外貿易の特徴を考察する。その上で長期的な変化の動向、リーマン・ショック後の直近の変化を見ていく。なお、その過程でNAFTA、EUなど他の主要経済圏との比較も試みる。

(1) 域内貿易比率

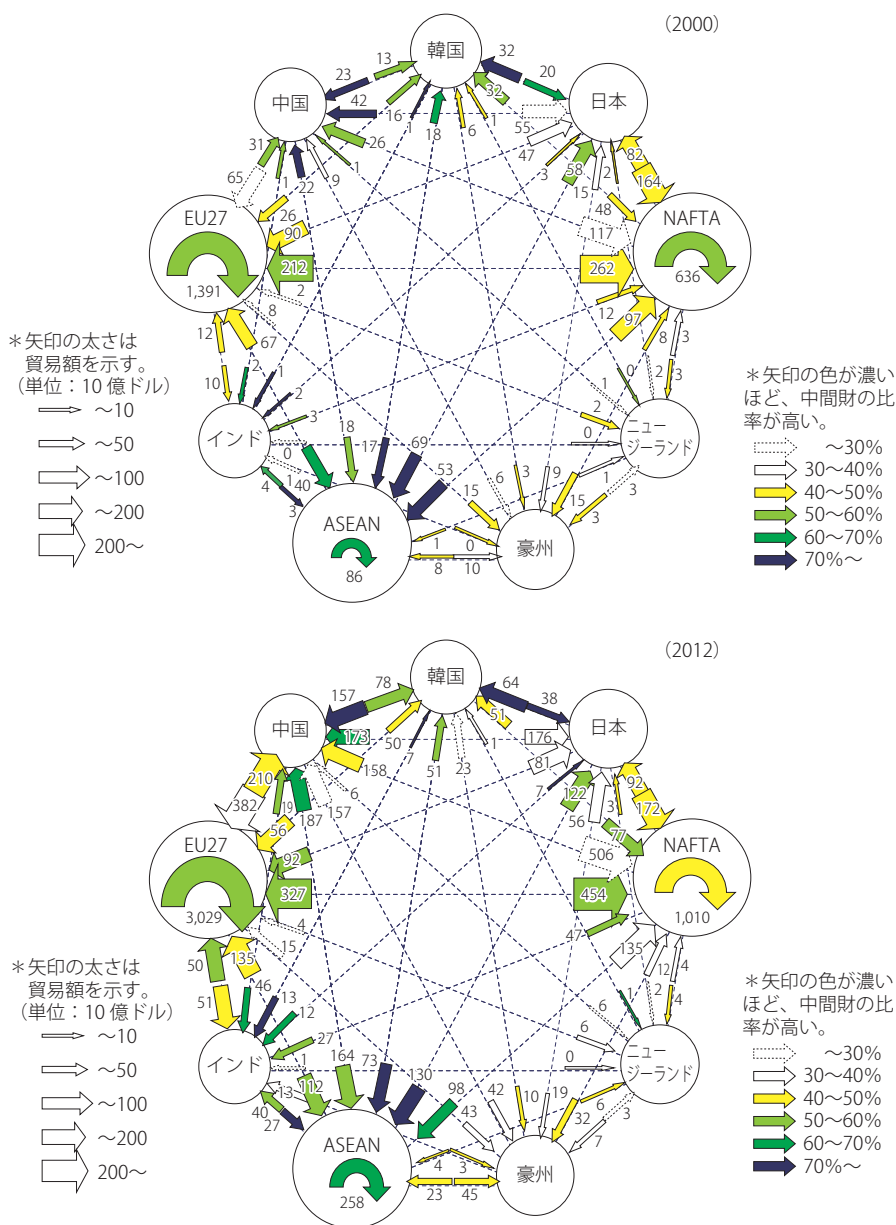
東アジアと他の主要経済圏の域内貿易比率を比較し、東アジアの特徴を見ていく（第II-3-1-2図）²³⁶。

まず、EUの域内貿易比率（輸出+輸入ベース）が相対的に高くなっている。これは、EU加盟国にとって貿易パートナーとして域内諸国の比重が大きく、経済的結びつきも強いことを意味する。ただし、長期的な動向を見ると、欧州単一市場が発足した1992年時点で既にEUの域内貿易比率は高かったものの、次第

²³⁵ ここでは生産分業を念頭に、貿易を生産工程別の財（素材、中間財、最終財）に分けて分析を行う。その基礎データとしては、このような財別に整理されている独立行政法人経済産業研究所RIETI-TID2012を利用する。中間財・最終財のイメージやRIETI-TID2012については、それぞれ付注1、付注2を参照。

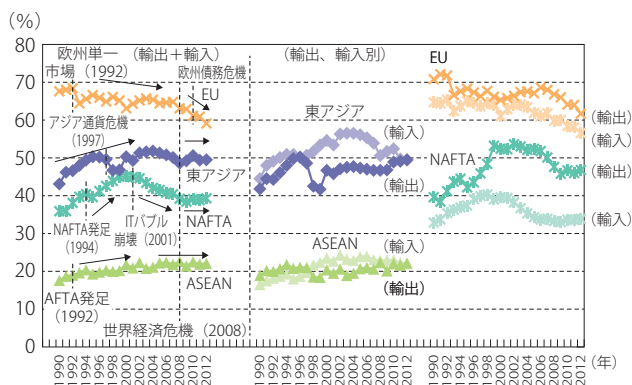
²³⁶ ここでは、東アジアは便宜的にRIETI-TID2012の地域区分に従った。具体的には、東アジアは、日本、中国、香港、韓国、台湾、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、カンボジア、ベトナム。NAFTAは米国、カナダ、メキシコ。EUは27か国ベースでとっている。なお、ASEANはブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの8か国。ただし、データの制約で、一部の国・年については統計が入手できない場合もある。特に記載がない限り、RIETI-TIDのデータによる集計の場合は以降も同じ。

第II-3-1-1 図 東アジアと世界の主要地域との貿易フロー



資料：RIETI-TID から作成。

第II-3-1-2 図 主要経済圏の域内貿易比率の推移



資料：RIETI-TID から作成。

に低下してきている。これに対して、東アジアは、地域全体をカバーする制度的枠組みを持たないものの、1990年代から域内貿易比率が上昇し、域内の経済的結びつきが強まってきている（1990年代末の一時的な低下はアジア通貨危機の影響が考えられる）。なお、東アジアの一部であるASEANについては、1992年のAFTA発足後、緩やかに域内貿易比率が上昇している。NAFTAは、1994年のNAFTA発足以来、域内貿易比率が上昇し経済的結びつきが強まったが、2000年代初頭から緩やかに低下、リーマン・ショック以降は横ばいで推移している。

輸出・輸入それぞれにおける域内比率を見ると、東アジアにおいては、輸入が輸出よりも高い水準で推移している。これは後で詳しく見るが、輸入においては域内の部品貿易が急速に拡大して域内比率を高めたのに対して、輸出においては域内への部品貿易とともに域外への消費財輸出も同時に拡大していったことが影響していると考えられる。なお、EU、NAFTAにおいては輸出の域内比率の方が輸入よりも高い水準で推移しており、特に1990年代のNAFTAの輸出における域内比率の上昇が顕著である（2000年代初頭以降に横ばいとなっているのは米国ITバブルの崩壊の影響などが考えられる）。

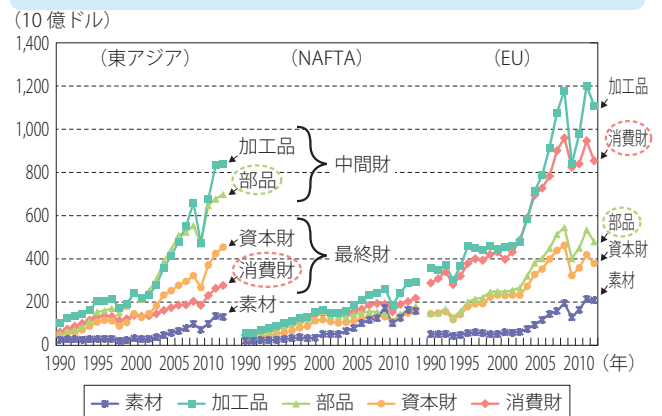
輸出における域内比率を財別に見ると、EUは総じて各財とも域内比率が高く、その推移も同じような動きとなっている（第II-3-1-3図）。これに対して、東アジアの場合は財別に大きな相違が見られる。具体的には、素材、部品、加工品の域内比率が高く、特に部品は大きく上昇している。他方、消費財、資本財については域内比率が低く、特に消費財の域内比率の低下が顕著である。これは1990年代から2000年代にかけ

て、東アジアで機械工業を中心とする国際的な生産分業が進展していったことを示唆している。ただし、リーマン・ショック後、東アジアの消費財の域内比率上昇の動きも見られる。

(2) 域内貿易の特徴

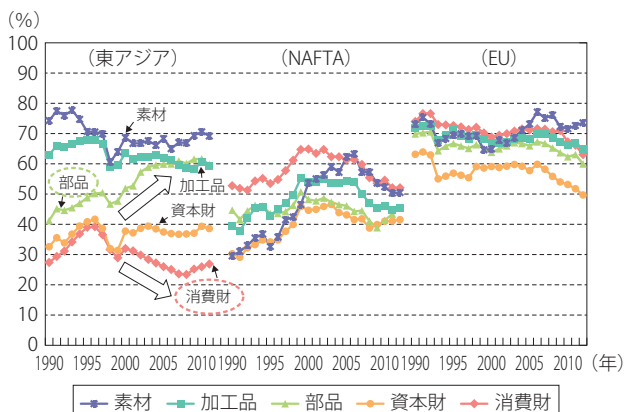
次に域内貿易の特徴を見ていく。財別に金額、シェアの推移を見ると、東アジアは、消費財に比べて、部品の貿易額の急増が目立ち、EUで部品よりも消費財が大きくなっているのとは対照的である（第II-3-1-4図）。その結果、シェアの変化を見ると、東アジアの部品のシェアが上昇する一方、消費財のシェアが低下している（第II-3-1-5図）。東アジアの直近の財別シェアを主要経済圏で比較すると、部品のシェアが極めて高く（2012年：東アジア29.1%、NAFTA18.0%、EU15.8%）、反対に消費財のシェアが極めて低くなっている（東アジア11.5%、NAFTA21.6%、EU28.5%）。

第II-3-1-4図 主要経済圏の域内貿易の推移（財別金額）



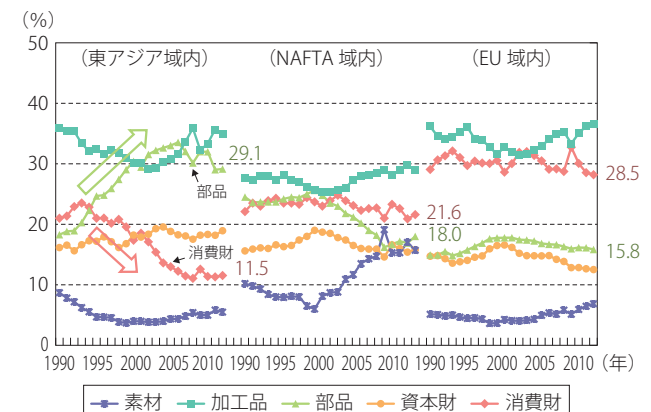
資料：RIETI-TIDから作成。

第II-3-1-3図 主要経済圏の輸出における財別域内比率の推移



資料：RIETI-TIDから作成。

第II-3-1-5図 主要経済圏の域内貿易の推移（財別構成比）

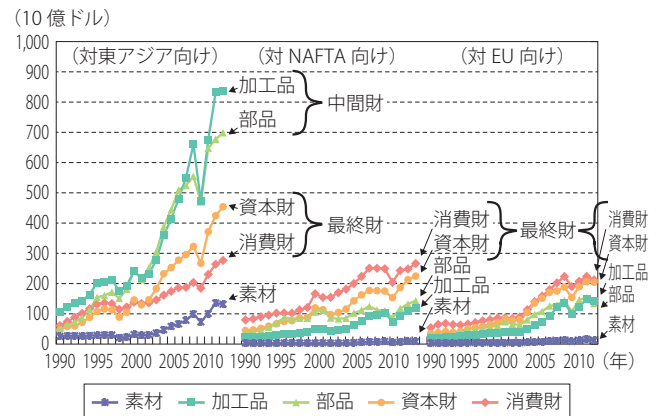


資料：RIETI-TIDから作成。

(3) 東アジアの域外貿易

東アジアの輸出について域内と域外の主要輸出先を見ると、域内向け輸出は中間財が多いのに対して、域外（NAFTA、EU）向け輸出は最終財が多い。これは域内で組み立てられた最終財が域外に輸出されていることが示唆される（第II-3-1-6図）。

第II-3-1-6図 東アジアの地域別・財別輸出額の推移



資料：RIETI-TID から作成。

3. 東アジアの貿易構造の変化

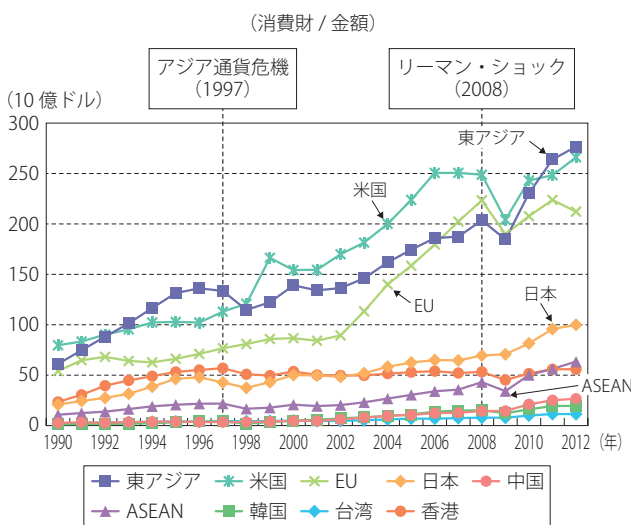
(1) 東アジアの輸出先の変化

これまで見てきた東アジアの貿易構造は、消費財等の需要の多くを欧米市場を中心とする域外が占めているため、域外の需要動向による影響を受けやすい面があり、実際にリーマン・ショックにおいては大きな影響を受けた。このため、リーマン・ショック後は東アジアの域内需要に立脚した自立的な経済圏としての成長を期待する声が高まった。リーマン・ショック後、実際に貿易構造は変わったのか、最終財の輸出先の変化を見ることによって考察する。

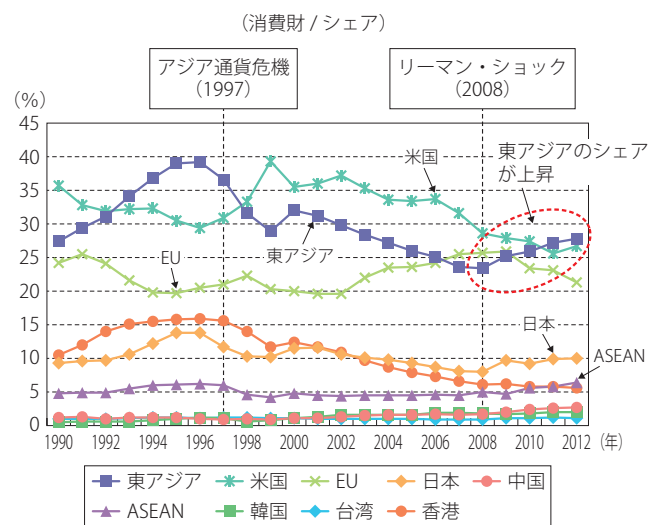
まず、東アジアの消費財について見ると、東アジア、米国、EU 向けともリーマン・ショック直後の 2009 年は輸出額が落ち込んだが、2010 年以降は回復に向かい、特に東アジア向けが大きく上昇している（第II-3-1-7図）。なお、債務危機に見舞われた EU 向けは 2012 年に再び低下している。この結果、輸出先の地域別シェアを見ると、東アジアのシェアが上昇している。東アジアの中では、日本、ASEAN のシェアが大きい。

第II部
第3章

第II-3-1-7図 東アジアの相手別輸出の推移（消費財）



資料：RIETI-TID から作成。



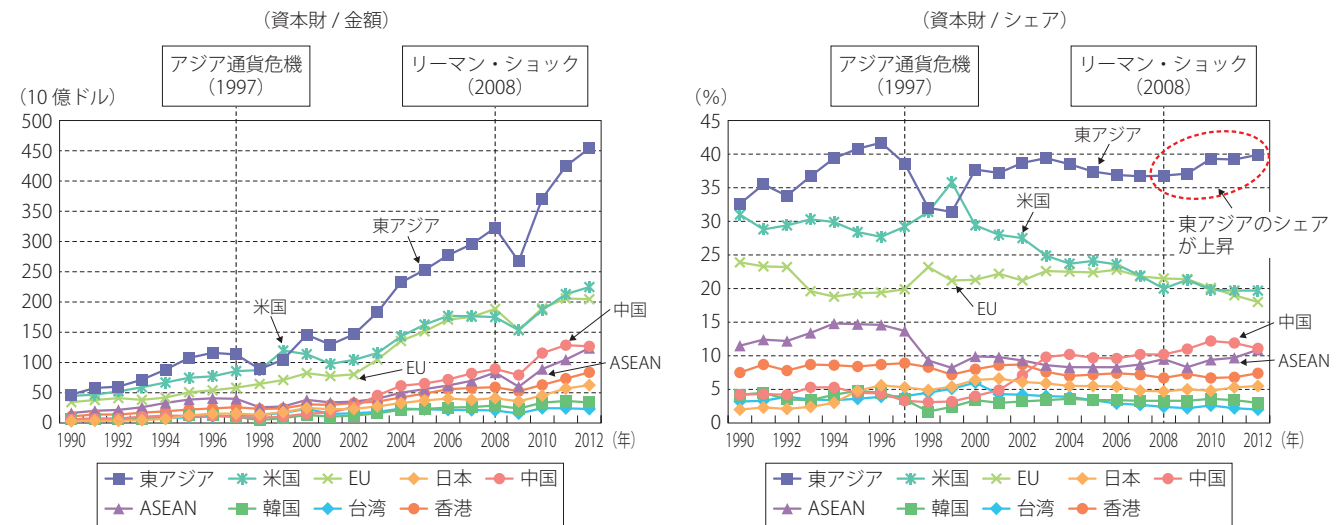
資料：RIETI-TID から作成。

次に資本財について見ると、東アジア向けの輸出額は、1990年代から米国、EU向けをおおむね上回り、2000年代以降、伸びが大きくなっている（第II-3-1-8図）²³⁷。特に中国、ASEAN向けが大きい。輸出額は2009年に減少するものの、2010年から再び増加している。輸出先の地域別シェアを見ると、米国向けが横ばい、EU向けが低下する中で、東アジア向けは上昇している。東アジアの中では、中国、ASEANのシェアが大きい。

なお、同様に中間財の輸出先の地域別シェアを見ると、リーマン・ショック後、部品では、日本のシェアはわずかに低下し、中国、ASEANはやや上昇している（第II-3-1-9図）。加工品では、日本はほぼ変わらず、ASEANは一旦低下した後上昇し、中国は一旦上昇した後低下している（第II-3-1-10図）。

このように、最終財輸出における東アジアのシェアは緩やかではあるが上昇しており、域内の需要に基づく経済圏に向けた動きが見られる。

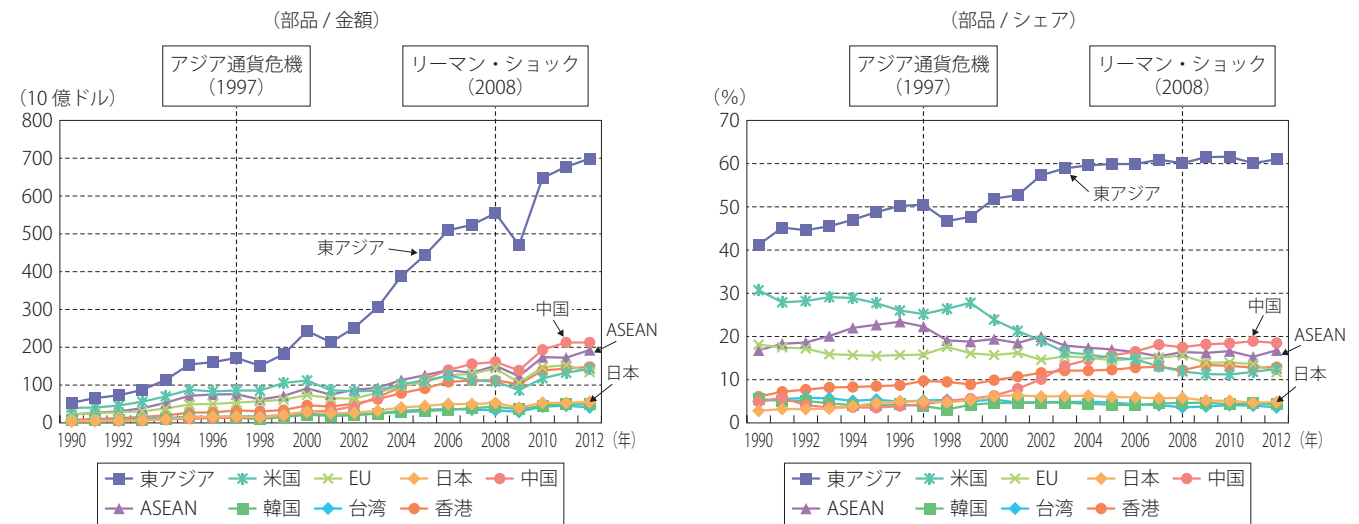
第II-3-1-8図 東アジアの相手別輸出の推移（資本財）



資料：RIETI-TID から作成。

資料：RIETI-TID から作成。

第II-3-1-9図 東アジアの相手別輸出の推移（部品）

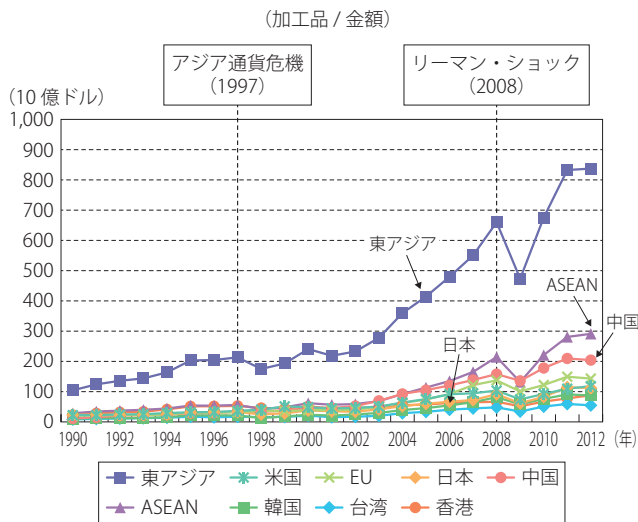


資料：RIETI-TID から作成。

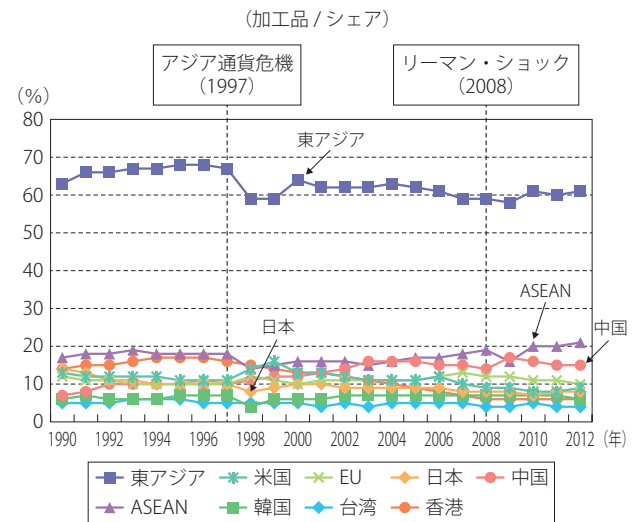
資料：RIETI-TID から作成。

²³⁷ 資本財には、工作機械、建設機械のような設備投資、インフラ建設に関連した産業用機械が含まれる。アジアでは投資需要が盛んなことが資本財シェアの大きい要因と考えられる。

第II-3-1-10 図 東アジアの相手別輸出の推移（加工品）



資料：RIETI-TID から作成。



資料：RIETI-TID から作成。

(2) 東アジアの輸出国の変化

次に東アジアの中でどの国・地域が輸出を拡大しているのかを見ていく。

① 域内向け

東アジアの輸入に占める各国・地域のシェアを見ると、NAFTAが1980年代に高いシェアを有していたが次第に低下し、かわって東アジア諸国がシェアを拡大している（第II-3-1-11図）。まず日本がシェアを拡大したが1990年代中頃にピークとなり、それ以降は低下している。ASEAN、中国が1990年代にシェアを上昇させたが、2000年代に入り横ばいで推移している。

財別に見ると、域内で貿易額の多い部品については、日本が1990年代中頃までシェアを拡大したが、その後低下傾向となり、かわってまずASEAN、次に中国のシェアが上昇し、日本のシェアを追い抜いている。加工品についても、1990年代中頃まで日本が高いシェアを占めていたが、その後、ASEAN、中国に追い抜かれている。消費財については、近年低下傾向にあるものの中国のシェアが極めて大きくなっている。資本財については、日本のシェアが1990年代初めまで拡大したが、その後低下傾向となり、かわって中国のシェアが大きく上昇している。

② 米国向け

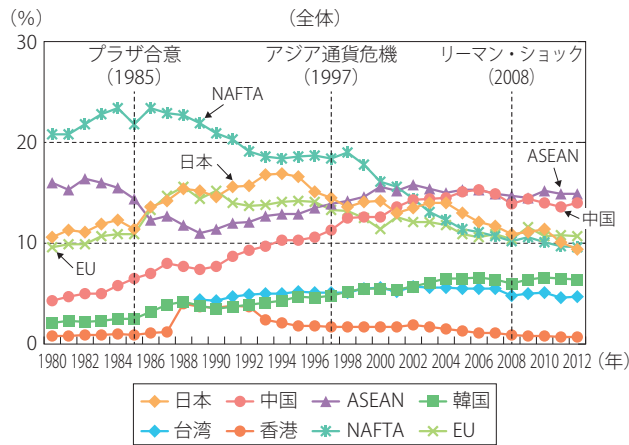
域外への輸出について、米国向けを例にとって見ていく。米国から見た輸入相手国のシェアを見ると、日本のシェアはプラザ合意直後をピークに大きく低下している（第II-3-1-12図）。これに対して中国のシ

アは大きく上昇している。また、ASEANのシェアは1990年代中頃まで上昇し、その後緩やかに低下している。

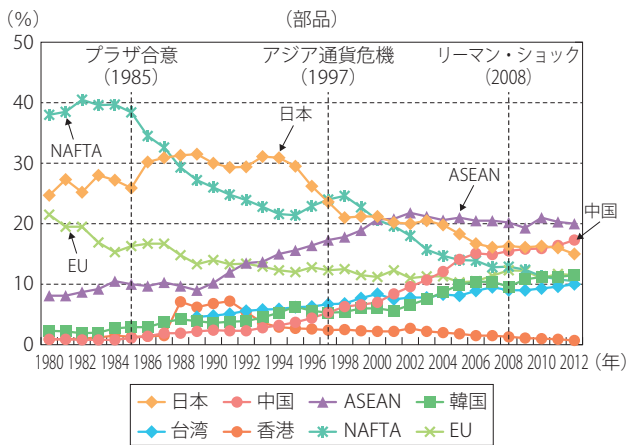
既に見たように、東アジアの米国向け輸出では最終財である消費財、資本財のシェアが高いことから、これらの財別の動向を見ていく。消費財については、日本のシェアはプラザ合意直後をピークに低下しており、対照的に中国のシェアが急上昇している（第II-3-1-13図）。ASEANのシェアは1990年代中頃まで上昇し、その後はほぼ横ばいとなっている。消費財の中でも、家庭用電気機器及び輸送機械について見ると、日本のシェアは家電で急落している一方、輸送機械では低下しているものの1990年代末以後は横ばいなし緩やかな低下となっている。他方、中国のシェアは家電で大きく上昇している。ASEANは1990年代中頃まで家電のシェアが上昇したものの、その後は低調に推移している。韓国は輸送機械においてシェアを上昇させている。

資本財については、米国の資本財輸入に占める日本のシェアはプラザ合意直後をピークに大きく低下している（第II-3-1-14図）。これに対して、中国のシェアは大きく上昇し、特に2000年代に入って上昇が加速している。

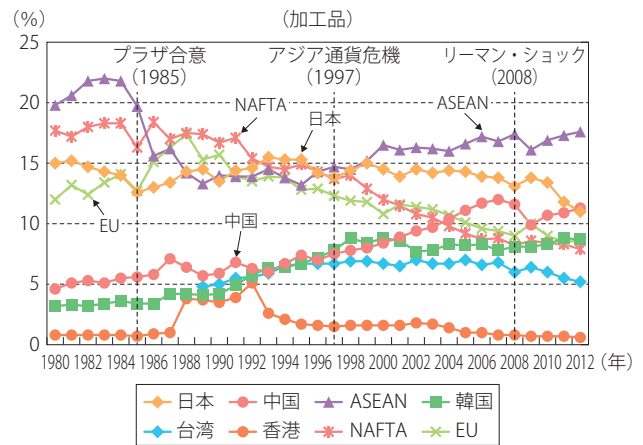
第II-3-1-11 図 東アジアの輸入に占める各国・地域別シェアの推移



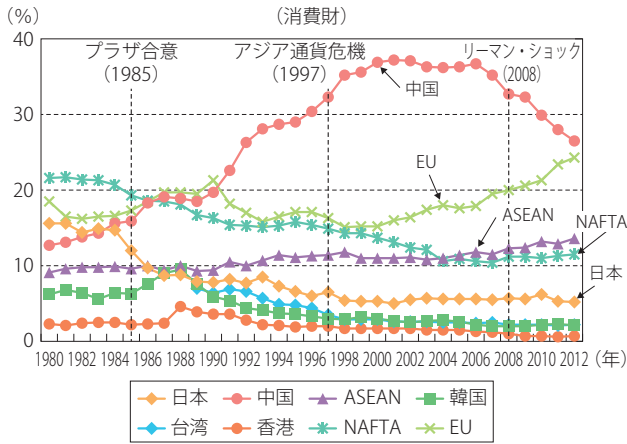
資料：RIETI-TID から作成。



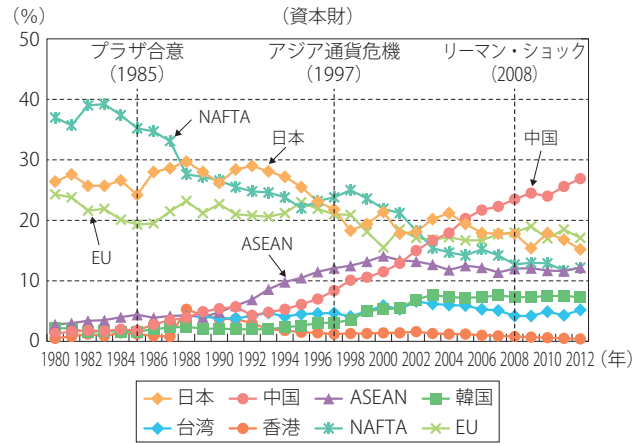
資料：RIETI-TID から作成。



資料：RIETI-TID から作成。

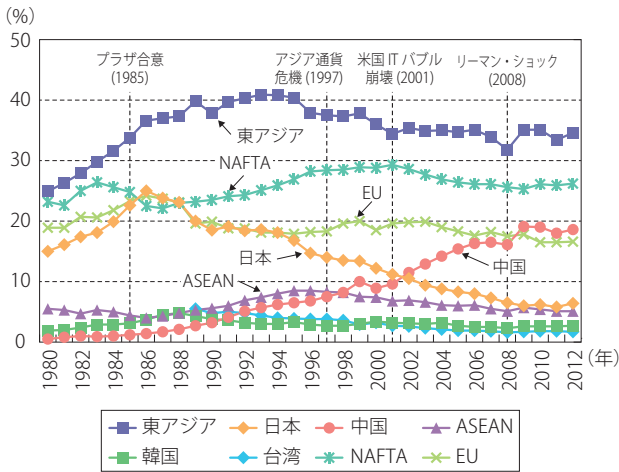


資料：RIETI-TID から作成。



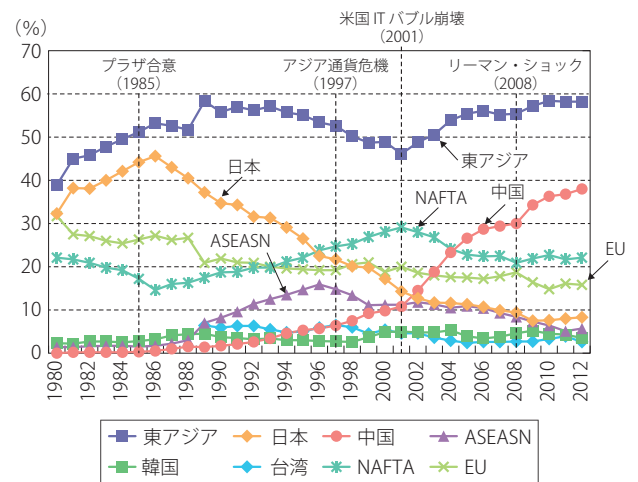
資料：RIETI-TID から作成。

第II-3-1-12図 米国の輸入に占める各国・地域別シェアの推移



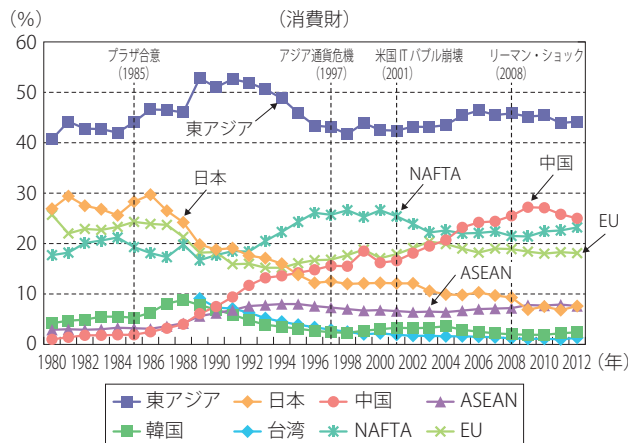
資料：RIETI-TID から作成。

第II-3-1-14図 米国の輸入に占める各国・地域別シェアの推移(資本財)

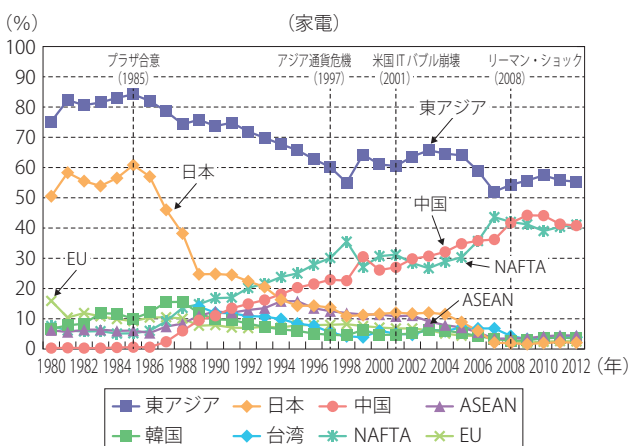


資料：RIETI-TID から作成。

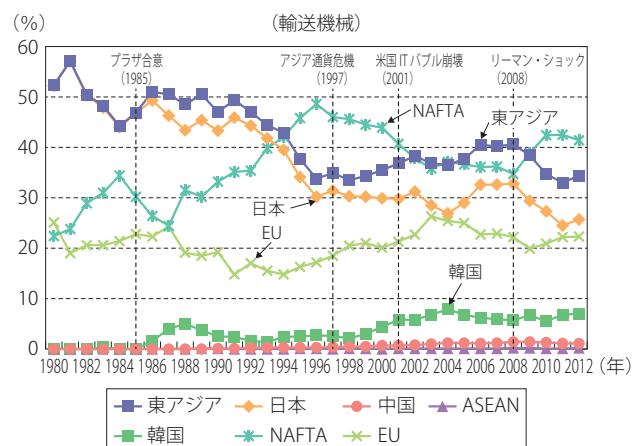
第II-3-1-13図 米国の輸入に占める各国・地域別シェアの推移(消費財)



資料：RIETI-TID から作成。



資料：RIETI-TID から作成。



資料：RIETI-TID から作成。

4. ASEAN の域内貿易

ここまで、ASEAN を一つの地域として、とらえてきたが、最後に ASEAN の域内貿易の動向について見ていく。

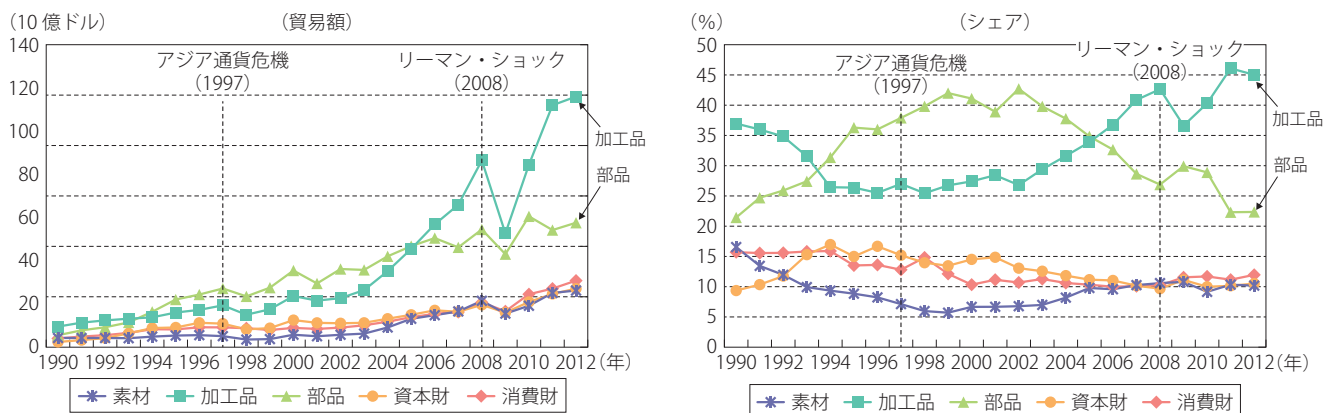
第II-3-1-1図で見たように、ASEAN の域外からの輸入は中間財のシェアが高く、域外への輸出は輸入に比べて最終財のシェアが高い。これは ASEAN で組み立てられた最終財が欧米へ輸出されることを示唆している。

その ASEAN 域内においても、部品、加工品の中

間財の貿易額が大きい（第II-3-1-15図）。1990年代、部品の貿易額が拡大し、2000年代、加工品の貿易額も拡大している。

加工品と部品の内訳を見ると、加工品については、石油・石炭が大きな貿易額を占めており、石油精製品が貿易されていることがうかがえる（第II-3-1-16図）。これを輸出国別で見ると、シンガポール及びマレーシアの輸出額が多い（第II-3-1-17図）。

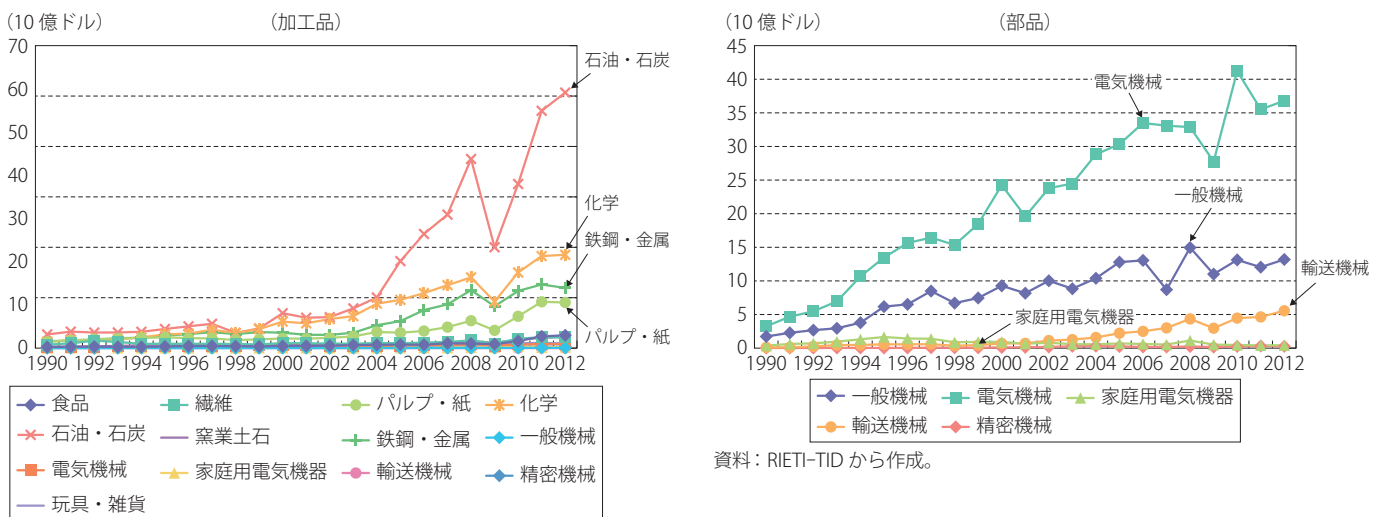
第II-3-1-15図 ASEAN 域内の財別貿易の推移



資料：RIETI-TID から作成。

資料：RIETI-TID から作成。

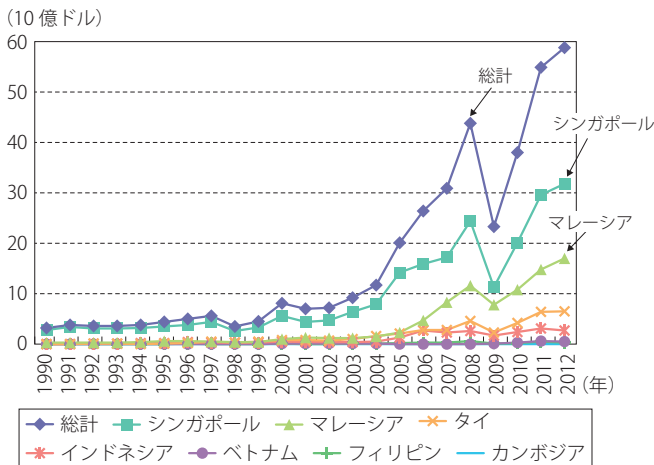
第II-3-1-16図 ASEAN 域内の中間財の貿易額の推移



資料：RIETI-TID から作成。

資料：RIETI-TID から作成。

第II-3-1-17図
ASEAN 域内の加工品（石油・石炭）の国別輸出額の推移



資料：RIETI-TID から作成。

部品については、電気機械を始め、一般機械、輸送機械の部品が域内で貿易されている。これは ASEAN 諸国が部品を域外から受け入れるだけでなく、域内においても生産していることを意味する。

ここでは、2000年から2012年の ASEAN 域内の部品貿易額²³⁸の変化を概観する。第II-3-1-18図は2000年、2012年の ASEAN 各国間の部品貿易額を示している（額が多いほど矢印の幅が広い）。また、第II-3-1-19表は、同データと2000年から2012年の変化率（倍）（以下、「変化率」という。）をマトリックスで示している。

これらを見ると、第一に、2012年輸入額が最も多いのはシンガポールの234億ドルで、2000年時点と同じく首位を維持している。ただし、輸入額の変化率は1.2倍と、域内で最も小さい。同様に、2000年、2012年輸入額が2位であるマレーシアも輸入額の変化率は1.3倍と、域内ではシンガポールに次いで小さい。また、2012年輸出額が最も多いのはマレーシアの183億ドル、2位はシンガポールの143億ドルであ

る。両国の輸出額の変化率はそれぞれ1.3倍、1.7倍と、域内では比較的小さい伸びとなっている。

第二に、インドネシアの2012年輸入額は65億ドルと第4位の水準であるが、輸入額の変化率は10.7倍と、域内で最も大きい。これはシンガポール及びタイからの輸入額が大きく増加したことが寄与している。シンガポールからの輸入は電気機械と一般機械で全体の86%を占め、タイからの輸入は輸送機械及び一般機械で全体の77%を占める。また、タイの2012年輸出額は101億ドルと第3位の水準であり、輸出額の変化率は2.2倍と、ASEAN 主要国の中では比較的大きい伸びを示している。これらを含めて、インドネシア及びタイの輸出入額の変化率は、それぞれシンガポール及びマレーシアよりも大きい（インドネシア輸出1.8倍、輸入10.7倍、タイ輸出2.2倍、輸入1.9倍、シンガポール輸出1.7倍、輸入1.2倍、マレーシア輸出1.3倍、輸入1.3倍）。

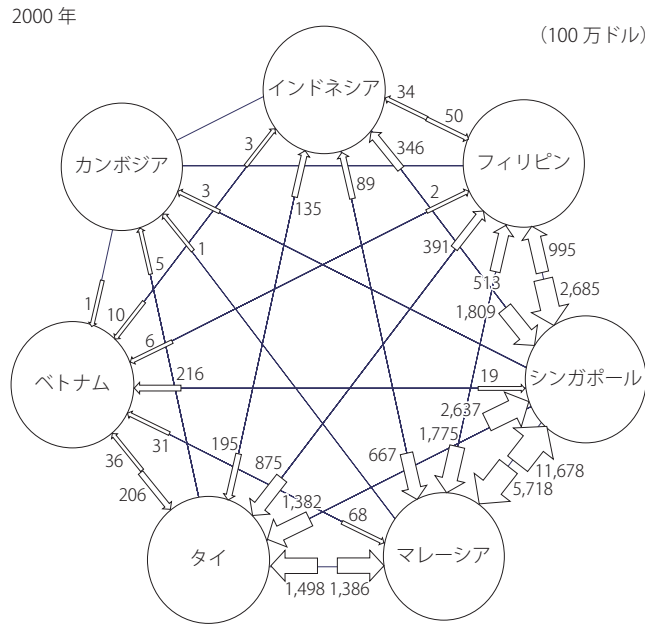
第三に、ベトナムは輸出入ともに、各国との貿易額が大きく伸びている。輸出入額の変化率は多くの国で二桁にのぼり、特にフィリピンとの輸出入の変化率が大きい（輸出56.9倍、輸入68.4倍）。

最後に、カンボジアは、他国よりも貿易額の水準が著しく小さいが、2012年のタイ向け輸出が2,480万ドルと2000年の300倍超に急増している。これを産業別に見ると、99%は電気機械関連である。

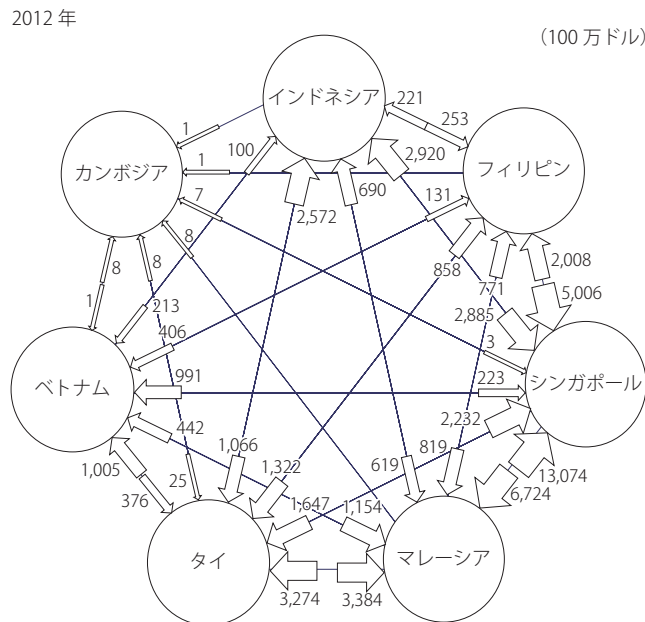
以上から、2000年と比較した2012年の ASEAN の域内部品貿易についていえることとして、依然としてシンガポール及びマレーシアの貿易額が多いこと、他方でタイやインドネシアの貿易額はシンガポール及びマレーシアを上回るペースで伸びていること、ベトナムが域内各国との貿易関係を深めていること、カンボジアが電気機械のタイ向け部品供給地として貿易額を拡大していること、が挙げられる。

238 RIETI-TID2012の中間財（部品）のデータを使用した。対象国は同データを取得可能なインドネシア、フィリピン、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、カンボジアの7か国。

第Ⅱ-3-1-18 図 ASEAN 域内の部品貿易（2000年、2012年）



備考：100万ドル未満の数字は省略。
資料：RIETI-TID から作成。



備考：100万ドル未満の数字は省略。
資料：RIETI-TID から作成。

第II-3-1-19表 ASEAN域内の部品貿易（2000年、2012年）

2000年

(100万ドル)

		輸入国							合計
		インドネシア	フィリピン	シンガポール	マレーシア	タイ	ベトナム	カンボジア	
輸出国	インドネシア		50.4	1,809.3	666.6	195.2	10.0	0.2	2,731.6
	フィリピン	33.9		2,685.0	1,775.3	875.4	5.9	0.1	5,375.7
	シンガポール	345.9	994.6		5,718.4	1,382.2	215.7	3.4	8,660.2
	マレーシア	89.1	512.7	11,677.7		1,497.6	30.6	1.2	13,808.8
	タイ	134.6	390.7	2,636.9	1,386.1		36.4	4.5	4,589.3
	ベトナム	2.9	2.3	19.3	67.8	206.2		0.1	298.6
	カンボジア	0.0	0.2	0.3	0.2	0.1	0.6		1.3
	合計	606.4	1,950.9	18,828.5	9,614.4	4,156.6	299.2	9.5	35,465.5

備考：1. カンボジアからインドネシアへの輸出は、2005年データ。
2. 2国間貿易の網掛けは20億ドル以上。

2012年

(100万ドル)

		輸入国							合計
		インドネシア	フィリピン	シンガポール	マレーシア	タイ	ベトナム	カンボジア	
輸出国	インドネシア		252.6	2,885.4	619.2	1,066.1	213.0	0.8	5,037.0
	フィリピン	220.8		5,005.8	819.2	1,322.0	405.7	1.4	7,775.0
	シンガポール	2,919.7	2,008.4		6,724.2	1,646.9	991.3	7.3	14,297.7
	マレーシア	690.1	771.1	13,074.2		3,274.0	442.3	7.6	18,259.3
	タイ	2,572.2	857.9	2,232.5	3,384.3		1,004.5	7.9	10,059.3
	ベトナム	100.0	130.7	222.9	1,154.4	375.6		7.6	1,991.2
	カンボジア	0.0	0.4	2.7	0.2	24.8	0.9		29.0
	合計	6,502.8	4,021.1	23,423.4	12,701.6	7,709.5	3,057.6	32.5	57,448.4

備考：2国間貿易の網掛けは20億ドル以上。

2000→2012年の変化

(倍)

		輸入国							合計
		インドネシア	フィリピン	シンガポール	マレーシア	タイ	ベトナム	カンボジア	
輸出国	インドネシア		5.0	1.6	0.9	5.5	21.3	3.7	1.8
	フィリピン	6.5		1.9	0.5	1.5	68.4	21.6	1.4
	シンガポール	8.4	2.0		1.2	1.2	4.6	2.2	1.7
	マレーシア	7.7	1.5	1.1		2.2	14.5	6.4	1.3
	タイ	19.1	2.2	0.8	2.4		27.6	1.7	2.2
	ベトナム	34.4	56.9	11.6	17.0	1.8		61.2	6.7
	カンボジア	2.0	2.4	9.9	1.0	315.8	1.5		22.0
	合計	10.7	2.1	1.2	1.3	1.9	10.2	3.4	1.6

備考：網掛けは2桁以上の倍数。

資料：RIETI-TIDから作成。

第2節

我が国企業と東アジアの関わり

これまで見てきた東アジアの貿易構造の特徴、中間財貿易の拡大、中国、ASEANの輸出拡大には、日系製造業企業による海外展開と密接な関係がある。ここでは日本の直接投資の動向を確認し、日系海外現地法人の経済活動（売上げ、資材調達、日本への送金）の

推移を概観する。

特に、日系海外現地法人の経済活動の分析に当たっては、①日本企業の稼ぎ方が変わったのか、②アジアの中での生産シフトがあるか、③国内と海外の分業体制に変化があるかという視点から考察する。

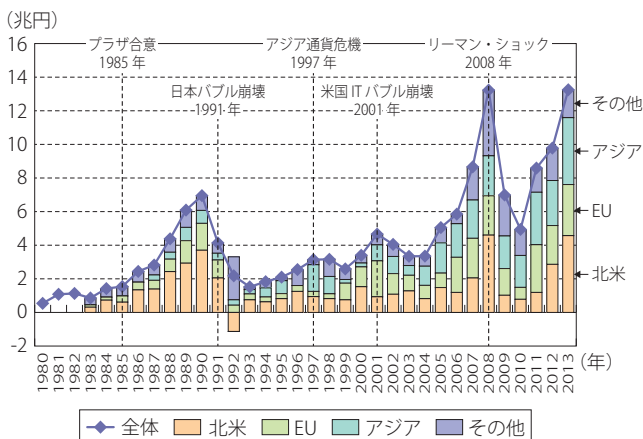
1. 対外直接投資

(1) フローベース

我が国の長期的な直接投資の推移を見ると、まず、1980年代後半、プラザ合意後の円高方向の動きの中で大きく増加していく。1980年代後半は不動産など非製造業を中心とする米国向け直接投資が大きかったが、バブル崩壊後、米国向けが大きく落ち込み、かわって製造業を中心とするアジア向け投資が拡大していく。アジア向け投資は、アジア通貨危機で一旦縮小するものの、2000年代、再び拡大している（第Ⅱ-3-2-1図）。

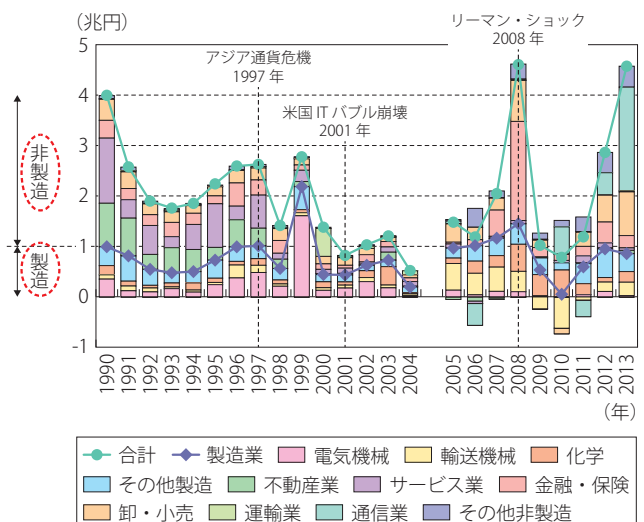
アジア向けと米国向けでは業種構成が大きく異なっている²³⁹。米国向けは不動産、サービス、金融・保険、卸・小売、そして最近では通信業等の非製造業が相対的に大きい（第Ⅱ-3-2-2図）。他方、アジア向けは、電気機械、輸送機械、一般機械、化学、鉄・非鉄金属等の製造業が相対的に大きく、生産拠点の海外展開を通じて、中間財の輸出に結びついている（第Ⅱ-3-2-3図）。なお、北米、アジアとも最近では非製造業が伸びてきている。

第Ⅱ-3-2-1図 日本の直接投資の推移



備考：国際収支統計の変更が1996年にあり厳密には前後で接続しない。地域区分も異なり、1987-1995年まではアジアという区分はなく、東南アジアと中国の合計として求めた。1986年以前はアジアの統計はとれない。1983-1995年の北米は米国のみ。EUはその当時のEU（又はEC）加盟国で集計されている。
資料：財務総合政策研究所 Web サイト、日銀 Web サイトから作成。

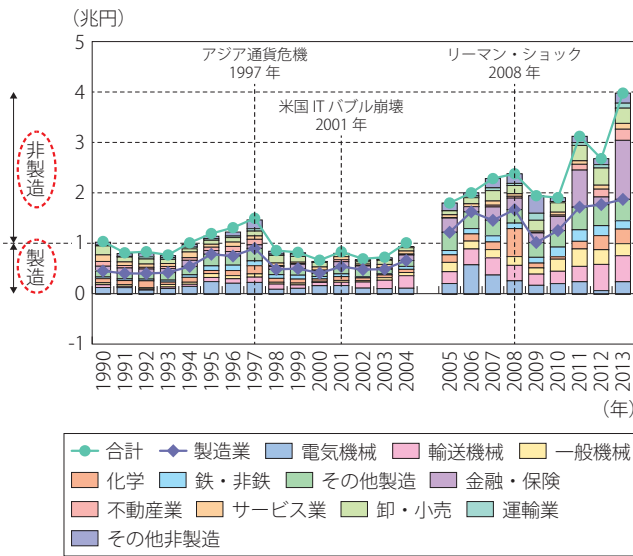
第Ⅱ-3-2-2図 日本の業種別直接投資の推移（北米）



備考：2004年までは直接投資の報告・届け出ベース、2005年以降は国際収支の直接投資（ネット）ベース。このため、その前後で、厳密には統計は連続しない。また、業種分類も異なり、2004年までは通信業という分類はなかった。
資料：財務省 Web サイト、日銀 Web サイトから作成。

²³⁹ 国際収支の直接投資統計で業種別が把握できるのは2005年以降のため、ここでは2004年までは直接投資の届出統計を利用した。ただし、届出統計は成約時の投資総額を表示したものであり、投資の回収は含まれない等の特徴がある。このため、その前後で、厳密には統計は連続しない。

第II-3-2-3 図 日本の業種別直接投資の推移 (アジア)



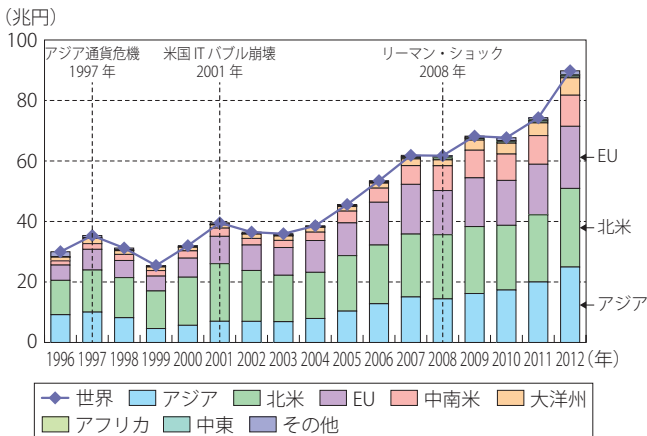
備考：2004年までは直接投資の報告・届け出ベース、2005年以降は国際収支の直接投資（ネット）ベース。このため、その前後で、厳密には統計は連続しない。

資料：財務省Webサイト、日銀Webサイトから作成。

(2) 残高ベース (ストックベース)

次に直接投資を残高ベースで見ると、フローベースは年ごとの変動が大きいが、残高（ストック）ベースは安定的に推移している。我が国の直接投資残高は、リーマン・ショック等の影響による一時的減速はあるものの、すう勢的に増加してきている（第II-3-2-4図）。地域別のシェアを見ると、北米が大きいものの、2000年代初め以降、シェアの低下が続いている（第II-3-2-5図）。それに対して、アジアは、1997年の通貨危機の際は落ち込んだものの、2000年代に入ってシェアを拡大しており、直近では北米に匹敵する水準に達している。EUは依然として20%以上のシェアを維持しており、北米、アジア、EUの3地域で直接投資残高全体の約8割を占めている。

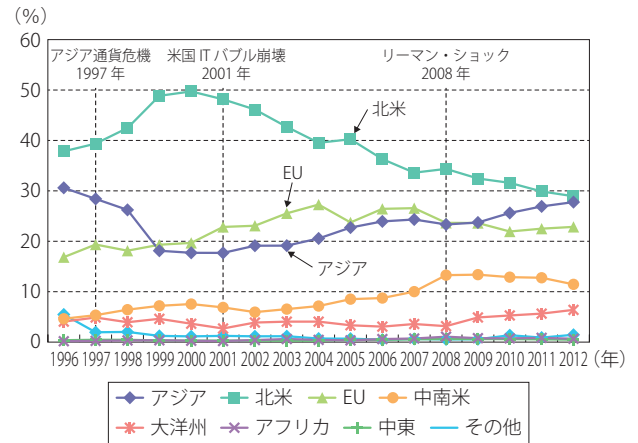
第II-3-2-4 図 日本の直接投資残高の推移



資料：日本銀行から作成。

第II-3-2-5 図

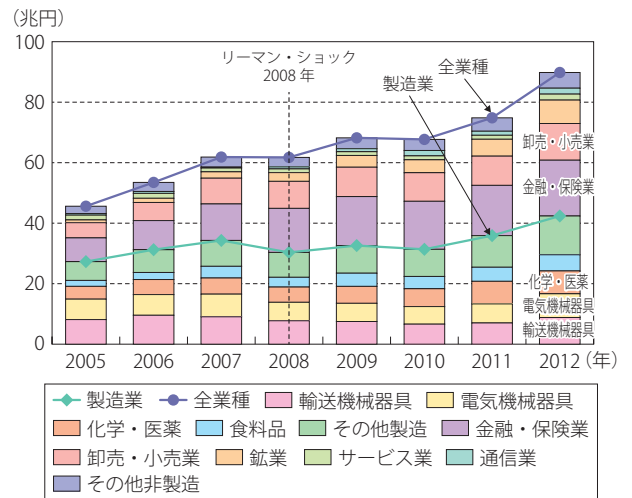
日本の直接投資残高の地域別シェアの推移



資料：日本銀行から作成。

業種別には、2005年以降、製造業、非製造業共に拡大したが、非製造業の伸びが高い。近年は、特に金融・保険、卸・小売、鉱業、通信等が拡大している（第II-3-2-6図）²⁴⁰。

第II-3-2-6 図 日本の業種別直接投資残高の推移

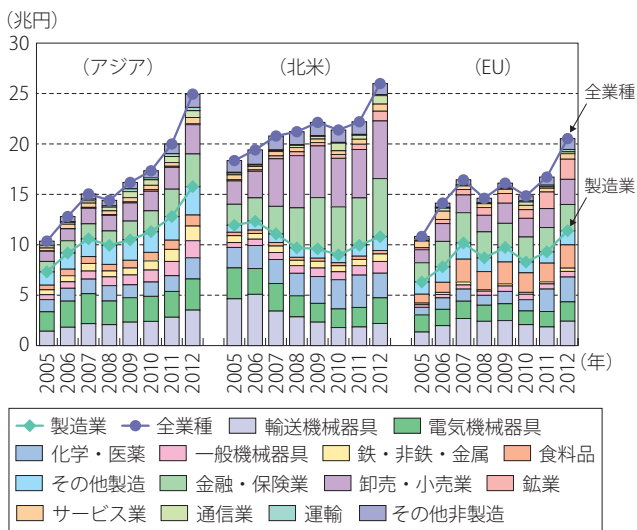


資料：日本銀行Webサイトから作成。

240 2005年から直接投資の業種別残高が公表されるようになった。

アジアでは製造業中心に伸びているのに対して、北米では金融・保険、卸・小売りなど非製造業が拡大している（第Ⅱ-3-2-7図）。

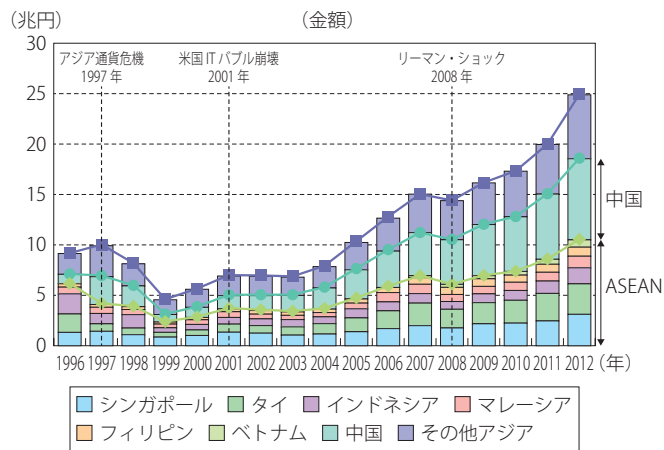
第Ⅱ-3-2-7図 日本の地域別・業種別直接投資残高の推移



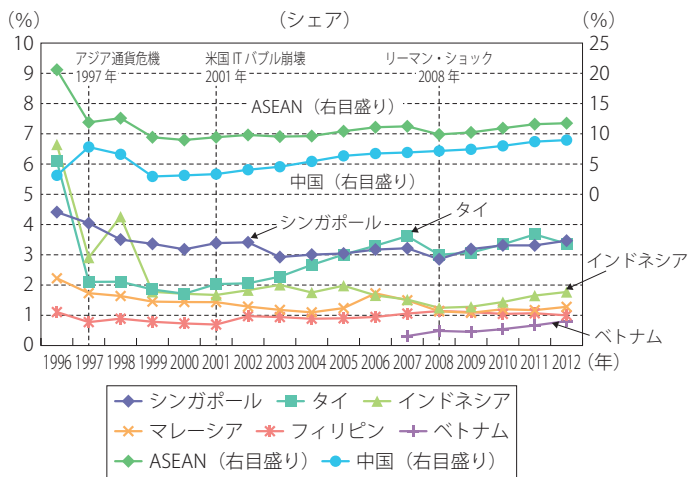
資料：日本銀行 Web サイトから作成。

アジアの直接投資残高が拡大しているが、アジアの中では ASEAN が緩やかにシェアを拡大するとともに、2000年代、中国のシェアがより速いペースで上昇しつつある（第Ⅱ-3-2-8図）。ASEAN の中では、アジア通貨危機に際してタイ、インドネシアが大きく低下したが、2000年代、タイへの投資が急速に回復し、シンガポールと並ぶほどの水準となっている。また、リーマン・ショック後はインドネシアのシェアが緩やかに上昇し、ベトナムもシェアを拡大している。

第Ⅱ-3-2-8図 日本の国・地域別直接投資残高の推移（アジア）



資料：日本銀行から作成。



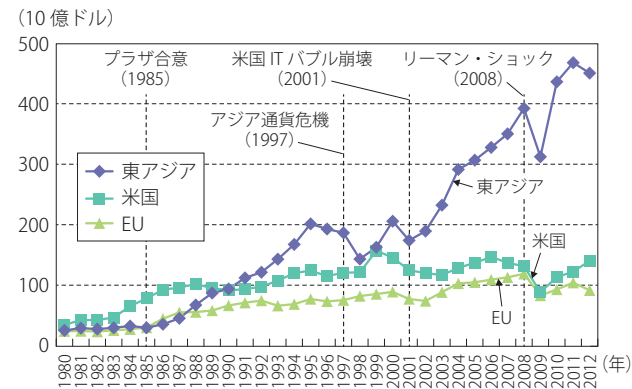
備考：世界の残高に占めるシェア
資料：日本銀行から作成。

(3) 我が国の輸出への影響

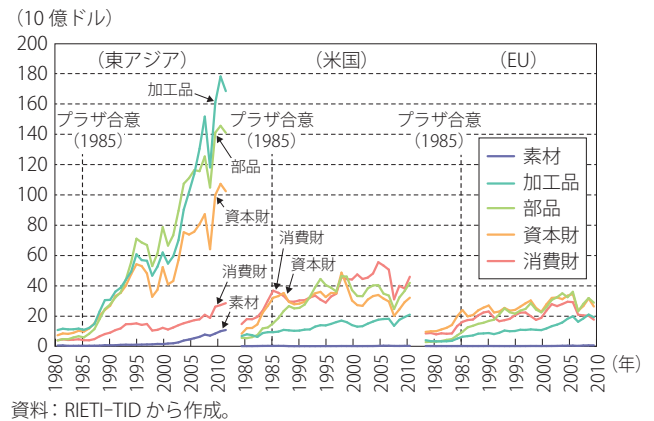
このような直接投資の動向を背景に、プラザ合意後、日本の輸出は東アジア向けを中心に増加した（第Ⅱ-3-2-9図）。東アジア向け輸出は、日系製造業企業の進出に伴って、電気機械を中心とした部品などの中間財が拡大しており、東アジア域内における国際的生産

分業の展開を示唆している（第Ⅱ-3-2-10図）。一方、米国向け輸出は、直接投資の多くが必ずしも資材輸出を伴わない非製造業であることもあり、輸出の伸びは緩やかになっている。なお、消費財輸出については輸送機械が多くなっている。

第II-3-2-9 図 日本の相手地域別の輸出額の推移



第II-3-2-10 図 日本の相手地域別・財別輸出額の推移



2. 日系海外現地法人の活動

このような海外展開に伴って、我が国企業の稼ぎ方にも変化が生じている。貿易の面では、北米等への輸出に加えて、東アジアの国際的な生産分業に向けての中間財輸出が大きく拡大し、また、貿易以外の面では、海外現地法人の生産活動とそれに伴う配当金やロイヤリティ収入が拡大してきている。その様子を日系現地法人の統計などから見ていく。

まず、我が国企業の海外展開（現地法人数、売上高）を確認し、次に、稼ぎ方（日本からの資材調達、日本への配当・ロイヤリティの支払）を見ていく。その上で、国内と海外の分業体制の変化を考察する。

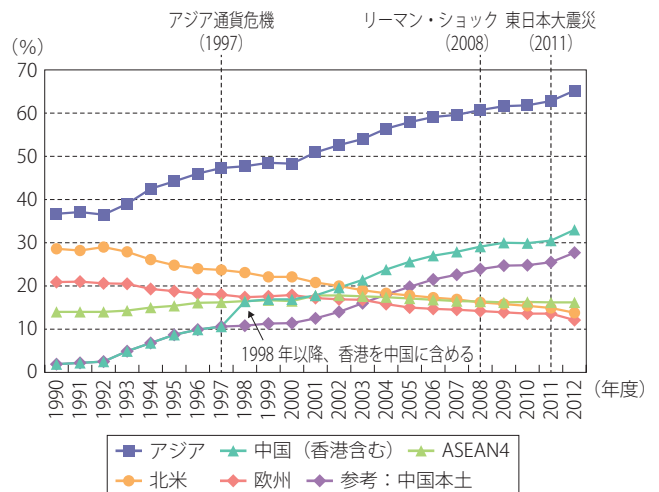
(1) 日系海外現地法人数と売上高

まず、我が国企業が、主としてどこに展開し、どこで生産活動を行っているのかを確認する。我が国の海外現地法人数は拡大してきており、その主要地域別シェアを見ると、製造業のアジア展開に伴って、アジアのシェアが上昇している。アジアの中では特に中国の拡大が著しい（第II-3-2-11 図）。

2012年度末の展開を見ると、日系海外現地法人数は23,351社であり、アジアが全体の65.2%を占めている。その内、中国（香港を含む、以下同じ）は同

33.0%、ASEANは同23.2%と、北米（同13.8%）や欧州（同12.1%）を上回っている。製造業では全体の76.4%がアジアに集中しており、その大部分を中国（全体の39.7%）とASEAN（同27.7%）が占めている（第II-3-2-12表）。

第II-3-2-11 図 日系海外現地法人の推移（主要地域別シェア）



第Ⅱ-3-2-12表 日系海外現地法人数（2012年度末）

（単位：社、％）

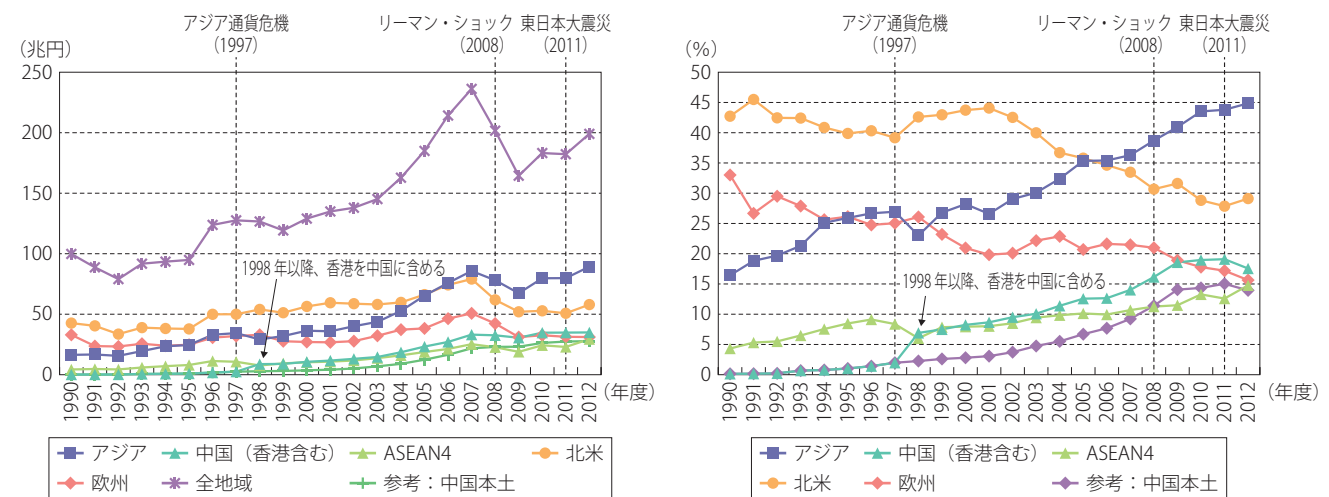
業種	全地域	北米	中南米	アジア	ASEAN6											欧州	中東 オセアニア アフリカ
					中国	参考 中国本土	ASEAN10	タイ	シンガポール	インドネシア	マレーシア	ベトナム	フィリピン	インド			
合計	23,351 (100.0)	3,216 (13.8)	1,205 (5.2)	15,234 (65.2)	7,700 (33.0)	6,479 (27.7)	5,410 (23.2)	1,807 (7.7)	974 (4.2)	787 (3.4)	714 (3.1)	610 (2.6)	468 (2.0)	410 (1.8)	2,834 (12.1)	862 (3.7)	
製造業	10,425 (100.0)	1,152 (11.1)	292 (2.8)	7,962 (76.4)	4,142 (39.7)	3,879 (37.2)	2,887 (27.7)	1,071 (10.3)	217 (2.1)	516 (4.9)	403 (3.9)	402 (3.9)	259 (2.5)	197 (1.9)	851 (8.2)	168 (1.6)	
食料品	508	80	20	344	193	185	123	51	13	20	11	23	5	5	44	20	
化学	1,213	162	35	837	342	328	319	104	50	66	52	28	17	27	154	25	
金属製品	528	43	5	456	249	226	173	64	18	29	20	25	15	5	17	7	
生産用機械	674	77	7	536	291	286	168	81	15	25	14	21	12	11	50	4	
電気機械	667	63	13	535	326	306	153	72	16	15	12	23	15	13	48	8	
情報通信機械	1,095	78	20	905	469	397	332	72	34	36	89	42	57	5	87	5	
輸送機械	1,950	316	107	1,310	534	530	588	278	7	132	42	69	55	83	183	34	
その他の製造業	3,790	333	85	3,039	1,738	1,621	1,031	349	64	193	163	171	83	48	268	65	
非製造業	12,926 (100.0)	2,064 (16.0)	913 (7.1)	7,272 (56.3)	3,558 (27.5)	2,600 (20.1)	2,523 (19.5)	736 (5.7)	757 (5.9)	271 (2.1)	311 (2.4)	208 (1.6)	209 (1.6)	213 (1.6)	1,983 (15.3)	694 (5.4)	

備考：1. 「操業中」と回答した企業を集計。
 2. 2012年度末時点。
 3. 北米は米国及びカナダ。中国には香港を含む。
 資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

日系海外現地法人の売上高を見ると、リーマン・ショック等の影響により減速することはあったが、すう勢的に拡大している（第Ⅱ-3-2-13図）。主要地域別に見ると、アジアの成長が著しく、2006年度以降、製造業の展開が著しいアジアの日系現地法人が北米の

日系現地法人を上回っている。売上高全体としてはリーマン・ショック前の水準を下回って推移しているが、アジアの日系現地法人はリーマン・ショック前の水準を上回っている。

第Ⅱ-3-2-13図 日系海外現地法人の売上高の推移（主要地域別）（左：額、右：シェア）

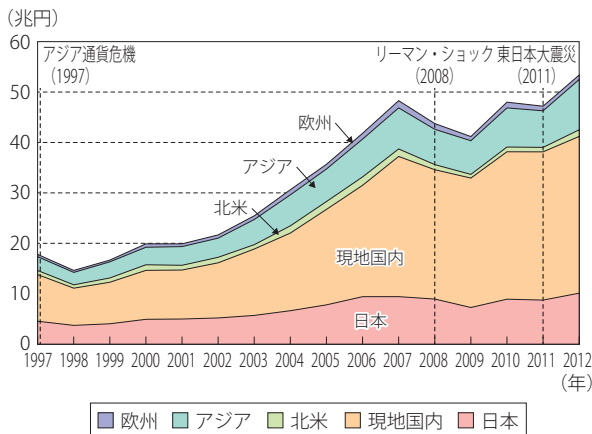


備考：1. 北米は米国及びカナダ。ASEAN4はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ。中国は1998年より香港を含む。
 2. 2012年度は速報値。
 資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

備考：1. 北米は米国及びカナダ。ASEAN4はインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ。中国は1998年より香港を含む。
 2. 2012年度は速報値。
 資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

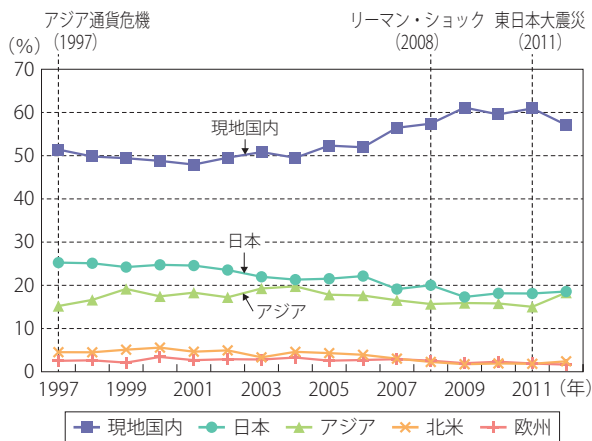
ここでアジアに焦点を当て、売上額の推移を見ると、日本や欧米への売上げのほかに、現地国内への売上げが拡大している（第Ⅱ-3-2-14図）。シェアの推移を見ると、現地販売比率が上昇していることがわかる（第Ⅱ-3-2-15図）。

第Ⅱ-3-2-14図
アジアの日系製造業現地法人の売上額の推移



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-15図
アジアの日系製造業現地法人の地域別売上額シェアの推移



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

(2) 我が国企業の稼ぎ方

我が国企業の直接投資による海外展開に伴って、日本の稼ぎ方、国際収支に与える影響が異なってくる。例えば、日系現地法人の日本からの基幹部品などの資材調達是我が国の貿易収支に現れ、日系現地法人の売上上げは、配当収入として第一次所得収支に影響し、現

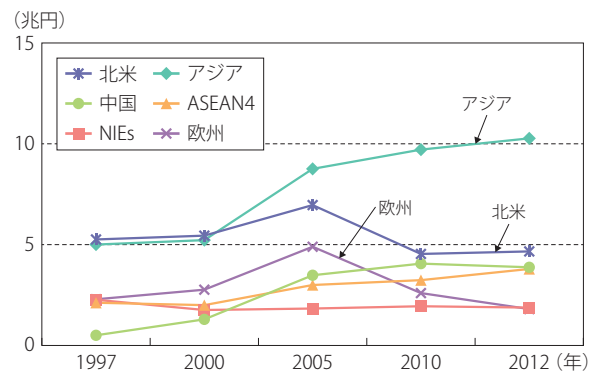
地法人が支払う特許利用料、ロイヤリティはサービス収支に計上される。

① 資材調達活動

我が国の製造業企業は、プラザ合意後の円高方向の動きの中で、アジアを中心に現地法人を設立し生産活動を営んできた。その生産に必要な基幹部品をはじめとする資材は親会社をはじめとする日本から調達するとともに、現地や第三国からも調達している。このような生産拠点間の調達の流れが、これまで見てきた東アジア域内の部品を中心とした中間財貿易の背景となっている。

まず、日系海外現地法人（製造業）の日本からの資材調達は、北米、欧州は低調に推移しているものの、アジアに立地する日系海外現地法人の調達額は拡大している（第Ⅱ-3-2-16図）²⁴¹。

第Ⅱ-3-2-16図
日系海外現地法人（製造業）の日本からの資材調達額



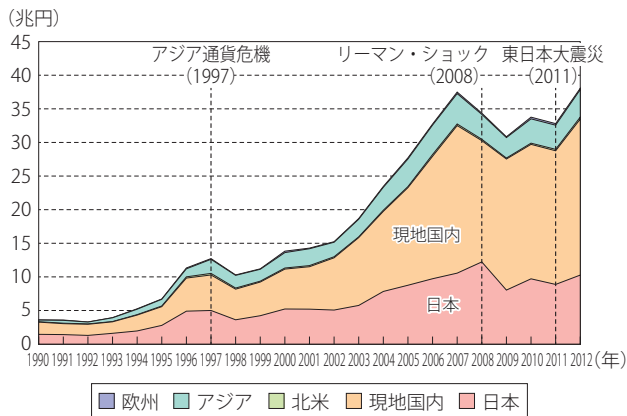
備考：香港は1997年はNIEs、2000年以降は中国に含まれる。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

ここでは、特にアジアに焦点を当てて日系製造業現地法人の調達活動の現状や最近の動きを見ていく。アジアの日系製造業現地法人は、生産額が拡大する中で、日本からの基幹部品等の資材調達額を拡大してきた（近年では、リーマン・ショック、東日本大震災の影響等による調達額の減少も見られた）（第Ⅱ-3-2-17図）²⁴²。他方、調達先別のシェアを見ると、現地調達率が上昇するとともに、日本からの調達率は緩やかに低下してきている（第Ⅱ-3-2-18図）。

241 非製造業の分析は割愛した。もともと非製造業は資材調達が少ない、しかも約9割を卸売業（商社による貿易等が考えられる）で占め、製造業の資材調達と重複する可能性が高い。

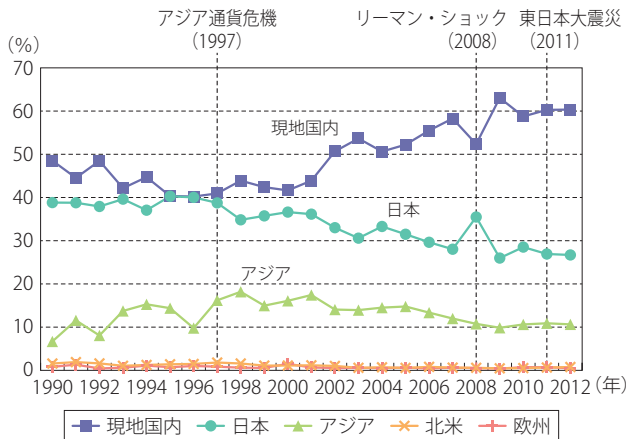
242 日系現地法人の活動については、経済産業省「海外事業活動基本調査」のデータを利用して分析を行う。その際の「アジア」とは、統計上、中東、オセアニアを除いたアジア全域の集計データを指す。なお、北米は、カナダ、米国の2か国、ASEAN4は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの4か国である。

第Ⅱ-3-2-17 図
アジアの日系製造業現地法人の資材調達額の推移



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

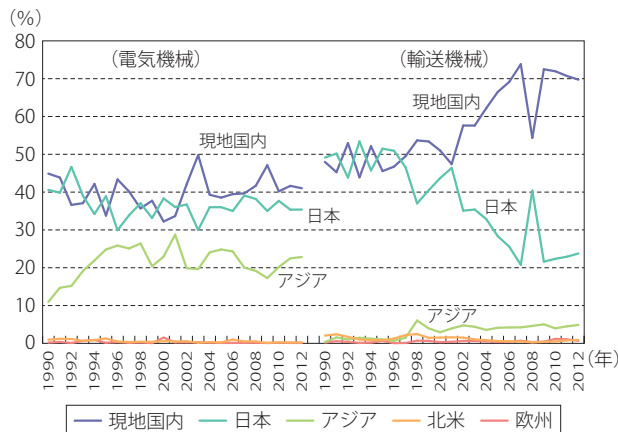
第Ⅱ-3-2-18 図
アジアの日系製造業現地法人の資材調達先別シェアの推移



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

調達先の地域構成は業種によってかなり相違が見られる。電気機械では、現地国内や日本のほか、アジア域内第三国も一定のシェアを占めているのに対して、輸送機械では現地国内調達率が高くなっている（第Ⅱ-3-2-19 図）。このような業種別の特徴は、部品の規格化の程度、生産過程におけるすり合わせの必要性、輸送コストの違い、技術水準等が影響していると考えられる。

第Ⅱ-3-2-19 図
アジアの日系製造業現地法人の業種別の資材調達先シェア

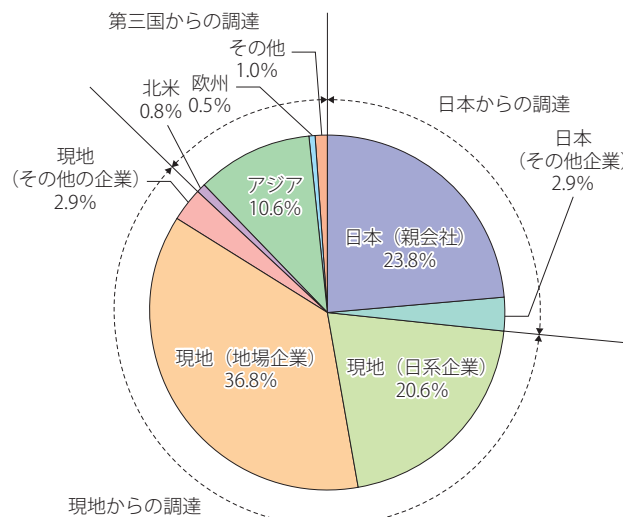


備考：2001年に業種分類の変更があったが、統計の連続性を考えて、「電気機械」は、新業種分類の「電気機械」及び「情報通信機械」の合計として計算。

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

既に見たように日系製造業現地法人の現地調達率は上昇してきているが現地調達のうち約 1/3 は現地日系企業からの調達である（第Ⅱ-3-2-20 図）。仮に日本からの調達（輸入）と現地日系企業からの調達を合計すれば約 47% の調達率となる（第Ⅱ-3-2-21 表）²⁴³。

第Ⅱ-3-2-20 図
アジアの日系製造業現地法人の資材調達先別シェア（2012年）



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

243 厳密には、第三国からの調達の中にも、第三国に立地している日系企業からの調達が含まれているはずであるが、データの制約から、第三国からの調達は日系企業とそれ以外の企業に分けることができないので、ここでは広義の日本からの調達に含めていない。

第Ⅱ-3-2-21表 アジアの日系製造業現地法人の資材調達先別シェア

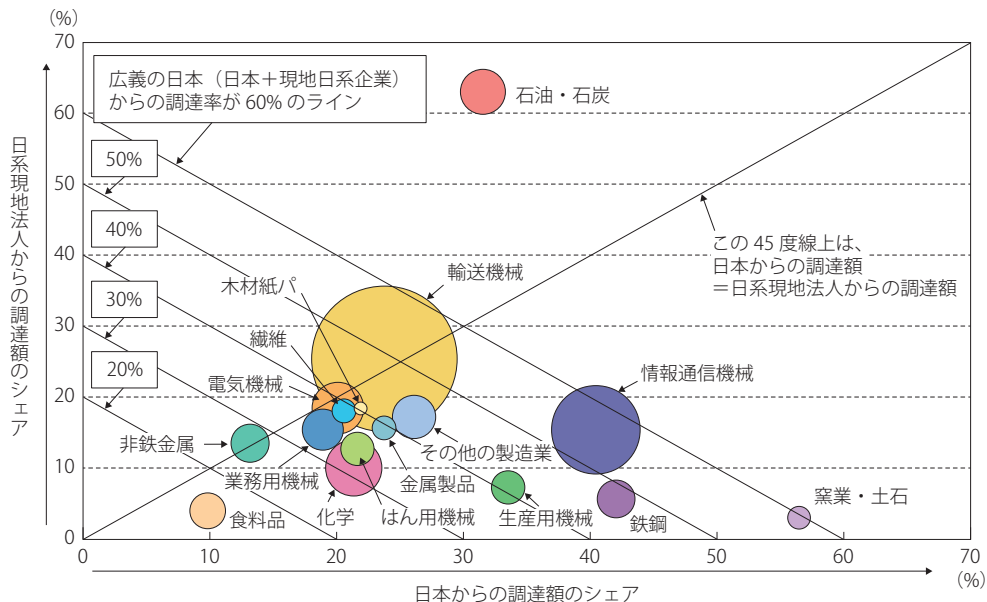
調達計	日本	現地			第三国				日本 +現地日系	
		日系企業	地場企業	その他	アジア	北米	ヨーロッパ	その他		
2009	100.0	26.6	17.4	42.9	2.1	9.9	0.5	0.4	0.3	43.9
2010	100.0	28.5	17.5	38.9	2.3	10.6	0.5	0.7	0.8	46.0
2011	100.0	26.9	18.1	39.5	2.7	10.9	0.6	0.7	0.5	45.0
2012	100.0	26.7	20.6	36.8	2.9	10.6	0.8	0.5	1.0	47.3

資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

このような「広義の日本からの調達」（日本からの輸入+日系現地企業からの調達）に着目して、アジアの日系製造業現地法人の業種別調達をプロットしたのが第Ⅱ-3-2-22図である²⁴⁴。横軸は日本からの調達シェア、縦軸は現地日系企業からの調達シェアで、円は調達総額の大きさを表す。このグラフでは右上に位置するほど広義の日本からの調達率が高く、45度線より左上に位置するほど日本よりも現地日系企業からの調達の方が多ことを示している。

輸送機械では、日本からの調達率は低下しているものの、現地日系企業からの調達を合わせた「広義の日本からの調達」は調達総額の49%と半分近い。このように日本からの調達と現地日系企業からの調達がほぼ拮抗する業種としては、45度線近辺に位置している電気機械、業務用機械等が挙げられる。また、情報通信機械では、比較的日本からの調達率が高く、「広義の日本からの調達」は56%となっている。

第Ⅱ-3-2-22図 アジアの日系製造業現地法人の資材調達（2012年）

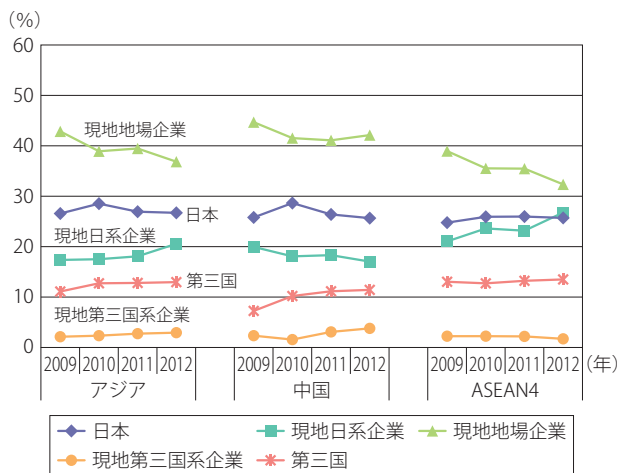


備考：日本、現地、第三国を含めた調達総額に対するシェア。円の大きさは調達総額を表す。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

244 ただし、最終組立てに至るまでに、現地日系部品メーカーの間で何度か取引が行われる場合、重複計上が生じて現地日系企業の比率が過大評価されている可能性はある。

次に、立地国によって調達行動に相違があるか見ていく。中国とASEAN4を比べると、日本からの調達率については大きな差がないが、中国に比べてASEAN4では、現地日系企業からの調達率が高く、反対に現地地場企業からの調達率が低い（第Ⅱ-3-2-23図）。また、データが取得可能な4年間に、ASEAN4では現地日系企業からの調達率は上昇している。

第Ⅱ-3-2-23図
日系製造業現地法人の資材調達先別シェア（中国とASEAN4）

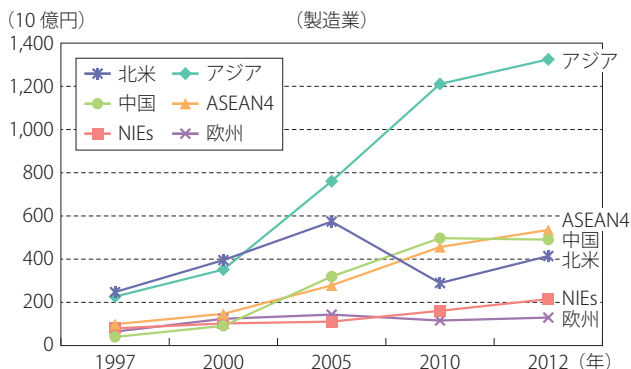


資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

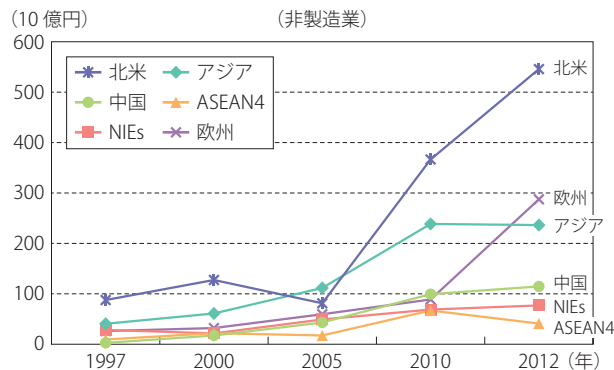
② 配当金・ロイヤリティ

日系海外現地法人の活動によって得られた利益から日本の出資者に対して配当金が支払われる。また、本社の技術やブランドなどを利用する場合は、ロイヤリティが送金される。このような日本の出資者に対する支払額がすう勢的に増加している（第Ⅱ-3-2-24図）。製造業においてはアジアを中心に支払額が拡大し、非製造業においては北米等からの支払額拡大が著しい。

第Ⅱ-3-2-24図
日系製造業現地法人の日本出資者向け支払の推移



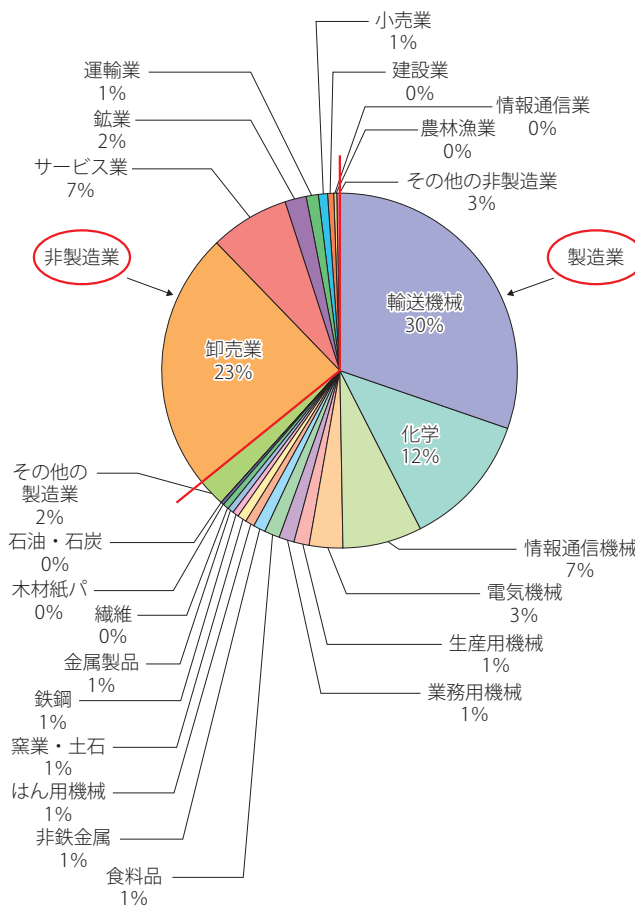
備考：1. 日本出資者への支払額には、配当金及びロイヤリティの両方を含む。
2. 香港は1997年はNIEs、2000年以降は中国に含まれる。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。



備考：1. 日本出資者への支払額には、配当金及びロイヤリティの両方を含む。
2. 香港は1997年はNIEs、2000年以降は中国に含まれる。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

業種別には、製造業の割合が大きく、特に輸送機械、化学、情報通信機械、電気機械で全支払額の過半を占めている（第Ⅱ-3-2-25図）。非製造業の中では卸売業が大きな割合を占めている。

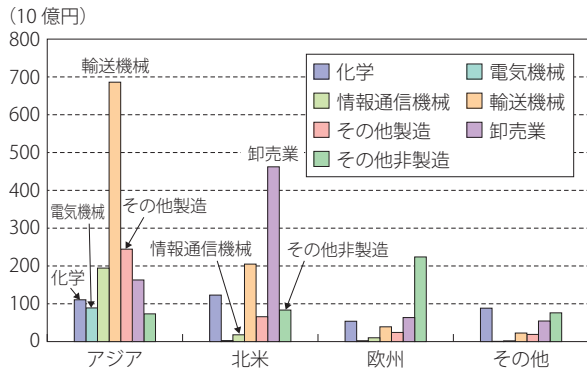
第Ⅱ-3-2-25図
日系現地法人の日本出資者向け支払（業種別/2012年）



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

さらに地域・業種別のクロスでみれば、アジアは、輸送機械を筆頭に、情報通信機械、電気機械等の機械類や化学など製造業からの送金が多い（第Ⅱ-3-2-26図）。北米は、製造業は輸送機械、化学が多いが、むしろ非製造業の卸売業からの支払が目立つ。

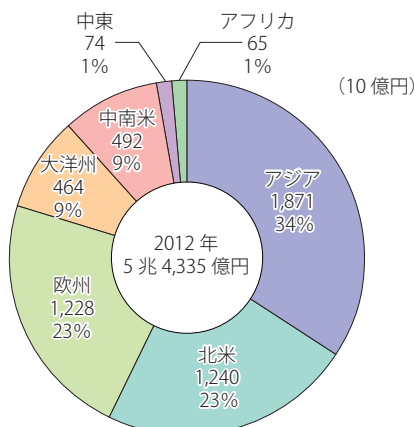
第Ⅱ-3-2-26図
日系現地法人の日本出資者向け支払
(地域・業種別/2012年)



備考：日本出資者への支払額には、配当金及びロイヤリティの両方を含む。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

このように我が国の本社企業は、アジアの現地法人から最も配当・ロイヤリティを受け取っており、第一次所得収支（直接投資収益受取）においてアジアの比率が高いことに符合する（第Ⅱ-3-2-27図）。

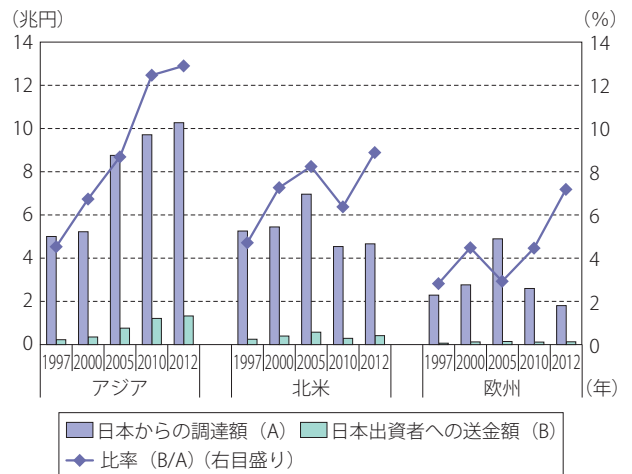
第Ⅱ-3-2-27図
我が国の所得収支（直接投資収益受取）額（2012年）



資料：日本銀行から作成。

日系海外現地法人の「日本からの資材調達額」と「日本出資者への送金額（配当・ロイヤリティ）」の推移を比較すると、製造業においては、アジアは資材調達額、配当・ロイヤリティともに拡大しており、配当・ロイヤリティの資材調達に対する比率は上昇している（第Ⅱ-3-2-28図）。北米、欧州では資材調達額は減少傾向、配当・ロイヤリティは横ばいとなっており、配当・ロイヤリティの比率はアジアと同様上昇している。配当・ロイヤリティの比率の上昇は、現地法人の利益が拡大しているとともに、現地調達率の上昇も影響していることが考えられる。

第Ⅱ-3-2-28図
日系海外現地法人（製造業）に係る日本の収入



資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

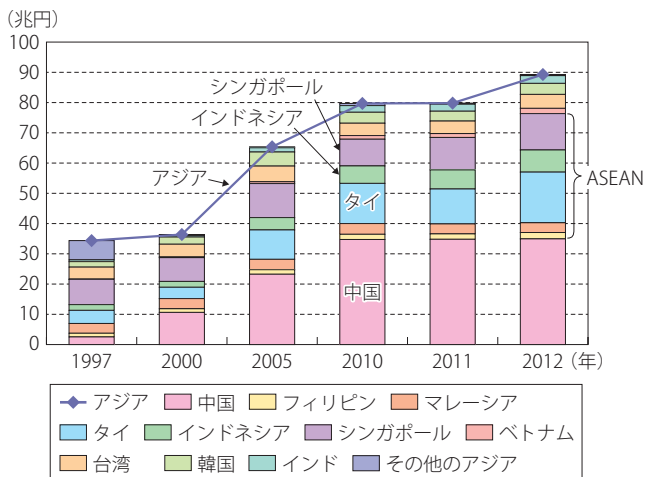
(3) アジアの中での生産シフト

日系現地法人の立地国別の売上げの推移から、アジアの中での生産拠点の変化を見ていく²⁴⁵。中国の売上げが大きく伸びているほか、ASEANのタイ、インドネシアの拡大が目立つ。また、まだ金額は小さいものの、ベトナム、インドも拡大しており、アジア全体に生産が拡大している様子が見られる（第Ⅱ-3-2-29図）。シェアで見ると、相対的にASEANが低下して、中国のシェアが大きく上昇している（第Ⅱ-3-2-30図）。ただし、直近では、ASEANの上昇、中国の低下と反転の動きも見られる。ASEANの中では、シン

ガポールのシェアが低下し、かわってタイ、インドネシアのシェアが上昇している。

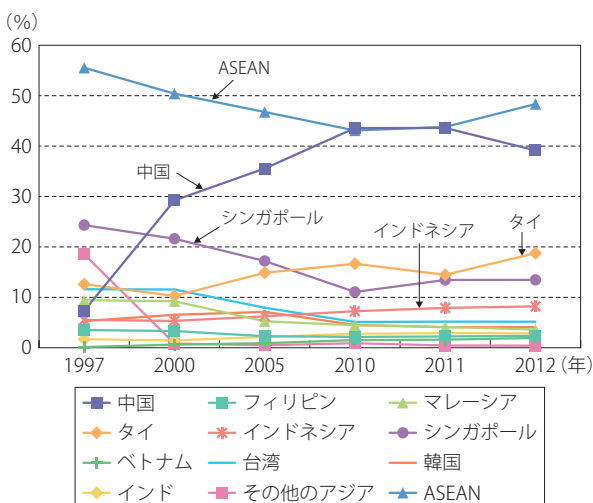
日本企業に対する有望投資先国の調査を見ると、2000年代初め、中国を有望な投資先と考える企業の割合が高く、先に見たような日系現地法人の売上げ拡大につながったと考えられる（第Ⅱ-3-2-31図）。ASEANの中では、タイを有望視する企業割合が安定的に推移しているほか、ベトナム、インドネシアも上昇している。このような企業から見た投資有望先としての期待が、海外生産のシフトに反映していると見られる。

第Ⅱ-3-2-29図 アジアの日系海外現地法人の売上額



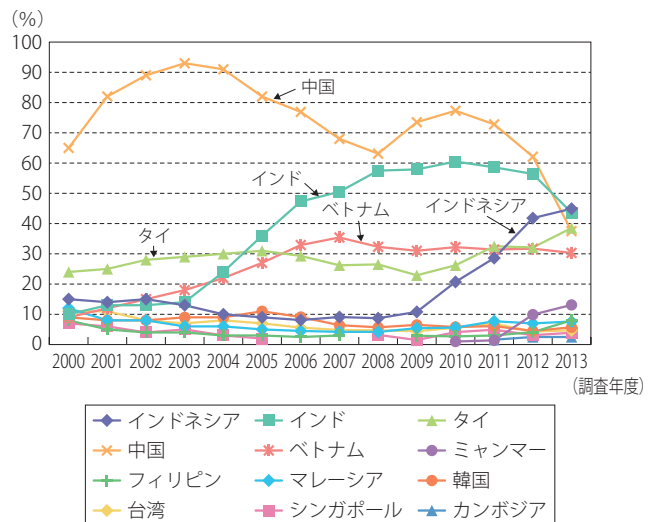
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-30図 アジアの日系海外現地法人の売上シェア



備考：ここではASEANは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの6か国で計算。
資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

第Ⅱ-3-2-31図 中長期的な有望事業展開先



備考：アンケート調査による中期的（3年程度）な有望な事業展開先。
資料：国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」から作成。

また、最近では中国を有望視する企業割合が低下してきているが、それまで安価な労働力を有望理由とする企業が多かったものの、むしろ労働コストの上昇等を課題として挙げる企業が増えてきている（中国を生産拠点からマーケットとして考える企業が増えていることも調査からは示されている）。それに対して、有望視する企業割合が上昇しているインド、ベトナム、インドネシアは、マーケットの成長性ととともに、安価な労働力等も有望理由に挙げられている。我が国企業が、その時々状況に応じて、アジアの中で最適な生産拠点を選定し、活動を行っていることがうかがえる²⁴⁶。

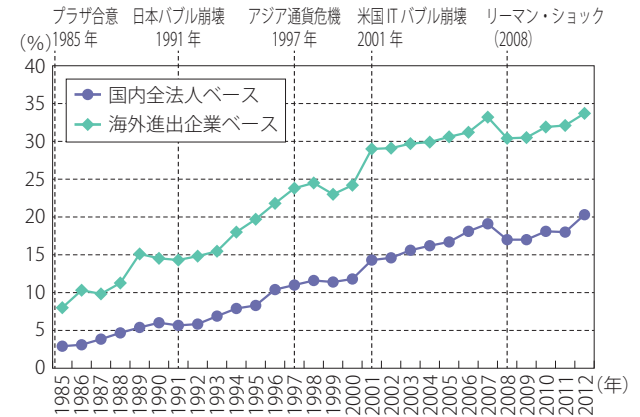
²⁴⁵ 統計の関係から、生産額のデータがとれないため、売上額で代用する。

²⁴⁶ なお、インドについては期待が高いわりに、日系現地法人の売上額が少ないのは、インフラの未整備等を課題として挙げる企業が多く、このような課題が改善されれば投資が拡大していくものと予想される。

(4) 国内と海外の分業体制の変化

このように我が国企業は、東アジアを中心に最適な拠点で経済活動を行っているが、日本国内との分業体制の変化を考える。

第Ⅱ-3-2-32 図 海外生産比率の推移（製造業）

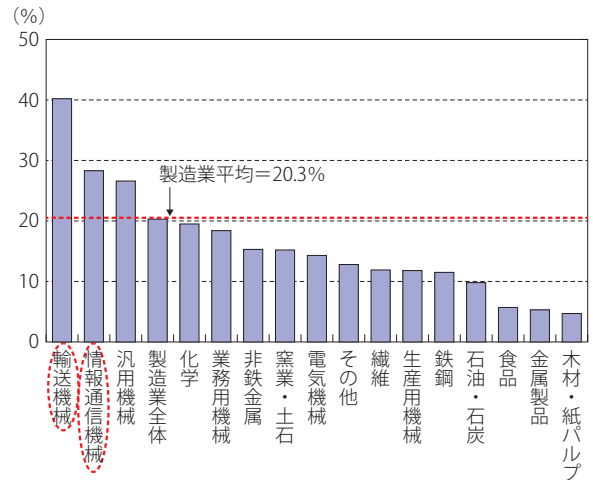


備考：海外生産比率（海外進出企業ベース）＝現地法人売上高 / (現地法人売上高＋本社企業売上高)
 海外生産比率（国内全法人ベース）＝現地法人売上高 / (現地法人売上高＋国内法人売上高)
 1985～1993年は、公表値が異なる計算式を用いていたため、ベースを合わせるよう修正した。
 資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

① 海外生産比率

我が国企業の海外における生産活動は拡大し、海外生産比率は上昇している（第Ⅱ-3-2-32 図）。特に輸送機械、情報通信機械で顕著である（第Ⅱ-3-2-33 図）。

第Ⅱ-3-2-33 図 業種別の海外生産比率（2012年）



備考：国内全法人ベース。
 資料：経済産業省「海外事業活動基本調査」から作成。

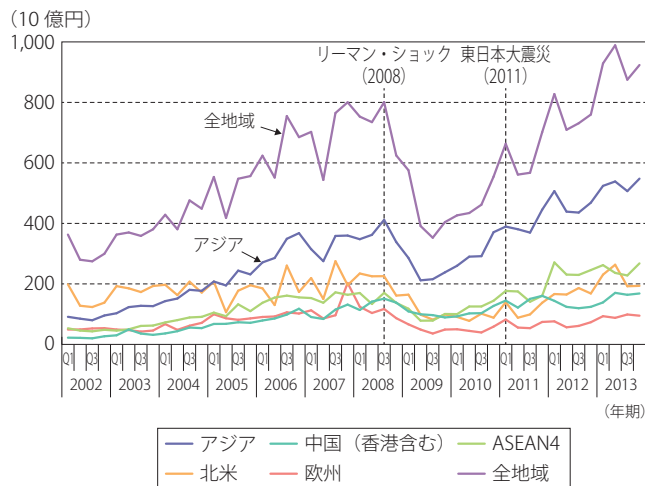
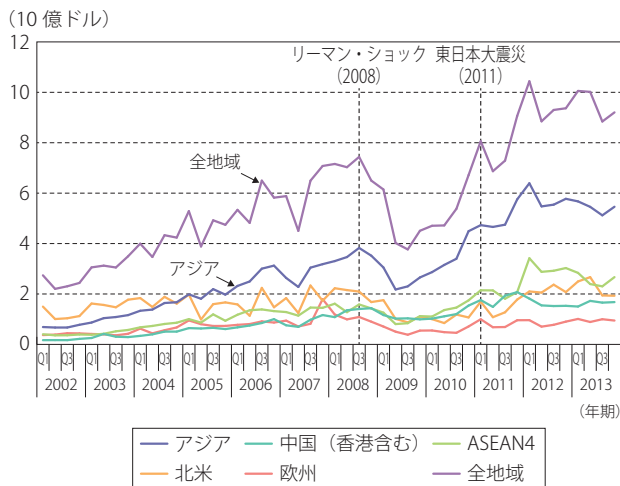
② 設備投資額

日本における設備投資の伸びが緩やかな中で、海外における設備投資が活発化している。日系海外現地法人の設備投資額を四半期ベースで見ると、近年の円安方向への推移により、足下でドルベース（前年比減）と円ベース（前年比増）で傾向が異なるが、全体的に

言えることは、2008年の水準を上回って推移している。特にアジアの伸びが大きい（第Ⅱ-3-2-34図）。アジアにおける設備投資額を業種別に見ると、輸送機械の投資額が大きく伸びる一方、電気機械は減少傾向が顕著となっている（第Ⅱ-3-2-35図）。

第Ⅱ-3-2-34図 日系海外現地法人の設備投資額の推移（主要地域別）

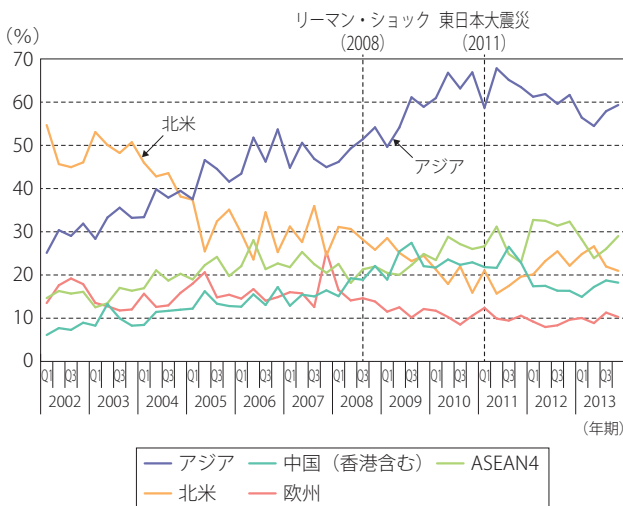
（左：ドルベース、右：円ベース）



備考：1. 有形固定資産（土地を除く）の当期取得額。
2. 北米は米国及びカナダ。ASEAN4はインドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン。
資料：経済産業省「海外現地法人四半期調査」から作成。

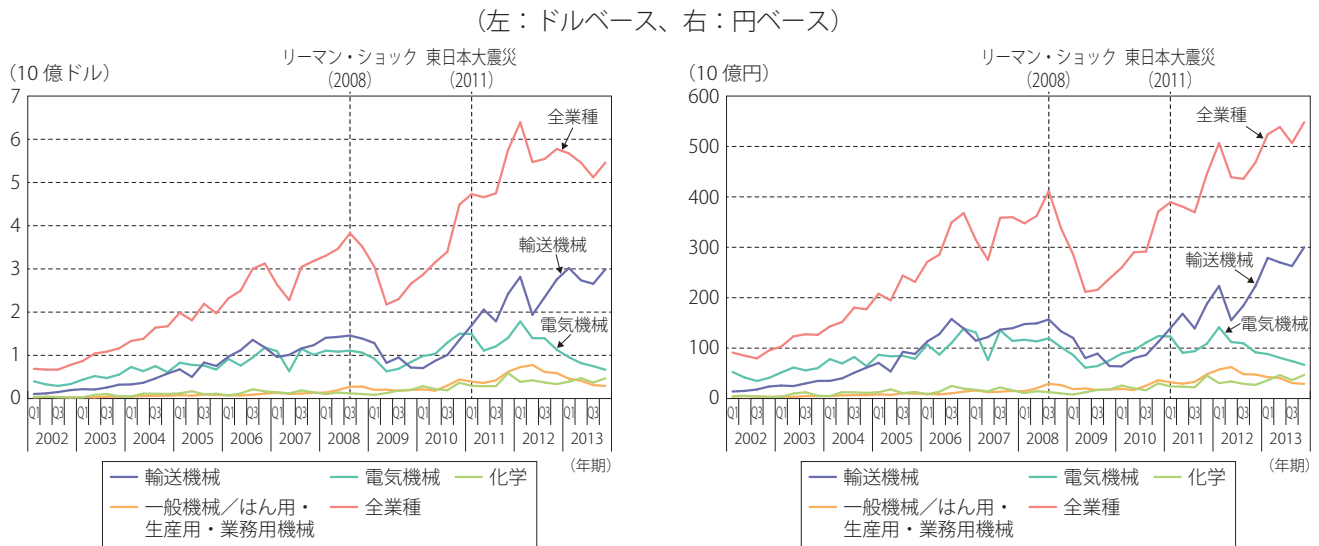
備考：1. 有形固定資産（土地を除く）の当期取得額。
2. 北米は米国及びカナダ。ASEAN4はインドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン。
資料：経済産業省「海外現地法人四半期調査」から作成。

（シェア（ドル・円共通））



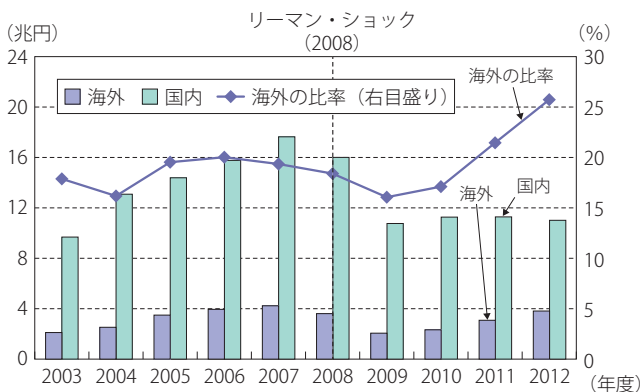
備考：1. 有形固定資産（土地を除く）の当期取得額。
2. 北米は米国及びカナダ。ASEAN4はインドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン。
資料：経済産業省「海外現地法人四半期調査」から作成。

第II-3-2-35図 アジアの日系海外現地法人の設備投資額の推移（主要業種別）



我が国企業の設備投資を国内・海外で分けて見ると、リーマン・ショック後、国内における設備投資が緩やかな伸びにとどまる中で、海外においては堅調に拡大している（第II-3-2-36図）。その結果、設備投資の海外比率は、リーマン・ショック後に大きく上昇している。

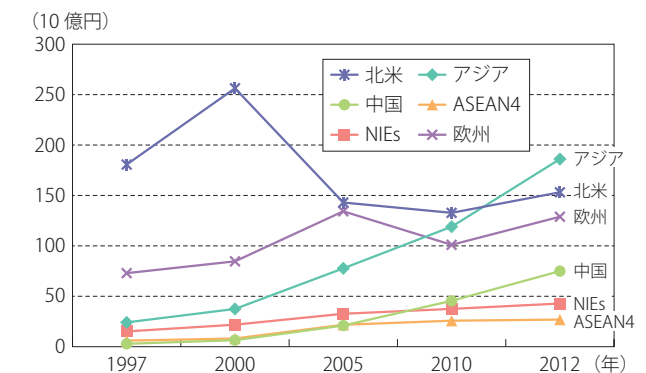
第II-3-2-36図
日本企業の海外及び国内の設備投資の推移



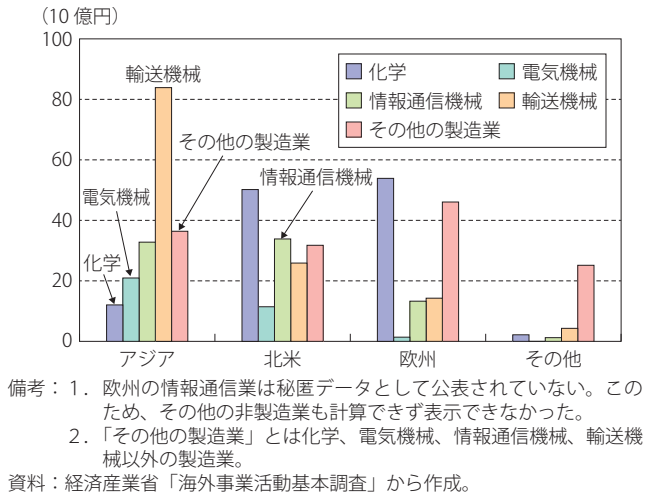
③ 研究開発活動

我が国企業は、国内で基幹部品を生産するための基礎技術を開発し、現地では現地マーケットの仕様に合わせるための研究開発を行ってきた。最近の研究開発費の推移を見ると、国内で研究開発を行うとともに、現地における研究開発も拡大してきている。特に製造業が展開するアジアの現地法人の研究開発費が大きく拡大し、総額では北米を追い抜くほどの規模になっている（第II-3-2-37図、第II-3-2-38図）。アジアでは輸送機械を筆頭に、情報通信機械、電気機械など機械業種での研究開発が活発に行われている。なお、北米は輸送機械、情報通信機械とともに、化学の研究開発が盛んなのが特徴的であり、欧州も化学が突出している。

第II-3-2-37図
日系海外現地法人（製造業）の研究開発費の推移



第Ⅱ-3-2-38図
日系海外現地法人（製造業）の研究開発費（地域・業種別 / 2012年）



このほか、既に見たように、現地において組立て工程だけでなく、日系企業が進出し部材の生産や地場企業からの調達を拡大するなど、我が国と立地国との関係は深化している。このように我が国製造業企業は、アジアを中心に海外においても、生産、設備投資、研究開発、資材調達など積極的な活動を展開している。企業は最適な立地国を選択するとともに、立地国において、生産や設備投資活動を通じた経済発展、現地での研究開発や資材調達を通じた技術・ノウハウのスピルオーバーなど立地国への貢献も期待される。

本章では東アジアにおける貿易投資、我が国と東アジアの関わりがいかに深まってきたかを分析し、さらに我が国がアジア新興国の成長モデル転換に向けていかに貢献できるかを見ていく。

第3節

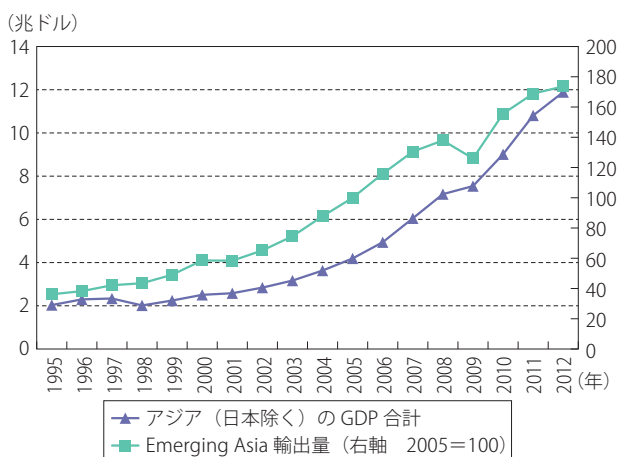
我が国の貢献可能性

第1章では、2000年代の新興国の経済ファンダメンタルズの推移を確認した。各国のファンダメンタルズは全体で見れば差が小さくなる方向に移行していた。このことは、対象とした多くの国が、貿易や投資のグローバル化の中に組み込まれていた結果と考えられる。中でも東アジア地域は、域内において高度な生産分業体制が構築され、世界貿易の拡大とともに成長してきた。(第II-3-3-1図)

さらに、第2章では、リーマン・ショック以前の金融危機等の後に講じられた改革及びその効果や代表的な産業育成策を分析した。金融危機のような大きなショックは国内経済政策や通商政策を改革する契機になるものの、国内経済構造の改革の範囲や程度には差があり、それが効果の差をもたらした可能性が示唆された。また、分析対象とした国々において、対外経済政策の自由化は、自国産業の育成を優先させつつ漸進的に進んできているが、近隣諸国との経済連携の強化がより成長基盤の強化につながっている可能性も示唆された。

新興国における対外経済政策は、我が国企業の貿易投資行動にも大きな影響を与える。プラザ合意以降の我が国企業の東アジア地域における海外事業展開は、生産コストの低減を目的としたものが多かった²⁴⁷。しかし近年は、アジアの需要拡大をにらんだ海外展開が行われている。第1節及び第2節で明らかにしたよ

第II-3-3-1図 アジアのGDPと輸出量推移



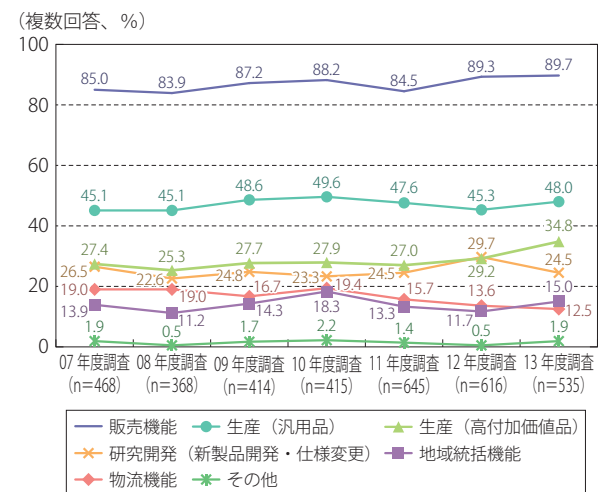
資料：IMF「WEO, April 2014」、CPB World Trade Monitor から作成。

うに、東アジアにおいて日本からの調達額は低下しないものの、現地における調達や販売の割合も高まっている。JETROのアンケート調査によれば、2007年度から2013年度の間でみると海外で拡大する機能としては、販売機能の割合が圧倒的に高く、生産（高付加価値品）の割合が徐々に上がっている。(第II-3-3-2図)

国内及び海外で拡大する機能を地域別に見ると、我が国企業は、国内において高付加価値品の生産及び新製品開発を重視しつつ、海外においては、アジア太平洋地域において、日本企業が高付加価値品の生産や現地市場向け仕様変更の拡大を積極的に行おうとしていることがうかがえる(第II-3-3-3表)。

各国が長期的発展を遂げるために現在模索している成長モデルの転換においては、現地における裾野産業育成及び地場企業能力強化のための高度人材育成、ハード・ソフトインフラ整備の促進、非関税障壁の撤廃による取引コストの低減等、企業の活力をいかにするための事業環境整備を進めることが重要な役割を果た

第II-3-3-2図 海外で拡大する機能



注1) 「研究開発(新製品開発・仕様変更)」の値は、「研究開発(新製品開発)」または「研究開発(現地市場向け仕様変更)」の合計。

注2) 時系列比較は連続性を保つため、08及び09年度調査は「製造業」、「商社・貿易業」、「卸・小売業」から、10年度は「製造業」、「商社」、「卸・小売業」から、11年度～13年度はジェトロメンバーズの「製造業」、「商社」、「卸・小売業」からの回答に絞り込んで集計。

注3) 母数は08～12年度調査は「事業規模の拡大を図る」企業のうち、拡大する機能について無回答の企業数を除いた数。13年度調査は「現在、海外に拠点があり、今後さらに拡大を図る」企業のうち、拡大する機能について無回答の企業数を除いた数。

資料：JETRO「2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から作成。

第II-3-3-3表 国内・海外で拡大する機能（地域・国別）

	販売機能	生産（汎用品＋高付加価値品）			研究開発（新製品開発＋現地市場向け）			地域統括	物流機能	その他
		生産（汎用品）	生産（高付加価値品）		研究開発（新製品開発）	研究開発（現地市場向け仕様変更）				
国内（製造業）	80.5	60.2	22.0	54.0	52.4	51.5	14.8	3.9	7.5	—
国内（非製造業）	79.6	21.9	8.4	18.2	19.4	18.6	4.2	1.8	15.4	7.8
海外全体	80.3	53.9	39.9	30.6	20.5	10.9	16.5	11.1	13.4	4.7
アジア大洋州	73.4	49.0	36.2	27.3	17.2	8.6	13.9	9.1	10.7	3.8
北米・中南米	28.5	10.5	7.0	6.0	4.6	2.1	3.8	2.9	2.2	1.2
米国	20.6	6.3	4.1	4.3	4.1	2.1	3.1	2.6	1.2	0.5
メキシコ	5.5	2.9	2.2	1.0	0.2	—	0.2	0.1	0.7	0.4
西欧	13.1	2.1	1.2	1.5	2.3	1.3	1.5	2.2	0.4	0.3
中・東欧	2.9	0.6	0.5	0.4	0.4	0.1	0.4	0.1	0.3	0.1
中東・アフリカ	6.7	1.1	0.7	0.6	0.4	0.1	0.3	0.2	0.8	0.4

注）母数は、国内1,566社、海外1,119社
資料：JETRO『2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査』から作成。

す。先に示した我が国企業のアジアにおける事業展開の深化は、技術、ビジネスモデルやノウハウを提供するカタチで事業環境整備に貢献するとともに、高度化する消費者のニーズにも応えることができると考えら

れる。

このような観点から、我が国の政府や企業による事業環境整備や高度化する消費者ニーズに答えるための具体的な事例を紹介する。

1. 泰日工業大学（Thai-Nichi Institute of Technology）

第1章第4節で述べたように、タイは自動車及び電気・電子産業等の生産拠点となっている。更なる発展のためには優秀な技術者、中核産業人材を育成することが必要との考えに基づき2003年から様々な調査が行われ、2007年に泰日工業大学が開校した。同大学は、タイ日の友好とタイ産業界の人材育成を目的として設立された泰日経済技術振興協会を母体としている。履修課程は、①タイ産業界で需要の高い分野（特に自動車、電気・電子、ICT、生産技術）を重視、②日本の

ものづくりに直結する、実務かつ実践的な技術と知識を兼ね備えた学生を育成すること、③産業界、またタイ国内外の各種日本機関との強い協力関係をいかして、現場のインターンシップ教育を重視すること、④短大・高専卒等からの編入者や、社会人に対する土日、平日夜間の教育課程を用意すること、⑤日本語および英語でのコミュニケーション能力を有する学生を育成することを特徴とし、タイにおける産業人材の育成に貢献している。

2. マレーシア日本国際工科院（MJIT）

マレーシアでは、知識集約的な生産拠点の構築を目指しているが、産業界が求める高度な知識を有する人材が不足している。この課題を克服するべく、2001年にマレーシア政府から日本政府に対し出された国際工科大学設置の提案を受け、日・マレーシア首脳会談

にて構想を推進することで一致した。2010年にマレーシア政府は、マレーシア工科大学の下に日本型工学教育を導入し、高い生産性と競争力を有する人材育成を行う目的で、マレーシア日本国際工科院（MJIT）を設立することを決定した。このプロジェクトでは、日

本国内の大学を中心としたコンソーシアム等から、日本人教員の派遣、MJITでの教育に必要な資機材の調達と、教育課程の整備を支援することにより、マレーシアの経済・社会の開発に貢献する、実践的で最先端技術の開発研究能力を備えた人材の育成を目指してい

る²⁴⁸。

さらには、日本式工学教育を受けた優秀な人材を育成する場として、ASEANの工学教育のハブとなり、アジアをリードする高等教育機関に発展していくことが期待されている²⁴⁹。

3. トヨタ工業技術学校（インド）

我が国の自動車産業は、海外展開に際して進出先国の自動車関連産業の発展や人材育成に資するため、アジア諸国を中心に熟練技術者等専門家の派遣、セミナー開催、自動車整備学校への協力等、各種支援を政府と協力しつつ行っている²⁵⁰。例えば、JICAは自動車産業の競争力強化を目指すタイに対して、自動車裾野産業の人材育成のために専門家の派遣、人材育成・技能認定用機材の供与等を行うプロジェクトを実施した²⁵¹。また、トヨタ自動車株式会社は、「産業報国の実を挙ぐべし」という考え方を新興国への取組の基本的なスタンスとしている。これは自動車産業を通じて、その国の経済、雇用、交通などの発展に貢献するために「裾野産業の育成、発展に貢献し、現地に根ざした

活動を行う」という考え方である²⁵²。この考え方の下、インドにおいて2007年に「トヨタ工業技術学校（トヨタ・テクニカル・トレーニング・インスティテュート）」を設立した。当校は、能力はあるが、経済的理由等で高等学校への進学が難しい中学校卒業生を対象に、「モノづくり」の専門技術を習得することを目的としており、工業科目を履修すると共に、塗装、溶接、自動車組立て、メカトロニクスの4つの専門コースに分かれ技能を修得する他、トヨタのインド現地法人であるトヨタ・キルロスカ・モーター（TKM）での技能実習も行う。また、入学金や授業料についてはTKMが全額補助している²⁵³。

4. 縫製産業生産管理技術人材育成支援（ミャンマー）

2008年に国際機関日本アセアンセンターの主催で、ミャンマー縫製業者協会（MGMA）と日本の生産管理等に係る専門家らがミャンマーの6工場を生産・品質管理等の視点から調査・分析し、生産性・品質レベルが低く、経営・技術上、改善の余地が大幅に残っていることが判明した。また、経営者の生産に関する理解不足、生産性・品質の向上の鍵となる人材（スーパーバイザー）が不足している点が問題とわかった。MGMAは、同ミッションが実施した分析結果を受け、生産・品質管理等の技術を会員企業に普及する指導責任者（インストラクター）を任命した。しかし、同指導責任者は、当該技術を普及指導する知識・ノウハウ

が十分とは言えないため、MGMAは日本の専門家を招聘し、指導知識・ノウハウの習得を希望した。これを背景に経済産業省の貿易投資円滑化事業（JEXSA）による専門家派遣がJETROにより2009年1月におこなわれ、経営者の意識改革のためのセミナーを実施するとともにAOTSも経営者向けセミナーを実施した。またMGMAは2009年3月にミャンマー縫製人材開発センター（MGHRDC）を設置し、JEXSAを活用した日本人専門家による経営者・管理者、スーパーバイザー（SV）向け生産管理技術普及講座（SV講座）が開講した。同時にモデル企業を指導しつつ、インストラクターをOJTで育成し、2010年12月以降、専

248 JICA HP「ODAが見える。分かる。マレーシア日本国際工科院整備事業」、(<http://www.jica.go.jp/oda/project/MXXI-1/index.html>)。

249 外務省 HP「マレーシア日本国際工科院（MJIT）の開校」、2011年9月6日、(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/9/0906_06.html)。

250 一般社団法人日本自動車工業会 HP (http://www.jama.or.jp/intro/business_domain/business_domain03.html)。

251 JICA HP (<http://www.jica.go.jp/project/thailand/003/>)。

252 トヨタ自動車 HP「アニュアルレポート2012」、(https://www.toyota.co.jp/jpn/investors/library/annual/pdf/2012/ar12_j.pdf)。

253 トヨタ自動車 HP「トヨタ自動車 インドで「トヨタ工業技術学校」の開校式を実施」、2007年8月1日、(http://www.toyota.co.jp/jp/news/07/Aug/nt07_0801.html)。

専門家指導のもと、インストラクター自らがSV 講座を一通り教える経験を持つに至っている。継続的なインストラクター指導により一定の成果を挙げつつある専門家派遣を更なる成果に結びつけるために、縫製業界の生産管理、特に、製品品質に直接的な影響を及ぼす「検品」技術に絞り込んだ産業界の直接的人材育成の

必要性が派遣専門家及び現地産業界より要望され、2012年度、同分野の受入研修、海外研修を実施した。

このような日本の優れた技術・ノウハウをいかし、縫製産業を指導・育成することで、ミャンマーの輸出拡大・雇用創出を促し、経済発展に寄与している。

5. メコン地域諸国における担保法制、回収制度充実のための知的支援

アジア通貨危機後、ASEAN4 各国の商業銀行セクターは、不良債権比率を低減させたものの、製造業向け貸出比率は低下していることが指摘されている²⁵⁴。また、世界銀行のDoing Business2014における融資の受けやすさ (Getting Credit) についての指標では、タイやベトナムはそれぞれ73位、42位と、マレーシア (1位) やシンガポール (3位) と比較すると低いランキングとなっている。このような資金調

達環境の中で、自己資金が比較的少ない中小企業やメコン地域に事業展開する日本企業にとって、債権譲渡や動産担保などの担保法制が充実することは、取引の安全性に資すると考えられる。このため、AMEICC (日アセアン経済産業協力委員会) では、タイ政府関係者も含めた勉強会の開催等を通じて、日本の類似の民法改正の効果についての情報提供や、法制度の比較などの知的支援を行っている。

6. ERIA

ERIA は、東アジア経済統合推進を目的として、2008年6月にインドネシアのジャカルタに設立された東アジア地域の16か国 (ASEAN10 各国、日本、中国、韓国、インド、豪州及びNZ) で構成される国際的な機関である。ERIA は、「世界の成長センター」であるアジアで、豊かな経済社会を実現し、地域的な共通課題を解決するため「東アジア経済統合の推進」、「域内経済発展格差の是正」、「持続的な成長の実現」を3つの柱として、調査・研究、シンポジウム等を実施しており、東アジアサミット、ASEAN サミット等に政策提言を行っている。例えば、ASEAN 経済共同体やRCEP 交渉に向けた政策提言、インフラ整備促進等に関する政策提言などを行っており、ERIA の諸活動については、ASEAN 及び東アジアの経済閣僚及び首脳からも高く評価され、ERIA が引き続き

ASEAN 首脳会合・東アジア首脳会合等に継続的に貢献していくことが奨励されている。2014年に、世界6,826機関を対象としてペンシルバニア大学が発表したシンクタンクのランキングでは、国際経済政策分野で世界30位に位置づけられている。2014年5月には、OECD との間に研究協力のための覚え書きを締結し、今後、中小企業政策やインフラへの民間投資 (パブリック・プライベート・パートナーシップの活用を含む)、付加価値貿易統計とGVC (グローバル・バリュー・チェーン)²⁵⁵ を活用した分析、災害リスク評価と復興に向けた基金の分野において協力していくことに合意した。また、東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた調査・研究を実施するなど、国際的な活動の幅を広げている。

²⁵⁴ 三重野文晴 (2013)、「東南アジア4 各国の金融システムをどうとらえるか—アジア金融統合への基本視角—」環太平洋ビジネス情報 RIM Vol. 13 No. 49.

²⁵⁵ 貿易自由化の流れや情報通信技術の飛躍的向上を背景に、企業の一連の活動を比較優位の高い国・地域に分散させ、複雑な国際生産・流通ネットワークを運営することで最終財の国際競争力と付加価値を最大化すること。

コラム 12

トルコ、モロッコ、インドの貿易投資状況からみる対外経済関係

(1) トルコ

トルコは欧州、中東、北アフリカ市場向けのゲートウェイとしての存在感が近年高まりつつある。まず、トルコの貿易状況について品目別に見ていく。主要輸出品目は欧州向けの自動車（小型・中型車）、欧州や近隣諸国向けの電気機器（白物家電等）、中東等向けの鉄鋼、衣類・繊維製品である。主要輸入品目は原油、欧州からの自動車（トルコ国内での生産が少ない大型車や高級車）、欧州からの鉄鋼（トルコ国内では生産の難しい自動車用鋼板など）となっている（コラム第12-1表、第12-2表）。

コラム第12-1表 トルコの輸出（品目別、2012年）

(100万ドル/暦年)	2012
輸出総額	152,537 (100.0%)
食料品及び動物	12,692 (8.3%)
穀物及び同調製品	2,318
果実及び野菜	6,552
食料に適さない原材料	4,163 (2.7%)
粗鉱物、粗肥料	1,708
金属鉱及びくず	1,634
鉱物性燃料等	7,478 (4.9%)
石油及び同製品	6,965
化学製品	7,988 (5.2%)
精油・香料及び化粧品類	1,449
プラスチック（成型後）	2,381
原料別製品	41,243 (27.0%)
ゴム製品	2,365
紙類及び同製品	1,636
織物用糸及び繊維製品	11,054
非金属鉱物製品	3,762
鉄鋼	13,100
非鉄金属	2,625
金属製品	5,823
機械類及び輸送用機器	37,444 (24.5%)
原動機	2,551
専門機械	2,655
その他産業機械及び部品	3,772
通信・音響機器	2,476
電気機器	9,025
路上車輛	14,666
その他輸送用機器	1,429
雑製品	24,016 (15.7%)
組立済建物、衛生・暖房・照明備品等	1,517
家具及び部品	1,867
衣類及び同附属品	14,290
特殊取扱品	15,354 (10.1%)
金（マネタリーゴールドを除く）	13,345
その他	2,159 (1.4%)

資料：「UNCTADstat」から作成。

コラム第12-2表 トルコの輸入（品目別、2012年）

(100万ドル/暦年)	2012
輸入総額	236,544 (100.0%)
食料品及び動物	6,340 (2.7%)
食料に適さない原材料	18,630 (7.9%)
織物用繊維及びびくず	2,692
金属鉱及びびくず	10,754
鉱物性燃料等	20,645 (8.7%)
石油及び同製品	16,179
天然ガス及び製造ガス	2,946
化学製品	29,297 (12.4%)
有機化合物	4,493
医薬品	4,344
プラスチック（成型前）	9,929
その他の化学製品	2,562
原料別製品	36,041 (15.2%)
紙類及び同製品	2,922
織物用糸及び繊維製品	6,441
鉄鋼	11,096
非鉄金属	7,681
金属製品	3,372
機械類及び輸送用機器	61,612 (26.0%)
原動機	6,806
専門機械	7,532
その他産業機械及び部品	8,709
事務用機器及びコンピュータ	3,415
通信・音響機器	5,789
電気機器	8,731
路上車輛	14,185
その他輸送用機器	4,699
雑製品	13,028 (5.5%)
衣類及び同附属品	2,677
その他の専門、科学機器	2,928
その他の雑製品	3,932
特殊取扱品	48,371 (20.4%)
金（マネタリーゴールドを除く）	7,641
その他	2,582 (1.1%)

資料：「UNCTADstat」から作成。

相手国別に貿易状況について見ると、輸出はドイツを中心とした欧州向けが多く 2012 年時点で 4 割近くを占めるものの、以前に比べると輸出額全体に占める比率が低下しており、一方でイラク、イラン等中東や北アフリカ向けの比率が高まっており、2012 年時点で約 3 割となっている。輸入に関してもドイツを始め欧州の比率が低下している一方で、中国やロシアの比率が高まっている（コラム第 12-3 表、12-4 表）。

コラム第 12-3 表 トルコの輸出（国別、2012 年）

(単位：100 万ドル)	2000	2010	2012
輸出	27,775 100.0%	113,883 100.0%	152,462 100.0%
先進国	19,772 71.2%	57,146 50.2%	66,126 43.4%
日本	149 0.5%	272 0.2%	332 0.2%
韓国	130 0.5%	304 0.3%	528 0.3%
米国	3,139 11.3%	3,841 3.4%	5,641 3.7%
英国	2,037 7.3%	7,236 6.4%	8,694 5.7%
ドイツ	5,180 18.6%	11,479 10.1%	13,124 8.6%
フランス	1,657 6.0%	6,057 5.3%	6,202 4.1%
イタリア	1,789 6.4%	6,507 5.7%	6,373 4.2%
発展途上国	6,719 24.2%	54,626 48.0%	84,025 55.1%
アジア	301 1.1%	4,095 3.6%	4,858 3.2%
中国	96 0.3%	2,269 2.0%	2,833 1.9%
欧州	3,142 11.3%	20,106 17.7%	26,051 17.1%
ロシア	644 2.3%	4,628 4.1%	6,681 4.4%
中東・北アフリカ	2,751 9.9%	26,729 23.5%	46,816 30.7%
イラン	236 0.8%	3,044 2.7%	9,922 6.5%
イラク	0 0.0%	6,036 5.3%	10,822 7.1%
UAE	316 1.1%	3,333 2.9%	8,175 5.4%
サブサハラ・アフリカ	243 0.9%	1,955 1.7%	3,386 2.2%
西半球	283 1.0%	1,742 1.5%	2,914 1.9%
その他	1,284 4.6%	2,111 1.9%	2,311 1.5%

資料：「UNCTADstat」から作成。

コラム第 12-4 表 トルコの輸入（国別、2012 年）

(単位：100 万ドル)	2000	2010	2012
輸入	54,503 100.0%	185,544 100.0%	236,545 100.0%
先進国	36,729 67.4%	92,228 49.7%	111,385 47.1%
日本	1,621 3.0%	3,298 1.8%	3,601 1.5%
韓国	1,181 2.2%	4,764 2.6%	5,660 2.4%
米国	3,913 7.2%	12,323 6.6%	14,131 6.0%
英国	2,748 5.0%	4,681 2.5%	5,629 2.4%
ドイツ	7,198 13.2%	17,549 9.5%	21,401 9.0%
フランス	3,532 6.5%	8,178 4.4%	8,590 3.6%
イタリア	4,333 7.9%	10,205 5.5%	13,346 5.6%
発展途上国	16,061 29.5%	91,541 49.3%	111,516 47.1%
アジア	2,621 4.8%	26,396 14.2%	33,840 14.3%
中国	1,345 2.5%	17,181 9.3%	21,295 9.0%
欧州	7,397 13.6%	40,846 22.0%	46,872 19.8%
ロシア	3,887 7.1%	21,601 11.6%	26,625 11.3%
ウクライナ	982 1.8%	3,833 2.1%	4,394 1.9%
中東・北アフリカ	4,961 9.1%	18,642 10.0%	23,065 9.8%
イラン	816 1.5%	7,645 4.1%	11,965 5.1%
UAE	40 0.1%	698 0.4%	3,597 1.5%
サブサハラ・アフリカ	452 0.8%	2,098 1.1%	2,597 1.1%
西半球	629 1.2%	3,559 1.9%	5,142 2.2%
その他	1,713 3.1%	1,775 1.0%	13,645 5.8%

資料：「UNCTADstat」から作成。

次にトルコへの投資について見ていく。トルコ進出のメリットとしては①安価で良質な労働力をいかし、技術レベルがそこまで高くない製品をしっかりと作ることができる点②関税同盟のある欧州市場、FTA を締結している中東諸国、エジプト等の近隣諸国の市場への進出の拠点にできる点があげられる（コラム 12-5 表）。このメリットを活用すべく、トルコに東欧、中東、北アフリカを中心に幅広い範囲をカバーする事業統括拠点を設ける欧米企業が多く存在する（コラム第 12-6 表）。投資国比率を 2007 年から 2013 年にかけての累計投資額から見ると、欧州からの投資が約 4 分の 3 を占めている（コラム第 12-7 図）。

コラム第 12-5 表 トルコの FTA 締結相手国

	欧州	アジア・コーカサス地域	中東・アフリカ	米州
締結相手国・関税同盟	EFTA、EU、マケドニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アルバニア、セルビア、モンテネグロ	グルジア、韓国	イスラエル、エジプト、モロッコ、チュニジア、パレスチナ自治政府、ヨルダン、レバノン、モリシャス	チリ

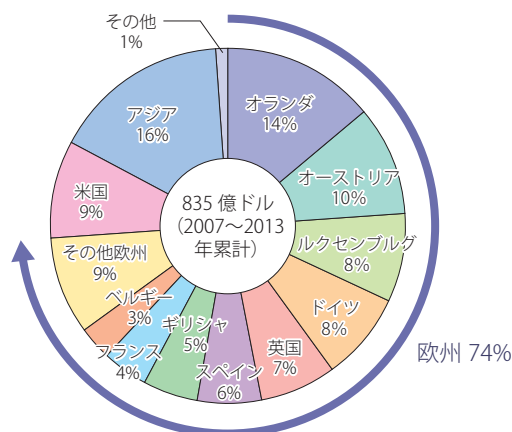
資料：WTO Trade Policy Review, Turkey 2012、トルコ政府ホームページから作成。

コラム第 12-6 表 トルコに統括拠点を設ける外国企業

	企業名		管轄国数
1	COCA COLA	米国	90
2	GE Healthcare	英国	80
3	Microsoft	米国	76
4	Intel	米国	67
5	Unilever	オランダ、英国	36
6	Verifone	フランス	30
7	Glaxo Smith Kline	英国	30
8	Schneider Electric	フランス	27
9	Ericsson	スウェーデン	22
10	Cargill	米国	20
11	Volvo	ドイツ	18
12	BASF	ドイツ	18
13	Pepsico	米国	14
14	Roche	ドイツ	14
15	Henkel	ドイツ	14
16	P&G	米国	11
17	BSH	ドイツ	11
18	Pfizer	米国	10
19	Mastercard	米国	10
20	Novo Nordisk	デンマーク	9
21	LG Electronics	韓国	9
22	Adobe	米国	9
23	Benetton	イタリア	7
24	Ceva Logistics	オーストリア	6
25	Multiturkmall	オランダ	6
26	VISA	米国	2

資料：JETRO イスタンブール事務所、ISPAT から作成。

コラム第 12-7 図 トルコへの対内直接投資の投資国比率 (2007 年～2013 年累計)



資料：「Republic of Turkey, Ministry of Economy, Central Bank of the Republic of Turkey」から作成。

(2) モロッコ

モロッコは近年、スペインやフランスを中心とした欧州や中東、北アフリカ、サブサハラ市場へのゲートウェイの存在感が高まりつつある。モロッコの輸出は化学肥料（リン酸）、電気機器（ケーブル等）、衣類が中心であり、また近年は自動車も増加しており、2012 年時点でアフリカ諸国の中では工業製品の占める割合が高い水準となっている。輸入に関しては、鉱物性燃料、自動車、縫製用原材料、電気機器が中心となっている（コラム第 12-8 表、12-9 表）。

コラム第 12-8 表 モロッコの輸出 (品目別、2012 年)

(100 万ドル / 暦年)	2012
輸出総額	21,417 (100.0%)
食料品及び動物	3,589 (16.8%)
魚介類及び同調製品	1,484
果実及び野菜	1,651
食料に適さない原材料	2,437 (11.4%)
粗鉱物、粗肥料	1,682
鉱物性燃料等	1,377 (6.4%)
石油及び同製品	1,376
化学製品	4,081 (19.1%)
無機化合物	1,679
肥料	2,181
原料別製品	1,175 (5.5%)
機械類及び輸送用機器	4,363 (20.4%)
電気機器	2,862
路上車輛	899
雑製品	4,097 (19.1%)
衣類及び同附属品	3,403
その他	298 (1.4%)

資料：「UNCTADstat」から作成。

コラム第 12-9 表 モロッコの輸入（品目別、2012 年）

(100 万ドル / 暦年)	2012
輸入総額	44,790 (100.0%)
食料品及び動物	4,708 (10.5%)
穀物及び同調製品	2,265
鉱物性燃料等	12,356 (27.6%)
石油及び同製品	9,143
天然ガス及び製造ガス	2,339
化学製品	4,236 (9.5%)
プラスチック（成型前）	985
原料別製品	7,488 (16.7%)
織物用糸及び繊維製品	2,413
鉄鋼	1,334
金属製品	1,121
機械類及び輸送用機器	10,869 (24.3%)
専門機械	1,479
その他産業機械及び部品	1,430
電気機器	2,241
路上車輛	3,241
雑製品	2,243 (5.0%)
その他	2,890 (6.5%)

資料：「UNCTADstat」から作成。

相手国別に貿易状況を見ると、輸出入共にフランスが主要相手国であるが、比率が低下してきており、一方でスペインとの取引が年々増加しており、2012年時点で輸出はフランスが最大の相手国であるが、輸入はスペインが最大の相手国となった。また、対新興国貿易では、特に中東・北アフリカ、サブサハラ向けの比率が輸出において年々増加している（コラム第 12-10 表、12-11 表）。

コラム第 12-10 表 モロッコの輸出（国別、2012 年）

(単位：100 万ドル)	2000	2010	2012
輸出	7,419 100.0%	16,605 100.0%	19,507 100.0%
先進国	6,252 84.3%	11,290 68.0%	12,593 64.6%
日本	283 3.8%	122 0.7%	138 0.7%
韓国	15 0.2%	49 0.3%	174 0.9%
米国	253 3.4%	602 3.6%	894 4.6%
英国	711 9.6%	459 2.8%	513 2.6%
ドイツ	369 5.0%	524 3.2%	525 2.7%
フランス	2,487 33.5%	3,592 21.6%	4,087 21.0%
イタリア	529 7.1%	744 4.5%	693 3.6%
スペイン	962 13.0%	2,838 17.1%	3,365 17.3%
発展途上国	1,145 15.4%	4,720 28.4%	6,118 31.4%
アジア	365 4.9%	1,362 8.2%	1,521 7.8%
中国	35 0.5%	238 1.4%	251 1.3%
インド	310 4.2%	972 5.9%	963 4.9%
欧州	196 2.6%	672 4.0%	849 4.4%
中東・北アフリカ	330 4.4%	1,133 6.8%	1,369 7.0%
アルジェリア	7 0.1%	136 0.8%	183 0.9%
パキスタン	31 0.4%	239 1.4%	265 1.4%
サブサハラ・アフリカ	120 1.6%	727 4.4%	1,068 5.5%
西半球	135 1.8%	827 5.0%	1,311 6.7%
その他	21 0.3%	594 3.6%	796 4.1%

資料：「UNCTADstat」から作成。

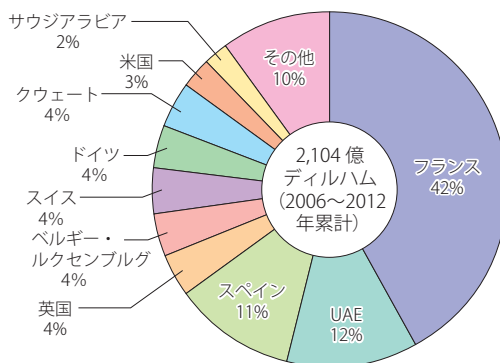
コラム第12-11表 モロッコの輸入（国別、2012年）

(単位：100万ドル)	2000	2010	2012
輸入	11,531 100.0%	35,139 100.0%	42,890 100.0%
先進国	8,182 71.0%	21,527 61.3%	24,894 58.0%
日本	195 1.7%	442 1.3%	649 1.5%
韓国	119 1.0%	499 1.4%	591 1.4%
米国	643 5.6%	2,501 7.1%	2,900 6.8%
英国	711 6.2%	745 2.1%	972 2.3%
ドイツ	563 4.9%	1,609 4.6%	2,091 4.9%
フランス	2,771 24.0%	5,418 15.4%	5,194 12.1%
イタリア	547 4.7%	2,080 5.9%	2,168 5.1%
スペイン	1,138 9.9%	4,140 11.8%	5,619 13.1%
発展途上国	3,347 29.0%	13,542 38.5%	17,931 41.8%
アジア	411 3.6%	3,819 10.9%	4,095 9.5%
中国	268 2.3%	2,804 8.0%	2,946 6.9%
インド	54 0.5%	569 1.6%	509 1.2%
欧州	571 5.0%	2,822 8.0%	5,338 12.4%
ロシア	251 2.2%	1,244 3.5%	2,151 5.0%
ウクライナ	99 0.9%	171 0.5%	602 1.4%
中東・北アフリカ	1,795 15.6%	4,935 14.0%	6,123 14.3%
サウジアラビア	573 5.0%	2,074 5.9%	2,653 6.2%
アルジェリア	190 1.7%	835 2.4%	958 2.2%
イラク	475 4.1%	710 2.0%	1,029 2.4%
サブサハラ・アフリカ	203 1.8%	519 1.5%	397 0.9%
西半球	367 3.2%	1,446 4.1%	1,979 4.6%
ブラジル	171 1.5%	761 2.2%	981 2.3%
その他	3 0.0%	71 0.2%	65 0.2%

資料：「UNCTADstat」から作成。

次にモロッコへの投資について見ていく。モロッコへの進出のメリットとして、同国の市場を獲得するだけでなく、歴史的に他のアフリカ諸国とモロッコ王室との間のつながりがあり、政情も安定しているため、同国を拠点として同じフランス語圏の多い北アフリカ市場へ進出できる点や、東欧に比べ賃金が安いこと欧州向け製品の製造拠点にできる点があげられる。足下では自動車産業や航空機産業等高付加価値産業の企業の進出も進んでいる。投資国比率を2006年から2012年にかけての累計投資額から見ると、フランスが突出して多く約4割を占めている（コラム第12-12図）。

コラム第12-12図 モロッコへの対内直接投資の投資国比率（2006年～2012年累計）



資料：「Foreign Exchange Office」から作成。

(3) インド

インドも、中東、アフリカ、東欧などの西方市場へのゲートウェイとして存在感が高まりつつある。

まず、インドの貿易状況について品目別に見ていく²⁵⁶。主要輸出品目は中東、アジア向けの石油製品、中東、アジア、欧米向けのダイヤモンドや貴金属の身辺用細貨類、米国向けの自動車部品やアフリカ、欧州向けの乗用車などの輸送機械である。主要輸入品目は中東からの原油、欧州、中東、アフリカからの金やダイヤモンド、中国、日本、欧米からの一般機械となっている（コラム第12-13表、12-14表）。

コラム第12-13表
インドの輸出額（主要品目別、2013年）

(単位：100万ドル、%)

HSコード	合計	312,267	100.0
1 27	鉱物性燃料	64,911	20.8
2 71	貴金属類	42,167	13.5
3 87	輸送機械	12,562	4.0
4 29	有機化学品	12,166	3.9
5 84	一般機械	11,980	3.8
6 10	穀物	10,828	3.5
7 30	医療用品	10,750	3.4
8 85	電気機械	10,439	3.3
9 52	綿及び綿織物	10,020	3.2
10 72	鉄鋼	9,276	3.0
	その他	117,168	37.5

資料：Global Trade Atlas から作成。

コラム第12-14表
インドの輸入額（主要品目別、2013年）

(単位：100万ドル、%)

HSコード	合計	467,665	100.0
1 27	鉱物性燃料	184,001	39.3
2 71	貴金属類	69,858	14.9
3 84	一般機械	31,905	6.8
4 85	電気機械	29,664	6.3
5 29	有機化学品	16,819	3.6
6 72	鉄鋼	10,288	2.2
7 39	プラスチック及びその製品	9,963	2.1
8 15	動物性又は植物性の油脂	9,797	2.1
9 26	鉱石	8,435	1.8
10 89	船舶	6,994	1.5
	その他	89,941	19.2

資料：Global Trade Atlas から作成。

256 インドの貿易統計については、2013年のデータが取得可能なGlobal Trade Atlasを使用した。

相手国別に貿易状況について見ると、2013年輸出額全体に占める比率が首位の米国は2000年時点も首位であったが、その比率は22.0%から12.3%に低下している。また、EU27は2000年の24.2%から2013年には16.5%に低下している。米国とEU27の比率を合計すると、2000年の46.2%から2013年には28.8%に低下している。他方で、2013年第2位のUAEの比率は10.2%と、2000年の5.7%から上昇しており、首位の米国との差を縮めている。また、2000年には上位15か国に入らなかったブラジルや南アフリカが2013年にそれぞれ1.7%で13位、15位に入っており、ASEANも2000年の6.3%から2013年には11.3%に上昇している。このように、インドの主要輸出先は、欧米から他の地域にも広がりをみせている（コラム第12-15表）。

輸入についても、EU27の比率は2000年の21.6%から2013年には10.6%に低下している。他方で、中国は2000年の2.9%から2013年には首位の11.0%となり、次にサウジアラビアの7.8%、UAEの7.1%が続いている（コラム第12-16表）。

コラム第12-15表 インドの輸出額（主要国別、2000年、2013年）

	2000年		2013年		2000年→ 2013年の 増加率(倍)
	輸出額 (100万ドル)	シェア (%)	輸出額 (100万ドル)	シェア (%)	
世界	42,299	100.0	312,267	100.0	7.4
EU27	10,257	24.2	51,496	16.5	5.0
ASEAN	2,654	6.3	35,156	11.3	13.2
1 米国	9,297	22.0	38,552	12.3	4.1
2 香港	2,761	6.5	31,961	10.2	13.2
3 UAE	2,430	5.7	14,466	4.6	19.8
4 英国	2,207	5.2	13,485	4.3	17.2
5 日本	1,827	4.3	12,959	4.1	4.7
6 ドイツ	1,822	4.3	11,796	3.8	14.6
7 ベルギー	1,432	3.4	9,591	3.1	4.3
8 イタリア	1,269	3.0	8,580	2.7	10.0
9 フランス	968	2.3	7,414	2.4	4.1
10 オランダ	857	2.0	6,757	2.2	3.7
11 ロシア	856	2.0	6,322	2.0	4.4
12 サウジアラビア	809	1.9	5,684	1.8	7.4
13 シンガポール	783	1.9	5,413	1.7	28.2
14 バングラデシュ	771	1.8	5,302	1.7	27.2
15 中国	732	1.7	5,263	1.7	17.1
その他	13,478		128,722	41.2	

米州
欧州
アジア大洋州
中東アフリカ

資料：Global Trade Atlas から作成。

コラム第 12-16 表 インズの輸入額（主要国別、2000 年、2013 年）

	2000 年		2013 年		2000 年→ 2013 年の 増加率 (倍)	
	輸入額 (100 万ドル)	シェア (%)	輸入額 (100 万ドル)	シェア (%)		
世界	50,577	100.0	467,665	100.0	9.2	
EU27	10,930	21.6	49,765	10.6	4.6	
ASEAN	4,277	8.5	42,333	9.1	9.9	
1 ベルギー	3,248	6.4	1 中国	51,409	11.0	35.1
2 英国	3,155	6.2	2 サウジアラビア	36,410	7.8	34.0
3 米国	2,859	5.7	3 UAE	33,304	7.1	40.5
4 スイス	2,775	5.5	4 スイス	25,608	5.5	9.2
5 日本	2,057	4.1	5 米国	22,554	4.8	7.9
6 ドイツ	1,813	3.6	6 イラク	20,281	4.3	211.3
7 中国	1,465	2.9	7 クウェート	17,534	3.7	47.6
8 シンガポール	1,388	2.7	8 インドネシア	15,102	3.2	15.4
9 マレーシア	1,306	2.6	9 ベネズエラ	14,919	3.2	994.6
10 南アフリカ	1,255	2.5	10 カタール	14,510	3.1	152.7
11 サウジアラビア	1,072	2.1	11 ナイジェリア	13,605	2.9	19.2
12 豪州	1,035	2.0	12 ドイツ	13,064	2.8	7.2
13 インドネシア	983	1.9	13 韓国	12,426	2.7	15.2
14 香港	908	1.8	14 豪州	11,076	2.4	10.7
15 UAE	823	1.6	15 ベルギー	10,558	2.3	3.3
その他	24,435	48.3	その他	155,305	33.2	

米州
欧州
アジア大洋州
中東アフリカ

資料：Global Trade Atlas から作成。

次にインドへの投資について見ていく。最大投資国はモーリシャスで、全体の約 4 割を占めている（コラム第 12-17 図）。インド及びモーリシャス間には租税条約が締結されており、モーリシャスの企業は税制面で優遇を受けることができる。このため欧米企業を中心とする企業が、節税などの租税条約上のメリットを享受できるモーリシャスを経由して、インドに投資をしている²⁵⁷。我が国からの投資については、輸送機械、金融保険業などが多い²⁵⁸。2014 年 1 月に在インド日本国大使館及び JETRO が発表した「インド進出日系企業リスト」²⁵⁹によると、全インドにおける日系企業の数（2013 年 10 月現在）は 1,072 社（前年比 16% 増）と、1,000 社を超えた。また、日系企業の拠点数の合計は 2,542 拠点（前年比 41% 増）と、高い伸びを示している。

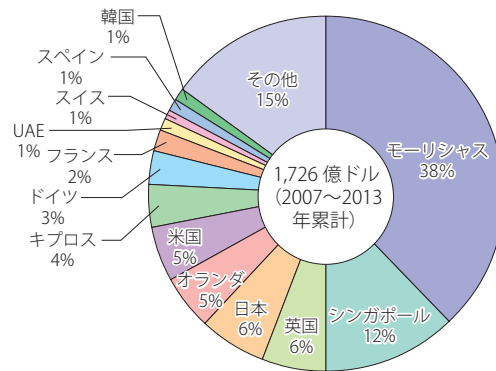
このように日系企業のインド進出が進む中、河野（2013）は、「巨大なインド市場を着実に開拓していくと同時に、それを補完するために中東、アフリカ、東欧などの西方市場の開拓又は事業連結を中長期的なインド戦略の軸に据えるという、新たな方向性が注目される」と指摘している。そして、インドを西方市場へのゲートウェイとして位置づける理由として、10 のキーワード（①地理的優位性、②歴史・文化の結びつき、③市場の類似性、④市場の成熟度や発展過程が類似、⑤英語人材、⑥産業と人材の厚み、⑦豊富な原材料、⑧在外インド人ネットワーク、⑨海外（西方）進出意欲、⑩インド政府による支援）を挙げている。

257 国際協力銀行（2013）。モーリシャスは非居住者インド人（NRI）と呼ばれるインド系移民が国民の約 7 割を占めており、インド政府は伝統的に NRI を税制面で優遇する傾向にある。

258 日本銀行「直接投資残高」によると、我が国の対インド直接投資残高（2012 年末）は 1.3 兆円で、業種別では製造業が 8,203 億円（うち輸送機械器具が 3,983 億円）、非製造業が 4,837 億円（うち金融保険業が 2,479 億円）である。

259 http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/J_cos_list_j_2013_10.pdf

コラム第 12-17 図 インドへの対内直接投資の投資国比率（2007 年～2013 年累計）



資料：インド商工省、CEIC Database から作成。

第Ⅲ部

我が国企業の ビジネスチャンス 拡大のための 事業環境整備

第 1 章

世界に広げる「経済連携の網」と 多角的自由貿易体制等の構築

- 第 1 節 世界経済との連結性を強化する経済連携
(EPA/FTA)
- 第 2 節 投資協定
- 第 3 節 租税条約
- 第 4 節 EPA/FTA の利用状況と利用促進のための
情報提供について
- 第 5 節 世界・地域規模でのルール形成に
向けた取組

我が国の貿易収支が3年連続で赤字を計上し、経常収支の黒字幅が縮小する中、我が国産業の競争力強化に向けて、国内外のビジネス環境整備がますます重要となっている。政府としては、産業競争力強化のため、民間設備投資やベンチャー投資の活性化等の等の産業の新陳代謝の促進、中小企業・小規模事業者の事業の持続的発展、イノベーションの推進等の施策を重点的に実施しているところであるが、我が国企業の国際競争力を強化するためには、グローバルなビジネス環境の変化に対応するため、高度成長期時代のビジネスモデルから脱却したビジネスモデルの再構築も必要と考えられる。

具体的には、規模の拡大・多様性の強化と事業スピードを両立する新たな「価値創造のパターン」に対応したビジネスモデルの再構築が必要である。また、我が国産業や地域経済を支える中堅・中小企業においても、限定的な専門分野に経営資源を集中することで世界市場で高いシェアを持ち、高い収益力を確保する「グローバルニッチトップ企業」など、グローバルな環境変化に対応しようとする企業を後押ししていくことが重要である。

こうしたグローバルニッチトップ企業の輸出促進及び海外でビジネスを展開する国民・企業が世界経済の成長の果実を享受するチャンスを拡大するため、国際展開戦略を引き続き推進していくことが重要である。第Ⅲ部では、国際展開戦略の3つの柱である経済連携等の推進、新興国戦略、対内直接投資の促進について紹介していく。

第1章

世界に広げる「経済連携の網」と多角的自由貿易体制等の構築

第1節

世界経済との連結性を強化する経済連携(EPA/FTA)

1. 経済連携(EPA/FTA)の効果¹

経済連携の推進は、国内に立地する輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に拠点を設置する等

の投資をする又はサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。

¹ EPA(経済連携協定)/FTA(自由貿易協定)とは、物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする二国間又は多国間の国際協定をいう。近年のFTAの中には投資環境整備等のEPAの要素を含むものもあり(例:韓米FTA)、EPAとFTAの区別は厳密なものではない。また、EUは旧植民地とのFTAをEPAと称しており、日本とは少し意味合いの異なる用語法となっている。

例えば、輸出の面では、関税削減によって日本からの輸出品の競争力を高められる。例えば、メキシコでは乗用車に20%、マレーシアではエアコンに30%、インドネシアではブルドーザーに10%の関税が課されているが、EPAを利用した場合、これらの関税がゼロになる。また、複数国・地域間で結ばれる広域のEPAでは、EPAごとにバラバラに決められている要件・手続を統一し、企業が地域内でのEPAをより使いやすくするメリットがある。例えば、EPAを利用して関税削減の恩恵を受けるために必要な要件・手続（原産地規則と呼ばれる）を地域内で統一することは、企業の事務コストを削減し、EPAの活用対象国を広げやすくする効果がある。このほかにも、広域のEPAのメリットとして、地域内の複数国で生産された製品に対してEPAを使いやすくなること、地域内の物流拠点（ハブ）に貨物を集約し、物流拠点からの分割輸送を可能となること等が挙げられる。

海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益に対する日本への送金の自由を確保、現地労働者の雇用義務等の規制を制限・禁止、民

間企業同士で交わされる技術移転契約への政府の介入規制等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の安定性を高めている。

また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行うためのルールを定めている。

この他にも、我が国のEPAでは、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会²」の設置に係る規定を設けている。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」の成果として、メキシコでは模倣品取締りのためのホットライン設置に合意し、マレーシアでは治安向上のためパトロールの強化や監視カメラの増設等を実現してきている。なお、最近の「ビジネス環境の整備に関する委員会」での成果についてはコラム13に記載している。

2. 経済連携 (EPA/FTA) を巡る全般的な動向

1990年代以降、国際経済環境や各国の開発戦略の変化により地域統合の動きが加速し、EPA/FTAの締結数が年々増加してきている。その背景としては、①欧米諸国が経済的関係の深い近隣諸国との間で貿易・投資の自由化・円滑化等による経済連携を図る動きを活発化させたこと（例：米国及びECがそれぞれNAFTA(1994年発効)及びEU(1993年発足)への取組を加速させる等）、②NIEsやASEANがいち早く経済開放を推し進めることにより高成長を果たす中、チリ・メキシコ・ペルー等の新興国が貿易・投資の自

由化や市場メカニズムの導入へと経済政策を転換させ、その中でEPA/FTAを活用する戦略を採ったこと、さらに、③2000年代後半以降、WTOドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、世界の主要国が貿易・投資の拡大のために積極的にEPA/FTAを結ぶようになったこと等が挙げられる。GATT第24条等に基づく地域貿易協定(RTA)³の通報件数は、1990年には27件に満たなかったが、2014年1月時点で583件まで増加している⁴。

3. アジア太平洋地域の経済統合と世界のFTA動向

東アジア・アジア太平洋地域では、2002年に日本がシンガポールとのEPAを発効させたことを受けて、FTA

を結ぶ動きが活発化した。2000年代後半にかけてシンガポール、マレーシア、韓国、中国等が東アジア地域内外

2 日メキシコEPAでは「ビジネス環境整備委員会」、日スイスEPAでは「経済連携緊密化小委員会」、日ペルーEPAでは「ビジネス環境の整備に関する小委員会」等、規定されるEPAごとに呼称が異なる。本白書では総称として、「ビジネス環境の整備に関する委員会」と表記する。

3 地域貿易協定(Regional Trade Agreement)：EPA/FTAや関税同盟を含む特定の国・地域の間での貿易の自由化等を約束する協定の総称。

4 WTOウェブサイト (http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm) 参照。

の国・地域との間で多くの FTA を発効させた。

ASEAN においては、2010 年、ASEAN 原加盟国 6 か国（インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ）の間で関税が原則撤廃されるとともに、物品分野については全ての「ASEAN + 1」の FTA が発効し、東アジア地域の FTA が新しい段階に進んだと言われる。「ASEAN + 1」の FTA とは、ASEAN と周辺 6 か国（日本、中国、韓国、インド、豪州、NZ）が個別に結んだ FTA であり、ASEAN をハブとして東アジアに FTA 網が張り巡らされた形となった。

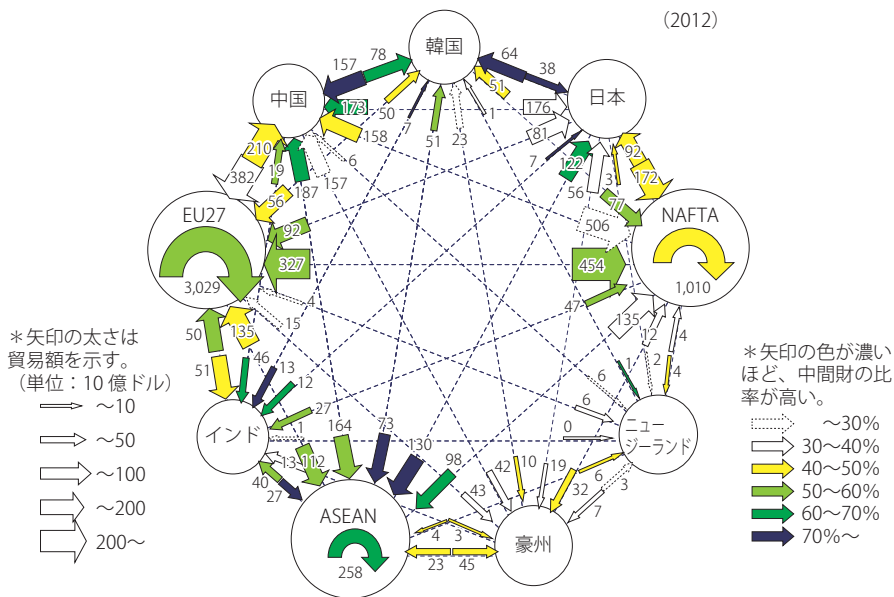
こうした FTA 網の整備も手伝って、東アジア地域、あるいは最終消費地も加えてアジア太平洋地域では、工程間分業、生産拠点の集約化及び最適配置は相応に進展してきている（第Ⅲ-1-1-1 図）が、広域経済連携によって更に統一的なスケジュールで関税を削減し、ビジネス

活動に関する様々なルールを共通化することができれば、企業がこの地域全体にまたがるサプライチェーンの高度化に取り組むことを一層後押しすることとなる。

特に、アジア太平洋地域では、APEC 参加国・地域の間で、^{エフタープ}FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現が目指されており、そのための道筋として、^{アールセップ}TPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓 FTA 等の広域経済連携の取組が同時に進行している（第Ⅲ-1-1-2 図）。

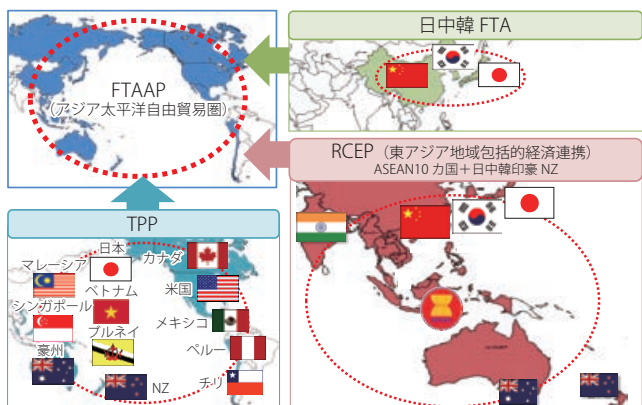
2013 年 3 月には日中韓 FTA、2013 年 5 月には RCEP についてそれぞれ交渉が開始され、米国と EU との間でも 2013 年 7 月に ^{ディーティップ}TTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）交渉が開始した。2014 年 5 月現在、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組が同時並行で進行している（第Ⅲ-1-1-3 図）。これらの取組が相互に刺激し合うことで高い相乗効果を生み、

第Ⅲ-1-1-1 図 東アジア地域におけるサプライチェーンの実態



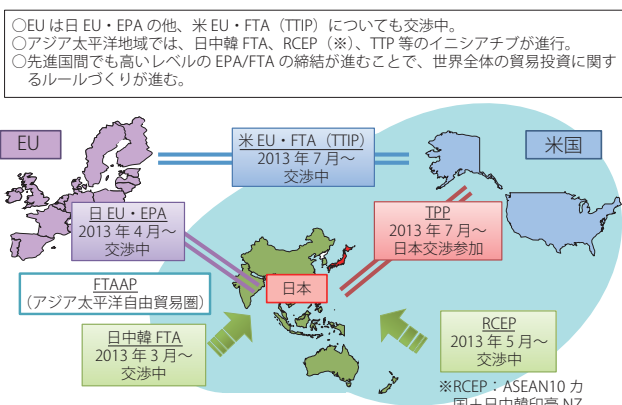
資料：RIETI-TID から作成。

第Ⅲ-1-1-2 図 FTAAP への道筋



資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-3 図 世界の FTA 動向



資料：経済産業省作成。

先進国間でも高いレベルのEPA/FTAの締結が進むこととで世界全体の貿易投資に関するルール作りが進むこ

とが期待されている。

4. 日本のEPA取組状況

我が国はこれまで、13の国・地域との間でEPAを発効させてきており、2014年4月に日豪EPAが大筋合意に至った。また、現在その他に4か国・6地域（TPP、RCEP、AJCEPサービス貿易章・投資章、日中韓FTA、日EU・EPA、日モンゴルEPA、日カナダEPA、日コロンビアEPA、日韓EPA（交渉中断中）、日GCC・FTA（GCC側がFTA一般について見直し中））との間で交渉会合が行われている。2010年10月より交渉が行われていたAJCEPのサービス貿易章・投資章の交渉は2013年12月にルール部分について実質合意に至った。さらに、2014年1月に日トルコEPAにつき、交渉を開始することで合意がなされた（第Ⅲ-1-1-4図、第Ⅲ-1-1-5図）。

自由貿易の拡大、経済連携の推進は、日本の通商政策の柱であり、特にこれからは、TPP、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPA等の広域的EPAを推進し、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、日本の成長にとって不可欠といえる。

「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」においても、「FTA比率（貿易額に占めるFTA相手国の割合）を現在の19%から、2018年までに70%に高める」ことを決定しており、引き続き交渉を進めているところである。

以下、現在の我が国の経済連携の取組状況について、（1）大市場国・地域との経済連携、（2）その他の経済連携の取組に分けて紹介する。

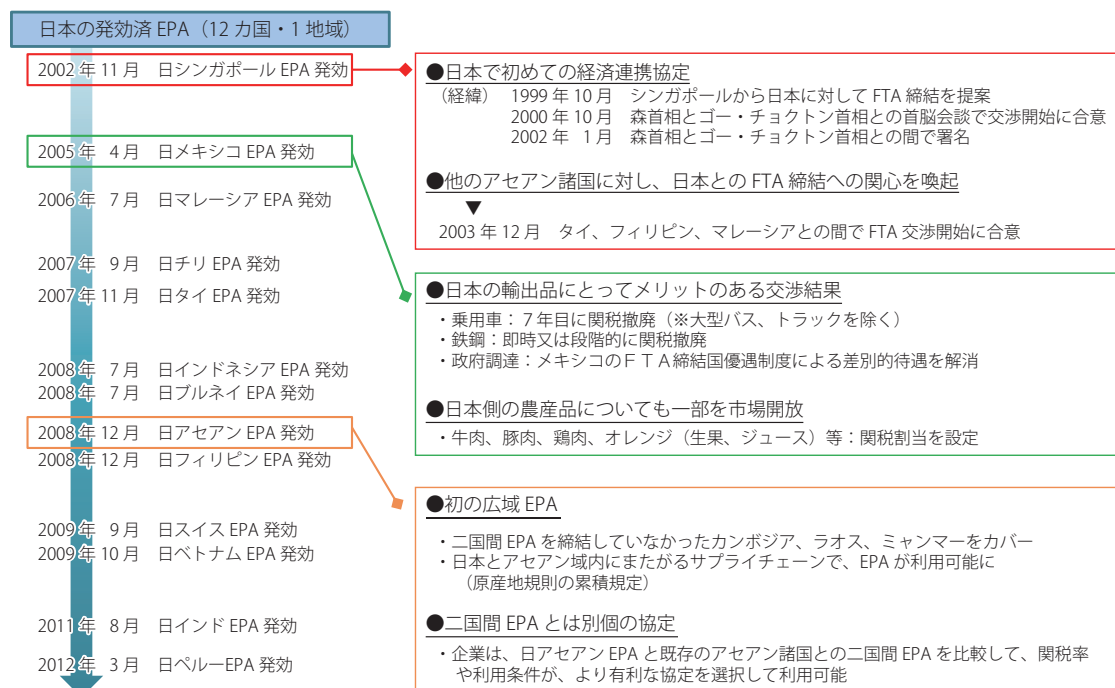
（1）大市場国・地域との経済連携

【TPP（環太平洋パートナーシップ）】（交渉中）

① TPP交渉の経緯

2005年、シンガポール、NZ、チリ、ブルネイの4か国は環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement、通称P4協定）に署名し、2006年に発効した。2010年3月、上記4か国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた8か国で環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定交渉が開始した。

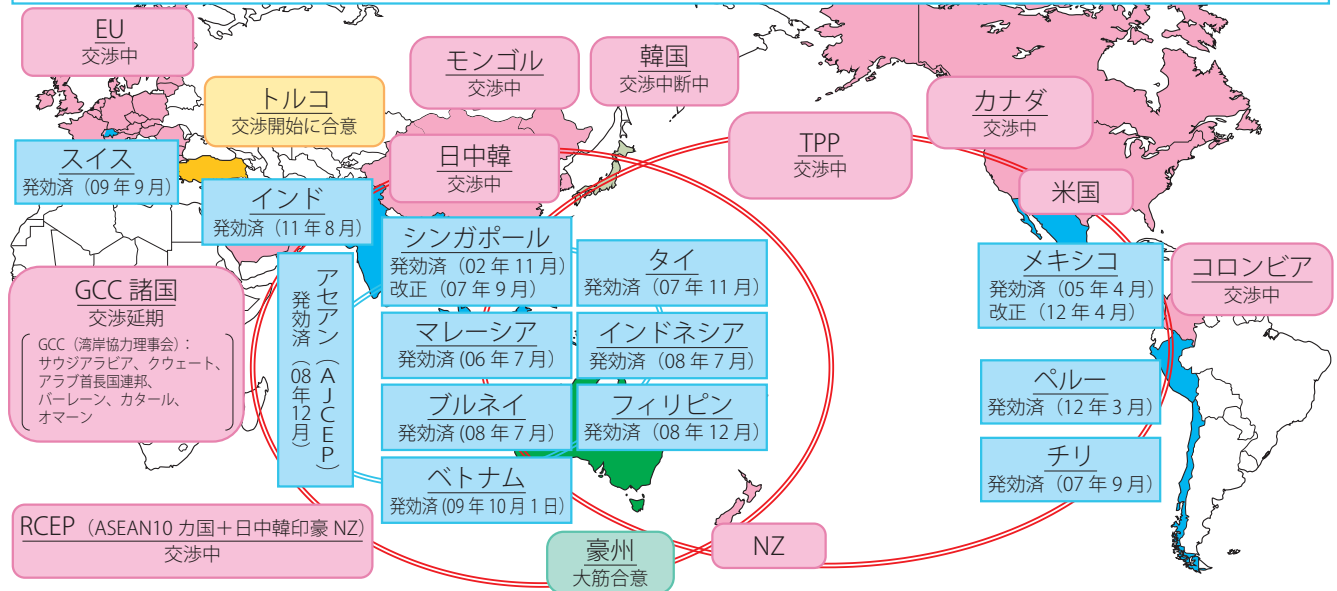
第Ⅲ-1-1-4図



資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-5 図

- 発効済（12カ国1地域）：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー
- 大筋合意（1カ国）：豪州
- 交渉中等（4カ国6地域）：TPP、EU、RCEP、日中韓、AJCEP サービス・投資章（実質合意）、モンゴル、カナダ、コロンビア、韓国（交渉中断中）、GCC（湾岸協力理事会）（交渉延期）
- 交渉開始に合意（1カ国）：トルコ



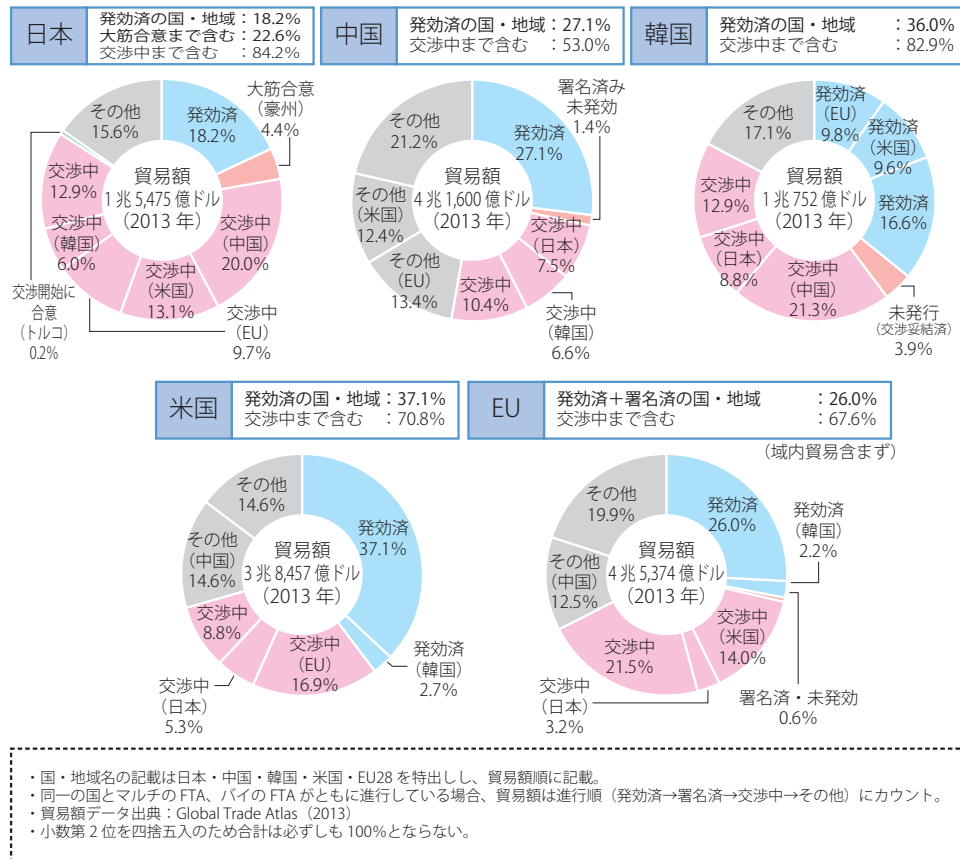
資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-6 図

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	現在の状況	
アジア & 太平洋地域	TPP (交渉中)	11月 情報収集のための協議	11月 交渉参加に向けた協議を開始		3月 交渉参加表明	7月 日本、交渉参加	14年4月、日米首脳会談。	
	日中韓 (交渉中)	5月 産官学共同研究		11月 交渉開始宣言	3月 交渉開始		14年3月、第4回交渉会合を開催。	
	RCEP (交渉中)	政府間での検討 (ASEAN+3及びASEAN+6)	ASEANからRCEPの提案 11月	11月 交渉開始宣言	5月 交渉開始		14年3月～4月、第4回交渉会合を開催。	
	豪州 (大筋合意)	07年4月交渉開始				4月 大筋合意	14年4月、日豪首脳会談、大筋合意。	
	カナダ (交渉中)		3月 共同研究	3月 交渉開始宣言	11月 交渉開始		14年3月第5回交渉会合を開催。	
	モンゴル (交渉中)	6月 共同研究		3月 交渉開始宣言	6月 交渉開始		14年4月第6回交渉会合を開催。	
	韓国 (交渉中断中)	交渉再開に向けた実務者協議					04年11月以降、交渉中断中。交渉再開に向け、実務者レベルの協議を開催。	
	AJCEP サービス・投資章 (実質合意)	10月 交渉開始				12月 実質合意	14年6月、第12回交渉会合を開催。 ※AJCEPは2014年5月時点、インドネシアを除き発効済み。	
欧州	EU (交渉中)	7月 共同検討作業	5月 スコーピング		3月 交渉開始宣言	4月 交渉開始	14年3月～4月、第5回交渉会合を開催。	
中南米	コロンビア (交渉中)		11月 共同研究	9月 交渉開始宣言	12月 交渉開始		14年5月、第5回交渉会合を開催。	
中東	GCC (交渉延期)	GCC側がFTA一般について見直し中						GCC側がFTA一般について見直し中。
	トルコ (交渉開始に合意)			7月 共同研究		1月 交渉開始合意	14年1月交渉開始に合意。	

資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-7 図



資料：経済産業省作成。

その後さらにマレーシア (2010年10月)、メキシコ (2012年10月)、カナダ (2012年10月) が交渉に参加し、日本は2013年7月に交渉に参加した。2014年5月現在、計12か国が交渉に参加している。

2013年3月には、シンガポールで第16回交渉会合、5月にバレーで第17回交渉会合、7月にマレーシアで第18回会合、8月にブルネイで第19回交渉会合が開催された。

同年10月、インドネシア・バリにてAPEC首脳会合が開催された。この際、TPP交渉参加12か国の首脳会合及び閣僚会合が開催され、首脳声明及び貿易閣僚による首脳への報告書が発表された。首脳声明では、「年内に妥結することを目的に、これから交渉官は残された困難な課題の解決に取り組むべきであることに合意した。」との発表がなされた。

その後、11月に米国ソルトレイクシティで行われた首席交渉官会合での議論を経て、12月、2月にシンガポールでTPP閣僚会合が開催され、2月の閣僚会合において「共同プレス声明 TPP閣僚会合」(第

Ⅲ-1-1-8 図) が発表された。

② TPPの交渉分野について

TPPはアジア太平洋地域において、21世紀型の新たな経済統合ルールの土台を作り上げていく野心的な試みである。高いレベルの関税削減・撤廃だけではなく、第Ⅲ-1-1-9 図の21の分野⁵のような、サービス、投資、知的財産、金融サービス、電子商取引、環境、競争政策等、幅広い分野で新たなルールを構築することで、成長著しいアジア太平洋地域全体に大きなバリュー・チェーンを作り出すことができると期待される。

③ 我が国の交渉参加について

我が国のTPP交渉参加については、2013年2月に行われた日米首脳会談において、安倍総理とオバマ大統領との間で、1) 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在すること、2) 最終的な

5 USTR等のプレスリリースでは、「29章」と呼ぶことがある。ただし、部会や交渉分野の数え方は、交渉会合によっても異なり、協定の章立てがこのとおりになるとは限らない。

第Ⅲ-1-1-8 図 TPP シンガポール閣僚会合 結果報告

共同プレス声明 TPP 閣僚会合（仮訳）
 於：シンガポール
 2014年2月22-25日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの閣僚及び代表は、シンガポールにおいて4日間の閣僚会合を終えたところであり、最終的な協定に向けた更なる躍進を遂げた。

我々は、前回の閣僚会合で特定された着地点の大部分について合意した。いくつかの論点が残っているものの、我々は、包括的でバランスの取れた成果を目指す観点から、これらの課題を解決するための道筋を示した。また、広範な二国間会合を通じて、我々は、残りの作業の重要な部分を占める市場アクセスについても進展させており、市場アクセスの全分野に渡る野心的なパッケージの完成に向けた作業を継続する。

今回の会合を受けて、我々は、残された課題について各国国内で協議を行う。

我々は、昨年10月にバリで首脳から指示された通り、2011年にホノルルで設定された目標の達成に向けた協定について、できる限り早期に結論を得るために努力している。我々は、TPP参加各国において、国民の雇用、企業の機会、経済成長、発展を創出するような協定を実現するために必要となる相当な水準の努力を注ぐ。

資料：「共同プレス声明 TPP 閣僚会合（仮訳）」（出典：内閣官房 TPP 政府対策本部）。

第Ⅲ-1-1-9 図 TPP 交渉で扱われる分野

TPPの基本的考え方

（出典：2012年9月に発出された「TPP 貿易閣僚による首脳への報告書」等）

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス（物品の関税の撤廃・削減）やサービス貿易のみではなく、非関税分野（投資、競争、知的財産、政府調達等）のルール作りのほか、新しい分野（環境、労働、「分野横断的事項」等）を含む包括的協定として交渉されている。

(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業) 物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。		(2) 原産地規則 関税の減免の対象となる「締約国の原産品（＝締約国で生産された産品）」として認められる基準や証明制度等について定める。	(3) 貿易円滑化 貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。	(4) SPS(衛生植物検疫) 食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にならないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。	(5) TBT(貿易の技術的障害) 安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。
(6) 貿易救済 (セーフガード等) ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置（セーフガード措置）について定める。	(7) 政府調達 中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。	(8) 知的財産 知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。	(9) 競争政策 貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。	サービス (10) 越境サービス 国境を越えるサービスの提供（サービス貿易）に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。	
サービス			(14) 電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。	(15) 投資 内外投資家の無差別原則（内国民待遇、最恵国待遇）、投資に関する紛争解決手続等について定める。	(16) 環境 貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。
(11) 一時的入国 貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。	(12) 金融サービス 金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。	(13) 電気通信 電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。	(19) 紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。	(20) 協力 協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。	(21) 分野横断的事項 複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。
(17) 労働 貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。		(18) 制度的事項 協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。			

資料：「TPP 協定交渉の現状（説明資料）」（出典：内閣官房 TPP 政府対策本部）。

結果は交渉の中で決まっていくものであること、3) TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないこと、の三点について明示的に確認され、「日米の共同声明」(第Ⅲ-1-1-10図)を発出した。

このような動きも踏まえて、3月15日に安倍総理は記者会見を行い、日本としてTPP交渉に参加する決断を表明し、その旨関係国に通知した。

さらに、4月12日には、米国との交渉参加に向けた協議が成功裡に終了したことが確認された。〔日米協議の合意の概要〕(第Ⅲ-1-1-11図)参照)

④ 日本のTPP交渉参加以降の取組について

日本は、2013年3月に安倍総理からTPP交渉への参加表明を行い、交渉参加国全てとの二国間協議のうち、7月にマレーシアで行われた交渉会合から正式に参加した。日本は12か国中最後に交渉に参加をする形となったが、これまで交渉の進展に大きな役割を果たしてきた。

2014年2月に開催されたシンガポールでの閣僚会合では、ルール分野において多くの進展が見られ、市

場アクセスについても、物品のほか、サービス、投資、政府調達など全般にわたって精力的に交渉が行われた。日米間では甘利TPP担当大臣とフロマン米国通商代表が二度にわたり会談を行い、日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続けることとなった。〔TPPシンガポール閣僚会合 結果概要〕(第Ⅲ-1-1-12)、参照)

2014年3月、オランダ・ハーグにおいて、安倍総理とオバマ大統領が会談を行った際、TPP交渉を加速化させることで一致したことを踏まえ、日本と米国は両国間の残された課題について集中的に交渉を行った。

日米両国は4月だけで40時間近く閣僚(甘利大臣・フロマン代表)間で交渉を行い、オバマ大統領が国賓として訪日した際に行われた、4月24日の日米首脳会談前後も閣僚同士で協議を行った。

その結果、TPPに関する二国間の重要な議題について前進する道筋を特定するとともに、今後、日米が協力してTPPを早期妥結へ導くことが重要であるという認識のもと、全てのTPP交渉参加国に対し、協定を妥結するために必要な措置をとるために可能な限

第Ⅲ-1-1-10図 日米の共同声明(2月22日付)

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交渉参加国とともに、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭(アウトライン)」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブリティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。

両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びTPPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

資料：「日米の共同声明・2013年2月22日」。

第Ⅲ-1-1-11図 日米協議の合意の概要(4月12日付)(内閣官房TPP政府対策本部)

1 日本が他の交渉参加国とともに、「TPPの輪郭」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことを確認するとともに、日米両国が経済成長促進、二国間貿易拡大、及び法の支配を更に強化するため、共に取り組んでいくこととなった。

2 この目的のため、日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定。対象分野：保険、透明性/貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置^(注)等

3 また、米国が長期にわたり懸念を継続して表明してきた自動車分野の貿易に関し、

(1) TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。

対象事項：透明性、流通、基準、環境対応車/新技術搭載車、財政上のインセンティブ等

(2) TPPの市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。

4 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブリティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致。

(注) 日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

資料：「日米協議の合意の概要・2013年4月12日」

第Ⅲ-1-1-12 図 TPP シンガポール閣僚会合 結果概要

平成 26 年 2 月 25 日
内閣官房 TPP 政府対策本部

- 2 月 22~25 日、シンガポールで TPP 閣僚会合が開催され、我が国からは甘利経済再生担当大臣が出席した。
- 今回の閣僚会合では、各分野に残された課題の解決を目指し、**SPS、投資、金融サービス、法的・制度的事項、国有企業、電子商取引、市場アクセス（物品、繊維、サービス・投資、金融サービス、政府調達、一時的入国）、原産地規則、貿易円滑化、知的財産について全体会合で議論を行った。**
- また、全体会合に加え、マレーシア、ベトナム、オーストラリア、ブルネイ、シンガポール、米国、カナダ、ペルー、ニュージーランド、メキシコとのバイ会談も行い、**二国間の懸案事項について協議を行った。**
- **ルール分野**については、これまで難しい課題が残されていた分野を含め、**多くの分野で大きな進展**があった。また、交渉官に対し、課題の解決へ向けた具体的指示が出された。
- 市場アクセスについては、各国が二国間交渉を通じ、物品だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国など市場アクセス全般にわたって精力的に交渉を進めた。我が国も、すべての国と二国間交渉を行い、実質的な協議を進めた。
- 農産品のいわゆる「重要 5 品目」については、一連の二国間交渉や全体会合の場で、我が国には衆参農水委員会の決議があり、センシティブティがあることを粘り強く説明し、各国の理解を求めた。
- また、TPP は、モノの関税撤廃だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国といった市場アクセス全般、更にはルール分野も含めた幅広い交渉であり、交渉分野全体で、包括的でバランスのとれた合意を目指すべきだという我が国の考え方を繰り返し強調した。
- **日米間では、甘利大臣とフロマン代表が二度にわたり会談を行い、その間、事務レベルでも折衝を続けた。**双方の立場にはまだ隔たりがあるが、閣僚同士の会談を通じて議論が深まった。日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続ける。
- 今次会合を通じ、各国が抱える政治的困難に配慮しながら、アジア大洋地域に 21 世紀型の新たな経済統合協定を共に作るという共通の機運と信頼関係が醸成された。交渉は最終局面を迎えており、我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とともに最大限努力していく。

出典：内閣官房 TPP 政府対策本部。

り早期に行動するよう呼びかけることとなった（「日米共同声明」（第Ⅲ-1-1-13 図）、参照）

アールセツブ
【RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership : 東アジア地域包括的経済連携)】（交渉中）

RCEP は、世界全体の人口の約半分、GDP の約 3 割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的には FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏) の実現に寄与する重要な地域的取り組みの一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されているが、この地域内におけるさらなる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域 EPA が実現すれば、企業

は最適な生産配分・立地戦略を実現した生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながる事が期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によって EPA を活用する企業の負担軽減が図られる。

2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会議において、「RCEP 交渉の基本指針及び目的」（以下、「基本指針」）が 16 か国（ASEAN10 か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、NZ）の首脳によって承認され、RCEP の交渉立ち上げが宣言された。

基本方針には、物品貿易・サービス貿易・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決及びその他事項を交渉分野とすること、2015 年末までの妥

第Ⅲ-1-1-13 図 日米共同声明／U.S.-Japan Joint Statement <TPP 部分抜粋／原文・仮訳>

平成 26 年 4 月 25 日

The United States and Japan: Shaping the Future of the Asia-Pacific and Beyond
アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国

Our joint efforts are grounded in support for an international economic system that is free, open, and transparent, and embraces innovation. In order to further enhance economic growth, expand regional trade and investment, and strengthen the rules-based trading system, the United States and Japan are committed to taking the bold steps necessary to complete a high-standard, ambitious, comprehensive Trans-Pacific Partnership (TPP) agreement. Today **we have identified a path forward on important bilateral TPP issues.** This marks a key milestone in the TPP negotiations and will inject fresh momentum into the broader talks. **We now call upon all TPP partners to move as soon as possible to take the necessary steps to conclude the agreement.** Even with this step forward, there is still much work to be done to conclude TPP.

両国の共同の取組は、自由で、開かれ、透明であり、技術革新を推進する国際的な経済システムを支持することに基づいている。経済成長を更に増進し、域内の貿易及び投資を拡大し、並びにルールに基づいた貿易システムを強化するため、日米両国は、高い水準で、野心的で、包括的な環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定を達成するために必要な大胆な措置をとることにコミットしている。**本日、両国は、TPP に関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定した。**これは、TPP 交渉におけるキー・マイルストーンを画し、より幅広い交渉への新たなモメンタムをもたらすことになる。**両国は全ての TPP 交渉参加国に対し、協定を妥結するために必要な措置をとるために可能な限り早期に行動するよう呼びかける。**このような前進はあるものの、TPP の妥結にはまだなされるべき作業が残されている。

資料：「日米共同声明：アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国・2014 年 4 月 25 日」。

結を目指すことが盛り込まれている。第1回 RCEP 交渉会合は、2013年5月に開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

直近では、3月31日～4月4日に第4回交渉会合が中国・南寧にて開催された。物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産、経済技術協力に関する各作業部会（WG：ワーキンググループ）等が開催されるとともに、新たに STRACAP (Standards Technical Regulations and Conformity Assessment Procedures：任意規格、強制規格及び適合性評価手続)、SPS (Sanitary and phytosanitary measures：衛生植物検疫措置) のサブWGの立ち上げに合意がなされるなど、着実に議論が進展している。

東アジアの成長を取り込み、我が国産業の国際展開を後押しするものとなるべく、包括的で高いレベルの協定を目指し、2015年末の交渉完了との目標に向け、

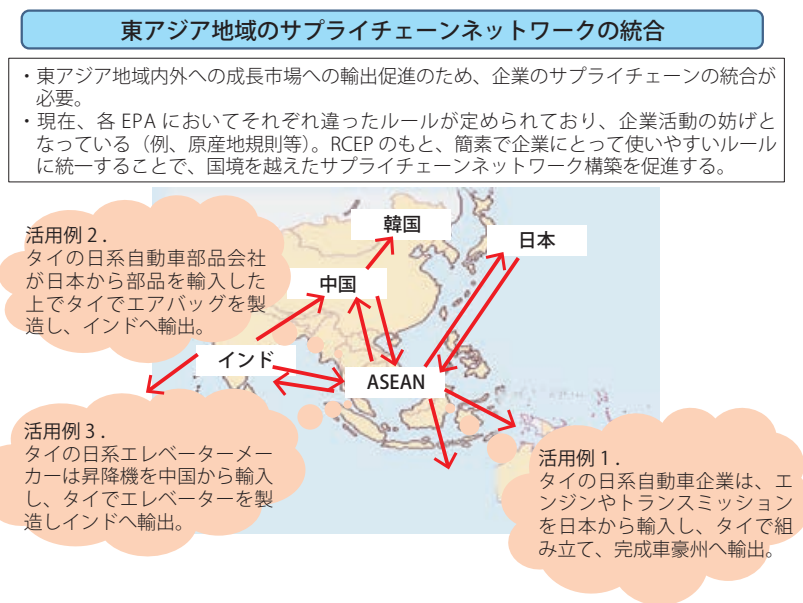
迅速かつ精力的に交渉を進めているところである（RCEP参加の意義（第Ⅲ-1-14図）、参照）。

【日中韓 FTA】（交渉中）

日中韓三か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、三か国のGDP及び貿易額は、世界全体のGDP及び貿易額の約2割を占める。日中韓FTAは、三か国間の貿易・投資を促進するのみならず、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現にも寄与するものである。

民間共同研究（2003年～2009年）、産官学共同研究（2010年～2011年）を経て、2012年5月の第5回日中韓サミットにて三か国首脳が日中韓FTAの年内交渉開始につき一致、同年11月の東アジアサミットの際に開催された日中韓経済貿易大臣会合において交渉開始が宣言された。翌2013年3月以降、計4回の交渉会合を開催し、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、知的財産等の広範な分野について議論が行われて

第Ⅲ-1-14 図



資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-15 図 RCEP の経緯と予定

○ 2012年11月20日	ASEAN 関連首脳会議において、RCEP の交渉立ち上げ宣言
○ 2013年	
5月9日～13日	第1回交渉会合（於：ブルネイ）
8月19日	第1回閣僚会合（於：ブルネイ）
9月24日～27日	第2回交渉会合（於：豪州）
10月9日～10日	ASEAN 関連首脳会議（於：ブルネイ）
○ 2014年	
1月20日～24日	第3回交渉会合（於：マレーシア）
3月31日～4月4日	第4回交渉会合（於：中国）
6月23～27日	第5回交渉会合（於：シンガポール）
8月	第2回閣僚会合（於：ミャンマー）

資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-16 図 日中韓 FTA の経緯と予定・現在 FTA 交渉の協議対象となっている分野（15 分野）

■日中韓 FTA の経緯と予定	
○ 2012 年	
11 月 20 日	日中韓経済貿易大臣会合において翌年早期の交渉開始に合意
○ 2013 年	
3 月 26 日 ~ 28 日	第 1 回交渉会合（於：ソウル）
7 月 30 日 ~ 8 月 2 日	第 2 回交渉会合（於：上海）
11 月 26 日 ~ 29 日	第 3 回交渉会合（於：東京）
○ 2014 年	
3 月 4 日 ~ 7 日	第 4 回交渉会合（於：ソウル）
夏頃	第 5 回交渉会合（於：中国）の予定
■現在 FTA 交渉の協議対象となっている分野（15 分野）	
✓	作業部会を開催（FTA の交渉対象として正式に協議を実施）： 物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、サービス貿易、投資、競争、知的財産、SPS（Sanitary and phytosanitary measures: 衛生植物検疫）、TBT（Technical barriers to trade: 貿易の技術的障害）、法的事項
✓	専門家会合（FTA における取扱いを予断せず協議を実施）： 電子商取引、政府調達、環境、食料

資料：経済産業省作成。

いる。

2014 年 3 月に韓国・ソウルで開催された第 4 回交渉会合では、物品市場アクセス関税の交渉方式（モダリティ）について活発に議論が行われるとともに、多くの分野において条文案に基づく交渉が開始され、協定に盛り込むべき要素等について議論が深まるなど、着実に議論が進展している。引き続き、包括的かつ高いレベルの協定を目指し精力的に交渉を進めていく。

【日 EU・EPA】（交渉中）

日本と EU は、世界人口の 1 割、貿易額の 2 割、GDP の 3 割を占める重要な経済的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りに寄与するものといえる。

EU は元来、GATT/WTO を中心とする多角的な貿易交渉を通じた貿易投資自由化を重視しており、FTA については近隣諸国や旧植民地国を中心として、政治的枠組みの構築を目指す連合協定の一部や、既存の特恵貿易に関する協定を発展的に改組する形で締結していた。しかし、2001 年に立ち上がった WTO・ドーハ・ラウンド（DDA）交渉が長引き、また新興国の台頭に伴い世界の経済環境が変化していることから、欧州委員会は、2006 年 10 月に「新通商戦略：グローバルヨーロッパ（Global Europe: Competing in the World）」を発表し、WTO が引き続き世界の通商制度における重要なプラットフォームであることを念頭に置きつつ、FTA を通じ、欧州企業にとっての市

場アクセスの確保・非関税障壁の改善等の利益を確保する方針を打ち出した。優先的に FTA を締結する対象国は、①市場潜在力（経済規模と成長性）、② EU の輸出利益に対する保護水準（相手国の市場の閉鎖性や関税水準及び非関税措置に加えて、EU の競争相手国との FTA 締結状況等）を総合的に勘案して判断されており、ASEAN、韓国、南米南部共同市場（メルコスール、2000 年から交渉開始）を FTA 締結の優先国・地域として、また、インド、ロシア、GCC（湾岸協力理事会）（1990 年から交渉中）を FTA の交渉対象候補国として特定した。この戦略に基づき、2007 年 4 月の EU 閣僚理事会で、欧州委員会に対し、韓国、ASEAN、インドとの FTA 交渉権限を付与する決定が採択され、同年に交渉が開始された⁶。韓国との FTA については、2009 年 10 月に仮署名し、2011 年 7 月に暫定発効に至った。さらに近年、先進国であるカナダとの CETA（包括的経済貿易協定）に基本合意しており（2013 年 10 月）、米国とも TTIP（環大西洋貿易投資パートナーシップ）交渉を 2013 年 7 月に交渉を開始するなど、先進国とも通商関係強化に向けた動きをみせている。

こうした中、日 EU・EPA については、2009 年 5 月の日 EU 定期首脳協議において日 EU 経済の統合の強化に協力する意図が表明され、翌 2010 年 4 月の日 EU 定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日 EU 経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合

6 JETRO 調査レポート（2009）「EU の FTA 戦略及び主要 FTA の交渉動向」ブリュッセル・センター、海外調査部欧州課 <http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000067/0906R3.pdf>

同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の「範囲（scope）」及び「野心（ambition）のレベル」を定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

スコーピング作業は2012年5月に実質的に終了し、同年11月29日のEU外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限（マンデート）を取得した。マンデート取得に当たり、欧州委員会は加盟国との関係で「交渉開始1年後の見直し」（レビュー）を課され、交渉開始後1年で日本側の取組状況について加盟国に報告・協議し、十分な成果があるか否かを評価することとなった。マンデートの取得を受け、2013年3月に行われた日EU電話首脳会談において、日EUのEPA/FTA及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意し、2013年4月の交渉開始以降、

2014年5月現在までの間、5回の交渉会合が開催された。2014年3月31日～4月4日に東京で行われた第5回交渉会合では、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産権、非関税措置、政府調達等の各分野について議論がなされ、物品貿易の市場アクセスについてはオファーの交換が行われる等、着実な進展が見られている。

また2013年11月に続き、2014年5月にブリュッセルで日EU定期首脳協議が開催され、日EU両首脳は、包括的かつ高いレベルの日EU・EPAの早期締結の重要性を確認した。（日EU定期首脳協議・共同プレス声明（第Ⅲ-1-1-17図）、参照）

また、ブリュッセル訪問前に安倍総理が欧州6か国を訪欧した際、「2015年中の大筋合意を日本政府としては目指したい」旨様々な機会で言及したところ、欧州各国及びEUの首脳との間で交渉の早期締結の重要性について一致した。

日EU・EPA早期締結に対しては産業界からの期

第Ⅲ-1-1-17 図 日EU定期首脳協議・共同プレス声明

■第21回日EU定期首脳協議・共同プレス声明（仮訳）（平成25年11月19日）

（パラ3）日EU首脳は、4月に交渉が開始され現在進行中の、包括的な基礎に基づく戦略的パートナーシップ協定（SPA）及び野心的な経済連携協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）の交渉の継続的な進展の重要性を強調した。両協定が将来のパートナーシップのための長期的な基盤として極めて重要であるとの共通認識の下、日EU首脳は、両協定の可能な限り早期の締結に向けた決意を改めて表明し、関係大臣/欧州委員に対して、交渉を一層進展させるよう指示した。このため、関係大臣/欧州委員は、物品貿易、サービス貿易、調達における野心的な市場アクセスのオファーを遅滞なく提示し、また、非関税措置及び鉄道の課題に取り組む。

■第22回日EU定期首脳協議・共同プレス声明（仮訳）（平成26年5月7日）

我々は、日EU間の貿易及び経済関係の強化の重要性、ならびに、この点で、取り分け物品、サービス及び投資における市場アクセス、鉄道を含む調達、並びに、非関税措置に関連する問題に効果的に対処することにより、極めて重要な役割を果たし得る、高度に包括的かつ野心的なEPA/FTAの早期の締結の重要性を再確認する。我々は、物品貿易において、市場アクセスのオファーが交換されたことや、他の分野においても着実な進展がなされたことを歓迎する。我々は、調達、並びに、サービス貿易及び投資における野心的な市場アクセスのオファーの早期交換に向けた決意を改めて表明する。

資料：経済産業省作成。

第Ⅲ-1-1-18 図 日EU・EPAの経緯と今後の予定

○2009年5月	日EU定期首脳協議において、日EU経済の統合の強化に協力する意図を表明
○2010年4月	日EU定期首脳協議において、「合同ハイレベル・グループ」を設置
○2011年5月	日EU定期首脳協議において、スコーピング作業開始に合意
○2012年7月	同作業の終了を受け、欧州委員会として交渉権限を理事会（加盟国）に求めることを正式決定
○2012年11月	EU外務理事会が交渉権限を採択
○2013年	
3月25日	日EU首脳電話会談において、交渉開始を決定
4月15日～19日	第1回交渉会合（於：ブリュッセル）
6月24日～7月3日	第2回交渉会合（於：東京）
10月21日～25日	第3回交渉会合（於：ブリュッセル）
11月19日	日EU定期首脳協議（於：東京）
○2014年	
1月27日～31日	第4回交渉会合（ブリュッセル）
3月31日～4月4日	第5回交渉会合（東京）
5月22日～25日	欧州議会選挙
春頃	EU加盟国による交渉状況レビュー
10月	現欧州委員の任期満了

資料：経済産業省作成。

待も強く、2013年11月と2014年5月の日EU定期首脳協議前には、欧州企業を含む多数の団体が交渉を支持する声明を発表した。2014年4月には、日欧産業界が双方の経済成長を促進するための会合である日・EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）年次会合を開催し、可能な限り早期に日EU・EPAを締結することへの要請と、そのために全力で支援する決意を表明した内容の提言書を採択し、日EU両政府に提出した。

2014年5月現在、EU側は交渉開始1年後の「見直し」を行っており、交渉継続が決定されれば、早期締結に向け速やかに次回交渉会合を実施することとなる。

(2) その他の経済連携の取組

【日豪EPA】（大筋合意）

2007年4月に第1回交渉会合が開催された本EPA交渉は、2012年6月までに16回の交渉会合を実施するとともに、その後も閣僚折衝や実務協議を継続してきた。2014年4月7日、安倍総理とアボット首相は首脳会談を行い、日豪EPA交渉の大筋合意を確認した。今後、両国は可能な限り早期の署名に向けて迅速に作業を進めていく。

豪州は、これまで日本が締結した二国間EPAのパートナーとして最大の貿易相手国。本EPAは、貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等、幅広い分野を含む包括的協定であり、アジア太平洋地域のルール作りにも資するものと考えられる。（「日豪経済連携協定の大筋合意について」（第Ⅲ-1-1-19図）参照）

【日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定 サービス・投資章】（実質合意）

ASEAN全体とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）は、2004年11月の首脳間での合

意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を経て、2014年5月時点でインドネシアを除くすべての参加国との間で発効している。AJCEPは、日本とASEANを1つのエリアとして、人口7.4億人、経済規模8兆3千億ドル（2012年）の自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化促進の観点から、非常に重要な意義がある。

2010年10月より交渉が行われていたAJCEPのサービス貿易章・投資章については3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。

今後は残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセス交渉を行っていく。

【日韓EPA】（交渉中断中）

韓国とのEPA交渉は2003年12月に交渉を開始したものの、2004年11月の第6回交渉会合を最後に事実上中断している。2008年2月の福田総理（当時）と李明博大統領（当時）との日韓首脳会談の合意を受け、交渉再開に向けた実務協議が開催されてきた。また、2011年10月に野田総理（当時）と李明博大統領（当時）の間で行われた日韓首脳会談において、交渉再開に必要な実務的作業の本格的実施につき合意し、実務協議が行われてきたが、現在まで交渉再開には至っていない。

【日GCC・FTA】（交渉延期）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力理事会）諸国とのFTAについては、2006年9月に交渉が開始され、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、

第Ⅲ-1-1-19図 日豪経済連携協定の大筋合意について

1. 本日、2007年より交渉を重ねてきた豪州との経済連携協定の交渉が大筋合意に至ったことを高く評価したい。
2. 本協定により、我が国から豪州への輸出額の3割未満であった無税品目の割合が、発効時に直ちに8割を超える水準になる。また、輸出の約半分を占める自動車分野（関税率5%）において、格段の市場アクセスの改善が実現する。
3. 具体的には、豪州への完成車輸出額の約75%が即時に関税撤廃され、中でも主力の1,500cc超3,000cc以下のガソリン車は全て即時撤廃されることとなる。また、残る完成車も3年目には関税が撤廃されるほか、自動車部品は即時を含め主に3年目までに撤廃される。
4. 関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給の確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達のルール整備、知的財産の保護など、幅広い分野において高い水準の合意が確認された。
5. 日本と豪州の経済関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。一日も早い署名・発効に向けて、引き続き最大限の努力をしていく。

出典：経済産業大臣談話・2014年4月7日。

GCC側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約77%（2013年）を占め、また我が国からの総輸出額も2兆円に達する（2013年）。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ整備の需要があり、各国による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが重要である。

【日モンゴル EPA】（交渉中）

日モンゴル EPA 交渉は、2010年1月に行われた政府間の実務レベル協議において、官民共同研究を立ち上げることが決定され、日モンゴル両国首脳に EPA の早期の交渉開始を提言する内容の共同研究最終報告書が2011年3月に完成した。同報告書を受け、2012年3月の日モンゴル首脳会談において、互恵的かつ相互補完的な経済関係の構築に向けて、日モンゴル EPA 交渉を開始することで一致した。

第1回交渉会合が2012年6月に行われ、最近では2014年4月に第6回交渉会合が開催された。直近の会合では、総則・最終規定、物品貿易、投資、サービス、知的財産、電子商取引、原産地規則、税関手続、競争、協力、紛争解決、SPS（衛生植物検疫措置）、TBT（貿易の技術的障害）等の分野につき議論が行われ、進展が見られた。

日モンゴル EPA が締結されればモンゴルにとって初めての EPA/FTA となり（2014年5月現在、モンゴルはいずれの国とも EPA/FTA を締結していない）、両国間の政治的・経済的つながりの強化に資するだけでなく、2010年11月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた重要なステップとなる。

【日カナダ EPA】（交渉中）

カナダは、シェールガスなど我が国の新たなエネルギー・鉱物資源の調達先として着目されている。資源の安定確保の観点に加え、カナダからのエネルギー供給は、他国・地域の海域を経由しないことから、エネルギー安全保障上有利であり、カナダとの経済関係の深化は大きな意義がある。

日カナダ EPA 交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。同共同研究の報告書をうけ、2012年3月の日加首脳会談において、両国の実質的な経済的利益

に道を開く二国間 EPA の交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、最近では2014年3月に第5回交渉会合が開催された。

直近の会合では、サービス貿易、投資、知的財産、鉱物・エネルギー資源・食料等の分野につき有意義な議論が行われた。

【日コロンビア EPA】（交渉中）

コロンビアは、高い成長率（今後5年間で平均4%強）が見込まれる人口4,800万人の市場であり、EPA を通じた貿易・投資環境の改善により輸出入拡大が期待される。コロンビアは、中南米諸国との FTA に加え、米国、EU、カナダとも既に FTA を発効済みである他、韓国の FTA にも署名済みである。

2011年9月の日コロンビア首脳会談において日コロンビア EPA の共同研究立ち上げが合意されたことを受け共同研究が開始し、2012年7月に報告書がとりまとめられ、あり得べき EPA は両国に多大なる利益をもたらすであろうことが明らかになった。共同研究報告書を受けて2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開催することで一致した。

第1回交渉は2012年12月に開催され、最近では2014年5月に第5回交渉会合が開催された。第5回交渉会合では、物品貿易、協力、政府調達、SPS（衛生植物検疫）、TBT（貿易に関する技術的障害）等の幅広い分野について議論が行われ、進展が見られた。

【日トルコ EPA】（交渉開始に合意）

トルコは高い成長率（今後5年で平均5%強）が見込まれる人口7,500万人の魅力的な市場を持つ。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。トルコは、EU・トルコ関税同盟の締結等、EU との間で特に強い通商上の結びつきを形成しているほか、中東アフリカ諸国や、近年ではチリや韓国との間で FTA を発効済みである。

トルコと我が国は2012年7月に第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され同年7月に日本・トルコの両政府に EPA 交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することで一致した。今後、スコーピングを経て、正式に交渉を開始する予定である。

5. 「EPA のライフサイクル」

以上、現在交渉中、交渉開始に合意したEPA/FTAを紹介したが、グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、このような新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTAの円滑な利用促進、既存EPAの内容の改善（再交渉）も重要である。

現在、我が国の発効済みEPAにおいては企業による活用も浸透し始め、「活用・運用段階」にあるといえる。

今後、政府のみならずJETRO⁷、日本商工会議所⁸、

業界団体等による積極的なEPAの普及啓蒙・利活用率の向上・着実な執行、「ビジネス環境の整備に関する委員会」等の場を通じた両国政府・民間企業代表者を交えた協議⁹、EPAの利活用実態やニーズを踏まえた協定見直し¹⁰等、いわば「EPAのライフサイクル」にわたって、EPAの質を高めていくことが非常に重要であると言える。

なお、発効済みEPA/FTAを活用した企業の事例は第4節で特集した。

7 EPA 利活用相談（日本企業の方）<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>、EPA アドバイザー等海外進出企業の支援サービス（在海外企業の方）<https://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

8 特定原産地証明書の指定発給機関 <http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

9 ビジネス環境の整備に関する委員会 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/business.html

10 日シンガポール EPA は2002年発効、2007年改正。日メキシコ EPA は2005年発効、2012年改正。

第2節

投資協定

1980年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長をけん引する大きな役割を果たしている。海外直接投資残高の対GDP比は、1980年には対外直接投資額で5.8%、対内直接投資額で5.3%であったのに対し、2012年にはそれぞれ31.8%、32.9%に伸びている¹¹。我が国の国際収支を見ても、証券投資収益及び直接投資収益の受取の増加を反映して、2012年の所得収支は約14.3兆円の黒字となる一方、貿易収支は約5.8兆円の赤字となり、8年連続で所得収支が貿易収支を超過している。

海外直接投資の拡大が示すとおり、我が国企業の海外展開が進んでいるが、これまで見てきたとおり、今

後の我が国の経済成長にとって、新興国への更なる戦略的なビジネス展開が不可欠となっている。我が国企業の新興国への展開を促進するためには、現地進出・資金還流の障壁撤廃を通じた投資リスクの低減が重要である。その手段として、今後、我が国は投資協定の拡充を図っていく方針である。

投資協定とは、投資先国での自国投資家及びその財産の保護や締約国間の投資自由化等を約束する国家間の条約である。海外に投資した投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上等により、投資を促進するための内容を規定している。

1. 投資協定への取組方針

我が国は、これまでアジア諸国を中心に33件の投資協定及び投資章を含む経済連携協定に署名し、うち29件が発効している（2014年5月現在）（第Ⅲ-1-2-1表）。今後は、企業の海外展開の推進、鉱物・エネルギー資源の安定的な供給の確保等の観点から、我が国産業界のニーズ、投資章を含む経済連携協定の締結状況等を踏まえ、投資協定の締結を加速していく。このため、投資協定の締結促進及び効果的活用に向けた指針を策定・推進する。また、その実現に向けて、関係当局の体制強化を進める。特に、締結数が少ないアフリカ（発

効済みはエジプト1か国のみ。モザンビークは署名済み・未発効）を中心に締結の加速化が必要である。

具体的な優先順位の決定に当たっては、以下の要素を総合的に勘案していく¹²。

- (1) 我が国からの投資実績と投資拡大の見通し
- (2) 投資環境整備の必要性と我が国産業界の要望(外資への開放度等を含む)
- (3) エネルギー・鉱物資源の供給元としての重要性
- (4) 相手国政府の統治能力、政情の安定性
- (5) 政治的・外交的意義

11 UNCTAD「World Investment Report 2013」

12 (出典)「二国間投資協定(BIT)の戦略的活用について」(2008年6月10日外務省発表)

第Ⅲ-1-2-1 表 我が国の投資関連協定締結状況

締結相手国(地域を含む)	署名	発効
エジプト	1977年1月28日	1978年1月14日
スリランカ	1982年3月1日	1982年8月7日
中国	1988年8月2日	1989年5月14日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日
パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
モンゴル	2001年2月15日	2002年3月24日
シンガポール(経済連携協定)	2002年1月13日	2002年11月30日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ(経済連携協定)	2004年9月14日	2005年4月1日
マレーシア(経済連携協定)	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン(経済連携協定)	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ(経済連携協定)	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ(経済連携協定)	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日

締結相手国(地域を含む)	署名	発効
ブルネイ(経済連携協定)	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア(経済連携協定)	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	2009年9月24日
ペルー	2008年11月21日	2009年12月10日
ベトナム(経済連携協定)※1	2008年12月25日	2009年10月1日
スイス(経済連携協定)	2009年2月19日	2009年9月1日
インド(経済連携協定)	2011年2月16日	2011年8月1日
ペルー(経済連携協定)※2	2011年5月31日	2012年3月1日
パプアニューギニア	2011年4月26日	2014年1月17日
コロンビア	2011年9月12日	未定
クウェート	2012年3月22日	2014年1月24日
日中韓	2012年5月13日	2012年5月17日
イラク	2012年6月7日	2014年2月25日
サウジアラビア	2013年4月30日	未定
モザンビーク	2013年6月1日	未定
ミャンマー	2013年12月15日	未定

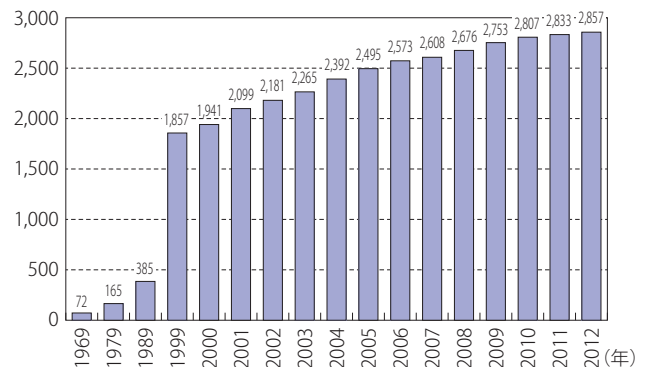
備考1：2004年12月19日に発効した日ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。
 備考2：2009年12月10日に発効した日ペルー投資協定の内容が組み込まれている。
 備考3：この他、台湾とは民間窓口機関の取決めが2011年9月22日に署名されており、2012年1月20日に手続きが完了している。
 備考4：2014年2月末時点。
 資料：経済産業省作成。

2. 世界の投資協定の締結状況

上述の海外直接投資の拡大を踏まえ、世界各国は、投資先国における差別的扱いや収用（国有化も含む）などのリスクから自国の投資家とその投資財産を保護するため、投資協定を締結してきた。投資ルールは、貿易におけるWTO協定のような多国間協定がなく、二国間若しくは地域協定が中心となっている。

世界の投資協定数は大きく増加しており、2012年時点で2,857件に達している（第Ⅲ-1-2-2図）。国別では、ドイツ、中国、英国、フランスといった国々が100件前後の投資協定を締結している。

第Ⅲ-1-2-2 図 世界の投資協定数の推移



資料：UNCTAD「Recent developments in international investment agreements (2008-June, 2009)」
 「World Investment Report 2013」から作成。

3. 投資協定の主な規定内容

投資協定は、従来、投資受入国における投資財産の収用や法律の恣意的な運用等のカントリー・リスクから投資家を守り、投資家を保護することを主目的として締結されてきた。こうした内容の協定は「投資保護協定」と呼ばれ、投資財産設立後の内国民待遇や最恵

国待遇、収用の原則禁止および合法とされる収用の要件と補償額の算定方法、自由な送金、締約国間の紛争処理手続、投資受入国と投資家との間の紛争処理等を主要な内容とする。1990年代に入ると、そのような投資財産保護に加えて、投資設立段階の内国民待遇や

最恵国待遇、パフォーマンス要求¹³の禁止、外資規制強化の禁止や漸進的な自由化の努力義務、透明性確保（法令の公表、相手国からの照会への回答義務等）等を盛り込んだ投資協定（「投資保護・自由化協定」）が出てきた（第Ⅲ-1-2-3表）¹⁴。

投資協定の規定に関する紛争は、それぞれ一定の条件下で国家対国家の紛争処理手続（SSDS）又は投資家対国家の仲裁手続（ISDS）の対象となる。

我が国の投資協定におけるSSDSでは、投資協定の解釈、適用等に関する締約国間の紛争についての解決手続を規定している。

ISDSは、投資家が投資先国政府の投資協定違反に

より自らの投資財産に損害を受けた場合、ICSID¹⁵ 仲裁規則やUNCITRAL¹⁶ 仲裁規則に基づく国際仲裁に付託することを可能としている。

UNCTADによれば、国際投資協定に基づくISDSの件数（仲裁機関へ案件付託の数）は、1987年の最初の事案¹⁷以来、1998年までは累計で14件にとどまっていたものの¹⁸、1990年代後半から急増し¹⁹、2012年末現在で累計514件に上っている。一方、我が国企業が投資仲裁制度を利用した事例は、当該企業の海外子会社が外国間の協定に基づき申立てを行った1件のみである²⁰。

第Ⅲ-1-2-3表 投資協定締結の意義

1. 投資財産の保護&投資家に対する公正な待遇
 - ①一度受けた事業許可を後で撤回されない
 - ②事業資産を収用・国有化されない
 - ③規制が強化されたことによって事業が継続できなくなる事態を防ぐ（間接収用 “indirect expropriation”）
 - ④相手国政府と締結した投資契約・コンセッション契約が遵守される（アンブレラ条項）
 - ⑤日本への送金の自由が確保される
2. 現地資本以外の企業（外国企業）との間で差別的な待遇を禁止（最恵国待遇（MFN））
3. 現地資本企業との間で差別的な待遇を禁止（内国民待遇（NT））
4. 投資家及び投資財産に対して、公正かつ衡平な待遇（FET：Fair and Equitable Treatment）を与える義務
5. 協定によっては、次のような投資許可要件を禁止しているものもある。（パフォーマンス要求（PR）の禁止）
 - ①一定割合・水準の物品・サービスを輸出するよう要求すること
 - ②一定割合・水準の現地調達を達成するよう要求すること
 - ③現地の物品・サービスを購入、利用又は優先するよう要求すること
 - ④輸入量・輸入額を、輸出量・輸出額又は外貨の獲得量と関係づけるよう要求すること
 - ⑤生産した物品・サービスの国内販売量・販売額を、輸出量・輸出額又は外貨獲得量と関係づけるよう要求すること
 - ⑥輸出又は輸出のための販売を制限するよう要求すること
 - ⑦取締役、経営者等が一定の国籍であることを要求すること
 - ⑧現地資本のパートナーに技術移転するよう要求すること
 - ⑨一定地域の管理拠点（headquarter）を現地に置くよう要求すること
 - ⑩一定割合・一定人数の現地人を雇用するよう要求すること
 - ⑪現地で一定程度の研究開発予算を投じるよう要求すること
 - ⑫一定地域に対して、排他的に産品を供給するよう要求すること（他国に別の供給拠点を設立しないこと）

※相手国がこれらの義務に違反した場合、投資家は国家を相手に国際仲裁に付託することができる。
資料：経済産業省作成。

- 13 例えば、一定の現地部材（ローカルコンテンツ）比率を満たすことや、製造したものの一定の比率を輸出すること等、投資活動に関する条件として課される特定の要件。
- 14 代表的なものとしてNAFTAの投資章があり、我が国の場合、二国間EPAの投資章や、日韓、日ベトナム、日カンボジア、日ラオス、日ウズベキスタン、日ペルー投資協定がこのタイプに当たる。
- 15 International Center for Settlement of Investment Dispute（投資紛争解決センター）：世界銀行グループの1機関である常設の仲裁機関。所在地はワシントンD.C.。
- 16 United Nations Commission on International Trade Law（国際連合国際商取引法委員会）：所在地はオーストリア（ウィーン）。
- 17 Asian Agricultural Products Limited対スリランカ政府の事案（ICSID Case No. ARB/87/3）。
- 18 UNCTAD（2005）“INVESTOR-STATE DISPUTES ARISING FROM INVESTMENT TREATIES: A REVIEW”。
- 19 1996年、NAFTAにおける「エチル事件」（米国企業がカナダ政府による環境規制がNAFTA上の「収用」に当たるとして提訴。カナダ政府が米国企業に金銭を支払って和解）をきっかけに、投資仲裁に対する関心が高まったとされる。
- 20 1998年、我が国の証券会社の在ロンドン子会社が、オランダ法の下で設立された法人を介して買収したチェコの銀行に対してチェコ政府がとった措置に関し、チェコとオランダ間の二国間投資協定に基づき、国連商取引委員会（UNCITRAL）仲裁規則による仲裁に付託したケース。

4. エネルギー憲章条約の主な規定内容

投資協定と同じように、国際仲裁への付託を可能とする条約としてエネルギー憲章条約がある。1998年に発効したエネルギー憲章条約は、ソ連の崩壊に伴い、旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革と企業活動の促進を目指すものである。エネルギー分野における投資の自由化及び保護に関し、一般的な二国間の投資保護協定と類似の内容(締約国が外国投資家の投資財産に対して内国民待遇

(NT)又は最恵国待遇(MFN)のうち有利なものを付与すること、一定の要件を満たさない収用の禁止、送金の自由、紛争解決手続等)について規定している。エネルギー憲章条約の締約国は、2014年1月現在で東欧やEU諸国等47か国及び1国際機関である。ロシアや豪州は、署名はしたものの未批准。オブザーバー参加にとどまる国(米国、カナダ、中国、韓国、サウジアラビアなど)も存在する。

5. 国際投資仲裁事例

企業活動の国際化に伴い、投資家である企業が外国政府との関係において投資紛争が起こる件数も増えていく。我が国が締結している投資協定は、これまで1件も利用されていないが、上述のとおり、投資協定に基づくISDSの件数はUNCTADが把握しているだけ

でも500件を超えている。投資協定の活用においては、各条項がどのように解釈されるかを把握する必要がある、これまでに生じた国際投資紛争に関する仲裁判断を参考にすることが重要である²¹。

6. 今後の課題

我が国関連企業が関係した投資仲裁事例は、Saluka対チェコ事件のみである。また、民間の調査²²によれば、日本の大手企業の8割が国際商事仲裁未利用という結果が出ている。日本企業の傾向として、国際投資仲裁、国際商事仲裁の利用がこれまで少ない状況にある。

投資関連協定に基づいて国際仲裁が行われた場合、仲裁廷は過去の同様の仲裁判断を参考にする傾向がある。投資関連協定に基づく国際仲裁は2000年以降、急増しており、判例が蓄積する一方で、判断の分かれる論点も少なからずある。国際投資仲裁において下された判断は、今後の我が国の投資協定交渉戦略に影響を与えうるものであり、我が国企業が投資先国との紛争解決手段としても国際仲裁を積極的に活用できる環境を構築することも今後の

課題である²³。国際的なルールは固定的なものではなく動的であり、国際投資仲裁や国際商事仲裁はそのルール作りのフィールドとして重要である。我が国が国際ビジネスの分野において国際的なルール形成に影響を与えていくという観点からも投資協定等のさらなる活用が望まれる。

国際仲裁の活用においては、仲裁ルール及び仲裁場所の整備も重要である。アジアにおける仲裁地としてはこれまで、シンガポールと香港が主だったが、韓国は、2013年5月に「ソウル国際紛争解決センター」を設立するなど、国際仲裁に力を入れ、韓国における仲裁件数も増加傾向である。これらの国にとって仲裁の普及は国際ビジネス拠点にとって不可欠なツールと位置づけられ振興に力を入れている。

21 国際投資紛争に関する仲裁判断の概要については「経済産業省 不正貿易報告書 2014年版(p.705~p.711)」などを参照。

22 2014年1月20日付 日本経済新聞16面

23 ISDS条項に関しては、公益が制限されるとの懸念を強調する意見も多く見受けられるが、これらの意見が仲裁判断などに関する正確な理解に基づかないと評価する意見もある。ISDS条項と公益制限論を結びつける議論について、引用されることの多いエチル事件及びメタルクラッド事件の概要を紹介した上で当該議論が一定の問題を有していることを指摘する資料として、日本弁護士連合会ADR(裁判外紛争解決機関)センター国際投資紛争特別部会作成「投資協定仲裁制度(ISDS)を巡る議論に関する報告書p.31~p.33」参照(なお、当該資料は上記特別部会が日本弁護士連合会内の討議資料として作成したものであり、同連合会としての見解を示すものではない)。上記資料では「二つの事件を精察すればわかるように、ISDS条項、あるいは、これを含む投資保護協定それ自体は、投資家の利益を無条件に公益に優先させるようなことは何ら目的としていない。ただ、前者の事件では、環境保護を達成するための規制手段が内外の事業者間に差別的なものであったため、後者の事件では、特に国内法上で権限を与えられていない機関が規制を行ってしまったため、投資保護協定との関係で問題が発生してしまったのである。したがって、これらの二つの事件の特殊性を無視して、事件の最終的な結末のみからISDS条項を公益制限論に結び付けてしまう議論には、一定の問題があると言えるであろう。」との分析が行われている。

第3節

租税条約

1. 租税条約の役割

租税条約は、国際的な二重課税を回避するため、両国間の投資・経済活動に関し、課税できる所得の範囲等を調整するものである。また、その締結によって、両国の税務当局間の相互協議や情報交換、徴収共助等の枠組みが構築され、租税に関する紛争の解決や脱税及び租税回避行為の防止が図られることとなる。

租税条約の締結により、海外進出企業に対する課税の法的安定性が確保されるとともに、我が国企業が海外で稼いだ収益の国内還流の円滑化にも資するなど、健全な投資・経済交流が一層促進されることが期待される。

2. 租税関連条約の新規締結・改正状況

我が国は、2014年4月末現在、60の租税関連条約を締結し、80か国・地域との間に適用されている（第Ⅲ-1-3-1表）。

近年、中東等資源国との租税条約の新規締結や先進国との改正、及び国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資する情報交換を主体とした租税協定の締結が進められている。特に、ニュージーランド、米国、スウェーデン、英国などの先進国との改正については、税務当

局による相互協議の開始から一定期間が経過しても事案が解決されない場合に、税務当局以外の第三者の関与を得て解決を促すための仲裁制度を導入するとともに、投資所得（配当、利子等）に対する源泉地国における課税を軽減又は免除する内容になっている。また英国との租税条約の改正においては、2010年のOECDモデル租税条約の改訂に合わせ、外国法人・非居住者の支店等（恒久的施設）に帰属する事業利得

第Ⅲ-1-3-1表 我が国租税関連条約締結国・地域一覧

我が国租税関連条約締結国一覧（60条約、80ヶ国・地域適用／2014年4月末現在）			
<p>〈東・東南アジア〉</p> <p>インドネシア</p> <p>韓国</p> <p>シンガポール</p> <p>タイ</p> <p>中国</p> <p>フィリピン</p> <p>ブルネイ</p> <p>ベトナム</p> <p>香港</p> <p>マレーシア</p> <p>〈南アジア〉</p> <p>インド</p> <p>スリランカ</p> <p>パキスタン</p> <p>バングラデシュ</p> <p>〈大洋州地域〉</p> <p>オーストラリア</p> <p>ニュージーランド</p> <p>フィジー</p> <p>サモア（※）</p> <p>〈中近東〉</p> <p>イスラエル</p>	<p>エジプト</p> <p>クウェート</p> <p>サウジアラビア</p> <p>トルコ</p> <p>〈アフリカ〉</p> <p>ザンビア</p> <p>南アフリカ</p> <p>（以下、税務行政執行共助条約のみ）</p> <p>ガーナ</p> <p>チュニジア</p> <p>〈北米〉</p> <p>アメリカ</p> <p>カナダ</p> <p>〈中南米・カリブ地域〉</p> <p>ブラジル</p> <p>メキシコ</p> <p>ケイマン（※）</p> <p>バハマ（※）</p> <p>バミューダ（※）</p> <p>（以下、税務行政執行共助条約のみ）</p> <p>アルゼンチン</p>	<p>コスタリカ</p> <p>ベリーズ</p> <p>〈東ヨーロッパ・中央アジア〉</p> <p>アゼルバイジャン</p> <p>アルメニア</p> <p>ウクライナ</p> <p>ウズベキスタン</p> <p>カザフスタン</p> <p>キルギス</p> <p>グルジア</p> <p>スロバキア</p> <p>タジキスタン</p> <p>チェコ</p> <p>トルクメニスタン</p> <p>ハンガリー</p> <p>ブルガリア</p> <p>ベラルーシ</p> <p>ポーランド</p> <p>モルドバ</p> <p>ルーマニア</p> <p>ロシア</p> <p>〈ヨーロッパ〉</p> <p>アイルランド</p> <p>英国</p>	<p>イタリア</p> <p>オーストリア</p> <p>オランダ</p> <p>スイス</p> <p>スウェーデン</p> <p>スペイン</p> <p>デンマーク</p> <p>ドイツ</p> <p>ノルウェー</p> <p>フィンランド</p> <p>フランス</p> <p>ベルギー</p> <p>ポルトガル</p> <p>ルクセンブルク</p> <p>ガーンジー（※）</p> <p>ジャージー（※）</p> <p>マン島（※）</p> <p>リヒテンシュタイン（※）</p> <p>（以下、税務行政執行共助条約のみ）</p> <p>アイスランド</p> <p>アルバニア</p> <p>ギリシャ</p> <p>スロベニア</p> <p>マルタ</p>

◆※は租税に関する情報交換規定を主体とするもの

◆下線の国は「税務行政執行共助条約」の締結国

資料：経済産業省作成。

の算定に際して、本支店間の内部取引を独立企業原則に基づき、より厳格に認識することを規定した条文を、我が国として初めて導入している。

今後とも、我が国産業界のニーズや我が国課税権の適切な確保等の観点を総合的に勘案し、企業の海外展開の支援に資する租税関連条約のネットワーク拡充の取組を加速することが重要である。具体的には、未締結国との新規締結を進めるとともに、既存条約を改正し、海外での事業活動に対する課税所得の範囲の明確化、投資所得に対する源泉地国における限度税率の引下げ、仲裁制度の導入など内容を充実させることが必要である（第Ⅲ-1-3-2表）。

第Ⅲ-1-3-2表 最近の経緯・現状

(2014年4月末現在)		
◇署名		
平成23年1月	※日バハマ租税協定(新)	(平成23年発効)
平成23年2月	※日ケイマン租税協定(新)	(平成23年発効)
平成23年6月	※日マン島租税情報交換協定(新)	(平成23年発効)
平成23年11月	税務行政執行共助条約(新)	(平成25年発効)
平成23年12月	※日ジャージー租税協定(新)	(平成25年発効)
平成23年12月	※日ガンジー租税協定(新)	(平成25年発効)
平成23年12月	日ポルトガル租税条約(新)	(平成25年発効)
平成24年7月	※日リヒテンシュタイン租税情報交換協定(新)	(平成24年発効)
平成24年12月	日ニュージーランド租税条約(全)	(平成25年発効)
平成25年1月	日米租税条約(部)	(改正未発効)
平成25年5月	日アラブ首長国連邦租税条約(新)	(未発効)
平成25年6月	※日サモア租税情報交換協定(新)	(平成25年発効)
平成25年12月	日スウェーデン租税条約(部)	(改正未発効)
平成25年12月	日英租税条約(部)	(改正未発効)
平成26年1月	日オマーン租税協定(新)	(未発効)
平成26年3月	※日マカオ租税情報交換協定(新)	(未発効)
◇基本合意		
平成25年4月	※日英領バージン諸島租税情報交換協定(新)	
◇現在の正式交渉国		
	ドイツ連邦共和国	
1	※は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの	
2	(全)：全面改正、(部)：部分改正、(新) 新規締結	

資料：経済産業省作成。

第4節

EPA/FTA の利用状況と利用促進のための情報提供について

我が国の EPA 締結国との貿易額は 2 割弱であるが、現在交渉中の対象国を含めれば 8 割を超える。今後、既存の EPA については、即時に関税が撤廃されなかった品目についても段階的な関税低減が進み²⁴、一方で現在交渉中の EPA/FTA が締結されれば、EPA/FTA による潜在的な関税節減メリットは増大していくと考えられる。このことを念頭におき、より幅広いユーザーが EPA/FTA を円滑に利用できるよう、現在の利用状況を分析し、利用促進のための情報提供の在り方について考察する。

EPA の経済上のメリットとして、1) WTO より進んだ貿易の自由化や、WTO では扱われない分野でのルール作り、2) 貿易の投資、自由化を進め、日本企業が海外に進出するための環境を整備し、両国の経済を活性化すること、3) 資源、エネルギー、食料等の安定的輸入の確保や輸入先の多角化が挙げられる。それでは我が国企業が実際に認識している EPA/FTA のメリットはどのようなものか。アンケート調査によれば、EPA/FTA のメリットを認識しているとする回答数のうち、相手国の関税撤廃による輸出競争力の強

化が最も多く、続いて日本の関税撤廃による調達コストの低減が多かった。また外資規制の緩和や事業環境の整備、日系企業の事業拡大による売上げ増といった、関税減免と異なり数値的に把握が難しいメリットも認識されていることは注目に値する（第Ⅲ-1-4-1 図）。

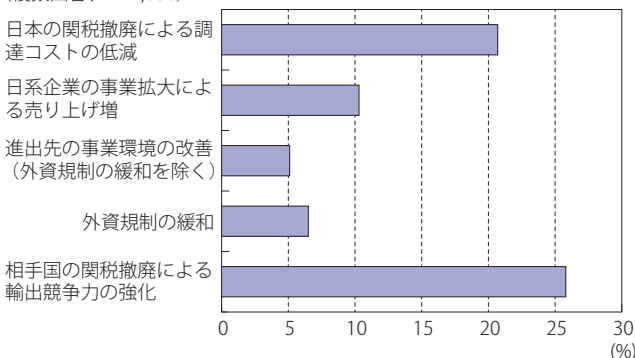
このように我が国企業に最大のメリットと認識されている EPA の優遇税率について、利用はどの程度広がっているかを確認する。2002 年にシンガポールとの EPA が発効して以来、EPA の優遇税率を利用するために必要な原産地証明書発給件数は、EPA 締結国数が増えるに従って増加している（第Ⅲ-1-4-2 表、第Ⅲ-1-4-3 図）。発給件数で上位を占めるのは、タイ（2013 年度約 6 万 6 千件）インドネシア（2013 年度約 4 万 1 千件）、インド（2013 年度約 2 万 6 千件）であり、おおむね我が国からの輸出額が多い国となっている。（第Ⅲ-1-4-4 図）。

JETRO によるジェトロ・メンバーズを対象としたアンケート調査においても、輸出又は輸入に際して EPA の優遇税率を利用していると回答する企業の割合は年々増加している（第Ⅲ-1-4-5 図）。

第Ⅲ-1-4-1 図

我が国企業が認識している EPA/FTA のメリット（複数回答）

(複数回答、n=2,080)



資料：帝国データバンク「通商政策の検討のための我が国企業の海外展開の実態と国内事業に与える影響に関するアンケート」（2014 年）から作成

第Ⅲ-1-4-2 表

我が国の二国間 EPA 締結国、履行期間終了時の関税撤廃品目割合（品目ベース）

相手国	発効年月	履行期間終了時の関税撤廃品目割合（相手国）
シンガポール	2002 年 11 月	100% (貿易額ベース)
メキシコ	2005 年 4 月	94.1%
マレーシア	2006 年 7 月	98.9%
チリ	2007 年 9 月	94.3%
タイ	2007 年 11 月	97.3%
インドネシア	2008 年 7 月	92.9%
ブルネイ	2008 年 7 月	99.4%
フィリピン	2008 年 12 月	98.6%
スイス	2009 年 9 月	83.2%
ベトナム	2009 年 10 月	91.6%
インド	2011 年 8 月	86.6%
ペルー	2012 年 3 月	97.9%

資料：WTO World Tariff Profiles 2013 から作成。シンガポールについては同資料に掲載がないため、貿易額ベースの数字。なお、日 ASEAN EPA の相手国側の自由化率（貿易額ベース、2005 年又は 2006 年の貿易額を基準）は約 91% である。（経済産業省、「不正貿易報告書」2014 年版 p.476）

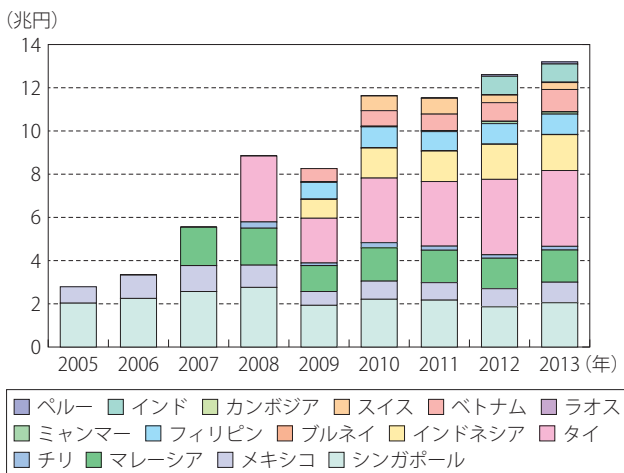
24 一例として、日本・フィリピン EPA に基づいて、従来日本からの輸出の際に 10% から 30% の税率で課されていた 18 品目の自動車部品の関税等が撤廃された。（Executive Order 147, Office of the President of the Philippines, 2014/2/13）

EPAの利用状況を企業単位で包括的に把握する統計はないものの、これらのデータを総合的に考えれば、我が国においてEPA/FTAのメリットを受ける企業の層は拡大していると言えよう。

続いて、規模別・業種別の利用状況について見ていく。特定原産地証明書取得のための登録事業所数は年々増加しており、中小企業の割合も上昇している(第Ⅲ-1-4-6図、第Ⅲ-1-4-7図)。中小企業の事業所の方が大企業のそれよりも多いことを考えれば、大企業に比べて中小企業の事業所単位でみた利用率は低いといえる。これは一般に大企業の方が中小企業に比べ貿易量が多いことに加え、中小企業の方が、EPA/FTAに基づく優遇税率の適用を受けるための事務的負担と関税節減のメリットをより厳しく判断すること等の理

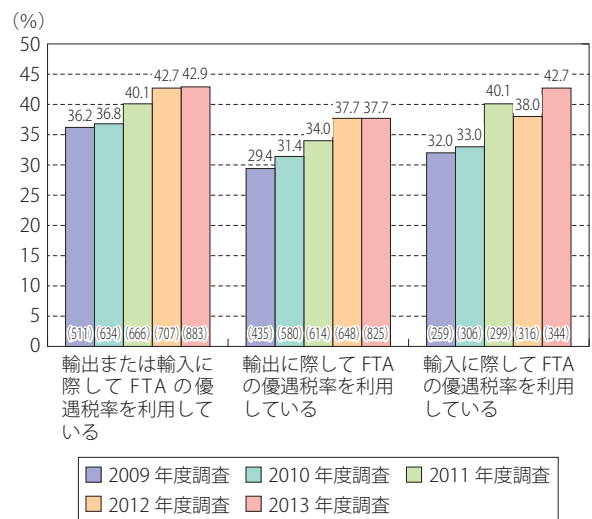
由が考えられる。なお、原産地証明書申請のための書類作成状況については、中小企業のうちの業種間及び中規模企業と小規模企業の間において、自社で作成するか取引先が作成したもののみ利用しているかについて大きな差はなかった。(第Ⅲ-1-4-8図) 品目別の発給件数を見ると、輸出先国により違いはあるものの、おおむね我が国の主要輸出品目である鉄鋼、機械、電気、自動車・同部品等において件数が多い。(第Ⅲ-1-4-9図、第Ⅲ-1-4-10図、第Ⅲ-1-4-11図、第Ⅲ-1-4-12図)

第Ⅲ-1-4-3 図 EPA 発効国への輸出額推移



資料：財務省「貿易統計」から作成。各EPAの発効年又はその翌年を基準に相手国への輸出額を追加。

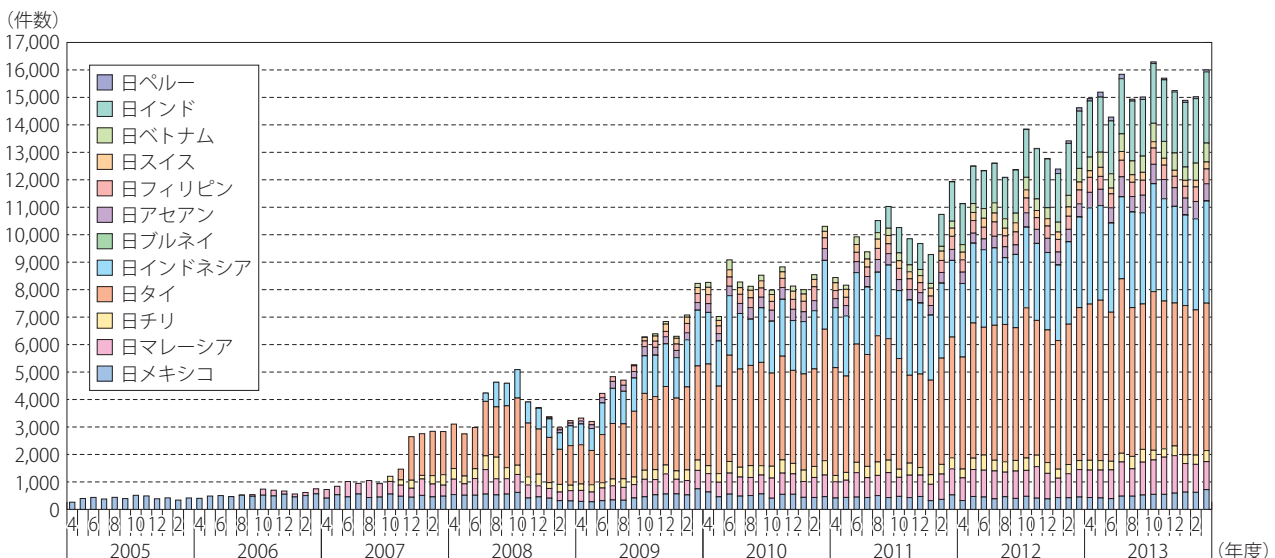
第Ⅲ-1-4-5 図 EPA/FTA を利用している企業の割合



備考：()は、対象国・地域(メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、その他ASEAN、スイス、ベトナム、インド、ペレー。ただしインドは2011年度以降、ペレーは2012年度以降)のいずれか一つ以上とそれぞれ輸出又は輸入を行っている企業数。対象は比較の可能なジェトロ・メンバーズ企業かつ製造業および商社・卸売・小売り業種のみ。シンガポール、ブルネイとも二国間EPAがあるが、「その他ASEAN」に含める。

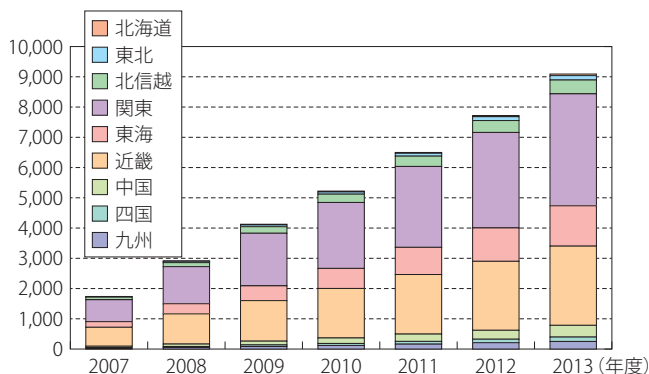
資料：JETRO「2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」から作成。

第Ⅲ-1-4-4 図 適用EPA別原産地証明書の発給件数



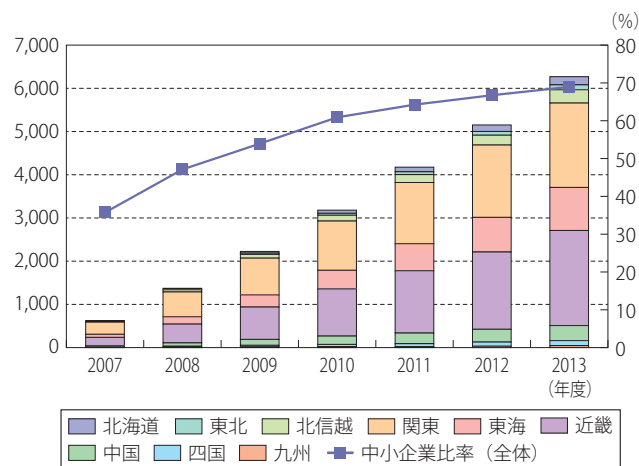
資料：日本商工会議所のデータを基に経済産業省作成。

第Ⅲ-1-4-6 図
原産地証明書取得のための登録事業所数（地域別）



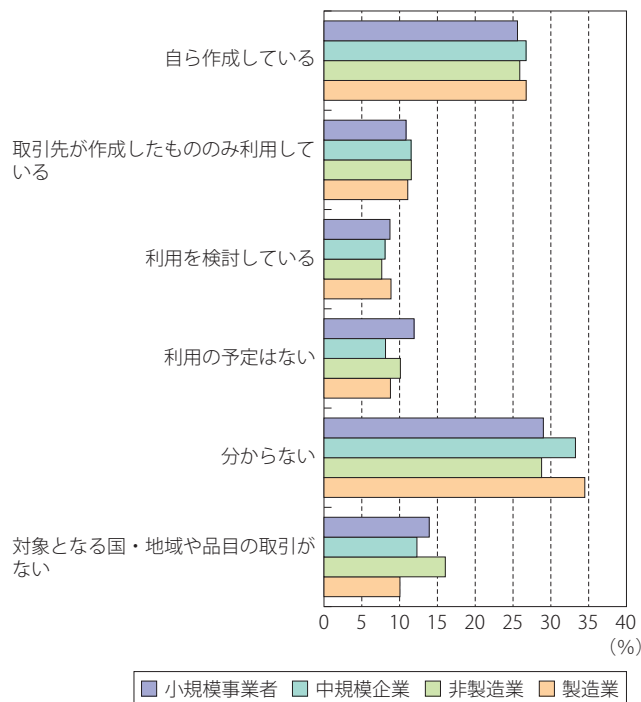
資料：大阪商工会議所より提供

第Ⅲ-1-4-7 図
原産地証明書取得のための登録事業所数（中小企業のみ）及び中小企業比率



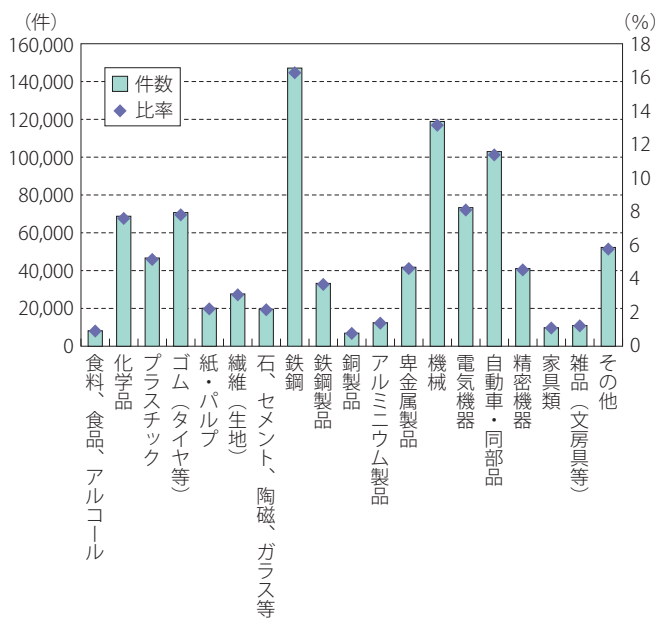
資料：大阪商工会議所より提供

第Ⅲ-1-4-8 図
中小企業の原産地証明書申請のための書類作成状況



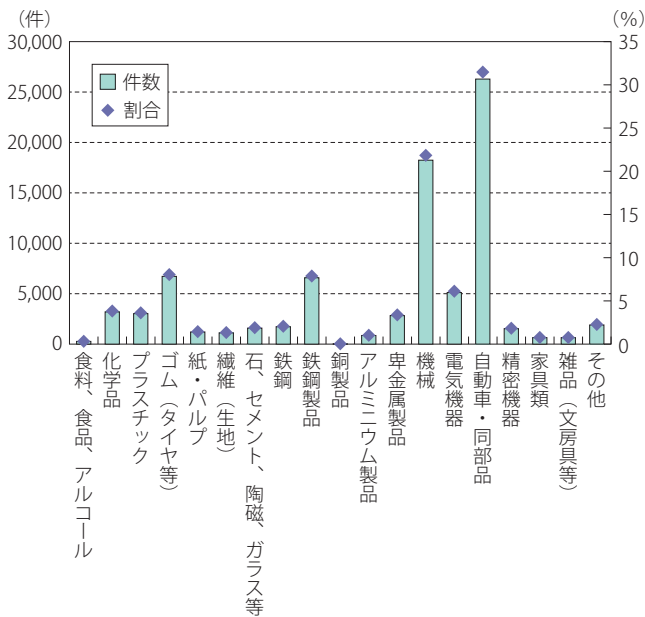
資料：損保ジャパン日本興亜マネジメント株式会社「中小企業の海外展開の実態把握にかかるアンケート調査」から作成。

第Ⅲ-1-4-9 図 品目別の原産地証明書発給件数（全協定）



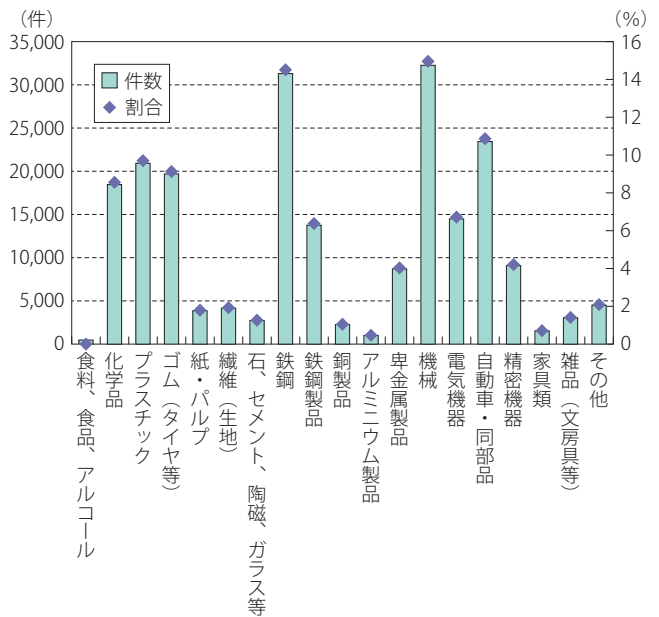
資料：大阪商工会議所より提供。なお、2005年4月1日～2013年11月8日までにつき集計。

第Ⅲ-1-4-10 図
品目別の原産地証明書発給件数（日マレーシア EPA）



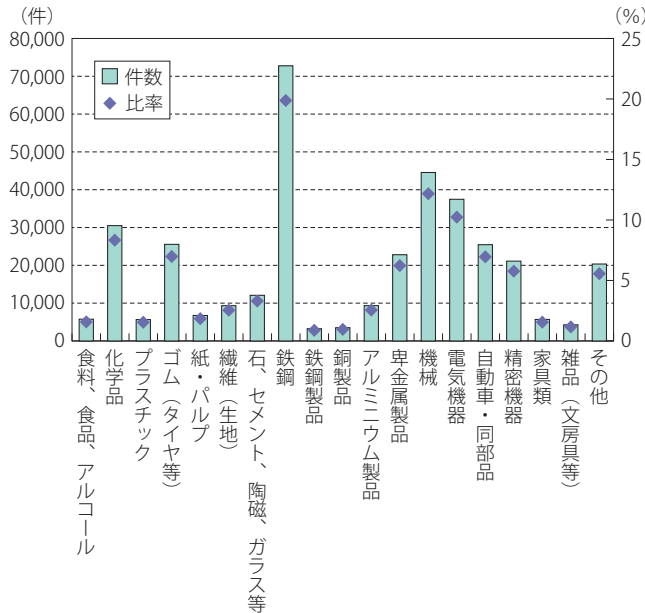
資料：大阪商工会議所より提供。なお、2005年4月1日～2013年11月8日までにつき集計。

第Ⅲ-1-4-12 図
品目別の原産地証明書発給件数（日インドネシア EPA）



資料：大阪商工会議所より提供。なお、2005年4月1日～2013年11月8日までにつき集計。

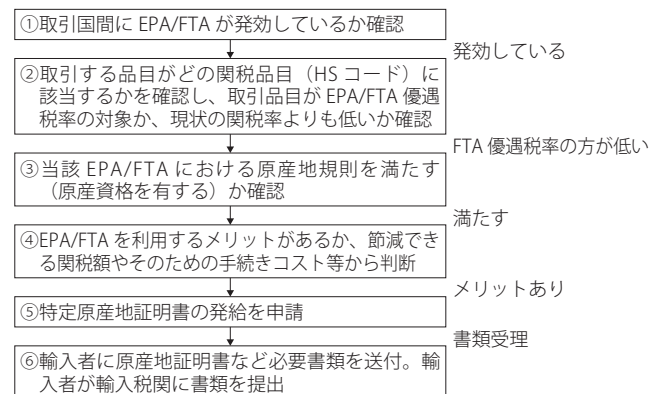
第Ⅲ-1-4-11 図
品目別の原産地証明書発給件数（日タイ EPA）



資料：大阪商工会議所より提供。なお、2005年4月1日～2013年11月8日までにつき集計。

第Ⅲ-1-4-13 図は、EPA/FTA 優遇税率利用までのプロセス（以下「フローチャート」という。）の概略である。ここに示されるよう、自社の輸出先国と我が国の間に EPA/FTA が締結されているだけでは EPA/FTA は利用可能ではなく、輸出品目が EPA/FTA 優遇税率の対象であり、原産地規則を満たす場合にのみ利用可能となる。さらに、利用には一定のコストがかかるため、企業は利用のためのコストとメリットを勘案の上で利用することになる。

第Ⅲ-1-4-13 図
EPA/FTA 優遇税率利用までのプロセス概略（フローチャート）

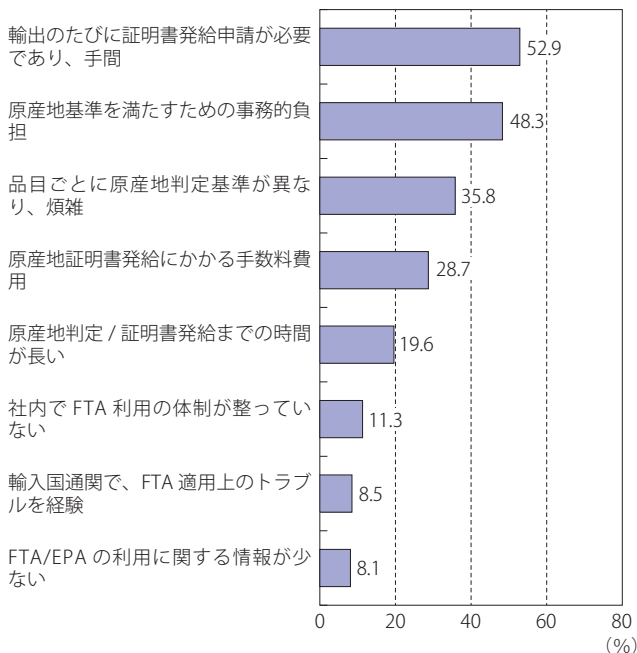


資料：『2012年版 JETRO 貿易投資報告』、各種 EPA セミナー資料から作成

これまで、EPA/FTA の利用率が高くない理由として、フローチャート④のコストメリットの判断が着目されてきた。実際に、JETRO が実施したアンケートにおいても、EPA/FTA 利用上の問題点として、原産地証明の取得に関する手間や事務的負担が指摘されている（第Ⅲ-1-4-14 図）。また、2008 年の JETRO のアンケート調査では「FTA 利用に及ぶ関税差」という質問に対し、差が 5～7% にのぼると全体の約 3 分の 2 が利用に及ぶという結果がでていた（2012 年『JETRO 貿易投資報告』64 頁）。つまり、企業の規模や輸出品目の特性等による違いはあると考えられるが、関税節減メリットが 5% 以上あることが一つの目安と認識されている。なお、厳しい原産地規則が EPA/FTA の利用を阻害するとの指摘は、他国においてもなされている²⁵。

第Ⅲ-1-4-14 図 EPA/FTA 利用上の問題点（複数回答）

複数回答、n=495



資料：JETRO『2013 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査』から作成。

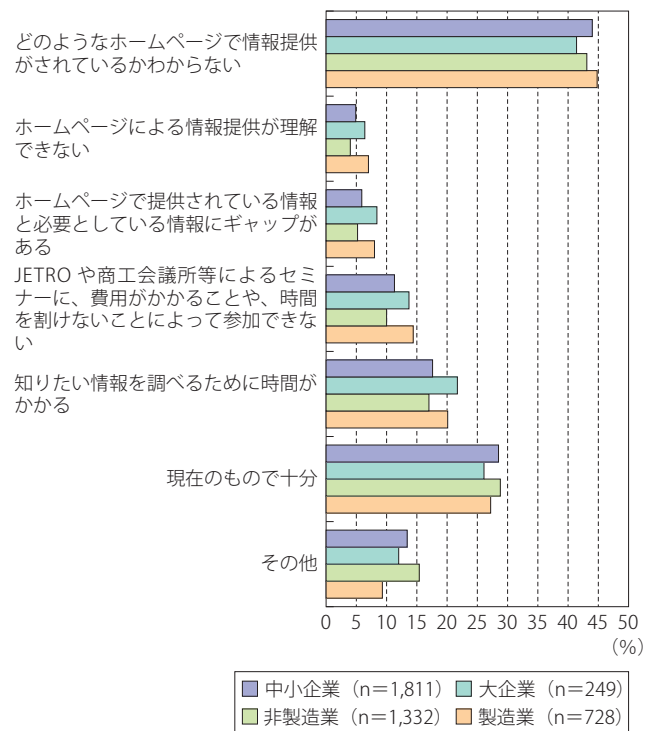
一方で、EPA/FTA に関する情報を十分に知らないことや情報を入手するのに手間がかかることにより、潜在的なユーザーが利用していないという可能性も指摘できる。アンケート調査によれば、大企業と中小企業、製造業と非製造業を問わず、現在の情報提供の在り方で十分という意見も 3 割弱あるものの、どのようなホームページで情報提供がなされているかわか

らないと回答している（第Ⅲ-1-4-15 図）。

さらに、EPA/FTA の利用を検討するために必要な情報としては、EPA/FTA の締結国と対象品目、関税節減額といった先のフローチャートの①段階及び②段階の情報が多くを占めた（第Ⅲ-1-4-16 図）。中小企業庁実施のアンケートにおいても同様の結果と

第Ⅲ-1-4-15 図

EPA/FTA の情報提供についての意見（複数回答）

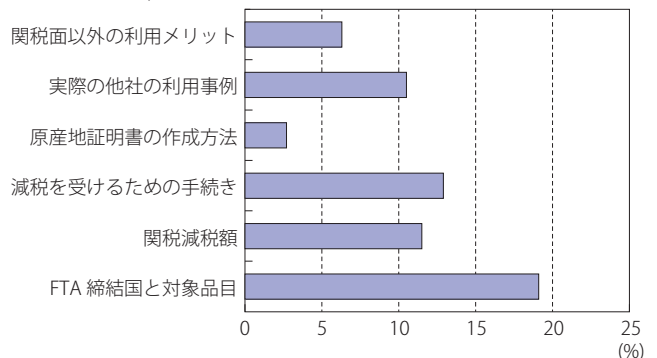


資料：帝国データバンク「通商政策の検討のための我が国企業の海外展開の実態と国内事業に与える影響に関するアンケート」（2014 年）から作成。

第Ⅲ-1-4-16 図

EPA/FTA の利用検討に必要な情報（複数回答）

（複数回答、n=1,982）



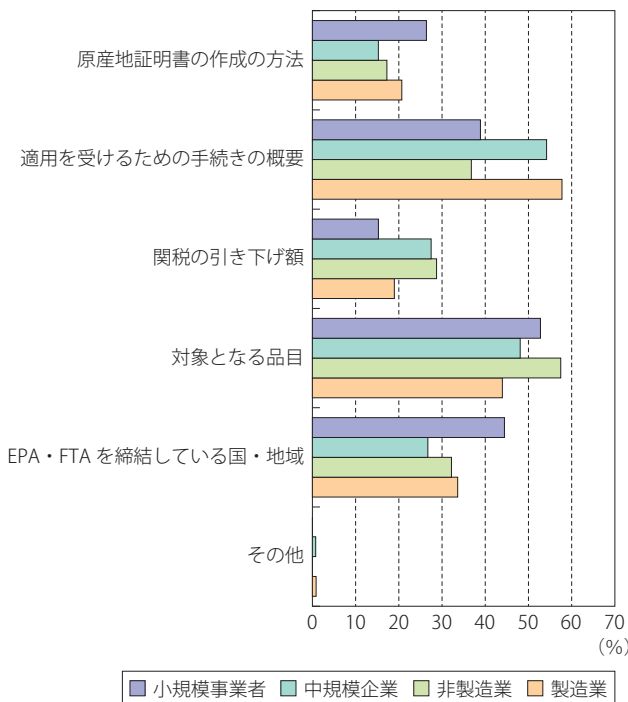
資料：帝国データバンク「通商政策の検討のための我が国企業の海外展開の実態と国内事業に与える影響に関するアンケート」（2014 年）から作成。

25 Intaravitak, Mudkum and Panpheng, "Rules of Origin and Utilization of Free Trade Agreements: An Econometric Analysis", TDRI Quarterly Review, Vol. 26, No. 3.

なっている（第Ⅲ-1-4-17図）。このことは、実際にEPA/FTAの利用のメリットを勘案するに至っていない潜在的利用者が一定程度存在することを示唆する。その他必要と挙げられた情報には、実際の他社の利用事例という回答も1割程度あった（第Ⅲ-1-4-16図）。日本政府の関係省庁やJETRO、商工会議所等

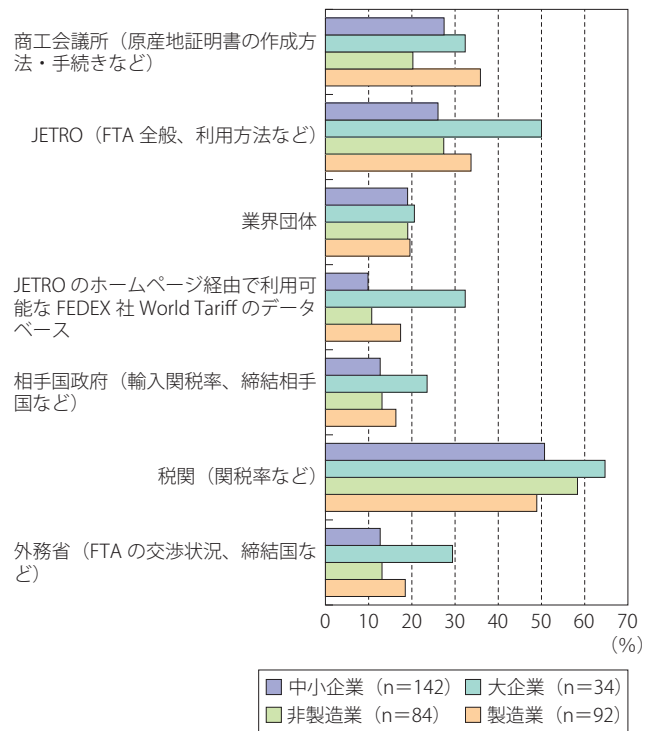
のホームページで情報提供がなされ、一定程度参照されていることから（第Ⅲ-1-4-18図）、今後さらなる閲覧促進の取組が期待されるとともに、諸外国で行われているような、成功事例などより具体的なメリットを認識できるような情報を提供することも効果的と考えられる（第Ⅲ-1-4-19表）。

第Ⅲ-1-4-17図
EPA/FTAの利用検討に必要な情報（中小企業のみ、複数回答）



資料：損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社「中小企業の海外展開の実態把握にかかるアンケート調査」から作成。

第Ⅲ-1-4-18図
EPA/FTA利用のために参照したホームページ(複数回答)



資料：帝国データバンク「通商政策の検討のための我が国企業の海外展開の実態と国内事業に与える影響に関するアンケート」（2014年）から作成。

第Ⅲ-1-4-19表 諸外国で行われているEPA/FTA利用促進のための情報提供

	シンガポール	韓国	米国
成功事例体験談紹介	シンガポール国際企業庁 HP 「Success Stories」	企画財政部 FTAを積極的に利用して海外市場を切り開いていく企業の成功事例をドキュメンタリー化	商務省 HP 「Industry Opportunity Reports」
利用検討／活用手順マニュアル	シンガポール国際企業庁 HP 「Step-by-step guide to use Singapore's FTAs」	産業通商資源部 「FTA1380 Call Center」	商務省 HP
HSコード、FTA特恵税率検索システム	シンガポール国際企業庁 HP 「FTA Tariff Calculator」	産業通商資源部 HP 「FTA 関국 KOREA」	商務省 HP 「Schedule B Search Engine」 「Tariff Search」
原産地規則検索システム	シンガポール国際企業庁 HP 「FTA Tariff Calculator」	産業通商資源部 HP 「FTA 関국 KOREA」	商務省 HP 「Tariff Search」

資料：久野新（2014）、「FTAの利用促進に資する情報提供のあり方：諸外国の事例から」を参考に経済産業省作成。

次に、EPA/FTA の利用促進のためには、既に利用している企業の利用開始のきっかけやどのような部署が担当しているかを把握することが参考になると考えられるため、EPA/FTA を利用している企業の実態を確認する。利用開始のきっかけについて、規模別、業種別の違いがあるかを見ていくと、大企業や製造業は、中小企業や非製造業に比べ、JETRO や商工会議所等のセミナーやアドバイスの割合が高いと言える。輸出先の要請（日系、外国企業）や社内からの提案については、業種別、規模別に見て大きな差は見られない（第Ⅲ-1-4-20 図）。

続いて、EPA/FTA を担当する部署について見ていく。利用に関する検討・提案を行う部署は、規模・

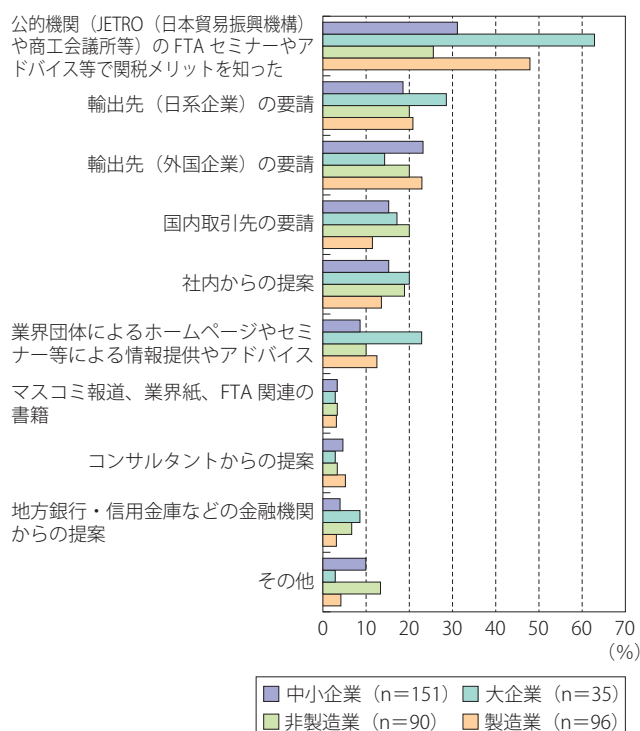
業種別を問わず自社の割合が高く、続いて現地法人となった。規模別の特徴としては、大企業の方が中小企業に比べ、統括部門よりも、自社（事業部）や現地法人（生産・調達拠点）において提案を行っている割合が高いことが指摘できる（第Ⅲ-1-4-21 図）。

原産地証明書取得のための書類を作成している部署については、情報の入手しやすさを反映しておおむね自社の事業部や現地法人（生産・調達拠点）の割合が高かった（第Ⅲ-1-4-22 図）。

最後に、EPA/FTA を積極的に活用している企業について、EPA/FTA を利用し始めたきっかけや、円滑に利用するための工夫、及び業界団体による業種特性を踏まえた情報提供の取組を紹介する。

第Ⅲ-1-4-20 図

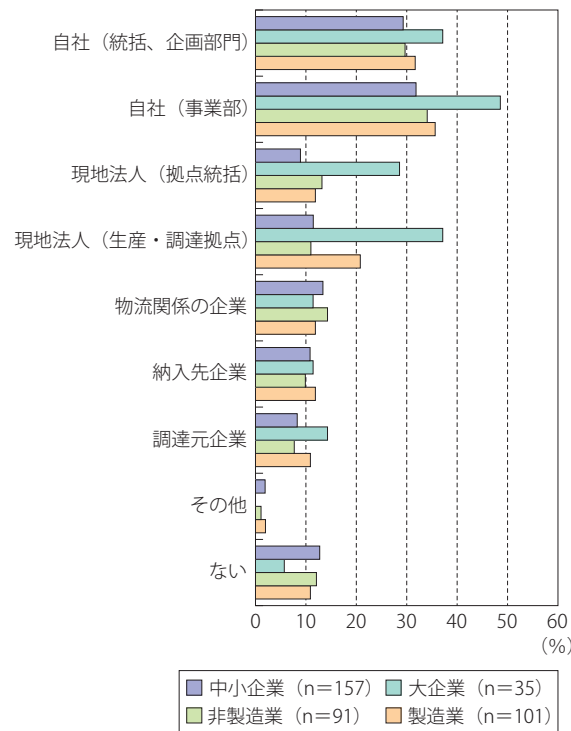
EPA/FTA 特恵税率利用開始のきっかけ（複数回答）



資料：帝国データバンク「通商政策の検討のための我が国企業の海外展開の実態と国内事業に与える影響に関するアンケート」（2014年）から作成。

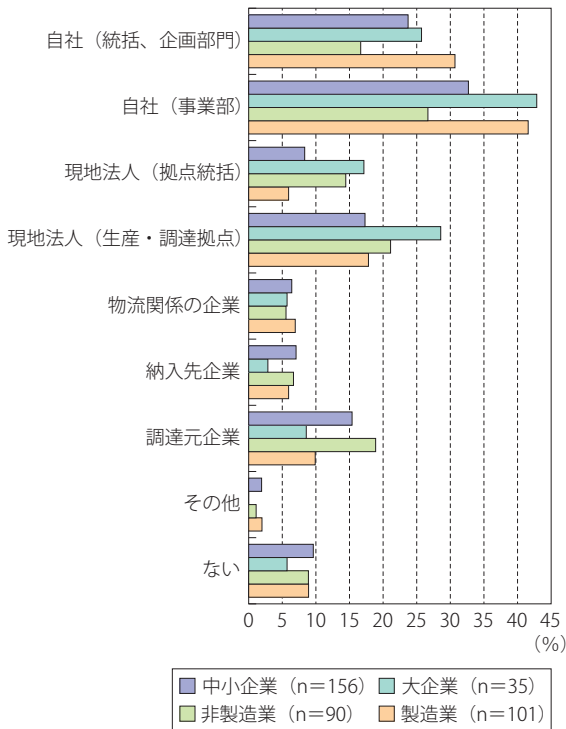
第Ⅲ-1-4-21 図

EPA/FTA の利用検討を行っている部署（複数回答）



資料：帝国データバンク「通商政策の検討のための我が国企業の海外展開の実態と国内事業に与える影響に関するアンケート」（2014年）から作成。

第Ⅲ-1-4-22 図
原産地証明書取得のための書類を作成している部署（複数回答）



資料：帝国データバンク「通商政策の検討のための我が国企業の海外展開の実態と国内事業に与える影響に関するアンケート」（2014年）から作成。

1. 三ツ星ベルト株式会社

三ツ星ベルト株式会社は伝動ベルト及び関連機器（自動車向け、OA 機器向け等）や搬送ベルト及びシステムの製造及び販売等を主力事業とし、アジアを中心に12の海外拠点を有する、資本金81億5,025万円、従業員数710人（グループ連結4,400人）の企業である。

① EPA/FTA を利用し始めたきっかけ、利用している EPA/FTA

三ツ星ベルトは約5年前に生産・販売を行っているタイの現地法人から EPA の特恵関税を活用して日本から製品（ベルト等）を輸入したいとの依頼があり、日タイ EPA を活用したことが、EPA/FTA の特恵税率を利用し始めたきっかけである。その後インドネシア、シンガポール、ベトナムと日本との間の EPA を現地法人の生産拠点向けに日本から原材料や製品（ベルト等）を輸出する際に活用するようになった。さらには、ASEAN 間での FTA（例：タイからシンガポールやベトナムへの製品輸出時）や ACFTA（例：中国

からインドネシアへの製品輸出時）といった第三国間 FTA も活用している。

② 利用に際しての苦勞や解決方法、利用に伴うメリット

三ツ星ベルトにおいては、現在2名の社員が HS コードの管理や原産地証明書の取得のための書類作成、書類保存等 EPA/FTA を利用するに当たって必要な事務手続に従事している²⁶。EPA/FTA を利用し始めた当初は、原産品判定を受けるに当たり作る書類が多い事、HS コードを調べて製品がどの原産地基準に該当するのか調べる事等が特に苦勞する点であった。また輸出製品がどの HS コードに該当するのかについて輸出国税関と輸入国税関との間で判断の違いがあったため、数か月後に原産品判定をし直すなどのトラブルも発生した。現在は、事務手続を行う社員に様々なノウハウが蓄積され、また技術担当の部署や輸入サイドの現地法人と密に相談を行いながら事務作業を進める等の対策をすることにより、事務的な負担はある程度減少している。しかしそのノウハウが個人に蓄積されており、社内の後任者に引継ぎや共有をすることが困難であることが課題とされている。

EPA/FTA の特恵関税を利用することによる三ツ星ベルトへのメリットとしては、輸入者からのコストダウンの要請に応えることができ他社との価格競争に有利である点や利益率プラスに作用している点があげられる。

第Ⅲ-1-4-23 図 製品の写真



資料：三ツ星ベルトより提供。

26 日本と各国間の EPA について。第3国間については現地法人のスタッフが対応。

2. 株式会社ダイフク

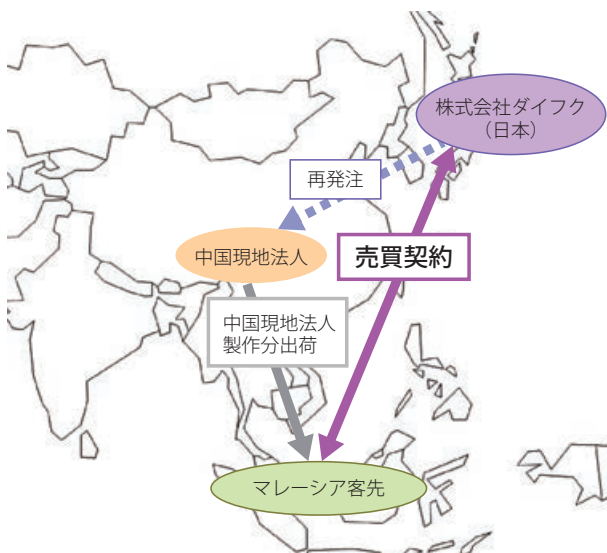
株式会社ダイフクは一般生産・流通向け、半導体・液晶生産ライン向け、自動車生産ライン向け、エアポート向けの搬送・保管・仕分システムの製造・販売を主力事業とし、グループとしてアジアを中心に20か国に海外拠点・現地法人を有する、資本金80億2,400万円、従業員数2,284人（グループ連結7,376人、2014年4月1日現在）の企業である。

① EPA/FTA を利用し始めたきっかけ、利用している EPA/FTA

ダイフクのEPA/FTA利用は、2010年に、マレーシアの現地法人からの提案により、日本からの製品の輸出に日マレーシアEPAを利用したのが始まりである。その結果、グループの利益に還元することができたため、現地法人があり日本とEPAを締結している他の国との間でも活用しようとしたものの、申請手続における社内作業の増加の懸念等があり、なかなか拡大できなかった。

しかし、現地顧客（主に日系企業）からのEPA利用の要望がきっかけとなって、現在ではマレーシアのほかにタイ、インドネシアと日本との間のEPAを活用している。さらに、現在はACFTAを日本、中国、ASEAN各国との3国間貿易で活用している。例えば、日本本社とマレーシアの顧客の間で売買契約が成立し、製品の一部を中国の現地法人で製作してマレーシアの顧客に直送する場合、中国からの直送出荷品に関してACFTAで認められているリインボイスを活用している（第Ⅲ-1-4-24図）。

第Ⅲ-1-4-24 図 3国間貿易でのACFTAの活用



資料：ダイフクより提供。

② 利用に際しての苦勞・問題点や解決方法、利用に伴うメリット

ダイフクにおいては、EPA/FTAの利用に当たり原産資格割合の試算は各事業部門が行い、原産地証明書取得のための書類の作成、書類保存等の各種手続は、国際業務部がとりまとめている。

利用に際して発生した問題点は、まず製品が基本的にオーダーメイドであり製品ごとに部品が異なるため、各製品について原産地判定申請が必要であること。さらに製品を構成する部品数が多いため、原産資格割合の試算に労力がかかることが言える。この問題点を解決するために、全ての購入部品を基本的に非原産とし、その部分の原産率試算業務をなくすことで短時間で原産資格を立証している。

また、製品全体（システム）として出荷すれば原産地基準をクリアし関税がかからないにもかかわらず、製品のサイズ等の事情により、部分ごとにパーシャルに出荷せざるを得ない。それに伴いHSコードが変化し、原産地基準をクリアできず関税がかかるようになってしまうという点があげられる。これに対しては取引先企業や現地法人等と協力して、輸出先国の税関と事前調整等を行っている。EPA/FTAを利用する最大メリットは、顧客の価格ニーズに対応することを可能とした点であると考えられる。

3. ダイヤモンド電機株式会社

ダイヤモンド電機株式会社は自動車機器（点火機器、電装機器）及び電子機器の製造及び販売等を主力事業とし、アジアを中心に10の海外拠点を有する、資本金21億9,000万円、従業員数（2013年3月末時点）936人（グループ連結2,164人）の企業である。

① EPA/FTA を利用し始めたきっかけ、利用している EPA/FTA

ダイヤモンド電機が最初にEPA/FTAを利用したのは、2012年にインドの現地製造子会社からの要請に伴い、原材料（樹脂）を日本からインドへ輸出する際に日インドEPAを利用したケースである。その後、第三国間EPA/FTAを含め多くのEPA/FTAを活用している。タイの現地子会社立ち上げ時にEPA/FTA利用拡大の要請が現地子会社側よりあり、ASEANインドFTA（イグニッションコイルのインドからタイへの輸出時）、日タイEPA（コントローラー等の日本からタイへの輸出時）、韓国ASEANFTA（イ

グニッションコイル部材の韓国からタイへの輸出時)を活用するようになり、また、インドネシアの現地子会社立ち上げ時にも同様の要請が現地子会社側よりあり、日インドネシアEPA、ASEAN間でのFTA、ASEANインドFTA(イグニッションコイルのタイ・インドからインドネシアへの輸出時等)を活用するようになった。

② 利用に際しての苦勞・問題点や解決方法、利用に伴うメリット

ダイヤモンド電機においては、EPA/FTA 活用に際して、HS コードの管理及び原産地認定基準の対応を2名、システム登録や原産地証明書の取得を2名でそれぞれ他の業務と並行している。第3国間のEPA/FTA 利用に際しての同様の事務手続は、基本的には適切なHSコードを適用しているか等を本社がしっかりとチェックをしつつ、現地法人が行っている。同社にとってのEPA/FTA 利用に際しての苦勞・問題点は主に4つあげられる。1点目は製品がどのHSコードに該当するのか輸出国・輸入国税関との間で確定させるのに労力がかかる点である。時に輸出国税関と輸入国税関との間で製品がどのHSコードに該当するのかの判断が異なり、トラブルが発生することもある。これを解決するために各国税関への事前教示、HSコードの照会、社内OJTでノウハウを蓄積するなどしている。2点目は現地通関業者を説得するために製品のHSコードを海外子会社にあらかじめしっかりと説明しておく必要がある点である。これをスムーズに行うために、海外子会社に対して、事前教示リストを提示し、また関税率表の解説や技術者説明書の共有等を行っている。3点目はあらゆるEPA/FTAを効率よく活用するためには自社で製作している製品はどのHSコードに該当し、関税率は各国間でどれくらいになっているのか逐一チェックしておく必要がある点である。そのために、国別・部品別に関税率がどうなっているのかデータベースを作成している。4点目は購入部材を利用し製品を輸出する際に付加価値基準をしっかりとクリアさせるようにする点である。構成部材データ(部品明細リスト)やその他費用(加工賃、物流費等)を事前に入手し試算を行うことにより、基準をクリアできず特惠関税を活用できないということにならないよう対策をうっている。

このように現在様々な問題点に対し解決策を打ち出しEPA/FTAを活用することにより、収益の改善や、

顧客の獲得に成功している。

第Ⅲ-1-4-25表
ダイヤモンド電機の活用しているEPA/FTA一覧

番号	輸出	輸入	開始時期
1	日本	インド	2012/1
2	インド	タイ	2012/6
3	日本	タイ	2012/8
4	日本	タイ	- " -
5	日本	インド	2012/10
6	日本	タイ	2013/4
7	韓国	タイ	2013/8
8	日本	インドネシア	2013/11
9	タイ	インドネシア	2013/12
10	インド	インドネシア	2013/12

資料：ダイヤモンド電機より提供。

4. パナソニック株式会社

パナソニック株式会社は、電子部品、民生用家電、車載用機器、住宅設備など幅広い電子電気機器を製造・販売する総合エレクトロニクスメーカーである。多くの海外拠点を有し、資本金2,587億円、従業員数はグループ連結で約27万人である。

① EPA/FTA を利用し始めたきっかけ、利用しているEPA/FTA

パナソニックの事業部門では、EPA/FTAを積極的に活用している。ASEANにおけるFTAや北米におけるNAFTA等の地域自由貿易協定の利用経験があり、2000年代後半以降、日本がASEAN諸国や中南米とEPA/FTAを締結するようになってからは、それら二国間EPAも活用している。最近では、中国やASEAN拠点から東アジア域内や域外への輸出の際にもFTAを利用するなど活用は多岐に及んでいる。

② 利用に際しての苦勞・問題点や解決方法、利用に伴うメリット

パナソニックは、新規にEPA/FTAを活用しようとする事業部門に対しては、本社関連部門が支援を行っており、渉外部門において、EPA/FTAに関する情報提供を行っているほか、EPA/FTA利用のための問い合わせ窓口を設けている。輸出品目が多様であることから、本社関連部門、事業部門及びその海外拠点との間で情報共有を図るために、社内のイントラネットの整備やメールによる情報提供などに力を入れている。

社内からの問い合わせ状況から、EPA/FTA 活用時の問題点としては、① EPA/FTA 関税率や FTA 原産地規則を調べるのに手間と時間がかかること、② 輸入国と輸出国で HS コードが異なり EPA/FTA 活用が困難な場合があること、③ 受発注が第3国を経由するビジネスで、EPA/FTA の活用が困難な場合が

あること、などが認識されている。(第Ⅲ-1-4-26 表) このような問題はすぐには解決が困難だが、EPA/FTA を活用するためのコストとメリットを検討しながら、メリットがより大きいと判断される場合には即座に活用できる体制を整えておくことを基本的方針としている。

第Ⅲ-1-4-26 表 EPA/FTA ごとに異なる原産地規則の例

	ASEAN	ACFTA	ASEAN インド FTA		
電子レンジ	40% 付加価値基準又は 4 桁レベルでの HS コード変更	40% 付加価値基準	35% 付加価値基準かつ 6 桁レベルでの HS コード変更		
	AJCEP	日マレーシア EPA	日チリ EPA	日メキシコ EPA	日インド EPA
カラーテレビ	40% 付加価値基準	40% 付加価値基準又は 6 桁レベルでの HS コード変更	40% 付加価値基準又は 4 桁レベルでの HS コード変更	4 桁レベルでの HS コード変更	35% 付加価値基準かつ 6 桁レベルでの HS コード変更
リチウムイオン電池	40% 付加価値基準又は 4 桁レベルでの HS コード変更	40% 付加価値基準又は 6 桁レベルでの HS コード変更	6 桁レベルでの HS コード変更	50% 付加価値基準かつ 6 桁レベルでの HS コード変更又は 4 桁レベルでの HS コード変更	35% 付加価値基準かつ 6 桁レベルでの HS コード変更

資料：経済産業省作成。

5. 日本鉄鋼連盟

業界団体の中には、会員企業向けに充実した情報提供を行っている団体もある。例えば、一般社団法人日本鉄鋼連盟の会員専用ホームページでは、EPA を利用した輸出手続を行う際に必要となる情報（原産地規則や適用される EPA 税率等の確認、現行の MFN 税率と EPA 税率の比較）及び、原産地規則とはどのようなルールなのか、簡潔に解説する資料等を掲載している。

具体例を挙げれば、上記ホームページの画面上で日本の「輸出相手国」を選択すると、当該国との EPA (例えばタイの場合は日・タイ EPA と AJCEP) において決定している EPA 税率の譲許スケジュール表が確認できる。また、原産地規則についても、EPA ごとに一覧表の閲覧が可能となっている。さらに、第三国間の FTA についても、ATIGA (ASEAN 物品貿易協定)、AKFTA、ACFTA 等の協定別に、協定文本体やその他関連情報等へのリンクが掲載されている。

本節では、我が国企業による EPA/FTA 利用促進という観点から、利用状況等を分析した。アンケート調査からは、既存の政府や関係機関による情報提供は、一定程度参照されているものの、さらなる認知向上の余地があること、EPA/FTA をまだ利用していない企業にとっては、具体的な他社の利用事例などが検討開始のきっかけになる可能性が示唆された。また、EPA/FTA を積極的に活用している企業事例は、様々な情報を利用し、それぞれの会社に合う方法で EPA/FTA 利用のために必要となるノウハウを、属人的なノウハウにとどめず、形式知化する努力を行っていることを明らかにしている。今後、EPA/FTA に関して提供されている情報（ホームページなど）の認知が進むことや、より多様な情報が提供されることにより EPA/FTA の利用のためのコストが低減し、EPA/FTA の利用促進につながることを期待される。

コラム 13

ビジネス環境の整備に関する委員会

我が国企業の海外進出の進展等、企業の国際的活動の深化に伴い、進出先における現地法人を始めとする日本企業が抱える国際ビジネス展開上の様々な問題点（諸外国における産業インフラの整備、行政上の手続・決定並びに司法上の決定における透明性の向上、行政手続の簡素化・円滑化、治安の向上、知的財産権の保護等）も多様化している。こうした中、企業の抱える相手国政府のビジネス環境に関する課題について、適切に相手国政府関係者に改善を求めていくことが重要である。こうしたビジネス環境の整備に関する課題について包括的に話し合う場として、従来は特定の協議体が設定されているケースは少なく、課題ごとに企業又は業界団体等が個別に相手国政府と協議するか、又は政府間での様々な協議の場において取り上げるといった対応が取られていた。政府間では、従来から二国間で定期的・非定期的に開催される各種の経済関係協議（規制改革対話、両国関係省庁間の定期協議等）や、また随時機会を捉えて協議を行っていたが、特に既存のフォーラムが十分に整備されていない国との間においては、二国間の貿易・投資環境を中心とした相手国におけるビジネス環境を向上させるために政府関係者等と緊密な協議を行う場の設置が望まれていた。また個別の紛争を解決するために常時利用可能な場としては、WTO その他において法的に解決する手続が発展してきたが、協定整合性が問題となっている案件以外を対象とできないという限界があった。

このような考慮から、両国政府・企業が共に参加し、相手国の貿易・投資関連制度やその実施状況を集中して議論できる機会を設けるため、我が国のほとんどのEPAにおいては、「ビジネス環境の整備」章を設置し、相手国のビジネス環境の整備・改善に向けた議論の場である「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置等について規定している。本委員会の機能は、詳細な規定ぶりは各EPAにより異なるが、おおむね1) ビジネス環境の向上に関連する議論を行う、2) 各国に対し委員会の所見を報告し、勧告を行う、3) 適切な場合には、勧告に対する各国における実施のレビューを行う、4) 適切な場合には、勧告を公開する、5) 勧告、並びにビジネス環境整備規定の実施及び運用に関するその他の所見を協定の下で合同委員会へ報告するといったものである。

本委員会は双方の官民から参加可能であり、本委員会を通じて、我が国企業にとっては、各社が抱える問題、1社では提起しにくい問題、業界全体若しくは進出企業全体の問題などを含めて、とりまとめて各国政府が提起することが可能である。

2013年度は、日メキシコEPA、日タイEPA下の枠組みで本委員会は開催されたが、今後毎年のように更に多くのEPAの下での枠組みでの開催が行われることがより良いビジネス環境整備に寄与すると考えられる。

以下、2013年度に開催実績のある日メキシコEPA、日タイEPA下の枠組みでの本委員会について紹介していく。

(1) 日メキシコEPA

① ビジネス環境整備メカニズム創設の意義

日メキシコEPAは全ての分野をカバーする日本にとっての初の本格的EPAである。その中で、貿易・投資活動における諸問題について両国の官民代表者の参加の下で検討し、双方で解決策を見いだす場であるビジネス環境整備委員会が初めて設置された。こうしたビジネス環境整備メカニズムは日本のEPA独特の要素であり、他のFTAにはほとんど類を見ない。特に、民側代表者が参加し、提起する問題点の選択や相手国政府代表者へのプレゼンなど基本的に民間側のイニシアティブで進められることが大きな特徴の一つとなっている。すなわち、民間企業が直接メリットを享受できる仕組みを提供して

いる。

メキシコとの関係では、ビジネス環境委員会設立前は日本企業が抱える貿易・投資上の諸問題の解決をメキシコ政府に直接訴える場合は極めて限られていた。メキシコ行政府の特徴として、意思決定プロセスに少数の政府幹部のみが関与し、ボトムアップ型の意思決定はなされないのが通例である。このため、関連するメキシコ政府高官に問題と要因を指摘し、その解決を直接働きかけるビジネス環境整備委員会は極めて有効に機能した。メキシコ政府自身も基本的にプロ・ビジネスであり、積極的な外資誘致により自動車分野を始め産業の高度化を図っていた背景から、ビジネス環境整備委員会で提起される諸問題に真剣に向き合う姿勢を見せていたことも、メキシコとのビジネス環境整備委員会を成功事例に導いた大きな要因となっている。さらに、ビジネス環境整備委員会への参加を通じて、日本の民間企業関係者がメキシコ政府高官と人的ネットワークを構築し、その後のビジネス展開においてメキシコ政府とのコミュニケーション改善を図るといった副次的な効果ももたらした。

メキシコとのビジネス環境整備委員会は先駆事例として日本の EPA における規範となり、日本がその後締結したほとんどの EPA にビジネス環境整備メカニズム若しくはそれに準じたメカニズムが含まれることになった。

② 具体的な成果

メキシコとのビジネス環境整備委員会は日メキシコ EPA が発効した直後の 2005 年 4 月に第 1 回目の会合が開催され、その後、ほぼ毎年開催されている。直近開催は 2013 年 8 月でこれまで 7 回の開催実績がある。開催場所は、日本企業のメキシコにおけるビジネス上の問題に対処することを主眼として、メキシコ政府側の主要幹部の参加を得やすくするよう、すべてメキシコ・シティで開催されている。メキシコ側は基本的に次官クラスが首席参加者となっている。

これまで日本側が提起した課題の分野は、治安、基準認証、知的財産、税務・通関、出入国管理、観光など多岐にわたる。その中でもとりわけメキシコ進出日本企業からメキシコでの最も大きな課題としてあげられていた治安問題については、日本側の要望を受けて、公安当局による治安対策に関する日本企業向けセミナーの開催、公安当局担当者及び連絡先情報の開示、空港での日本語での注意喚起看板の設置などが実現した。基準認証分野では、日本側の要望を受けて、日本で登録された医療機器についてメキシコでの同等性認定制度が確立された。これを受けて、一部の日本製医療機器のメキシコ市場での販路拡大に実際に活用されている。知的財産分野では、メキシコでの日本製品の商標権保護のため模倣品摘発の強化を要望し、その結果、当局が個別企業の訴えなしに自発的に模倣品を取り締まる制度が開始された。税務・通関では、これまで日本側から再三要望していた企業に対する煩雑な法人税制度の改善が図られ、税体系が簡素化された。出入国管理、観光分野では、日本側の要望を受けて、出入国管理カード、税関申告フォームの日本語での提供が開始された。

このように、メキシコとのビジネス環境整備委員会では、日本側の要望に基づき、主に投資活動上の問題点に対してこれまで多くの改善策がとられ、具体的な成果をあげてきた。

(2) 日タイ EPA

日タイ経済連携協定実施取決めにおける、ビジネス環境の向上の分野における協力章（第 7 章）にて、ビジネス環境の向上に関する小委員会の設置や、現地法人等からの要望等を受領する窓口となる連絡事務所の指定を規定している。

ビジネス環境の向上に関する小委員会は日本政府（外務省、経済産業省、在タイ日本大使館）、ジェトロ・バンコク事務所、バンコク日本人商工会議所、タイ政府（投資委員会及び日本側提案議題にかかわる関係省庁・機関）が参加し開催されている。2008 年 9 月に第 1 回会合がバンコクにて開催され、毎年 1 回のペースで開催されている。

直近では、2013 年 11 月 6 日にバンコクにて第 5 回会合が開催され、多岐にわたる論点について議論

がなされた。例えば、洪水対策について日本側から情報公開の改善等について要望したところ、ウェブサイト英語版の公開について改善していきたい等の発言がタイ側からなされた。知的財産の分野については、特許等の審査遅延の解消や法令整備等に関する要望を行ったところ、タイ側から、審査遅延の問題は審査ハイウェイ協力により改善される見込みである旨述べられ、法改正作業については進行中であるとの発言があった。バンコク港・レムチャバン港の整備に関する我が国側からの要望については、タイ側より道路の混雑解消や鉄道輸送の強化に取り組んでいる旨が述べられた。その他にも、我が国側から、外国人事業法における外資規制の緩和や、税関手続、労働政策、鉄鋼政策等に関する諸問題に関して要望を行った。また、タイ側からは、日タイで行っている鉄鋼分野・自動車分野・繊維分野での協力事業について、要望や提案が出された。

「ビジネス環境の整備に関する委員会」の詳細については www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/business.html を参照して下さい。

第5節

世界・地域規模でのルール形成に向けた取組

経済連携協定に加え、WTO、APEC や個別分野での有志国によるルール形成とその遵守も、貿易環境の整備に不可欠な取組である。

1. 多角的自由貿易体制としての世界貿易機関 (WTO)

1948年に発足したGATT締約国は過去8度にわたり多角的交渉を行い、自由かつ公正な貿易ルールの策定を目指してきた。数次のラウンド交渉²⁷を経て、次第に関税削減が実現され、関税以外の貿易関連ルールも整備された。1993年のウルグアイ・ラウンド妥結後はGATTを発展的に改組してWTO(世界貿易機関)が設立された。

WTOは、それまでGATTが担ってきたラウンド交渉を通じた物品貿易に係る関税及び非関税障壁の削減や予見可能性を高めるための通商ルールの強化・充実に加え、規律範囲を拡大し、新たにサービス貿易、知的所有権の貿易的側面についても対象としている。また、紛争処理機能を抜本的に強化し、GATTに比べて、対象範囲が拡大し実効性も向上している。

2001年に開始されたドーハ・ラウンド交渉に関しては、2011年12月に行われた第8回WTO定期閣僚会議(MC8)において、交渉対象全分野²⁸の一括合意が当面困難であることを認め、「新たなアプローチ」を見いだす必要性を共有し、進展が可能な分野で議論を進めることが合意された。その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO定期閣僚会議(MC9)において精力的な交渉の結果、バリ・パッケージとして合意された。

ラウンド交渉以外でも、WTO協定(ルール)の執行を図る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用が増加している。また、リーマンショックに端を発する世界的な経済危機以降、一部の国では自国産業支援や雇用確保を名目とした措置や鉱物資源の輸出規制といった保護主義的措置

が導入されたが、我が国は、WTO紛争解決手続を積極的に活用し、こうした措置の是正を求めてきている。

本節では、現行WTO協定の執行、ドーハ・ラウンド交渉の状況、保護主義の抑止及びラウンド外の取組としてITA(情報技術協定)拡大交渉、新サービス貿易協定、環境物品交渉、政府調達協定改正に向けた取組を概観する。

(1) 現行WTO協定(ルール)の執行

WTO協定は、自由かつ公正な貿易ルートを策定すると同時に、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。WTO上の手続は、問題措置の是正勧告のみならず、勧告が履行されない場合に対抗措置を発動するための手続を備えていることから、他の国際紛争処理手続と比較して実効性は高い。WTO協定に違反する諸外国・地域の法令や措置の是正を求めることは、我が国の不利益を解消するのみならず、協定の実効性を担保するためにも重要である。また、通商摩擦をいたずらに政治問題化させないためにも、WTO協定が規定する権利・義務に基づいて主張・対処することが必要である。

こうした方針のもと、我が国は二国間交渉のほか、WTO紛争解決手続の活用によりWTO協定に違反する各国の政策・措置についてその是正を要求している。WTOでは、紛争解決手続が大幅に強化された結果、GATT時代と比べ紛争解決のための通商ルールを加盟国が積極的に活用しており、紛争解決手続に基づく協議要請件数が著しく増加している。1995年のWTO発足以来、WTO紛争解決手続が用いられた案件は474件(2014年4月11日現在)に上っている。こう

27 1960年に開始された第5回交渉(ディロン・ラウンド)以降、多角的交渉は「○○ラウンド」と呼ばれる。

28 第1表ドーハ・ラウンド一括受諾の交渉項目と主要論点参照

した中、我が国が当事国として協議を要請した案件は19件あり、第三国としても多くの案件に参加している。

(2) 紛争解決手続に付託して解決を図っている事案

我が国は、WTO協定に違反する外国政府等の政策・措置について、二国間交渉やWTO紛争解決手続等、あらゆる機会を通じてその是正を図っている。我が国が当事国としてWTO紛争解決手続に付託し、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

① 中国の原材料輸出規制への対応

中国政府は、多くの原材料品目について輸出規制(①輸出税の賦課、②輸出数量の制限、③最低輸出価格の設定)を行っている。各国は、中国の輸出規制措置が、GATT(関税と貿易に関する一般協定)及び中国のWTO加盟議定書に整合的でないと、WTOの委員会や二国間協議の場で累次の是正を求めてきた。これに対し、中国政府からは、輸出規制措置の目的は、環境への配慮及び有限天然資源の保存であり、GATT第20条に整合的であるとの回答がなされたが、措置を正当化する加盟議定書上の根拠等について、詳細な説明は行われてこなかった。

2009年6月、米国及びEUは、ボーキサイト、コークス、蛍石等の原材料9品目に対する輸出規制措置がWTO協定に整合的でないとして協議要請を行ったが、協議による解決に至らなかったため、同年12月にパネルが設置された(我が国は第三国参加)。2011年7月には、中国の輸出規制措置はWTO協定に整合的でないとするパネル報告書が公表された。同年8月に中国は上訴したが、2012年1月にパネルの判断をおおむね支持する上級委員会報告書が公表された。これにより、中国は、協定整合的でないと判断された輸出規制措置の是正が求められ、2012年末が履行期限とされた。中国政府は、2013年1月以降、ボーキサイト、コークス、蛍石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタルの6品目の輸出税を撤廃し、黄リン、亜鉛については加盟議定書で定められている範囲内の税率へと変更された。加えて、ボーキサイト、コークス、蛍石、シリコンカーバイド、亜鉛については輸出数量制限を撤廃するなど、勧告を履行している。

2012年3月、我が国は、米国及びEUとともに、中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置(輸出税、輸出数量制限、貿易権の制限等)について、WTO協議要請を行い、2012年4

月に協議を実施した。しかし、協議による解決に至らなかったため、同年6月、三か国がパネル設置要求を行い、同年7月にパネルが設置された。その後、2014年3月26日、パネルは報告書を公表し、中国の輸出規制について、GATT第11条(輸出数量制限の禁止)及び中国のWTO加盟議定書第11条第3項(輸出税の禁止)、WTO加盟議定書第5条第1項(貿易権の制限)等に違反するとの我が国、米国、EUの主張を全面的に認めた。本パネルの判断は、重要資源であるレアアース等の安定供給の確保のみならず、一部の資源国の保護主義的な動きを牽制する観点からも意義深く、我が国は、中国が本パネルの判断に従い、早期に輸出規制措置を是正するよう強く求めていく。

② カナダ・オンタリオ州の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ要求

カナダ・オンタリオ州は、再生可能エネルギーの普及を図るため、2009年5月に再生可能エネルギーの電力の固定価格買取制度(Feed in Tariff(FIT))を創設。同制度では、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、組立てや原材料の調達等一定割合以上の付加価値が同州内で付加された太陽光・風力発電設備を使用することが義務化された(ローカルコンテンツ要求)。こうした措置は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMs)第2条違反に該当する。

我が国は、現地領事館等を通じてオンタリオ州政府に懸念を伝える他、カナダ連邦政府に対してもハイレベルでの働きかけを行う等、二国間の協議による解決を探ってきたが、カナダ側より前向きな回答が得られなかったため、2010年9月、カナダに対してWTO上の二国間協議要請を行った。その後、2011年6月にパネル設置要請を行い、7月にパネルが設置され、2012年3月及び5月にパネル会合が開催された。2012年12月、パネルは最終報告書を公表し、WTO協定に基づき、買取条件におけるローカルコンテンツ要求を撤廃すべきという我が国の主張をおおむね認め、カナダがGATT第3条及びTRIMs第2条等に違反して不当な州産品優遇を行っているとの判断を示した。この認定に基づき、パネルはカナダに対し、GATT及びTRIMs違反とされた措置をWTO協定に整合させるように勧告した。その後、2013年2月にパネル判断を不服としてカナダが上訴し、同年5月、上級委員会が最終報告書を公表した。同報告書はパネ

ルの結論を支持し、我が国の勝訴が確定している。

上級委員会による勧告を受け、カナダは、履行期間を10か月（2014年3月24日まで）とすることで日本と合意した。2013年8月、オンタリオ州政府は履行に向けた中間的な措置として、ローカルコンテンツ比率を、小規模風力発電事業については50%から20%に、小規模太陽光発電事業については60%から19~28%に引き下げるエネルギー大臣指示を公表した。現在、ローカルコンテンツ要求を撤廃する改正法案がオンタリオ州議会で審議されている。

③ アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

アルゼンチン政府は、2008年11月、金属製品（エレベータなど）について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務づける非自動輸入ライセンス制度を導入した。その後、同制度の対象品目を拡大し、対象品目は約600品目に達している。加えて、輸入事業者に対する輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、1ドルの輸出を求める措置）を実施。さらに、2012年2月には、追加的な輸入許可制度として事前宣誓供述制度を導入し、輸入者はあらゆる輸入品について事前に歳入庁に申請を行うことが必要となった。2013年1月には、非自動輸入ライセンス制度が撤廃されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は依然として存続している。

これらの輸入制限的措置は、GATT第11条の「数量制限の一般的廃止」に抵触する可能性がある。

我が国は、産業界による改善要望も踏まえ、2012年8月、米国及びメキシコとともに二国間協議を要請し、同年9月に協議を実施したが、満足のいく解決を得られなかったことから、同年12月、米国・EUとともにパネル設置要請を行い、2013年1月にパネルが設置され、現在係争中である。

④ 中国の日本製ステンレス継目無鋼管に対するAD（アンチ・ダンピング）措置

2011年9月、中国政府は中国国内企業からの申請を受けて、日本、EUからの高性能ステンレス継目無鋼管の輸入に対するAD調査を開始した。2012年11月、中国政府は、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとしてAD税を賦課する最終決定を行った。

本措置は、最終決定の公告における事実の記載が不十分であるなど調査手続に瑕疵があると考えられるほか、ダンピングによる国内産業への損害の認定等においても瑕疵があると考えられ、AD協定に違反する可能性がある。

このため、我が国は、2011年秋、2012年春及び秋のWTO・AD委員会において、日本から輸出される当該製品のほとんど全ては、超々臨界圧の石炭火力発電所のボイラ等に使用される高付加価値製品であり、中国製品とは競合しないため、中国国内産業に損害を与えないと指摘するとともに、当該日本製品の中国国内ユーザー側の意見も踏まえて適切な決定がなされることを強く要望する旨伝えた。その後も中国政府に対し、日本製品の調査対象からの除外を求めて働きかけを行うなど対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2012年12月、我が国は、中国に対してWTO協定に基づく二国間協議要請を行い、2013年1月に協議を実施した（EUが第三国参加）。協議結果を踏まえ、4月にパネル設置を要請し、5月にパネルが設置された。また、同年6月にはEUが本件についてWTO協議要請を行い、同年8月にパネル設置を要請し、同月、パネルが設置された。現在、日・EUの要請に基づくパネルが係争中である。

⑤ ロシアの自動車廃車税

ロシア政府は、2012年9月1日から、自動車に対する廃車税（リサイクル税）を導入し、自動車の輸入者及びロシア国内生産者に廃車税の支払を義務づけた。廃棄物の安全処理義務を引き受けたロシア国内生産者は廃車税の支払を免除されるが、関税同盟諸国（ロシア、カザフスタン及びベラルーシ）の領域内で製造された部品の使用等が免除の要件とされた。また、一定の条件を満たす関税同盟諸国からの輸入車については廃車税が不適用とされた。

廃車税免除の余地を国産車のみ認め、関税同盟諸国に対して不適用とし、輸入車への免除の可能性が排除されている点等が、内国民待遇義務（GATT第3条）に違反する可能性があったことから、我が国は、2012年6月以降、経済産業大臣及び外務大臣をはじめとするハイレベルより、ロシア経済発展大臣や第一副首相等に対し懸念表明を行った。また、WTO物品理事会において、米国・EUとともに懸念を表明した。

こうした申入れを受けて、2013年4月、ロシア政府は、廃車税制度をWTO整合的なものとするため、

同制度を改正する法案（国内生産者や関税同盟国に対する免除制度を廃止し、すべての企業に廃車税を支払うことを義務付け）を公表した。しかし、同年6月、当初施行日は7月1日とされていた同法案の審議を秋に延期することを発表したことを受け、同年7月、EU及び我が国がそれぞれWTO協議を要請し、EUは7月、我が国は8月にロシアとの協議を実施した。こうした制度是正の要求の後、2013年10月に廃車税制度の改正法がロシア議会で可決され、2014年1月1日に施行された。

本改正により、①一定の条件を満たすロシア国内生産者に対する免税制度、②関税同盟諸国からの輸入車に対する免税制度が廃止され、内外差別及び特定国優遇の要素は基本的に是正された。今後、我が国企業が内外差別的な扱いを受けることのないよう、引き続き、改正法及び関連実施規則等の施行・運用状況を注視していく。

⑥ ウクライナの自動車セーフガード措置

2011年7月、ウクライナ経済発展・貿易省は、2008年から2010年を調査対象期間とした輸入乗用車（排気量1,000cc～1,500cc及び1,500cc～2,200ccの乗用車）に対するセーフガード調査を開始し、2012年4月にセーフガード措置（追加関税の賦課）を発動すべきとする提案を行った。しかし、調査対象期間中のウクライナの乗用車輸入台数は大幅な減少傾向を示している等、多くの点でWTOセーフガード協定の措置発動要件を満たすかについて強い疑義があったため、我が国は、2011年10月及び2012年4月に、WTOセーフガード委員会においてEUとともに懸念を表明した。また、公聴会への参加や、二国間協議の実施、ウクライナ経済発展・貿易大臣宛書簡の発出等を通じて懸念を表明しつつ、措置の発動を控えるよう要請を行った。

しかしながら、2013年3月、ウクライナ政府は「30日後から3年間、排気量1,000cc～1,500ccの輸入乗用車に対して6.46%、排気量1,500cc～2,200ccの輸入乗用車に対して12.95%の追加関税を課す」旨のセーフガード発動決定を公表し、同年4月に課税が開始された。これを受け、我が国は、閣僚レベルでの申入れを始め、二国間及びWTOの関連委員会において、措置撤回に向けての累次にわたる働きかけを行ったが、状況が改善されなかったため、2013年10月、WTO協定に基づく二国間協議を要請した。同年11月及び

2014年1月にウクライナとの協議を実施したが、満足のいく解決策が得られなかったことから、2014年2月、パネル設置要請を行い、同年3月にパネルが設置された。今後、引き続きウクライナ側の動きを注視しつつ、WTO紛争解決手続を通じて本件の解決を目指していく。

(3) ドーハ・ラウンド交渉（多角的交渉の推進）

① ドーハ・ラウンド交渉の特徴・経緯

2001年にカタールのドーハで行われた第4回WTO定期閣僚会議において立ち上げが宣言されたドーハ開発アジェンダ（以下「ドーハ・ラウンド」）は、製品の貿易自由化のみならず、サービス貿易、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、環境、途上国問題も含んでおり、グローバリゼーションやIT化が進んだ新たな時代の要請に対応した幅広い分野を扱っていることが特徴である。日本にとって本ラウンドの推進は、①他の先進国及び主要途上国の関税を削減する、②我が国サービス産業の海外市場への参入を容易にする、③通商ルール強化により予見可能性を高め、通商紛争を予防する、④加盟国・地域の国内構造改革を推進するきっかけとなる、等の意義がある。

ラウンド交渉は、経済発展段階や利益・関心の異なる加盟国・地域間での合意を目指すという、複雑かつ困難なものである。先のウルグアイ・ラウンドでは8年間の歳月をかけ、一進一退を繰り返しつつ、関係者の粘り強い交渉により合意が達成された。ドーハ・ラウンドは、2008年7月の閣僚会合の決裂以後、先進国と新興途上国の対立により交渉が停滞し、2011年12月の第8回定期閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しが無いことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見いだす必要性を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された（第Ⅲ-1-5-1表）。

その後、非公式閣僚会議等を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であると特定され、APEC閣僚・首脳会議等を通じて、同3分野からなる2013年12月の第9回定期閣僚会議の成果（バリ・パッケージ）へのコミットメントが繰り返し確認された。

② 第9回定期閣僚会議

2013年9月のアゼベド新事務局長就任以降、第9回定期閣僚会議の成功を目指し、10月末までのバリ・

第Ⅲ-1-5-1表 ドーハ・ラウンド 一括受諾の交渉項目と主要論点

農業	国内補助金の削減、関税削減、途上国への配慮
NAMA（非農産品市場アクセス）	関税削減（スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃）、非関税障壁の撤廃
サービス	外資規制の削減等の自由化、国内規制の透明化等の規律強化
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続の簡素化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い（S&D）
TRIPs（知的財産権）	ワイン・スピリッツの地理的表示（GI）多国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品・サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成

パッケージ妥結を目標に交渉が加速された。3分野のうち、政治的対立が比較的少ない開発については進展が見られたものの、多くの論点が残る貿易円滑化と、食料安全保障目的の公的備蓄提案を巡る米国とインドの対立を抱える農業については交渉が難航した。アゼベド事務局長は交渉期限を順次延長し、交渉を続けたものの、11月26日の一般理事会において、最終合意を目前にしながら合意に至らず、今後の対応について加盟国間で議論してほしいと報告し、交渉妥結しないまま第9回定期閣僚会議に突入した。

第9回定期閣僚会議の開会後も、インドが食料安全保障目的の公的備蓄の取扱いについて恒久的な解決が必要であると強く主張するなど自国の立場を堅持したため、バリ・パッケージの成立が危ぶまれたが、米国とインドの間の水面下での交渉が続けられ最終的には両国間で合意に至った。バリ・パッケージの最終合意案に対して反自由化を主張する一部の国による強固な反対も見られたが、アゼベド事務局長の精力的な調整

によって全会一致で合意に至った（第Ⅲ-1-5-2表）。

第9回定期閣僚会議で合意された貿易円滑化は、税関手続の簡素化及び透明化を通じて我が国企業のグローバルな活動を支えるものであると同時に、協定が締結されれば1995年のWTO設立以来初の全加盟国による協定となる。第9回定期閣僚会議は、13年間続くドーハ・ラウンド交渉において画期的な成果をあげ、WTOの交渉機能の信認維持に大きく貢献した（第Ⅲ-1-5-3図）。

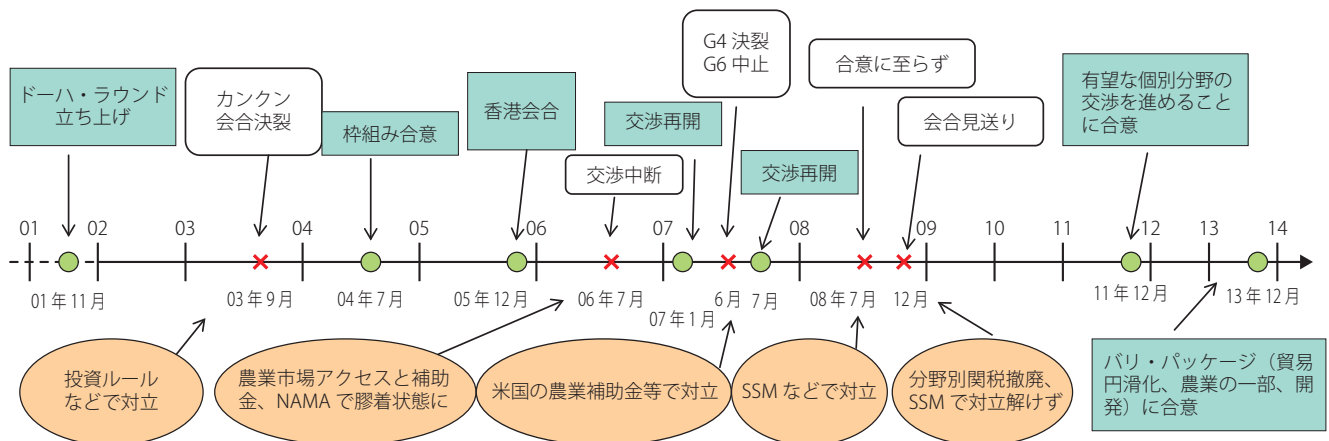
第9回定期閣僚会議では、バリ・パッケージに加え、12か月以内に今後のドーハ・ラウンドの残された課題についての作業計画を策定することについても合意した。2014年1月25日にスイス・ダボスで開催されたスイス主催WTO非公式閣僚会合では、今後のWTO交渉の進め方について議論が開始された。作業計画について、アゼベド事務局長から、分野間の相互関連性を考慮すること、プロセスの透明性及び包括性が重要であること、実現可能性と野心のバランスに注意を払う

第Ⅲ-1-5-2表 バリ・パッケージの合意内容

貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> 税関手続の迅速化や貿易規則の透明性向上のため、各国が実施すべき措置を規定（貨物到着前の申告・審査に係る制度の整備、事前教示制度の整備等） 開発途上国に対し実施までの猶予期間を認めるとともに、実施が困難な場合は、先進国等からの支援を条件とした猶予期間を認めることを規定
農業	<p>①食料安全保障目的の公的備蓄に関する閣僚決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 恒久的な解決が得られるまで、食料安全保障を目的とした公的備蓄制度がWTO農業協定上削減対象となる国内支持であっても、紛争解決処理に持ち込むことを自制する 上記合意は暫定的な位置づけとして、第11回定期閣僚会議までに公的備蓄問題の恒久的な解決を得るために合意すべく交渉する <p>②関税割当の運用に関する了解（閣僚決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税割当の運用に係る透明性向上と未消化分の運用改善ルールを規定 <p>③輸出競争に関する閣僚宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の輸出補助金を最大限抑制する旨の政治宣言
開発	<ul style="list-style-type: none"> 綿花に関する進展を検証する専門会合の開催 LDC向け特惠制度の原産地規則ガイドライン LDC向けサービス分野の優遇措置 LDC向け無税無枠措置 途上国配慮条項（S&D）の履行モニタリング制度

資料：経済産業省作成

第Ⅲ-1-5-3 図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



備考1：G4は、米国、EU、インド、ブラジル。G6は、G4+日本、豪州。
備考2：SSMは、途上国農業特別セーフガード措置のこと。
資料：経済産業省作成

べきこと等について発言があった。現在、今後の WTO 交渉について加盟国間で議論されており、我が国は、WTO による多角的貿易体制の維持・強化に向けて、今後の WTO 交渉の議論でも積極的に貢献していく。

(4) 保護主義の抑止

2008年9月のリーマンショックに端を発する世界的な経済危機が発生して以降、自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まった²⁹。そうした国内の圧力を受けて保護主義に陥る国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制を体現する WTO は保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。

2013年12月に公表された G20 諸国・投資措置に関する報告書(第10版)では、調査期間中に G20 諸国が新たに導入した保護主義的措置は前期比で増加しており、G20 諸国が保護主義に対抗する努力を強化するよう訴えている。こうした報告書は、各国の貿易措置の監視を強化し、保護主義的措置の拡散を防止する効果が期待される。

また、G20 や APEC の場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国は WTO 協定を遵守する義務を負うが、政治合意

により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。

G20、APEC における保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、2つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンドスティル(現状維持)」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を今以上に実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、すなわち、「ロールバック」のコミットメントである³⁰。2013年9月の G20 サンクトペテルブルグ・サミットでは、「ロールバック」のコミットメントを確認するとともに、「スタンドスティル」約束の2016年末までの延長に合意した。

(5) ITA 拡大交渉

① 拡大交渉の背景

ITA(情報技術協定)は、IT 製品 144 品目(HS6 桁ベース：附属書 A³¹掲載品目のみ)について、ITA 参加国の当該品目の譲許税率を撤廃する取決めである。1996年12月のシンガポール WTO 定期閣僚会議の際に日米 EU 韓など 29 か国で合意し、1997年に発効した。それ以降、中国、インド、タイなど参加国数が拡大し、2014年2月現在、78 か国・地域(ただしメキシコ、ブラジル等中南米の主要国や南アフリカ等は未参加)が協定に参加している。これらの国の ITA 対象物品の世界貿易総額に占める割合は 97%以

29 『通商白書 2009』第2章第3節参照

30 2012年の G20 ロスカボス・サミットでも、カンヌ・サミットにおけるスタンドスティル及びロールバックのコミットメントが再確認された。(2012年6月 G20 カンヌ・サミット首脳宣言)

31 ITA 対象品目のリストは、附属書 A(対象品目が HS によって特定されている品目)と、附属書 B(関税分類にかかわらず対象とされる品目リスト)で構成されている。

上となっており、ITA は世界貿易総額の約 15% (4.8 兆ドル (2011 年)) の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

現行協定の発効から 16 年が経過し、その間の技術進歩を受け、現行協定の品目リスト拡大と品目リストの対象範囲の明確化に対する各国産業界からの期待が高まっている。

ITA 拡大交渉は、具体的には、技術進歩により高機能化、デジタル化している医療機器やデジタルビデオカメラ、高機能化・多機能化した新型集積回路等を新たに ITA 協定の対象とする品目リストの拡大や、範囲を巡って過去に WTO の紛争解決手続に付託されたこともある、ITA の対象等 (現行協定の附属書 B から附属書 A への移行を含む) の明確化を目的としている。

② 拡大交渉立ち上げまでの経緯

2011 年 3 月に、日米韓台等、17 개국 39 業界団体 (その後、同年 5 月に 18 개국 41 団体) が ITA 拡大を要請する共同声明を発表。これを受け、ITA の主要参加国 (日米中韓台など) がほぼ全て参加する APEC で、日米が連携して WTO での ITA 拡大交渉に向けた機運の醸成を開始した。具体的には、2011 年 11 月の APEC ホノルル首脳会議で、「APEC エコノミーが品目及びメンバーシップ拡大に向けた交渉開始にリーダーシップを発揮していく」旨に合意した。

この APEC 首脳宣言を受けて、日米連携の下、2012 年前半の交渉開始を目指して協定参加国間の意見調整を行ってきた。他方で、交渉立ち上げの最終局面まで、EU が関税交渉と非関税障壁交渉をリンクさせて ITA 拡大交渉を行うべきと強く主張し、ドーハ・ラウンドが停滞する中、産業界の期待に応え、WTO が迅速に結果を出すためには、関税交渉に集中すべきと主張する日米等各国との間で協議が続いた。日米は、各国と連携して EU に対して働きかけを行い、最終的には関税交渉と非関税障壁交渉を切り離すことで EU も合意し、交渉立ち上げの道筋ができた。

2012 年 5 月には、日米等が共同で拡大交渉の開始を呼びかけるコンセプトペーパーを WTO に提出し、5 月 14 日にジュネーブの WTO 事務局で開催された ITA15 周年記念シンポジウムの翌日に開催された ITA 委員会公式会合で、ITA 拡大及びそのための作業を開始していくことに各国の強い支持があり、実質

的な交渉が開始された。

③ 拡大交渉の現状

2012 年 5 月末以降、月に 1 回の頻度で日米 EU 韓台マレーシア等の関心国による交渉会合がジュネーブで開催され、関心国の要望品目を積み上げ、整理した「品目候補リスト」の作成が進んだ。

2012 年秋以降の交渉会合からは、フィリピン、シンガポール、そして IT 製品の最大の貿易国である中国が参加し、「品目候補リスト」の絞り込みが行われるとともに、各国のセンシティブ品目に関する議論も行われた。しかしながら、2013 年 7 月の交渉会合において、中国の広範なセンシティブ品目リストに大きな改善が見られなかったことから、7 月の交渉会合は中断されることになった。

その後、APEC 等の場を活用して、各国ハイレベルで中国に対する働きかけを続けた結果、2013 年 10 月から交渉が再開された。

交渉再開後、2013 年 11 月の交渉会合において、各国が妥結に向けて譲歩する中、中国等が多くのセンシティブ品目を維持し続けたこと等から、妥結に至らなかった。現在、早期の交渉再開を目指し、各国間で調整が行われている。

2014 年 2 月現在、現行 ITA 対象品目の世界貿易額の 90% 以上をカバーする 55 개국・地域 (内、EU は 28 개국) が ITA 拡大交渉に参加している。

(6) 新サービス貿易協定の検討

1995 年の GATS 発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及をはじめとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の実態が大きく変化してきていることを背景に、WTO においても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国は FTA/EPA の締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011 年 12 月に開催された第 8 回 WTO 閣僚会議では、①途上国が強く支持するドーハ開発アジェンダは打ち切らない一方、②一括妥結は当面実現不可能であることを認め、部分合意、先行合意等の可能な成果を積み上げる「新たなアプローチ」を試みることで一致した。

これを受け、2012 年初頭から、「新たなアプローチ」

の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。2012年7月5日には、交渉のモメンタムの維持・拡大、有志国・地域以外の国々に対する透明性の確保と議論への参加の奨励を目的として、それまでの約半年間の議論で方向性の一致したものを取りまとめたメディア・リリース「サービス貿易交渉の進展」が公表された。日本を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013年6月には、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行った³²。2014年3月末現在のメンバーは、23か国・地域(日、米、EU、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、パラグアイ及びリヒテンシュタイン)である。

(7) 環境物品交渉

① 議論の背景

2001年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合(Committee on Trade and Environment Special Session)の設置が盛り込まれ、これを受けて、CTESSにおいて関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、APECに場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議論された。2011年11月のAPECホノルル首脳会議で、2015年末までに対象物品の実行関税率を5%以下に削減する旨合意され、2012年9月のAPECウラジオストク首脳会議で、その対象品目として54品目に合意した。

② 現状

APECにおいて環境物品54品目の関税削減が合意されたことも受け、2012年11月より、ジュネーブにおいて、環境物品自由化推進国で形成する「環境フレンズ」国(日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー)で、WTOでの今後の環境物品自由化交渉の進め方についての議論が開始された。

2013年6月には、米国が「気候変動に関する大統領行動計画(the President's Climate Action Plan)」を発表。その中で、APEC環境物品リストを基に、WTOにおいて、太陽光、風力、水力、地熱などクリーンエネルギー技術を含んだ環境物品の貿易自由化に向けた交渉を立ち上げること、今後1年間で当該品目の世界貿易シェアの90%を占める国の参加を目指すこと等に言及した。

その後、2013年10月のAPECバリ首脳会議において、APEC環境物品リストを基にWTOで前進する機会を探求する旨合意したことも受け、ジュネーブにおける議論が加速した。そして、2014年1月に、ダボスのWTO非公式閣僚会合の開催にあわせて、米国が主導して、有志国14か国・地域(日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ)が、WTO環境物品交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。具体的には、APECバリ首脳宣言を歓迎し、地球環境保護及び多角的貿易体制の強化のため、WTOにおいてAPEC環境物品リストを出発点にグリーン成長に資する品目を幅広く追加するとともに、その最終的な関税撤廃を模索するという内容となっている。

我が国としては、日本企業の競争力強化、地球環境問題への貢献、交渉の場としてのWTOの再活性化という観点から、本交渉の推進に、関係国と連携しつつ積極的に取り組んでいく。

(8) 政府調達協定

1994年に作成され、1996年に発効した政府調達協定は、協定発効から3年以内に新たな交渉を行うことが規定されていたことから、1997年から政府調達委員会において、i)協定の改善・手続の簡素化、ii)開放的な調達を阻害する差別的な措置及び慣行の撤廃、iii)協定の適用範囲(調達機関等)の拡大の3つを主な見直しの内容とする政府調達協定の改正交渉が開始された。

i)については、2006年12月に改正条文案に関する暫定合意が成立した。

ii)及びiii)については、2004年7月に協定加盟国間で合意したモダリティ(交渉の枠組み)に基づき、協定加盟国間で提出されたリクエスト(他の協定加盟

32 外務省 HP(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html) 参照。

国に対する協定の適用範囲拡大の要求)及びオファー(自国の適用範囲拡大に係る提案)に基づいた二国間交渉が継続的に行われた。協定加盟国間の見解の相違を埋めるのは容易ではなく、長年にわたり合意を達成することができなかったが、2011年12月15日に第8回WTO定期閣僚会議に先立ち開催されたWTO政府調達閣僚会議において、14年間続いた交渉が実質的妥結に至り、2012年3月30日、政府調達委員会において協定改正議定書が正式に採択された。交渉の妥結により、各国が政府調達の対象とする機関を拡充するなど調達の範囲を拡大し、更なる政府調達市場が創出されることになった。例えば、日本は国際開放する物品・サービスの調達の基準額の引下げなど、米国は連邦政府の10機関を新たに国際調達の対象に追加、韓国は中央政府機関10機関及び地下鉄などを新たに国際調達に追加した。WTO事務局によれば、協定改正により、年間800億から1,000億ドル規模の新たな政府調達市場が創出されると推計されている。また、協定条文も改訂され、加盟交渉中及び実施の過程における開発途上国に対するS&D(特別のかつ異なる待遇)の提供など開発途上国の加盟を促進するための条

項等が導入された。この改正の背景には、改正前の政府調達協定加盟国のほとんどが先進国であり、潜在的に大きな政府調達市場を有する開発途上国の加盟促進が重要な課題の1つである点が挙げられる。また、電子的手段の利用の奨励等、より効率的な手続を行うための規定も整備され、これらにより外国の政府調達への参加が容易になることが期待される。

政府調達協定改正議定書の発効のためには政府調達協定加盟国の3分の2が受諾しなければならない。2014年3月7日にこの要件を満たす10か国目の国(イスラエル)が改正議定書を受託し、WTO事務局へ寄託したため、その後30日目の日に当たる4月6日に改正議定書は発効した。我が国については、2013年12月3日に改正議定書の締結のための国会承認を得たのち、改正協定の実施のための国内法令等の改正作業を進め、2014年3月17日にWTO事務局へ受諾書を寄託、その後30日目の日に当たる4月16日に改正協定が発効した。改正議定書の発効により、我が国の供給者等が参入できる他国の政府調達の範囲が拡大するとともに、我が国自身の調達をより効率的かつ機動的に行うことが可能となる。

2. APECを通じた地域経済統合の推進と経済成長の促進

APECは、日本と豪州が主導して1989年に創設した、アジア太平洋地域における地域協力の枠組みであり、現在21の国・地域が参加している。

中長期的な目標としては、1994年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議において、先進エコノミーは2010年(途上エコノミーは2020年)までに自由で開かれた貿易・投資を達成することが目標として掲げられている(ボゴール目標。なお、2010年のフォローアップにより、先進エコノミーについても、引き続き2020年までに自由で開かれた貿易・投資の達成を目指すこととされている)。

さらに、APECは、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化・円滑化だけではなく、世界の貿易・投資ルールの策定に大きな影響を及ぼしてきた。例えば、1996年のWTO閣僚会議における情報技術協定(Information Technology Agreement: ITA)の合意に際しては、APECとしても、直前に開催された首脳会議においてIT製品の関税撤廃を目指すことに合意し、WTOにおける合意を後押しするなど、大きな貢

献を果たしている。

また、2006年のハノイAPEC首脳会議では、長期展望としてのアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施することで合意し、それ以降、APECにおける地域経済統合に関する議論が急速に進展することとなった。

(1) 最近の動き

① 2010年(議長エコノミー:日本)

2010年には、我が国はAPEC議長エコノミーとして、首脳会議や閣僚級の会合から専門家レベルの会合に至るまで一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。

その中で、2010年時点においてボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。

また、FTAAPの実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN + 3、ASEAN + 6 及び環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定などの現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくことに合意した。さらに、FTAAPの実現の過程において、APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAPの育ての親 (インキュベーター) として、貢献することとされた (「FTAAPへの道筋」)。

その他、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の成長をより確たるものとするため、「均衡ある成長」や「あまねく広がる成長」、「持続可能な成長」、「革新的成長」、「安全な成長」の5つの成長を達成することを目的とする、長期的かつ包括的な「APEC首脳の成長戦略」を策定した。

② 2011年 (議長エコノミー：米国)、2012年 (議長エコノミー：ロシア)、2013年 (議長エコノミー：インドネシア)

2011年から2013年までのAPECでは、地域経済統合の推進やグリーン成長の促進、コネクティビティの促進など、「横浜ビジョン」や「成長戦略」の実現に向けた具体的な議論が進められた。

まず、地域経済統合の推進については、FTAAPの実現に向けて、次世代貿易・投資課題に対処しつつ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化及び地域経済統合

に向けて努力していくことが確認された。FTAAPに含まれるべき次世代貿易・投資課題については、2011年に (1) 効果的、無差別かつ市場主導のイノベーション政策の推進 (イノベーションと貿易)、(2) 中小企業のグローバル生産網への参加強化、(3) グローバル・サプライチェーンを課題として選定し、(1) 及び (2) について共通原則を策定したほか、2012年には、上記3つの課題について議論を深化させるとともに、新たな課題として、(4) FTAの透明性を選定、RTA/FTAの透明性に関するAPECモデル章を策定した。

また、グリーン成長については、2012年の首脳会議で、グリーン成長及び持続可能な開発に直接的かつ積極的に貢献する「APEC環境物品リスト」(太陽光発電パネル、風力発電設備を始めとする54品目から構成) に合意し、2011年のAPEC首脳会議における合意 (ホノルル宣言) に従い、各エコノミーにおける実行関税率が、2015年末までに5%以下に引き下げられることとなった。環境物品の関税引下げは、WTOの場でも2001年のドーハ・ラウンドの立ち上げ以降、「貿易と環境」の検討の一環として議論が行われてきたが、現在に至るまで具体的な合意に至っていない困難な課題である。APECとWTOにおける議論とでは対象とする品目や削減目標等が異なるものの、APECで合意できたことは、APECが域内の貿易・投資の自由化推進に果たす役割を実証する顕著な成果であると言える。なお、APECでの合意が、WTOにおける環境物品貿易自由化への取組に新たな弾みを与えている。

第三-1-5-4 図 2013年APECにおける閣僚会議・首脳会議の様相



資料：経済産業省撮影。



第Ⅲ-1-5-5 図 APEC における最近の議論の動向

・2010年日本 APEC において、基本的なフレームワークである「横浜ビジョン」を策定。
 ・地域経済統合、貿易・投資の自由化・円滑化に向けて引き続き議論を具体化。



資料：経済産業省作成

コネクティビティの促進については、2013年、インドネシア議長のもと、優先課題の一つとして掲げられ、①インフラ開発・投資の促進を始めとした「物理的連結性」、② APEC 構造改革新戦略の進展や国境を越えた教育の推進等を含む「制度的連結性」、③学生・研究者等ビジネス関係者の移動円滑化等を内容とする「人と人との連結性」について重点的に議論がなされ、成長の軸を連結するための青写真 (blueprint) を描くとともに、それぞれの取組を加速していくこととなった。特に、物理的連結性に関しては、APEC・PPP(官民連携) 専門家アドバイザー・パネル、試験的 PPP センターの設置や、インフラ開発・投資におけるライフサイクルコストの重視などを内容とする「インフラ開発・投資に関する複数年計画」が策定され、これを通じて物理的インフラの開発・維持・刷新において協力していくこととなっている。なお、我が国としても、このような取組を具体的に進めていくべく、本年、インフラ開発・投資に関する人材育成のセミナーを開催することを提案し、歓迎されている。

(2) 今後の展望

2014年は、中国が議長を務め、「アジア太平洋パートナーシップを通じた未来の形成 (Shaping the Future through Asia-Pacific Partnership)」をテーマに、

(1) 地域経済統合の進展、(2) 創造的な発展、経済改革及び成長の促進、(3) 包括的な連結性及びインフラ開発の強化、の3つの優先課題の下に議論を行っており、その成果が、11月に北京で開催される APEC 首脳会議・閣僚会議においてとりまとめられる。

我が国としては、2010年の「横浜ビジョン」を基礎とした議論の流れを着実に引き継ぎつつ、サービス貿易の自由化やインフラ開発・投資の促進等に係る具体的な取組を進め、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化・円滑化を促していくことで、同地域の地域経済統合の推進と更なる発展に取り組んでいく。その上で、この地域の力強い成長力、インフラなどの旺盛な需要や巨大な中間層の購買力を取り込むことで、我が国に豊かさや活力をもたらすような通商政策を実現していく。

3. 規制協力における世界の動向

世界経済のグローバル化が進展し、グローバル・バリュー・チェーンの重要性が認識されている中、国際的な通商政策の論点として、関税の撤廃・削減に加え、非関税措置の撤廃・調和を通じた「behind the border」（各国国内規制）に係るコスト削減をいかに進めていくかについて関心が高まっている。このような動きは今後の非関税措置における世界のルール形成に繋がるものである。

これまでも欧米産業界は、5～10年先の自社製品投入円滑化の観点から規制導入に係る働きかけを自国政府に行っており、米国政府やEUはそのような活動を支援し、規制導入を行っている。こうした動きを加速化させるものとして、米EU間での「環大西洋貿易投資パートナーシップ（T-TIP）」交渉において「規制

協力」が産業分野ごとに議論されており、米欧産業界は協調して米EU間での実現可能性を検証し、双方の交渉担当者、規制当局等に対して積極的な政策提言を実施している。また、マルチの場合は、通商政策の観点から「国際規制協力」の効果等に係る体系的な分析がこれまでなかったことから、OECDにおいては本年2月に開催したワークショップで議論が正に始まった段階である。

我が国でも、現在交渉中の日EU・EPAにおいて「規制協力」に係る議論を行っており、並行して本年4月に開催した日EU産業政策対話において「規制協力」に係る議論を開始している。今後、本分野における世界の動向を見つつ、我が国としても取り組んでいく必要がある。

第 2 章

新興国戦略

第 1 節

新興国市場の 3 類型

第 2 節

地域ごとの進捗と今後の方針

第 3 節

企業支援施策

第 4 節

分野別戦略の強化

第 5 節

規制・制度環境の整備

第2章 新興国戦略

我が国の市場が世界市場の中で相対的に小さくなる中、新興国展開の重要性はますます高まっている。新興国の需要の獲得は、我が国企業が世界で拡大する需要を捕捉して我が国に富を還流するため、また、我が国からの製品輸出・部素材調達を促進する基盤づくりのために必要である。

もっとも、一口に新興国といっても、経済発展の度合い、我が国企業の進出の程度、他国企業との競争環

境等、それぞれ状況は各地域によって様々である。

新興国の成長を最大限に取り込んでいくためには、それぞれの新興国の状況を理解した上で、戦略的取組を進めていく必要がある。

そこで本章では、各地域の事情を踏まえて、新興国を次の3グループ、①「中国・ASEAN」、②「南西アジア、中東、ロシア、中南米」、③「アフリカ」に分類し、取組の方針についてまとめる。

第1節

新興国市場の3類型

以下では、新興国市場の3つのグループについて、現状と課題を整理するとともに、2013年から開始し

ている、各地域における取組の基本的方針を示す。

1. 中国・ASEAN：Full 進出

第1グループは、「中国・ASEAN」である。同地域には約3万社の我が国企業が製造業を中心に進出しており、既に現地で相当程度の産業集積、サプライチェーンを形成している。

また、同地域は、特にASEANにおける中間層・富裕層の増加に伴い、生産拠点としてだけでなく、消費市場としての魅力が増加している。

ただし、同地域において自動車、家電等の日本製品は一定程度のシェアを獲得しているが、近年、海外の競合企業の追い上げは著しく、競争は激化している。

今後は、既に進出している企業については、我が国企業のサプライチェーンの高度化等を通じて「更に深く」、また消費市場が拡大してきている中でサービス業など製造業だけでなく「更に幅広い」産業の進出により需要を取り込んでいくことを目指す、いわば『FULL 進出』が求められる。今後の当地域への戦略として、インフラ整備・人材育成協力によって中期的な進出基盤を構築し、制度整備と併せて市場開拓を進めていく。

2. 南西アジア、中東、ロシア、中南米：CRITICAL MASS の到達

第2グループは、「南西アジア、中東、ロシア、中南米」である。同地域は、富裕層・中間層も育ち、市場規模も大きく、成長率も高いが、欧米企業や韓国企

業等との比較で、我が国企業の進出は相対的に遅れていることから、いわば逆転を目指さなければならない市場といえる。

また、これらの地域には、資源国も多く、資源確保の観点からも幅広い経済関係構築・強化が必要である。これらの市場では、市場規模、競合状況等の様々な

要素を考慮した上で、戦略的に『CRITICAL MASSの到達』を目指す有望分野に絞って、集中的に取り組んでいく必要がある。

3. フリカ：成功事例の創出

第3グループは、「アフリカ」である。同地域は、2030年頃にかけて、大幅な人口増が起り、かつ市場も大規模に拡大するであろうとの期待も高いが、我が国企業の進出が進んでおらず、いわば不戦敗状態にある。

また、第2グループ同様、資源国も多く、資源開発及び関連インフラ整備の進展が期待されている。

今後は、我が国企業が安心して投資できる環境整備を通じて、1つでも多くの『成功事例』を創出し、我

が国企業の事業展開のフィールドとして1日も早く位置づけられるような状況まで土壌作りを行っていくことが必要である。また、資源・インフラ関連の個別プロジェクトの実現が重要である。

今後、「日本企業の海外展開支援」、「インフラ・システム輸出」、「相手国からの資源供給確保」の3分野について、新興国の3グループの特性・違いに基づき、我が国として戦略的に取り組むことが肝要である。

第2節

地域ごとの進捗と今後の方針

次に、上記の新興国グループ別に戦略の進捗状況と今後の方針について示す。

1. 第1グループ「中国・ASEAN」

〈進捗状況〉

①まず、既進出分野において更に競争力を強化するための施策が講じられた。例えば、ミャンマーにおいては、「ティラワ経済特別区開発」について、開発を狙う日ミャンマー共同事業体を2013年10月に設立、同年11月には起工式典を開催した。2015年の開業にむけ、周辺インフラ整備、ワンストップ・サービス構築支援に官民一体で取り組んでいる。また、インドネシアでは、インフラ整備を含む投資環境改善を図るMPA（ジャカルタ首都圏投資促進特別地域）構想を両国官民で進めている。2013年12月に開催された閣僚級の第4回MPA運営委員会では、チラマヤ新港整備事業を始めとするMPAの一層の加速化に向けた協力を両国間で進めていくことで一致した。

②また、幅広い産業における市場を獲得するため、ASEAN地域における販売金融の制度整備やクール・ジャパンにおける取組を強化した。

〈今後の方針〉

①まず、既に我が国が進出している日系製造業等の分野に関しても、今後更にインフラ・サプライチェーンの整備をはじめとした競争力の強化を図ることが必要である。例えば、インドネシアにおけるMPAの実施加速化、ミャンマーにおけるダウエー経済特別区開発の関与の是非に関する検討、またベトナムにおける重点分野を明らかにした工業化戦略支援の協力といった各国別の取組と、ASEAN全体においてERIAを通じた災害に強いインフラ・サプライチェーンの構築支援等が挙げられる。加えて、人材育成の強化も重要である。ASEANにおける日本語人材のデータベース化、研修同窓生との連携強化が具体例である。

②また、幅広い産業における市場獲得が必要である。具体的には、ASEANにおける医療、物流、食分野の開拓、省エネの制度整備による競争環境の整備が挙げられる。

2. 第2グループ「南西アジア、中東、ロシア、中南米」

〈進捗状況〉

①有望分野への本格進出を図るため、各国と政府間合意を交わされた。インドとは、2013年9月、茂木経済産業大臣の訪印の際、「日印投資交流アクションプラン」共同声明に署名するとともに、エレクトロニクス産業、医療機器、コンテンツ分野の分野での連携強化を約束するなど、特定の有望分野に関する取組がなされた。

また、ロシアとは、2013年4月、日本の総理として10年ぶりにロシアを公式訪問した安倍総理とプーチン大統領との間において、食・農業、医療及び都市環境といった新しい分野における互惠的協力の拡大を含む共同声明が発出されるとともに、2013年12月、

茂木経済産業大臣の訪露の際、首脳合意の実現を加速化させるため、経済産業省とロシア経済発展省との協力覚書及び中小企業に関する協力覚書が交わされ、個別分野における具体的協力が進展した。

さらに、ブラジルとは、2013年5月、茂木経済産業大臣の訪伯の際、開発商工大臣等と会談し、日本企業の投資促進のためのビジネス環境について両国で整備していくこと、スマートコミュニティに関する協力やインフラ整備に関する協力などに関して両国で推進することを確認した。また、2013年10月に第1回日伯貿易投資促進産業協力合同委員会をブラジルで開催し、スマートコミュニティ等に関する協力の可能性について議論を開始することを合意したことを受け、

2014年2月にブラジル政府関係者を対象とした日本における省エネ政策等に関する研修を実施した。2014年5月には、松島経済産業副大臣の訪伯の際、スマートコミュニティ作業部会を開催すること、及び日本企業とブラジルの電力会社等とのビジネスマッチングの機会を創出することに合意し、個別分野における具体的協力が進展した。

②資源国との関係強化に関しては、安倍総理の2013年4月及び5月のサウジアラビア、アラブ首長国連邦訪問、同年8月のバーレーン、クウェート、カタール訪問、2014年1月のオマーン訪問において、日本企業の投資促進、人材育成協力、投資環境整備等を含んだ共同声明を発出し、各国と日本の更なる関係強化を図った。2014年1月には茂木経済産業大臣がアラブ首長国連邦を訪問し、日本企業の上部ザクム油田に関する権益更新に合意した。その後も、2014年2月のサウジアラビア・サルマン皇太子訪日、アラブ首長国連邦・ムハンマド皇太子訪日といった機会を捉え、両国間の重層的な経済関係の強化の重要性について認識を共有している。

③2013年5月及び10月には安倍総理がトルコを訪問し、トップセールスにより日本企業等がシノップ原発の排他的交渉権を獲得し、商業契約に合意した。

〈今後の方針〉

①有望分野の本格進出については、昨年締結した政府間合意に基づき、各国の重点分野における見本市への出展やミッションの派遣を通じてプレゼンスを強化する。

さらに、南西アジアにおいては、広域サプライチェーンの構築について、今後検討していく。例えば、ASEAN地域・インド・アフリカをつなぐ環インド洋経済圏の商流強化、また太平洋同盟国との連携によるインフラ強化、またデリー・ムンバイ産業大動脈(DMIC)やチェンナイ・バンガロール産業大動脈(CBIC)の開発によるコネクティビティ強化が挙げられる。

②さらに、資源国との関係強化・安定的なエネルギー供給源確保のため、産業協力に加え、教育・医療・文化・食品といった重層的関係を構築していく。

3. 第3グループ「アフリカ」

〈進捗状況〉

①2013年6月には、横浜市においてTICAD Vが開催され、日本がアフリカの「信頼できるビジネスパートナー」として更なる発展貢献していくための施策を表明した。このうち、今後5年間のアフリカにおけるJETRO事務所の倍増(5か所→10か所)に関しては、既に新規事務所開設の検討が進められている。

②2013年5月には、初の「日・アフリカ資源大臣会合」を東京で開催し、「日アフリカ資源開発促進イニシアティブ」に基づくファイナンス・人材育成支援を発表した。

③2014年1月の安倍総理訪問、2013年8月の茂木大臣訪問等を通じ、ケニア、タンザニア及びエチオピアにおける地熱発電事業、タンザニアにおける火力発電所事業[M1]、モザンビークにおける天然ガス・原料炭開発といったアフリカ地域における個別プロジ

ェクトの後押しを行ったほか、我が国とアフリカの企業間連携を促すためのビジネスフォーラムを開催した。

〈今後の方針〉

①一つでも多くの成功事例を創出するための国際見本市への出展支援、投資環境整備を目的とした投資的協定の促進など、官民一体となって市場開拓に取り組む。さらに、治安情勢や危機管理を含めた形でのリスクへの対応として、在外公館とのさらなる連携の強化、安全対策に関するセミナーを開催する。

②資源・インフラ関連のプロジェクト獲得のため、国・分野を絞ったミッション派遣等の施策を集中的に投入する。また、資源インフラ案件のホスト国に対する人材育成支援・金融支援等の実施を検討していく[M2]。

第3節

企業支援施策

次に、企業支援施策の進捗と今後の方針について示す。

1. トップセールス・各省連携体制の強化

第Ⅲ-2-3-1表は、安倍政権発足後の首脳・閣僚によるトップセールスの実績について表したものである。

我が国企業の進出環境整備、資源確保・インフラ案件獲得に向けて、首脳・閣僚によるトップセールスから民間レベルでの交流まで総動員して、官民一体となったオールジャパンの取組を実現するため、内閣総理大臣を始めとする閣僚によるトップセールスがなされた。例えば、ロシアに関しては、安倍総理の就任後、プーチン大統領との間で既に5回の首脳会談が行われたほか、日露経済関係を更に促進させる観点から、日露交流促進官民連絡会議が創設された。トルコについては、2013年5月の安倍総理訪問時に署名した原子力協定等を踏まえ、シノップ原発計画の優先交渉権を日本企業が獲得するなどの成果が見られる。

今後、インフラ等の需要に的確に対応していくためには、相手国のトップと直接対話し、インフラ整備は

もとより国づくり全般にわたりアドバイスのできる人材を派遣すべきである。総理・各閣僚の訪問先にあわせた戦略的ミッションを組成するとともに、産業界が独自に実施するミッションと政府の連携を強化することが必要となる。

トップセールスに加えて、その後の官民でのフォロー体制や、現地での継続的ロビイング体制を強化する。実際、日本企業が新興国市場に進出するに当たり、現地の諸制度の不備等が海外進出を阻害する一因となっている例が多く見られる。そのような課題を解決するため、現地商工会と連携して相手国におけるロビイングの実施体制を確立することが不可欠である。

引き続き、国際会議のホスト、ミッションの派遣、投資協定の締結、ODA、公的ファイナンス等、あらゆる政策ツールを導入して、可能性を見いだしていくことが重要である。

第Ⅲ-2-3-1表 首脳・閣僚によるトップセールスの実績（2014年5月時点）

	第1G：中国・ASEAN	第2G：南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米	第3G：アフリカ
総理大臣	ベトナム タイ インドネシア（2回） ミャンマー フィリピン マレーシア シンガポール ブルネイ ラオス カンボジア	ロシア（2回）※経済ミッションは1回 サウジアラビア UAE トルコ（2回） バーレーン クウェート カタール オマーン インド	TICADV（対アフリカ諸国） ジブチ コートジボワール モザンビーク エチオピア
経済産業大臣	インドネシア（2回） ベトナム ブルネイ ミャンマー カンボジア ラオス	サウジアラビア（2回） UAE（2回） コロンビア ブラジル インド ロシア	TICADV（対アフリカ諸国） ケニア タンザニア ※下線は、ミッションが同行したもの

資料：経済産業省作成

2. 中堅・中小企業及びサービス業の海外展開促進策

日本企業が海外展開をする際には、情報収集・手続面など、様々なニーズがあるが、各機関の支援メニューが分かりづらい、また現地での法務・労務等の課題が多いものの、対処できる専門家を探すのが困難など課題が挙げられる。したがって、潜在力・意欲のある企業に対する支援をシームレスに行う体制を整備するため、国内及び現地において以下の施策を推進した。

国内の施策として、自ら需要開拓のため新興国に進出する中堅・中小企業の増加にあわせ、支援体制を充実させるため、321 機関連携の下、「海外展開一貫支援ファストパス制度」を2014年2月25日より開始した。当ファストパス制度の開始に伴い、地域の金融機関や商工会議所などが、顧客企業に、在外公館・

JETRO 等、海外展開を支援できる機関を紹介し、支援機関が連携し一貫した支援を提供することが可能となった。

また知財分野においては、中小企業の知的財産の権利取得から権利行使までを一貫通貫で支援すべく、外国出願費用等の負担軽減措置、外国出願関連情報の提供、海外における模倣品動向調査や侵害対策等の支援を行った。

国外における施策として、「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を世界10か所で設置することによって、法務・労務・知財問題等、様々な問題に迅速に対処するワンストップ窓口を整備した。

3. 貿易保険制度の見直し

日本企業の国際展開を支援することにより、著しい経済成長を遂げる新興国を始めとする、海外の旺盛な需要を獲得することが重要である。貿易保険制度は、対外取引を行う者が戦争やテロ等の発生によって被る損失を填補する、日本企業の国際展開に不可欠な制度であるが、2013年1月にアルジェリアで発生したテロ事件に見られるような海外におけるリスクの増大や、取引形態や資金調達手法の多様化など、海外事業環境は急速に変化している。また、地域中小企業の海外展開も進展。こうした状況を踏まえ、貿易保険の機能を強化すべく、2014年4月に貿易保険法を改正し、

以下を新たに貿易保険の対象とした。

- ① 日本企業が海外でプラント建設を行う際に、テロや戦争によって事業が中断された場合に当該企業が被る人件費、貨物保管費等の追加費用。
- ② 日本企業の海外子会社や日本製品を扱う現地販売会社による輸出などの取引。
- ③ 日本企業が参画する海外での資源開発等のプロジェクトに対する資金調達を円滑化するため、本邦銀行の海外拠点や外国銀行からの融資。

また、再保険引受対象として、地域中小企業が利用する国内損害保険会社による対外取引保険を追加した。

4. 投資協定・租税条約の締結・改正

海外に進出した我が国企業の安定的な操業を行うためのビジネス環境を確保し、投資財産の保護、現地進出・資金還流の障壁を撤廃するため、投資協定の締結を促進している。新興国を中心に保護主義的、外資差別的な措置が増えつつある中、投資協定については、東南アジア諸国との交渉を一通り終え、現在、中東・アフリカを中心に交渉を進めている。

2013年度においては4月にサウジアラビア、6月にモザンビーク、12月にミャンマーとの投資協定に署名した。現在、交渉中のものとして、ウクライナ、ア

ルジェリア、ウルグアイ、カタール、アラブ首長国連邦が挙げられる（2014年4月7日時点）。

また、両国の課税所得の範囲等を調整する租税条約を新規締結・改正することにより、海外進出企業に対する課税の法的安定性の確保、我が国企業が海外で稼得した収益の国内還流の円滑化等に資することが期待される。

2013年度には、6月にクウェートとの租税条約が発効するとともに、5月にアラブ首長国連邦と、2014年1月にオマーンとの租税条約に署名した。今後とも、

我が国産業界のニーズや我が国課税権の適切な確保等の観点を総合的に勘案し、企業の海外展開の支援に資

する租税関連条約のネットワーク拡充の取組を加速することが重要である。

5. 公的ファイナンスの柔軟化・迅速化

2013年4月、円借款の制度改善として、日本の強みをいかせる分野において「環境」「人材育成」に「防災」「保健・医療」を新たに追加の上、これら分野の金利を引き下げ、また本邦技術活用条件（STEP）について、本邦企業の海外子会社も新たに適格とする等の改善を実施した。

また、同年5月の経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」に基づき、円借款の柔軟化に向けた検討を進め、途上国における PPP 案

件への日本企業参画を後押しすべく、同年10月にはインフラ整備事業に対する途上国政府の出資を補う円借款（Equity Back Finance）や事業運営権獲得を視野に入れた有償資金協力を含めたパッケージ支援（Viability Gap Funding）を導入した。

これらの制度改善に加えて、円借款の要請から事業実施までのプロセスにおける更なる効率化・迅速化策を検討することが必要である。

6. 技術協力の深化

新興国との Win-Win の関係構築が鍵となるため、新興国の課題解決やマーケット・インのアプローチが必要である。したがって、新興国の抱える課題解決と日本企業の市場獲得の両立するための技術協力の活用、都市が抱える課題の発掘・解決のための都市間関係の活用が不可欠である。

さらに、日本からのインターン派遣拡充、日本人・現地人材の共同研修等を通じて、新市場の開拓・創造を担う「新興国イノベーター」を育成するとともに、現地研究機関との協力や規格の導入等を通じた制度環境の整備が必要である。

第4節

分野別戦略の強化

相手国での制度整備とあわせた売り込みによって、市場獲得の可能性が広がる分野、また、課題解決と市場開拓の両立が可能な分野について、各省庁が連携をし、大きな戦略に基づいた各種施策を実施できる体制

を整備する必要がある。

例として、①医療分野②流通分野③食分野に分けて今後の戦略について検討する。

1. 医療分野

現地に日本式医療拠点を根づかせるためには、医療サービスと機器が一体となった海外展開に加え、制度や人材育成等の環境整備が必要となる。具体的には、日本が強みを有するがん・生活習慣病の早期発見・治療について、健診制度や民間保険システム等の整備と

一体的な海外展開を支援する。また、人材育成やODA等の支援と組み合わせた展開も重要である。例えば、医療機器調達の鍵を握る、相手国の医師・技師等に対する研修等を通じた、日本の医療技術・サービスの展開を支援する。

2. 流通分野

現在、我が国流通業の主要な進出先であるアジア諸国の一部には、外資企業の出資や出店を阻む規制が存在するほか、経営の担い手となる人材の確保・育成等の課題がある。このような課題に対して、経済連携交渉、二国間対話、人材育成支援等の施策を合わせて、日系流通業の海外展開と現地の流通近代化を後押しする。具体的には、TPP、RCEP、AJCEPをはじめと

する経済連携交渉において、アジア諸国に対して高水準の自由化約束を要請する[M3]。また、特に進出ニーズが強いインドネシア、ベトナムとは、流通分野における協力関係を強化するため、両国の流通政策担当部局間の局長級対話や、現地の流通近代化を目的とした招聘研修を継続するとともに、事業者のニーズ等を踏まえて相手国の拡大も検討する。

3. 食分野

日本食のファンは海外にも多いが、日本の食材を売るには、検疫対応、輸出先国やバイヤーの求める国際的な規格に関する認証の取得等が必要となる。そのため、日本食文化の普及を行いつつ、①世界の料理界での日本食材の活用推進(Made FROM Japan)、②日本の食文化・食産業の海外展開(Made BY Japan)、③日本の農林水産物・食品の輸出(Made IN Japan)の取組(FBI戦略)を一体的に推進する上で、検疫交渉の戦略的な実施及び食品安全等に関する国際的な規格に関する認証の取得等を支援する。具体的には、昨

年(2013年)8月に公表された「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」に基づき、輸出先国との間で検疫条件を協議し、輸出可能な品目を拡大するとともに、食品関連事業者のハラールやHACCP、GLOBALG.A.P.等国際的な規格に関する認証の取得を支援し、輸出の拡大・海外展開につなげる。

さらに、輸出拡大に向けて、周年供給が可能なオールジャパンでの取組を目指す事業者に対して政策支援を行う。

第5節

規制・制度環境の整備

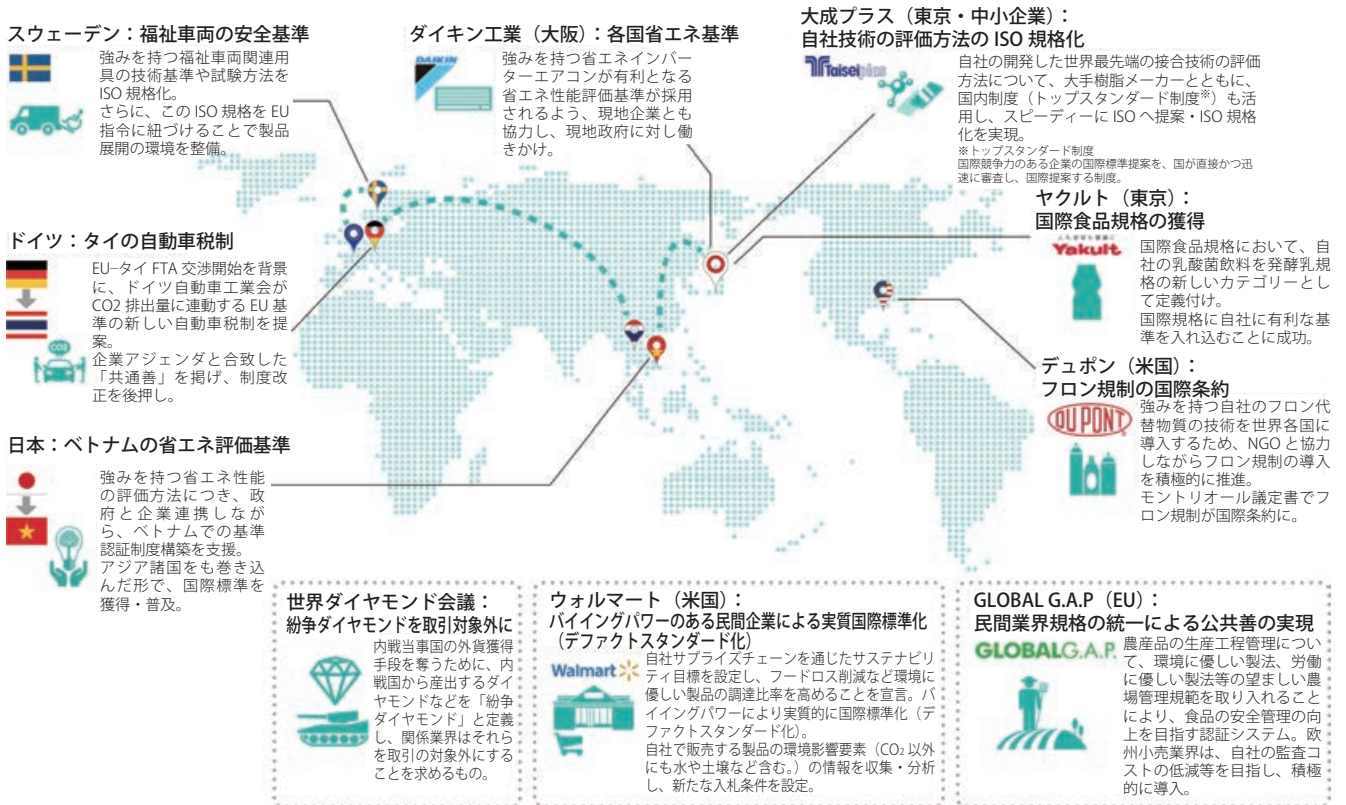
新興国市場の成長を取り込むには、相手国のニーズに応える商品を生み出すだけでなく、同市場を我が国の製品・技術にとって有利な競争環境に整える必要がある。昨今の熾烈なグローバル競争においては、価格や技術のみならず、知的財産、標準、民間規格、さらにはこれらを規定する各国「制度」が企業利益に大きな影響を与えている。欧米諸国は、従来から制度形成が自国製品の競争条件を左右することの重要性を認識しており、官民で連携して新興国における制度構築にも積極的に取り組んでいるが、我が国は、制度は企業が適応すべき所与のものと捉える傾向にあること、制度構築がもつ重要性に対する理解の不足などにより、必ずしも大きな成果を生んでこなかった。今後、我が国企業の製品・サービスの優位性を高める競争環境を生み出し、結果としてビジネス上の効果を生むためには、既存の制度に適応するだけでなく、最適な制度を自ら形成するという視点が必要である。すなわち、企業活動がますますグローバル化する今日においては、制度構築に際して Standards（標準）と Regulations（規制）を戦略的に連携させ、最終的に我が国が取得した Standards を相手国の Regulations として導入す

ることで企業利益を拡大することが不可欠である。

以下の第Ⅲ-2-5-1 図は、自社製品の競争上の優位性確保を目的として、各国や企業が制度形成に取り組んだ主な事例をまとめたものである。自社の売上げの増加のほか、売上げ減の回避、生産コストの削減、生産コスト増の回避等、制度形成に取り組む目的は様々であるが、今後もこのような制度形成の成功事例を増やしていくことが必要である。制度形成に当たっては、世界の政策・ルール動向に敏感であること、制度形成を経営戦略に位置づけることの重要性を理解し、最適な内部体制を構築すること、国ごとの事情や政策体系に応じた効果的なアプローチをすること、などが求められる。一方で、企業だけでは活動に限界があり、政府によるアプローチも不可欠である。制度形成の重要性を啓発するとともに、フェーズに応じて政府間の働きかけを行い、企業活動を後押しすることが必要である。

今後、対象とする国・市場の特徴を踏まえ、官民が連携して制度形成を積極的に仕掛けていくことで、新興国市場の成長を取り込み、我が国経済の持続的な発展につなげていく。

第Ⅲ-2-5-1 図 各国、企業の制度整備に関する取組の例



資料：デロイトトーマツコンサルティング「平成25年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（新興国における規制・制度環境整備に関する調査）」を参考に経済産業省作成

第 3 章

対内直接投資の促進

第3章

対内直接投資の促進

対内直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源が流入することにより、我が国の生産性の向上や雇用の創出に資するものである。特に、中堅・中小企業を含め技術力の高い我が国にとって、外国企業誘致はオープンイノベーションの推進や地域経済の活性化の観点から極めて重要である。しかしながら、我が国の対内直接投資残高は2008年をピークに伸び悩み、対内直接投資残高のGDP比率は、主要先進国やアジア新興国に比べ大きく見劣りしている（第Ⅲ-3-1-1図、第Ⅲ-3-1-2図）。

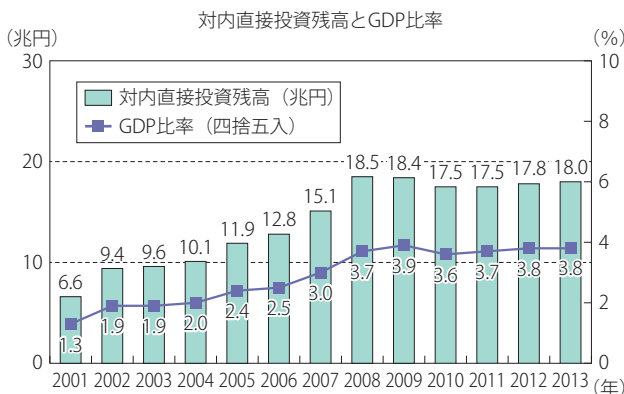
近年、国際的に見て外国企業の誘致競争はより激化しており、グローバル企業の誘致には、政府が一丸となってグローバル企業向けの投資環境、外国人向けの生活環境整備等に取り組み、諸外国に遜色ないビジネス環境を整備することが必要である。このため、政府は、平成25年6月14日の閣議決定において、新たな成長戦略として「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」を打ち出し、3つのアクションプランのうち、拡大する国際市場を獲得するための「国際展開戦略」の中で対内直接投資の活性化を掲げた。政府は本戦略において、海外の優れた人材や技術を日本に呼び込み、雇用やイノベーションの創出を図るため、日本国内の徹底したグローバル化を進め2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増（2012年末時点17.8兆円）す

ることを目指すこととした。

そこで、政府として、海外の資金や技術等を更に我が国に取り込むため「国家戦略特区」を活用し、世界で一番企業が活動しやすいビジネス環境を整備していく。こうした環境整備は海外に移転した日系企業の国内回帰にもつながる。本年5月1日に国家戦略特別区域として6区域を指定するとともに、区域方針を決定したところである。「東京圏」、「関西圏」といった広域的な大都市圏は、世界から人材・資本・技術が集まる「国際ビジネスやイノベーションの拠点」として、総合的な規制改革の実現を目指している。また、「新潟市」、「養父市（兵庫県）」、「福岡市」は、農業や雇用といった岩盤規制分野の「改革拠点」として、農地流動化や、ベンチャー・創業支援を強力に推し進める突破口となることを目指している。更に膨大な観光資源を持つ「沖縄県」も含め、この6か所の国家戦略特区では、今後、国・自治体・民間が一体となり、具体的な事業計画を取りまとめていく。

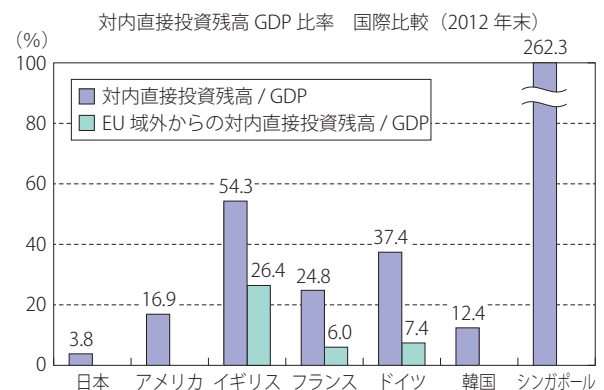
また、政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化のために、グローバル企業のエグゼクティブ層と同等の

第Ⅲ-3-1-1 図



備考：2013年は推計値
資料：財務省「本邦対外資産負債残高」、内閣府「国民経済計算」から作成

第Ⅲ-3-1-2 図



備考：EU域外からの「対内直接投資/GDP」は全て2011年末実績
資料：以下のデータから作成

〈FDI(簿価)〉
日：財務省「対外資産負債残高統計」
英・独・韓・星：IMF「International Financial Statistics Yearbook 2013」
米：Bureau of Economic Analysis「Survey Of Current Business」
仏：Banque of France「The French of Balance Of Payments And International Investment Position」
〈GDP、レート〉
IMF「International Financial Statistics Yearbook 2013」

第Ⅲ-3-1-3 図 対内直接投資の促進

- ・対内直接投資残高の対 GDP 比を見ると、英国 54.3%、米国 16.9%、韓国 12.4%となっている一方、我が国は 3.8%であり、我が国の対内直接投資は、国際的に極めて低いレベルにとどまる。
- ・世界各国の外国企業誘致競争が激化する中、諸外国と比べ後れをとっている対内直接投資を活性化させることは、新たな刺激によるオープンイノベーションの推進につながり、また、地域経済活性化の観点からも重要。
- ・「対日直接投資推進会議」を司令塔とし、外国企業からの意見を踏まえた規制・制度改革、ジェットロ、在外公館や先進的な地方自治体とも連携した誘致活動を展開。1 つでも多くの成功事例を生み出す。

政府の司令塔機能 (閣僚級会合の設置)

「対日直接投資推進会議」の設置^(※)

- ・必要な規制・制度改革の実現に向け、外国企業経営者等から直接意見を吸い上げ、関係大臣や関係会議と連携して検討
- ・ジェットロ・在外公館による案件発掘、誘致活動の方針設定や進捗管理

(※) 第 2 回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（平成 26 年 4 月 4 日）で総理から設置を指示。平成 26 年 4 月 25 日に第 1 回会合を開催。

資料：経済産業省作成。

商品開発 (構造改革などの推進)

規制・制度改革推進、特区の活用

- ・「対日直接投資推進会議」と関係会議が連携して投資環境改善に関する規制・制度改革の検討を加速

- ・国家戦略特区などの強化・連携

投資インセンティブ付与

- ・拠点整備に係る費用への補助や税負担軽減

営業活動 (具体的な案件創出活動)

対内直接投資の案件発掘・誘致活動の強化

- ・ジェットロ・在外公館による案件発掘・誘致活動を展開

- ・総理・閣僚のトップセールスを実施

- ・外国企業の誘致に積極的な地方自治体との連携を強化

- ・中堅・中小企業と外国企業との投資提携への理解促進、マッチング支援

目線に立ち、個社の経営戦略を踏まえて有望な外国企業を発掘・誘致するため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という）における産業スペシャリスト機能の強化、グローバル企業向けの支援措置の整備等を通じて誘致体制を強化する（第Ⅲ-3-1-4 図）とともに、我が国への投資計画の策定に必要な制度・行政手続等に関する相談や規制改革要望を JETRO が一括して受け付け、関係府省庁との連携のもとに個別に対応するなど、外国企業に対する包括的なサポート体制を強化していく（第Ⅲ-3-1-5 図）。

投資先としての日本の魅力向上のためには、グローバル企業に対する直接的なインセンティブ措置の提示が効果的である。このため政府は、平成 26 年度において、日本を含む複数の国において実態のある事業活動を行っている企業、又は日本国内に拠点を置き、海外市場を目指して事業を行う企業を対象に、拠点整備を支援する「対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金」を実施するとともに、今後も「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（アジア拠点化推進法）」（平成 24 年 11 月施行）において、グローバル企業の研究開発事業及び統括事業を対象に、法人税負担軽減、特許料軽減等の措置を講じていく（第Ⅲ-3-1-6 図）。

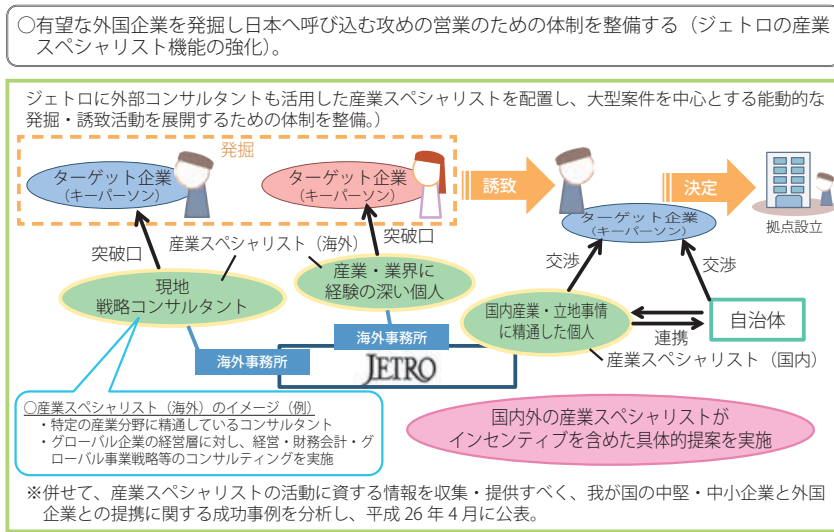
さらに、海外事業者と投資提携を行うことで成功している日本の中堅・中小企業の事例を収集し、国内外販路の拡大など投資提携により得られたメリットや、

従業員の流出などの生じ得るリスクも掲載した「海外事業者との投資提携事例集」を作成・公表した。本事例集では、併せて、投資提携を行う際のポイントや留意点も記述しており、本事例集の普及により、日本企業の経営者が新たな経営戦略を立てる際の一助とすることを目指している。

これらに加え、ビジネス環境の向上に向けて更なる施策の具体化を進めるため、「成長戦略進化のための今後の検討方針」（本年 1 月 20 日産業競争力会議決定）において、外国企業経営トップから我が国の投資・生活環境に資する制度改革についての要望等をハイレベルで吸い上げて政府横断で具体的な施策化を図り、進捗管理を行うための推進方式を確立することとされた。また、第 1 回経済財政諮問会議（本年 1 月 20 日開催）において、総理から、外国企業経営者等から意見を聴取し、対日直接投資促進に向けた課題を整理するよう指示があった。これらを受けて開催された「対日直接投資に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という。）（本年 2 月 27 日より全 5 回）は、外国企業等からヒアリングを行い、課題を整理した。

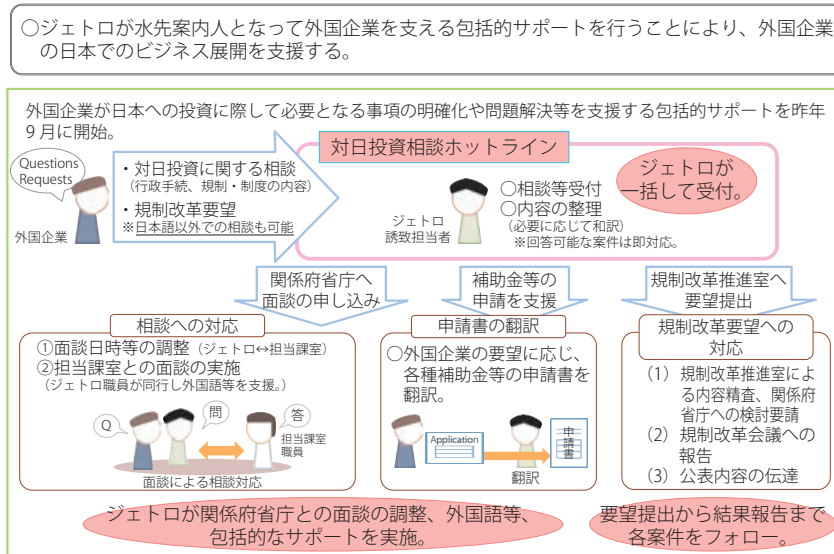
こうした中、経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（本年 4 月 4 日）での総理指示を受け、JETRO や在外公館、閣僚レベルによる政府一体での外国企業への働きかけを抜本強化するとともに、外国企業のニーズを踏まえ、対日投資拡大に資する制度改革に対応するため、閣僚級の「対日直接投資推進会議」

第Ⅲ-3-1-4 図 ジェトロの産業スペシャリスト機能の強化



資料：経済産業省作成

第Ⅲ-3-1-5 図 ジェトロの包括的サポート



資料：経済産業省作成

を立ち上げた。同会議はJETROや在外公館による案件発掘・誘致活動の司令塔機能を担うとともに、外国企業経営者等から直接意見を聴取し、必要な制度改革の実現に向けて関係大臣や関係会議の取組を促進するとしている。

外国系企業が日本に拠点を構える場合には、当該企業の外国人社員の日本での在留資格や配偶者の就労等の課題にも直面することになる。日本では就労可能な専門的・技術的分野の外国人労働者は、ストックで約20万人在留しており、日本政府としてはこうした人材を積極的に受け入れる方針を掲げている。リーマンショック、東日本大震災等の影響もあって近年の新規

入国者数は減少基調にあったが、平成24年から増加に転じている。

そこで日本にイノベーションをもたらす外国人の受入れ・定着を促すため、英国やカナダ、豪州にも導入されているポイント制度による高度外国人材の受入れ促進措置が我が国においても平成24年5月に導入された。日本のポイント制は英国、カナダのような入国要件をポイント制にする「入国型」とは異なり、既に就労可能な専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人労働者の中で、学歴、職歴、年取等を指数化し合計点で70点を超える者に対し永住許可に必要な滞在年数の短縮化や配偶者の就労を認めるなどの出入国管

理上の優遇措置を付与するもので、これは韓国のポイント制に近い。

当初、我が国のポイント制により高度人材と認め得る外国人の入国者数は年間2千人程度と見込まれていたが、平成24年5月に導入した後11か月でポイント制の高度人材と認定された外国人は約430人とどまったため、法務省を中心に関係省間で制度の早期見直しに着手するとともに、平成25年6月の日本再興戦略にも「年収基準を見直し、年内に新制度の開始」が盛り込まれた。

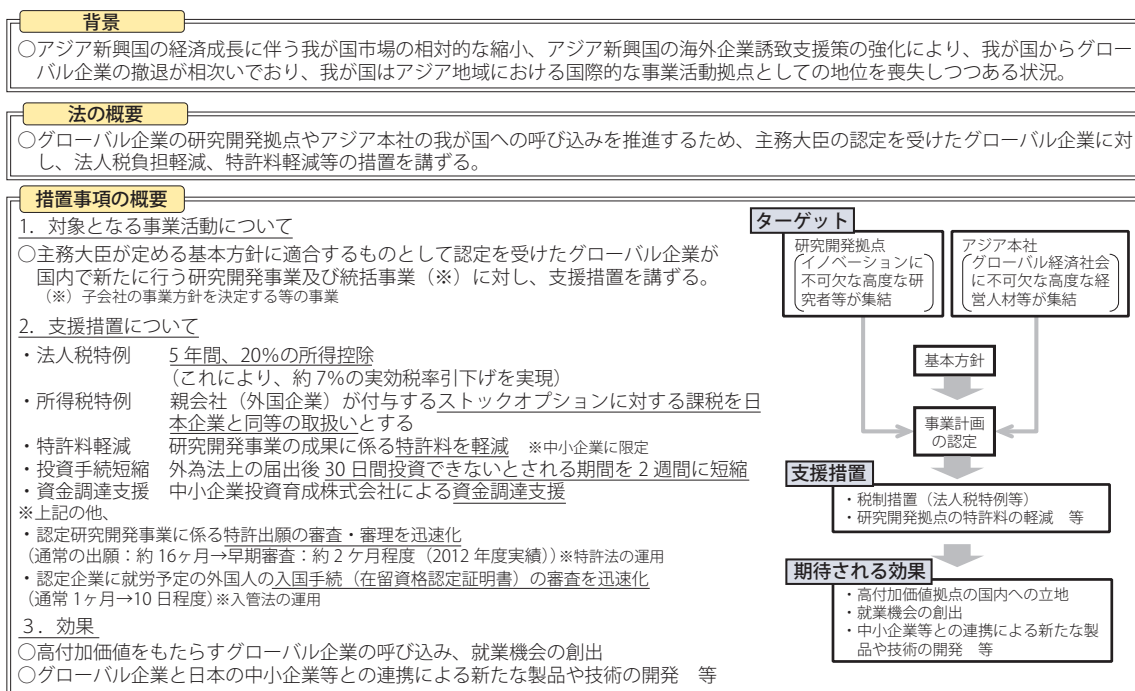
こうした検討結果を踏まえ、平成25年末に改正ポイント制がスタートし、年収基準の緩和等により認定

数は導入当初を大きく上回って推移している。

なお、高度外国人材に永住（在留期間が無期限の在留資格による在留）が許可されるための在留歴の短縮に必要な措置を講じるため、第186回国会に入管法改正法案が提出された。

このように、今後は政府横断的な制度改革を進め、JETROや在外公館、先進的な地方自治体とも連携して案件発掘・誘致活動を一層積極的に行うとともに、総理・閣僚によるトップセールスを推進し、対日直接投資を促進することにより、新たな刺激によるイノベーションの創出・生産性の向上と地域経済活性化を目指す。

第Ⅲ-3-1-6 図 アジア拠点化推進法の概要〈平成24年11月施行〉



資料：経済産業省作成

付 注

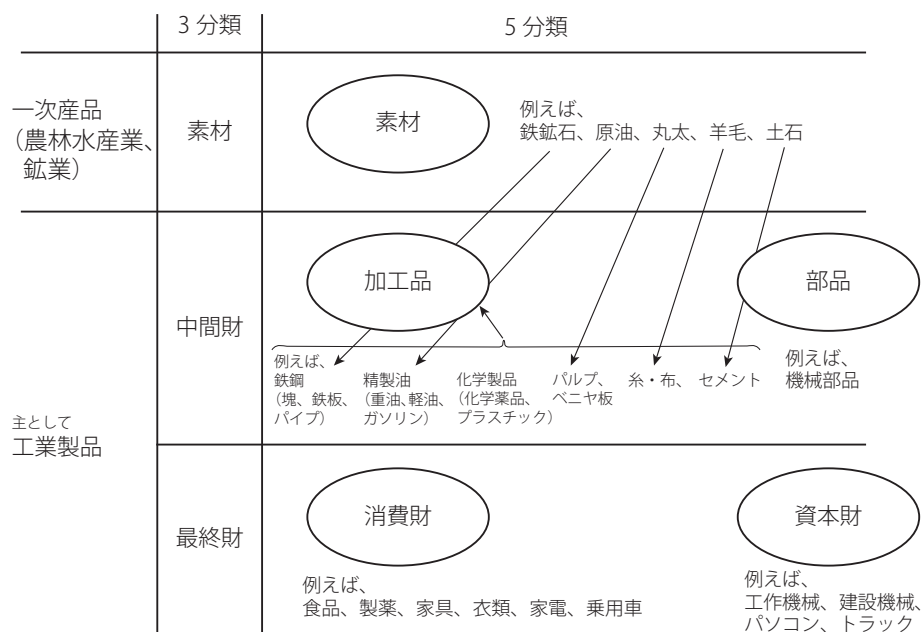
付注 1

生産工程別の貿易財分類の品目イメージ

国際的生産分業の分析において、貿易財を生産工程別に分類して考察に利用しており、その具体的なデータとしては、経済産業研究所の RIETI-TID2012 データベースを活用している（付注 2 RIETI-TID2012 参照）。

ここでは、財別のイメージを明瞭にするために、具体的な品目を例示する。

付注第 1 図 生産工程別の貿易財分類について



資料：経済産業省にて作成。

付注 2

「RIETI-TID2012」について

本白書では、国連の SITC (Rev. 3) 分類に準拠した貿易データを主要産業ごとに素材、中間財、最終財に分類し、各国間や地域間の貿易額を時系列で明らかにするため独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) が作成した「RIETI-TID2012」を用いて、世界と東アジアの貿易構造の分析等を行った。ここでは、「RIETI-TID2012」に関し、同研究所のホームページから、分類の基本的考え方及びその作成手法について紹介する。

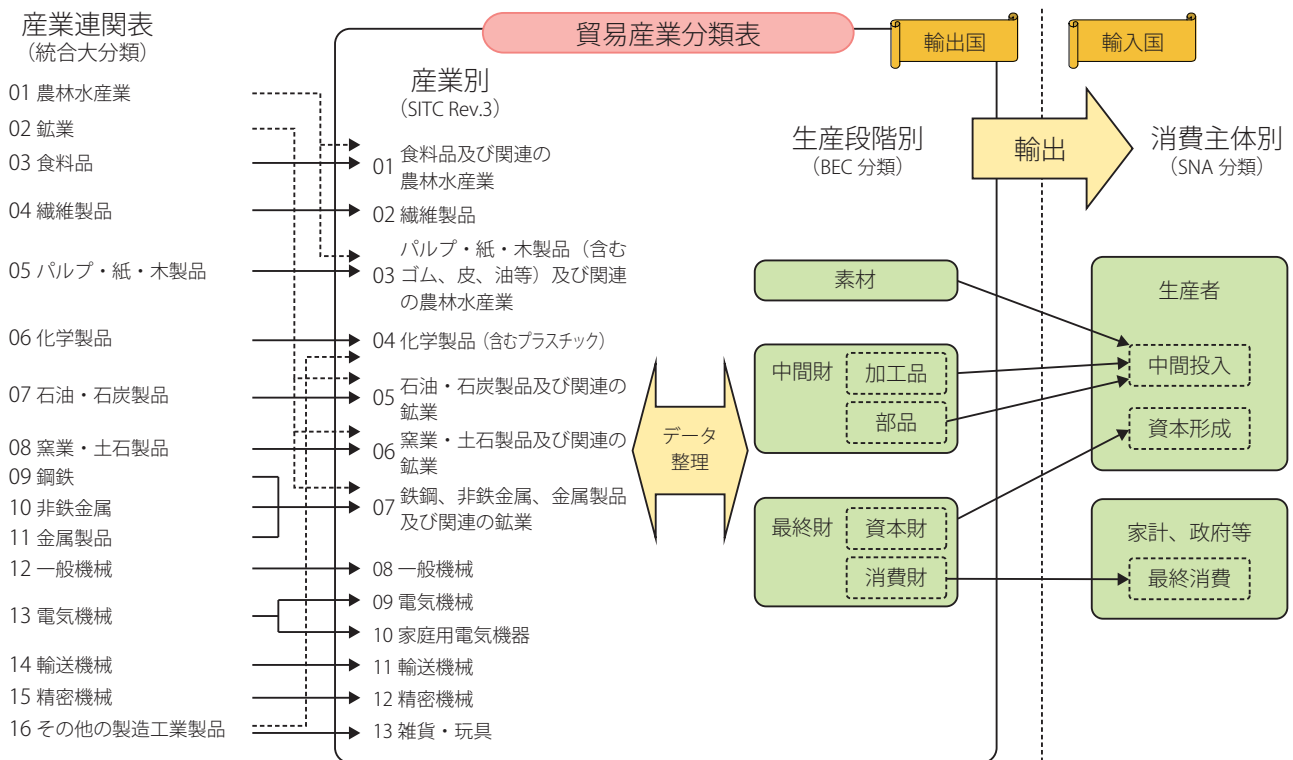
1. 基本的考え方

「RIETI-TID2012」においては、東アジアの製造産業活動を貿易動向から把握する観点から、域内で貿易取引が活発な産業に焦点を絞りつつ、全ての貿易財を日本の産業連関表の統合大分類を基にして分類し、更に産業毎に生産工程別に整理した貿易産業分類表を作成した (付注第 3 図)。これにより三角貿易構造について、産業別に生産工程間分業の進展を反映した分析を行い、対象国の競合、補完関係等の動的变化を明らかにする。

付注第 2 表 貿易データベース「RIETI-TID2012」の概要

対象国・地域	<p>【ア ジ ア】：日本、中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ブルネイ、カンボジア、インド</p> <p>【北 米】：米国、カナダ、メキシコ</p> <p>【欧 州】：英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、オーストリア、ベルギー、ギリシア、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、アイルランド、ポルトガル、デンマーク、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、リトアニア、ラトビア、スロベニア、エストニア、キプロス、マルタ、ルーマニア、ブルガリア、ロシア、トルコ、ノルウェー</p> <p>【南 米】：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、チリ、ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア</p> <p>【オセアニア】：豪州、ニュージーランド</p>
対象年	1980 年～2012 年 (ただし国によってデータが存在しない年がある。)
データの 内容	国・地域の輸出額・輸入額が、相手国別 (グループ・世界合計含む)、産業別 (13 分類)、生産工程別 (5 段階)、年別に整理されている。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、輸入データ CIF (運賃・保険料込み) で作成している。 ●各国の台湾からの輸入は、台湾の各国輸出額に 1.1 を乗じて CIF に換算している。 ●対象国以外の国・地域の合計額を RoW (Rest of the World) とする。 ●世界合計額は、対象国 (台湾を含む) と RoW の総和で算出している。 ●データの制約上、ベルギーとルクセンブルク、チェコとスロバキアは、同一国として整理している。 ●貿易額の通貨単位は US ドルで、名目為替レートである。(各国の年毎の為替レートは、UN Comtrade のホームページで確認することができる) <p>http://comtrade.un.org/db/mr/daExpNotebyRepYear.aspx</p>

付注第3図 貿易産業分類表の構造



2. 産業の分類

産業については、日本の産業連関表の統合大分類（32部門）のうち農林水産業、鉱業を含む製造業の分類を基礎として、13の産業に整理した（付注第4表）。東アジアの工程間分業の進展を効率的に反映するために、分類上、以下の点について工夫している。

- ①生産工程のうち原料、素材生産に相当する農林水産業、鉱業については、産業連関表の様に独立した産業として分類せず、それぞれ関連の製造業の川上産業として整理した。具体的には、「食料品」、「パルプ・紙」については、「農林水産業の関連商品」、また「化学製品」、「石油・石炭製品」、「窯業・土石製品」、「鉄鋼、非鉄金属、金属製品」については、「鉱業の関連商品」を含めて分類した。
- ②非鉄金属、金属製品は、生産工程上類似している点が多いと見なせることから、一つの分類として整理した。更に、鉄鋼についても、生産工程上のBEC分類では加工品にしか分類されないため、同一産業として含めた。
- ③電気機械については、東アジアの工程間分業の状況を踏まえ、電気機械と家庭用電気機器とに分けて整理した。
- ④その他の製造工業製品は、雑貨・玩具として整理した。プラスチックについては、産業連関表の分類上はその他の製造業に含まれているが、生産工程の観点から雑貨・玩具に入れず化学製品に含めた。

付注第 4 表 貿易産業分類表

産 業 別	生産段階別	素 材	中間財		最終財	
			加工品	部 品	資本財	消費財
		1	2	3	4	5
1	食料品及び関連の農林水産業	○	○		○	○
2	繊維製品	○	○	○		○
3	パルプ・紙・木製品（含むゴム、皮、油）及び関連の農林水産業	○	○	○		○
4	化学製品（プラスチック製品含む）	○	○			○
5	石油・石炭製品及び関連の鉱業	○	○			
6	窯業・土石製品及び関連の鉱業	○	○			○
7	鉄鋼、非鉄金属・金属製品及び関連の鉱業	○	○	○	○	○
8	一般機械		○	○	○	○
9	電気機械		○	○	○	
10	家庭用電気機器		○	○	○	○
11	輸送機械	○		○	○	○
12	精密機械		○	○	○	○
13	玩具・雑貨		○	○	○	○

3. 生産段階別の分類

13分野に整理された産業を、更に素材、中間財（加工品、部品）、最終財（資本財、消費財）の3つのカテゴリー（5つのサブカテゴリー）に分類した（付注第5表）¹。これは、国連のBEC（Broad Economic Categories）分類を基に、貿易財の生産工程における性質から各産業の貿易データを3つのカテゴリーに集約し、SNA（System of National Account）の基準により分類したもの²。

付注第 5 表 貿易財の生産工程別分類表

Category	Sub-category	BEC code	BEC Title
素 材 (Primary goods)		111	Food and beverages, primary, mainly for industry
		21	Industrial supplies, n.e.s., primary
		31	Fuels and lubricants, primary
中間財 (Intermediate goods)	加工品 (Processed goods)	121	Food and beverages, processed, mainly for industry
		22	Industrial supplies, n.e.s., processed
		32	Fuels and lubricants, processed
	部 品 (Parts & Components)	42	Parts and accessories of capital goods, except transport equipment
53		Parts and accessories of transport equipment	
最終財 (Final goods)	資本財 (Capital goods)	41	Capital goods, except transport equipment
		521	Other industrial transport equipment
	消費財 (Consumption goods)	112	Food and beverages, primary, mainly for household consumption
		122	Food and beverages, processed, mainly for household consumption
		51	Passenger motor cars
		522	Other non-industrial transport equipment
		61	Durable consumer goods n.e.s.
		62	Semi-durable consumer goods n.e.s.
		63	Non-durable consumer goods n.e.s.

備考：1. 本分類表は、BEC分類の貿易財をSNA（System of National Account）の基準と関連づけて工程段階別に分類したもの（CEPIIの研究成果を参照）。SNAでは、使用の主体別（Producer, Household）で分けているためにCapital goods（Capital formation）とFinal goods（Final consumption）は別項目になるが、ここでは貿易取引を生産工程段階で整理するとの考え方から、Capital goodsをFinal goodsの一部としている。

2. BEC code 32については、321-motor spiritsをhousehold consumptionとother industrial transport equipmentの使用に分けることも考えられるが、ここではその区別をしていない。

1 生産段階別分類については、F. Lemoine. et. al. (2004), 'China's Integration in Asian Production Networks and Its Implications' を参照。
2 BEC分類は、1968 SNAの基本的商品の使用に基づく分類（Intermediate consumption, Final consumption及びGross capital formation）に対応している。

4. 使用データ

「RIETI-TID2012」においては、国連 COMTRADE の SITC データを使用している³。SITC は HS より分類が粗くなる可能性があるものの、分類上の特徴として、製造に使われた原料、製造段階、商品の使用、技術的進歩などを反映しているため⁴、工程間分業を反映する上で望ましい性質を持っている。

5. 地域の定義

輸出国・輸入国で検索可能な地域およびその定義は、以下の通りとなっている。

付注第 6 表 本データベース上の地域の定義

地域	対象国
EAST ASIA	日本、中国、香港、韓国、台湾、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、カンボジア、ベトナム
NAFTA	米国、カナダ、メキシコ
MERCOSUR	アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ
EU15	英国、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリア、ベルギー・ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、ギリシア、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン
EU27	英国、フランス、ドイツ、イタリア、オーストリア、ベルギー・ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、ギリシア、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、ブルガリア、キプロス、チェコ・スロバキア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロベニア
ASEAN4	インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ
ASEAN	インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ベトナム
ASEAN + 6	豪州、中国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ニュージーランド、ベトナム

備考：1. Not ASEAN、Not EU は、上記の対象国以外の国を指す。

Exporter「EAST ASIA」Importer「Japan」を選択した場合、Exporter は、「Japan」以外の「East Asia」の国と「Japan」の貿易額が出る。

2. 2012 年のベネズエラの輸入データは未公表のため、反映されていない。

³ HS は 6 桁の分類であるのに対し、SITC は最大 5 桁の分類。

⁴ 国連のホームページにおいて SITC 分類の特徴が説明されている。“The commodity groupings of SITC reflect (a) the materials used in production, (b) the processing stage, (c) market practices and uses of the products, (d) the importance of the commodities in terms of world trade, and (e) technological changes.” また、HS 分類の特徴については次の通り。“The HS contributes to the harmonization of Customs and trade procedures, and the non-documentary trade data interchange in connection with such procedures, thus reducing the costs related to international trade.” (World Customs Organization) “In the Harmonized System goods are classified by what they are, and not according to their stage of fabrication, their use, or origin. The Harmonized System nomenclature is logically structured by economic activity or component material.” (University of British Columbia)

付注 3

経済ファンダメンタルズ（リスク耐性及び成長基盤）のスコアリング方法について

経済ファンダメンタルズのスコアリングに当たっては、統計学におけるいわゆる z 値（標準化変量）変換に基づいている。以下、簡単にその手続きを説明する。

付注

Step 1 各比較年における、14カ国の各評価項目（ファンダメンタルズ）について、平均と標準偏差を算出する（例えば、実質 GDP 成長率であれば、2005 年の 14カ国の実質 GDP の平均と標準偏差を算出する）。

※ なお、各比較年における評価項目値の計算に当たっては、後方 5 年移動平均をとっている。

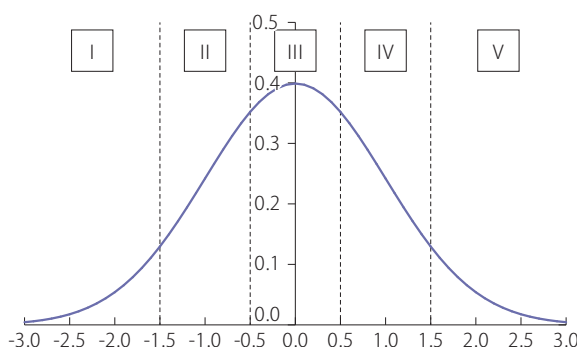
Step 2 Step 1 で求めた平均と標準偏差から各国の z 値をそれぞれ計算する。

$$z_i = \frac{X_i - \bar{X}}{\sigma}$$

実質 GDP 成長率の場合、

z_i : i 国の z 値、 X_i : i 国の実質 GDP 成長率、 \bar{X} : 14カ国内の実質 GDP 成長率の平均値、 σ : 14カ国内の実質 GDP 成長率の標準偏差

Step 3 Step 2 で求めた z 値は標準正規分布（下図参照）に従う。 z 値が付注第 7 図の I ~ V のどの領域に落ちるかによって、1~5 の 5 段階評価を行う。例えば、 z 値が 1 であれば、スコアは 4 となる（失業率やインフレ率のように数値が高いほどパフォーマンスが悪い場合は、スコアリングは逆となる）。

付注第 7 図 標準正規分布 $N(0,1)$ 

付注 4

リスク耐性指標の実数値の推移

付注第8表から付注第10表は、リスク耐性指標の実数値（過去5年移動平均）の推移（2005年、2009年及び2012年）を示している。

付注第8表 リスク耐性指標の推移（実数、2005年）

	マクロ経済			政府部門			対外経済			貿易構造		資本構成
	実質 GDP 成長率	失業率	インフレ率	ガバナンス	財政収支対 GDP 比	政府債務対 GDP 比	経常収支対 GDP 比	貿易収支対 GDP 比	短期対外債 務/総準備	国・地域の 偏り	資源・一次 産品依存	対内証券 投資比率
アジア諸国												
インド	6.7	3.1	4.4	-1.2	-9.1	82.0	0.5	-2.6	5.8	42.4	8.1	48.0
インドネシア	4.7	9.6	10.2	-3.7	-1.0	62.1	2.9	9.2	54.5	57.8	23.6	68.0
韓国	4.5	3.7	3.2	4.3	1.8	22.4	2.4	2.4	34.2	54.1	0.4	73.8
マレーシア	4.7	3.6	1.9	2.4	-4.1	43.6	10.8	15.8	20.6	57.0	7.9	67.9
フィリピン	4.6	11.4	4.2	-2.8	-3.1	63.0	0.3	-3.7	34.8	63.3	2.2	194.5
タイ	5.1	1.6	2.6	-0.8	-0.7	52.0	1.8	1.0	30.1	49.7	5.8	9.4
ベトナム	7.3	5.8	5.4	-3.1	-2.0	36.4	-1.6	-8.7	24.0	55.9	30.6	6.1
中南米諸国												
ブラジル	2.8	11.3	8.6	-0.4	-3.8	73.0	-0.3	3.1	56.6	42.1	19.8	-0.3
メキシコ	1.7	3.3	4.5	-0.8	-2.2	41.8	-1.5	-2.1	36.0	91.0	14.9	11.4
チリ	4.4	9.7	2.5	7.3	0.9	11.9	0.1	4.1	41.3	51.0	27.9	23.4
コロンビア	3.6	14.0	6.3	-3.5	-2.1	42.4	-1.1	-0.5	35.5	64.2	40.0	3.3
ペルー	4.2	9.4	1.8	-2.3	-1.3	42.8	-0.8	-0.3	25.9	58.8	26.0	36.2
欧州近隣諸国												
ロシア	6.1	8.3	13.7	-2.8	3.7	31.0	9.8	12.9	32.1	36.8	51.2	-1.7
トルコ	4.7	10.0	26.7	-1.0	-7.5	66.4	-1.8	-7.4	72.1	42.1	2.4	251.6

備考：後方5年移動平均の値。

付注第9表 リスク耐性指標の推移（実数、2009年）

	マクロ経済			政府部門			対外経済			貿易構造		資本構成
	実質 GDP 成長率	失業率	インフレ率	ガバナンス	財政収支対 GDP 比	政府債務対 GDP 比	経常収支対 GDP 比	貿易収支対 GDP 比	短期対外債 務/総準備	国・地域の 偏り	資源・一次 産品依存	対内証券 投資比率
アジア諸国												
インド	8.1	2.8	8.5	-1.8	-7.5	75.8	-1.7	-6.9	13.4	35.3	7.4	26.4
インドネシア	5.6	9.4	8.8	-2.7	-0.4	36.5	1.3	4.6	33.8	54.4	26.7	49.2
韓国	3.4	3.5	3.1	4.4	1.2	30.9	2.0	1.7	54.0	51.7	0.4	88.6
マレーシア	4.0	3.4	2.8	1.7	-3.7	43.9	15.7	17.4	21.0	54.7	7.5	5.8
フィリピン	4.4	8.3	5.2	-3.0	-0.9	48.8	3.7	-5.3	21.0	61.4	2.8	75.4
タイ	3.0	1.5	3.3	-1.8	0.2	42.0	2.4	1.4	23.6	46.7	5.2	19.5
ベトナム	6.5	4.8	10.9	-3.2	-1.9	40.7	-5.5	-12.9	23.1	52.5	25.0	21.9
中南米諸国												
ブラジル	3.6	9.0	4.7	0.3	-3.0	66.3	-0.1	2.6	25.1	41.7	25.0	34.3
メキシコ	1.6	4.1	4.2	-1.0	-1.9	40.2	-1.2	-2.2	30.6	89.4	14.0	23.4
チリ	3.9	8.6	3.9	6.9	4.0	5.3	1.8	8.1	51.6	52.9	26.0	10.1
コロンビア	4.7	11.7	4.9	-2.7	-1.0	34.9	-2.2	-0.6	27.3	63.8	43.9	10.8
ペルー	6.8	8.7	2.7	-2.1	1.2	31.0	0.3	4.0	18.2	59.9	27.8	22.5
欧州近隣諸国												
ロシア	4.1	7.1	10.8	-3.0	4.4	10.1	7.2	10.2	15.7	37.2	50.4	-0.5
トルコ	3.2	11.2	8.5	-0.2	-2.4	45.0	-4.8	-8.9	67.0	41.7	2.6	21.7

備考：後方5年移動平均の値。

付注第10表 リスク耐性指標の推移（実数、2012年）

	マクロ経済			政府部門			対外経済			貿易構造		資本構成
	実質 GDP 成長率	失業率	インフレ率	ガバナンス	財政収支対 GDP 比	政府債務対 GDP 比	経常収支対 GDP 比	貿易収支対 GDP 比	短期対外債 務／総準備	国・地域の 偏り	資源・一次 産品依存	対内証券 投資比率
アジア諸国												
インド	6.8	2.6	10.6	-2.1	-8.7	69.6	-3.3	-8.7	19.6	33.7	6.5	20.2
インドネシア	5.9	7.2	5.7	-2.5	-1.1	27.3	0.0	2.6	36.3	51.5	30.9	41.9
韓国	2.9	3.4	3.1	4.5	1.4	33.3	2.8	2.6	52.3	50.9	0.4	94.7
マレーシア	4.3	3.3	2.4	1.9	-4.5	51.6	12.2	14.6	28.7	52.2	7.3	88.7
フィリピン	4.7	7.3	4.6	-2.5	-1.2	42.8	3.6	-5.4	11.8	61.6	4.3	81.1
タイ	2.9	1.1	2.8	-1.6	-1.2	42.5	2.6	0.4	23.2	43.3	5.3	24.4
ベトナム	5.8	4.5	12.6	-3.2	-3.0	47.1	-3.1	-9.3	44.7	49.1	19.5	9.8
中南米諸国												
ブラジル	3.2	6.8	5.7	0.4	-2.6	65.6	-2.0	0.8	17.6	43.1	33.9	30.4
メキシコ	1.9	5.0	4.4	-0.8	-3.5	43.1	-1.1	-2.0	31.0	86.8	14.2	54.5
チリ	3.8	8.1	2.9	7.0	0.4	8.5	-0.8	3.3	56.6	56.2	25.4	24.5
コロンビア	4.0	11.3	3.8	-2.2	-1.6	34.1	-2.8	0.0	26.0	59.9	54.7	25.7
ペルー	6.5	7.8	3.3	-1.6	1.0	24.2	-2.5	3.3	14.5	58.2	32.1	18.4
欧州近隣諸国												
ロシア	1.9	6.8	8.7	-2.5	-0.6	10.9	4.7	8.3	14.0	36.4	51.1	-2.5
トルコ	3.2	11.2	7.9	-0.3	-2.9	40.7	-5.9	-10.0	81.1	43.1	2.9	40.0

備考：後方5年移動平均の値。

付注 5

成長基盤指標の実数値の推移

第Ⅱ部第2章第1節の成長基盤分析において、成長基盤指標として採用した指標の多くは、経済成長に関する理論及び実証研究において、各国間の（一人当たりの）所得水準や経済成長率の差を説明する上で重要視されている変数である。経済成長の決定要因について包括的にサーベイした論文としては白井（2004a）、中所得国の罫の観点から中所得国における成長率の低下の要因を分析した論文としては Aiyar *et al.* (2013) を参照。また、特に貿易・直接投資と経済成長の関係を分析した代表的な研究としては、白井（2004b）及び Frankel and Romer（1999）、経済・社会制度と経済成長の関係を分析した代表的な研究としては、福味（2006）、Acemoglu *et al.*（2003）、Acemoglu *et al.*（2005）、Rigobon and Rodrik（2005）及び Rodrik *et al.*（2004）、金融制度と経済成長の関係を分析した代表的な研究としては、岡部・光安（2005）、Beck *et al.*（2000）、Beck and Levine（2004）、Levine *et al.*（2000）及び Levine（2005）が挙げられる。

付注第11表から付注第13表は、成長基盤指標の実数値（過去5年移動平均）の推移（2005年、2009年及び2012年）を示している。

付注第11表 成長基盤指標（実数、2005年）

	マクロ経済学		人的資源		開発度			経済・社会制度		金融深化	
	投資比率	貿易の開放度	人口動態／構造	人的資本	インフラの質	都市化率	製造業付加価値（対GDP比）	知的財産権保護	法の支配	株式時価総額（対GDP比）	対民間信用供与額（対GDP比）
アジア諸国											
インド	28.7	32.6	0.7	1.8	3.1	2.7	15.0	4.2	0.1	42.5	33.2
インドネシア	23.7	61.2	0.2	1.9	2.8	3.1	28.3	3.4	-0.9	22.0	21.8
韓国	29.6	71.2	-1.4	3.2	5.2	0.9	26.8	4.5	0.9	56.5	118.9
マレーシア	23.5	202.2	0.8	2.8	5.8	2.0	29.3	5.1	0.6	136.7	117.0
フィリピン	22.6	100.7	1.5	2.6	2.6	2.0	24.4	2.9	-0.5	40.2	33.4
タイ	26.2	131.3	-0.7	2.2	4.9	1.8	34.2	4.2	0.2	59.2	100.5
ベトナム	33.4	115.9	-0.0	2.0	2.6	3.3	18.7	2.6	-0.4	0.6	47.1
中南米諸国											
ブラジル	16.7	27.0	-0.0	2.3	2.8	1.7	17.9	3.4	-0.4	40.8	29.8
メキシコ	22.6	50.9	0.4	2.6	3.6	1.7	18.2	3.5	-0.4	19.5	13.2
チリ	21.7	65.3	-0.3	2.8	5.0	1.5	16.3	4.0	1.3	96.3	62.5
コロンビア	18.3	65.3	0.5	2.3	2.8	2.0	15.4	3.6	-0.7	18.3	21.8
ペルー	18.3	35.0	0.4	2.6	2.6	1.8	16.1	2.7	-0.6	28.9	19.7
欧州近隣諸国											
ロシア	20.3	58.6	-2.3	3.2	2.8	-0.5	17.3	2.4	-0.9	46.3	21.3
トルコ	17.9	48.7	0.2	2.2	3.5	2.0	20.4	3.2	0.1	23.9	16.8

備考：後方5年移動平均の値。人口動態／構造の数値はz値変換後の値。

付注第12表 成長基盤指標（実数、2009年）

	マクロ経済学		人的資源		開発度			経済・社会制度		金融深化	
	投資比率	貿易の開放度	人口動態／構造	人的資本	インフラの質	都市化率	製造業付加価値(対GDP比)	知的財産権保護	法の支配	株式時価総額(対GDP比)	対民間信用供与額(対GDP比)
アジア諸国											
インド	35.8	45.8	0.6	1.9	3.2	2.6	15.6	3.6	0.1	87.7	44.7
インドネシア	26.8	55.9	0.5	2.0	3.1	2.7	27.2	3.5	-0.7	33.6	25.2
韓国	29.2	87.8	-1.3	3.3	5.8	0.9	27.5	4.2	0.9	86.6	143.5
マレーシア	21.6	187.6	0.8	2.9	5.4	2.0	25.9	4.5	0.5	129.3	103.9
フィリピン	18.6	84.3	1.5	2.7	3.1	2.0	22.9	2.9	-0.5	48.3	29.0
タイ	27.3	141.4	-1.2	2.3	4.8	1.6	34.9	3.3	-0.1	61.7	95.6
ベトナム	36.3	142.9	-0.2	2.1	2.8	3.3	18.9	3.0	-0.4	13.9	79.5
中南米諸国											
ブラジル	18.0	25.4	-0.1	2.4	3.4	1.3	17.2	3.0	-0.4	65.4	41.1
メキシコ	23.3	56.4	0.6	2.7	3.8	1.7	17.2	3.2	-0.5	32.2	16.7
チリ	21.9	73.1	-0.4	2.9	5.6	1.3	13.1	3.6	1.2	108.2	67.6
コロンビア	22.3	73.1	0.6	2.4	3.4	1.8	15.3	3.0	-0.5	41.5	28.2
ペルー	21.7	36.5	0.4	2.7	3.0	1.6	15.7	2.5	-0.7	61.0	20.5
欧州近隣諸国											
ロシア	21.4	53.0	-2.1	3.2	3.3	0.1	17.2	2.7	-0.9	77.7	36.3
トルコ	20.0	49.5	0.2	2.3	4.2	2.4	18.9	2.7	0.1	32.2	29.4

備考：後方5年移動平均の値。人口動態／構造の数値はz値変換後の値。

付注第13表 成長基盤指標（実数、2012年）

	マクロ経済学		人的資源		開発度			経済・社会制度		金融深化	
	投資比率	貿易の開放度	人口動態／構造	人的資本	インフラの質	都市化率	製造業付加価値(対GDP比)	知的財産権保護	法の支配	株式時価総額(対GDP比)	対民間信用供与額(対GDP比)
アジア諸国											
インド	35.5	51.1	0.6	1.9	3.7	2.5	14.8	3.6	0.0	71.3	49.2
インドネシア	31.8	50.6	0.6	2.1	3.7	2.4	25.4	3.7	-0.6	38.9	27.3
韓国	28.8	105.0	-1.3	3.3	5.8	0.7	29.7	4.2	1.0	90.9	151.9
マレーシア	22.3	167.6	0.8	2.9	5.5	2.2	24.3	4.8	0.5	133.2	109.5
フィリピン	19.1	69.1	1.6	2.7	3.4	2.2	21.4	3.1	-0.6	67.2	30.6
タイ	26.5	142.0	-1.5	2.4	4.8	1.6	34.5	3.1	-0.2	71.9	102.3
ベトナム	33.3	152.5	-0.3	2.1	3.1	3.0	18.0	2.7	-0.5	16.4	99.5
中南米諸国											
ブラジル	19.2	24.6	-0.2	2.4	3.5	1.2	15.5	3.3	-0.1	56.8	56.0
メキシコ	23.0	61.4	0.6	2.7	4.1	1.5	17.1	3.3	-0.6	36.5	18.8
チリ	23.5	71.7	-0.5	2.9	5.4	1.1	11.7	3.7	1.3	115.3	70.2
コロンビア	23.1	71.7	0.6	2.5	3.5	1.6	14.0	3.1	-0.4	59.2	34.3
ペルー	25.0	36.6	0.5	2.7	3.4	1.6	14.7	2.6	-0.6	50.3	24.7
欧州近隣諸国											
ロシア	22.0	51.2	-1.8	3.2	3.6	0.1	15.6	2.7	-0.8	49.1	44.5
トルコ	20.0	52.5	0.3	2.3	5.0	2.4	18.0	3.0	0.1	32.0	43.5

備考：後方5年移動平均の値。人口動態／構造の数値はz値変換後の値。

付注 6

ガバナンス指標の実数値の推移

付注第 14 表から付注第 16 表は、世銀が算出・公表しているガバナンス指標（「政治への参加と説明責任」、「政治的安定と暴力／テロの脅威」、「政府の有効性」、「規制の質」、「法の支配」、「政治的腐敗の抑制」）の実数値の推移（2005 年、2009 年及び 2012 年）を示している。当指標の詳細な算出方法等については Kaufmann *et al.*(2010) で解説されている。

付注第 14 表 ガバナンス指標（実数、2005 年）

	政治への 参加と説明責任	政治的安定と 暴力／テロの脅威	政府の 有効性	規制の質	法の支配	政治的腐敗の 抑制
アジア諸国						
インド	0.4	-1.0	-0.1	-0.2	0.2	-0.4
インドネシア	-0.2	-1.5	-0.4	-0.5	-0.8	-0.9
韓国	0.7	0.5	1.0	0.8	1.0	0.6
マレーシア	-0.2	0.6	1.1	0.6	0.6	0.3
フィリピン	0.0	-1.2	-0.1	-0.1	-0.4	-0.6
タイ	-0.2	-0.9	0.4	0.5	0.1	-0.1
ベトナム	-1.4	0.5	-0.2	-0.6	-0.2	-0.8
中南米諸国						
ブラジル	0.4	-0.2	-0.1	0.0	-0.5	-0.2
メキシコ	0.2	-0.4	0.1	0.3	-0.4	-0.3
チリ	1.2	0.9	1.2	1.4	1.3	1.5
コロンビア	-0.3	-2.0	-0.2	0.1	-0.7	-0.1
ペルー	0.0	-1.0	-0.6	0.1	-0.7	-0.4
欧州近隣諸国						
ロシア	-0.7	-1.3	-0.5	-0.2	-0.9	-0.8
トルコ	0.0	-0.6	0.2	0.3	0.2	0.0

備考：各指標は - 2.5 から + 2.5 の範囲の値をとるように算出されている。

資料：世銀『The Worldwide Governance Indicators (WGI) project』

付注第15表 ガバナンス指標（実数、2009年）

	政治への 参加と説明責任	政治的安定と 暴力／テロの脅威	政府の 有効性	規制の質	法の支配	政治的腐敗の 抑制
アジア諸国						
インド	0.4	-1.2	0.0	-0.4	0.0	-0.5
インドネシア	-0.1	-0.9	-0.2	-0.4	-0.6	-0.7
韓国	0.7	0.3	1.2	0.9	1.0	0.4
マレーシア	-0.5	0.1	1.1	0.6	0.5	0.1
フィリピン	-0.1	-1.6	0.0	-0.2	-0.6	-0.8
タイ	-0.5	-1.4	0.2	0.2	-0.2	-0.3
ベトナム	-1.5	0.1	-0.3	-0.6	-0.5	-0.6
ラテン・アメリカ諸国						
ブラジル	0.5	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
メキシコ	0.2	-0.7	0.1	0.3	-0.6	-0.4
チリ	1.1	0.7	1.3	1.5	1.3	1.5
コロンビア	-0.2	-1.5	0.0	0.3	-0.3	-0.4
ペルー	0.1	-1.0	-0.2	0.5	-0.6	-0.3
欧州近隣諸国						
ロシア	-0.9	-0.9	-0.4	-0.4	-0.8	-1.1
トルコ	-0.1	-0.9	0.3	0.3	0.1	0.0

備考：各指標は-2.5から+2.5の範囲の値をとるように算出されている。
資料：世銀『The Worldwide Governance Indicators (WGI) project』

付注第16表 ガバナンス指標（実数、2012年）

	政治への 参加と説明責任	政治的安定と 暴力／テロの脅威	政府の 有効性	規制の質	法の支配	政治的腐敗の 抑制
アジア諸国						
インド	0.4	-1.2	-0.2	-0.5	-0.1	-0.6
インドネシア	0.0	-0.6	-0.3	-0.3	-0.6	-0.7
韓国	0.7	0.2	1.2	0.9	1.0	0.5
マレーシア	-0.3	0.0	1.0	0.5	0.5	0.3
フィリピン	0.0	-1.2	0.1	-0.1	-0.5	-0.6
タイ	-0.3	-1.2	0.2	0.2	-0.2	-0.3
ベトナム	-1.4	0.3	-0.3	-0.7	-0.5	-0.6
ラテン・アメリカ諸国						
ブラジル	0.4	0.1	-0.1	0.1	-0.1	-0.1
メキシコ	0.1	-0.7	0.3	0.5	-0.6	-0.4
チリ	1.0	0.3	1.3	1.5	1.4	1.6
コロンビア	-0.1	-1.4	0.0	0.4	-0.4	-0.4
ペルー	0.1	-0.9	-0.2	0.5	-0.6	-0.4
欧州近隣諸国						
ロシア	-1.0	-0.8	-0.4	-0.4	-0.8	-1.0
トルコ	-0.2	-1.2	0.4	0.4	0.0	0.2

備考：各指標は-2.5から+2.5の範囲の値をとるように算出されている。
資料：世銀『The Worldwide Governance Indicators (WGI) project』

参考文献

参考文献

第 I 部

第 1 章

▷ 第 1 節

- ADB (2014), *Asian Development Outlook, April 2014*.
 ILO (2014), *Global Employment Trends 2014, January 2014*.
 IMF (2014), *World Economic Outlook update, January 2014*.
 IMF (2014), *World Economic Outlook, April 2014*.
 OECD (2014), *Interim Economic Assessment, March 2014*.
 OECD (2014), *Economic Outlook, May 2014*.
 World Bank (2014), *Global Economic Prospects, January 2014*.
 経済産業省 (2009) 『通商白書 2009』。
 経済産業省 (2010) 『通商白書 2010』。
 経済産業省 (2011) 『通商白書 2011』。
 経済産業省 (2012) 『通商白書 2012』。
 経済産業省 (2013) 『通商白書 2013』。

▷ 第 2 節

- ADB (2014), *Asian Development Outlook, April 2014*.
 IMF (2014), *World Economic Outlook update, January 2014*.
 IMF (2014), *World Economic Outlook, April 2014*.
 OECD (2014), *Economic Outlook, May 2014*.
 OECD (2014), *Interim Economic Assessment, March 2014*.
 World Bank (2014), *Global Economic Prospects, January 2014*.
 経済産業省 (2010) 『通商白書 2010』。

▷ 第 3 節

- ADB (2014), *Asian Development Outlook, April 2014*.
 IMF (2014), *World Economic Outlook update, January 2014*.
 IMF (2014), *World Economic Outlook, April 2014*.
 OECD (2014), *Economic Outlook, May 2014*.
 OECD (2014), *Interim Economic Assessment, March 2014*.
 World Bank (2014), *Global Economic Prospects, January 2014*.

第 II 部

第 1 章

▷ 第 1 節

- Clauwaert, S., Schömann, I. (2013), “The crisis and national labour law reforms: a mapping exercise”,

- County Report: Spain, European Trade Union Institute.
- Eurofound (2013), "Netherlands: Young people and temporary employment in Europe".
- Eurofound (2012), "Industrial relations and Working conditions development in Europe 2012".
- European Employment Observatory (2010), "Youth employment measures, 2010 (Netherlands)", EEO Review.
- Federal Institute for Vocational Education and Training (BIBB) (2012), "VET Data Report Germany 2012".
- JETRO (2009) 「ユーロトレンド (欧州各国の雇用制度一覧)」、2009年8月号。
- JETRO (2011) 「ユーロトレンド (デンマークの雇用政策)」、2011年4月号。
- JETRO (2013) 「ユーロトレンド (欧州各国の雇用政策の最新動向)」、2013年1月号。
- JETRO (2012a) 「通商弘報 (2012年5月1日付け記事)」。
- JETRO (2012b) 「通商弘報 (2012年11月29日付け記事)」。
- JETRO (2014) 「通商弘報 (2014年2月19日付け記事)」。
- OECD (2012), "Flexicurity and the Economic Crisis 2008-2009, EVIDENCE FROM DENMARK".
- Spermann, Alexander. (2013), "Sector Surcharges for Temporary Agency Workers in Germany: A Way Out of the Low-Wage Sector?", IZA Policy Paper No.67, Forschungsinstitute zur Zukunft der Arbeit Institute for the Study of Labor (IZA)
- The National Labour Market Authority (Denmark) (2010), "Flexicurity and Danish labor market policy".
- 翁百合・西沢和彦・山田久・湯元健治 (2012) 『北欧モデル』、日本経済新聞出版社。
- 経済産業省 (2013) 『通商白書』。
- 厚生労働省 (2011a) 『海外情勢報告 (南欧諸国の労働施策－スペイン)』、2010-2011年。
- 厚生労働省 (2011b) 「今後のパートタイム労働対策に関する研究会報告書」。
- 齋藤純子 (2012) 「ドイツの最低賃金規制」、レファレンス No.733, 国立国会図書館。
- 杉浦哲朗、吉田健一郎 (2014) 「ドイツ経済はなぜ蘇ったか」、みずほインサイト、みずほ総合研究所。
- 鈴木尊紘 (2009) 「外国の立法 240 (フランスにおけるフレキシキュリティ法制)」、国立国会図書館。
- スペイン雇用・社会保障省 (MINISTERIO DE EMPLEO Y SEGURIDAD SOCIAL) (2013), "Strategy for entrepreneurship and youth employment 2013/2016".
- スペイン政府 (2013), "National Reform Programme 2013".
- 武田公子 (2012) 「ドイツ社会保障制度における政府間関係 (海外社会保障研究)」。
- 田端博邦 (2012) 「有期雇用の法制をどう考えるか」、一橋大学フェアレイバー研究教育センター。
- 長坂寿久 (2001) 「経済の発展・衰退・再生に関する研究会報告書」、第3章オランダ、財務総合政策研究所。
- 濱口桂一郎 (2012) 「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会第3回会合資料 (EU 派遣労働指令と EU 諸国の派遣法制)」、厚生労働省。
- ベルント・ヴァース (2013), 「企業内労働者代表制度の展望－ドイツにおける企業レベルの従業員代表制度」、『日本労働研究雑誌』、2013年1月号 (No.630)、労働政策研究・研修機構。
- 村田弘美 (2011) 「スペインの労働市場と有期雇用」、リクルートワークス研究所。
- 両角道代 (2012) 「スウェーデンにおける若年者雇用と職業能力開発」、労働政策研究・研修機構。
- 労働政策研究・研修機構 (2006) 「ドイツにおける労働市場改革」。
- 労働政策研究・研修機構 (2007) 「ドイツ・フランスの労働・雇用政策と社会保障」、『労働政策研究報告書』、No.84。
- 労働政策研究・研修機構 (2011) 「諸外国の労働者派遣制度」。
- 労働政策研究・研修機構 (2012) 「諸外国における職務評価を通じた均等賃金促進の取り組みに関する調査」。
- 労働政策研究・研修機構 (2013) 「現代先進諸国の労働協約システム－ドイツ・フランスの産業別協約－(第1巻ドイツ編)」、『労働政策研究報告書』、No.157-1。

▷第2節

- 栗原浩史 (2013) 「シェール革命の米国経済への中長期的影響」、経済レビュー、三菱東京 UFJ 銀行。
- 経済産業省 (2009) 『通商白書』。
- 土肥原晋 (2013) 「金融危機 5 周年、米経済に変革の兆し」、ニッセイ基礎研究所。
- 西川珠子 (2013) 「米国産業構造の変化」、みずほ総研論集。
- 松村博行 (2013) 「製造業再興を目指す米国の試み」、立命館国際地域研究第 37 号。
- Barefoot, K. (2012) “U.S. Multinational Companies—Operations of U.S. parents and Foreign Affiliates in 2010—”, Bureau of Economic Analysis, U.S. Department of Commerce.
- Barefoot, K. (2013) “U.S. Multinational Companies—Operations of U.S. parents and Foreign Affiliates in 2011—”, Bureau of Economic Analysis, U.S. Department of Commerce.
- Celasun, O. et al. (2014) “The U.S. Manufacturing Recovery: Uptick or Renaissance?”, IMF Working Paper WP/14/28, IMF.
- Council of Economic Advisers (2013) *The 2013 Economic Report of the President*.
- Council of Economic Advisers (2014) *The 2014 Economic Report of the President*.
- Hatzius, J. (2013) “The US Manufacturing Renaissance: Fact or Fiction”, US Economics Analyst 13/12, The Goldman Sachs Group, Inc.
- Houser, T. and Mohan, S. (2014) “Fueling Up –The Economic Implications of America’s Oil and Gas Boom”, Peterson Institute for international Economics.
- IEA (2013) *World Energy Outlook 2013*.
- IHS (2013) “America’s New Energy Future: The unconventional Oil and Gas Revolution and the US Economy, Volume 3: A Manufacturing Renaissance”, IHS Report September 2013.
- Pisano, G. and Shih, W. (2012) “Does America Really Need Manufacturing?”, Harvard Business Review March 2012.
- Pisano, G. and Shih, W. (2012) 『アメリカ製造業復権のシナリオ』 DIAMOND Harvard Business Review June 2012.
- Porter, M. and Rivkin, J. (2012) “Choosing the United States”, Harvard Business Review March 2012.
- Porter, M. and Rivkin J. (2012) 『「選ばれる国」の条件』 DIAMOND Harvard Business Review June 2012.
- Sirkin, H. and Zinser, and M. Hohner, D. (2011) “Made in America, Again”, The Boston Consulting Group.
- Sirkin, H. and Zinser, M. and Rose, J. (2013) “The U.S. as One of the Developed World’s Lowest-Cost Manufacturers”, The Boston Consulting Group.
- U.S. Energy Information Administration (2014) *Annual Energy Outlook 2014 Early Release*.
- U.S. Energy Information Administration (2014) *Annual Energy Outlook 2014*.
- White House (2012) *The 2012 State of the Union Address*.
- White House (2013) *The 2013 State of the Union Address*.

▷第3節

- IMF (2013), *People’s Republic of China, 2013 Article IV Consultation, IMF Country Report No.13/211, July 2013*.
- IMF (2014), *World Economic Outlook, April 2014*.
- The World Bank and Development Research Center of the State Council, the People’s Republic of China (2012), *China 2030—Building a Modern, Harmonious, and Creative High-Income Society*.
- 加藤弘之、渡邊真理子、大橋英夫 (2013) 『21 世紀の中国 経済篇 国家資本主義の光と影』、朝日新聞出版。
- 柯隆 (2012) 『中国が普通の大国になる日』、日本実業出版社。
- 関根栄一 (2013) 「中国の銀行理財商品に対する規制強化・改革の動き」、『季刊中国資本市場研究 (2013 年 Summer)』、野村資本市場研究所。

内閣府 (2013) 『世界経済の潮流 2013 年 II』。

福本智之、小池一徳 (2013) 「中国のシャドーバンキング」、『中国経済 (2013 年 11 月号)』、ジェトロ。

富士通総研 (2013) 『中国経済の構造的課題及び世界経済への影響にかかる調査・分析』。

丸川知雄 (2013) 『現代中国経済』、有斐閣。

▷ 第 4 節

参考文献

Economic Planning Unit (2010) , *Tenth Malaysia Plan 2011-2015*.

JETRO (2006) 『ジェトロ貿易投資白書 2006 年版』。

JETRO (2007) 『ジェトロ貿易投資白書 2007 年版』。

JETRO (2013) 「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 (2013 年度調査)」。

Ministry For Economic Affairs (2011) , *Masterplan Acceleration and Expansion of Indonesia Economic Development 2011-2025*.

National Economic Advisory Council (2010a) , *New Economic Model for Malaysia part 1*.

National Economic Advisory Council (2010b) , *New Economic Model for Malaysia Concluding part*.

National Economic and Development Authority (2011) , *Philippine Development Plan 2011-2016*.

National Economic and Social Development Board (2011) , *The Eleventh National Economic and Social Development Plan (2012-2016)*.

Remulla, M. and Medina, G. (2012) , “Measuring the Contribution to the Philippine Economy of Information Technology-Business Process Outsourcing (IT-BPO) services”, *Bangko Sentral Review 2012*, Bangko Sentral ng Pilipinas.

World Bank (2013) , *Malaysia Economic Monitor; Harnessing Natural Resources*.

アジア経済研究所 『アジア動向年報』 各年。

大泉啓一郎 (2013) 「「創造的経済」を掲げるタイー政治不安が重石となる懸念も」、『2013 年度「アジア研究」ASEAN 諸国と中所得国の罫』、第 3 章、日本経済研究センター。

小野沢純 (2009) 「マレーシアー先進国入りを模索する多民族国家」、『アジア経済読本』、渡辺利夫編、第 6 章、東洋経済新報社。

経済産業省 (2004) 『2004 通商白書』。

経済産業省 (2012) 『2012 通商白書』。

経済産業省 (2014) 『2014 年版不公正貿易報告書』

国際協力銀行 (2013a) 『我が国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2013 年度海外直接投資アンケート結果 (第 25 回)—』。

国際協力銀行 (2013b) 『フィリピンの投資環境』。

国際協力銀行 (2014) 『マレーシアの投資環境』。

坂井澄雄 (2013) 『マレーシアの労働政策—中長期経済政策と労働市場の実態—』、労働政策研究・研修機構。

佐藤百合 (2011) 『経済大国インドネシア』、中公新書。

佐藤百合 (2014) 「成長を志向する経済政策」、『インドネシア経済の基礎知識』、塚田学・藤江秀樹編著、第 3 章、JETRO。

鈴木有理佳 (2013) 「フィリピン、高成長の持続が課題」、『2013 年度「アジア研究」ASEAN 諸国と中所得国の罫』、第 5 章、日本経済研究センター。

第2章

第1～2節

- 石川幸一（2009）『韓国および ASEAN 主要国の金融危機への対応』、問題と研究第 38 巻第 3 期、27-52.
- 伊藤隆敏（1997）『資本移動と新興市場（エマージング・マーケット）—メキシコ危機の教訓—』一橋大学「経済研究」Vol.48 No.4、289-305.
- 伊藤隆敏（1999a）『アジア通貨危機と IMF』一橋大学「経済研究」Vol.50 No.1、68-93.
- 伊藤隆敏（1999b）『アジア通貨危機の背景』開発援助研究「特集：変化する世界における開発協力の新たな挑戦」1999 年 Vol.5 No.4、海外経済協力基金 開発援助研究所
- 伊藤隆敏（2007）『1997 年アジア通貨危機 原因と深刻化の理由』国際問題 No.563（2007 年 7・8 月）、4-13.
- 伊藤隆敏（2009）『世界経済危機のアジアへの影響と政策対応』内閣府経済社会総合研究所、平成 21 年度国際共同研究「世界金融・経済危機に関する研究」報告書
- 伊藤隆敏・織井啓介（2006）『通貨危機の予知と予防』財務省財務総合研究所「フィナンシャルレビュー」April-2006、177-200.
- 岡部光明・光安孝将（2005）『金融部門の深化と経済発展—他国データを用いた実証分析—』21 世紀 COE プログラム、総合政策学ワーキングペーパーシリーズ No.69.
- 片岡尹（1998a）『メキシコの対外債務と金融改革（1）』大阪市立大学「経営研究」第 49 巻第 1 号、1-24.
- 片岡尹（1998b）『メキシコの対外債務と金融改革（2）』大阪市立大学「経営研究」第 49 巻第 2 号、1-29.
- 北島啓治（2003）『通貨危機再発防止に挑戦するメキシコの金融政策』アジア経済研究所「金融政策レジームと通貨危機：発展途上国の経験と課題」、205-233.
- 金秉基（2010）『金融危機と企業の構造調整—韓国の構造調整の成果とその方向性—』滋賀大学経済学会、彦根論叢第 382 号、245-271.
- 経済企画庁（1998）『平成 10 年度年次世界経済報告—アジア通貨・金融危機後の世界経済』
- 経済産業省（2010）『日本の産業を巡る現状と課題』
- 高龍秀（2002）『通貨危機以降の韓国における構造改革』環日本海経済研究所（ERINA）Discussion paper No.0201.
- 高龍秀（2008）『韓国における金融・企業セクターの改革—韓国財閥の生き残り戦略—』アジア研究 54 巻 2 号、71-88.
- 佐久間浩司（2002）『韓国の通貨危機後の構造改革と日本への示唆』東京三菱レビュー平成 14 年 4 月 3 日 No.6、東京三菱銀行
- 佐野孝治（2011）『世界経済危機以降における韓国経済の V 字型回復と二極化—日本は韓国に学ぶべきか—』福島大学商学論集第 80 巻第 1 号
- 白井早由里（2004a）『経済成長はどのような要因によって決まるのか』JICA 研究所「貧困国の民間セクター開発における貿易・投資が経済成長に及ぼす効果—国際金融機関・ODA の役割へのインプリケーション—」所収
http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403_03_01.pdf
- 白井早由里（2004b）『経済成長と貿易・直接投資の役割』JICA 研究所「貧困国の民間セクター開発における貿易・投資が経済成長に及ぼす効果—国際金融機関・ODA の役割へのインプリケーション—」所収
http://jica-ri.jica.go.jp/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403_03_04.pdf
- 竹森俊平（2007）『1997 年—世界を変えた金融危機』朝日新書
- 中小企業庁（2014）『中小企業白書 2014 年版』
- ティロール・ジャン（2007）『国際金融危機の経済学』東洋経済新報社

- 内閣府 (2009a) 『平成 21 年度年次経済財政報告—危機の克服と持続的回復への展望—』
- 内閣府 (2009b) 『新興国経済：金融危機の影響と今後の展望』世界経済の潮流 2009 年 I—世界金融・経済危機の現況—第 2 章
- 内閣府 (2013) 『新興国経済の動向—最近の金融資本市場の変化とその影響—』、マンスリー・トピックス No.22、平成 25 年 8 月 15 日
- 内閣府経済社会総合研究所 (2002) 『国際資本移動と通貨危機：アジア危機の再評価』、経済分析第 165 号
- 中村宗悦・永江雅和・鈴木久美 (2011) 『アジア通貨危機とその伝播』バブル／デフレ期の日本経済と経済政策 (歴史編) 第 2 巻第 4 部第 3 章、内閣府経済社会総合研究所
- 西川珠子 (2014) 『中南米経済と外的ショック—QE3 縮小・中国景気減速への耐性を評価する—』みずほインサイト 2014 年 4 月 16 日、みずほ総合研究所
- フェルドシュタイン・マーティン (1998) 『アジア通貨危機と IMF の誤診』フォーリン・アフェアーズ・レポート 1998 年 4 月号
- 福味敦 (2006) 『民主主義・制度能力・経済成長：国際パネルデータによる実証分析』神戸大学「国民経済雑誌」194、89-105.
- みずほ総合研究所 (2009) 『世界経済危機のアジア経済への影響波及の構図』みずほ総研論集 2009 年 III 号
- 森川央 (2011) 『対外純資産からみた韓国ウォンの脆弱性』、公益財団法人国際通貨研究所、国際金融トピックス No.205.
- 山澤成康 (2013) 『データで検証する中所得国の罫—脱却のカギは「制度」の整備』日本経済研究センター 2013 年度「アジア研究」報告書第 1 章、23-45.
- Acemoglu, D., Johnson, S., Robinson, J. and Thaicharoen, Y., 2003. Institutional causes, macroeconomic symptoms: volatility, crises and growth, *Journal of Monetary Economics* 50, 49-123.
- Acemoglu, D., Johnson, S. and Robinson, J., 2005. Institutions as a fundamental cause of long-run growth, *Handbook of Economic Growth*, Volume 1A. Edited by Philippe Aghion and Steven N. Durlauf, 385-472.
- Aiyar, S., Duval, R., Puy, D., Wu, Y. and Zhang, L., 2013. Growth slowdowns and the middle-income trap, IMF working paper 13/71.
<http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2013/wp1371.pdf>
- Beck, T., Levine, R. and Loayza, N., 2000. Finance and the sources of growth, *Journal of Financial Economics* 58, 261-300.
- Beck, T. and Levine, R., 2004. Stock markets, banks, and growth: Panel evidence, *Journal of Banking & Finance* 28, 423-442.
- Board of Governors of the Federal Reserve System, 2014. Monetary policy report, February 11, 2014.
- Doing Business, 2012. Economy case studies: Korea, Doing Business.
- Dowrick, S. and DeLong, B., 2003. Globalization and convergence, National Bureau Economic Research, University of Chicago Press.
<http://www.nber.org/chapters/c9589.pdf>
- Frankel, J.A. and Romer, D., 1999. Does trade cause growth?, *American Economic Review* 89, 379-399.
- Goldstein, M. and Xie, D., 2009 a. US credit crisis and spillovers to Asia, *Asian Economic Policy Review* 4, 204-222.
- Goldstein, M. and Xie, D., 2009b. The impact of the financial crisis on emerging Asia, Peterson Institute for International Economics, Working Paper Series 09-11.
http://www.relooney.info/0_NS4053_328.pdf
- Golub, S., 2003. Measuring of restrictions on inward foreign direct investment for OECD countries, *OECD Economic Studies* No.36, 2003/1.
- Hawkins, J and Klau, M., 2000. Measuring potential vulnerabilities in emerging market economies, BIS

- working paper No. 91, Bank for International Settlements.
<http://www.bis.org/publ/work91.pdf>
- Hill, H and Shiraishi, T., 2007. Indonesia after the Asian crisis, *Asian Economic Policy Review* 2, 123–141.
- Ito, Takatoshi, 2001. *Growth, crisis, and the future of economic recovery in East Asia*, Rethinking the East Asian miracle, edited by Stiglitz, J.E. and Yusuf, S.
- Ito, Takatoshi, 2007. Asian currency crisis and the International Monetary Fund, 10 years later: Overview, *Asian Economic Policy Review* 2, 16–49.
- Ito, Takatoshi and Hashimoto, Yuko, 2002. High-frequency contagion of currency crises in Asia. National Bureau Economic Research working paper No.9376.
- Kalinova, B., Palerm, A. and Thomsen, S., 2010. OECD's FDI restrictiveness index 2010 update, OECD working papers on international investment 2010/03.
- Kaufmann, D., Kraay, A. and Mastruzzi, M., 2010. The worldwide governance indicators—Methodology and analytical issues, Policy Research Working Paper 5430, World Bank.
- Koyama, T. and Golub, S., 2006. OECD's FDI regulatory restrictiveness index: Revision and extension to more economies, OECD working papers on international investment 2006/4.
- Lee, J.W. and Rhee, C., 2007. Crisis and recovery: What we have learned from the South Korean experience?, *Asian Economic Policy Review* 2, 146–164.
- Levine, R., Loayza, N. and Beck, T., 2000. Financial intermediation and growth: Causality and causes, *Journal of Monetary Economics* 46, 31–77.
- Levine, R., 2005. Finance and growth: Theory and evidence, *Handbook of Economic Growth*, Volume 1 A, Chapter 12. Edited by Aghion, P. and Durlauf, S.N., 865–934.
- OECD, 2011. *Investment News*, October 2011, No.16.
- Park, Y.C. and Lee, Y-W., 2003. *Recovery and sustainability in East Asia*, Managing currency crises in emerging markets, edited by Dooley, M.P. and Frankel, J.A., NBER, University of Chicago Press.
<http://www.nber.org/chapters/c9654>
- Rigobon, R. and Rodrik, D., 2005. Rule of law, democracy, openness, and income—Estimating the Interrelationships, *Economics of Transition* 13, 533–564.
- Rodrik, D., Subraminian, A., and Trebbi, F., 2004. Institutions rule: The primacy of institutions over geography and integration in economic development, *Journal of Economic Growth* 9, 131–165.
- Statistics Korea, 2012. Business demography statistics in 2012.
- Summers, L.H., 2000. International financial crises: Causes, prevention, and cures, *American Economic Review* 90, 1–16.
- Sussangkarn, C. and Vichyanond, P., 2007. Ten years after the financial crisis in Thailand: What has been learned or not learned?, *Asian Economic Policy Review* 2, 110–118.

▷第3節

- Ana Lugo and Renos Vakis (2013) “Economic Mobility and The Rise of The Latin American Middle Class”
- Ferreira, Francisco H G., Julian Messina, Jamale Rigolini, Luis-Felipe Lōpez-Calva, Maria World Bank IDB (2013) “Rethinking Reforms”
- INEGI (INSTITUTO NACIONAL DE ESTADÍSTICA Y GEOGRAFÍA) “ENIGH 2012” (2012 年家計調査)
- INEGI (2009) Censos Económicos 2009
- IMF (2013) “BRAZIL Staff Report for the 2013 Article IV Consultation”
- IMF (2013) “Mexico Staff Report for the 2013 Article IV Consultation”

- IMF (2012) “The Puzzle of Brazil’s High Interest Rates
- ECLAC (2013) “Debt Financing rollercoaster (1982-2012)”
- Fabio Veras Soares, (2011) “Brazil’s Bolsa Família : Review” Economic & Political Review
- L. Agama, and C.A. McDaniel (2002) “The NAFTA Preference and U.S.–Mexico Trade” U.S. International Trade Commission
- L Calle, L Ruibo (2012) “MEXICO: A MIDDLE CLASS SOCIETY Poor No more, Developed Not Yet” Woodrow Wilson International Center for Scholars
- McKinsey & Company (2014) “A tale of two Mexicos: Growth and prosperity in a two-speed economy”
- Pedro Aspe (1993) “Economic Transformation the Mexican Way”, The MIT Press,
- World Bank (2013) “Latin America’s Deceleration and the Exchange Rate Buffer”
- World Bank (2013) “Economic Mobility and the Rise of the Latin American Middle Class”
- 宇佐見耕一・牧野久美子編 近田亮平 (2013) アジア経済研究所「現金給付政策の政治経済学 (中間報告) 調査研究報告書
- 近田亮平 (2013) 『躍動するブラジル』、アジア経済研究所
- 国際協力銀行 (2010) 「ブラジル経済の現状と展望」
- 鈴木孝憲 (2008) 『ブラジル 巨大経済の真実』、日本経済新聞社
- 星野妙子 (2010) アジア経済研究所研究双書『メキシコのビジネスグループの進化と適応』アジア経済研究所
- 中畑貴雄 (2010) 『メキシコ経済の基礎知識』、JETRO
- 西島章次 (2011) ラテンアメリカ時報「中国との経済関係におけるブラジルのジレンマ」
- 二宮康史 (2011) 『ブラジル経済の基礎知識』第2版、JETRO
- ・ International Monetary Fund (2013), “Russian Federation”, *IMF Country Report No.13/310*.
 - ・ OECD (2013), “Russian Federation 2013”, *OECD Economic Surveys*.
 - ・ Australian Government (2012), “Australia in the Asian Century”, *White paper, 2012 October*.
 - ・ Export Council of Australia (2013), “International Competitiveness begins at home”, *Trade Policy Recommendations 2013/14*.

▷第4節

- Ministry of Heavy Industries & Public Enterprises (2006), *Automotive Mission Plan 2006–2016*.
- Mitsuyo Ando, Sven W. Arndit, Fukunari Kimura (2010), Production Networks in East Asia : Strategic Behavior by Japanese and US firms, Keio University Review.
- 芦田浩司 (2003) 「メキシコの自動車産業と市場」JAMAGAGINE 2003年12月号、日本自動車工業会
- 芦田浩司 (2011) 「グローバリゼーションにおけるメキシコ自動車産業の発展とその課題」海外投融資 2011年11月号、JOI (海外投融資情報財団)
- 池本幸生 (1994) 「タイの自動車組立産業と自由化政策」、谷浦妙子編『産業発展と産業組織の変化：自動車産業と電機電子産業』、アジア経済研究所。
- 市來 圭 (2012) 「拡大するインド自動車産業にどう対応するのか」、共立総合研究所、2012年8月。
- 小野沢純 (2011) 「ASEAN3カ国の自動車産業の変化」、JAMAGAZINE2011年9月号、日本自動車工業会。
- 加賀美充洋、細野昭雄編 (1991) アジア研究双書『ラテンアメリカの産業政策』、アジア経済研究所。
- 経済産業省 (2013) 『2013年版不公正貿易報告書』。
- 佐土井有里 (2009) 「タイ自動車部品産業における現地タイ人技術者の設計技術力分析」、『名城論叢』、第10巻第1号、名城大学。
- 清水一史 (2010) 「ASEAN 域内経済協力と生産ネットワーク」、「世界経済危機後のアジア生産ネットワーク～東アジア新興市場開拓に向けて」第1章、JETRO。

- 谷浦妙子編 (1994) アジア研究双書『産業発展と産業組織の変化：自動車産業と電気電子産業』、アジア経済研究所。
- 中小企業基盤整備機構 (2006) 「インドにおける我が国中小自動車関連企業の海外展開に関する調査研究」。
- 橋谷弘、蔣芳婧 (2010) 「グローバル時代における東アジア自動車産業の再編—中国・東南アジア・韓国の事例—」、『東京経大会誌』、第 267 号、東京経済大学。
- 東茂樹 (2001) 「産業政策—経済構造の変化と政府・企業間関係—」、末廣昭、東茂樹編『タイの経済政策—制度・組織・アクター—』、アジア経済研究所。
- みずほ総合研究所 (2003) 「タイ自動車産業」、みずほりポート、2003 年 10 月。
- 山本哲三 (2006) 「タイの自動車産業政策—マクロ経済の視点から見たタイ自動車産業—」、『産業経営』、第 40 号、早稲田大学産業経営研究所。

第 3 章

▷ 第 1 節

- Kuroiwa, Ikuo and Hiromichi Ozeki (2010), “Intra-regional trade between China, Japan and Korea : before and after the financial crisis”, *IDE discussion Paper No.237, May, 2010*, IDE-JETRO.
- Ozeki, Hiromichi (2007), “Development of De Facto Economic Integration in East Asian Trade”, *Deepening Economic Integration—The ASEAN Economic Community and Beyond*, ERIA.
- 経済産業研究所 (2013) 『RIETI-TID 2012』 (<http://www.rieti.go.jp/jp/projects/rieti-tid/index.html>)

▷ 第 2 節

- 国際協力銀行(各年版)『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—海外直接投資アンケート結果』
経済産業省 (各年版) 『海外事業活動基本調査』。

▷ 第 3 節

- 外務省 HP 「マレーシア日本国際工科院 (MJIT) の開校」、2011 年 9 月 6 日、
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/9/0906_06.html)。
- JICA HP 「ODA が見える。分かる。マレーシア日本国際工科院整備事業」、
(<http://www.jica.go.jp/oda/project/MXXI-1/index.html>)。
- トヨタ自動車 HP 「トヨタ自動車 インドで「トヨタ工業技術学校」の開校式を実施」、2007 年 8 月 1 日、
(http://www.toyota.co.jp/jp/news/07/Aug/nt07_0801.html)。
- トヨタ自動車 HP 「アニュアルレポート 2012」、
(https://www.toyota.co.jp/jpn/investors/library/annual/pdf/2012/ar12_j.pdf)。
- 一般財団法人 海外産業人材育成協会 (HIDA) 「平成 25 年度貿易投資促進事業 (制度・事業環境整備) 事業報告書」、2014 年 3 月。
- 一般社団法人 日本自動車工業会 HP
(http://www.jama.or.jp/intro/business_domain/business_domain03.html)。
- JICA HP (<http://www.jica.go.jp/project/thailand/003/>)。
- 経済産業省 (2013) 「通商白書 2013」。
- 石川幸一、清水一史、助川成也 (2013) 「ASEAN 経済共同体と日本 巨大統合市場の誕生」、文真堂。
- ADB (2013), *Beyond Factory Asia*
- ERIA HP <http://www.eria.org/>
- 河野敬 (2013) 『インドから西方市場へ 中東・アフリカに向かうインド・ビジネスの新たな可能性』、JETRO。

国際協力銀行（2013）『インドの投資環境』。

経済産業省（2014）「新興国経済の実情及び成長方向性にかかる調査・分析」（委託先 株式会社大和総研）、
2014年3月31日。

第Ⅲ部

第1章

第1節

EPA 利活用相談（日本企業の方）（<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>）

EPA アドバイザー等海外進出企業の支援サービス（在海外企業の方）

（<https://www.jetro.go.jp/services/advisor/>）

JETRO 調査レポート（2009）「EU の FTA 戦略及び主要 FTA の交渉動向」ブリュッセル・センター、海外調査部欧州課（<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000067/0906R3.pdf>）

特定原産地証明書の指定発給機関（<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>）

ビジネス環境の整備に関する委員会

（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/business.html）

第2節

UNCTAD “World Investment Report 2013”

外務省「二国間投資協定（BIT）の戦略的活用について」（2008年6月10日）

UNCTAD（2005）“INVESTOR-STATE DISPUTES ARISING FROM INVESTMENT TREATIES: A REVIEW”。

経済産業省（2013）「不公正貿易報告書 2013年版」

日本経済新聞 16面（2014年1月20日付）

日本弁護士連合会 ADR（裁判外紛争解決機関）センター国際投資紛争特別部会「投資協定仲裁制度（ISDS）を巡る議論に関する報告書」

第3節

CHEONG, Inkyo（2014）, “Korea’s Policy Package for Enhancing its FTA Utilization and Implications for Korea’s Policy”, ERIA Discussion Paper Series.

Intaravitak, Mudkum and Panpheng, “Rules of Origin and Utilization of Free Trade Agreements: An Econometric Analysis”, TDRI Quarterly Review, Vol. 26, No.3.

JETRO（2012）、『2012年版ジェトロ世界貿易投資報告』

JETRO（2013）、『2013年版ジェトロ世界貿易投資報告』

JETRO（2014）、『2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査～ジェトロ海外ビジネス調査～』

WTO（2013）、World Tariff Profiles 2013

久野新（2014）、「FTA の利用促進に資する情報提供のあり方：諸外国の事例から」

損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社（2013）、『平成25年度中小企業の海外展開に関する調査報告書』

経済産業省（2014）『不公正貿易報告書2014年版』

帝国データバンク（2014）、「通商政策の検討のための我が国企業の海外展開の実態と国内事業に与える影響に関するアンケート」

图表索引

図表索引

第 I-1-1-1 図	世界の実質 GDP 成長率、貿易量、失業率の推移（年率）	4
第 I-1-1-2 図	先進国と新興国・途上国の経済成長見通し	4
第 I-1-1-3 図	主要国の経済成長見通し	5
第 I-1-1-4 図	世界の GDP 構成比の比較（2007 年、2013 年、2019 年）	5
第 I-1-1-5 図	世界経済に占める新興国・途上国の規模の内訳（2007～2019 年）	6
第 I-1-1-6 図	世界の貿易量の推移	6
第 I-1-1-7 図	主要国・地域の貿易量の推移（指数、3ヶ月移動平均）	7
第 I-1-1-8 図	主要国・地域の輸出額の推移	7
第 I-1-1-9 図	主要国の失業率の推移	8
第 I-1-1-10 図	主要地域における若年失業率の推移	8
第 I-1-1-11 図	主要国の鉱工業生産指数の推移	9
第 I-1-1-12 図	主要国における家計の最終消費支出の伸び率（年率）	10
第 I-1-1-13 図	主要国における新車販売台数の推移	10
第 I-1-1-14 図	先進国及び新興国における新車販売台数の推移	11
第 I-1-1-15 図	米国の投資収支の推移（年次）	11
第 I-1-1-16 図	海外による対米投資（米国の対内投資）の推移	12
第 I-1-1-17 図	海外公的部門による対米投資の内訳	12
第 I-1-1-18 図	海外民間部門による対米投資の内訳	12
第 I-1-1-19 図	米国による対外投資	12
第 I-1-1-20 図	米民間部門による対外投資の内訳	13
第 I-1-1-21 図	海外による対米投資：投資元の地域の内訳（実額、年次）	13
第 I-1-1-22 表	海外による対米投資に占める投資元の地域別シェア（%、年次）	13
第 I-1-1-23 図	海外による対米投資：投資元の国の内訳（実額、年次）	13
第 I-1-1-24 図	米国の対外投資：投資先の地域の内訳（実額、年次）	14
第 I-1-1-25 表	米国の対外投資に占める地域別シェア（%、年次）	14
第 I-1-1-26 図	資本フロー（ネット）の動向及び内訳（新興国・途上国）	14
第 I-1-1-27 図	地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：アジア新興国	15
第 I-1-1-28 図	地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：欧州新興国	16
第 I-1-1-29 図	地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：CIS	16
第 I-1-1-30 図	地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：ラテンアメリカ・カリブ諸国	16
第 I-1-1-31 図	地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：中東	17
第 I-1-1-32 図	地域別にみた民間資本フロー（ネット）の推移：サブサハラ・アフリカ	17
第 I-1-2-1 表	米国 FRB による量的金融緩和の実施及び第 3 弾縮小の状況	18
第 I-1-2-2 図	主要新興国におけるリーマン・ショック後の経常収支の黒字縮小又は赤字拡大状況	19
第 I-1-2-3 図	新興国への資本フロー（ネット）	19
第 I-1-2-4 図	新興国の為替の推移（対ドル）	20
第 I-1-2-5 図	主要新興国の実質 GDP 成長率	20
第 I-1-2-6 図	ASEAN 主要国の実質 GDP 成長率	20
第 I-1-2-7 図	主要新興国の外貨準備高	20
第 I-1-2-8 図	ASEAN 主要国の外貨準備高	20
第 I-1-2-9 図	主要新興国の消費者物価指数	21

第 I-1-2-10 図	ASEAN 主要国の消費者物価指数	21
第 I-1-2-11 図	通貨のせい弱な新興国における為替推移 (対ドル)	21
第 I-1-2-12 図	新興国の経常収支対 GDP 比と為替変化率	21
第 I-1-2-13 図	主な新興国の対外債務残高、外貨準備高、短期対外債務残高の推移	22
第 I-1-2-14 表	新興国における通貨下支えのための政策対応	23
第 I-1-2-15 図	新興国の政策対応による通貨下支えの効果	23
コラム第 1-1 図	新興国の通貨動向 (2013 年 5 月～2014 年 4 月)	24
コラム第 2-1 図	主要新興国・地域の株価指数の推移	25
コラム第 2-2 図	主要新興国・地域の国債スプレッドの推移	25
第 I-2-1-1 図	貿易額、貿易収支の推移	30
第 I-2-1-2 図	輸出関連各指数の推移	30
第 I-2-1-3 図	輸入関連各指数の推移	30
第 I-2-1-4 表	我が国の貿易額 (相手国・地域別)	31
第 I-2-1-5 図	貿易収支推移 (相手国・地域別)	31
第 I-2-1-6 図	主要品目別輸出額推移	32
第 I-2-1-7 図	主要品目別輸入額推移	32
第 I-2-1-8 表	貿易相手国・地域別の輸出額増減寄与度	32
第 I-2-1-9 表	貿易相手国・地域別の輸入額増減寄与度	32
第 I-2-1-10 図	貿易収支 (前年差) の要因分解	33
第 I-2-1-11 図	貿易収支 (前年同期差) の要因分解 (2013 年)	33
第 I-2-1-12 図	貿易収支 (前年同期差) の要因分解 (2005 年)	33
第 I-2-1-13 図	輸出数量 (前年同月比) の寄与度分解 (2013 年)	33
第 I-2-1-14 図	輸入数量 (前年同月比) の寄与度分解 (2013 年)	34
第 I-2-1-15 図	輸入価格 (前年同月比) の寄与度分解 (2013 年)	34
第 I-2-2-1 図	主要品目別貿易収支の比較 (2005、2010、2013 年)	35
第 I-2-2-2 図	2010 年から 2013 年にかけての貿易収支の増減幅	35
第 I-2-2-3 図	電気機器の主要品目別貿易収支の比較 (2005、2010、2013 年)	35
第 I-2-2-4 図	一般機械の主要品目別貿易収支の比較 (2010、2013 年)	36
第 I-2-2-5 表	日本の輸出額上位 5 品目 (HS コード 2 桁ベース、2013 年)	36
第 I-2-2-6 図	日本、ドイツ、韓国の乗用車 (HS803) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、 輸出額の推移	37
第 I-2-2-7 図	日本、ドイツ、韓国の自動車部品 (HS8708) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、 輸出額の推移	37
第 I-2-2-8 図	日本、ドイツ、韓国的一般機械 (HS84) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、 輸出額の推移	37
第 I-2-2-9 図	日本、ドイツ、韓国の電気機器 (HS85) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、 輸出額の推移	38
第 I-2-2-10 図	日本、ドイツ、韓国の精密機器 (HS90) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、 輸出額の推移	38
第 I-2-2-11 図	日本、ドイツ、韓国の鉄鋼 (HS72) の貿易特化係数・輸出額伸び率 (前年比)、 輸出額の推移	38
第 I-2-3-1 図	経営戦略への影響 (2008 年半ば以降 (為替は円高方向に推移))	39
第 I-2-3-2 図	国内生産設備への影響 (2012 年 11 月以降 (為替は円安方向に推移))	39
第 I-2-3-3 図	海外生産設備への影響 (2012 年 11 月以降 (為替は円安方向に推移))	40

第 I-2-3-4 図	円安方向に推移する中でも海外生産設備投資計画を拡充または変更しない理由 (複数回答、上位3つ) ……………	40
第 I-2-3-5 図	実質実効為替レートと輸出物価(全製品・契約通貨ベース)の動き ……………	40
第 I-2-3-6 図	実質実効為替レートと輸出物価(品目別・契約通貨ベース)の動き ……………	41
第 I-2-3-7 図	実質実効為替レートと輸出物価(品目別・契約通貨ベース)の動き(2012年～2013年) ……	41
第 I-2-3-8 図	主要輸出製品の契約通貨建て輸出価格の改定 (2008年半ばから2010年末(為替は円高方向に推移)) ……………	41
第 I-2-3-9 図	輸出価格の改定を行わなかった理由 (2008年半ばから2010年末(為替は円高方向に推移)) ……………	41
第 I-2-3-10 図	主要輸出製品の契約通貨建て輸出価格の改定 (2012年11月以降(為替は円安方向に推移)) ……………	42
第 I-2-3-11 図	輸出価格の改定を行っていない企業の今後の輸出価格改定方針 (2012年11月以降(為替は円安方向に推移)) ……………	42
第 I-2-3-12 図	輸出価格の引き下げを行う予定がない理由 (2012年11月以降(為替は円安方向に推移)) ……………	42
第 I-2-3-13 図	主要輸出製品の輸出数量の変化(2008年半ばから2010年末(為替は円高方向に推移)) ……	43
第 I-2-3-14 図	輸出数量減少の理由(2008年半ばから2010年末(為替は円高方向に推移)) ……………	43
第 I-2-3-15 図	主要輸出製品の輸出数量の変化(2012年11月以降(為替は円安方向に推移)) ……………	43
第 I-2-3-16 図	輸出数量増加の理由(2012年11月以降(為替は円安方向に推移)) ……………	44
コラム第3-1 図	ドイツの実質実効為替レートと輸出物価(全製品・自国通貨ベース)の動き ……………	45
コラム第3-2 図	ドイツの実質実効為替レートと輸出物価(品目別・自国通貨ベース)の動き ……………	45
コラム第3-3 図	韓国の実質実効為替レートと輸出物価(全製品・契約通貨ベース)の動き ……………	46
コラム第3-4 図	韓国の実質実効為替レートと輸出物価(品目別・契約通貨ベース)の動き ……………	46
第 I-2-4-1 図	サービス収支の推移(2000年～2013年) ……………	47
第 I-2-4-2 図	旅行収支、訪日外客数、出国日本人数の推移(2000年～2013年) ……………	47
第 I-2-4-3 図	産業財産権等使用料・著作権等使用料(受取・支払)の推移(2000年～2013年) ……………	47
第 I-2-5-1 図	第一次所得収支の推移(2000年～2013年) ……………	48
第 I-2-5-2 図	対外投資残高の推移(2000年～2013年) ……………	48
第 I-2-5-3 図	直接投資収益の推移(2000年～2013年) ……………	48
第 I-2-5-4 図	証券投資収益の推移(2000年～2013年) ……………	48
第 I-2-5-5 図	各国の対外直接投資残高の推移 ……………	49
第 I-2-5-6 図	各国の対外直接投資残高の業種別比率(2012年) ……………	49
第 I-2-5-7 図	各国の対外直接投資収益率の推移 ……………	49
第 I-2-5-8 図	各国の対外証券投資残高の推移 ……………	50
第 I-2-5-9 図	各国の対外証券投資収益率の推移 ……………	50
第 I-2-6-1 図	経常収支の推移(2000年～2013年) ……………	51
第 I-2-6-2 図	米国の経常収支の推移 ……………	51
第 I-2-6-3 図	英国の経常収支の推移 ……………	51
第 I-2-6-4 図	ドイツの経常収支の推移 ……………	52
第 I-2-6-5 図	フランスの経常収支の推移 ……………	52
第 I-2-6-6 図	韓国の経常収支の推移 ……………	52
第 I-2-6-7 図	世界の経常収支図表 ……………	53
第 I-2-6-8 表	経常収支黒字拡大又は赤字縮小国 ……………	53
第 I-2-6-9 表	経常収支黒字縮小又は赤字拡大国 ……………	54

第II-1-1-1 表	近年の欧州における主な労働政策	59
第II-1-1-2 図	長期失業率と格差（所得移転前）	60
第II-1-1-3 図	北欧及びオランダの労働政策指標	61
第II-1-1-4 図	ドイツの労働政策指標	61
第II-1-1-5 図	南欧の労働政策指標	61
第II-1-1-6 図	英国及び米国の労働政策指標	62
第II-1-1-7 図	失業率の推移	62
第II-1-1-8 図	長期失業率の推移	62
第II-1-1-3 図（再掲）	デンマークの労働政策指標	63
第II-1-1-9 図	各国労働者の勤続期間別割合	63
第II-1-1-10 図	年間平均賃金	63
第II-1-1-11 図	各国の最低賃金比率	63
第II-1-1-12 図	貧困率とジニ係数（所得移転前後）	63
第II-1-1-13 図	各国失業者の失業期間別割合	64
第II-1-1-14 表	主要国の失業手当補償率（対従前賃金）	65
第II-1-1-15 図	失業手当の補償率（社会扶助等除く）	65
第II-1-1-16 図	失業手当の補償率（社会扶助等含む）	65
第II-1-1-17 図	デンマークの労働市場政策費用（失業者一人当たり）	65
第II-1-1-18 図	デンマークの労働市場政策費用の推移	65
コラム第4-1 図	労働時間の柔軟性	66
コラム第4-2 図	女性の労働参加率の推移	66
コラム第4-3 図	有期雇用者数（オランダ）	66
コラム第4-4 図	欧州の解雇規制（個人）	66
コラム第4-5 図	雇用形態別貧困率	67
コラム第4-6 図	派遣浸透率	67
コラム第5-1 図	スウェーデンの労働市場政策費用の推移	68
コラム第5-2 図	各国の労働市場政策費用内訳（失業者一人当たり）	69
コラム第5-3 表	欧州各国の生産性（一人当たり付加価値）	69
コラム第5-4 図	一人当たり人件費と生産性の産業別分布	70
第II-1-1-19 表	主要国の失業手当最長給付期間	71
第II-1-1-20 図	ドイツの労働市場政策費用推移	72
第II-1-1-21 図	求職者の積極的労働市場プログラム参加率（ドイツ）	72
第II-1-1-22 図	労働市場プログラム参加者に占める長期失業者割合（ドイツ）	72
第II-1-1-23 図	欧州の有期・派遣雇用契約規制	73
第II-1-1-24 図	主要国の年間平均賃金の推移	73
第II-1-1-25 図	時間あたり賃金伸び率とGDPの伸び率の差の推移	74
第II-1-1-26 図	時間あたり賃金とGDPのマイナス成長期間数	74
第II-1-1-27 図	労使交渉への労働者の関与	74
第II-1-1-28 図	ドイツの失業率の推移	75
第II-1-1-29 図	ドイツの失業率と操業短縮手当制度適用者の割合	75
第II-1-1-30 図	一人当たり年間労働時間の推移	75
第II-1-1-31 図	ドイツの非典型労働者数の推移	75
第II-1-1-32 図	ドイツの失業給付II受給者の内訳	76
第II-1-1-33 図	最低賃金比率と賃金格差	76

第Ⅱ-1-1-34 図	ドイツの協定賃金（1時間当たり賃金水準別）	77
第Ⅱ-1-1-35 図	低賃金労働者比率（2010年）	77
第Ⅱ-1-1-36 図	ドイツの雇用・産業別月収比較	77
第Ⅱ-1-1-37 図	GDP(変化率)と長期失業率の変化	78
第Ⅱ-1-1-38 図	GDP(マイナス期間数)と長期失業率の変化	78
第Ⅱ-1-1-39 図	スペインの失業率推移（年齢別）	78
第Ⅱ-1-1-40 図	スペインの労働参加率推移（年齢別）	78
第Ⅱ-1-1-41 図	スペインの若年労働状況	78
第Ⅱ-1-1-42 図	スペインの25才以上の労働状況	78
第Ⅱ-1-1-43 図	失業に移行した者の前年の雇用形態別割合（スペイン）	79
第Ⅱ-1-1-44 図	労働者の雇用形態・年齢別減少率（スペイン）	79
第Ⅱ-1-1-45 図	スペインの平均賃金（雇用形態別）	79
第Ⅱ-1-1-46 図	有期雇用比率（右）	79
第Ⅱ-1-1-47 図	スペインの労働協約のタイプ別割合	80
第Ⅱ-1-1-48 図	スペインの労働協約カバー率推移	80
第Ⅱ-1-1-49 図	一人当たり労働時間と就労者数の推移（オランダ）	81
第Ⅱ-1-1-50 図	OECD加盟国の長期失業率とパート比率	81
第Ⅱ-1-1-51 図	スペインの労働者数推移（雇用形態別）	81
第Ⅱ-1-1-52 図	2008-2012年の雇用形態別割合の増減	81
コラム第7-1 図	労働参加率とパート比率	83
コラム第7-2 図	パートタイムとフルタイムの賃金比率	83
第Ⅱ-1-1-5 図（再掲）	スペインの労働政策指標	84
第Ⅱ-1-1-53 図	スペインの予算額推移	84
第Ⅱ-1-1-54 図	欧州主要国の輸出単価指数の推移	84
第Ⅱ-1-1-55 図	欧州主要国の輸出数量指数の推移	85
第Ⅱ-1-1-56 図	EU域外における企業競争力（欧州委員会景況感調査）	85
第Ⅱ-1-1-57 図	スペイン向け海外直接投資残高	85
第Ⅱ-1-1-58 図	スペインの労働者数推移（産業別）	85
第Ⅱ-1-2-1 図	米国の景気後退期の実質GDPの推移（左：先進国・地域、右：新興国）	86
第Ⅱ-1-2-2 図	景気後退期からの回復推移の比較（左：実質GDP、右：雇用者数）	87
第Ⅱ-1-2-3 図	需要項目別実質GDPの推移	87
第Ⅱ-1-2-4 図	産業別実質GDPの推移	87
第Ⅱ-1-2-5 図	産業別雇用者数の推移	88
第Ⅱ-1-2-6 図	製造業が占める研究開発費の割合（民間部門、2011年）	88
第Ⅱ-1-2-7 図	世界全体に占める名目付加価値の各国シェアの推移（左：サービス業、右：製造業）	89
第Ⅱ-1-2-8 図	中国製造業の年平均賃金と伸び率（対前年比）の推移	89
第Ⅱ-1-2-9 図	中国の省別の年平均賃金推移（全産業、2012年）	90
第Ⅱ-1-2-10 図	製造業における雇用者報酬の各国比較（ドル換算ベース）	90
第Ⅱ-1-2-11 図	米国の地域別時間当たりの雇用者報酬（2013年12月）	90
第Ⅱ-1-2-12 図	製造業における単位労働コストの各国比較（現地通貨ベース、2000年=100）	91
第Ⅱ-1-2-13 図	製造業における単位労働コストの水準（ドル換算ベース）	91
第Ⅱ-1-2-14 図	中国発コンテナ船の運賃指数の推移	91
第Ⅱ-1-2-15 図	WTI原油先物価格の推移	91
第Ⅱ-1-2-16 図	2012年産業向けエネルギー価格（税込）	92

第Ⅱ-1-2-17 図	産業向けエネルギー価格の対米国比	92
第Ⅱ-1-2-18 図	エネルギー集約型製品の世界輸出市場シェアの推移	92
第Ⅱ-1-2-19 表	「隠れたコスト」の例	92
第Ⅱ-1-2-20 表	自立度と成熟度のマトリックス	93
第Ⅱ-1-2-21 図	米国製造業企業幹部のリショアリングに対する見方	94
第Ⅱ-1-2-22 表	米国企業によるリショアリング、国内投資の事例	94
第Ⅱ-1-2-23 表	米国以外の企業による米国投資事例	95
第Ⅱ-1-2-24 図	名目 GDP に占める産業別シェアの推移	95
第Ⅱ-1-2-25 図	雇用者数に占める産業別シェアの推移	95
第Ⅱ-1-2-26 図	製造業の名目 GDP に占める業種別シェアの推移	96
第Ⅱ-1-2-27 図	鉱工業生産指数の推移（左：主要業種、右：主要製造業）	96
第Ⅱ-1-2-28 図	対内・対外直接投資のネット額の推移	97
第Ⅱ-1-2-29 図	対内・対外直接投資額（主要製造業）の推移	97
第Ⅱ-1-2-30 図	米国の中国向け対外直接投資額（製造業）	97
第Ⅱ-1-2-31 図	米国の貿易収支の推移	98
第Ⅱ-1-2-32 図	米国の財貿易赤字の推移	98
第Ⅱ-1-2-33 図	主要工業用原材料の貿易推移（左：輸出、右：輸入）	98
第Ⅱ-1-2-34 図	米国の時間当たり実質賃金の推移（左：全雇用者、右：生産現場雇用者・非管理職）	99
第Ⅱ-1-2-35 図	製造業における単位労働コストの変化率（対前年比）の要因分解	99
第Ⅱ-1-2-36 図	米国の天然ガス生産量の推移と見通し	100
第Ⅱ-1-2-37 図	米国の原油生産量の推移と見通し	100
第Ⅱ-1-2-38 図	米国のエネルギーの国内供給量と消費量の推移予測 （左：天然ガス、右：石油等液体燃料）	101
第Ⅱ-1-2-39 図	シェールガス・オイル産出州の実質 GDP 成長率の推移図	101
第Ⅱ-1-2-40 図	産業別実質 GDP 成長率への寄与度	101
第Ⅱ-1-2-41 図	シェールガス・オイル産出州の失業率の推移	102
コラム第 8-1 表	非在来型エネルギー革命による米国経済への影響	103
コラム第 8-2 表	非在来型エネルギー生産増による家計の年間可処分所得増加額	103
第Ⅱ-1-2-42 図	米国の地域別対外直接投資額（左：フロー、右：残高）	105
第Ⅱ-1-2-43 図	米国と日本の直接投資残高の地域別シェア（1999 年、2012 年）	106
第Ⅱ-1-2-44 図	米国の対外直接投資収益率（左：対世界、右：対アジア大洋州）	106
第Ⅱ-1-2-45 図	在外子会社の地域別売上高の推移（上：額、下：シェア）	107
第Ⅱ-1-2-46 表	在外子会社による財（サービス除く）の販売先の地域別シェア（2011 年）	107
第Ⅱ-1-2-47 図	米多国籍企業の純利益の推移	107
第Ⅱ-1-2-48 図	在外子会社における地域別純利益の推移（上：額、下：シェア）	108
第Ⅱ-1-2-49 図	在外子会社における産業別純利益の推移（上：額、下：シェア）	108
第Ⅱ-1-2-50 図	多国籍企業内における親会社と在外子会社における雇用者数の推移	108
第Ⅱ-1-2-51 図	在外子会社における地域別雇用者数の推移	109
第Ⅱ-1-2-52 図	アジア大洋州地域の在外子会社における雇用者数の推移	109
第Ⅱ-1-2-53 図	中国、インドの在外子会社における雇用者数の推移	109
第Ⅱ-1-2-54 図	在外子会社における産業別雇用者の推移（上：雇用者数、下：シェア）	109
第Ⅱ-1-2-55 図	在外子会社における産業別名目付加価値の推移（上：額、下：シェア）	110
第Ⅱ-1-2-56 図	在外子会社における製造業名目付加価値の内訳の推移（上：額、下：シェア）	110
第Ⅱ-1-2-57 図	多国籍企業内における親会社と在外子会社における資本的支出（設備投資）の推移	110

第Ⅱ-1-2-58 図	在外子会社における資本的支出（設備投資）の推移（上：額、下：シェア）	111
第Ⅱ-1-2-59 図	アジア大洋州地域における資本的支出（設備投資）の推移	111
第Ⅱ-1-2-60 表	アジア大洋州地域主要国における資本的支出（設備投資）（2011年）	111
第Ⅱ-1-2-61 図	多国籍企業内における親会社と在外子会社における研究開発費の推移	112
第Ⅱ-1-2-62 図	在外子会社における地域別研究開発費の推移（上：額、下：シェア）	112
第Ⅱ-1-2-63 図	アジア大洋州地域における研究開発費の推移（上：額、下：シェア）	112
第Ⅱ-1-3-1 図	中国の実質 GDP 成長率の推移	113
第Ⅱ-1-3-2 図	主要国の名目 GDP(ドルベース) の推移	113
第Ⅱ-1-3-3 図	中国の省市とアジア主要国・地域の総生産額（2013年）	113
第Ⅱ-1-3-4 図	中国の貿易の推移	114
第Ⅱ-1-3-5 図	世界の輸出に占める主要国のシェアの推移	114
第Ⅱ-1-3-6 図	中国の主要輸出品の世界輸出に占めるシェア	114
第Ⅱ-1-3-7 図	世界の主要な輸出先シェアの推移	114
第Ⅱ-1-3-8 図	主要国の輸出に占める輸出先シェアの推移	115
第Ⅱ-1-3-9 図	豪州、ブラジルの主要輸出品とその輸出先	116
第Ⅱ-1-3-10 図	中国の外貨準備額と米国債保有額の推移	117
第Ⅱ-1-3-11 図	中国の人口構成の推移	117
第Ⅱ-1-3-12 図	中国の求人倍率（都市部）の推移	118
第Ⅱ-1-3-13 図	中国の平均賃金の推移（製造業）	118
第Ⅱ-1-3-14 図	海外日系企業の基本給月額（製造業／作業員）	118
第Ⅱ-1-3-15 図	人民元の為替レートの推移	118
第Ⅱ-1-3-16 図	中国の輸出の GDP 比の推移	119
第Ⅱ-1-3-17 図	日本の輸出の GDP 比の推移	119
第Ⅱ-1-3-18 図	中国の対内直接投資の推移	119
第Ⅱ-1-3-19 図	中国の対内直接投資（2013年）	119
第Ⅱ-1-3-20 図	日本の対中直接投資の推移	119
第Ⅱ-1-3-21 図	中国のジニ係数の推移	120
第Ⅱ-1-3-22 図	主要国のジニ係数の比較	120
第Ⅱ-1-3-23 図	中国の地域別一人当たり GDP(2012)	120
第Ⅱ-1-3-24 図	中国の地域別一人当たり GDP(2012)	120
第Ⅱ-1-3-25 図	中国の都市部と農村部の一人当たり所得の推移	121
第Ⅱ-1-3-26 図	中国の GDP 伸び率の寄与度の推移	121
第Ⅱ-1-3-27 図	中国の固定資産投資の業種別寄与度の推移	122
第Ⅱ-1-3-28 図	中国の主要製品の在庫（前年同期比）の推移	122
第Ⅱ-1-3-29 図	中国の生産者物価の伸び率（前年同期比）の推移	122
第Ⅱ-1-3-30 表	中国の設備稼働率	122
第Ⅱ-1-3-31 図	主要国における鉄鋼・自動車の生産量の推移	123
第Ⅱ-1-3-32 図	中国の GDP 構成比の推移	123
第Ⅱ-1-3-33 図	中国の国内貯蓄・投資の対 GDP 比の推移	123
第Ⅱ-1-3-34 図	中国の労働分配率の推移	124
第Ⅱ-1-3-35 図	中国の鉱工業分野の企業の総資産に占めるシェアの推移	124
第Ⅱ-1-3-36 図	中国の鉱工業分野の企業の事業収入におけるシェア（2012）	124
第Ⅱ-1-3-37 図	中国の鉱工業分野の企業の総資産利益率の推移	124
第Ⅱ-1-3-38 図	中国の産業構造の推移	125

第Ⅱ-1-3-39 表	中国の都市部における業種別就業者	125
第Ⅱ-1-3-40 図	中国の研究開発費の推移	126
第Ⅱ-1-3-41 図	中国の特許等の件数の推移	126
第Ⅱ-1-3-42 図	特許の国際出願上位 10 か国	126
第Ⅱ-1-3-43 表	特許の国際出願上位 10 社の国籍	126
第Ⅱ-1-3-44 図	中国の都市化の推移	127
第Ⅱ-1-3-45 表	中国（上海）自由貿易試験区の概要	127
第Ⅱ-1-3-46 図	中国の都市従業者基本養老保険（年金）加入者数の推移	127
第Ⅱ-1-3-47 図	中国の都市従業者基本医療保険加入者数の推移	127
第Ⅱ-1-3-48 図	人民元の為替レートに係る制度変更	128
第Ⅱ-1-3-49 図	中国の政策金利及び金利規制の推移	128
第Ⅱ-1-3-50 図	中国の社会融資総量・銀行融資（ストック）の試算	128
第Ⅱ-1-3-51 図	中国の通貨供給量及び社会融資総量の伸び率	129
第Ⅱ-1-3-52 図	中国の社会融資総量（内訳）の推移	129
第Ⅱ-1-3-53 図	中国の銀行間取引金利（SHIBOR）の推移	129
第Ⅱ-1-3-54 図	中国の地方政府の財政の推移	129
第Ⅱ-1-3-55 表	中国の政府性債務残高	130
第Ⅱ-1-3-56 図	中国の地方政府性債務残高と調達方法	130
第Ⅱ-1-3-57 表	三中全会の決定概要	131
第Ⅱ-1-3-58 表	中国の 2014 年の主要経済目標	132
第Ⅱ-1-3-59 表	2014 年の構造改革関係の重点活動（全人代政府活動報告から）	132
第Ⅱ-1-4-1 図	ASEAN4 の実質 GDP 成長率の推移	133
第Ⅱ-1-4-2 図	ASEAN4 の実質 GDP 成長率及び需要項目別寄与度の推移 （左：年ベース、右：四半期ベース）	133
第Ⅱ-1-4-3 図	ASEAN4 の実質 GDP 成長率及び需要項目の推移（前年同期比）	133
第Ⅱ-1-4-4 図	ASEAN4 の名目 GDP の需要項目別構成比の推移（1995-2012 年）	134
第Ⅱ-1-4-5 図	ASEAN4 の名目 GDP の産業別構成比の推移（1980-2012 年）	134
第Ⅱ-1-4-6 図	ASEAN4 の経常収支の推移	135
第Ⅱ-1-4-7 図	タイの自動車生産台数の推移	136
第Ⅱ-1-4-8 表	5 トン以下貨物自動車の主要輸出国	136
第Ⅱ-1-4-9 図	タイの対内直接投資額の推移（業種別）	137
第Ⅱ-1-4-10 図	タイの輸出額の推移（左：総額、右：主要製造業別）	137
第Ⅱ-1-4-11 図	タイの製造業平均賃金の推移	138
第Ⅱ-1-4-12 図	マレーシアの製造業対内直接投資額の推移（業種別）	138
第Ⅱ-1-4-13 図	マレーシアの輸出額の推移	138
第Ⅱ-1-4-14 図	マレーシアの名目 GDP に占める製造業のシェア及び製造業名目 GDP に占める 電気・電子産業のシェアの推移	139
第Ⅱ-1-4-15 表	マレーシアの名目 GDP の産業別構成比（2013 年）	139
第Ⅱ-1-4-16 表	マレーシアの経済政策の概要（2010 年発表）	140
第Ⅱ-1-4-17 図	ASEAN4 の財政収支（GDP 比）の推移	140
第Ⅱ-1-4-18 図	インドネシアの生産工程別財輸出額及びシェアの推移（左：輸出額、右：シェア）	141
第Ⅱ-1-4-19 図	インドネシアの素材の輸出額の推移（産業別）	142
第Ⅱ-1-4-20 図	インドネシアの貿易額の推移（財別）	142
第Ⅱ-1-4-21 表	インドネシアの政策パッケージ	143

第 II-1-4-22 図	インドネシアの対内直接投資額の推移（主要産業別）	143
第 II-1-4-23 図	インドネシアの対内直接投資額の推移（主要国・地域別）	143
第 II-1-4-24 図	フィリピンの海外労働者及び失業率の推移	144
第 II-1-4-25 図	海外労働者送金額の推移（2013 年予測上位 10 か国）	144
第 II-1-4-26 図	フィリピンの IT アウトソーシング産業の売上高（左）と雇用者数（右）の推移	145
第 II-1-4-27 図	フィリピンの IT アウトソーシング産業への対内直接投資額の推移（投資国別）	145
第 II-1-4-28 図	フィリピンの IT アウトソーシング産業の輸出額の推移（左）と 2011 年輸出先国シェア（右）	146
第 II-2-1-1 図	世界市場ボラティリティ指数の推移（1994 年 1 月 28 日～2014 年 3 月 14 日）	149
第 II-2-1-2 図	メキシコのデット・サービス・レシオとネット・トランスファー比率の推移	149
第 II-2-1-3 図	メキシコの対外債務残高の対 GNI 比の推移	149
第 II-2-1-4 図	メキシコのプライマリー・バランス及び財政収支の対 GDP 比の推移	150
第 II-2-1-5 図	メキシコの直接投資と証券及びその他投資のインフローの推移（ネット）	150
第 II-2-1-6 図	メキシコの経常収支と資本収支の対 GDP 比と総準備（金除く）の推移	151
第 II-2-1-7 図	メキシコ・ペソの実質実効為替レート（ナローベース）の推移	151
第 II-2-1-8 図	メキシコの債務構造の年代別比較	152
第 II-2-1-9 図	伝染効果：アジア通貨危機の影響の伝播状況	152
第 II-2-1-10 図	アジア 5 か国の実質実効為替レート（ブロードベース）の推移	152
第 II-2-1-11 図	アジア諸国における為替レート変動の伝播の因果関係	153
第 II-2-1-12 図	アジア 5 か国の投資収支の推移	154
第 II-2-1-13 図	アジア 5 か国の経常収支の対 GDP 比の推移	155
第 II-2-1-14 図	アジア 5 か国の対外債務残高関連指標の推移	155
第 II-2-1-15 図	アジア 5 か国のデット・サービス・レシオの推移	156
第 II-2-1-16 表	アジア通貨危機の概要と IMF プログラムの比較	156
第 II-2-1-17 表	アジア通貨危機発生の際の各国の共通要因と個別要因	156
第 II-2-1-18 表	アジア通貨危機における各国のせい弱性の要因	157
第 II-2-1-19 表	国際金融のトリレンマに対する各国の対応	158
第 II-2-1-20 図	不良債権の商業融資残高に対する比率の推移	159
第 II-2-1-21 図	リスク調整後自己資本比率の推移	159
第 II-2-1-22 図	S&P ケース・シラー住宅価格指数（20 都市）の推移	159
第 II-2-1-23 図	ボラティリティ・ヒートマップ	160
第 II-2-1-24 図	外貨準備高（期末値）の推移	160
第 II-2-1-25 図	新興国の対外及び対内せい弱性	160
第 II-2-1-26 図	新興国における最近の金融ストレス	161
コラム第 9-1 図	新興国等の発行体信用格付の推移（2000 年 1 月 1 日～2014 年 4 月 28 日）	162
第 II-2-1-27 表	せい弱性指標のリスト	164
第 II-2-1-28 表	各チャネルを通じたショックに対するせい弱性ランキング	165
第 II-2-1-29 図	GDP 成長率の減速とせい弱性指数との相関	165
第 II-2-1-30 表	リスク耐性指標のリスト	165
第 II-2-1-31 図	リスク耐性指標のレーダーチャート	166
第 II-2-1-32 表	各グループにおけるリスク耐性指標の評価（スコアの単純平均値（2012 年））	167
第 II-2-1-33 表	経常収支対 GDP 比のスコアの推移	168
第 II-2-1-34 表	短期対債務／総準備のスコアの推移	168
第 II-2-1-35 表	財政収支対 GDP 比のスコアの推移	169

第Ⅱ-2-1-36 表	政府債務対 GDP 比のスコアの推移	169
第Ⅱ-2-1-37 表	失業率のスコアの推移	169
第Ⅱ-2-1-38 表	インフレ率のスコアの推移	169
第Ⅱ-2-1-39 表	資源・一次産品依存のスコアの推移	170
第Ⅱ-2-1-40 表	(輸出先の) 国・地域の偏りのスコアの推移	170
第Ⅱ-2-1-41 表	証券投資比率のスコアの推移	170
第Ⅱ-2-1-42 図	リスク耐性指標 (2012 年) と国債の信用格付との相関	171
第Ⅱ-2-1-43 表	成長基盤指標のリスト	171
第Ⅱ-2-1-44 図	成長基盤指標のレーダーチャート	172
第Ⅱ-2-1-45 表	各グループにおける成長基盤指標の評価 (スコアの単純平均値 (2012 年))	173
第Ⅱ-2-1-46 図	新興国の成長基盤指標と一人当たり実質 GDP (PPP 換算) との相関	174
第Ⅱ-2-1-47 表	各ガバナンス指標の定義	174
第Ⅱ-2-1-48 図	ガバナンス指標と一人当たり実質 GDP (PPP 換算) との間の相関関係	175
第Ⅱ-2-1-49 図	リスク耐性指標と成長基盤指標の散布図	176
第Ⅱ-2-1-50 図	リスク耐性指標と成長基盤指標の散布図 (2005~12 年)	177
第Ⅱ-2-2-1 表	IMF のコンディショナリティ	178
第Ⅱ-2-2-2 図	韓国の財・サービスの輸出伸び率の推移 (タイ、日本との比較)	179
第Ⅱ-2-2-3 図	韓国の失業率の推移	179
第Ⅱ-2-2-4 図	韓国の財政収支対 GDP 比の推移	180
第Ⅱ-2-2-5 図	韓国の 30 大財閥の主要経営指標	180
第Ⅱ-2-2-6 図	韓国の 30 大財閥の株式の内部所有比率	181
第Ⅱ-2-2-7 図	韓国の産業別従業者数の推移	181
第Ⅱ-2-2-8 表	韓国の FTA の締結状況	182
第Ⅱ-2-2-9 図	韓国の産業別の FDI 制限指標 (1997 年と 2013 年の比較)	183
第Ⅱ-2-2-10 表	特別税制の導入施策 (1999 年 5 月)	183
第Ⅱ-2-2-11 図	韓国株式市場の上場企業数と時価総額比率	183
第Ⅱ-2-2-12 図	韓国上場企業の株式の保有主体別割合 (時価総額基準)	183
第Ⅱ-2-2-13 図	韓国におけるベンチャー企業と Inno-biz 企業の推移	184
第Ⅱ-2-2-14 図	韓国における企業の開廃業率の推移 (日本との比較)	184
第Ⅱ-2-3-1 表	ブラジル及びメキシコの輸出構造	185
第Ⅱ-2-3-2 図	ブラジル及びメキシコの輸出額、対 GDP 比の推移	186
第Ⅱ-2-3-3 表	ブラジル及びメキシコの過去の危機時の経済指標との比較	186
第Ⅱ-2-3-4 図	関税率の推移	188
第Ⅱ-2-3-5 表	メキシコとブラジルの FTA 締結状況	189
第Ⅱ-2-3-6 図	メキシコへの対内直接投資とメキシコへの日本からの直接投資	189
第Ⅱ-2-3-7 図	ブラジルへの対内直接投資とブラジルへの日本からの直接投資	190
第Ⅱ-2-3-8 図	ブラジルの国内貸出金利の推移 (左)、政策金利とインフレ率の推移 (右)	190
第Ⅱ-2-3-9 図	ブラジルリアルとメキシコペソの実質実効為替レート	190
第Ⅱ-2-3-10 図	メキシコの政策金利とインフレ率の推移	190
第Ⅱ-2-3-11 図	メキシコの全産業の事業規模と製造業の事業規模	191
第Ⅱ-2-3-12 表	メキシコの家計調査	192
第Ⅱ-2-3-13 図	所得階層意識	192
第Ⅱ-2-3-14 図	ブラジルの最低賃金 (左図) と正規雇用者数の推移 (右図)	192
第Ⅱ-2-3-15 図	ボルサ・ファミリア (普及家族数・GDP 比支出規模)	193

第Ⅱ-2-3-16 図	ブラジルの所得階層別人口割合の推移	193
第Ⅱ-2-3-17 図	メキシコの輸出相手国	193
第Ⅱ-2-3-18 図	2013年時点の米国の主要輸入国・地域	193
第Ⅱ-2-3-19 表	米国の中国とメキシコからの輸入品	194
第Ⅱ-2-3-20 図	メキシコの輸出における米国依存度	194
第Ⅱ-2-3-21 図	ブラジルの輸出品の推移と輸出先の動向	194
第Ⅱ-2-3-22 図	ブラジルの輸出相手国（2013年）と推移	195
第Ⅱ-2-3-23 図	ブラジルの鉄鉱石、大豆、原油の輸出先（2013年）	195
第Ⅱ-2-3-24 表	メキシコとブラジルの外貨建債格付	195
第Ⅱ-2-3-25 表	国内総貯蓄率（アジア新興国との比較）	196
第Ⅱ-2-3-26 図	ブラジルのプライマリーバランス対GDP比の推移と目標値	196
第Ⅱ-2-3-27 図	ブラジルの家計の債務負担（左図）及び ブラジルの銀行貸出し残高のGDP比推移（右図）	196
コラム第11-1 図	ロシアの実質GDP成長率（寄与度分解）	197
コラム第11-2 図	ロシアの輸出品目	198
コラム第11-3 図	ロシアの輸入品目	198
コラム第11-4 図	ロシアの輸出国	199
コラム第11-5 図	ロシアの輸入国	199
コラム第11-6 表	ロシアの国家予算（歳入）の内訳（2013年1-12月）	199
コラム第11-7 図	原油価格（WTI）とロシアの財政収支	200
コラム第11-8 図	原油価格（WTI）とロシアの貿易収支	200
コラム第11-9 図	原油価格（WTI）とロシア株価指数の推移	201
コラム第11-10 図	ロシアの製造業の対内投資動向（フローとストック）	201
コラム第11-11 図	豪州の実質GDP成長率（寄与度分解）	202
コラム第11-12 図	豪州の輸出品目別構成の推移	202
コラム第11-13 図	豪州の輸出品目別構成 2008年	203
コラム第11-14 図	豪州の輸出品目別構成 2013年	203
コラム第11-15 図	豪州の輸入品目別構成の推移	203
コラム第11-16 図	豪州の輸入品目別構成 2008年	204
コラム第11-17 図	豪州の輸入品目別構成 2013年	204
コラム第11-18 図	豪州の輸出国	204
コラム第11-19 図	豪州の輸入国	204
コラム第11-20 図	中国名目GDPと豪州の資源（鉄鉱石、石炭）輸出額比較	205
第Ⅱ-2-4-1 図	先進国・新興国の自動車販売台数の推移	206
第Ⅱ-2-4-2 表	世界の自動車販売台数（2005年、2013年）	206
第Ⅱ-2-4-3 表	世界の自動車販売台数予測（2019年、2024年）	207
第Ⅱ-2-4-4 表	世界の自動車生産台数（2005年、2012年）	207
第Ⅱ-2-4-5 表	主要国・地域の自動車関連品の輸出額の推移	208
第Ⅱ-2-4-6 図	メキシコ、タイ、インドの自動車生産台数、国内販売台数及び輸出台数（2013年）	208
第Ⅱ-2-4-7 図	メキシコ、タイ、インドの完成車メーカー別国内販売シェア （日系企業、その他外資系企業、現地系企業別。2013年）	209
第Ⅱ-2-4-8 図	メキシコの自動車生産、販売、輸出用生産台数の推移	210
第Ⅱ-2-4-9 図	タイの自動車生産、販売、輸出台数の推移	210
第Ⅱ-2-4-10 図	インドの自動車生産、販売、輸出台数の推移	210

第Ⅱ-2-4-11 表	メキシコ、タイ、インドの FTA/EPA 締結国と発効年	211
第Ⅱ-2-4-12 表	メキシコ、タイ、インドの完成車輸出額及びシェア（主要国別、2000 年、2013 年）	212
第Ⅱ-2-4-13 図	メキシコ、タイ、インドの自動車部品貿易額の推移	213
第Ⅱ-2-4-14 表	メキシコ、タイ、インドの自動車部品貿易の主要相手国、地域（2000 年、2013 年）	213
第Ⅱ-3-1-1 図	東アジアと世界の主要地域との貿易フロー	217
第Ⅱ-3-1-2 図	主要経済圏の域内貿易比率の推移	217
第Ⅱ-3-1-3 図	主要経済圏の輸出における財別域内比率の推移	218
第Ⅱ-3-1-4 図	主要経済圏の域内貿易の推移（財別金額）	218
第Ⅱ-3-1-5 図	主要経済圏の域内貿易の推移（財別構成比）	218
第Ⅱ-3-1-6 図	東アジアの地域別・財別輸出額の推移	219
第Ⅱ-3-1-7 図	東アジアの相手別輸出の推移（消費財）	219
第Ⅱ-3-1-8 図	東アジアの相手別輸出の推移（資本財）	220
第Ⅱ-3-1-9 図	東アジアの相手別輸出の推移（部品）	220
第Ⅱ-3-1-10 図	東アジアの相手別輸出の推移（加工品）	221
第Ⅱ-3-1-11 図	東アジアの輸入に占める各国・地域別シェアの推移	222
第Ⅱ-3-1-12 図	米国の輸入に占める各国・地域別シェアの推移	223
第Ⅱ-3-1-13 図	米国の輸入に占める各国・地域別シェアの推移（消費財）	223
第Ⅱ-3-1-14 図	米国の輸入に占める各国・地域別シェアの推移（資本財）	223
第Ⅱ-3-1-15 図	ASEAN 域内の財別貿易の推移	224
第Ⅱ-3-1-16 図	ASEAN 域内の中間財の貿易額の推移	224
第Ⅱ-3-1-17 図	ASEAN 域内の加工品（石油・石炭）の国別輸出額の推移	225
第Ⅱ-3-1-18 図	ASEAN 域内の部品貿易（2000 年、2012 年）	226
第Ⅱ-3-1-19 表	ASEAN 域内の部品貿易（2000 年、2012 年）	227
第Ⅱ-3-2-1 図	日本の直接投資の推移	228
第Ⅱ-3-2-2 図	日本の業種別直接投資の推移（北米）	228
第Ⅱ-3-2-3 図	日本の業種別直接投資の推移（アジア）	229
第Ⅱ-3-2-4 図	日本の直接投資残高の推移	229
第Ⅱ-3-2-5 図	日本の直接投資残高の地域別シェアの推移	229
第Ⅱ-3-2-6 図	日本の業種別直接投資残高の推移	229
第Ⅱ-3-2-7 図	日本の地域別・業種別直接投資残高の推移	230
第Ⅱ-3-2-8 図	日本の国・地域別直接投資残高の推移（アジア）	230
第Ⅱ-3-2-9 図	日本の相手地域別の輸出額の推移	231
第Ⅱ-3-2-10 図	日本の相手地域別・財別輸出額の推移	231
第Ⅱ-3-2-11 図	日系海外現地法人の推移（主要地域別シェア）	231
第Ⅱ-3-2-12 表	日系海外現地法人数（2012 年度末）	232
第Ⅱ-3-2-13 図	日系海外現地法人の売上高の推移（主要地域別）（左：額、右：シェア）	232
第Ⅱ-3-2-14 図	アジアの日系製造業現地法人の売上額の推移	233
第Ⅱ-3-2-15 図	アジアの日系製造業現地法人の地域別売上額シェアの推移	233
第Ⅱ-3-2-16 図	日系海外現地法人（製造業）の日本からの資材調達額	233
第Ⅱ-3-2-17 図	アジアの日系製造業現地法人の資材調達額の推移	234
第Ⅱ-3-2-18 図	アジアの日系製造業現地法人の資材調達先別シェアの推移	234
第Ⅱ-3-2-19 図	アジアの日系製造業現地法人の業種別の資材調達先シェア	234
第Ⅱ-3-2-20 図	アジアの日系製造業現地法人の資材調達先別シェア（2012 年）	234
第Ⅱ-3-2-21 表	アジアの日系製造業現地法人の資材調達先別シェア	235

第Ⅱ-3-2-22 図	アジアの日系製造業現地法人の資材調達 (2012 年)	235
第Ⅱ-3-2-23 図	日系製造業現地法人の資材調達先別シェア (中国と ASEAN4)	236
第Ⅱ-3-2-24 図	日系製造業現地法人の日本出資者向け支払の推移	236
第Ⅱ-3-2-25 図	日系現地法人の日本出資者向け支払 (業種別 /2012 年)	236
第Ⅱ-3-2-26 図	日系現地法人の日本出資者向け支払 (地域・業種別 /2012 年)	237
第Ⅱ-3-2-27 図	我が国の所得収支 (直接投資収益受取) 額 (2012 年)	237
第Ⅱ-3-2-28 図	日系海外現地法人 (製造業) に係る日本の収入	237
第Ⅱ-3-2-29 図	アジアの日系海外現地法人の売上額	238
第Ⅱ-3-2-30 図	アジアの日系海外現地法人の売上シェア	238
第Ⅱ-3-2-31 図	中長期的な有望事業展開先	238
第Ⅱ-3-2-32 図	海外生産比率の推移 (製造業)	239
第Ⅱ-3-2-33 図	業種別の海外生産比率 (2012 年)	239
第Ⅱ-3-2-34 図	日系海外現地法人の設備投資額の推移 (主要地域別)	240
第Ⅱ-3-2-35 図	アジアの日系海外現地法人の設備投資額の推移 (主要業種別)	241
第Ⅱ-3-2-36 図	日本企業の海外及び国内の設備投資の推移	241
第Ⅱ-3-2-37 図	日系海外現地法人 (製造業) の研究開発費の推移	241
第Ⅱ-3-2-38 図	日系海外現地法人 (製造業) の研究開発費 (地域・業種別 /2012 年)	242
第Ⅱ-3-3-1 図	アジアの GDP と輸出量推移	243
第Ⅱ-3-3-2 図	海外で拡大する機能	243
第Ⅱ-3-3-3 表	国内・海外で拡大する機能 (地域・国別)	244
コラム第 12-1 表	トルコの輸出 (品目別、2012 年)	247
コラム第 12-2 表	トルコの輸入 (品目別、2012 年)	248
コラム第 12-3 表	トルコの輸出 (国別、2012 年)	249
コラム第 12-4 表	トルコの輸入 (国別、2012 年)	250
コラム第 12-5 表	トルコの FTA 締結相手国	251
コラム第 12-6 表	トルコに統括拠点を設ける外国企業	251
コラム第 12-7 図	トルコへの対内直接投資の投資国比率 (2007 年～2013 年累計)	252
コラム第 12-8 表	モロッコの輸出 (品目別、2012 年)	252
コラム第 12-9 表	モロッコの輸入 (品目別、2012 年)	253
コラム第 12-10 表	モロッコの輸出 (国別、2012 年)	254
コラム第 12-11 表	モロッコの輸入 (国別、2012 年)	255
コラム第 12-12 図	モロッコへの対内直接投資の投資国比率 (2006 年～2012 年累計)	256
コラム第 12-13 表	インドの輸出額 (主要品目別、2013 年)	256
コラム第 12-14 表	インドの輸入額 (主要品目別、2013 年)	256
コラム第 12-15 表	インドの輸出額 (主要国別、2000 年、2013 年)	257
コラム第 12-16 表	インドの輸入額 (主要国別、2000 年、2013 年)	258
コラム第 12-17 図	インドへの対内直接投資の投資国比率 (2007 年～2013 年累計)	259
第Ⅲ-1-1-1 図	東アジア地域におけるサプライチェーンの実態	266
第Ⅲ-1-1-2 図	FTAAP への道筋	266
第Ⅲ-1-1-3 図	世界の FTA 動向	266
第Ⅲ-1-1-4 図	267
第Ⅲ-1-1-5 図	268
第Ⅲ-1-1-6 図	268
第Ⅲ-1-1-7 図	269

第Ⅲ-1-1-8 図	TPP シンガポール閣僚会合 結果報告	270
第Ⅲ-1-1-9 図	TPP 交渉で扱われる分野	270
第Ⅲ-1-1-10 図	日米の共同声明 (2月22日付)	271
第Ⅲ-1-1-11 図	日米協議の合意の概要 (4月12日付) (内閣官房 TPP 政府対策本部)	271
第Ⅲ-1-1-12 図	TPP シンガポール閣僚会合 結果概要	272
第Ⅲ-1-1-13 図	日米共同声明/U.S.-Japan Joint Statement<TPP 部分抜粋/原文・仮訳>	272
第Ⅲ-1-1-14 図		273
第Ⅲ-1-1-15 図	RCEP の経緯と予定	273
第Ⅲ-1-1-16 図	日中韓 FTA の経緯と予定・現在 FTA 交渉の協議対象となっている分野 (15 分野)	274
第Ⅲ-1-1-17 図	日 EU 定期首脳協議・共同プレス声明	275
第Ⅲ-1-1-18 図	日 EU・EPA の経緯と今後の予定	275
第Ⅲ-1-1-19 図	日豪経済連携協定の大筋合意について	276
第Ⅲ-1-2-1 表	我が国の投資関連協定締結状況	280
第Ⅲ-1-2-2 図	世界の投資協定数の推移	280
第Ⅲ-1-2-3 表	投資協定締結の意義	281
第Ⅲ-1-3-1 表	我が国租税関連条約締結国・地域一覧	283
第Ⅲ-1-3-2 表	最近の経緯・現状	284
第Ⅲ-1-4-1 図	我が国企業が認識している EPA/FTA のメリット (複数回答)	285
第Ⅲ-1-4-2 表	我が国の二国間 EPA 締結国、履行期間終了時の関税撤廃品目割合 (品目ベース)	285
第Ⅲ-1-4-3 図	EPA 発効国への輸出額推移	286
第Ⅲ-1-4-4 図	適用 EPA 別原産地証明書の発給件数	286
第Ⅲ-1-4-5 図	EPA/FTA を利用している企業の割合	286
第Ⅲ-1-4-6 図	原産地証明書取得のための登録事業所数 (地域別)	287
第Ⅲ-1-4-7 図	原産地証明書取得のための登録事業所数 (中小企業のみ) 及び中小企業比率	287
第Ⅲ-1-4-8 図	中小企業の原産地証明書申請のための書類作成状況	287
第Ⅲ-1-4-9 図	品目別の原産地証明書発給件数 (全協定)	287
第Ⅲ-1-4-10 図	品目別の原産地証明書発給件数 (日マレーシア EPA)	288
第Ⅲ-1-4-11 図	品目別の原産地証明書発給件数 (日タイ EPA)	288
第Ⅲ-1-4-12 図	品目別の原産地証明書発給件数 (日インドネシア EPA)	288
第Ⅲ-1-4-13 図	EPA/FTA 優遇税率利用までのプロセス概略 (フローチャート)	288
第Ⅲ-1-4-14 図	EPA/FTA 利用上の問題点 (複数回答)	289
第Ⅲ-1-4-15 図	EPA/FTA の情報提供についての意見 (複数回答)	289
第Ⅲ-1-4-16 図	EPA/FTA の利用検討に必要な情報 (複数回答)	289
第Ⅲ-1-4-17 図	EPA/FTA の利用検討に必要な情報 (中小企業のみ、複数回答)	290
第Ⅲ-1-4-18 図	EPA/FTA 利用のために参照したホームページ (複数回答)	290
第Ⅲ-1-4-19 表	諸外国で行われている EPA/FTA 利用促進のための情報提供	290
第Ⅲ-1-4-20 図	EPA/FTA 特惠税率利用開始のきっかけ (複数回答)	291
第Ⅲ-1-4-21 図	EPA/FTA の利用検討を行っている部署 (複数回答)	291
第Ⅲ-1-4-22 図	原産地証明書取得のための書類を作成している部署 (複数回答)	292
第Ⅲ-1-4-23 図	製品の写真	292
第Ⅲ-1-4-24 図	3 国間貿易での ACFTA の活用	293
第Ⅲ-1-4-25 表	ダイヤモンド電機の活用している EPA/FTA 一覧	294
第Ⅲ-1-4-26 表	EPA/FTA ごとに異なる原産地規則の例	295
第Ⅲ-1-5-1 表	ドーハ・ラウンド 一括受諾の交渉項目と主要論点	303

第Ⅲ-1-5-2 表	バリ・パッケージの合意内容	303
第Ⅲ-1-5-3 図	ドーハ・ラウンド交渉の経緯	304
第Ⅲ-1-5-4 図	2013 年 APEC における閣僚会議・首脳会議の様相	308
第Ⅲ-1-5-5 図	APEC における最近の議論の動向	309
第Ⅲ-2-3-1 表	首脳・閣僚によるトップセールスの実績（2014 年 5 月時点）	316
第Ⅲ-2-5-1 図	各国、企業の制度整備に関する取組の例	321
第Ⅲ-3-1-1 図	324
第Ⅲ-3-1-2 図	324
第Ⅲ-3-1-3 図	対内直接投資の促進	325
第Ⅲ-3-1-4 図	ジェトロの産業スペシャリスト機能の強化	326
第Ⅲ-3-1-5 図	ジェトロの包括的サポート	326
第Ⅲ-3-1-6 図	アジア拠点化推進法の概要〈平成 24 年 11 月施行〉	327
付注第 1 図	生産工程別の貿易財分類について	330
付注第 2 表	貿易データベース「RIETI-TID2012」の概要	331
付注第 3 図	貿易産業分類表の構造	332
付注第 4 表	貿易産業分類表	333
付注第 5 表	貿易財の生産工程別分類表	333
付注第 6 表	本データベース上の地域の定義	334
付注第 7 図	標準正規分布 $N(0,1)$	335
付注第 8 表	リスク耐性指標の推移（実数、2005 年）	336
付注第 9 表	リスク耐性指標の推移（実数、2009 年）	336
付注第 10 表	リスク耐性指標の推移（実数、2012 年）	337
付注第 11 表	成長基盤指標（実数、2005 年）	338
付注第 12 表	成長基盤指標（実数、2009 年）	339
付注第 13 表	成長基盤指標（実数、2012 年）	339
付注第 14 表	ガバナンス指標（実数、2005 年）	340
付注第 15 表	ガバナンス指標（実数、2009 年）	341
付注第 16 表	ガバナンス指標（実数、2012 年）	341